

1. 定款および規約等

(1) 定 款

一部改正（3月13日第252回（臨時）議員総会・第778回常議員会）（_____が改正箇所）

旧条文	新条文
（会員の資格） 第11条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。 （1）本商工会議所の地区内において事業活動を行う次に掲げる団体 イ～チ 略 リ 監査法人 ヌ 税理士法人 ル <u>特許業務法人</u> ロ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人 ワ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人及び公益社団法人 カ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般財団法人及び公益財団法人 コ まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人 ク 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 （2）略 （3）略 2 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、会員となることができない。 （1）略 （2）略 （3）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （4）略	（会員の資格） 第11条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。 （1）本商工会議所の地区内において事業活動を行う次に掲げる団体 イ～チ 略 リ 監査法人 ヌ <u>司法書士法人</u> ル 税理士法人 ロ <u>行政書士法人</u> ワ <u>弁理士法人</u> カ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人 コ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人及び公益社団法人 ク 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般財団法人及び公益財団法人 レ まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人 ロ 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 （2）略 （3）略 2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、会員となることができない。 （1）略 （2）略 （3）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （4）略
（役員の任免） 第 34 条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する 1 人の者。以下<u>本条</u>において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。 2～8 略 9 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、役員になることができない。 （1）略 （2）略 （3）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過するまでの者 （4）略 10 略	（役員の任免） 第 34 条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する 1 人の者。以下<u>この条</u>において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。 2～8 略 9 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、役員になることができない。 （1）略 （2）略 （3）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過するまでの者 （4）略 10 略

1. 定款および規約等 (2)規約等

	附 則 (<u>実施の時期</u>) 1 <u>第 11 条 (会員の資格) 第 1 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 1 3 日から実施し、第 11 条 (会員の資格) 第 2 項、第 34 条 (役員の任免) の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。</u>

(2) 規 約 等

①東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規約

一部改正（12月12日第250回（臨時）議員総会・第775回常議員会）（ が改正箇所）

旧条文	新条文
(選挙立会人) 第 8 条 委員長は、委員のうちから選挙立会人若干名を選任する。 2 略 3 略	(選挙立会人) 第 8 条 委員長は、委員又は<u>会員（法人その他の団体においては、選挙立会人の職務を行う者1名を定め、委員長に届け出るものとする。）</u>のうちから選挙立会人若干名を選任する。 2 略 3 略
(選挙の方法) 第 21 条 選挙は、単記無記名投票によって行う。 2 投票は、電磁的記録式投票機（当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている議員の候補者のいずれかを選択し、かつ当該候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することが出来る機械をいう。以下同じ。）を用いて行う。但し、委員長は、電磁的記録式投票機による投票が困難であると認める場合、立会人の意見を聴き、投票用紙を用いて投票させることができる。	(選挙の方法) 第 21 条 選挙は、単記無記名投票によって行う。 2 投票は、電磁的記録式投票機（当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている議員の候補者のいずれかを選択し、かつ当該候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することが出来る機械をいう。以下同じ。）を用いる方法又は<u>電子情報処理組織を使用する方法により行う。</u>但し、委員長は、電磁的記録式投票機による投票が困難であると認める場合、<u>選挙立会人の意見を聴き、投票用紙を用いて投票させることができる。</u>
(選挙人) 第 22 条 投票は、第 20 条第 1 項に規定する選挙人名簿の確定した日において、選挙人名簿に登録された会員及び会員以外の特定商工業者（以下「選挙人」と総称する。）をもって行う。 2 選挙人は、選挙の当日、投票の時間中に、自ら投票場に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票しなければならない。	(選挙人) 第 22 条 投票は、第 20 条第 1 項に規定する選挙人名簿の確定した日において、選挙人名簿に登録された会員及び会員以外の特定商工業者（以下「選挙人」と総称する。）をもって行う。 2 選挙人は、選挙の当日又は別途定める期日前投票の期間中、投票の時間中に、自ら投票場に行き、又は<u>電子情報処理組織を使用する方法により、選挙人名簿の対照を経て、投票しなければならない。</u>
(投票方法) 第 23 条 選挙管理委員会は、電磁的記録式投票機を使用する場合、選挙の当日までに、投票場に必要な機器を設置する。 2 選挙管理委員会は、投票用紙を使用する場合、選挙の当日、投票場において選挙人に投票用紙を交付する。 3 電磁的記録式投票機の仕様及び投票用紙の様式は、別に定める。	(投票方法) 第 23 条 選挙管理委員会は、電磁的記録式投票機を使用する場合、選挙の当日又は期日前投票の日までに、投票場に必要な機器を設置する。 2 選挙管理委員会は、投票用紙を使用する場合、選挙の当日又は期日前投票の日に、投票場において選挙人に投票用紙を交付する。 3 電磁的記録式投票機の仕様、<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>及び投票用紙の様式は別に定める。

(投票行為) 第24条 選挙人は、投票場において、電磁的記録式投票機を用いて投票する。但し、第21条第2項但書に規定する場合、選挙人は、投票用紙を用いて投票することができる。 2 選挙人は、電磁的記録式投票機を用いて投票する際は、投票する議員の候補者1名を定め、電磁的記録式投票機における投票処理を操作することにより行う。 3 選挙人は、投票用紙を用いて投票する際は、投票する議員の候補者1名を定め、投票用紙を投票箱に投函することにより行う。	(投票行為) 第24条 選挙人は、投票場において、電磁的記録式投票機を用いる方法、又は電子情報処理組織を使用する方法により投票する。但し、第21条第2項但書に規定する場合、選挙人は、投票用紙を用いて投票することができる。 2 選挙人は、電磁的記録式投票機を用いて投票する際は、投票する議員の候補者1名を定め、電磁的記録式投票機における投票処理を操作することにより行う。 3 選挙人は、電子情報処理組織を使用する方法により投票する際は、投票する議員の候補者1名を定め、電磁的方法による投票処理を操作することにより行う。 4 選挙人は、投票用紙を用いて投票する際は、投票する議員の候補者1名を定め、投票用紙を投票箱に投函することにより行う。
(無効投票) 第33条 次の投票は、これを無効とする。 (1) 会員または特定商工業者の資格を有しない者（代理人を除く）によるもの (2) 電磁的記録式投票機において投票する候補者を定めなかったもの 2 略	(無効投票) 第33条 次の投票は、これを無効とする。 (1) 会員または特定商工業者の資格を有しない者（代理人を除く）によるもの (2) 電磁的記録式投票機において投票する候補者を定めなかったもの (3) 電子情報処理組織を使用する方法により投票する候補者を定めなかったもの 2 略
	附 則 (令和6年12月12日) この規約は、令和6年12月12日から実施する。

一部改正（3月13日第252回（臨時）議員総会・第778回常議員会）（ が改正箇所）

旧条文	新条文
(被選挙権) 第12条 会員は、議員に選任される権利（以下「被選挙権」という。）を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙権を行使することができない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終了した日又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過するまでの者 (5) 略	(被選挙権) 第12条 会員は、議員に選任される権利（以下「被選挙権」という。）を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙権を行使することができない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終了した日又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過するまでの者 (5) 略
(被選任権) 第50条 会員は、その所属する部会において主要業種別に2号議員に選任される権利（以下「被選任権」という。）を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選任権を有しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略	(被選任権) 第50条 会員は、その所属する部会において主要業種別に2号議員に選任される権利（以下「被選任権」という。）を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選任権を有しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略

1. 定款および規約等 (2)規約等

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終了した日又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過するまでの者 2 略	(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終了した日又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過するまでの者 2 略
	附 則 (令和7年3月13日) <u>この規約は、令和7年6月1日から実施する。</u>

2. 組織

(1) 会 員

① 会 員 数

(2025年3月31日現在)

種別 \ 区分	2023年度末現在会員数	2024年度新規加入者数	2024年度脱退者数	種別変更	2024年度末現在会員数
法 人	66,540	4,582	3,598	49	67,573
団 体	2,780	133	106	11	2,818
個 人	14,442	1,572	1,318	-78	14,618
特 別	955	250	94	18	1,129
合 計	84,717	6,537	5,116	0	86,138

1) 会費負担口数別会員数

(2025年3月31日現在)

口数 \ 区分	法 人	団 体	個 人	特 別	合 計
1 口	34,293	2,112	14,507	850	51,762
2 口	9,715	364	71	175	10,325
3 口	13,890	127	21	50	14,088
4 口	3,427	64	3	26	3,520
5 口	1,947	60	4	10	2,021
6 口	967	37	0	7	1,011
7 口	57	3	2	0	62
8 口	1,414	15	1	1	1,431
9 口	19	2	1	0	22
10 口	810	24	8	3	845
11 口	20	0	0	0	20
12 口	11	1	0	0	12
13 口	116	0	0	0	116
14 口	13	0	0	1	14
15 口	20	1	0	0	21
16 口	136	1	0	0	137
17 口	8	0	0	0	8
18 口	5	0	0	0	5
19 口	65	1	0	1	67
20 口	53	5	0	2	60
21 口	4	0	0	0	4
22 口	58	0	0	0	58
23 口	3	0	0	0	3
25 口	54	0	0	0	54
26 口	3	0	0	1	4
27 口	1	0	0	0	1
28 口	52	0	0	1	53
29 口	2	0	0	0	2
30 口	24	0	0	0	24
31 口	23	0	0	0	23
32 口	3	0	0	0	3
33 口	5	0	0	0	5
34 口	24	0	0	0	24
35 口	12	0	0	1	13
36 口	1	0	0	0	1
37 口	11	0	0	0	11
40 口	43	0	0	0	43
43 口	12	0	0	0	12
45 口	15	0	0	0	15
46 口	12	1	0	0	13
48 口	2	0	0	0	2
49 口	10	0	0	0	10
50 口	5	0	0	0	5

2. 組織 (1) 会員

口数 \ 区分	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
52 口	12	0	0	0	12
53 口	1	0	0	0	1
54 口	1	0	0	0	1
55 口	39	0	0	0	39
56 口	1	0	0	0	1
57 口	2	0	0	0	2
58 口	2	0	0	0	2
60 口	31	0	0	0	31
63 口	1	0	0	0	1
65 口	18	0	0	0	18
66 口	2	0	0	0	2
68 口	2	0	0	0	2
70 口	8	0	0	0	8
73 口	1	0	0	0	1
74 口	1	0	0	0	1
75 口	8	0	0	0	8
76 口	1	0	0	0	1
80 口	7	0	0	0	7
85 口	3	0	0	0	3
86 口	1	0	0	0	1
90 口	1	0	0	0	1
95 口	3	0	0	0	3
100 口	3	0	0	0	3
105 口	6	0	0	0	6
108 口	1	0	0	0	1
110 口	4	0	0	0	4
115 口	1	0	0	0	1
116 口	1	0	0	0	1
119 口	1	0	0	0	1
120 口	3	0	0	0	3
125 口	4	0	0	0	4
130 口	3	0	0	0	3
135 口	1	0	0	0	1
138 口	1	0	0	0	1
145 口	4	0	0	0	4
150 口	1	0	0	0	1
155 口	1	0	0	0	1
160 口	1	0	0	0	1
162 口	1	0	0	0	1
165 口	2	0	0	0	2
170 口	1	0	0	0	1
180 口	1	0	0	0	1
185 口	2	0	0	0	2
200 口	2	0	0	0	2
205 口	1	0	0	0	1
210 口	1	0	0	0	1
215 口	2	0	0	0	2
220 口	3	0	0	0	3
235 口	1	0	0	0	1
260 口	1	0	0	0	1
265 口	1	0	0	0	1
270 口	1	0	0	0	1
305 口	1	0	0	0	1
320 口	1	0	0	0	1
380 口	1	0	0	0	1
407 口	1	0	0	0	1
610 口	1	0	0	0	1
821 口	1	0	0	0	1
総合計	67, 573	2, 818	14, 618	1, 129	86, 138

2) 地区別資本金別会員数・口数

(2025年3月31日現在)

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,557	624	2,461	657	369	214	348	6,230	465	989	0	7,684	30,595
中央	1,881	663	2,493	634	370	212	306	6,559	292	1,025	0	7,876	24,046
港	2,052	701	2,251	620	368	222	336	6,550	313	943	0	7,806	26,274
新宿	1,386	512	1,534	305	153	59	95	4,044	225	745	0	5,014	12,993
文京	660	203	901	145	54	20	36	2,019	85	415	0	2,519	6,036
台東	1,011	451	1,470	251	94	38	45	3,360	104	454	0	3,918	8,420
北	603	181	555	68	23	9	12	1,451	80	518	0	2,049	3,597
荒川	595	175	607	64	15	2	3	1,461	52	361	0	1,874	3,325
品川	821	236	966	247	117	65	87	2,539	91	434	0	3,064	8,720
目黒	689	177	537	70	34	6	11	1,524	39	447	0	2,010	3,465
大田	936	235	1,282	216	66	27	32	2,794	102	639	0	3,535	7,629
世田谷	1,300	283	853	126	34	16	14	2,626	116	966	0	3,708	5,773
渋谷	2,021	598	1,530	245	105	43	66	4,608	161	682	0	5,451	11,753
中野	585	131	501	74	29	6	18	1,344	74	433	0	1,851	3,481
杉並	819	195	691	87	22	5	5	1,824	68	642	0	2,534	3,947
豊島	974	352	973	160	54	13	26	2,552	91	548	0	3,191	6,207
板橋	902	245	875	114	31	8	12	2,187	65	666	0	2,918	5,130
練馬	837	236	708	77	15	6	7	1,886	58	749	0	2,693	4,109
江東	872	290	1,099	218	82	58	65	2,684	88	566	0	3,338	8,297
墨田	787	243	985	139	57	16	29	2,256	69	404	0	2,729	5,574
足立	1,220	395	1,011	106	15	7	4	2,758	59	760	0	3,577	5,604
葛飾	871	240	735	47	10	4	4	1,911	77	622	0	2,610	3,816
江戸川	1,021	319	958	73	19	11	5	2,406	44	610	0	3,060	4,967
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,129	1,129	1,746
	24,400	7,685	25,976	4,743	2,136	1,067	1,566	67,573	2,818	14,618	1,129	86,138	205,504

3) 業種別資本金別会員数

(2025年3月31日現在)

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	2	1	6	3	1	1	9	23	0	0	0	23
建設業	2,358	925	3,225	509	189	76	133	7,415	1	621	70	8,107
製造業	2,161	688	4,977	1,087	488	311	570	10,282	4	672	148	11,106
電気・ガス・熱供給・水道業	76	4	14	9	12	8	14	137	0	11	1	149
情報通信業	3,114	889	2,694	458	244	98	96	7,593	13	495	94	8,195
運輸業	377	168	927	198	86	42	88	1,886	4	825	16	2,731
卸売業	2,465	1,329	5,507	1,121	461	314	256	11,453	8	447	102	12,010
小売業	2,027	671	1,415	174	80	21	50	4,438	8	994	48	5,488
金融・保険業	1,422	61	203	35	36	24	152	1,933	124	216	8	2,281
不動産業	1,779	624	1,952	318	164	51	86	4,974	2	801	21	5,798
教育・学習支援業	4,373	1,005	2,466	372	158	64	45	8,483	889	6,505	382	16,259
宿泊業	124	25	67	17	23	5	8	269	2	23	1	295
飲食店	1,212	441	431	83	22	2	10	2,201	2	1,299	8	3,510
サービス業	2,433	716	1,983	333	159	46	47	5,717	85	1,219	54	7,075
医療・福祉	448	117	100	23	10	2	1	701	190	468	14	1,373
団体	4	3	3	0	1	2	0	13	1,457	4	15	1,489
その他	25	18	6	3	2	0	1	55	29	18	147	249
合計	24,400	7,685	25,976	4,743	2,136	1,067	1,566	67,573	2,818	14,618	1,129	86,138

※2007年11月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

2. 組織 (1) 会員

4) 地区別業種別会員数

(2025年3月31日現在)

	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給 ・水道業	情報 通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・ 保険業	不動産 業	飲食店	宿泊業	医療・ 福祉	教育・ 学習 支援業	サービ ス業	団体	その他	合計
千代田	8	295	787	15	1,131	102	1,243	281	256	425	188	20	67	2,123	518	207	18	7,684
中 央	1	303	883	13	885	157	1,657	409	246	442	377	26	61	1,733	511	167	5	7,876
港	3	317	707	27	1,099	205	1,142	377	158	563	255	31	80	1,986	678	168	10	7,806
新 宿	1	293	387	10	801	55	499	283	155	374	228	37	68	1,220	506	91	6	5,014
文 京	1	177	390	3	286	29	375	173	36	163	111	10	51	482	185	43	4	2,519
台 東	2	242	711	4	315	34	991	310	80	179	178	30	31	512	230	65	4	3,918
北	0	283	292	5	89	76	230	162	52	147	119	7	48	314	185	35	5	2,049
荒 川	0	241	434	3	82	56	272	148	35	110	73	4	46	202	137	29	2	1,874
品 川	3	265	490	5	316	115	414	193	87	175	122	17	38	512	254	54	4	3,064
目 黒	0	133	224	3	183	19	237	188	48	164	115	5	37	414	208	29	3	2,010
大 田	1	432	831	4	148	169	452	207	117	214	117	14	52	442	270	62	3	3,535
世田谷	0	415	278	4	303	85	363	314	106	324	190	3	93	798	355	72	5	3,708
渋 谷	1	225	429	13	931	90	611	327	127	402	214	18	73	1,313	589	80	8	5,451
中 野	0	216	141	3	165	39	183	149	44	177	107	4	36	363	177	45	2	1,851
杉 並	0	327	203	5	176	61	258	238	76	248	126	3	59	450	254	45	5	2,534
豊 島	1	277	301	3	359	29	356	186	94	342	162	25	48	671	298	35	4	3,191
板 橋	0	523	520	4	131	149	274	226	67	203	124	5	71	361	224	33	3	2,918
練 馬	0	548	200	7	138	184	267	194	67	213	105	4	82	441	212	29	2	2,693
江 東	0	395	483	3	209	247	608	234	73	173	122	6	59	397	271	56	2	3,338
墨 田	0	305	654	5	110	66	523	165	77	149	112	15	44	287	180	37	0	2,729
足 立	1	770	585	4	94	309	367	258	101	215	131	4	82	330	296	28	2	3,577
葛 飾	0	425	552	3	65	151	249	193	88	184	131	3	77	234	211	41	3	2,610
江戸川	0	630	476	2	85	288	337	225	83	191	95	3	56	292	272	23	2	3,060
特 別	0	70	148	1	94	16	102	48	8	21	8	1	14	382	54	15	147	1,129
総合計	23	8,107	11,106	149	8,195	2,731	12,010	5,488	2,281	5,798	3,510	295	1,373	16,259	7,075	1,489	249	86,138

※2007年11月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

② 部 会

(2025年3月31日現在)

部 会 名	所 属 業 種	所属部会員数
商 業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	11,117
商 業 卸 売	卸売業	9,638
工 業	製造業	7,503
資 源 ・ エ ネ ル ギ ー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	773
貿 易	貿易業	2,849
金 融	銀行業、保険業、証券業他	1,139
交 通 運 輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	2,668
建 設 ・ 不 動 産	総合工事、職別工事、不動産業	14,631
サ ー ビ ス	事業所サービス、専門サービス業他	25,304
情 報 通 信	放送、広告、出版他	7,335

③ 委員会・懇談会

(2025年3月31日現在)

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総合政策	15	中小企業	49	商事取引・法規	27	中小企業のデジタルシフト・DX推進	47
組織・会員サービス向上	26	事業承継対策	39	知的財産戦略	29	健康づくり・文化推進	34
税制	38	イノベーション・スタートアップ	39	首都圏問題	44	中小企業のカーボンニュートラル推進特別	27
労働	31	国際ビジネス環境	24	災害・リスク対策	45	東京の将来を考える懇談会	26
多様な人材活躍	38	社会保障	19	トラベル&ツーリズム	46		
教育・人材育成	31	エネルギー・環境	37	流通・サービス	34		

(2) 特定商工業者

2024年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日 2024年5月2日

資本金または払込済出資総額 1,000万円以上

従業員数 20人以上

(特定商工業者内訳)

(2025年3月31日現在)

区分	特定商工業者	内訳	
		会員	非会員
個人	79	59	20(3)
法人	61,044	36,101	24,943(10,652)
計	61,123	36,160	24,963(10,655)

(注) 1. 商工会議所法第12条第2項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち2024年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1) 負担金額 2,500円(均一賦課)

(2) 同意を得た数 50,260件

2. 表中の非会員欄の()は同意・負担金納入者数

(3) 役員

① 役員の定数および実数

(2025年3月31日現在)

区分	定数	実数	区分	定数	実数
会頭	1	1	常議員	50	50
副会頭	4	11(注)	監事	3	3
専務理事	1	1	理事	4	4

(注) 副会頭に準ずる者7名を含む。

2. 組織 (4) 議員

② 役員の氏名

(2025年3月31日現在)

役員名	氏名	企業の名称および 企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および 企業上の役職
会 頭	小林 健	三菱商事(株)相談役	常 議 員	國 分 勘 兵 衛	国分グループ本社(株)会長兼CEO
名誉会頭	岡 村 正	(株)東芝名誉社友		後 藤 忠 治	セントラルスポーツ(株)会長
	三 村 明 夫	日本製鉄(株)名誉会長		後 藤 信 夫	(株)帝国データバンク社長
副 会 頭	野 本 弘 文	東急(株)会長		後 藤 亘	東京トポリカテレビジョン(株)名誉相談役
	田 川 博 己	(株)JTB相談役		今 野 由 梨	ダイヤル・サービス(株)社長
	広 瀬 道 明	東京ガス(株)相談役		澁 谷 哲 一	(一社)東京都信用金庫協会顧問
	金 子 眞 吾	TOPPAN ホールディングス(株)会長		杉 江 俊 彦	(株)三越伊勢丹会長
	斎 藤 保	(株)IHI 特別顧問		関 根 正 裕	(株)商工組合中央金庫社長
	上 條 努	サッポロホールディングス(株)名誉顧問		高 島 誠	(株)三井住友銀行会長
	大 島 博	(株)千正屋総本店社長		高 野 吉 太 郎	(株)新宿高野社長
	倉 石 誠 司	本田技研工業(株)特別顧問		滝 久 雄	(株)エスケープぐるなび・エスケープ創業者会長
	阿 部 貴 明	丸源飲料工業(株)社長		多 田 憲 之	東映(株)会長
	中 村 邦 晴	住友商事(株)特別顧問		田 沼 千 秋	(株)グリーンハウス社長
	浅 野 秀 則	(株)フォーシーズグループ代表		綱 川 智	(株)東芝特別顧問
専務理事	伊 藤 仁			長 岡 勤	(株)東京ドーム社長COO
監 事	木 村 恵 司	三菱地所(株)特別顧問		中 村 節 雄	(株)中村塗装店会長
	石 井 卓 爾	三和テクノロジーズ(株)会長		日 覺 昭 廣	東レ(株)会長
	小 林 功	(株)きらぼし銀行顧問		服 部 津 貴 子	(学)服部学園常務理事
常 議 員	秋 田 正 紀	(株)松屋会長		濱 逸 夫	ライオン(株)相談役
	池 田 朝 彦	東京レジャー(株)会長		東 原 敏 昭	(株)日立製作所取締役会長 代表執行役
	市 川 晃	住友林業(株)会長		藤 井 隆 太	(株)龍角散社長
	井 上 福 造	東日本電信電話(株)相談役		細 田 安 兵 衛	(株)榮太樓總本舗会長
	今 井 正	日本製鉄(株)社長		本 多 保 隆	(株)アリスマジック社長
	今 井 雅 則	戸田建設(株)会長		宮 入 正 英	(株)宮入社長
	江 頭 敏 明	三井住友海上火災保険(株)名誉顧問		宮 崎 親 男	(株)世界貿易センタービルディング社長
	江 田 敏 彦	ビリングシステム(株)社長		森 洋 二	(株)ワールドケミカル会長
	大 久 保 秀 夫	(株)フォーバル会長		矢 口 敏 和	グローブシップ(株)社長
	大 谷 信 義	松竹(株)名誉会長		安 永 竜 夫	三井物産(株)会長
	大 山 忠 一	光陽産業(株)会長		山 本 学	デンカ(株)会長
	岡 田 元 也	イオン(株)会長		渡 部 肇 史	電源開発(株)会長
	小 口 英 器	オーウイル(株)会長		渡 辺 元	渡辺パイプ(株)会長
	押 味 至 一	鹿島建設(株)会長		鰐 渕 美 恵 子	(株)銀座テラーグループ会長
	梶 浦 卓 一	三機工業(株)特別顧問	常 務 理 事	小 林 治 彦	
	桑 島 俊 彦	東京都商店街連合会名誉会長	理 事・事務局長	湊 元 良 明	
	幸 本 智 彦	アクサ生命保険(株)副社長	理 事	上 田 裕 子	
	郡 正 直	郡リース(株)会長	理 事	大 下 英 和	

(4) 議 員

① 議員の定数および実数

(2025年3月31日現在)

区 分	定 数	実 数
1 号 議 員	76	76
2 号 議 員	52	52
3 号 議 員	22	22
計	150	150

② 議 員

(2025年3月31日現在)

議 員 名 称	議員の職務を行う者の 役 職 ・ 氏 名	所 属 部 会
(株) I H I	特別顧問 斎 藤 保	工業
愛 知 産 業 (株)	社 長 井 上 博 貴	工業
ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長 幸 本 智 彦	金融
(株) 浅 井	会 長 浅 井 隆	交通運輸
旭 化 成 (株)	会 長 小 堀 秀 毅	工業
朝 日 信 用 金 庫	理 事 長 伊 藤 康 博	金融
ア チ ー ブ メ ン ト (株)	会長兼社長 青 木 仁 志	サービス
(株) ア テ ナ	社 長 渡 辺 剛 彦	情報通信
(株) ア プ リ コ ッ ト	会 長 畠 山 笑 美 子	情報通信
(株) ア リ ス マ ジ ッ ク	社 長 本 多 保 隆	情報通信
イ オ ン (株)	会 長 岡 田 元 也	商業
(株) 石 井 鐵 工 所	社 長 石 井 宏 明	工業
い で あ (株)	社 長 田 畑 彰 久	サービス
(株) 伊 藤 園	名 誉 会 長 本 庄 八 郎	商業
伊 藤 忠 商 事 (株)	社長COO 石 井 敬 太	商業卸売
(株) 榮 太 樓 總 本 舗	会 長 細 田 安 兵 衛	商業
A N A ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	相 談 役 大 橋 洋 治	交通運輸
S M K (株)	社 長 池 田 靖 光	工業
(株) エ ス ケ ー ビ ー	顧問 滝 久 雄	サービス
(株) N T T ド コ モ	相 談 役 吉 澤 和 弘	情報通信
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	会 長 加 来 正 年	工業
オ ー ウ イ ル (株)	会 長 小 口 英 器	貿易
大 崎 電 気 工 業 (株)	会 長 渡 辺 佳 英	工業
(株) オンワードホールディングス	社 長 保 元 道 宣	商業卸売
鹿 島 建 設 (株)	会 長 押 味 至 一	建設・不動産
梶 原 工 業 (株)	社 長 梶 原 靖 友	工業
学 片 柳 学 園	理 事 長 千 葉 茂	サービス
(株) 桂 川 精 螺 製 作 所	社 長 石 井 昌 景	工業
(株) 関 電 工	特別顧問 後 藤 清	建設・不動産
(株) き ら ぼ し 銀 行	顧 問 小 林 功	金融
(株) 銀 座 テ ー ラ ー グ ル ー プ	会 長 鰐 淵 美 恵 子	商業
(株) グ リ ー ン ハ ウ ス	社 長 田 沼 千 秋	商業
グ ロ ー プ シ ッ プ (株)	社 長 矢 口 敏 和	サービス
(株) 啓 文 社	社 長 小 淵 浩 史	情報通信
(株) 興 銀 不 動 産 開 発	社 長 矢 部 文 雄	建設・不動産
光 陽 産 業 (株)	会 長 大 山 忠 一	工業
郡 リ ー ス (株)	会 長 郡 正 直	建設・不動産
国 分 グ ル ー プ 本 社 (株)	会長兼CEO 國 分 勘 兵 衛	商業卸売

2. 組織 (4) 議員

議 員 名 称	議員の職務を行う者の の 役 職 ・ 氏 名	所 属 部 会
(株) 小 松 ス ト ア ー	副 社 長 小 坂 誓	商業
(株) コ ル ノ マ カ ロ ニ ー	社 長 井 口 勲 男	商業
サ ッ ポ ロ ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	名 誉 顧 問 上 條 努	工業
三 機 工 業 (株)	特 別 顧 問 梶 浦 卓 一	建設・不動産
山 九 (株)	会 長 中 村 公 一	交通運輸
(株) サ ン シ ャ イ ン シ テ ィ	社 長 脇 英 美	建設・不動産
三 和 テ ク ノ ロ ジ ー ズ (株)	会 長 石 井 卓 爾	工業
(株) J T B	相 談 役 田 川 博 己	サービス
J . フ ロ ン ト リ テ イ リ ン グ (株)	取 締 役 好 本 達 也	商業
(株) シ オ ザ ワ	社 長 塩 澤 好 久	商業卸売
(株) 資 生 堂	監 査 役 シニアアドバイザー 魚 谷 雅 彦	商業
清 水 建 設 (株)	会 長 宮 本 洋 一	建設・不動産
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	社 長 関 根 正 裕	金融
松 竹 (株)	名 誉 会 長 大 谷 信 義	サービス
(株) 新 吉	社 長 富 永 新 三 郎	商業
(株) 新 宿 高 野	社 長 高 野 吉 太 郎	商業
(株) す か い ら ー く ホ ー ル デ ィ ン グ ス	社 長 金 谷 実	商業
住 友 商 事 (株)	特 別 顧 問 中 村 邦 晴	貿易
住 友 林 業 (株)	会 長 市 川 晃	建設・不動産
セ イ コ ー グ ル ー プ (株)	監 査 グループアドバイザー 服 部 真 二	商業卸売
(株) 世界貿易センタービルディング	社 長 宮 崎 親 男	商業
セ コ ム (株)	特 別 顧 問 中 山 泰 男	サービス
(株) セブン&アイ・ホールディングス	社 長 井 阪 隆 一	商業
セ ン ト ラ ル ス ポ ー ツ (株)	会 長 後 藤 忠 治	商業
(株) 千 疋 屋 総 本 店	社 長 大 島 博	商業
綜 合 警 備 保 障 (株)	特 別 顧 問 青 山 幸 恭	サービス
双 日 (株)	会 長 藤 本 昌 義	貿易
ソ ニ ー グ ル ー プ (株)	会 長 CEO 吉 田 憲 一 郎	工業
第 一 三 共 (株)	常 勤 顧 問 中 山 讓 治	工業
醍 醐 ビ ル (株)	社 長 田 中 常 雅	建設・不動産
大 成 建 設 (株)	会 長 田 中 茂 義	建設・不動産
大 東 京 信 用 組 合	会 長 柳 沢 祥 二	金融
大 日 本 印 刷 (株)	社 長 北 島 義 斉	情報通信
ダ イ ヤ ル ・ サ ー ビ ス (株)	社 長 今 野 由 梨	情報通信
(株) 高 島 屋	社 長 村 田 善 郎	商業
(株) 帝 国 デ ー タ バ ン ク	社 長 後 藤 信 夫	情報通信
(株) 帝 国 ホ テ ル	社 長 定 保 英 弥	商業
デ ン カ (株)	会 長 山 本 学	工業
電 源 開 発 (株)	会 長 渡 部 肇 史	資源・エネルギー
(株) 電 通 グ ル ー プ	社長グローバルCEO 五 十 嵐 博	サービス

議 員 名 称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所 属 部 会
東 映 (株)	会 長 多 田 憲 之	サービス
東 急 (株)	会 長 野 本 弘 文	商業
東 急 建 設 (株)	社 長 寺 田 光 宏	建設・不動産
(株) 東 急 百 貨 店	社 長 大 石 次 則	商業
東 急 不 動 産 ホールディングス (株)	会 長 金 指 潔	建設・不動産
(株) 東 京 會 館	社 長 渡 辺 訓 章	商業
東 京 海 上 日 動 火 災 保 險 (株)	相 談 役 北 沢 利 文	金融
東 京 ガ ス (株)	相 談 役 広 瀬 道 明	資源・エネルギー
東京電力ホールディングス (株)	社 長 小 早 川 智 明	資源・エネルギー
(株) 東 京 ド ー ム	社長COO 長 岡 勤	サービス
東 京 都 商 店 街 連 合 会	名 誉 会 長 桑 島 俊 彦	商業
(一社) 東京都信用金庫協会	顧 問 澁 谷 哲 一	金融
東京メトロホリタニテレビジョン (株)	名誉相談役 後 藤 亘	情報通信
(株) 東 京 流 通 セ ン タ ー	社 長 有 森 鉄 治	商業
東 京 レ ジ ャ ー (株)	会 長 池 田 朝 彦	サービス
東 光 薬 品 工 業 (株)	社 長 小 林 洋 一	工業
(株) 東 芝	特別顧問 綱 川 智	工業
東 洋 熱 工 業 (株)	社 長 谷 口 昌 伸	建設・不動産
東 レ (株)	会 長 日 覺 昭 廣	工業
戸 田 建 設 (株)	会 長 今 井 雅 則	建設・不動産
T O P P A N ホールディングス (株)	会 長 金 子 眞 吾	情報通信
(株) 中 村 塗 装 店	会 長 中 村 節 雄	建設・不動産
日 本 製 鉄 (株)	社 長 今 井 正	工業
日 本 通 運 (株)	社 長 竹 添 進 二 郎	交通運輸
日 本 郵 船 (株)	特別顧問 内 藤 忠 顕	交通運輸
日 本 航 空 (株)	副 会 長 清 水 新 一 郎	交通運輸
日 本 証 券 業 協 会	会 長 森 田 敏 夫	金融
(学) 日 本 女 子 大 学	理 事 長 今 市 涼 子	サービス
(株) 日 本 レ ー ザ ー	会 長 近 藤 宣 之	貿易
(学) 服 部 学 園	常 務 理 事 服 部 津 貴 子	サービス
東 日 本 電 信 電 話 (株)	相 談 役 井 上 福 造	情報通信
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	副 社 長 伊 勢 勝 巳	交通運輸
(株) 日 立 製 作 所	取締役会長 代表執行役 東 原 敏 昭	工業
ビ リ ン グ シ ス テ ム (株)	社 長 江 田 敏 彦	サービス
廣 瀬 ビ ル デ ィ ン グ (株)	社 長 廣 瀬 直 之	建設・不動産
(株) フ ォ ー シ ー ズ	グループ代表 浅 野 秀 則	商業卸売
(株) フ ォ ー バ ル	会 長 大 久 保 秀 夫	サービス
藤 田 観 光 (株)	会 長 伊 勢 宜 弘	サービス
富士フイルムビジネスイノベーション (株)	社長・CEO 浜 直 樹	情報通信
(株) フ ジ マ ッ ク	社 長 熊 谷 光 治	建設・不動産

2. 組織 (4) 議員

議 員 名 称	議員の職務を行う者の 役 職 ・ 氏 名	所 属 部 会
(株) ベ ア ー ズ	副 社 長 高 橋 ゆ き	サービス
本 田 技 研 工 業 (株)	特 別 顧 問 倉 石 誠 司	工業
前 田 建 設 工 業 (株)	社 長 前 田 操 治	建設・不動産
(株) 松 久 グ ル ー プ	社 長 神 谷 隆 一	サービス
(株) 松 屋	会 長 秋 田 正 紀	商業
丸 源 飲 料 工 業 (株)	社 長 阿 部 貴 明	工業
(株) 丸 高 工 業	社 長 高 木 一 昌	建設・不動産
丸 紅 (株)	会 長 國 分 文 也	貿易
(株) みずほフィナンシャルグループ	特 別 顧 問 坂 井 辰 史	金融
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 (株)	名 誉 顧 問 江 頭 敏 明	金融
(株) 三 井 住 友 銀 行	会 長 高 島 誠	金融
三 井 物 産 (株)	会 長 安 永 竜 夫	貿易
三 井 不 動 産 (株)	相 談 役 岩 沙 弘 道	建設・不動産
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル (株)	社 長 嘉 村 徹	建設・不動産
(株) 三 越 伊 勢 丹	会 長 杉 江 俊 彦	商業
三 菱 ケ ミ カ ル (株)	シニアエグゼクティブコンサルタント 石 塚 博 昭	工業
三 菱 商 事 (株)	相 談 役 小 林 健	貿易
三 菱 電 機 (株)	社 長 漆 間 啓	工業
三 菱 マ テ リ ア ル (株)	会 長 竹 内 章	資源・エネルギー
(株) 三 菱 U F J 銀 行	特 別 顧 問 小 山 田 隆	金融
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	会 長 池 谷 幹 男	金融
(株) 宮 入	社 長 宮 入 正 英	商業卸売
(株) モ ス フ ー ド サ ー ビ ス	社 長 中 村 栄 輔	商業
森 ビ ル (株)	社 長 辻 慎 吾	建設・不動産
山 崎 金 属 産 業 (株)	社 長 山 崎 洋 一 郎	資源・エネルギー
(株) ヤ マ シ タ	社 長 山 下 和 洋	サービス
(株) 山 下 P M C	社 長 丸 山 優 子	サービス
ヤ マ ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	参 与 山 内 雅 喜	交通運輸
ラ イ オ ン (株)	相 談 役 濱 逸 夫	工業
(株) 龍 角 散	社 長 藤 井 隆 太	工業
(株) ワ ー ル ド ケ ミ カ ル	会 長 森 洋 二	工業
渡 辺 パ イ プ (株)	会 長 渡 辺 元	建設・不動産

③ 名誉議員

(2025年3月31日現在)

氏 名	企 業 の 名 称	企 業 上 の 役 職
神 谷 一 雄	松 久 (株)	社 長
石 井 宏 治	(株) 石 井 鐵 工 所	名 誉 会 長
田 畑 日 出 男	い で あ (株)	会 長
西 澤 宏 繁		
馬 場 彰		

④ 議員待遇者

(2025年3月31日現在)

氏 名	企 業 の 名 称	企 業 上 の 役 職
伊 藤 雅 人	オ ー デ リ ッ ク (株)	社 長
今 村 治 輔	清 水 建 設 (株)	元 会 長
岡 田 明 重	(株) 三 井 住 友 銀 行	名 誉 顧 問
熊 谷 俊 範	(株) フ ジ マ ッ ク	会 長
熊 谷 直 彦	三 井 物 産 (株)	元 会 長
児 玉 幸 治	(一財)機械システム振興協会	顧 問
小 坂 敬	(株) 小 松 ス ト ア ー	会 長
齋 藤 朝 子	(株) ピ ア チ ェ ー レ	顧 問
櫻 田 厚	(株) J O I N T O N E	アドバイザー
多 田 修 人	N S W (株)	名 誉 会 長
辻 亨	丸 紅 (株)	名 誉 理 事
中 村 胤 夫	(株)三越伊勢丹ホールディングス	社 友
根 津 公 一	(株) 東 武 百 貨 店	名 誉 会 長
平 井 克 彦	東 レ (株)	社 友
松 橋 功	(株) J T B	元 会 長
茂 木 友 三 郎	キ ッ コ ー マ ン (株)	取締役名誉会長
山 本 泰 人		

2. 組織 (5) 部会長等

(5) 部会長等

(2025年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
商 業 部 会 長	杉 江 俊 彦	(株) 三 越 伊 勢 丹	会 長
副部会長	高 野 吉 太 郎	(株) 新 宿 高 野	社 長
〃	桑 島 俊 彦	東 京 都 商 店 街 連 合 会	名 誉 会 長
〃	井 阪 隆 一	(株) セブン&アイ・ホールディングス	社 長
〃	鰐 渕 美 恵 子	(株) 銀 座 テ ー ラ ー グ ル ー プ	会 長
商業卸売 部 会 長	浅 野 秀 則	(株) フ ォ ー シ ー ズ	グループ代表
副部会長	宮 入 正 英	(株) 宮 入	社 長
〃	服 部 真 二	セ イ コ ー グ ル ー プ (株)	銀業グループ代表
〃	塩 澤 好 久	(株) シ オ ザ ワ	社 長
工 業 部 会 長	小 堀 秀 毅	旭 化 成 (株)	会 長
副部会長	日 覺 昭 廣	東 レ (株)	会 長
〃	濱 逸 夫	ラ イ オ ン (株)	相 談 役
〃	山 本 学	デ ン カ (株)	会 長
〃	今 井 正	日 本 製 鉄 (株)	社 長
〃	池 田 靖 光	S M K (株)	社 長
ものづくり分科会長	池 田 靖 光	S M K (株)	社 長
ものづくり副分科会長	小 林 洋 一	東 光 薬 品 工 業 (株)	社 長
資源・ 部 会 長	渡 部 肇 史	電 源 開 発 (株)	会 長
エネルギー 副部会長	竹 内 章	三 菱 マ テ リ ア ル (株)	会 長
〃	山 崎 洋 一 郎	山 崎 金 属 産 業 (株)	社 長
〃	牧 野 明 次	岩 谷 産 業 (株)	会長兼CEO
〃	矢 島 幹 也	東 京 都 石 油 業 協 同 組 合	理 事 長
〃	木 藤 俊 一	出 光 興 産 (株)	社 長
貿 易 部 会 長	安 永 竜 夫	三 井 物 産 (株)	会 長
副部会長	小 口 英 器	オ ー ウ イ ル (株)	会 長
〃	藤 本 昌 義	双 日 (株)	会 長
〃	近 藤 宣 之	(株) 日 本 レ ー ザ ー	会 長
金 融 部 会 長	高 島 誠	(株) 三 井 住 友 銀 行	会 長
副部会長	江 頭 敏 明	三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 (株)	名 誉 顧 問
〃	幸 本 智 彦	ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長
〃	澁 谷 哲 一	(一 社) 東 京 都 信 用 金 庫 協 会	顧 問
〃	森 田 敏 夫	日 本 証 券 業 協 会	会 長
〃	池 谷 幹 男	三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	会 長
〃	柳 沢 祥 二	大 東 京 信 用 組 合	会 長
交通運輸 部 会 長	伊 勢 勝 巳	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	副 社 長
副部会長	浅 井 隆	(株) 浅 井	会 長
〃	中 村 公 一	山 九 (株)	会 長
〃	清 水 新 一 郎	日 本 航 空 (株)	副 会 長
建設・ 部 会 長	宮 本 洋 一	清 水 建 設 (株)	会 長
不動産 副部会長	梶 浦 卓 一	三 機 工 業 (株)	特 別 顧 問

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
〃	今 井 雅 則	戸 田 建 設 (株)	会 長
〃	金 指 潔	東急不動産ホールディングス(株)	会 長
〃	押 味 至 一	鹿 島 建 設 (株)	会 長
サービス 部 会 長	中 山 泰 男	セ コ ム (株)	特別顧問
副部会長	滝 久 雄	(株) エヌ ケー ビー	〈るびエヌケービー〉代表取締役会長
〃	服 部 津 貴 子	(学) 服 部 学 園	常務理事
〃	長 岡 勤	(株) 東 京 ド ー ム	社長COO
〃	五 十 嵐 博	(株) 電 通 グ ル ー プ	社長グローバルCEO
〃	伊 勢 宜 弘	藤 田 観 光 (株)	会 長
情報通信 部 会 長	吉 澤 和 弘	(株) N T T ド コ モ	相 談 役
副部会長	今 野 由 梨	ダ イ ヤ ル ・ サ ー ビ ス (株)	社 長
〃	後 藤 信 夫	(株) 帝 国 デ ー タ バ ン ク	社 長
〃	後 藤 亘	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	名誉相談役
〃	北 島 義 斉	大 日 本 印 刷 (株)	社 長
〃	井 上 福 造	東 日 本 電 信 電 話 (株)	相 談 役
〃	浜 直 樹	富士フイルムビジネスイノベーション(株)	社長・CEO

(6) 委員長等

(2025年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
総合政策 委 員 長	斎 藤 保	(株) I H I	特別顧問
共同委員長	中 村 邦 晴	住 友 商 事 (株)	特別顧問
〃	渡 辺 佳 英	大 崎 電 気 工 業 (株)	会 長
組織・会員・向上 委 員 長	上 條 努	サ ッ ポ ロ ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	名誉顧問
共同委員長	高 野 吉 太 郎	(株) 新 宿 高 野	社 長
〃	池 田 朝 彦	東 京 レ ジ ャ ー (株)	会 長
〃	長 岡 勤	(株) 東 京 ド ー ム	社長COO
税 制 委 員 長	阿 部 貴 明	丸 源 飲 料 工 業 (株)	社 長
共同委員長	郡 正 直	郡 リ ー ス (株)	会 長
〃	青 山 幸 恭	綜 合 警 備 保 障 (株)	特別顧問
〃	武 田 健 三	(株) 大崎コンピュータエンジニアリング	社 長
労 働 委 員 長	小 山 田 隆	(株) 三 菱 U F J 銀 行	特別顧問
共同委員長	中 村 公 一	山 九 (株)	会 長
〃	今 井 雅 則	戸 田 建 設 (株)	会 長
多様な人材活躍 委 員 長	矢 口 敏 和	グ ロ ー プ シ ッ プ (株)	社 長
共同委員長	梶 浦 卓 一	三 機 工 業 (株)	特別顧問
〃	近 藤 宣 之	(株) 日 本 レ ー ザ ー	会 長
教育・人材育成 委 員 長	江 頭 敏 明	三井住友海上火災保険(株)	名誉顧問
共同委員長	今 市 涼 子	(学) 日 本 女 子 大 学	理 事 長
〃	千 葉 茂	(学) 片 柳 学 園	理 事 長
中小企業 委 員 長	大 島 博	(株) 千 疋 屋 総 本 店	社 長

2. 組織 (6) 委員長等

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
共同委員長	宮 入 正 英	(株) 宮 入	社 長
〃	関 根 正 裕	(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	社 長
事業承継対策 委 員 長	渡 辺 元	渡 辺 パ イ プ (株)	会 長
共同委員長	塩 澤 好 久	(株) シ オ ザ ワ	社 長
〃	小 林 功	(株) き ら ぼ し 銀 行	顧 問
イノベーション 委 員 長	倉 石 誠 司	本 田 技 研 工 業 (株)	特 別 顧 問
共同委員長	坂 井 辰 史	(株) み ず ほ フ ィ ナ ン シ ャ ル グ ル ー プ	特 別 顧 問
〃	田 沼 千 秋	(株) グ リ ー ン ハ ウ ス	社 長
〃	井 上 博 貴	愛 知 産 業 (株)	社 長
国際ビジネス環境 委 員 長	國 分 文 也	丸 紅 (株)	会 長
共同委員長	小 口 英 器	オ ー ウ イ ル (株)	会 長
〃	鰐 渕 美 恵 子	(株) 銀 座 テ ー ラ ー グ ル ー プ	会 長
〃	藤 本 昌 義	双 日 (株)	会 長
社会保障 委 員 長	中 山 讓 治	第 一 三 共 (株)	常 勤 顧 問
共同委員長	藤 井 隆 太	(株) 龍 角 散	社 長
〃	小 林 洋 一	東 光 薬 品 工 業 (株)	社 長
エネルギー・環境 委 員 長	広 瀬 道 明	東 京 ガ ス (株)	相 談 役
共同委員長	北 沢 利 文	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	相 談 役
〃	渡 部 肇 史	電 源 開 発 (株)	会 長
商事取引・法規 委 員 長	細 田 安 兵 衛	(株) 榮 太 樓 總 本 舗	会 長
共同委員長	中 村 栄 輔	(株) モ ス フ ー ド サ ー ビ ス	社 長
〃	山 崎 洋 一 郎	山 崎 金 属 産 業 (株)	社 長
知的財産戦略 委 員 長	宗 像 直 子	東 京 大 学 公 共 政 策 大 学 院	教 授
共同委員長	濱 逸 夫	ラ イ オ ン (株)	相 談 役
〃	多 田 憲 之	東 映 (株)	会 長
首都圏問題 委 員 長	野 本 弘 文	東 急 (株)	会 長
共同委員長	今 井 雅 則	戸 田 建 設 (株)	会 長
〃	嘉 村 徹	三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル (株)	社 長
〃	脇 英 美	(株) サ ン シ ャ イ ン シ テ ィ	社 長
災害・リスク対策 共同委員長	後 藤 清	(株) 関 電 工	特 別 顧 問
〃	富 永 新 三 郎	(株) 新 吉	社 長
〃	青 山 幸 恭	綜 合 警 備 保 障 (株)	特 別 顧 問
トラベル・リズム 委 員 長	田 川 博 己	(株) J T B	相 談 役
共同委員長	伊 勢 勝 巳	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	副 社 長
〃	清 水 新 一 郎	日 本 航 空 (株)	副 会 長
流通・サービス 委 員 長	宮 入 正 英	(株) 宮 入	社 長
共同委員長	江 田 敏 彦	ビ リ ン グ シ ス テ ム (株)	社 長
〃	佐 藤 仁	(株) 東 急 レ ク リ エ ー シ ョ ン	相 談 役
〃	秋 田 正 紀	(株) 松 屋	会 長
〃	山 内 雅 喜	ヤ マ ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	参 与
中小企業のデジタル 委 員 長	金 子 眞 吾	T O P P A N ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	会 長

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
D X推進 共同委員長	吉 澤 和 弘	(株) N T T ド コ モ	相 談 役
〃	市 川 晃	住 友 林 業 (株)	会 長
〃	浜 直 樹	富士フイルムビジネスイノベーション(株)	社長・CEO
健康づくり・文化推進 委 員 長	服 部 津 貴 子	(学) 服 部 学 園	常 務 理 事
共同委員長	幸 本 智 彦	ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長
〃	澁 谷 哲 一	(一社) 東 京 都 信 用 金 庫 協 会	顧 問
中小企業のか・ポ・ネット 委 員 長	北 沢 利 文	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	相 談 役
推進特別 共同委員長	中 村 公 一	山 九 (株)	会 長
〃	田 畑 彰 久	い で あ (株)	社 長
〃	井 上 博 貴	愛 知 産 業 (株)	社 長
東京の将来を考える懇談会 座 長	中 山 泰 男	セ コ ム (株)	特 別 顧 問
共同座長	伊 勢 勝 巳	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	副 社 長
〃	押 味 至 一	鹿 島 建 設 (株)	会 長

(7) 女性会長等

(2025年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
会 長	畠 山 笑 美 子	(株) ア プ リ コ ッ ト	会 長
副 会 長	田 口 絢 子	(株) ワ ン ・ ス テ ッ プ	社 長
〃	志 賀 律 子	(株) 麻 布 タ マ ヤ	社 長
〃	安 藤 邦 子	安 藤 ビ ル (有)	社 長
〃	倉 光 美 也 子	(株) フ ミ ヤ ス ポ ー ツ	社 長

(8) 青年部会長等

(2025年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
会 長	神 谷 智 洋	(株) 三 共 リ メ イ ク	社 長
副 会 長	木 村 光 範	(一社) I T人財育成フォーラム	代 表 理 事
〃	莊 紘 之	大 庄 商 事 (株)	社 長
〃	田 尻 重 暁	税 理 士 法 人 田 尻 会 計	代表社員 税理士
〃	花 岡 克 己	花 岡 無 線 電 機 (株)	社 長

2. 組織 (9)顧問および参与

(9) 顧問および参与

① 特別顧問

(2025年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
田 中 常 雅	醍醐ビル(株)社長	高 橋 ゆ き	(株)ベアーズ副社長
本 庄 八 郎	(株)伊藤園名誉会長	石 井 敬 太	伊藤忠商事(株)社長ＣＯＯ
渡 辺 佳 英	大崎電気工業(株)会長	杉 江 俊 彦	(株)三越伊勢丹会長
大久保秀夫	(株)フォーバル会長	(部会長兼務)	
今 市 涼 子	(学)日本女子大学理事長	小 堀 秀 毅	旭化成(株)会長
高野吉太郎	(株)新宿高野社長	(部会長兼務)	
國 分 文 也	丸紅(株)会長	渡 部 肇 史	電源開発(株)会長
宮 入 正 英	(株)宮入社長	(部会長兼務)	
北 沢 利 文	東京海上日動火災保険(株)相談役	安 永 竜 夫	三井物産(株)会長
坂 井 辰 史	(株)みずほフィナンシャルグループ特別顧問	(部会長兼務)	
細 田 安 兵 衛	(株)榮太樓總本舗会長	高 島 誠	(株)三井住友銀行会長
		(部会長兼務)	
		伊 勢 勝 巳	東日本旅客鉄道(株)副社長
		(部会長兼務)	
		宮 本 洋 一	清水建設(株)会長
		(部会長兼務)	
		中 山 泰 男	セコム(株)特別顧問
		(部会長兼務)	
		吉 澤 和 弘	(株)ＮＴＴドコモ相談役
		(部会長兼務)	

② 顧 問

(2025年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
小池百合子	東京都知事	杉 山 清 次	
十 倉 雅 和	(一社)日本経済団体連合会会長	福 井 威 夫	本田技研工業(株)社友
新 浪 剛 史	(公社)経済同友会代表幹事	鳥 原 光 憲	東京ガス(株)名誉顧問
植 田 和 男	日本銀行総裁	清 野 智	東日本旅客鉄道(株)顧問
田 中 一 穂	(株)日本政策金融公庫総裁	児 玉 幸 治	(一財)機械システム振興協会顧問
太 田 充	(株)日本政策投資銀行会長	伊 藤 一 郎	旭化成(株)相談役
宮 川 正	(独)中小企業基盤整備機構理事長	佐 々 木 隆	(株)ＪＴＢ元会長
石 黒 憲 彦	(独)日本貿易振興機構理事長	前 田 新 造	(株)資生堂社友
山 本 隆	東京信用保証協会理事長	釜 和 明	(株)ＩＨＩ 特別顧問
安 藤 久 佳	東京中小企業投資育成(株)社長	北 山 禎 介	(株)三井住友銀行名誉顧問
岡 田 卓 也	イオン(株)名誉会長相談役	中 村 満 義	鹿島建設(株)社友
佐々木幹夫	三菱商事(株)元会長	伊 東 孝 紳	本田技研工業(株)社友
川 本 信 彦	本田技研工業(株)社友	垣 内 威 彦	三菱商事(株)会長
浅 地 正 一	浅地事務所代表	三 部 敏 宏	本田技研工業(株)社長
小 島 順 彦	三菱商事(株)元会長	神 谷 一 雄	松久(株)社長
上 條 清 文	東急(株)名誉顧問	中 村 利 雄	(公財)全国中小企業振興機関協会会長
池 田 彰 孝	SMK(株)最高顧問	石 田 徹	

③ 名誉顧問

(2025年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
大 橋 洋 治 國 分 勘 兵 衛	ANAホールディングス(株)相談役 国分グループ本社(株)会長兼CEO	今 野 由 梨	ダイヤル・サービス(株)社長

④ 常任顧問

(2025年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
荒 井 寿 光 植 松 敏 加 留 部 淳 久 保 利 英 明	東京中小企業投資育成(株)特別参与 豊田通商(株)シニアエグゼクティブアドバイザー 日比谷パーク法律事務所代表弁護士	小 林 文 彦 寺 川 彰 永 野 毅 宗 像 直 子	伊藤忠商事(株)副社長CAO 丸紅(株)副社長 東京海上ホールディングス(株)会長 東京大学公共政策大学院教授

⑤ 参 与

(2025年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		岡 本 宏 一	(学)日本女子大学理事・事務局長
久 保 田 政 一 齋 藤 弘 憲 河 津 司 前 田 和 敬 佐 藤 哲 哉 田 中 慎 一	(一社)日本経済団体連合会副会長・事務総長 (公社)経済同友会事務局長・代表理事 (一社)日本貿易会専務理事 (公財)日本生産性本部理事長 全国中小企業団体中央会専務理事 東京都産業労働局局長	大 箭 朋 彦 福 西 浩 一 近 藤 洋 一 郎 頼 雅 之 長 谷 川 智 彦 町 田 祐 二 岩 畦 寛 之	(株)新宿高野役員室 監査役 丸紅(株)グローバル総括部 グローバル渉外課長 (株)宮入執行役員 企画部長 兼 ホームアクション部長 東京海上日動火災保険(株)業務企画部調査企画グループ 部長 (株)みずほフィナンシャルグループ秘書室 ディレクター (株)栄太樓總本舗執行役員 総務経理部長 (株)ベアーズ秘書役
(参 与)		関 本 正 渡 辺 洋 子 井 手 孝 浩 森 正 樹 旭 俊 哉 三 棟 正 博 樋 川 高 嘉 藤 本 聰 大 井 新 兼 本 京 士 郎 白 木 芳 憲 竹 内 大 樹 土 井 武 敏 鳥 越 千 裕 荒 木 康 晴 安 達 亜 希	伊藤忠商事(株)開発・調査部 調査・情報室 室長 (株)三越伊勢丹ホールディングス総務統括部総務企画部秘書・渉外担当長 旭化成(株)秘書室長 電源開発(株)経営企画部 部長代理 三井物産(株)理事 秘書室長 (株)三井住友銀行管理部秘書室 秘書室長 東日本旅客鉄道(株)政策調査室 室長 清水建設(株)コーポレート企画室 副室長 セコム(株)コーポレート広報部 担当部長 (株)NTTドコモ秘書室 担当課長 三菱地所(株)総務部 秘書室長 三和テクノロジー(株)コーポレート本部 総務グループ 部長 (株)きらぼし銀行秘書室 理事 秘書室長 (株)資生堂秘書・渉外部長 兼 チーフDE&Iオフィサー補佐 富士フイルムビジネスイノベーション(株)総務部長 兼 秘書室長 大成建設(株)社長室経営企画部調査室長兼渉外室長
鎌 田 芳 幸 金 内 悟 但 馬 英 俊 武 藤 修 一 宮 本 泰 高 橋 淳 和 田 季 也 土 田 泰 生 橋 本 建 治 堀 谷 大 介 榊 敏 明 福 原 基 文 吉 村 大 介 永 田 隆 松 永 聡 根 本 和 郎 須 田 憲 和	(株)東芝政策渉外室 室長 日本製鉄(株)総務部秘書室 秘書室長 東急(株)常務執行役員 (株)JT B秘書室 政策担当秘書 東京ガス(株)秘書部 相談役秘書役 TOPPAN ホールディングス(株)秘書室 室長 (株)IHI総務部 渉外グループ グループ長 サッポロホールディングス(株)総務部 秘書室長 (株)千正屋総本店総務・人事部 取締役総務・人事部長 本田技研工業(株)取締役役会室 室長 丸源飲料工業(株)執行役員部長 住友商事(株)グローバル戦略推進部 渉外担当 (株)フォーシーズCEOオフィス 上級執行役員 醍醐ビル(株)社長室兼事業企画部 マネージャー (株)伊藤園執行役員 秘書部長 大崎電気工業(株)顧問 (株)フォーバル上席執行役員 会長室長		

2. 組織 (10)支部会長

(10) 支部会長

(2025年3月31日現在)

支部名	氏 名	企業及び企業上の役職	支部名	氏 名	企業及び企業上の役職
千代田	梶 木 一 夫	(株)梶木屋社長	渋 谷	佐 藤 仁	(株)東急レクリエーション相談役
中 央	細 田 安 兵 衛	(株)榮太樓總本舗会長	中 野	正 村 宏 人	(株)東京アスレティッククラブ社長
港	新 保 雅 敏	(株)ほうらいやビル社長	杉 並	和 田 新 也	箱根植木(株)社長
新 宿	高 野 吉 太 郎	(株)新宿高野社長	豊 島	渡 邊 裕 之	渡邊建設(株)社長
文 京	吉 岡 新	共立速記印刷(株)会長	板 橋	岩 月 宏 昌	イワツキ(株)社長
台 東	桑 山 征 洋	(株)桑山会長	練 馬	石 塚 康 夫	新東都テスター(株)社長
北	越 野 充 博	越野建設(株)社長	江 東	鈴 木 健 之	鈴直商事(株)社長
荒 川	富 永 新 三 郎	(株)新吉社長	墨 田	老 田 勝	墨東化成工業(株)社長
品 川	武 田 健 三	(株)大崎コンピュータエンジニアリング社長	足 立	近 藤 勝	美濃紙業(株)会長
目 黒	菅 野 達 之 介	(株)大丸相談役	葛 飾	浅 川 弘 人	(株)浅川製作所会長
大 田	深 尾 定 男	(株)巴商会会長	江戸川	森 本 勝 也	東亜物流(株)社長
世田谷	飯 野 光 彦	東洋ドライループ(株)社長			

3. 選任および退任

(1) 役員

① 副会頭

山内 隆 司（大成建設㈱名誉顧問）退任（2024年7月30日）

② 専務理事

石田 徹 退任（2024年6月30日）

伊藤 仁 就任（2024年6月13日第247回（臨時）議員総会・第770回常議員会）※7月1日付

③ 常議員

今井 正（日本製鉄㈱社長）就任（2024年3月14日第246回（臨時）議員総会・第767回常議員会）※4月1日付

梶浦 卓一（三機工業㈱特別顧問）就任（2024年3月14日第246回（臨時）議員総会・第767回常議員会）※4月1日付

藤井 隆太（㈱龍角散社長）就任（2024年3月14日第246回（臨時）議員総会・第767回常議員会）※4月1日付

野末 尚（東洋熱工業㈱最高顧問）退任（2024年6月14日ご逝去）

井上 裕之（愛知産業㈱会長）退任（2024年6月25日ご逝去）

梶原 徳二（梶原工業㈱会長）退任（2024年6月30日）

山村 雅之（東日本電信電話㈱相談役）退任（2024年6月30日）

井上 福造（東日本電信電話㈱相談役）就任（2024年7月25日第248回（通常）議員総会）

廣瀬 元夫（廣瀬ビルディング㈱会長）退任（2024年12月30日ご逝去）

大久保 秀夫（㈱フォーバル会長）就任（2025年2月27日第251回（通常）議員総会）

高野 吉太郎（㈱新宿高野社長）就任（2025年2月27日第251回（通常）議員総会）

細田 安兵衛（㈱榮太樓總本舗会長）就任（2025年2月27日第251回（通常）議員総会）

宮崎 親男（㈱世界貿易センタービルディング社長）就任（2025年2月27日第251回（通常）議員総会）

④ 常務理事・理事

上田 裕子 理事就任（2024年3月14日第246回（臨時）議員総会・第767回常議員会）※4月1日付

大下 英和 理事就任（2024年3月14日第246回（臨時）議員総会・第767回常議員会）※4月1日付

湊 元良 明 理事・事務局長退任（2025年3月31日）

(2) 議員

① 議員の職務を行う代表者の変更について

伊藤忠商事㈱（2024年4月1日付）

（新）社長ＣＯＯ 石井 敬太

（旧）専務理事 鈴木 善久

日本航空㈱（2024年4月1日付）

（新）副会長 清水 新一郎

（旧）会長 植木 義晴

日本製鉄㈱（2024年4月1日付）

（新）社長 今井 正

（旧）社長 橋本 英二

東洋熱工業㈱（2024年6月15日付）

（新）社長 谷口 昌伸

（旧）最高顧問 野末 尚

㈱サンシャインシティ（2024年6月25日付）

（新）社長 脇 英美

（旧）社長 合場 直人

愛知産業㈱（2024年6月26日付）

（新）社長 井上 博貴

（旧）会長 井上 裕之

東急建設㈱（2024年6月26日付）

（新）社長 寺田 光宏

（旧）相談役 飯塚 恒生

3. 選任および退任 (3) 部会長等

梶原工業(株) (2024年7月1日付)

(新) 社長 梶原 靖 友 (旧) 会長 梶原 徳 二
東日本電信電話(株) (2024年7月1日付)

(新) 相談役 井上 福 造 (旧) 相談役 山村 雅 之

富士フイルムビジネスイノベーション(株) (2024年7月1日付)

(新) 社長・CEO 浜 直 樹 (旧) 会長 真 茅 久 則

大成建設(株) (2024年7月31日付)

(新) 会長 田 中 茂 義 (旧) 名誉顧問 山 内 隆 司

J. フロントリテイリング(株) (2024年8月1日付)

(新) 取締役 好 本 達 也 (旧) 顧問 山 本 良 一

(株)石井鐵工所 (2024年12月1日付)

(新) 社長 石 井 宏 明 (旧) 名誉会長 石 井 宏 治

藤田観光(株) (2024年12月1日付)

(新) 会長 伊 勢 宜 弘 (旧) 特別顧問 中 村 雅 俊

廣瀬ビルディング(株) (2024年12月31日付)

(新) 社長 廣 瀬 直 之 (旧) 会長 廣 瀬 元 夫

(3) 部会長等

<工業部会>

今 井 正 (日本製鉄(株)社長) 副部会長就任 (2024年4月1日)

<資源・エネルギー部会>

竹 内 章 (三菱マテリアル(株)会長) 副部会長退任 (2025年3月31日)

<金融部会>

池 谷 幹 男 (三菱UFJ信託銀行(株)会長) 副部会長退任 (2025年3月31日)

<交通運輸部会>

植 木 義 晴 (日本航空(株)会長) 副部会長退任 (2024年3月31日)

清 水 新一郎 (日本航空(株)副会長) 副部会長就任 (2024年4月1日)

<建設・不動産部会>

廣 瀬 元 夫 (廣瀬ビルディング(株)会長) 副部会長退任 (2024年12月30日ご逝去)

<サービス部会>

中 村 雅 俊 (藤田観光(株)特別顧問) 副部会長退任 (2024年11月30日)

伊 勢 宜 弘 (藤田観光(株)会長) 副部会長就任 (2024年12月1日)

<情報通信部会>

北 島 義 斉 (大日本印刷(株)社長) 副部会長就任 (2024年5月1日)

真 茅 久 則 (富士フイルムビジネスイノベーション(株)会長) 部会長退任 (2024年6月30日)

山 村 雅 之 (東日本電信電話(株)相談役) 副部会長退任 (2024年6月30日)

吉 澤 和 弘 (株)NTTドコモ相談役) 副部会長退任 (2024年6月30日)

吉 澤 和 弘 (株)NTTドコモ相談役) 部会長就任 (2024年7月1日)

井 上 福 造 (東日本電信電話(株)相談役) 副部会長就任 (2024年7月1日)

浜 直 樹 (富士フイルムビジネスイノベーション(株)社長・CEO) 副部会長就任 (2024年7月1日)

(4) 委員長等

① 常設委員会

<エネルギー・環境委員会>

野 末 尚 (東洋熱工業(株)最高顧問) 共同委員長退任 (2024年6月14日ご逝去)

<首都圏問題委員会>

合 場 直 人 (株)サンシャインシティ社長) 共同委員長退任 (2024年6月24日)

3. 選任および退任 (5)顧問および参与

脇 英 美 (㈱サンシャインシティ社長) 共同委員長就任 (2024年7月11日第771回常議員会)

<災害・リスク対策委員会>

山 内 隆 司 (大成建設㈱名誉顧問) 委員長退任 (2024年7月30日)

<トラベル&ツーリズム委員会>

植 木 義 晴 (日本航空㈱会長) 共同委員長退任 (2024年3月31日)

清 水 新一郎 (日本航空㈱副会長) 共同委員長就任 (2024年4月11日第768回常議員会)

<中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会>

浜 直 樹 (富士フイルムビジネスイノベーション㈱社長・CEO) 共同委員長就任 (2024年7月11日第771回常議員会)

(5) 顧問および参与

① 特別顧問

石 井 敬 太 (伊藤忠商事㈱社長COO) 就任 (2024年3月14日第246回 (臨時) 議員総会・第767回常議員会) ※4月1日付

真 茅 久 則 (富士フイルムビジネスイノベーション㈱会長) 退任 (2024年6月30日)

吉 澤 和 弘 (㈱NTTドコモ相談役) 就任 (2024年7月25日第248回 (通常) 議員総会)

② 顧 問

豊 永 厚 志 ((独) 中小企業基盤整備機構理事長) 退任 (2024年3月31日)

宮 川 正 ((独) 中小企業基盤整備機構理事長) 就任 (2024年6月13日第247回 (臨時) 議員総会・第770回常議員会)

石 田 徹 (2024年6月13日第247回 (臨時) 議員総会・第770回常議員会) ※7月1日付

③ 名誉顧問

井 上 裕 之 (愛知産業㈱会長) 退任 (2024年6月25日ご逝去)

石 井 宏 治 (㈱石井鐵工所名誉会長) 退任 (2024年11月30日)

④ 名誉議員

渡 辺 順 彦 (㈱アテナ会長) 退任 (2024年6月10日ご逝去)

石 井 宏 治 (㈱石井鐵工所名誉会長) 就任 (2024年12月12日第250回 (臨時) 議員総会・第775回常議員会)

古 屋 勝 彦 (㈱松屋名誉相談役) 退任 (2025年1月18日ご逝去)

⑤ 議員待遇者

鈴 木 弘 治 (㈱高島屋特別顧問) 退任 (2024年4月16日ご逝去)

⑥ 特別参与

坂 本 雅 彦 (東京都産業労働局局長) 退任 (2024年3月31日)

田 中 慎 一 (東京都産業労働局局長) 就任 (2024年4月11日第768回常議員会)

岡 野 貞 彦 ((公社) 経済同友会事務局長・代表理事) 退任 (2024年4月26日)

齋 藤 弘 憲 ((公社) 経済同友会事務局長・代表理事) 就任 (2024年5月9日第769回常議員会)

⑦ 参 与

重 吉 玄 徳 (丸紅㈱経済研究所産業調査チーム長) 退任 (2024年4月10日)

寺 澤 佳 代 (伊藤忠商事㈱開発・調査部 調査・情報室 シニアコーディネーター) 退任 (2024年4月10日)

福 西 浩 一 (丸紅㈱グローバル総括部グローバル渉外課長) 就任 (2024年4月11日第768回常議員会)

関 本 正 (伊藤忠商事㈱開発・調査部 調査・情報室 室長) 就任 (2024年4月11日第768回常議員会)

中 嶋 哲 也 (㈱東芝政策渉外室室長) 退任 (2024年6月12日)

鎌 田 芳 幸 (㈱東芝政策渉外室室長) 就任 (2024年6月13日第247回 (臨時) 議員総会・第770回常議員会)

吉 田 圭 (東日本旅客鉄道㈱政策調査室室長) 退任 (2024年7月24日)

樋 川 高 嘉 (東日本旅客鉄道㈱政策調査室室長) 就任 (2024年7月25日第248回 (通常) 議員総会)

3. 選任および退任 (5)顧問および参与

兼 本 京士郎（㈱NTTドコモ秘書室担当課長）就任（2024年9月12日第249回議員総会・第772回常議員会）
白 井 晶 子（三菱商事㈱グローバル総括部渉外担当部長）退任（2025年1月31日）
高 橋 淳（TOPPANホールディングス㈱秘書室室長）退任（2025年3月31日）
堀 谷 大 介（本田技研工業㈱取締役会室室長）退任（2025年3月31日）
井 手 孝 浩（旭化成㈱秘書室長）退任（2025年3月31日）
旭 俊 哉（三井物産㈱理事 秘書室長）退任（2025年3月31日）

4. 事務局

(1) 機構

総務統括部	総務課……………	機密及び秘書事務、部間の総合調整、危機管理、定款・その他諸規則、印章の保管、文書の收受、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関する事
	組織連携課……………	関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関する事
	支部運営課……………	支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関する事
	組織運営課……………	組織強化、議員選挙、コンプライアンスの推進、会員増強推進及び退会防止に関する企画立案、中・長期の組織運営計画の立案、会費及び負担金の徴収、契約の締結及び管理、その他組織運営・会員増強に関する事
	事業推進担当…	事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関する事
	人事課……………	人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関する事
財務部	財務課……………	予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、小規模企業対策特別会計の経理、財務体質強化に係る計画の立案、収支の執行管理、その他経理一般、財政に関する事
オフィス環境部	オフィス管理担当…	本所に所属する土地・建物及び施設の管理、本所ビルの設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関する事
	情報システム担当…	会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びO A化の推進、その他所内の情報管理に関する事
広報部	広報担当……………	広報、公聴、企業広報及び企画、その他広報一般に関する事
	見える化推進担当…	機関紙の刊行、ホームページ・メールマガジンの運営、P R資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他P R一般、経済関係資料に関する事
国際部	国際政策担当……………	国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関する事
	国際経済担当……………	当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関する事
企画調査部	総合政策・教育担当…	総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項、教育に関する調査研究及び企画、その他調査・教育一般に関する事
	社会保障担当……………	社会保障に関する調査研究及び企画、その他社会保障一般に関する事
産業政策第一部	産業経済担当……………	経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関する事
	税制担当……………	税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関する事
産業政策第二部	労働担当……………	労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関する事
	環境・エネルギー担当…	環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関する事
地域振興部	都市政策担当……………	交通運輸政策、建設・不動産産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関する事
	観光・流通サービス担当…	商業振興施策、流通対策、サービス業振興施策、観光施策に関する調査研究及び企画、その他観光、流通サービス、まちづくり一般に関する事

4. 事務局 (1)機構

中 小 企 業 部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、下請関係の改善適正化に関する調査研究及び企画、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新や新たな経営課題への対応に関する調査研究及び企画、事業承継対策に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策や経営一般に関すること
	ものづくり担当……	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当……	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	IT活用推進担当…	中小企業の生産性向上を目的としたIT活用推進に関する調査研究及び企画、その他中小企業の生産性向上・IT活用推進一般に関すること
中小企業相談部	中小企業相談センター業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、PR資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、M&A支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること 海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	浅草分室	
	ビジネスサポートデスク (東京セントラル)	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
	ビジネスサポートデスク (東京東)	
	ビジネスサポートデスク (東京西)	
	ビジネスサポートデスク (東京南)	
	ビジネスサポートデスク (東京北)	
人材・能力開発部	人材支援センター……	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、その他人材・雇用情報に関すること
	研修センター………	経営者及び従業員の教育及び研修、経営改善普及事業に係る講習会及び講演会等に関すること
検 定 事 業 部	検定センター………	各種技能検定及び資格試験、技能向上のための講習会等の開催及び助成、商工実務及び技術の振興、その他検定事業一般に関すること
ビジネス交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター……	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、文化問題に関する調査研究及び企画、その他会員交流一般に関すること
共済・証明事業部	共済センター………	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	C L U B C C Iの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター………	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支 部 事 務 局	23支部………	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

2025年3月31日現在における事務局員507名

常務理事 小林 治彦
 理事・事務局長 湊元 良明
 理 事 上田 裕子
 理 事 大下 英和

① 本 部

会頭秘書役 高尾 斉
総務統括部
 部 長 平澤 哲哉
 副部長 山本 泰之
 副部長 兼崎 志郎
 総務課長 佐藤 弘太
 組織連携課長 (兼崎 志郎)
 支部運営課長 松本 知珠
 組織運営課長 井上 敦子
 調査役 三村 篤史
 事業推進担当課長 (井上 敦子)
 主任調査役 助川 宜寛
 人事課長 小御門 俊
 主席調査役 瀬下 聖一
 専任調査役 渡邊 紀子
財 務 部
 部 長 山口 健
 財務課長 阿知良 拓
 主任調査役 豊留 秀一
 主幹 西村 正子
オフィス環境部
 部 長 貫井 晴宣
 オフィス管理担当課長 (貫井 晴宣)
 情報システム担当課長 鈴木 康修
広 報 部
 部 長 大井川智明
 副部長 山下 晃代
 広報担当課長 (山下 晃代)
 専任調査役 横田美穂子
 見える化推進担当課長 青木 陽典
国 際 部
 部 長 西谷 和雄
 担当部長 佐々木和人
 副部長 八田城之介
 副部長 松岡 鉄也
 副部長 西澤 正純
 国際政策、海外展開、在外CCI対応、
 国際経済担当(北米)
 課 長 大島 昌彦
 主任調査役 藤井 康彰
 国際経済担当
 (東南アジア・中央アジア・中国・台湾・香港)
 課 長 (松岡 鉄也)
 主任調査役 堀江 健治
 (韓国・南西アジア・ロシア・中東)
 課 長 (西澤 正純)

課長補佐 橋爪 孝徳
 (中南米・大洋州・欧州・アフリカ)
 課 長 富澤 陽一
 主任調査役 串田 勝
 主任調査役 松枝 直樹
 貿易証明担当部長 渡邊 泰一
 副部長 新田 大介
企画調査部
 部 長 五十嵐克也
 担当部長 松本 憲治
 副部長 小林美樹子
 副部長 篠原 崇
 総合政策・教育担当課長 (小林美樹子)
 主任調査役 阪本 俊司
 調査役 藤田 希実
 社会保障担当副部長 (篠原 崇)
 主任調査役 白井 晶子
 調査役 (藤田 希実)
産業政策第一部
 部 長 加藤 正敏
 副部長 小島 和明
 産業経済担当課長 (小島 和明)
 税制担当課長 鶴岡 雄司
産業政策第二部
 部 長 (大下 英和)
 副部長 清田 素弘
 労働担当課長 (清田 素弘)
 主任調査役 岩崎 智史
 主任調査役 佐々木 浩
 環境・エネルギー担当課長 皆藤 寛
 主任調査役 高橋 真史
 主任調査役 堀内 聖巨
地域振興部
 部 長 清水 繁
 都市政策担当課長 西田 優樹
 主任調査役 福島 浩次
 観光・流通サービス担当課長 原田 芳明
 主任調査役 伊藤 成明
中小企業部
 部 長 (上田 裕子)
 担当部長 長嶋 収一
 中小企業振興担当課長 張替 健吾
 ものづくり担当課長 (長嶋 収一)
 課長補佐 山本 輝之
 主任調査役 袴田 豪

4. 事務局 (2)事務局員

調査・統計担当課長 (長嶋 収一)
課長補佐 (山本 輝之)
I T活用推進担当課長 (長嶋 収一)
主任調査役 片山 譲二

中小企業相談部

部 長 佐藤幸太郎
副部長 柳本 満生
副部長 紺谷 直之
副部長 山本 格
中小企業相談センター所長 (佐藤幸太郎)
中小企業相談センター業務推進担当課長
水村 裕一
調査役 馬場 健一
中小企業相談センター経営相談担当課長
岡田 憲明
統括調査役 鳥光 周一
主席調査役 清水 力
主任調査役 宇田川裕司
調査役 漆原 佳
調査役 (馬場 健一)
中小企業相談センター金融対策担当課長
(山本 格)
主任調査役 大野 靖二
主任調査役 守屋 啓
調査役 鈴木 丈雄
主 幹 新井 洋一
ビジネスサポートデスク (東京セントラル) 課長
(紺谷 直之)
ビジネスサポートデスク (東京東) 課長
長田裕紀子
ビジネスサポートデスク (東京西) 課長
(柳本 満生)
ビジネスサポートデスク (東京南) 課長
山下 聡
ビジネスサポートデスク (東京北) 課長
小山内奏介

人材・能力開発部

部 長 杉崎 友則
人材支援センター所長 吉野 陽
研修センター所長 中島 貴志

検定事業部

部 長 城戸口隆俊
検定センター所長 小室 裕司
主任調査役 寺田 直子
主幹 星野ひとみ

ビジネス交流部

部 長 進藤 創
副部長 大山 智章
ビジネス交流センター所長 (大山 智章)
主任調査役 井田千香子
調査役 栗山 智成
会員交流センター所長 (大山 智章)
主任調査役 織田 俊明
主任調査役 (井田千香子)
調査役 (栗山 智成)

共済・証明事業部

部 長 米村 達郎
副部長 山崎 幹人
副部長 安藤 薫
共済センター所長 (安藤 薫)
主幹 小林利恵子
主任調査役 石田 孝
福利厚生支援センター所長 (安藤 薫)
主幹 (小林利恵子)
証明センター所長 (山崎 幹人)
調査役 寺居 明香
副参事 岡本 貴志

② 支 部 等

支 部 名	事 務 局 長	事務局次長	調 査 役 等
千 代 田	碓 井 秀 直		
中 央	和 泉 純 治	原 憲 昭	主 幹 小 林 巧
港	小 野 田 賀 人		
新 宿	西 郷 直 紀	中 村 昭 紀	
文 京	山 本 順 一	小 松 隼 人	副 参 事 霜 崎 敏 一
台 東	小 山 康 司		
北	石 井 洋 介		調 査 役 山 田 淳
荒 川	近 藤 仁		
品 川	荒 井 隆 一 郎		
目 黒	佐 塚 太 一		
大 田	中 井 宏 好		
世 田 谷	近 野 孝 行		
澁 谷	小 松 伸 一		主 任 調 査 役 村 田 聡 志 主 任 調 査 役 佐 藤 幸 雄
中 野	安 部 泰 起		
杉 並	酒 井 崇 好		調 査 役 清 水 優
豊 島	蔵 方 康 太 郎		
板 橋	伊 東 海		
練 馬	長 濱 正 史		
江 東	西 薗 健 史	西 薗 健 史	調 査 役 高 橋 知 泰
墨 田	清 水 竜		調 査 役 早 坂 浩 史
足 立	馬 目 学		主 幹 中 山 甲 一
葛 飾	澁 谷 貴 司		調 査 役 松 尾 康 宏
江 戸 川	石 井 豪		
浅 草 分 室	田 中 秀 明		

③ 出 向

(公財)東京観光財団

常務理事 地域振興部長

橋本 一朗

(公財)東京観光財団

地域振興部次長兼経営支援担当課長

向山 理

日本商工会議所

(ベトナム日本商工会議所事務局長)

吉田 晋

日本商工会議所

(ジャカルタ・ジャパン・クラブ事務局長)

小倉 政則

5. 庶 務

(1) 受章・表彰

① 受 章

4月29日 ○2024年春の叙勲・褒章受章者

三村明夫君、清野智君、朝田照男君、濱逸夫君、中村維夫君、松原忠義君、浅井隆君、
沖山仁君、松崎宗仁君、黒田東彦君、小宮秀一君、菅野俊彦君、丹波俊人君

11月 3日 ○2024年秋の叙勲・褒章受章者

稲野和利君、和田新也君、片桐俊一君、今井正幸君、川村実君、高岡慎一郎君

② 表 彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第1条による永年在職役員、議員等表彰

2月27日 石井卓爾君、岩沙弘道君

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第2条による退任役員、議員等表彰

7月25日 梶原徳二君

2月27日 石井宏治君、山本良一君

10月10日 ○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

<70年表彰>	75事業所	<40年表彰>	592事業所
<60年表彰>	193事業所	<30年表彰>	734事業所
<50年表彰>	619事業所	計	2,213事業所

4月 1日 ○本商工会議所役員、議員等表彰規則第4条による永年勤続事務局員表彰

<40年勤続>	該当者なし							
<35年勤続>	小林 利恵子	高橋 芳行	寺田 直子					
<30年勤続>	井田 千香子	小山 康司	清水 竜	鳥光 周一	羽生 真理子			
	吉田 晋							
<25年勤続>	安藤 憲吾	長田 裕紀子	深山 親弘	向山 理	山崎 幹人			
	山下 晃代							
<20年勤続>	大森 和廣	小倉 政則						
<15年勤続>	飯野 あずさ	宇山 伸之	遠藤 彩	栗山 智成	黒田 直幹			
	小室 裕司	下ノ村 友美	中條 智司	長谷部 映美子				
	廣嶋 祐子	藤田 希実	三村 篤史	山本 輝之				
<10年勤続>	小野 英之	胡 清遠	菱川 亜梨	干川 貴将	山口 あかり			

(2) 慶 弔

① 慶 祝

1) 祝 電 376件

2) 祝 意 0件

② 弔 慰

1) 弔 電 121件

2) 弔 意 0件

(3) 行 事

10月16日 三村名誉会頭旭日大綬章受章をお祝いする会(438名)

於：帝国ホテル

※日本商工会議所・東京商工会議所共催

1 月	7 日	経済三団体共催 2025 年新年祝賀パーティ (約 1,500 名)	於：帝国ホテル
		※幹事団体経済同友会	
3 月	8 日	第 57 回 経済三団体懇親ゴルフ会 (21 名)	於：スリーハンドレッドクラブ
		※幹事団体東京商工会議所	

6. 会 議

(1) 議員総会

① 第247回(臨時) 議員総会・第770回常議員会

日 時	2024年 6月13日(木) 正午～午後2時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Z o o m
定 足 数	150名(うち委任状出席者73名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、 野 本 弘 文 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 金 子 眞 吾 君、 斎 藤 保 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、 山 内 隆 司 君、 阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、 浅 野 秀 則 君、 石 田 徹 君、 伊 藤 康 博 君、 青 山 幸 恭 君
講 演	中小企業の事例に学ぶ、自社にあったDXの初め方・進め方 ～なぜデジタル化するのか。～ つづく(株) 代表取締役 井 領 明 広 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について 3) 首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について 4) ツーリズムの基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望について 5) ツーリズムの基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望について 6) 専務理事の選任同意について 7) 顧問の委嘱について 8) 参与の委嘱について 9) その他
報 告	1) 能登半島地震復興支援懇談会・金沢文化視察会について 2) 「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」結果概要について 3) 「中小企業の賃金改定に関する調査」結果概要について 4) 「建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会」結果概要について 5) 会頭経済ミッション(訪バングラデシュ・タイ・インドネシア経済ミッション)について 6) 渋谷記念事業について 7) 支部活動の状況について ・医工連携等による地域活性化交流・相談事業および地域動向について (文京支部) 8) その他

② 第248回(通常) 議員総会

日 時	2024年 7月25日(木) 正午～午後2時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Z o o m
定 足 数	149名(うち委任状出席者78名)
議 長	野 本 弘 文 君
議事録署名人	野 本 弘 文 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 斎 藤 保 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、

山内隆司君、倉石誠司君、阿部貴明君、
中村邦晴君、浅野秀則君、伊藤仁君、
小林洋一君、近藤宣之君

講演	日銀金融政策と円安の展望 (株)野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト 木内登英氏
議件	1) 2023年度東京商工会議所事業活動報告について 2) 2023年度東京商工会議所収支決算について 3) 特別顧問の選任同意について 4) 常議員の選任について 5) 参与の委嘱について 6) その他
報告	1) 2024年度最低賃金審議の結果について 2) 価格適正化実現に向けた取り組みについて 3) 展示会「ビジネスチャンス EXPO in TOKYO」の出展者募集開始について 4) 渋沢記念事業について 5) 新たな人材支援サービスの展開について 6) 支部活動の状況について ・創業・スタートアップ支援事業および地域動向について（新宿支部） ・産業人材育成および事業承継の取り組みおよび地域動向について（葛飾支部） 7) 副部会長の選任結果について 8) 議員の職務を行う代表者の変更について 9) その他

③ 第249回議員総会・第772回常議員会

日時	2024年 9月12日（木） 正午～午後2時
場所	東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム Z o o m
定足数	常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者60名 （うち委任状による出席者24名）
議長	小林 健 君
議事録署名人	小林 健 君、田川博己君、広瀬道明君、 金子真吾君、斎藤保君、上條 努 君、 大島 博 君、倉石誠司君、阿部貴明君、 中村邦晴君、浅野秀則君、伊藤 仁 君、 中村節雄君、服部 津貴子 君
講演	外国人材受入の現状と課題 ～多様性を地域と組織の力に～ (一財)ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太 郎 氏
議件	1) 会員加入の承諾について 2) 令和7年度税制改正に関する意見について 3) 顧問の委嘱について 4) 参与の委嘱について 5) その他
報告	1) 「令和の渡米実業団」視察会結果報告について 2) 「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果」について 3) 「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査結果」および「AIを活用した婚活アプリ事業」について

6. 会議 (1) 議員総会

- 4) 人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査結果について
- 5) 会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート結果について
- 6) 会頭経済ミッション（訪タイ・インドネシア経済ミッション）について
- 7) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）について
- 8) 支部活動の状況について
 - ・人材確保支援事業および地域動向について（江戸川支部）
- 9) その他
（以下は配布資料による報告）
- 10) 2024年度最低賃金審議の結果について
- 11) 知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」新規事例の公開について

④ 第250回（臨時）議員総会・第775回常議員会

日 時	2024年12月12日（木）正午～午後1時30分
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Z o o m
定 足 数	150名（うち委任状出席者77名）
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、 野 本 弘 文 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、 倉 石 誠 司 君、 阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、 浅 野 秀 則 君、 伊 藤 仁 君、 井 上 博 貴 君、 高 木 一 昌 君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 流通・サービス業の発展に向けた要望について 3) 雇用・労働政策に関する重点要望について 4) 東京都の雇用就業施策に関する重点要望について 5) 多様な人材の活躍に関する重点要望について 6) 東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望について 7) 議員選挙及び選任に関する規約の一部改正について 8) 名誉議員について 9) その他
報 告	1) 政労使の意見交換について 2) 東京都知事との懇談会について 3) 第13回日韓商工会議所首脳会議の開催について 4) 国土交通省幹部と東商3委員長との懇談会結果概要について 5) 城北ブロック支部訪問について 6) 「中小企業の経営課題に関するアンケート調査結果」ならびに 「中小企業庁幹部との意見交換会」について 7) 豪州エネルギー視察会について 8) 支部活動の状況について ・多様な交流・連携による地域活性化および地域動向について（中央支部） ・ビジネス交流や要望を推進する委員会と地域動向について（中野支部） 9) その他 （以下は配布資料による報告）
	10) 第50回記念 日本ニュージーランド経済人会議について
	11) 「第38回 C A C C I 総会」概要報告

⑤ 第251回(通常) 議員総会

日 時	2025年 2月27日(木) 正午～午後1時30分
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	150名(うち委任状出席者77名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、野 本 弘 文 君、田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、斎 藤 保 君、上 條 努 君、 大 島 博 君、倉 石 誠 司 君、阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、浅 野 秀 則 君、伊 藤 仁 君、 石 井 宏 明 君、脇 英 美 君
講 演	東京2025世界陸上競技選手権大会／デフリンピックについて (公財)東京2025世界陸上財団 事務総長 武 市 敬 氏 (公財)東京都スポーツ文化事業団 理事長 塩 見 清 仁 氏
議 件	1) 2025年度事業活動計画について 2) 2025年度収支予算について 3) 常議員の選任について 4) その他
報 告	1) 2024年度 販路開拓支援事業の取組について 2) 環境社会検定試験(eco検定)の現状と今後の取組について 3) 合同訪中団の結果概要について 4) 支部活動の状況について ・女性やアパレルなどの目黒区の特徴を踏まえた交流会事業および 地域動向について(目黒支部) 5) 副部会長の選任結果について 6) 議員の職務を行う代表者の変更について 7) その他

⑥ 第252回(臨時) 議員総会・第778回常議員会

日 時	2025年 3月13日(木) 正午～午後1時30分
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	150名(うち委任状出席者74名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、野 本 弘 文 君、田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、斎 藤 保 君、上 條 努 君、 大 島 博 君、倉 石 誠 司 君、阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、浅 野 秀 則 君、伊 藤 仁 君、 押 味 至 一 君、秋 田 正 紀 君
講 演	経営を強くする中堅・中小企業のDX戦略 ナレッジネットワーク㈱ 代表取締役 森 戸 裕 一 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 「定款」および「議員選挙及び選任に関する規約」の一部改正について 3) 参与の委嘱について 4) 常任参与の委嘱について

6. 会議 (2) 常議員会

報 告	5) その他 1) 「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」結果について 2) 連合との懇談ならびに政労使の意見交換について 3) 「中小企業 国際展開のリアル 実態調査報告書」について 4) 支部活動の状況について ・区内の周遊促進・消費喚起および地域動向について（世田谷支部） ・デジタルスタンプラリー等の50周年記念事業および 区の概況について（品川支部） 5) その他 （以下は配布資料による報告） 6) 第41回日比経済合同委員会 概要報告 7) 第48回日印経済合同委員会会議 概要報告 8) 第8回日本・カナダ商工会議所協議会合同会合 概要報告 9) アジア大洋州地域大使との懇談会 概要報告 10) 中小企業対策に関する重点要望の実現状況について

(2) 常議員会

① 第768回常議員会

日 時	2024年 4月11日（木）正午～午後2時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Z o o m
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者 64名 （うち委任状出席者26名）
議 長	田 川 博 己 君
議事録署名人	広 瀬 道 明 君、金 子 眞 吾 君、斎 藤 保 君、 上 條 努 君、大 島 博 君、山 内 隆 司 君、 倉 石 誠 司 君、阿 部 貴 明 君、中 村 邦 晴 君、 石 田 徹 君、郡 正 直 君、梶 浦 卓 一 君
講 演	S u s H i T e c h T o k y o 2 0 2 4について 東京都政策企画局長 坂 本 雅 彦 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 最低賃金に関する要望について 3) 知的財産政策に関する意見について 4) 共同委員長の委嘱について 5) 参与の委嘱について 6) その他
報 告	1) ブロック別政策懇談会について ・ブロック別政策懇談会（中小企業施策） ・ブロック別政策懇談会（まちづくり） ・ブロック別政策懇談会（税制） ・ブロック別政策懇談会（労働） 2) 支部活動の状況について ・ジュエリー産業における人手不足への支援事業等（台東支部） ・創業・スタートアップ支援事業（渋谷支部） 3) 第5期青年部事業活動計画について 4) 夏期セミナーについて

5) その他

(以下は配布資料による報告)

6) 第47回日印経済合同委員会会議 開催概要について

7) 駐中南米地域日本国大使との懇談会について

8) 日比経済合同委員会について

② 第769回常議員会

日 時	2024年 5月 9日(木) 正午～午後1時30分
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)出席者64名 (うち委任状出席者27名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、野 本 弘 文 君、田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、金 子 眞 吾 君、上 條 努 君、 大 島 博 君、山 内 隆 司 君、倉 石 誠 司 君、 阿 部 貴 明 君、中 村 邦 晴 君、浅 野 秀 則 君、 石 田 徹 君、多 田 憲 之 君、藤 井 隆 太 君
講 演	政局展望について 読売新聞社 編集委員 伊 藤 俊 行 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 起業・創業の促進とスタートアップの成長促進に向けた意見について 3) 参与の委嘱について 4) その他
報 告	1) 「ハッ場ダム」視察の結果概要について 2) 支部活動の状況について ・世代・地域・業種をテーマにした交流事業について(大田支部) ・江東支部設立50周年事業および地域動向について(江東支部) 3) 2023年度中小企業支援の結果概要について 4) 2024年春の叙勲褒章受章者について 5) その他

③ 第770回常議員会 ※第247回(臨時)議員総会と合わせて開催

④ 第771回常議員会

日 時	2024年 7月11日(木) 正午～ 午後1時30分
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)出席者60名(うち委任状出席者27名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、野 本 弘 文 君、田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、金 子 眞 吾 君、上 條 努 君、 大 島 博 君、山 内 隆 司 君、倉 石 誠 司 君、 阿 部 貴 明 君、中 村 邦 晴 君、伊 藤 仁 君、 幸 本 智 彦 君、鰐 淵 美 恵 子 君
議 件	1) 会員加入の承諾について

6. 会議 (2) 常議員会

報 告	2)	8月休会中の会員加入の取扱いについて
	3)	第248回(通常)議員総会について ・2023年度東京商工会議所事業活動報告について ・2023年度東京商工会議所収支決算について
	4)	国の中小企業対策に関する重点要望について
	5)	東京都の中小企業対策に関する重点要望について
	6)	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
	7)	共同委員長の委嘱について
	8)	その他
	1)	「公正取引委員会との意見交換会」結果概要について
	2)	2024年度最低賃金の目安審議の状況について
	3)	首都圏バイヤーマッチング商談会の実績報告について
	4)	2024年度夏期セミナーの結果概要について
	5)	支部活動の状況について ・住工共生事業の取り組みおよび地域動向について(荒川支部) ・区内周遊・消費促進に向けた取り組みおよび地域動向について(練馬支部)
	6)	その他

⑤ 第772回常議員会 ※第249回議員総会と合わせて開催

⑥ 第773回常議員会

日 時	2024年10月10日(木) 正午～午後2時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)出席者60名(うち委任状出席者出席者27名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 金 子 眞 吾 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、 倉 石 誠 司 君、 阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、 浅 野 秀 則 君、 伊 藤 仁 君、 大 山 忠 一 君 今 井 雅 則 君
講 演	大阪・関西万博の挑戦ー新たな時代の万博をともにつくろうー 大阪・関西万博 会場運営プロデューサー 石 川 勝 氏
永年会員表彰	
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) エネルギー基本計画見直しに対する要望について 3) 中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望について 4) 国および東京都の災害・リスク対策に関する要望について 5) 東京都の災害・リスク対策に関する要望について 6) 東商女性会および青年部規則改正について 7) その他
報 告	1) 「石破内閣に望む」について 2) 選挙管理委員会の設置について 3) 城西ブロック懇談会について 4) 東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)の整備促進について 5) 支部活動の状況について ・創業・スタートアップ支援および地域動向について(千代田支部)

- ・「豊島区内企業と学生を繋ぐ」マッチング事業および地域動向について
(豊島支部)

6) その他

(以下は配布資料による報告)

- 7) 知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」新規事例の公開について
- 8) 日ASEAN経済大臣会合 ～日ASEAN経済大臣と日本産業界との対話～

⑦ 第774回常議員会

日 時	2024年11月12日(火) 正午～午後1時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)出席者60名(うち委任状出席者出席者31名)
議 長	小 林 健 君
議事録署名人	小 林 健 君、 野 本 弘 文 君、 広 瀬 道 明 君、 上 條 努 君、 倉 石 誠 司 君、 阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、 浅 野 秀 則 君、 伊 藤 仁 君、 長 岡 勤 君、 江 田 敏 彦 君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 東京の将来に向けた要望について 3) 年金制度改革に関する提言について 4) その他
報 告	1) アジア太平洋小売業者大会結果報告について 2) 第61回日豪経済会議について 3) 第21回「勇気ある経営大賞」選考結果について 4) 第15回日本ペルー経済協議会及び共同声明の総理手交について 5) 2025年新年賀詞交歓会について 6) 価格転嫁推進東京大会について 7) 2024年秋の叙勲褒章受章者について 8) 支部活動の状況について ・設立50周年デジタルスタンプラリーおよび地域動向について(杉並支部) ・江戸四宿とモノづくりの街を活かした50周年事業および地域動向について(板橋支部) 9) その他 (以下は配布資料による報告)
	10) 「日本メコン地域経済委員会2024年度訪タイ・ラオス国境経済ミッション」概要報告

⑧ 第775回常議員会 ※第250回(臨時)議員総会と合わせて開催

⑨ 第776回常議員会

日 時	2025年 1月 9日(木) 午後4時～午後5時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Zoom
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)出席者59名(うち委任状出席者出席者24名)
議 長	小 林 健 君

6. 会議 (2) 常議員会

議事録署名人	小林 健 君、田 川 博 己 君、広 瀬 道 明 君、 金 子 眞 吾 君、斎 藤 保 君、上 條 努 君、 大 島 博 君、倉 石 誠 司 君、阿 部 貴 明 君、 中 村 邦 晴 君、浅 野 秀 則 君、伊 藤 仁 君、 田 沼 千 秋 君、山 本 学 君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 価格転嫁推進東京大会」共同宣言について 3) その他
報 告	1) 令和7年度税制改正について 2) 「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」結果について 3) 支部活動の状況について ・シブサワフェスタ等の50周年記念事業および地域動向について（北支部） ・会員交流・記念誌等の50周年記念事業および地域動向について（墨田支部） 4) その他 (以下は配布資料による報告) 5) 「日ASEAN経済共創フォーラム2024」概要報告 6) 知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」新規事例（第5弾）の公開について

⑩ 第777回常議員

日 時	2025年 2月13日（木）正午～午後1時30分時
場 所	東京商工会議所「渋谷ホール」・オンライン会議システム Z o o m
定 足 数	常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者59名（うち委任状出席者出席者27名）
議 長	小林 健 君
議事録署名人	小林 健 君、野 本 弘 文 君、田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、上 條 努 君、大 島 博 君、 倉 石 誠 司 君、中 村 邦 晴 君、浅 野 秀 則 君、 伊 藤 仁 君、江 田 敏 彦 君、江 頭 敏 明 君
講 演	2025年問題とその後続く問題 日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問／慶應義塾大学名誉教授 清 家 篤 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 第251回（通常）議員総会について 3) その他
報 告	1) 浅尾環境大臣との意見交換会について 2) 「価格転嫁推進東京大会」開催報告について 3) 訪タイ・インドネシア経済ミッションについて 4) 園遊会の開催概要について 5) その他

⑪ 第778回常議員会 ※第252回（臨時）議員総会と合わせて開催

(3) 会頭・副会頭会議

4月11日(16名)

講演

米大統領選挙と今後の展望 ～日本が向きあうための視点～

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 調査部長 安井明彦氏

報告事項

- 1) 第768回常議員会について
- 2) 旧渋沢邸視察会および今年度の渋沢記念事業のPR展開について

討議事項

- 1) 起業・創業の促進とスタートアップの成長促進に向けた意見について

5月9日(18名)

報告事項

- 1) 第769回常議員会について

討議事項

- 1) 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
- 2) ツーリズムの基幹産業化に向けた産業振興に関する重点要望について

6月13日(19名)

報告事項

- 1) 第247回(臨時)議員総会・第770回常議員会について
- 2) 夏期セミナーについて
- 3) 渋沢記念事業について

討議事項

- 1) 中小企業対策に関する重点要望(素案)について
- 2) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見(素案)について

7月11日(17名)

報告事項

- 1) 第771回常議員会について
- 2) 第248回(通常)議員総会について
- 3) 2023年度事業活動報告(案)について
- 4) 2023年度収支決算(案)について
- 5) 新一万円札発行に関連する実施事業について
- 6) 支部設立の経緯および周年事業について

討議事項

- 1) 令和7年度税制改正に関する意見について

9月12日(17名)

報告事項

- 1) 第249回議員総会・第772回常議員会について

討議事項

- 1) エネルギー基本計画見直しに対する要望(骨子案)について
- 2) 中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望(骨子案)について
- 3) 国および東京都の災害・リスク対策に関する要望(骨子案)について

10月10日(15名)

6. 会議 (3)会頭・副会頭会議

報告事項

- 1) 第773回常議員会について
- 2) 東商女性会および青年部規則改正について
- 3) 東京都知事との懇談会の開催について

討議事項

- 1) 東京の将来に向けた要望骨子（案）について
- 2) 年金制度改革に関する提言骨子（案）について

11月12日（14名）

報告事項

- 1) 第774回常議員会について
- 2) 2025年新年賀詞交歓会について

討議事項

- 1) 流通・サービス業の発展に向けた要望骨子（案）について
- 2) 国および東京都に対する雇用労働政策に関する重点要望骨子（案）について
- 3) 国および東京都に対する多様な人材の活躍に関する重点要望骨子（案）について

12月12日（15名）

報告事項

- 1) 第250回（臨時）議員総会・第775回常議員会について
- 2) 経済三団体懇親ゴルフ会について
- 3) 年末年始のスケジュールについて

講演

2025年の世界経済・日本経済の見通し

(株)第一生命経済研究所 首席エコノミスト 熊野英生氏

1月9日（31名） 会頭・副会頭・特別顧問合同会議

意見交換

企業、業界における現状と今後の見通しについて

報告事項

- 1) 第776回常議員会について

討議事項

- 1) 2025年度事業計画（素案）について

2月13日（14名）

報告事項

- 1) 第777回常議員会ならびに第251回（通常）議員総会について
- 2) 2025年度 事業活動計画・収支予算について
- 3) 2025年新年賀詞交歓会の結果概要について

講演

グローバル金融経済の見通し～トランプ再選後の世界の行方と石破政権の課題～

BNPパリバ証券 経済調査本部長・チーフエコノミスト 河野龍太郎氏

3月13日（17名）

報告事項

- 1) 第252回（臨時）議員総会・第778回常議員会について

討議事項

- 1) 「官民共創によるシン・日本創生を（素案）」について

- 2) 「中小企業の最低賃金の影響に関する調査」集計結果を踏まえた「最低賃金に関する要望骨子（素案）」について

(4) 会頭・副会頭・委員長合同会議

11月12日（25名）

今期の委員会活動と今後の展開について
意見交換

(5) 特別顧問会議

6月 7日（19名）

説 明
中小企業対策に関する重点要望（素案）について
東京商工会議所の中小企業向けデジタルシフト推進支援について
意見交換

3月 3日（21名）

講 演
中小企業の持続的賃上げに向けた課題について
法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授 山 田 久 氏
説 明
中小企業の賃上げ動向および最低賃金引上げの影響について
意見交換

(6) 夏期セミナー

7月 5日（116名） 於：ホテルハマツ

① 全体会議

講演：福島県の現状・課題・展望等について

福島県知事 内 堀 雅 雄 氏

説明：問題提起、グループ討議の論点について

東京商工会議所 副会頭 野 本 弘 文

② グループ討議（4グループ制：共通テーマ）

討議テーマ

- 1) 中小企業は環境変化を乗り越え、いかに持続的な経営を実現し、成長を遂げていくか
- 2) 東京のまちの魅力を向上させ、いかに持続的な発展を遂げていくか

③ 総括・懇親会

- 1) グループ討議報告
- 2) 会頭所感
- 3) 乾杯 郡山市長 品 川 萬 里 氏
- 4) 歓談
- 5) 中締め 福島商工会議所連合会 副会長・会津若松商工会議所 会頭 渋 川 恵 男 氏

7月 6日（59名） 於：福島ロボットテストフィールド、ホテル飛天

※夏期蓼科役員懇談会から通算で41回目

(7) 監事会

- 7月 1日 ①2023年度東京商工会議所事業活動報告（案）について
②2023年度東京商工会議所収支決算（案）について

6. 会議 (8) 部会

(8) 部 会

① 商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および所属議員懇談会を合同で開催した。また、広く部会員を対象とした視察会、コラム連載を実施した。

1) 所属議員懇談会

6月17日 (20名) 卓話 「逆・タイムマシン経営論」
一橋ビジネススクール 特任教授 楠 木 建 氏

12月16日 (17名) 所属議員年末懇親会

2月 7日 (18名) 卓話 「内外景気の現状と今後の見通し」
岡三証券グローバルリサーチセンター 特別顧問
エグゼクティブエコノミスト
白鷗大学経営学部 教授 嶋 中 雄 二 氏

2) 幹事会

5月14日 (9名) 議題 a. 昨年度の活動報告及び今後の活動(案)について
b. 意見交換

3) 特別講演会・交流会(共催:流通・サービス委員会)

9月18日 (会場38名、オンライン18名)

a. 講演会

(a) 「人手不足時代のロイヤルグループの経営戦略」
ロイヤルホールディングス(株) 代表取締役会長 菊 地 唯 夫 氏
(b) 「人材確保・定着に向けた人的資本経営の実践」
(株)コトラ 代表取締役社長 大 西 利佳子 氏

b. 交流会

4) 羽田イノベーションシティ視察会

7月17日 (16名) 視察先 羽田イノベーションシティ
HANEDA SKY BREWING (同施設内) にて懇親会

5) 東商マイページへのコラム連載

7月～12月(計5回) 「仲間が集まる好循環な仕組み作りの秘訣:共鳴・共感・未来」
(株)BRING 執行役員
クリエイティブディレクター兼コミュニケーションデザイナー 宮 城 亮 平 氏

② 工業部会

工業部会では、ポストコロナを乗り越える中小製造業の参考とすべく、DX人材育成や、イノベーションなどをテーマに講演会を開催し、中小企業の経営者に役立つ情報を提供した。所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流や意見交換を図った。

また、工業部会ものづくり分科会では、視察会・支部との懇談会を実施した。

1) 部 会

11月29日 (31名) 講演 「中小製造業のDX人材育成
～ファクトリーサイエンティストが開くボトムアップ型の現場DX～」
(一社)ファクトリーサイエンティスト協会 理事 川 野 俊 充 氏

2) 所属議員昼食懇談会

6月26日 (18名) 卓話 「日本のものづくりの課題と今後の展望

～『2024年版ものづくり白書』より」

経済産業省 製造産業局長 伊 吹 英 明 氏

3) 新年特別講演会・賀詞交歓会

1月29日 (87名) 講演 「社会課題を発明で解決！

『緩まないネジ』にとどまらない常識を打ち破る発想力」

(株)NejiLaw 社長 道 脇 裕 氏

1月29日 (59名) 賀詞交歓会

4) 視察会

3月26日 (11名) 訪問地：(株)浜野製作所

5) 本支部懇談会

3月26日 (29名) 意見交換 (墨田支部) ものづくり企業における他企業との事業連携、省力化・業務効率化について

③ 資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国をとりまく急激な状況変化を踏まえ、最新情報を会員に提供するため、講演会（ハイブリッド形式）するとともに、世界有数の資源国でありながら、水素をはじめとする再生可能エネルギーの活用についても熱心に取り組むオーストラリアのエネルギーの現状について学ぶ視察会を行った。

1) 講演会

9月 5日 (80名)

講演「中小企業における“資源循環型”のビジネスモデル」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

政策研究事業本部 経済・産業ユニット長 上席主任研究員 清 水 孝太郎 氏

2) 視察会

11月30日～12月 8日 (20名)「豪州エネルギー事情視察」

※ エネルギー・環境委員会との共催

④ 貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、中小企業の海外ビジネス促進および課題解消に向け、最新の施策や、安全保障貿易管理など経済安全保障に係る企業の取組促進に向けたセミナーを開催した。

1) 部 会

5月29日 (48名) 講演 「食品業界の挑戦者たちよ 今こそ、可能性あふれるスペインへ！」

(独)日本貿易振興機構 マドリッド事務所長 堀之内 貴 治 氏

駐日スペイン大使館 経済商務部 投資・産業協力担当アナリスト 内 田 瑞 子 氏

6月24日 (178名) 講演 「太平洋ビジネス展望～島嶼国の今を知る～」

日本商工会議所 常務理事 畠 山 一 成

経済産業省 審議官(貿易経済協力局・国際技術戦略担当) 鋤 先 幸 浩 氏

駐フィジー日本国大使 道 井 緑一郎 氏

駐パラオ日本国大使 折 笠 弘 維 氏

駐トンガ王国日本国大使 稲 垣 久 生 氏

6. 会議 (8)部会

- 駐ソロモン諸島日本国大使 三 輪 芳 明 氏
6月27日(128名) 講演 「海外展開オンラインセミナー ～米国市場開拓編～」
新井商工会議所 中小企業相談所 所長 鈴 木 陽 一 氏
北カリフォルニア日本商工会議所 事務局長 洞 恵 司 郎 氏
(独)日本貿易振興機構 ロサンゼルス事務所 次長 和 波 拓 郎 氏
7月16日(145名) 講演 「海外でのトラブルの事例から学ぶ、防御策！」
(株)LegalOn Technologies 執行役員・ＣＣＯ 奥 村 友 宏 氏
8月 8日(128名) 講演 「アフリカの「ビジネスの今」を、現地日本大使館から紹介！
～エジプト・ガーナ・ケニア編～」
駐ガーナ日本国大使 望 月 寿 信 氏
駐ケニア日本国大使館 次席 荻 原 宏 氏
駐エジプト日本国大使館 一等書記官 山 本 崇 昭 氏
9月 9日(212名) 講演 「安全保障貿易管理セミナー 初級編～技術流出の防止に向け、輸出管
理体制の構築が重要です！～」
令和6年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 濱 宏 氏
9月13日(22名) 講演 「食品産業向け、中東・北アフリカ市場攻略セミナー」
(独)日本貿易振興機構 農林水産食品部 次長 西 浦 克 氏
9月30日(155名) 講演 「ウクライナビジネス最前線～最新の情勢と支援策、先駆者の体験を聞
く～」
外務省 欧州局 中・東欧課長 石 川 亘 氏
駐ウクライナ日本国大使館 一等書記官 平 木 忠 義 氏
駐ウクライナ日本国大使館 防衛駐在官 出 口 新 氏
(独)国際協力機構 ウクライナ事務所 所長 松 永 秀 樹 氏
経済産業省 欧州課 通商政策企画調整官 石 井 秀 彦 氏
(独)日本貿易振興機構 海外展開支援部主幹 木 場 亮 氏
(株)パデコ エグゼクティブ・アドバイザー 現地政府案件営業担当 日 野 宏 貴 氏
日本工営(株) 上下水道計画部部長 兼 ウクライナ復興支援室室長
兼 キーウ事務所長 三 浦 良 知 氏
楠原輸送(株) 国際輸送部・部長 ミャンマー支店・支店長 石 崎 寿 人 氏
10月 9日(241名) 講演 「安全保障貿易管理セミナー 中級編～技術流出の防止に向け、輸出管
理体制の構築が重要です！～」
令和6年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 藤 島 喜一郎 氏
11月 8日(195名) 講演 「安全保障貿易管理セミナー 初級編～技術流出の防止に向け、輸出管
理体制の構築が重要です！～」
令和6年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 藤 島 喜一郎 氏
11月19日(35名) 講演 「＜中国セミナー＞ 最新改正『会社法』 重点ポイント解説-日本本社と
現地法人におけるリスクヘッジ及び実務対応-」
北京市大地律師事務所 パートナー弁護士 熊 琳 氏
1月29日(166名) 講演 「【ジェトロ・ニューヨークがライブで現地から報告】米国新政権の通商
政策の見通し -日本企業への影響は-」
(独)日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所 調査部 ディレクター 赤 平 大 寿 氏

⑤ 金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く事業者に対して情報提供を行うた
め、講演会を開催した。

1) 部 会

- 6月12日 (124名) 講演 「米国大統領選挙と今後の展望」

- みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 調査部長 安井明彦氏
 10月18日 (132名) 講演 「当面の世界経済と金利のある世界」
 (株)日本総合研究所 調査部長／チーフエコノミスト 石川智久氏
 1月31日 (151名) 講演 「日本経済をどう再浮上させるか」
 一橋大学 経済研究所 教授 宮本弘暁氏

⑥ 交通運輸部会

交通運輸部会では、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会や視察会のほか、流通・サービス委員会物流2024年問題専門委員会との合同で2024年問題に関する意見交換会を実施した。

1) 幹事会

5月9日 (8名) 説明 「2023年度部会活動および2024年度部会活動(案)について」
 意見交換

3月24日 (8名) 説明 「2024年度部会活動および2025年度部会活動(案)について」
 意見交換

2) 2024年問題に関する合同意見交換会

5月9日 (17名) 説明 「2024年問題に係る東京商工会議所の取り組みについて」
 意見交換

3) オンラインセミナー

12月16日～1月31日 (127名)

講演 「運送業界の未来を切り拓く！2024年問題スタート後の
 課題と対策セミナー」

(株)コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬氏

4) 視察会

2月5日～6日 (11名) 福島挑戦！再生可能エネルギーと震災からの復興福島県浪江町視察会

⑦ 建設・不動産部会

建設・不動産部会では、部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会や視察会のほか、部会員の声を反映した活動を実施するべく、本部・支部役員懇談会等を実施した。

1) 本部・支部役員懇談会

5月29日 (18名) 講話 「建設業・不動産業の現状と課題について」
 国土交通省 不動産・建設経済局長 塩見英之氏
 意見交換

2) 新年賀詞交歓会

1月30日 (199名) 懇親パーティー

開会挨拶 東京商工会議所 建設・不動産部会長 宮本洋一

来賓挨拶 国土交通省 不動産・建設経済局長 平田研氏

東京都議会 副議長 増子ひろき氏

東京都 技監 谷崎馨一氏

乾杯 東京商工会議所 建設・不動産部会 副部会長 金指潔

歓談

中締め

東京商工会議所 建設・不動産部会 副部会長 押味至一

3) 視察会

2月5日～6日 (11名) 福島挑戦！再生可能エネルギーと震災からの復興福島県浪江町視察会

⑧ サービス部会

サービス部会では、GDPの7割以上を占めるサービス産業の生産性向上という課題解決に資するテーマで講

6. 会議 (9)委員会

演会などを開催した。

1) 懇談会

5月23日(18名) 卓話「東京にとっての少子化問題とは？」

立命館大学産業社会学部現代社会学科 教授 筒井 淳也 氏

2) 講演会

11月8日(90名) 講演「人口減少社会におけるサービス産業の未来と活路」

(一社)人口減少対策総合研究所 理事長 河合 雅司 氏

2月26日(125名) 講演「賃金・物価・金利の正常化：現状と展望」

東京大学大学院 経済学研究科教授 渡辺 努 氏

⑨ 情報通信部会

情報通信部会では、部会員の経営に資する時宜を得たテーマによる部会講演会を実施。後日オンラインで配信し情報発信の強化に努めた。

1) 部 会

6月20日(会場参加29名、オンライン参加60名)

議件：定款第49条および部会規約第3条の規定による部会長の選任について

定款第36条2項第2号の規定による議員の選任について

講演：「AIがもたらす未来と地域・中小企業」

(株)シナモン 会長兼CSDO 加治 慶光 氏

2月7日(会場参加34名、オンライン参加125名、後日オンライン配信188名視聴)

講演：「生成AI活用による中小企業の生産性向上」

コンサルティング事務所桑津調査房 代表、立命館大学ビジネススクール経営研究科 客員教授

桑津 浩太郎 氏

2) 幹事会

11月11日(8名) 説明「第4回情報通信部会の開催について」

意見交換

(9) 委員会

① 総合政策委員会

総合政策委員会では、人口減少下での日本経済の成長について、競争力を軸に地域と中小企業の視点からテーマを設定し、政府関係者・有識者からの意見聴取などを通じ、多面的な観点から調査・研究するとともに、提言の取りまとめに向けた意見交換を実施した。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1) 委員会

5月10日(39名) 議事 我が国の競争力強化に向けて(論点説明)

講演 「IMD競争力ランキングに見る日本の課題と可能性」

IMD北東アジア代表 高津 尚志 氏

意見交換

7月24日(32名) 講演 「デジタル時代の地方創生 地域に希望を、日本に活力を」

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

参事官(総括・スタートアップ担当) 小林 剛也 氏

意見交換

12月4日(32名) 講演 「中小企業と地域経済の新たな発展像」

新潟県立大学 国際経済学部学部長・教授 細谷 祐二 氏

意見交換

報告 「総合政策委員会 これまでの議論を踏まえた意見のとりまとめについて」

意見交換

2月12日 (30名) 講演 「地方創生2.0の「基本的な考え方」と今後の方向性について」
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部

事務局次長 望月一範氏

意見交換

報告 「32期委員会の提言概要について」

意見交換

② 組織・会員サービス向上委員会

組織・会員サービス向上委員会では、組織基盤強化、事業・サービス、現場主義・双方向主義、創立150周年に向けた取組みの4項目を活動方針に掲げている。本年は、組織基盤強化、現場主義・双方向主義に関する取組みを強化するとともに、創立150周年を見据えた活動についての議論を進めた。

1) 委員会

6月18日 (22名) 報告 2023年度の活動と今後の課題について

意見交換 東商創立150周年を見据えた次世代を担う経営者の入会・参画
促進に向けて

(ゲストスピーカー)

(株)カラーズ 代表取締役 田尻久美子氏

東邦レマック(株) 取締役経営企画室長兼営業本部長 笠井信剛氏

11月14日 (20名) 報告 (1) 組織基盤強化、事業・サービスについて
(2) 現場主義・双方向主義の取組みについて

意見交換 東商創立150周年に向けて

③ 税制委員会

税制委員会では、中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化や円滑な経営承継・事業継続、ビジネス環境整備に資する税制の実現に向け、会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書を取りまとめ、政府・与党、東京23区選出の国会議員、東京都等へ提出した。国会議員等への陳情活動を精力的に行った結果、令和7年度税制改正にて、数多くの要望項目が実現した。

1) 委員会

6月17日 (29名) 講演 「企業のイノベーション投資促進に向けた政府の取組」

経済産業省 産業技術環境局

技術振興・大学連携推進課 課長補佐 長谷川寛晃氏

協議 令和7年度税制改正に関する意見(素案)について

8月21日 (35名) 講演 「令和7年度税制改正要望に向けた展望」

経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 添田隆秀氏

協議 令和7年度税制改正に関する意見(案)について

2月4日 (31名) 講演 「令和7年度税制改正の概要と今後の課題」

経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 能村幸輝氏

協議 令和8年度税制改正に向けた検討課題(案)について

6. 会議 (9)委員会

2) 支部との懇談会

2月25日 (8名) ブロック別政策懇談会(税制)城北ブロック
参加支部:文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内 容:報告 令和7年度税制改正について
議題 ・円滑な事業承継に資する税制
・中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制
・わが国のビジネス環境整備に資する税制
・今後の法人税のあり方

3月7日 (8名) ブロック別政策懇談会(税制)城西ブロック
参加支部:新宿・世田谷・渋谷・中野・練馬
内 容:同上

3月12日 (7名) ブロック別政策懇談会(税制)城南ブロック
参加支部:千代田・中央・港・品川・大田
内 容:同上

3月17日 (7名) ブロック別政策懇談会(税制)城東ブロック
参加支部:台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内 容:同上

3) セミナー

4月19日～5月24日(オンライン235名)

「定額減税」に向けた企業における準備と実務対応セミナー
(株)ブレインコンサルティングオフィス APブレイン社会保険労務士事務所 北 條 孝 枝 氏

4月23日～3月31日(オンライン839名)

「今しか使えない!」自社株承継時の税負担が“ゼロ”になる事業承継税制活用セミナー

※共催:事業承継対策委員会、日商税制委員会

中小企業庁 事業環境部 財務課長 木 村 拓 也 氏
日本税理士会連合会 中小企業対策部 副部長 望 月 博 元 氏
(株)YUIアドバイザーズ 代表取締役・税理士 玉 越 賢 治 氏

④ 労働委員会

労働委員会は、人手不足や物価高に伴う賃上げなどの課題への対応や、今後の新たな成長に向け、生産性の向上に資する人材育成、多様で柔軟な働き方の推進、成長分野や人手不足産業への円滑な労働移動等の重要政策課題についての意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1) 委 員 会(共催:日本商工会議所 労働専門委員会)

11月22日(30名) 報告 2024年度「これからの労働政策に関する懇談会」活動概要について
講演 「省力化・育成・多様性」UMICAH Iの事例

(株)UMICAH I 代表取締役 田 中 聖 也 氏
議件 雇用・労働政策に関する重点要望(素案)および東京都の雇用就業施策に関する重点要望(素案)について
意見交換

2) これからの労働政策に関する懇談会

(共催：多様な人材活躍委員会 日本商工会議所 労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会)

5月21日(15名) 講演 労働政策の課題と今後の方向性について

厚生労働省 参事官(総合政策統括担当) 平嶋壮州氏

意見交換

7月29日(15名) 講演 公的職業訓練のあり方について

(独)労働政策研究・研修機構

人材開発部門 副統括研究員 藤本真氏

意見交換

9月26日(14名) 講演 ハローワークの現状と課題について

厚生労働省 職業安定局総務課

ハローワークサービス推進室 室長 鈴木良尚氏

意見交換

10月4日(18名) 講演 「雇用政策研究会 報告書」について

厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 課長 吉田暁郎氏

意見交換

2月18日(14名) 講演 「労働市場改革」のあり方について

(株)野村総合研究所 経営コンサルティング部

プリンシパル 松岡佐知氏

意見交換

3月5日(16名) 講演 「働き方改革」の在り方について

慶應義塾大学 商学部 教授 山本勲氏

意見交換

- 3) 厚生労働省と日本商工会議所・東京商工会議所との雇用・労働政策および多様な人材の活躍に関する意見交換会(共催：多様な人材活躍委員会、日本商工会議所 労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会)

12月20日(56名) 施策説明 労働政策の現状と方向性について

厚生労働省 政策立案統括審議官(統計、総合政策、政策評価担当)

河野恭子氏

意見発表 ①最低賃金制度の適切な運用、自発的・持続的な賃上げへの支援

②中小企業の人材確保への支援

③徹底した省力化・育成への支援

④女性の活躍推進・仕事と家庭等の両立支援

⑤外国人材の活躍推進

⑥シニア・障害者の活躍推進

所感

- 4) 他団体との懇談会

12月2日(8名) 連合東京2024-2025年度政策・制度要求

要請書の手交

懇談

- 5) セミナー・シンポジウム

8月26日～10月18日(オンライン36名)

中小企業のための賃上げ支援セミナー

(株)カレッジフェイス 代表取締役 岩岡博徳氏

東京都よろず支援拠点 チーフコーディネーター 弥富尚志氏

6. 会議 (9)委員会

11月20日(会場38名、オンライン43名)

人事・労務担当者向け政策説明会

「今こそ取り組みたい、戦略的な賃上げ～外部環境と賃上げ検討のポイント～」

社会保険労務士法人トムズコンサルタント 代表社員 特定社会保険労務士 小宮 弘子氏

11月20日～12月27日(オンライン31名)

中小企業の働き方改革支援セミナー ～はたらく人の意識の多様化を踏まえた働き方改革～

社会保険労務士法人エフピオ 社会保険労務士 津田 千尋氏

1月13日～ 1月31日(オンライン25名)

人手不足時代を乗り越える！「中小企業における人材育成・入門セミナー」

中小企業診断士 石川 洋蔵氏

2月25日(会場194名、オンライン252名)

(共催：多様な人材活躍委員会、日本商工会議所 労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会)

シンポジウム 人手不足の「壁」を乗り越える～少数精鋭の成長モデルへの自己変革～

基調講演 常識の壁を打ち破る！慶應義塾高校野球部から学ぶ“成長するチームづくり”

慶應義塾高等学校野球部監督 慶應義塾幼稚舎教諭 森 林 貴彦氏

事例紹介&パネルディスカッション

わたしたちの自己変革ストーリー ～「壁」を乗り越える「3つのチャレンジ」～

モデレーター (株)リクルート ジョブズリサーチセンター長 宇佐川 邦子氏

パネリスト 能田電気工業(株) 代表取締役 井上 有子氏

辻精機(株) 代表取締役 大浦 直満氏

京の宿綿善 おかみ 小野 雅世氏

島田工業(株) 代表取締役 島田 渉氏

6) 支部との懇談 ※多様な人材活躍委員会との共催

2月25日(10名) ブロック別政策懇談会(城北ブロック)

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

3月7日(8名) ブロック別政策懇談会(城西ブロック)

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

3月12日(10名) ブロック別政策懇談会(城南ブロック)

参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

内容：賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

3月17日(9名) ブロック別政策懇談会(城東ブロック)

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

⑤ 多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性、シニア、障害者等の更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大に向けた意見・要望活動を展開するとともに、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1) 委員会(共催：日本商工会議所 多様な人材活躍専門委員会)

11月26日(30名) 講演 「シニア人材活躍の取組について」

辻精機(株) 代表取締役 大 浦 直 満 氏
 講演 「外国人材・障害者活躍の取組について」
 (有)川田製作所 代表取締役 川 田 俊 介 氏
 議件 多様な人材の活躍に関する重点要望(素案)および
 東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望(素案)について
 報告 「これからの労働政策に関する懇談会」活動概要について
 報告 多様な人材活躍専門委員会・多様な人材活躍委員会 小規模懇談会の実
 施について
 意見交換

2) これからの労働政策に関する懇談会

(共催：労働委員会 日本商工会議所 労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会)

5月21日(15名) 講演 労働政策の課題と今後の方向性について
 厚生労働省 参事官(総合政策統括担当) 平 嶋 壮 州 氏
 意見交換

7月29日(15名) 講演 公的職業訓練のあり方について
 (独)労働政策研究・研修機構
 人材開発部門 副統括研究員 藤 本 真 氏
 意見交換

9月26日(14名) 講演 ハローワークの現状と課題について
 厚生労働省 職業安定局総務課
 ハローワークサービス推進室 室長 鈴 木 良 尚 氏
 意見交換

10月 4日(18名) 講演 「雇用政策研究会 報告書」について
 厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 課長 吉 田 暁 郎 氏
 意見交換

2月18日(14名) 講演 「労働市場改革」のあり方について
 (株)野村総合研究所 経営コンサルティング部
 プリンシパル 松 岡 佐 知 氏
 意見交換

3月 5日(16名) 講演 「働き方改革」の在り方について
 慶應義塾大学 商学部 教授 山 本 勲 氏
 意見交換

3) 厚生労働省と日本商工会議所・東京商工会議所との雇用・労働政策および多様な人材の活躍に関する意見交換会(共催：労働委員会、日本商工会議所 労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会)

12月20日(56名) 施策説明 労働政策の現状と方向性について
 厚生労働省 政策立案統括審議官(統計、総合政策、政策評価担当)
 河 野 恭 子 氏
 意見発表 ①最低賃金制度の適切な運用、自発的・持続的な賃上げへの支援
 ②中小企業の人材確保への支援
 ③徹底した省力化・育成への支援
 ④女性の活躍推進・仕事と家庭等の両立支援
 ⑤外国人材の活躍推進
 ⑥シニア・障害者の活躍推進

所感

6. 会議 (9)委員会

4) セミナー・シンポジウム

11月 4日～12月31日 (オンライン54名)

～対応はお済みですか?～改正育児介護休業法の解説・企業の対応事項について

アクタス社会保険労務士法人 代表社員 松澤隆志氏

2月25日 (会場194名、オンライン252名)

(共催:多様な人材活躍委員会、日本商工会議所 労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会)

シンポジウム 人手不足の「壁」を乗り越える～少数精鋭の成長モデルへの自己変革～

基調講演 常識の壁を打ち破る!慶應義塾高校野球部から学ぶ“成長するチームづくり”

慶應義塾高等学校野球部監督 慶應義塾幼稚舎教諭 森林貴彦氏

事例紹介&パネルディスカッション

わたしたちの自己変革ストーリー ～「壁」を乗り越える「3つのチャレンジ」～

モデレーター (株)リクルート ジョブズリサーチセンター長 宇佐川邦子氏

パネリスト 能田電気工業(株) 代表取締役 井上有子氏

辻精機(株) 代表取締役 大浦直満氏

京の宿綿善 おかみ 小野雅世氏

島田工業(株) 代表取締役 島田渉氏

5) 支部との懇談 ※労働委員会との共催

2月25日 (10名) ブロック別政策懇談会 (城北ブロック)

参加支部:文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容:賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

3月 7日 (8名) ブロック別政策懇談会 (城西ブロック)

参加支部:新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容:賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

3月12日 (10名) ブロック別政策懇談会 (城南ブロック)

参加支部:千代田・中央・港・品川・目黒・大田

内容:賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

3月17日 (9名) ブロック別政策懇談会 (城東ブロック)

参加支部:台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容:賃上げ・価格転嫁・最低賃金、働き方改革、労働市場の流動化、人手不足対策(省力化・育成)と多様な人材の活躍推進

⑥ 教育・人材育成委員会

教育・人材育成委員会は、経営者を含めた社会人の学び直しや初等・中等教育段階からのキャリア教育支援のあり方、18歳人口の急減が予想される中での高等教育への産業界の関わり方などをテーマに委員会を開催し、専門家や経営者、省庁担当者からの説明を踏まえ、意見交換を実施した。併せて、金融経済教育の社員研修としての導入促進を目的に、金融経済教育推進機構や警視庁の協力のもと企業向けセミナーを開催した。

1) 委員会

5月14日 (22名) 講演 「従業員の学びを企業経営につなげる取組について

～文部科学省の社会人・企業等大規模調査からの示唆～

(株)三菱総合研究所 人材・キャリア事業本部

主任研究員 藪本沙織氏

- 講演 「多様な社内教育の展開に向けた取り組みについて」
 金井大道具(株) 管理本部人材育成グループ課長 米 田 晋 吾 氏
 管理本部経営管理グループ課長 鴨志田 愛 氏
- 意見交換
- 報告 「2023年度各支部の取り組みについて」
- 意見交換
- 10月 9日 (26名) 講演 「新時代のキャリア教育
 ～企業と子どもがともに育つ教育支援のあり方とは～」
 清川メッキ工業(株) 取締役副社長 清 川 卓 二 氏
- 意見交換
- 報告 「消費者教育・金融経済教育を取り巻く現状について」
 消費者教育支援センター 理事 柿 野 成 美 氏
- 意見交換
- 2月18日 (21名) 講演 「2040年に向けた我が国の高等教育の在り方について
 ～中教審での検討と方向性～」
 文部科学省 高等教育局企画官 (併)
 高等教育企画課高等教育政策室長 高 見 英 樹 氏
- 講演 「高等教育の現状」
 (学)片柳学園 理事長 千 葉 茂 氏
- 意見交換
- 2) セミナー
- 11月15日 (18名) 選ばれる企業になるための「金融教育」とは(オンライン開催)
 金融経済教育推進機構(J-FLEC) 経営戦略部長 桑 田 尚 氏
 J-FLEC認定アドバイザー 高 木 典 子 氏
 警視庁 丸の内警察署生活安全課防犯係 担当係長 赤 澤 洋 忠 氏
- ※Y o u t u b e 配信版 配信期間 11月25日ー12月13日(5名)

⑦ 中小企業委員会

中小企業委員会では、自己変革に挑む企業に対する付加価値創出の取り組みや、人手不足や価格転嫁の動向などについて、ヒアリングやアンケートなどを通じて実態を把握。また中小企業対策要望によって実現した各種施策について、オンラインセミナーや広報媒体などを通して、タイムリーな発信に取り組んだ。また、価格転嫁のさらなる推進に向けて、受注者、一般消費者向けの事業を展開した。

1) 委員会

- 4月24日 (34名) 卓話 「東京都の令和6年度中小企業施策について」
 東京都 産業労働局 商工部 商工施策担当課長 西 島 裕 樹 氏
 東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
 産業政策連携促進担当課長 田 口 和 也 氏
- 報告 「品川支部 2025年度中小企業施策に関する要望について」
 『価格の適正化』実現パッケージの実施について」
- 協議 「中小企業対策に関する重点要望(素案)について」
- 6月21日 (40名) 卓話 「東京都中小企業活性化協議会の取り組み」
 東京都中小企業活性化協議会 統括責任者 相 澤 啓 太 氏
- 報告 「中小企業の国際展開に関する要望項目(案)について」
- 協議 「中小企業対策に関する重点要望(案)について」
- 3月25日 (38名) 報告 「中小企業対策に関する重点要望の実現状況について」
 『価格の適正化』実現に向けた取り組みの実施結果について」

6. 会議 (9)委員会

「中小企業の国際展開に関する専門委員会の
2024年度活動実績について」
協議 「中小企業対策に関する重点要望（骨子案）について」

2) 中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会

10月9日（12名）

挨拶

東京商工会議所 副会頭 大 島 博
経済産業省 中小企業庁 長官 山 下 隆 一 氏

説明 「最近の中小企業政策について」

意見交換

3) 支部との懇談会

2月25日（12名）

ブロック別政策懇談会（城北ブロック）

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタート
アップ委員会、事業承継対策委員会との共催

3月 7日（10名）

ブロック別政策懇談会（城西ブロック）

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタート
アップ委員会、事業承継対策委員会との共催

3月12日（12名）

ブロック別政策懇談会（城南ブロック）

参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタート
アップ委員会、事業承継対策委員会との共催

3月17日（11名）

ブロック別政策懇談会（城東ブロック）

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議

※中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタート
アップ委員会、事業承継対策委員会との共催

4) 経営課題に関するヒアリング

国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、企業経営の現場から生の声を収集することを目的として実施。

4月 1日～ 3月31日（84件）調査回答企業等に対するヒアリング（事業承継対策委員会実施分を含む）

5) セミナー

a. YouTube動画配信

4月30日～ 6月30日（申込者数：32名）

「従業員の資産形成に役立つ 新しいNISAを知ろう！」

日本証券業協会 金融・証券インストラクター

兼 全国銀行協会 金融インストラクター 川 口 由 美 氏

10月24日～11月15日(申込者数:61名)

「【価格転嫁成功の鍵!】

～もう価格で悩まない!明日から使える原価管理術～」

(株)日本S I研究所 営業部長 潤 間 洋 平 氏

11月25日～12月20日(申込者数:10名)

「【取引適正化対策も満載】手形・小切手取引に関する最新動向」

中小企業庁 事業環境部取引課長 鮫 島 大 幸 氏

全国銀行協会 事務・決済システム部次長 古 賀 元 浩 氏

b. ショート動画

9月 4日

「施策のポイント解説!中小企業省力化投資補助金」

七田総合研究所 代表 七 田 亘 氏

9月 4日

「施策のポイント解説!

躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」

七田総合研究所 代表 七 田 亘 氏

6) 東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後10年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびPDCAのため設置された小池都知事直下の会議に大島委員長が参画。東商の意見を陳述し、イノベーション促進に向けた支援など令和7年度予算では多数の項目で要望内容が反映された。

5月20日

意見交換 都内中小企業 を取り巻く状況と施策展開の方向性

※主催:東京都、東商からは意見を事務局に提出

10月 8日

意見交換 今後の施策展開の検討について ※主催:東京都

2月13日

意見交換 来年度の取組の方向性について ※主催:東京都

7) 価格の適正化実現に向けた事業

価格転嫁、賃上げ原資の確保・賃上げ実現を通じて、消費活動の活性化に繋げるという経済好循環のサイクルを定着させるため、受注者・一般消費者向けの各種取り組みを実施。

a. パートナリシップ構築宣言の推進

中小企業向けのPR動画・チラシを制作、本支部の各種会合において周知を図ったほか、本部議員役員、支部役員に対する宣言拡大を実施。

b. 受注者向けポータルサイト

7月19日

「価格転嫁ナビ・原材料価格ウォッチャー」

c. 実践型ゼミナール

5月17日

(申込者数:40名)

「カギを握るのは中小企業!経済好循環の実現に向けたシナリオ」

(株)第一生命経済研究所

経済調査部 首席エコノミスト 熊 野 英 生 氏

8月26日・ 9月 9日(申込者数:38名)

「業種別価格適正化ゼミナール B to B製造業」

6. 会議 (9)委員会

8月28日・9月11日(申込者数:23名)
「業種別価格適正化ゼミナール B to B非製造業」

中小企業診断士 福田和彦氏

8月29日・9月12日(申込者数:23名)
「業種別価格適正化ゼミナール B to C非製造業」

中小企業診断士 原健二氏

中小企業診断士 池田明広氏

d. 一般消費者向け雑誌タイアップ企画

10月1日 「STORY11月号」
10月25日 「シティリビング東京版10月25日号」

e. 一般消費者向け経済講演会

1月25日 (申込者数:74名)
「日本経済とお金のミライ」

日本金融経済研究所 代表理事・
大阪公立大学 客員准教授 馬 渕 磨理子 氏

f. 価格転嫁の機運醸成イベント

価格転嫁を通じた経済好循環に向けた機運を醸成するため、都内中小6団体が一同に会して自らの取り組みに対して決意表明をしたもので、大会の最後には共同宣言を決議した。

2月4日 (申込者数:522名)
「価格転嫁推進東京大会」

※主催:東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、
東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、
東京都商店街振興組合連合会、東京都商店街連合会

8) 中小企業の国際展開に関する専門委員会

中小企業の国際展開の実施状況や抱える課題および国際展開に取り組めない企業が抱える課題等の実態把握と、今後の支援施策の検討を目的に、「国際展開に関する実態アンケート」を実施。また、調査結果を踏まえて、専門委員会で検討を重ね、報告書を取りまとめた。

a. 専門委員会

5月20日(32名)	協議	中小企業の国際展開に関する要望項目案について 「国際展開に関する実態アンケート」について
	報告	委員会実施事業について 当面のスケジュールについて
11月25日(28名)	報告	中小企業対策に関する要望活動について 「国際展開に関する実態アンケート」集計結果について
	協議	「国際展開に関する実態アンケート」報告書の作成について
2月19日(29名)	報告	「中小企業 国際展開のリアル 実態調査報告書」について
	協議	中小企業の国際展開に関する要望項目(案)について 次年度の事業企画(案)について

b. 実態調査

期 間 2024年7月22日(月)～8月30日(金)
調査対象 東京23区内事業者12,000件

回 答 数 1, 6 1 8 件 (回答率 1 3. 5 %)

調査項目 国際展開の実施状況について、国際展開の実施企業について、
国際展開の未実施企業について、今後の展望について

c. 報告書の作成・配布

作 成 物 「中小企業 国際展開のリアル 実態調査報告書」

発 行 月 2 月

作成部数 2, 0 0 0 部

配 布 先 調査協力企業、東京 2 3 区内事業者、支援機関等

編 集 中小企業部

⑧ 事業承継対策委員会

事業承継対策委員会では、ヒアリング等を通して中小企業の事業承継の実態を把握するとともに、国・東京都に対する意見書を取りまとめ、要望項目実現に向けた働きかけを行った。

合わせて、円滑な事業承継の推進に向けて、WEBサービスや事例発表会、オンラインセミナー等の各種事業を実施した。

1) 委員会

4 月 9 日 (3 1 名)	卓話 「中小企業の事業承継施策について」 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課長 木 村 拓 也 氏 報告 「事業承継に関する実態アンケート」調査結果について 協議 「中小企業の円滑な事業承継に実現に向けた意見 (骨子案)」について
5 月 1 4 日 (2 9 名)	卓話 「東京都の事業承継・再生支援事業について」 東京都 産業労働局 商工部 経営支援課長 中 島 裕 貴 氏 協議 「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見 (素案)」について
6 月 1 8 日 (2 9 名)	卓話 「東京都事業承継・引継ぎ支援センターについて」 東京都事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者 吉 田 亨 氏 「東京商工会議所ビジネスサポートデスクによる支援について」 東京商工会議所 ビジネスサポートデスク (東京北) 課長 小山内 奏 介 協議 「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見 (案)」について 報告 「東商版 すぐできる! 株価試算」について

2) 支部との懇談会

2 月 2 5 日 (1 2 名)	ブロック別政策懇談会 (城北ブロック) 参加支部: 文京・北・荒川・豊島・板橋・足立 内容: 取引状況/稼ぐ力向上に向けた取り組み/事業承継/ 事業承継・事業再生/その他をテーマに討議 ※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催
3 月 7 日 (1 0 名)	ブロック別政策懇談会 (城西ブロック) 参加支部: 新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬 内容: 取引状況/稼ぐ力向上に向けた取り組み/事業承継/ 事業承継・事業再生/その他をテーマに討議 ※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催
3 月 1 2 日 (1 2 名)	ブロック別政策懇談会 (城南ブロック) 参加支部: 千代田・中央・港・品川・目黒・大田

6. 会議 (9)委員会

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／
事業承継・事業再生／その他をテーマに討議

※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催

3月17日（11名）

ブロック別政策懇談会（城東ブロック）

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／
事業承継・事業再生／その他をテーマに討議

※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、イノベーション・スタートアップ委員会との共催

3) 事業承継セミナー

オンラインセミナー（YouTube動画配信）

9月12日～11月12日（申込者数：72名）

「＜後継者が決まっていない企業様必見＞事例から見る第三者承継 成功のポイントと注意点」

財務コンサル(株) 税理士 新原章吾氏

11月13日～ 1月15日（申込者数：69名）

「株価試算で分かる！社長の勇退資金の設計」

JIDAIOコンサルティング(株) 社長・税理士 清水敦也氏

4) WEBサービス「東商版 すぐできる！株価試算」

中小企業の経営者に、事業承継対策に取り組むきっかけとしてもらうことを目的に、事業承継時（主に親族内承継）の際に必要な自社株式の評価額と評価額を加味した相続税（参考値）を、無料・最短5分で簡単に試算できるWEBサービスを開始。支援機関、金融機関、保険会社や代理店等と連携し、周知・活用を促進した。

開始月 6月

試算件数 832件（うち、株価1億円超は35%）

5) 事業承継 事例発表会

（協力：東京税理士会、東京三弁護士会、日本政策金融公庫）

税理士、弁護士などの専門家や地域金融機関等の支援機関が連携して中小企業の事業承継をサポートすることが有効であることから、支援機関を対象とした事例発表会を開催した。各登壇者による具体的な事例発表の後、名刺交換・情報交換を行った。

11月18日（104名）

ベストパイロット税理士法人 税理士 湊 義和氏

光和総合法律事務所 弁護士 池内 稚利氏

日本政策金融公庫 事業承継支援室 事業承継企画グループ グループリーダー 西川 圭氏

東京商工会議所 ビジネスサポートデスク東京セントラル 副部長 紺谷 直之

6) 中小企業の事業承継対策のため施策・事例の情報発信

ホームページ、「事業承継支援ポータルサイト」を通じて、事業承継税制や事業承継ファンド、M&Aなどの施策の解説などの情報を発信した。

⑨ イノベーション・スタートアップ委員会

イノベーション・スタートアップ委員会では、起業・創業の促進、スタートアップの成長促進に向け、意見書を取りまとめて提出した。アントレプレナーシップ醸成に向けた起業家講演や、中堅・中小企業とスタートアップ双方の成長、オープンイノベーション促進に向け、オープンイノベーションプラットフォーマーや東京都などとも連携のほか、マッチングイベント、協業の裾野拡大に向けた情報発信など、実態やニーズに応じた事業を展開。また、中小企業のイノベーション創出に向けた事業の企画・実施、PDCAを担う組織として、中小企業のイノベーション創出懇談会を設置した。

1) 委員会

7月16日(24名) 卓話 「Global Innovation with STARTUPS
”挑戦者を応援する”東京都のスタートアップ施策の展開」
東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
室長 吉村恵一氏
見学 TIB(Tokyo Innovation Base) 見学
協議 「中小企業のイノベーション創出懇談会」について
報告 イノベーション・スタートアップ委員会事業報告

2) 中小企業のイノベーション創出懇談会

9月24日(7名) 紹介 自社紹介
説明 「中小企業のイノベーション創出懇談会」の設置について
協議 「イノベーション・スタートアップ関連事業」について
「東商イノベーションスクール(仮称)・交流会」について
2月18日(7名) 卓話 「きらぼしグループのスタートアップ支援」について
(株)きらぼし銀行 SS部 部長 星 義明氏
(株)きらぼしコンサルティング プリンシパル 岩田 元氏
報告 「イノベーション・スタートアップ関連事業実績報告・新規事業案、
今後のスケジュール」について

3) 支部との懇談会

2月25日(12名) ブロック別政策懇談会(城北ブロック)
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、事業承継
対策委員会との共催
3月 7日(10名) ブロック別政策懇談会(城西ブロック)
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、事業承継
対策委員会との共催
3月12日(12名) ブロック別政策懇談会(城南ブロック)
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、事業承継
対策委員会との共催
3月17日(11名) ブロック別政策懇談会(城東ブロック)

6. 会議 (9)委員会

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業再生をテーマに討議

※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会、事業承継対策委員会との共催

4) 起業家講演

6月17日	青山学院大学	(株)ROXX 代表取締役	中嶋汰朗氏
6月26日	明治大学	(株)トラナー 代表取締役	志田典道氏
7月12日・13日	明治大学付属八王子高等学校	中小企業診断士	上辻鮎美氏
7月22日	東京都立大学	合同会社クアッガ 代表	斉藤優也氏
11月11日	中央大学	(株)MISSION ROMANTIC 代表取締役	森本萌乃氏
12月11日	慶應義塾大学	※起業家講演に関連して、東商事務局から中小企業政策について講演 「中小企業の経営課題と支援について」	
		東京商工会議所中小企業部	三島治仁
12月13日	明治大学付属八王子高等学校	(株)OKAN 代表取締役	沢木恵太氏
12月18日	慶應義塾大学	(株)シンク 代表取締役	篠田大輔氏

5) 中堅・中小企業×スタートアップ「東商マッチングピッチ」

中堅・中小企業のイノベーション創出や生産性向上に資するサービスを展開するスタートアップ登壇によるピッチイベント。共創につながる“場”として、ピッチ・交流会の二部構成で、テーマ別に開催。

5月22日 (36名) 「人材採用・育成・定着」特集

※共催：NEXs Tokyo

(株)Another works 執行役員 兼 営業部長	久保田晶子氏
(株)オンギガンツ 代表取締役	松田雄馬氏
(株)フォロアス 社長室室長	川口優考氏
(株)ローンディール COO	檜原ジュンヘン氏
(株)One Terrace 主任	橋本涼矢氏

7月19日 (38名) 「販路開拓」特集

※共催：(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行、NEXs Tokyo

(株)Saleshub 代表取締役CEO	江田学氏
ニューワールド(株) パートナーサクセス	大倉慶亮氏
(株)ハイウェイ COO	中村岳人氏
(株)Magic Moment CEO	村尾祐弥氏

9月17日 (89名) 「業務効率化」特集

※共催：SMB Cベンチャーキャピタル、(株)みずほ銀行、NEXs Tokyo

(株)アウトクラウド 取締役副社長COO	松本悟志氏
(株)クアンド マーケティングマネージャー	下吉倫太郎氏

(株)スーツ 代表取締役社長	小 松 裕 介 氏
BPOテクノロジー(株) 代表取締役社長	山 田 真 也 氏
(株)YOZBOSHI 代表取締役社CEO	藤 井 翔 吾 氏

12月12日 (53名) 「人手不足対策」特集

※共催：大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、名古屋商工会議所、NEXs Tokyo

(株)whicker 代表取締役	山 本 智 一 氏
(株)CROSLAN 代表取締役	川 村 敦 氏
(株)セラピア 代表取締役	田 中 圭 氏
(株)トライエッティング 執行役員CSO	田 中 明 庸 氏
(株)hupodea 代表取締役	奥 島 輝 也 氏
PortRay(株) 代表取締役	鹿 野 翔 太 氏

2月13日 (41名) 「人材採用・定着」特集

※共催：NEXs Tokyo

(株)yellba 代表取締役社長	西 川 和 範 氏
(株)TalentX 取締役	細 田 亮 佑 氏
トクティ(株) 代表取締役	杉 原 尚 輔 氏
ユニクル(株) CEO	栗 原 和 也 氏

3月10日 (55名) 「業務効率化・省力化」特集

※共催：(株)みずほ銀行、NEXs Tokyo

(株)ASTINA 代表取締役	儀 間 匠 氏
amptalk(株) 営業本部長	石 橋 潤 一 氏
(株)カスタメディア 取締役COO	浦 坂 周 氏
セブンセンスマーケティング(株) COO	根 本 崇 弘 氏
(株)LayerX バクラク事業部	藤 野 太 地 氏

6) スタートアップ連携ウェビナー

スタートアップの成長促進、ならびにスタートアップの製品・サービス活用による中小企業のイノベーション創出・生産性向上・経営課題解決に向け、双方をマッチングするため実施。

2月15日～ 4月 5日 (70名)

「人手不足に苦しむ企業必見！副業人材の活用で挑む中小企業の成功戦略」

(株)Anotherworks 営業部インサイドセールスグループマネージャー 渡 邊 峰 丈 氏

2月28日～ 4月30日 (42名)

「【中小企業の採用担当者必見！】新卒採用でなぜ内定辞退が発生するのか？

内定辞退後に企業が対応できることとは？」

(株)ABABA 執行役員 杉 原 航 輝 氏

5月17日～ 7月16日 (100名)

「【工場経営者・管理者向け】外観検査AIで小さくはじめられる製造業DX」

(株)アダコテック 代表取締役 河 邑 亮 太 氏

11月22日～ 1月24日 (118名)

「【必見！中小企業の経営者・管理者向け】チームのタスク管理」

(株)スーツ 代表取締役CEO 小 松 裕 介 氏

11月29日～ 1月31日 (65名)

「離職を止める！脱・採用偏重」

(株)Work with Joy 代表取締役 新 保 博 文 氏

1月24日～ 3月21日 (83名)

「【必見！中小企業経営者・店舗経営者】ネガティブなクチコミが最も重要である4つの理由」

6. 会議 (9)委員会

(株) i R u c 代表取締役 東 弘 樹 氏

7) セミナー・イベント

a. 東商イノベーションスクール

12月17日 (40名)

第1回東商イノベーションスクール

「イノベーション交流会 「中小企業の成長戦略」～新領域進出・新規事業の始め方～」

※共催：(株) e i i c o n

<第1部>講演会「中小企業における新規事業創出の進め方」

(株) e i i c o n 取締役副社長COO・CDO 富田 直 氏

<第2部>ワークショップ

<モデレーター>「新規事業の実践～自社の「言語化」から始める新規事業の創出～」

(株) e i i c o n 取締役副社長COO・CDO 富田 直 氏

3月21日 (15名)

第2回東商イノベーションスクール

「フジマック×TechMagic 自動調理ロボット視察会・共同開発に関する座談会」

※共催：(株)フジマック・TechMagic(株)

<第1部>視察会「(株)フジマック、TechMagic(株)の会社概要紹介

TechMagic(株)の自動調理ロボット視察」

<第2部>座談会「中小企業とスタートアップのオープンイノベーションについて」

(株)フジマック 代表取締役社長 熊谷 光治 氏

TechMagic(株) 代表取締役社長 白木 裕士 氏

8) 産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う事業。2013年3月の窓口開設から262件（本年度35件）の相談案件を照介し、大学から111件の回答があり、うち8件が共同研究、受託研究等へと進展した。

連携機関は以下の55大学、2研究機関、10区、22金融機関。

<連携研究機関(五十音順)> (2025年3月末現在)

青山学院大学、宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、共立女子大学・共立女子短期大学、杏林大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、城西大学、上智大学、昭和女子大学、情報経営イノベーション専門職大学、第一工科大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京科学大学、東京工科大学、東京工芸大学、東京国際工科専門職大学、東京デザイナー・アカデミー、東京電機大学、東京都市大学、東京都立大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、日本獣医生命科学大学、日本女子大学、日本薬科大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、立正大学、立命館大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

<連携支援機関(五十音順)>

荒川区、北区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、千代田区、港区

朝日信用金庫、足立成和信用金庫、東信用組合、亀有信用金庫、(株)きらぼし銀行、興産信用金庫、江東信用組合、小松川信用金庫、芝信用金庫、(株)商工組合中央金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、大東京信用組合、東榮信用金庫、東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、中ノ郷信用組合、(株)日本政策金融公庫

a. 連携機関との意見交換会

各連携研究機関における産学公連携の進め方や好事例、課題について意見交換を実施。

11月18日（44名（22連携研究機関、3連携支援機関））

「2024年度 産学公連携相談窓口 連携協力機関との意見交換会」

b. 産学公連携イベント

産学連携が自社の課題解決の一助となることを企業に周知するため、連携研究機関の担当者から、産学連携におけるポイントや連携事例を紹介。

5月27日（61名）

「大学等との連携で経営課題を解決！中小企業の産学連携の取り組みとポイント」

※共催：㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行

東京都立産業技術研究センター 連携企画室 西川 康博氏

芝浦工業大学 研究推進部 研究企画課 産学官連携コーディネーター 篠宮 学氏

明星大学 情報システム・研究支援ユニット チームリーダー 田沼 伸久氏

日本医科大学・日本獣医生命科学大学（(学)日本医科大学）知的財産推進センター 橋本 さくら氏

電気通信大学 研究設備センター 特任助教 北田 昇雄氏

9) 東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベント情報を中心にタイムリーに配信している。2025年3月時点の配信先は約4,100件、主に毎週金曜日に配信を行い、合計で46回106件の情報を配信した。

⑩ 国際ビジネス環境委員会

国際ビジネス環境委員会では、前期に引き続き、成長する海外需要の取り込みに向けた海外展開・国際ビジネス支援とともに、不確実性が高まる中での企業の国際競争力強化に向けたグローバルサプライチェーンなどの諸課題の検討・対応を進める。今年度開催した委員会では、海外ビジネスマインドの醸成や、海外市場獲得に向けた道筋の策定、中小企業のサプライチェーン強化、経済安全保障の確保など国際ビジネス環境の改善に向けた、講演活動や調査活動、海外展開支援事例動画の作成などを行った。

1) 委員会（日本商工会議所 国際ビジネス環境整備専門委員会との合同開催）

7月11日（37名） 講演 「セキュリティ・クリアランス制度の概要および企業への影響について」

内閣官房国家安全保障局 内閣審議官 内閣府政策統括官 飯田 陽一氏

講演 「在外日本商工会議所の活動について～ベトナム日本商工会議所を参考に～」

ベトナム日本商工会議所 事務局長 吉田 晋

議事 在外日本商工会議所へのアンケート調査（回答速報）

議事 2024年度の国際部事業について

議事 意見交換等

12月10日（47名） 講演 「トランプ新政権と日本経済への影響」

㈱第一生命経済研究所 経済調査部 主席エコノミスト 星野 卓也氏

講演 「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化、安全保障輸出管理」

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易管理課長 末森 洋紀氏

議事 商工会議所における海外展開・国際ビジネス支援活動に関する調査（回答速報）

6. 会議 (9)委員会

⑪ 社会保障委員会

社会保障委員会では、前年度に引き続き、持続可能な全世代型の社会保障制度の構築に向け、年金、医療、介護等の社会保障各分野における課題解決を目指して、社会保障審議会各部会等での意見活動を展開した。特に、同年度は、年金制度について、5年に一度の大きな制度改革が検討される年であったため、中小企業における深刻な人手不足や社会保険料負担の増加への対処、時代や人々の生き方の変化に合わせた年金制度への再構築が必要であるとの認識の下、同委員会等で議論を重ね、「年金制度改革に関する提言」を11月にとりまとめ、政府・政党等の要路への説明等、提言内容の実現に向けた働きかけを積極的に行った。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1) 委員会

- 5月31日 (28名) 事業者ヒアリング 「被用者保険の適用拡大・年収の壁への対応」
日東カストディアル・サービス㈱ 常務取締役 小西英司氏
意見交換
講演 「企業年金の普及・拡大について」
企業年金連合会 理事長(同委員会学識委員) 鮫島正大氏
意見交換
説明 「医療・介護保険における金融所得の勘案について(現状と課題)」
厚生労働省 政策統括官(総合政策担当) 付 政策企画官 安田正人氏
意見交換
事務局説明 「第1回年金制度改革ワーキンググループ会議概要報告」
「厚生労働省による『令和6年財政検証』の実施について」
「年金制度改革等に関する提言(仮称、骨子案)」
意見交換
- 8月7日 (25名) 講演 「令和6年財政検証の結果と今後の年金制度改革の方向について」
厚生労働省 年金局 年金課長 若林健吾氏
意見交換
事務局説明 「第2回年金制度改革ワーキンググループ会議概要報告」
「年金制度改革等に関する提言(仮称、骨子案)」
意見交換
- 9月20日 (20名) 講演 「縮んで勝つ 人口減少日本の活路」
(一社)人口減少対策総合研究所 理事長 河合雅司氏
意見交換
事務局説明 「第3回年金制度改革ワーキンググループ会議概要報告」
「年金制度改革等に関する提言(仮称)」(素案)
意見交換
- 1月20日 (27名) 講演 「人口減少社会を考える」
内閣官房参与(社会保障・人口問題・地方創生担当)
内閣官房 全世代型社会保障構築本部 総括事務局長 人口戦略会議 実務幹事 山崎史郎氏
意見交換
事務局説明 「社会保障審議会等における年金制度改革議論の結果について」
「今期『社会保障(専門)委員会』の今後の検討テーマについて」
意見交換

2) 年金制度改革ワーキンググループ（日商社会保障専門委員会と合同で設置）

4月15日（7名） 事務局説明 「年金制度における現状と課題（改革項目）について」
自由討議・意見交換

6月25日（8名） 講演 「標準報酬月額を用いた社会保険料算定の仕組みの見直し等についての提案」

社会保険労務士法人ふじた事務所 代表社員
（日商社会保障専門委員会 委員／新潟商工会議所 議員）

藤田英樹氏

講演 「いわゆるギグワーカー等の被用者性を巡る問題について」

（一社）日本フードデリバリーサービス協会 副事務局長

Uber Japan(株) 政府渉外公共政策シニアマネージャー

岩波隆一郎氏

事務局説明 「年金制度改革等に関する提言」（仮称、骨子案）について
意見交換

8月26日（8名） 講演 「国民年金第3号被保険者制度の経緯と今後の方向性」

衆議院調査局 厚生労働調査室 調査員 中村一磨氏

事務局説明 「年金制度改革等に関する提言」（仮称、骨子案）について
意見交換

⑫ エネルギー・環境委員会

エネルギー・環境委員会では、地政学リスクの上昇等により高止まりが続くエネルギーコストの抑制や、電力需要の増加に対応する安定供給の確保、2050年カーボンニュートラルに向けた現実的なトランジション（移行）を実現するためにも、政府が3年に一度検討を行う「エネルギー基本計画」の見直しに対して、中小企業の意見を反映させるべく、委員会の下部組織として設置した「エネルギー・環境政策のあり方検討ワーキンググループ」を中心に討議を実施。「エネルギー基本計画の見直しに関する意見」をとりまとめ、経済産業省、資源エネルギー庁、国会議員等へ提出した。その結果、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、原子力政策の見直しをはじめとする、数多くの要望項目が反映された。

1) 委員会

7月22日（46名） 講演 「エネルギー基本計画の見直しについて」

資源エネルギー庁 長官官房 総務課 戦略企画室長 小高篤志氏

事務局説明 「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」結果概要

事務局説明 エネルギー基本計画見直しに関する主な論点と検討の方向性

事務局説明 日商エネルギー・環境専門委員会／東商 エネルギー・環境委員会等による合同視察会の開催について

9月30日（44名） 講演 「電力インフラとしての蓄電池」

(株)パワーエックス 電力事業部 部長 飛澤航平氏

講演 「本当の地域活性化には何が重要か～地域新電力の事例から～」

(一社)ローカルグッド創成支援機構 事務局長 稲垣憲治氏

事務局説明 「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見（案）について
意見交換

2) エネルギー・環境政策のあり方検討ワーキンググループ（日本商工会議所と合同で設置）

5月21日（21名） 事務局説明 現下のエネルギーを巡る現状

講演 「電気事業の現状と課題」

6. 会議 (9)委員会

電気事業連合会 企画部 部長 会 田 武 司 氏
事務局説明 今後のワーキンググループの進め方について

6月12日 (22名) 講演 「都市ガス業界が取り組む カーボンニュートラルの取り組みと展望
～天然ガスシフトとeメタン導入～」

日本ガス協会 企画部 エネルギー・環境グループ マネジャー 奥 田 篤 氏
事務局説明 「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」の結果概要
意見交換

6月24日 (19名) 講演 「日本のエネルギーシステムの課題 第7次エネルギー基本計画を見
据えて」

合同会社エネルギー経済社会研究所 代表 松 尾 豪 氏
事務局説明 エネルギー基本計画見直しに関する主な論点と検討の方向性
意見交換

9月10日 (22名) 事務局説明 「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見(骨子案)につ
いて
意見交換

3) 視察会

11月30日～12月 8日 (20名)「豪州エネルギー事情視察」

※ 資源・エネルギー部会との共催

⑬ 商事取引・法規委員会

商事取引・法規委員会は、企業経営に関わる法改正や創設に対し、公正かつ自由な経済活動に向けた調査研究や中小企業の経営実態に即した意見要望を行った。特に、担保法制の見直しについて、法制審議会担保法制部会において意見表明を継続して行ったほか、新たに検討が始まった会社法の見直しについても会社法制研究会において意見表明を行った。また、下請法の見直しについて議論する企業取引研究会において、日商の関係委員会と連携し、意見表明を行った。加えて、取引適正化や価格転嫁にかかる政府の取組と中小企業の現状・課題について認識を共有し、一層の取組促進を図ることを目的に、東商・日商の関係委員会と連携し、公正取引委員会幹部との意見交換会を実施した。さらに、商事取引に係る各種法改正等について、東商マイページ等を通じたオンラインセミナー等の普及啓発・情報提供活動を行った。これらの活動を通じ、中小企業の成長を支えるビジネス整備とともに、法務意識向上および対応力強化を支援した。以上の活動を日商経済法規専門委員会との合同により行った。

1) 委員会 ※日本商工会議所 経済法規専門委員会との合同開催

10月25日 (20名) 講演「生成AIの企業法務～AIサービス利用企業の視点から～」

森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 増 田 雅 史 氏
講演「会社法の見直しの検討状況」

法務省民事局 参事官 渡 辺 諭 氏
報告「2024年度上半期の活動状況」

3月26日 (18名) 講演「下請法改正の動向について」

公正取引委員会経済取引局取引部 企業取引課長 亀 井 明 紀 氏
講演「下請振興法改正および価格転嫁対策の動向について」

中小企業庁事業環境部 取引課長 鮫 島 大 幸 氏
報告「2024年度下半期の活動状況と今後の活動予定について」

2) 公正取引委員会と商工会議所との意見交換会

6月 5日 (17名) 挨拶

東京商工会議所 商事取引・法規委員長 細田 眞 氏
公正取引委員会 委員長 古谷 一之 氏

公正取引委員会側説明

自由懇談

3) セミナー

1月27日 (37名) 【オンラインセミナー (YouTube 動画配信)】

～2月21日 事例で学ぶ景品表示法～改正法 (2024年10月施行) も踏まえて～

日比谷総合法律事務所 弁護士 植村 幸也 氏

⑭ 知的財産戦略委員会

知的財産戦略委員会は、中小企業の技術力に基づく特許や、商品・サービスを保護する商標や意匠、わが国の強みであるコンテンツビジネスの拡大、経営上の営業秘密など、知的財産の創造・活用・保護を推進するための調査研究を行った。また、知財侵害の抑止やデザイン経営など知財を活用した企業経営の普及に向け、議論を行った。中小企業の知財活用による成長を後押しする観点から、政府の次期「知的財産推進計画」への意見発出に向け意見交換を行った。また、2023年3月に日商と特許庁、INPIT、日本弁理士会の四者連携により構築した「知財経営支援ネットワーク」について、要請をしていた中小企業庁の参画が2024年12月に実現するとともに、本ネットワークの事業として知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」を日商と共同で作成・公表を進めた。その他、企業の「稼ぐ力」および「知財経営リテラシー」の向上に資する知財経営の支援体制を充実化させるべく、東商マイページ等を通じたオンラインセミナーや、特許庁および日本弁理士会に向けた商工会議所の役割と活動に関する研修会等の普及啓発・情報提供活動を行った。以上の活動を日商知的財産専門委員会との合同により行った。

1) 委員会 ※日本商工会議所 知的財産専門委員会との合同開催

8月 1日 (28名) 講演「知財活用に向けた社内体制強化の取り組み」

(株)TOK 社長 吉川 桂介 氏

講演「知財を活かしたビジネスモデルの構築

～中小企業が実践するこれからの知財戦略～」

(株)クロスエフェクト 代表取締役 竹田 正俊 氏

報告「『知的財産政策に関する意見』(2024年4月) 反映状況・今後の対応について」

報告「これまでの活動状況・今後の活動について」

1月 8日 (29名) 講演「『知財経営支援ネットワーク』の拡充および今後の取組」

特許庁 長官 小野 洋太 氏

中小企業庁 経営支援部 経営支援課 総括補佐 藤本 篤史 氏

中小企業庁 事業環境部 取引課取引調査室 課長補佐 萩原 正大 氏

討議「『知的財産政策に関する意見』(意見書) について」

報告「これまでの活動状況および今後の活動予定について」

3月27日 (28名) 講演「知財経営支援モデル地域創出事業を通じた支援について」

特許庁 審査業務部 部長 師田 晃彦 氏

(株)ロフトワーク ゆえんユニット リーダー 二本柳 友彦 氏

(株)ロフトワーク ゆえんユニット プロデューサー 日高 拓海 氏

討議「『知的財産政策に関する意見』(意見書) (案) について」

6. 会議 (9)委員会

報告「これまでの活動状況および今後の活動予定について」

2) 視察会 ※日本商工会議所 知的財産専門委員会との合同開催

11月15日 (10名) ㈱丸高工業 サイレントシステムセンター／ラボの視察会

講演「海外展開に向けた取り組み」

㈱丸高工業 社長 高木 一昌 氏

講演「海外ビジネス展開における知的財産リスクと対応」

(独)工業所有権情報・研修館 知財戦略エキスパート 井上 尚幸 氏

3) セミナー

8月27日 (27名) 会社の将来を考える！10年後に勝つ経営戦略の描き方

㈱シクロ・ハイジア 代表取締役CEO 小林 誠 氏

※東京の将来を考える懇談会との共催

1月14日 (94名) 【オンラインセミナー (YouTube 動画配信)】

～2月14日 知的財産入門～楽しく学べる中小企業のための知的財産入門～

東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー 鈴木 英二郎 氏

1月14日 (101名) 【オンラインセミナー (YouTube 動画配信)】

～2月14日 ブランドと商標権

東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー 中沢 ふみ枝 氏

1月28日 (65名) 【オンラインセミナー (YouTube 動画配信)】

～2月28日 ビジネスパーソンなら知っておきたい商標

東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー 木村 貴志 氏

1月28日 (36名) 【オンラインセミナー (YouTube 動画配信)】

～2月28日 技術流出防止セミナー～技術流出防止マニュアルを中心に～

東京都知的財産総合センター 知的戦略アドバイザー 星 克宏 氏

4) 知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」

本事例集は、中小企業の経営者等が「知財の活用＝稼ぐ力」であることを認識し、自らも知財経営を進める契機としていただくことを目的に、特許・商標・意匠などの知的財産権を活用し、他企業とのコラボレーションや地域貢献などを通じて持続的な成長に繋げる「知財経営」を実践する、全国の中小企業等100社の事例を掲載していくもの。2023年11月に事業のキックオフを行い、2023年度に25社、本年度は以下の40社の事例を公表し、掲載数は累計65社となった。また、本事業の公式Xのアカウント（アカウント名：100社取材の舞台裏、@chizaibackstage）では、取材時のインタビューの様子を撮影した写真等を公開した。

<2024年度掲載事例> (計40社)

・㈱青森ホリック	(青森県青森市)
・㈱イーアールアイ	(岩手県盛岡市)
・㈱笑農和	(富山県滑川市)
・(有)鼎家	(秋田県男鹿市)
・㈱弘栄ドリームワークス	(山形県山形市)
・㈱シュルター	(山形県山形市)
・㈱秀峰	(福井県福井市)
・㈱鈴木又五郎商店	(秋田県湯沢市)
・㈱マリンナノファイバー	(鳥取県鳥取市)
・(一社)宮古観光文化交流協会	(岩手県宮古市)
・漆工芸大下香仙㈱	(石川県加賀市)

・(株)エフ・イー	(北海道旭川市)
・(株)クリエイティブサポート	(鳥取県米子市)
・(有)スマッシュ	(宮城県仙台市)
・正和電工(株)	(北海道旭川市)
・日乃食工業(株)	(北海道北広島市)
・広瀬和紙 紙季漉	(島根県安来市)
・福井経編興業(株)	(福井県福井市)
・(株)北翔	(北海道江別市)
・御稲プライマル(株)	(福島県本宮市)
・(株)Ancient Tree	(京都府京都市)
・音羽電機工業(株)	(兵庫県尼崎市)
・(株)クロスフォー	(山梨県甲府市)
・(株)トライテック	(大分県大分市)
・ニタコンサルタント(株)	(徳島県徳島市)
・(有)平井製材所	(徳島県那賀町)
・(株)FOOD REBORN	(沖縄県大宜味村)
・(株)山高建設	(新潟県長岡市)
・(株)Log Style	(大分県大分市)
・(株)ワン・ステップ	(宮崎県宮崎市)
・(株)HPC沖縄	(沖縄県浦添市)
・(株)エンジニア	(大阪府大阪市)
・遠赤青汁(株)	(愛媛県東温市)
・(株)四国ネット	(高知県いの町)
・(株)立神鐵工所	(沖縄県豊見城市)
・(株)東洋高圧	(広島県広島市)
・(株)ニッカリ	(岡山県岡山市)
・(株)fine track	(兵庫県神戸市)
・松田果樹園+	(奈良県天理市)
・(株)丸海きあら	(沖縄県大宜味村)

⑮ 首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京及び首都圏の国際競争力向上に向け、まちの魅力を高める「国際文化都市東京」実現や、インフラ関連産業の人手不足対策、街並み・景観整備等に関する要望を国及び東京都へ行った。また、トラベル&ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会と合同で設置している「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会で歴史・文化・エンタメの活用について理解を深め要望に反映させたほか、トラベル&ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会と合同で、各委員会の委員長や共同委員長と国土交通省幹部との懇談会を実施した。

1) 委員会

4月 2日	(30名)	講話	「我が国の多様な文化を生かした観光地域づくりに向けて」
			観光庁 観光地域振興部長 中村 広樹氏
		報告	ブロック別政策懇談会(まちづくり)について
		討議	東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する 要望骨子素案について
5月20日	(29名)	討議	東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する 要望案について
		報告	「ハッ場ダム」視察の結果概要について

6. 会議 (9)委員会

- 9月17日 (30名) 講話 「マンガ・アニメを活用した豊島区のまちづくり」
豊島区 区長補佐担当部長 木村俊雄氏
報告 a. 国土交通省及び東京都への要望書手交について
b. 今後の活動予定について
- 12月10日 (31名) 講話 「国土交通省におけるインフラメンテナンスの取組」
国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長 池口正晃氏
報告 a. 国土交通大臣への東京外かく環状道路整備促進に関する
要望書手交について
b. 国土交通省幹部と東商3委員長との懇談会の実施について
c. ブロック別政策懇談会の開催について
- 2) 国土交通省幹部と東京商工会議所3委員長との懇談会
11月13日 (13名) 開会 東京商工会議所 副会頭 首都圏問題委員長 野本弘文
国土交通省 総合政策局長 塩見英之氏
説明 a. 各委員会の重要政策課題について
(a) 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
(b) ツーリズム産業の基幹産業化に向けた産業振興について
(c) 国の災害・リスク対策の強化について
b. 国土交通省 令和7年度概算要求等について
国土交通省 大臣官房会計課長 千葉信義氏
懇談
開会 国土交通省 総合政策局長 塩見英之氏
東京商工会議所 専務理事 伊藤仁
※3委員会(首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会、災害・リスク
対策委員会)合同開催
- 3) 幹事会
4月23日 (4名) 討議 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望(素案)について
12月20日 (7名) 意見交換 2025年度要望項目案について
3月26日 (7名) 討議 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望(骨子素案)について
- 4) 「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会
「国際文化都市東京」の実現に向けた研究や機運醸成を行うことを目的に2023年4月、首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会の合同で本研究会を設置した。ナイトタイムエコノミーの活性化や歴史・文化等の地域資源を活用したまちづくり・インバウンド誘客を研究テーマとし、提言・要望等の検討やシンポジウムを行った。
5月20日 (170名) シンポジウム 江戸から学ぶ!～歴史文化でまちの魅力を再発見!～
基調講演 「江戸・東京を創った先人たちを想う」 門井慶喜氏
パネルディスカッション「東京の歴史文化をいかに地域振興に活用するか」
コーディネーター 東急(株) 常務執行役員 東浦亮典氏
パネリスト 作家 門井慶喜氏
東叡山 寛永寺 執事 宮部亮侑氏
國學院大學 観光まちづくり学部 教授 吉見俊哉氏
5月20日 (13名) 研究会
討議 a. 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望(素案)について
b. 首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望(素案)について

- c. ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する
重点要望（素案）について
- d. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する
重点要望（素案）について

※書面にて開催

- 8月21日 (12名) 研究会
 講話 「東京のナイトタイムエコノミーの現状と課題、海外都市の先進事例等」
 (一社)ナイトタイムエコノミー推進協議会 代表理事 齋藤 貴弘氏
 (一社)ナイトタイムエコノミー推進協議会 伊藤 佳菜氏
 報告 今後の研究テーマ・スケジュール案について
- 1月16日 (13名) 研究会
 講話 「ナイトタイム観光の充実 江戸の歴史・文化を活かした観光の推進」
 東京都 産業労働局 観光振興担当部長 前田 千歳氏
 説明 視察会実施概要（案）

5) 支部との懇談会

- 2月25日 (8名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城北ブロック
 参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
 内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備
 b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり
 c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備
 d. BCP策定状況および促進策
 e. 地震、風水害等自然災害への対策
 f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
 g. 上記a～f以外でまちづくりに関する内容
- 3月7日 (8名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城西ブロック
 参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
 内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備
 b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり
 c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備
 d. BCP策定状況および促進策
 e. 地震、風水害等自然災害への対策
 f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
 g. 上記a～f以外でまちづくりに関する内容
- 3月12日 (9名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城南ブロック
 参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
 内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備
 b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり
 c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備
 d. BCP策定状況および促進策
 e. 地震、風水害等自然災害への対策
 f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
 g. 上記a～f以外でまちづくりに関する内容
- 3月17日 (8名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城東ブロック
 参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
 内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備
 b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり
 c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備

6. 会議 (9)委員会

- d. B C P策定状況および促進策
- e. 地震、風水害等自然災害への対策
- f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策
- g. 上記 a～f 以外でまちづくりに関する内容

6) 視察会

4月19日 (8名) ハッ場ダム視察会(小林会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長等)

2月5日～6日 (11名) 福島挑戦！再生可能エネルギーと震災からの復興福島県浪江町視察会

⑩ 災害・リスク対策委員会

災害・リスク対策委員会では、都市の災害・リスク対策の強化に向け、国や東京都に対する要望を行った。また、B C P策定率向上のためオールハザード型B C P策定支援セミナーを実施するとともに、会員企業の防災意識の醸成に向け、東商マイページや東商新聞を通じた普及啓発等を行った。

そのほか、会員企業の災害・リスク対策への意識の醸成に向けて、会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査等を行った。さらに、首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会と合同で、各委員会の委員長や共同委員長と国土交通省幹部との懇談会を実施した。

1) 委員会

5月16日 (30名) 講話 能登半島地震の被害状況や課題、首都直下地震への備えについて

内閣府 政策統括官(防災担当) 高橋 謙司氏

報告 a. ブロック別政策懇談会(まちづくり)について

b. オールハザード型B C P策定ガイドの発行について

c. 会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査について

d. 「ハッ場ダム」視察の結果概要について

e. 当面の主なスケジュールについて

7月8日 (38名) 講話 「T O K Y O強化プロジェクトu p g r a d e I」について

東京都 都市整備局 企画担当部長 藤原 新氏

報告 会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査結果

(速報版)について

討議 国および東京都の災害・リスク対策に関する要望

(骨子素案)について

9月24日 (33名) 講話 流域総合水管理の推進等に向けた最近の取り組み

国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之氏

報告 会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査結果について

討議 国および東京都の災害・リスク対策に関する要望(案)について

2月10日 (29名) 講話 a. 東京都における国民保護の取組

東京都 総務局 国民保護担当部長 永田 真一氏

b. NHKにおける災害対策の取組について

日本放送協会 首都圏局

視聴者リレーションセンター 主管 小西 政親氏

報告 a. 国土交通省・内閣府及び東京都への要望書手交について

b. 2024年度要望の主な実現状況について

c. 国土交通省幹部と東商3委員長との懇談会の実施について

d. 「荒川調節池・首都圏外郭放水路」視察会の結果概要について

e. 「福島県 浪江町」視察会の結果概要について

f. ブロック別政策懇談会の開催について

2) 国土交通省幹部と東京商工会議所3委員長との懇談会

11月13日 (13名) 開会 東京商工会議所 副会頭 首都圏問題委員長 野本 弘文

国土交通省 総合政策局長 塩見 英之氏

説明 a. 各委員会の重要政策課題について

(a) 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について

(b) ツーリズム産業の基幹産業化に向けた産業振興について

(c) 国の災害・リスク対策の強化について

b. 国土交通省 令和7年度概算要求等について

国土交通省 大臣官房会計課長 千葉信義氏

懇談

閉会

国土交通省 総合政策局長 塩見英之氏

東京商工会議所 専務理事 伊藤仁

※3委員会（首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催

3) 支部との懇談会

2月25日 (8名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城北ブロック

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備

b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備

d. BCP策定状況および促進策

e. 地震、風水害等自然災害への対策

f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策

g. 上記以外でまちづくりに関する内容

3月7日 (8名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城西ブロック

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備

b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備

d. BCP策定状況および促進策

e. 地震、風水害等自然災害への対策

f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策

g. 上記以外でまちづくりに関する内容

3月12日 (9名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城南ブロック

参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備

b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備

d. BCP策定状況および促進策

e. 地震、風水害等自然災害への対策

f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策

g. 上記以外でまちづくりに関する内容

3月17日 (8名) ブロック別政策懇談会（まちづくり）城東ブロック

参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：a. 国際競争力向上に資する交通インフラの整備

b. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

c. ウォーカブルな空間と都市交通システムの整備

d. BCP策定状況および促進策

e. 地震、風水害等自然災害への対策

f. サイバー攻撃・感染症・テロ紛争等への対策

6. 会議 (9)委員会

g. 上記以外でまちづくりに関する内容

4) 災害・リスク対策の強化に向けた活動

a. 防災関連情報・施策の周知

- ・メールマガジンの配信（6回）
- ・東商マイページでの情報提供（6月26日コラム「【従業員の安全・企業の未来のために】防災気象情報を有効利用して企業や従業員の皆さんを自然災害から守る」、12月18日コラム「事業戦略の新たな切り口に！気象データのビジネス活用術」、8月20日コラム「【BCP・防災対策コラム①】能登半島地震を踏まえたBCPの必要性」、9月20日コラム「【BCP・防災対策コラム②】BCPの策定・見直し、訓練のポイント」、10月18日コラム「【BCP・防災対策コラム③】いま求められる防災備蓄品整備の考え方」）

b. セミナー

7月25日～9月30日（142名）

オールハザード型BCP策定セミナー＜入門版＞（オンライン）

MS&ADインターリスク総研㈱

上席コンサルタント 尾池吉保氏

11月8日～3月31日（109名）

BCPフォローアップセミナー（オンライン）

MS&ADインターリスク総研㈱

上席コンサルタント 尾池吉保氏

12月6日（60名）

働く人のための風水害に備えるマイ・タイムライン作成セミナー（オンライン）

講話 自然災害発生時における企業の責任～安全配慮義務について～

MS&ADインターリスク総研㈱ 山下右恭氏

説明 「東京マイ・タイムライン」セミナー

㈱建設技術研究所 稲吉華那氏

（共催：東京都）

12月9日（32名） オールハザード型BCP策定ワークショップ＜基本版＞

MS&ADインターリスク総研㈱

上席コンサルタント 尾池吉保氏

2月13日（19名） オールハザード型BCP策定ワークショップ＜上級版＞

MS&ADインターリスク総研㈱

上席コンサルタント 尾池吉保氏

5) 視察会

4月19日（8名） ハッ場ダム視察会（小林会頭等）

11月25日（4名） 荒川調節池・首都圏外郭放水路視察会

2月5日～6日（11名） 福島挑戦！再生可能エネルギーと震災からの復興福島県浪江町視察会

⑪ トラベル&ツーリズム委員会

コロナ禍からの急回復を遂げ、2024年の年間訪日外国人観光客数が過去最多の3,680万人に達したツーリズム産業は、2025年の「大阪・関西万博」を間近に控え、国内外ともにさらなる交流の拡大が見込まれている。本委員会では、わが国におけるツーリズムの基幹産業化、ならびに東京のさらなる国際競争力強化に向け、幹事会や23支部の観光関連役員・評議員への意見聴取等を通して、地域の実態を踏まえた政策要望活動を行った。

また、政策と事業の両輪で委員会活動を推進すべく、事業面ではシビックプライド（郷土愛）醸成や「国際文化都市東京」の実現を目的として、前期に引き続き「東京三昧®カレンダー」や「ツーリズムEXPOジャパン」への出展を行ったほか、新たに実施した「東京三昧®プロモーション事業」等を通じて国内外の幅広い層に向けて東京の魅力を発信した。

1) 委員会

5月29日 (34名) 講演 「日本における持続可能な観光の可能性」
 (株)日本総合研究所 国際戦略研究所 理事長 平松賢司氏
 報告 「能登半島地震復興支援懇談会」結果概要について
 討議 「ツーリズム産業の基幹産業化に向けた産業振興に関する重点要望
 (素案)」について

12月11日 (31名) 講演 「日本のツーリズム産業における金融の役割と可能性」
 デロイトトーマツグループ ディレクター 三由優一氏
 デロイトトーマツグループ シニアマネージャー 伊東俊平氏
 デロイトトーマツグループ シニアコンサルタント 生川貴一氏
 報告 a. 「ツーリズムEXPOジャパン」出展報告
 b. 「大分県別府・由布院視察会」実施報告
 c. 「東京三昧カレンダー2024※冬号」発刊報告
 d. 「関西周遊NFTスタンプラリー」参加について

2) 幹事会

3月18日 (3名) 討議 2025年度 ツーリズム要望骨子案について
 意見交換

3) ツーリズム関連事業者ヒアリング

都内各区のツーリズム産業に携わる事業者を直接訪問し、各地域における観光振興に係る活動や取組事例の把握、課題の集約等を行い、要望活動に活かすことを目的に実施した。

1月8日～2月26日 16社訪問

4) 東京三昧®カレンダー

東京23区の観光協会・区役所協力のもと、都内で各月毎に行われる魅力的なお祭りやイベント等の地域密着情報を、四半期に1回、デジタルブック形式で発刊した。

6月1日 「東京三昧®カレンダー2024夏号」発刊 表示回数 874回
 (6月1日～8月31日)

8月30日 「東京三昧®カレンダー2024秋号」発刊 表示回数 2,996回
 (9月1日～11月30日)

11月29日 「東京三昧®カレンダー2024冬号」発刊 表示回数 873回
 (12月1日～2月29日)

2月28日 「東京三昧®カレンダー2025春号」発刊

5) 視察会

5月21日～22日 (17名) 金沢文化視察会・能登半島地震復興支援懇談会
 (共催：健康づくり・文化推進委員会)
 概要 能登半島地震の復興支援として石川県金沢市を視察
 視察先 料亭「大友楼」、料亭「金城楼」、「森八 本店」、加賀麩
 「不室屋」、兼六亭、福光屋

11月28日～29日 (15名) 大分県別府・由布院視察会
 概要 大分県由布市・別府市にて観光の基幹産業化への取組を視察
 視察先 由布院玉の湯、湯の坪街道、別府市役所、地獄温泉
 ミュージアム、豊の国千年ロマン観光圏

6. 会議 (9)委員会

6) ツーリズムEXPOジャパン2024

約18万人が来場した世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2024」に出展。東京23区のイベント写真などの掲示により東京の四季を感じることでできるブース造作を行ったほか、「東京三昧®カレンダー」で特集した東京23区の逸品・銘品の展示、「東京三昧®カレンダー2024秋号」の周知を行い、訪都需要の喚起に寄与した。

9月26日～29日 (2,502名来訪) 会場：東京ビッグサイト

7) 東京三昧®プロモーション事業

東京23区の魅力的な観光資源を広く国内外の観光客および現地住人に周知することで、訪都需要の喚起および国内の交流促進を図るため実施。東京23区内の観光名所を利用したトリックアート写真の撮影・配布を通じて東京23区の魅力発信に努めた。第1弾を沖縄にて催行したが、2025年度も国内の商業施設等において継続的に催行予定。

3月22日 (180名来訪) 会場：イオンモール沖縄ライカム

8) 関西周遊NFTスタンプラリー

2025年4月に開幕する「大阪・関西万博」に向け、当委員会と大阪商工会議所・ツーリズム振興委員会が包括連携協定を締結していることを背景に、万博の機運醸成および関西広域の観光を促進することを目的として、関西商工会議所連合会万博機運醸成WG主催「関西周遊NFTスタンプラリー」に特別参加した。各商工会議所管内の観光名所にスタンプラリースポットを設置することにより各地の周遊を喚起するものであり、東京商工会議所では丸の内二重橋ビル1階多目的ホールの渋沢栄一像横に設置した。

12月26日～2025年10月13日 設置場所：東京商工会議所 初代会頭 渋沢栄一像 横

9) 助成金セミナー (共催：(公財)東京観光財団)

12月18日 (29名) 「～あなたも使える助成金活用術～

今知りたい！経営力強化のヒントと最新支援情報」

講演「企業の経営力強化に向けて

～観光業の視点から見た付加価値額及び生産性向上の方法～」

クロスワンコンサルティング(株) 代表取締役 宇野俊郎氏

講演「観光関連事業者向け支援メニュー・補助金について

～東京観光産業ワンストップ支援センターの紹介～」

(公財)東京観光財団職員

個別相談会

10) 商業教育140周年記念講演

本授業は、シビックプライド(郷土愛)の醸成により、将来のツーリズム産業を支える担い手を育成する観点に基づき、全国商業高等学校校長協会からの依頼により同協会加盟校の高等学校長約300名に向けて開催。

5月20日 「トラベル&ツーリズム(観光)の力とは～地域活性化への役割～」

東京商工会議所 副会頭・トラベル&ツーリズム委員長 田川博己

11) 観光・流通メールマガジンの発行

毎月1回(第1月曜日) 2024年4月～2025年3月(計12回)

12) 国土交通省幹部と東京商工会議所3委員長との懇談会

11月13日 (13名) 開会 東京商工会議所 副会頭 首都圏問題委員長 野本弘文

国土交通省 総合政策局長 塩見英之氏

説明 a. 各委員会の重要政策課題について

- (a) 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
- (b) ツーリズム産業の基幹産業化に向けた産業振興について
- (c) 国の災害・リスク対策の強化について

b. 国土交通省 令和7年度概算要求等について

国土交通省 大臣官房会計課長 千葉信義氏

懇談

開会

国土交通省 総合政策局長 塩見英之氏

東京商工会議所 専務理事 伊藤仁

※3委員会（首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催

13) 「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会

「国際文化都市東京」の実現に向けた研究や機運醸成を行うことを目的に2023年4月、首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会の合同で本研究会を設置した。ナイトタイムエコノミーの活性化や歴史・文化等の地域資源を活用したまちづくり・インバウンド誘客を研究テーマとし、提言・要望等の検討やシンポジウムを行った。

5月20日（170名） シンポジウム 江戸から学ぶ！～歴史文化でまちの魅力を再発見！～

基調講演 「江戸・東京を創った先人たちを想う」 門井慶喜氏

パネルディスカッション「東京の歴史文化をいかに地域振興に活用するか」

コーディネーター 東急(株) 常務執行役員 東浦亮典氏

パネリスト 作家 門井慶喜氏

東叡山 寛永寺 執事 宮部亮侑氏

國學院大學 観光まちづくり学部 教授 吉見俊哉氏

5月20日（13名） 研究会

討議 a. 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する

要望（素案）について

b. 首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する

要望（素案）について

c. ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する

重点要望（素案）について

d. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する

重点要望（素案）について

※書面にて開催

8月21日（12名） 研究会

講話 「東京のナイトタイムエコノミーの現状と課題、海外都市の先進事例等」

(一社)ナイトタイムエコノミー推進協議会 代表理事 齋藤貴弘氏

(一社)ナイトタイムエコノミー推進協議会 伊藤佳菜氏

報告 今後の研究テーマ・スケジュール案について

1月16日（13名） 研究会

講話 「ナイトタイム観光の充実 江戸の歴史・文化を活かした観光の推進」

東京都 産業労働局 観光振興担当部長 前田千歳氏

説明 視察会実施概要（案）

⑩ 流通・サービス委員会

物流2024年問題、適正な価格設定・価格転嫁、人手不足を重点テーマとして掲げ、「物流2024年問題専門委員会」「生産性向上・価格決定力強化専門委員会」を設置して調査・研究に取り組んだ。アンケートにより重点テーマに係る実態把握と課題の抽出を行い、アンケート結果や事業者ヒアリング、委員会での議論を踏ま

6. 会議 (9)委員会

えた政策要望活動を行った。

また、流通・サービス業の取組事例を紹介するサイト「経営のミカタ」内に物流2024年問題特集ページを開設し、物流に関する情報提供を行った。

1) 委員会

- 7月22日 (24名) 講演 「人手不足に立ち向かう自己変革～価値循環の成長戦略」
デロイトトーマツグループ 執行役
デロイトトーマツインスティテュート 代表 松江英夫氏
報告 専門委員会活動報告
討議 今後の活動について
- 10月31日 (25名) 講演 「流通・サービス業における政策動向について」
経済産業省 参事官(商務・サービスグループ担当) 中野剛志氏
報告 a. 専門委員会活動報告
b. 「流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題
に関するアンケート」調査結果(暫定版)について
討議 「流通・サービス業の発展に向けた要望」骨子案について
- 12月6日 (22名) 講演 「流通・サービス業における生産性向上の未来図」
学習院大学 経済学部 教授 滝澤美帆氏
報告 「流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題
に関するアンケート」調査結果(確報版)について
討議 「流通・サービス業の発展に向けた要望」(案)について
- 3月11日 (23名) 講演 「ブランド強化のための事業立地の拡張」
(株)博報堂コンサルティング 会長/パートナー 牧口松二氏
報告 2024年度の活動について
討議 今後の委員会活動について

2) 委員長・共同委員長会議

- 2月14日 (5名) 報告 流通・サービス委員会 2024年度の活動について
討議 今後の委員会活動について

3) 専門委員会

a. 物流2024年問題専門委員会

- 5月9日 (10名) 議題 専門委員会活動予定(案)
講演 「物流2024年問題の現状と課題」
流通経済大学 流通情報学部 教授 矢野裕児氏
- 6月25日 (11名) 議題 「流通業及び関連サービス事業者における生産性向上/
物流に関するアンケート調査」(仮)実施案 について
※書面にて開催
- 10月18日 (11名) 報告 (a) 「経営のミカタ」物流2024年問題特集ページについて
(b) 「流通・サービス業における価格戦略及び
物流2024年問題に関するアンケート」結果(速報)
討議 (a) 政府における改正物流効率化法の検討について
(b) 「流通・サービス業の発展に向けた要望(仮)」(骨子案)
- 11月27日 (8名) 報告 「流通・サービス業における価格戦略及び
物流2024年問題に関するアンケート」調査結果(確報版)
討議 「流通・サービス業の発展に向けた要望」(案)
- 1月31日 (11名) 報告 調査結果・要望書の公表、経済産業省への手交について
議題 流通・サービス事業者向け冊子およびワークシートについて

※書面にて開催

b. 生産性向上・価格決定力強化専門委員会

5月15日 (12名) 議題 (a) 専門委員会活動予定(案)

(b) 講演「流通・サービス業における生産性向上と価格決定力を巡る
議論」

関東学院大学 経営学部 教授 福田 敦 氏

(c) 意見交換

7月3日 (13名) 議題 (a) 講演「流通及び関連事業者の生産性向上と価格決定力強化の

ポイント」

(公財)流通経済研究所 主席研究員 折 笠 俊 輔 氏

(b) 「流通業及び関連サービス事業者における生産性向上／
物流に関するアンケート」(仮)の実施案

(c) 意見交換

10月2日 (11名) 報告 「流通・サービス業における価格戦略及び物流2024年問題に

関するアンケート」結果(速報・単純集計)

討議 「流通・サービス業の発展に向けた要望(仮)」(骨子案)

11月18日 (8名) 講話 「全日食チェーン 生産性の仕組み」

全日本食品(株) 常務取締役

I T・マーケティング本部長 宇田川 貴 志 氏

「(株)松屋の生産性向上の取り組み」

(株)松屋 構造改革推進委員会 担当部長 堀 江 孝 志 氏

報告 「流通・サービス業における価格戦略及び物流2024年問題に

関するアンケート」調査結果(暫定版)

討議 「流通・サービス業の発展に向けた要望」(案)

1月31日 (9名) 報告 調査結果・要望書の公表、経済産業省への手交について

討議 流通・サービス事業者向け冊子およびワークシートについて

4) 事例サイト「経営のミカタ」

流通・サービス業を取り巻く環境が大きく変化している中、企業が経営課題を乗り越え、事業活動を活性化していくためのヒントとなる情報提供を目的として、流通・サービス事業者の取組を紹介する事例サイト「経営のミカタ」を運営。当サイトでは、物価高における商品・サービスの見直しや業務改善等に取り組む10社の事例を追加した。東京23区(および近隣地区)の中小・小規模の流通・サービス業を中心とした事業者に対してヒアリングを実施し、随時事例を掲載している。

また、同サイト内に物流2024年問題特集ページを解説し、物流に係わる最新施策の情報提供や専門家によるコラムの掲載、荷主・物流企業双方の改善事例を紹介し、物流改善の取り組みを後押しした。

a. 「物流2024年問題特集ページ」の開設

b. 「物流2024年問題特集ページ」へのコラム掲載

「今こそ知っておきたい持続可能な物流の取り組み」

流通経済大学 流通情報学部 教授 矢 野 裕 児 氏

c. 改善事例10社掲載

5) 特別講演会・交流会(共催:商業部会・商業卸売部会)

9月18日 (会場38名、オンライン18名)

a. 講演会

(a) 「人手不足時代のロイヤルグループの経営戦略」

ロイヤルホールディングス(株) 代表取締役会長 菊 地 唯 夫 氏

6. 会議 (9)委員会

(b) 「人材確保・定着に向けた人的資本経営の実践」

(株)コトラ 代表取締役社長 大 西 利佳子 氏

b. 交流会

6) 幹事会

7月12日 (5名) 議題 専門委員会活動報告／今後の活動(案)について
懇親

7) 2024年問題に関する合同意見交換会

5月9日 (17名) 説明 「2024年問題に係る東京商工会議所の取り組みについて」
意見交換

8) オンラインセミナー

12月16日～1月31日 (127名)

講演 「運送業界の未来を切り拓く！2024年問題スタート後の
課題と対策セミナー」

(株)コヤマ経営 代表取締役 小 山 雅 敬 氏

9) 観光・流通メールマガジンの発行

毎月1回(第1月曜日) 2024年4月～2025年3月(計12回)

⑩ 中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会

1) 委員会

7月1日(34名) 説明「情報経営イノベーション専門職大学の紹介」
「中小企業のサイバーセキュリティ支援」
「長期インターンを活用したシステム活用人材獲得事例」
「墨田区の課題をITで解決し起業した事例」

※デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換会 併催

※視察・学生との交流を兼ねて「情報経営イノベーション専門職大学」
(墨田区文花1丁目18-13)にて開催

1月22日(35名) 卓話「事例で学ぶ生成AIの活用」

(株)PKSHA Workplace 社長 佐藤哲也氏

説明「『中小企業のデジタルシフト・DX実態調査』結果について」

「今後のデジタル化・DX支援の在り方について」

2) 支部との懇談会

2月25日(12名) ブロック別政策懇談会(城北ブロック)

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議

※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策
委員会との共催

3月7日(10名) ブロック別政策懇談会(城西ブロック)

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

内容：取引状況／稼ぐ力向上に向けた取り組み／事業承継／事業継続・事業
再生をテーマに討議

※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策

- 委員会との共催
- 3月12日(12名) ブロック別政策懇談会(城西ブロック)
参加支部:千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容:取引状況/稼ぐ力向上に向けた取り組み/事業承継/事業継続・事業再生をテーマに討議
※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催
- 3月17日(11名) ブロック別政策懇談会(城東ブロック)
参加支部:台頭・高騰・墨田・葛飾・江戸川
内容:取引状況/稼ぐ力向上に向けた取り組み/事業承継/事業継続・事業再生をテーマに討議
※中小企業委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、事業承継対策委員会との共催

3) 「デジタルシフト推進サポート」事業

a. コンセプト

生産性向上と経営課題の解決を目的とした中小企業のデジタルシフトを推進するため、ITの「導入」から「活用」へのシフトと「活用」のレベルアップを支援する事業。会員向けサービスを「ぴったりDX」として提供。

b. 主な事業

(a) デジタル人材育成支援

中小企業のデジタルシフト・DXの大きな課題であるデジタル人材育成を支援するため3つの支援サービスを展開。

i. 東商リスクリング応援メニュー

デジタル分野における従業員のリスクリング(学びなおし)を応援するサービスに会員優待を付け提供。

提供企業:(株)アイデミー(サービス名:Aidemy Business)、WHITE(株)(サービス名:MENTER)、(株)ベネッセコーポレーション(サービス名:Udemy Business)、スマートキャンプ(株)(サービス名:BOXIL DX Learning)、(株)TOPPANホールディングス・(株)東京リーガルマインド(サービス名:ITパスポート試験パーフェクト合格講座)

ii. デジタル人材育成ナビ

社内デジタル人材育成を応援するサービスを紹介するナビサイト。

登録件数:27件

iii. 東商デジタルアカデミー

「東商ビジネススクール」のパッケージ型講座の1つとして、デジタル人材を育成する講座群を提供。

のべ受講者数:1,393件

(b) デジタルサポートプレミアム

デジタルシフト・DX推進に役立つツールを会員限定の優待をつけて提供。2025年3月末現在の提供数は13社、24サービス。

○デジタルサービス・ツール提供企業およびサービス名(順不同)

企業名	サービス名
日本マイクロソフト(株)	Microsoft 365
(株)DONUTS	ジョブカン勤怠管理
	ジョブカン給与計算

6. 会議 (9)委員会

	ジョブカン労務HR
(株)マネーフォワード	マネーフォワードクラウド
TOPPAN(株)	VoiceBiz UCDisplay
	TelecomAider
TOPPANエッジITソリューション(株)	リモート監視・運用サービス
	AppGuard
大興電子通信(株)	QUALITYSUITEエンドポイントサービス
	Deep Instinct
	STORESネットショップ
STORES(株)	STORES決済
	STORES予約
	STORESレジ
SMBC GMO PAYMENT(株)	stera pack
東日本電信電話(株)	おまかせクラウドアップセキュリティ
ジェイグラブ(株)	j-Grab Mall
	LINKETH ALC CHECK
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	モバイル空間統計 人口マップ
	まるごとビジネスサポート
	BConnectionデジタルトレード
セイコーソリューションズ(株)	BackStore
富士フイルムビジネスイノベーション(株)	kintone

(c) デジタルサービスびったりナビ

中小企業・小規模事業者向けデジタルツール・サービスを紹介するナビサイト。

掲載数：238件（167社）（うち2024年度新規掲載：39件（33社））

(d) デジタルツール・サービス導入相談

「デジタルツール・サービスを導入したいが、何が良いか、どのような手順で進めれば良いのか分からない」というお悩みに対し、デジタル・ツールやITベンダー選定に関するアドバイスを行う相談を提供。

相談件数：累計147件（うち2024年度：65件）

(e) サイバーセキュリティ対策

i. 東商サイバーセキュリティコンソーシアム

「びったりDX」のウェブサイトを通じて、サイバーセキュリティ対策支援サービスの提供を実施。

・「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業

TOPPAN(株)、三菱電機(株)、東京海上日動火災保険(株)、富士フイルムビジネスイノベーション(株)、東日本電信電話(株)

ii. セミナー

<リアル開催（会場）>

9月19日（参加者数：7名）

ドラマ動画を用いたサイバーインシデント対応体験ワークショップ

(株)Armoris 執行役員CXO 竹田 春樹氏

2月12日（参加者数：29名）

経営へのインパクトから考える サイバーBCPのポイントと具体策

東京海上日動火災保険(株) 広域法人部 マネージャー 中村 郁雄氏

<オンライン(Zoomライブ配信)>

3月 7日（参加者数：36名）

中小企業・小規模事業者必見！最新の調査から見えてきたサイバー脅威とその対策

AironWorks(株) チーフアナリスト 浅井正史氏
営業本部長 執行役員 方尚氏

iii. 「標的型攻撃」メール訓練

中小企業・小規模事業者の経営者や担当者のサイバーセキュリティに対する意識向上と対策強化を促すことを目的に「標的型攻撃」メール訓練を実施。

【実施期間】

10月15日～18日

【訓練方法】

訓練対象者のメールアドレスに「標的型攻撃メール（訓練用）」を送信。

訓練対象者がメール本文内のURLをクリックした場合に「開封」としてカウント。

【訓練対象】

東商会員企業（従業員300名以下）の経営者・従業員（公募）81社・団体、920名

※当訓練は、AironWorks(株)が提供するサービスを利用。

【全体開封率】

6.1%（送信数920件、開封数56件）

【調査結果】

12月26日にウェブサイトにて公表

(f) セミナー

<YouTube動画配信>

4月12日～ 5月31日（参加者数：477名）

中小企業のための生成AI活用カンファレンス2024

東京大学大学院 工学系研究科 教授／(一社)日本ディープラーニング協会 理事長 松尾豊氏

4月15日～ 5月31日（参加者数：37名）

ライブコマースNo.1企業が教える！日本でのライブコマース活用法

(株)Tailor App 社長 松村夏海氏

4月19日～ 7月10日（参加者数：203名）

中小、小規模事業者のための『人材獲得の新たな道』と『AIリスクリング』

HorizonHead&company(株) 社長 澤村泰一氏

DXHR(株) 社長 前田一成氏

6月3日～ 6月28日（参加者数：224名）

GPT Builderを活用した業務効率化！ChatGPTをもっと活用するセミナー

(株)デザインワン・ジャパン DX事業本部 岡田博豊氏

6月3日～ 6月30日（参加者数：54名）

人手不足に悩む建設業の採用戦略～2024年問題のおさえるべきポイント～

クラフトバンク(株) クラフトバンク総研 所長／認定事業再生士（CTP） 高木健次氏

6月10日～ 7月5日（参加者数：49名）

中小、小規模事業者のための『次世代・DX人材の採用』と『人材採用活動のDX』

HorizonHead&company(株) 社長 澤村泰一氏

(学)新潟総合学院 開志専門職大学 社会連携推進部長 淡路雅博氏

(株)サーティファイビジネスディベロップメント部 部長 蛭子拓夫氏

(株)太陽企画 第一営業部 部長 森田洋章氏

6月17日～ 7月15日（参加者数：20名）

属人化危機を乗り越えろ！製造業の人材不足～属人化課題について改めて考える～

(株)スカイディスク 取締役CSO 後藤健太郎氏

6. 会議 (9)委員会

- 6月20日～ 7月11日(参加者数:131名)
企業での生成AIの活用方法について
イマジエイト(株) 取締役COO 月田 優 氏
- 6月21日～ 7月 5日(参加者数:18名)
中小企業のための『社員活躍・生産性向上』と『AIリスクリング』
HorizonHead&company(株) 社長 澤村 泰一 氏
DXHR(株) 社長 前田 一成 氏
- 7月15日～ 8月 9日(参加者数:137名)
中小企業こそ勝機あり! ChatGPTのAPIを活用した新規事業事例解説セミナー
(株)デザインワン・ジャパン DX事業本部 岡田 博豊 氏
- 8月15日～ 9月11日(参加者数:40名)
成長企業の業務のクラウド化とDX推進
ギグワークスクロスアイティ(株) IT戦略コンサルティング部 野口 隆弘 氏
- 8月16日～ 9月 6日(参加者数:13名)
サーベイを活用した中小企業の離職防止やエンゲージメント・働きがい向上事例
(株)アトラエ Wevox 事業部 カスタマーサクセス 新家 美穂 氏
- 9月 6日～10月 2日(参加者数:75名)
中小製造業必見! 価格交渉の第一歩! 利益アップを実現する「収益構造の把握法」
(株)イーポート 社長 尾 畠 悠樹 氏
- 9月26日～10月24日(参加者数:101名)
今、求められる食品表示とは?～直近の違反事例を交えて～
(株)エフシー総合研究所 企画開発部 企画開発室 主任研究員 上級食品診断士 森 京介 氏
- 10月31日～11月22日(参加者数:56名)
生成AI時代におけるサイバーセキュリティ:新たな脅威と普遍的な対策
(株)ステラセキュリティ 副社長/CTO 小竹 泰一 氏
- 10月31日～11月22日(参加者数:39名)
DX×生成AI AWS厳選! 生成AI活用シーンのご紹介
アマゾンウェブサービスジャパン(同) ソリューションアーキテクト 上野 涼平 氏
- 10月31日～11月21日(参加者数:25名)
情報漏洩を防ぐクラウドストレージの活用方法～社内外で安全なファイル共有を実現するための実践ガイド～
日本ワムネット(株) 小松 玲菜 氏
- 10月31日～11月21日(参加者数:25名)
中小企業におけるDX推進の遅延リスクと打開策
ギグワークスクロスアイティ(株) IT戦略コンサルティング部 野口 隆弘 氏
- 11月29日～12月20日(参加者数:74名)
「知恵」と「技術」と「経験」をAIで伝承する
HorizonHead&company(株) 社長 澤村 泰一 氏
- 12月20日～ 1月17日(参加者数:42名)
ITスキル向上に役立つ!～社内デジタル人材の育成につながる「ITパスポート」とは?～
林総合支援事務所 代表 資格ソムリエ 林 雄次 氏
(株)東京リーガルマインド ITパスポート専任講師 小 船 幹 生 氏
- 1月 8日～ 1月31日(参加者数:135名)
中小企業のためのAI導入戦略:成功と失敗事例から学ぶ効率化とリスク回避のポイント
(株)イノベティア 社長 中 畑 貴 耀 氏
- 2月21日～ 3月14日(参加者数:188名)
生成AI活用による中小企業の実産性向上
桑津調査房 代表/立命館大学ビジネススクール経営研究科 客員教授 桑 津 浩太郎 氏

3月14日～ 4月 4日 (参加者数：36名)

データ活用で成功をつかめ！実例から学ぶ最前線ー少ない投資で効果を実感！ー

(株)コア 未来ソリューションカンパニー 営業統括部 課長 橋 本 岳 大 氏
 <会場集合・Zoomライブ配信>

5月24日 (参加者数：36名)

中小、小規模事業者のための『次世代・DX人材の採用』と『人材採用活動のDX』

HorizonHead&company(株) 社長 澤 村 泰 一 氏
 (学)新潟総合学院 開志専門職大学 社会連携推進部長 淡 路 雅 博 氏
 (株)サーティファイビジネスディベロップメント部 部長 蛭 子 拓 夫 氏
 (株)太陽企画 第一営業部 部長 森 田 洋 章 氏

6月14日 (参加者数：44名)

中小企業のための『社員活躍・生産性向上』と『AIリスクリング』

HorizonHead&company(株) 社長 澤 村 泰 一 氏
 DXHR(株) 社長 前 田 一 成 氏

7月26日 (参加者数：26名)

成長企業の業務のクラウド化とDX推進

ギグワークスクロスアイティ(株) IT戦略コンサルティング部 野 口 隆 弘 氏

9月 6日 (参加者数：22名)

事例で学び、チェックリストで課題を可視化！「いま」押さえない中小企業の情報セキュリティの基本

(株)SHIFT SECURITY サステナビリティ本部 本部長補佐 村 上 瑛 美 氏
 サステナビリティ本部S4事業 開発ディレクター 小 杉 和 也 氏

9月11日 (参加者数：561名)

デジタル人材がいない中小企業のためのDXセミナー

(株)NIコンサルティング 社長 長 尾 一 洋 氏
 サイボウズ(株) 営業本部 三 谷 菜穂美 氏

9月19日 (参加者数：7名)

ドラマ動画を用いたサイバーインシデント対応体験ワークショップ

(株)Armoris 執行役員CXO 竹 田 春 樹 氏

10月11日 (参加者数：7名)

中小企業におけるDX推進の遅延リスクと打開策

ギグワークスクロスアイティ(株) IT戦略コンサルティング部 野 口 隆 弘 氏

10月15日 (参加者数：63名)

DXの第一歩ーデジタル時代への適応戦略

アマゾンウェブサービスジャパン(同)

広域事業統括本部 ストラテジック営業本部長 都 村 昌 平 氏
 ソリューションアーキテクト 上 野 涼 平 氏
 広域事業統括本部 ストラテジック営業本部 クラウドビジネス推進部 アカウントマネージャー 木 下 由 梨 氏

10月18日 (参加者数：649名)

2024サイバーセキュリティ対策講座

警視庁 サイバーセキュリティ対策本部 担当官
 日本電信電話ユーザ協会 近畿事業推進部長 川 畑 文 雄 氏

11月13日 (参加者数：29名)

「知恵」と「技術」と「経験」をAIで伝承する

HorizonHead&company(株) 社長 澤 村 泰 一 氏

12月 4日 (参加者数：40名)

中小企業のためのAI導入戦略：成功と失敗事例から学ぶ効率化とリスク回避のポイント

(株)イノベティア 社長 中 畑 貴 耀 氏

2月12日 (参加者数：29名)

経営へのインパクトから考える サイバーBCPのポイントと具体策

東京海上日動火災保険(株) 広域法人部 マネージャー 中 村 郁 雄 氏

6. 会議 (9)委員会

3月 7日(参加者数:36名)

中小企業・小規模事業者必見!最新の調査から見えてきたサイバー脅威とその対策

A i r o n W o r k s ㈱ チーフアナリスト 浅井正史氏
営業本部長 執行役員 方尚氏

(g) 好事例紹介

売上向上、業務効率化などを目的として、IT・デジタル技術の活用により経営課題の解決が実現した会員企業の取り組みをコラム形式で東商ウェブサイトにおいて紹介。

掲載数:40社

(h) メールマガジン(ぴったりDXマガジン)による情報発信

デジタルシフト・DXに関する最新ニュース・用語解説、国・東京都の支援施策の情報、デジタルに関連するセミナーの紹介等、企業のデジタルシフト・DX推進に役に立つ情報を毎週木曜日配信。

登録件数:11,236件(2025年3月末現在)

配信回数:53回(臨時号含む)

(i) ぴったりDX公式LINEによる情報発信

デジタルシフト・DX推進に役立つセミナーやイベント情報などをタイムリーに配信するため、ぴったりDX公式LINEアカウントより不定期にメッセージを配信。

登録件数:400件

配信回数:10回

(j) 教育機関連携

企業のデジタルシフト・DXの大きな課題であるデジタル人材育成支援をより強力に進めるため、大学・専門学校等の教育機関と連携し、デジタル人材育成に係る意見交換・情報交換、事業協力を実施。

i. デジタル人材育成に関する教育機関との意見交換会

7月 1日(35名)

説明「情報経営イノベーション専門職大学の紹介」

「中小企業のサイバーセキュリティ支援」

「長期インターンを活用したシステム活用人材獲得事例」

「墨田区の課題をITで解決し起業した事例」

※中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会 併催

※視察・学生との交流を兼ねて「情報経営イノベーション専門職大学」

(墨田区文花1丁目18-13)にて開催

(k) 他団体連携

企業のデジタルシフト・DXの支援を行っている他団体(支援機関)が密接に連携しながら、課題の共有を行い、定期的な意見交換、事業の相互協力を実施。

○連携団体(順不同)

- ・(特)ITコーディネータ協会
- ・(一社)情報サービス産業協会
- ・(一社)ITキャリア推進協会
- ・(一社)日本テレワーク協会
- ・(一社)ICT経営パートナーズ協会
- ・(一社)日本クラウド産業協会
- ・(一社)日本ディープラーニング協会
- ・(公財)日本電信電話ユーザ協会
- ・札幌商工会議所

- ・仙台商工会議所
- ・千葉商工会議所
- ・名古屋商工会議所
- ・京都商工会議所
- ・大阪商工会議所
- ・神戸商工会議所
- ・広島商工会議所
- ・福岡商工会議所

i. 大都市商工会議所DX支援担当者会議

- 12月17日(15名) 意見交換「各商工会議所のDX支援の取り組みについて」
 視察(NTTセキュリティ・ジャパン(株) 東京セキュリティオペレーションセンター)
 懇親会
 ※札幌・仙台・千葉・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・福岡・東京
 各商工会議所を対象に2024年度より開始

(l) ITベンダー連携

i. 中小企業とITベンダーの“ぴったり”マッチング(相談会・商談会)

ITツール・サービス導入やデジタル化に課題を抱える中小企業とツール・サービス提供企業(ITベンダー)との接点創出・交流を目的とした相談・商談会を実施。

6月10日(出展企業:14社、参加者数:11名)

8月27日(出展企業:24社、参加者数:30名)

12月9日(出展企業:6社、参加者数:74名)

ii. ITベンダー情報交換会

2月17日(18社32名)

意見交換「中小企業のデジタル化・DX支援、マーケット開拓の取り組み」
 「中小企業のデジタル化・DX支援、マーケット開拓の課題」
 「東商や公的支援機関、国・東京都の施策に対する意見・要望」

(m) 生成AI活用

多方面で注目される、ChatGPTをはじめとした生成AIについて、中小企業での活用支援を目的に各種事業を展開。

i. 中小企業のための「生成AI」活用入門ガイド

中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会の有識者をメンバーとした「生成AI活用に関する研究会」監修のもと、中小企業の経営者・従業員の皆様が生成AIを導入・活用するにあたって最低限必要な知識・利活用法・注意事項をまとめたガイドブックをPDF形式で発行。

(6月3日 第3版、6月24日 第4版、10月2日 第5版、1月7日 第6版)

併せて、各地商工会議所でガイドブックの内容に係る説明を実施。

(10月24日 帯広商工会議所、10月30日 福島商工会議所)

ii. 講演・セミナー・マッチングピッチ

12月9日(74名)

自社でもできる!AI活用<AI・生成AI関連ソリューションピッチ&交流会>

※第6回「中小企業とITベンダーの“ぴったり”マッチング」特別編として実施

⑳ 健康づくり・文化推進委員会

本委員会では、健康経営、感染症対策の普及・啓発や、スポーツを通じた企業の健康づくりの推進を図る。また、企業の文化活動の促進を図る観点から、食文化をはじめ、東京や日本の文化を発掘・発信し、企業の文

6. 会議 (9)委員会

化に関する体験の場を提供するなど、文化活動を推進する。

1) 委員会

9月25日(24名)講演 「健康経営の最新状況について」

東京大学 未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット 特任教授 古井 祐司 氏

報告 「金沢文化視察会・能登半島地震復興支援懇談会 実施報告」

「健康経営アドバイザーの現状について」

「特別セミナー&食のタベ 開催について」

2月28日(23名)講演 「誰もがスポーツを楽しむ「世界に誇れるスポーツ拠点 東京」を目指して

東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部長 小池 和孝 氏

報告 「島根文化視察会の開催について」

「すみだトリフォニーホール音楽鑑賞会について」

2) 文化イベント

10月2日(15名)講演 「腸活メソッド～さまざまな健康効果をもたらす腸活とは?～」

(株)グリーンハウス ホテルグランバッハ東京銀座ウェルネス・フードコンシェルジュ 大島 瑠梨子 氏

② 中小企業のカーボンニュートラル推進特別委員会

本委員会では、中小企業の温室効果ガス排出削減を進めつつ、グリーン関連ビジネス活性化を図るため、会員事業者の脱炭素に向けた取組みを支援する「T o s h o 攻めの脱炭素」事業を行った。また、中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査を初めて実施するとともに、当該実態に基づいた要望書を国へ提出するなどの活動を行った。

1) 委員会

5月27日 (28名) 講演「中小企業向け省エネ・脱炭素技術開発の支援について」

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部 脱炭素省エネグループ 岩本 直起 氏

報告「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査について」

報告「商工会議所CO2見える化サポート(見えサポ)」事業および『T o s h o 攻めの脱炭素』事業について」

報告「東商環境アクションプラン2023年度実績報告および環境アクションプランの取組み状況について」

9月11日 (28名) 発表「脱炭素・カーボンニュートラルに関する取組みの事例」

委員(株)山櫻 代表取締役社長) 市瀬 豊和 氏

説明「中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望(素案)について」

10月 1日 (30名) 説明「中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望(案)について」

講演「2025年度予算の概算要求における中小企業支援策について」

資源エネルギー庁 長官官房総務課課長補佐 荒井 次郎 氏

講演「2025年度予算の概算要求における中小企業支援策について」

環境省 地球環境局脱炭素ビジネス推進室長 杉井 威夫 氏

3月10日 (25名) 講演「東京都の環境・脱炭素施策について」

東京都 環境局総務部環境政策課長 坂下 典久 氏

報告「『T o s h o 攻めの脱炭素』事業:本年度結果報告および来年度事業概要について」

説明「第3期東商環境アクションプラン策定の方向性について」

2) 事業活動

会員中小企業の省エネ・脱炭素に向けた取組みを支援する「T o s h o 攻めの脱炭素」事業について、以下活動を実施した。

a. 東商脱炭素“塾”

- 7月 8日 (2社) 東商脱炭素“塾”第1回(省エネ・製造業)
- 7月10日 (8社) 東商脱炭素“塾”第1回(再エネ)
- 7月12日 (4社) 東商脱炭素“塾”第1回(省エネ・非製造業)
- 7月16日 (8社) 東商脱炭素“塾”第1回(環境ブランディング)
- 8月 1日 (2社) 東商脱炭素“塾”第2回(省エネ・製造業)
- 8月 5日 (8社) 東商脱炭素“塾”第2回(環境ブランディング)
- 8月 6日 (4社) 東商脱炭素“塾”第2回(省エネ・非製造業)
- 8月 9日 (8社) 東商脱炭素“塾”第2回(再エネ)

b. 東商脱炭素“市場”

(a) 脱炭素支援サービス検索・比較サイト「つながるマッチングサイト」

59社・84サービスを掲載(うち、東商会員優待付きサービスは21)

※24年度は9社・15サービスが新規掲載

(b) 展示会等のイベント

9月27日 (169名) グリーンテックマッチング会2024
(名古屋商工会議所、大阪商工会議所との共催)

ピッチ登壇(ニーズ発表)企業:

東京ガス(株)、リンナイ(株)、リコー(株)

3月 5日 (49名) 省エネ・脱炭素支援サービス展示会

出展企業・団体数: 21

c. 東商脱炭素“ラボ”

8月28日 (43名) 工学院大・東京電機大 脱炭素分野の新技术発表&情報交換会(アーカイブ配信あり)

新技术発表登壇者:

工学院大学	准教授	永井裕己氏
工学院大学	教授	相川慎也氏
東京電機大学	准教授	原田陽平氏

3) セミナー

4月25日 (239名) 先行事例に続け!脱炭素経営モデル(アーカイブ配信あり)

菊川工業(株) 代表取締役会長 宇津野嘉彦氏

(株)大川印刷 代表取締役社長 大川哲郎氏

IKEUCHI OTGANIC(株) 代表 池内計司氏

5月 7日~ (50名) 【オンラインセミナー(Y o u T u b e 動画配信)】J-クレジット活用で、かしこく進める脱炭素

(株)バイウィル 代表取締役CSO兼カーボンニュートラル総研 所長 伊佐陽介氏

7月19日 (136名) ESG開示対応とCO2排出量の算定について

アスエネ(株)C o - F o u n d e r & 取締役COO 岩田圭弘氏

11月13日 (150名) 設備電力最適化・コスト削減のための一括サポートセミナー

エプソン販売(株) 環境・共創推進部 部長 子田吉之氏

(株)エスコ ソリューション事業本部 第2営業部

環境ソリューションチーム係長 玉田耕造氏

6. 会議 (9)委員会

- (株)アップルツリー 代表取締役 南 谷 幸 男 氏
11月25日～ (52名) 【オンラインセミナー(Y o u T u b e 動画配信)】国・都の補助金を活用してかしこく省エネ・再エネを！
(株)リミックスポイント レジリエンス事業部
補助金グループ 東京営業チーム マネージャー 近 藤 文 男 氏
1月17日～ (168名) 【オンラインセミナー(Y o u T u b e 動画配信)】令和6年度脱炭素経営セミナー「エネルギー・CO2排出量見える化からつなげる脱炭素経営」
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室 課長補佐 峯 岸 律 子 氏
(株)エスコ ソリューション事業本部 第2営業部
環境ソリューションチーム係長 玉 田 耕 造 氏

㊸ 東京の将来を考える懇談会

東京の将来を考える懇談会では、東京の中長期的な成長戦略に関する幅広い政策テーマについて横断的に討議し、要望を都に提出した。特に、東京の将来にとって重要な少子化対策について、青年部と共同で「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査」を実施し、得られたデータを基に「東京における少子化対策専門委員会」で議論した成果を要望に反映させた。あわせて、首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会と合同で設置している「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会において、歴史・文化エンタメの活用について理解を深め、要望に反映させた。

1) 委員会

- 4月12日 (23名) 講話 「東京の成長戦略としての『国際金融都市・東京』構想とその展望」
(一社)東京国際金融機構 代表理事 中 曾 宏 氏
報告 a. 2023年要望内容の「未来の東京」戦略への反映状況について
b. 今後の予定について
7月3日 (23名) 講話 「東京都の人口動態を正確に知る
ー思い込みを排した企業行動のためにー」
(株)ニッセイ基礎研究所 人口動態シニアリサーチャー 天 野 馨南子 氏
報告 「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査」結果(速報版)について
9月10日 (22名) 報告 「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査」結果について
討議 東京の将来に向けた要望(骨子素案)について
10月24日 (23名) 講話 「東京都の少子化対策について」
東京都 子供政策連携室長 田 中 愛 子 氏
討議 東京の将来に向けた要望(案)について
3月28日 (20名) 講話 「東京と全国各地との共存共栄について」
東京都 政策企画局 次長 土 村 武 史 氏
報告 a. 2024年要望内容の「2050東京戦略(案)」への
反映状況について
b. 今後の予定について

2) 東京における少子化対策専門委員会

東京の将来にとって重要な少子化対策について、要望に向けた研究・検討を行った。主に、「東京在勤若者の結婚・出産意識調査」の企画・実施のほか、少子化の実態・課題の把握、行政の少子化対策の状況把握、提言・要望等の検討、企業や地域における少子化対策促進、周知啓発を行った。

- 4月16日～5月31日 (105名) オンライン特別講演会
「人口減の真因を知り、若手を採用・定着させる！
少子化時代に人が集まる企業のあり方」
(株)ニッセイ基礎研究所 人口動態シニアリサーチャー

天 野 馨南子 氏

7月18日 (7名) 専門委員会
報告 「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査結果(速報版)」について
討議 調査結果(速報版)を踏まえた政策提言および
調査結果(確報版)の方向性について

10月4日 (11名) 専門委員会
討議 東京の将来に向けた要望素案(少子化対策)について
※書面にて開催

2月21日 (8名) 専門委員会
報告 少子化対策に係る要望内容の東京都令和7年度予算案への
反映状況について
討議 今後の取組み(案)について

3) 「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会

「国際文化都市東京」の実現に向けた研究や機運醸成を行うことを目的に2023年4月、首都圏問題委員会、トラベル&ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会の合同で本研究会を設置した。ナイトタイムエコノミーの活性化や歴史・文化等の地域資源を活用したまちづくり・インバウンド誘客を研究テーマとし、提言・要望等の検討やシンポジウムを行った。

5月20日 (170名) シンポジウム 江戸から学ぶ!～歴史文化でまちの魅力を再発見!～
基調講演 「江戸・東京を創った先人たちを想う」 門 井 慶 喜 氏
パネルディスカッション「東京の歴史文化をいかに地域振興に活用するか」
コーディネーター 東急(株) 常務執行役員 東 浦 亮 典 氏
パネリスト 作家 門 井 慶 喜 氏
東叡山 寛永寺 執事 宮 部 亮 侑 氏
國學院大學 観光まちづくり学部 教授 吉 見 俊 哉 氏

5月20日 (13名) 研究会
討議 a. 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望(素案)について
b. 首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する
要望(素案)について
c. ツーリズム産業の基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する
重点要望(素案)について
d. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する
重点要望(素案)について
※書面にて開催

8月21日 (12名) 研究会
講話 「東京のナイトタイムエコノミーの現状と課題、海外都市の先進事例等」
(一社)ナイトタイムエコノミー推進協議会 代表理事 齋 藤 貴 弘 氏
(一社)ナイトタイムエコノミー推進協議会 伊 藤 佳 菜 氏
報告 今後の研究テーマ・スケジュール案について

1月16日 (13名) 研究会
講話 「ナイトタイム観光の充実 江戸の歴史・文化を活かした観光の推進」
東京都 産業労働局 観光振興担当部長 前 田 千 歳 氏
説明 視察会実施概要(案)

4) セミナー

8月27日 (34名) 「会社の将来を考える!10年後に勝つ経営戦略の描き方
～今日から使える経営デザインシートの活用方法～」
(株)シクロ・ハイジア 代表取締役CEO 小 林 誠 氏

6. 会議 (10) 小林会頭・担当副会頭と区内経営者との懇談会

(10) 小林会頭・担当副会頭と区内経営者との懇談会

① 城西ブロック

9月25日 (20名) 会 場：京王プラザホテル
テーマ：中小企業と地域の現状・課題、将来の成長に向けて

② 城北ブロック

11月18日 (17名) 会 場：ホテル椿山荘東京
テーマ：中小企業と地域の現状・課題、将来の成長に向けて

(11) 会頭・副会頭・支部会長との懇親会

12月 5日 (28名) 会 場：ホテルニューオータニ

(12) 東京商工会議所 支部会長会議

① 第2回東京商工会議所 支部会長会議

10月31日 (22名) 会 場：東京商工会議所 Room B1-2

② 第3回東京商工会議所 支部会長会議

3月25日 (22名) 会 場：東京商工会議所 Room A3-5

(13) ブロック別政策懇談会

2021年度より中小企業部、地域振興部、産業政策第一部、産業政策第二部が実施する政策懇談会を参加者入替制で東西南北のブロックで各1回、合計4回の政策懇談会として開催。

① 城北ブロック

2月25日 会 場：東京商工会議所 Room A1-2、B1-2
(12名) 中小企業委員会、事業承継対策委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会
(8名) まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）
(8名) 税制（税制委員会）
(10名) 労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）

② 城西ブロック

3月 7日 会 場：東京商工会議所 Room A1-2、B1-2
(10名) 中小企業委員会、事業承継対策委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会
(8名) まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）
(8名) 税制（税制委員会）
(8名) 労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）

③ 城南ブロック

3月12日 会 場：東京商工会議所 Room A1-2、B1-2
(12名) 中小企業委員会、事業承継対策委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会
(9名) まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）
(7名) 税制（税制委員会）
(10名) 労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）

④ 城東ブロック

3月17日

会 場：東京商工会議所 R o o m A 1-2、B 1-2

- (11名) 中小企業委員会、事業承継対策委員会、イノベーション・スタートアップ委員会、中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会
- (8名) まちづくり（首都圏問題委員会、災害・リスク対策委員会）
- (7名) 税制（税制委員会）
- (9名) 労働（労働委員会、多様な人材活躍委員会）

(14) 青年部

① 総会

7月23日 (45名)

※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

- 2) 挨拶 東京商工会議所青年部 会長 神谷智洋
東京商工会議所 常務理事 小林治彦

3) 議件

- a. 2023年度 事業活動報告（案）について
- b. 2023年度 収支決算（案）について
- c. 理事の選任（案）について

4) 報告

- a. 次期体制の役員選出方法について
- b. 今後のスケジュールについて

5) 閉会

3月17日 (41名)

※オンライン形式で開催

1) 開会

- 2) 挨拶 東京商工会議所青年部 会長 神谷智洋
東京商工会議所 常務理事 小林治彦

3) 議件

- a. 2025年度 事業計画（案）について
- b. 2025年度 収支予算（案）について

4) 報告

- a. TOKYO YEG大新年会について

5) 閉会

② 理事会

4月4日 (24名)

※ハイブリッド形式で開催

1) 議件

- a. 会長の選任（案）について
- b. 副会長の選任（案）について
- c. 今後の運営体制（案）について
- d. 少子化アンケートへの協力について

2) 報告

- a. 東商本部の委員会活動状況について
- b. 今後のスケジュールについて

6月20日 (21名)

※ハイブリッド形式で開催

1) 議件

- a. 第14回通常総会上程議案について
- (a) 理事の選任（案）について

6. 会議 (14) 青年部

- (b) 2023年度事業活動報告(案)について
 - (c) 2023年度収支決算(案)について
 - b. 本部青年部 懇親ゴルフ会(BABASAKI杯)について
 - 2) 報告
 - a. 次期体制の役員選出方法について
 - b. 東商本部の委員会活動状況について
 - c. 今後のスケジュールについて
- 9月26日 (23名) ※ハイブリッド形式で開催
- 1) 議件
 - a. 入会の承認(案)について
 - b. 町田・八王子・東京商工会議所青年部交流事業について
 - c. 東商青年部 賀詞交歓会(仮称)の開催について
 - 2) 報告
 - a. 第44回関東ブロック大会ぐんま富岡大会について
 - b. 本部青年部懇親ゴルフ会(BABASAKI杯)について
 - c. 少子化アンケートの結果について
 - d. 東商本部の委員会活動状況について
 - e. 各担当グループの活動報告について
 - f. 今後のスケジュールについて
- 11月28日 (18名) ※参集形式で開催
- 1) 報告
 - a. 次期体制の役員選出方法の変更に伴う規則改正について
 - b. 第44回関東ブロック大会ぐんま富岡大会について
 - c. 東京・町田・八王子商工会議所青年部交流事業について
 - d. 日本工学院専門学校への講師派遣協力について
 - e. 東商本部の委員会活動状況について
 - f. 各担当グループの活動報告について
 - g. 今後のスケジュールについて
 - 2) ディスカッション「東商青年部の抱える課題について」
- 2月20日 (22名) ※参集形式で開催
- 1) 議件
 - a. 第15回通常総会における議案について
 - (a) 2025年度事業計画(案)について
 - (b) 2025年度収支予算(案)について
 - 2) 報告
 - a. 日本商工会議所青年部全国大会「ほとめきFUKUOKAくるめ大会」について
 - b. 東商本部の委員会活動状況について
 - c. 今後のスケジュールについて

③ 正副会長会議

4月24日	(5名)	2024年度事業について
6月20日	(5名)	理事会上程議案について
7月23日	(5名)	総会の上程議案について
9月26日	(5名)	理事会の上程議案について
11月21日	(4名)	理事会について
11月28日	(4名)	理事会の上程議案について

- 12月19日 (5名) 幹事長会議について
2月10日 (5名) 理事会上程議案について

④ 歴代会長会議

- 10月24日 (3名) a. 設立10周年に向けて
b. 青年部の持続的な発展に向けた提言について
c. 現在の青年部が直面する社会的・経済的課題について
2月21日 (5名) 設立10周年について

⑤ 監事会

- 5月16日 (2名) 1) 議件
a. 2023年度事業活動報告(案)について
b. 2023年度収支決算(案)について

⑥ 新体制説明会

- 4月4日 (50名) ※ハイブリッド形式で開催
a. 東京商工会議所について
b. 東京商工会議所本部青年部について
c. 東京商工会議所本部青年部 今期の運営体制について
d. 少子化アンケートへの協力について
e. 今後のスケジュールについて

⑦ 23支部青年部幹事長会議

- 6月20日 (36名) ※ハイブリッド形式で開催
1) 支部青年部活動紹介
2) 本部青年部 新体制について
9月26日 (36名) ※ハイブリッド形式で開催
1) 幹事長卓話 「青年部幹事長とは！」
東京商工会議所杉並支部青年部幹事長 菅 原 敬 介
2) ディスカッション「東商の政策提言について」
a. レクチャー「東商の政策提言の具体的事例」
地域振興部都市政策担当 課長 西 田 優 樹
b. グループディスカッション
「青年経済人としての自分が考える各地区の課題・あるべき姿」
c. 意見発表
12月19日 (41名) ※ハイブリッド形式で開催
1) 卓話
東京商工会議所青年部 相談役 井 上 博 貴
2) 本部トピックス
a. 日本YEG全国大会について
b. TOKYO YEG大新年会について
3) ディスカッション「本部・支部において青年部がもっと輝くために」

⑧ 事業

- 1) 「TOKYO YEG 大新年会 ～23 to ONE 心をひとつに～」
2月20日 (201名) (於：明治記念館)

6. 会議 (15) 女性会

⑨ 講師派遣協力事業

1) 日本工学院専門学校

2月21日 東京商工会議所プレゼンツ未来学2024『～10年後に輝く人材になるために～』

講師：東京商工会議所青年部 理事 勝 亦 章 浩

⑩ 会員数 68名 (2025年3月31日現在)

⑪ その他

1) 外部催事への参加

10月25・26日 (17名) 日本商工会議所青年部 第44回関東ブロック大会「ぐんま富岡大会」へ参加

2月14・15日 (34名) 日本商工会議所青年部 第44回全国大会「ほとめきFUKUOKAくるめ大会」へ参加

2) 外部団体との交流事業

11月 6日 (54名、うち東商参加者13名)

東京・八王子・町田商工会議所青年部共催特別講演会・交流会

(15) 女性会

① 総会

6月24日 (108名) ※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

2) 議件

- a. 2023年度事業活動報告(案)について
- b. 2023年度収支決算(案)について
- c. 2024年度事業活動計画(案)について
- d. 2024年度収支予算(案)について

3) 報告

- a. 次期役員の選出方法について
- b. 東商女性会75周年チャリティコンサートについて

4) 閉会

② 理事会

4月 3日 (25名) ※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

2) 議件

- a. 入会の承認(案)について

3) 報告

- a. 委員会活動・委員会企画事業について
- b. 東商女性会75周年事業について
- c. 東商本部の委員会活動状況について
- d. 今後の予定について

5) 閉会

5月 8日 (27名) ※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

2) 議件

- a. 会員の入退会(案)について

- b. 会費未納による除名について
 - c. 委員会活動・委員会企画事業について
 - 3) 報告
 - a. 東商女性会75周年事業について
 - b. 東商本部の委員会活動状況について
 - c. 今後の予定について
 - 4) 討議
 - a. 2024年度事業計画(案)・2024年度収支予算(案)について
 - 5) 閉会
- 6月10日 (24名) ※ハイブリッド形式で開催
- 1) 開会
 - 2) 議件
 - a. 会員の入退会(案)について
 - b. 総会への上程議案について
 - c. 次期役員の選出方法について
 - 3) 報告
 - a. 委員会活動・委員会企画事業について
 - b. 東商本部の委員会活動状況について
 - c. 今後の主な予定について
 - 4) 閉会
- 7月3日 (25名) ※ハイブリッド形式で開催
- 1) 開会
 - 2) 議件
 - a. 会員の入退会(案)について
 - 3) 報告
 - a. 委員会活動・委員会企画事業について
 - b. 2024年度新年懇親会・75周年記念式典について
 - c. 東商本部の委員会活動状況について
 - d. 今後の主な予定について
 - 4) 閉会
- 9月4日 (27名) ※ハイブリッド形式で開催
- 1) 開会
 - 2) 議件
 - a. 会員の入退会(案)について
 - b. 委員会活動・委員会企画事業について
 - 3) 報告
 - a. 役員選任方法変更に伴う規則・内規の改正について
 - b. 東商女性会75周年事業「チャリティコンサート」について
 - c. 2024年度新年懇親会・75周年記念式典について
 - d. 全国商工会議所女性会連合会全国大会について
 - e. 関東商工会議所女性会連合会総会について
 - f. 東商本部の委員会活動状況について
 - g. 今後の主な予定について
 - 4) 閉会
- 10月2日 (26名) ※ハイブリッド形式で開催
- 1) 開会
 - 2) 議件

6. 会議 (15) 女性会

- a. 会員の入退会（案）について
- b. 東商女性会新年懇親会・75周年記念式典について

3) 報告

- a. 委員会活動・委員会企画事業について
- b. 東商女性会75周年事業「チャリティコンサート」について
- c. 全国商工会議所観光振興大会2025 in 長崎について
- d. 東商本部の委員会活動状況について
- e. 今後の予定について

4) 討議

- a. 役員選任方法変更に伴う規制・内規の改正について

5) 閉会

11月13日 (24名) ※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

2) 報告

- a. 委員会活動・委員会企画事業について
- b. 東商女性会新年懇親会・75周年記念式典について
- c. 2025年度役員選任スケジュールについて
- d. 都内4女性会共催事業について
- e. 東商本部の委員会活動状況について
- f. 今後の主な予定について

3) 討議

- a. 役員選任方法変更に伴う内規の改正について

4) 閉会

12月4日 (21名) ※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

2) 議件

- a. 入会の承認（案）について
- b. 役員選任方法変更に伴う内規の改正について

3) 報告

- a. 委員会活動・委員会企画事業について
- b. 75周年記念式典・新年懇親会について
- c. 東商本部の委員会活動状況について
- d. 今後の予定について

4) 閉会

1月8日 (25名) ※ハイブリッド形式で開催

1) 開会

2) 議件

- a. 入会の承認（案）について
- b. 委員会活動・委員会企画事業について

3) 報告

- a. 75周年記念式典・新年懇親会について
- b. 都内4女性会共催事業について
- c. 役員選任方法変更に伴う内規の改正について
- d. 東商本部の委員会活動状況について
- e. 今後の予定について

4) 閉会

2月5日 (27名) ※ハイブリッド形式で開催

- 1) 開会
- 2) 議件
 - a. 入会の承認（案）について
 - b. 都内4女性会共催事業について
- 3) 報告
 - a. 委員会活動・委員会企画事業について
 - b. 次期役員選任について
 - c. 女性起業家大賞について
 - d. 東商LADYについて
 - e. 東商本部の委員会活動状況について
 - f. 今後の予定について
- 4) 閉会

3月19日 (22名)

※ハイブリッド形式で開催

- 1) 開会
- 2) 議件
 - a. 会員の入退会（案）について
 - b. 委員会活動・委員会企画事業について
 - c. 東商LADYについて
- 3) 報告
 - a. 関東商工会議所女性会連合会2025年度総会 浦安大会について
 - b. 新入会員との交流について
 - c. 東商本部の委員会活動状況について
 - d. 今後の予定について
- 4) 閉会

③ 監事会

5月24日 (4名)

- 1) 開会
- 2) 議件
 - a. 2023度事業活動報告（案）について
 - b. 2023年度収支決算（案）について
- 3) 閉会

④ 正副会長会議

4月 3日	(5名)	理事会上程議案について
5月 8日	(5名)	理事会上程議案について
6月10日	(5名)	理事会上程議案について
7月 3日	(5名)	理事会上程議案について
9月 4日	(5名)	理事会上程議案について
10月 2日	(5名)	理事会上程議案について
11月13日	(5名)	理事会上程議案について
12月 4日	(5名)	理事会上程議案について
1月 8日	(5名)	理事会上程議案について
2月 5日	(5名)	理事会上程議案について
3月19日	(4名)	理事会上程議案について

⑤ 委員会

- 1) 交流委員会 4月3日、5月8日、6月10日、7月3日、9月4日、10月2日、11月13日、

6. 会議 (15) 女性会

- 1 2月4日、1月8日、2月5日、3月19日（全11回／ハイブリッド形式）
2) 研修委員会 4月3日、5月8日、6月10日、7月3日、9月4日、10月2日、11月13日、
12月4日、1月8日、2月5日、3月19日（全11回／ハイブリッド形式）

⑥ 都内商工会議所女性会会長会議

- 7月19日（4名）
1) 開会
2) 議題
a. 2024年度共催事業について（関商女性連・政策委員会活動）
3) 報告
a. 各女性会の2023年度の活動について
4) 閉会

⑦ 事業

- 1) 創立75周年記念事業「チャリティコンサート」
9月20日（313名）（於：サントリーホール）
2) 創立75周年記念式典・新年懇親会
2月3日（147名）（於：ホテル椿山荘東京）
3) 講演会・交流会等（オンライン・ハイブリッド形式）
5月8日（36名） 新入会員歓迎会（交流委員会企画）（於：センチュリーコート丸の内）
7月16日（31名） ビジネス交流会（交流委員会企画）（於：明治記念館）
6月24日（57名） 講演会「Unlocking!
シームレスバディ®で障害者の秘めた能力の発掘・開花を実現！」（研修委員会企画）
ダンウェイ(株) 社長 高橋陽子氏
11月26日（21名） 埼玉県深谷「渋沢栄一翁の生家を訪ねる！視察会」（交流委員会企画）
（於：埼玉県深谷市）
12月9日（29名） ワークショップ&年末懇親会（研修委員会企画）
（於：墨田区産業共創施設（SIC）錦糸町）
3月5日（34名） 講演会「STEM分野での女性活躍と次世代へ拓く希望
～STEM分野における女性の力と可能性～」（研修委員会企画）
(株)Kanatta 社長 井口恵氏
4) 各地女性会との共催事業
10月3日（49名、うち東商参加者18名）
「多様性社会が作る女性経営者の未来」講演会・懇親会
（八王子・武蔵野・町田商工会議所女性会共催・関東商工会議所女性会連合会政策委員会活動）

⑧ 会員数 305名（2025年3月31日現在）

⑨ 慶弔 2件

⑩ その他

- 1) 発行物
a. 会報誌『東商Lady』第29号 1,000部 6月発行
2) ホームページ
a. ページビュー数 4月1日～3月31日延べ59,622件
b. 会員情報コーナー 会員（掲載希望者）の事業紹介・PR情報をホームページで紹介
（延べ1社掲載）
3) 主な催事への参加・協力

4 月		全国商工会議所女性会連合会 第 23 回女性起業家大賞募集協力
5 月 22 日	(29 名)	関東商工会議所女性会連合会 2024 年度総会<山梨大会>へ参加 (於: YCC 県民文化ホール、アピオ甲府タワー館等)
6 月 11 日	(1 名)	さいたま商工会議所女性会 創立 20 周年記念式典へ参加 (於: ステラ・デル・アンジェロ)
7 月 8 日	(3 名)	全国商工会議所女性会連合会 合同委員会・理事会 (ハイブリッド形式) へ参加 (於: 東京商工会議所等)
9 月 19 日	(3 名)	日本商工会議所第 139 回通常会員総会 (ハイブリット形式) へ参加 (於: 帝国ホテル)
11 月 7 日・8 日		第 56 回全国商工会議所女性会連合会 滋賀全国大会へ参加
	(33 名)	(於: びわ湖大津プリンスホテル、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール等)
1 月 28 日～30 日		全国商工会議所観光振興大会 2025 in 長崎へ参加
	(17 名)	(於: 出島メッセ長崎)
2 月 8 日	(1 名)	町田商工会議所女性会 創立 30 周年記念式典へ参加 (於: レンブラントホテル東京町田)
2 月 28 日	(3 名)	全国商工会議所女性会連合会 常任委員会・理事会 (ハイブリッド形式) へ参加 (於: 東京商工会議所等)
3 月 19 日	(2 名)	日本商工会議所第 140 回通常会員総会 (ハイブリッド形式) へ参加 (於: 帝国ホテル)

6. 会議 (16)国際会議

(16) 国際会議

① アジア商工会議所連合会 (C A C C I)

1) 第38回C A C C I 総会

11月11日～12日

開催地：シンガポール

概要：シンガポール製造業者連盟がホストとなり、21カ国・地域より経済界や商工会議所の代表者など約200名が参加し、「未来のアジア太平洋ビジネスに向けて」をテーマに掲げ、有識者による講演やパネルディスカッション、ネットワーキング等が行われた。日本からは日本Y E Gメンバーを中心に総勢40名が参加した。総会にあわせて開催された第98・99回理事会では、同連合会副会長を務める大島博副会頭より、日本経済の現状説明と大阪・関西万博のPRを行った。また、総会後には、現地経済の最新事情把握のため、産業視察を行った。

② 世界商工会議所連合 (W C F)

1) 世界商工会議所連合を通じた各国商工会議所とのネットワーク

5月 9日

概要：2024年度商工会議所連合理事会が開催され、新たに策定されたW C F戦略および同戦略を進めるためのワークプランについて説明があった。また、2025年9月に開催する第14回世界商工会議所大会がオーストラリアのメルボルンで開催されること等が紹介された。

③ A S E A N ・日本経済協議会日本委員会 (A J B C)

1) 2024年度総会 (2023年度収支決算 (案)・事業報告 (案) および2024年度収支予算 (案)・事業計画 (案) の承認)

6月 7日 (紙上総会)

2) セミナー・交流会「A S E A N主要国の現状と専門家による解説」

3月28日 (26名)

開催地：東京商工会議所会議室

概要：A S E A N (フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム) の最新現地情勢と進出日系企業のビジネス活動状況およびA S E A N、F J C C I A、J E T R Oの政策提言活動等につき解説。終了後、講師・会員間のネットワーキング交流会実施。

講師：(独)日本貿易振興機構 調査部 アジア大洋州課

課長代理 田 口 祐 介 氏

課長代理 庄 浩 充 氏

リサーチマネージャー 尾 崎 航 氏

3) 日A S E A Nヤングビジネスリーダーズサミット

12月18日～20日

開催地：京都・ハイアットリージェンシー京都

概要：日本商工会議所青年部青木大海国際委員会副会長が参加の上、A S E A Nヤングビジネスリーダーズ歓迎夕食会での歓迎挨拶を行うと共に、パネルセッション「日A S E A N協業 (日A S E A Nの最近の動き、今後への期待、伝統と革新)」においてモデレーターを務めた。

4) 日A S E A N経済共創フォーラム

12月20日

開催地：東京・虎ノ門ヒルズフォーラム

概要：2023年の日本A S E A N友好協力50周年を記念し、開催が始まったフォーラムで今年は2年目。同フォーラムでは、日A S E A N共創プロジェクトや未来ビジネスの可能性を共有し、日A S E A N

ビジネスの共創に向けたモーメンタムを創り出す幅広い専門家の間で議論が行われた。小林会頭（AJBC会長）は開会セッションにおいて経済界を代表して挨拶した。

5) ASEANビジネス諮問評議会（ASEAN-BAC）

a. 第24回ASEAN-BACと各国協議会との合同会議

9月13日

開催地：ベトナム・ハノイ（ハイブリッド）

- (a) 開会
- (b) ASEAN事務局より前回（第23回会合）の振り返り
- (c) ASEAN-BAC議長国からの主要事業の説明
- (d) 各ワーキンググループからの活動報告
- (e) 各国協議会および団体からの情報共有
- (f) 閉会

b. 第25回ASEAN-BACと各国協議会との合同会議

1月16日

開催地：マレーシア・ペナン

- (a) 開会
- (b) ASEAN事務局より前回（第24回会合）の振り返りと2024年のまとめ
- (c) ASEAN-BAC議長国からのレガシープロジェクト説明
- (d) 各国協議会、団体からの情報共有とASEAN-BACとの協業につき協議
- (e) 閉会

6) 第30回日ASEAN経済大臣会合（AEM-METI）

9月21日

開催地：ラオス・ビエンチャン

概要：日本経済界代表として参加し、西谷和雄日商理事（AJBC事務総括）から、日本とASEAN各国の経済委員会間の合同会議の開催実績などの経済交流につき報告した。また、日本からASEANへの投資促進支援事業として日本国内の各商工会議所に海外ビジネス相談員を設置し、日本企業がASEANへの進出を検討する上でのガイダンス等を行っていることを紹介した。

7) イノベティブ&サステナブル成長対話（DISG）

DISG Task Force 会合

8月28日 第14回会合 グローバルサウス補助金スキームについて

11月19日 第15回会合 日ASEAN経済大臣会合を含む日ASEAN間の協業事業について

3月11日 第16回会合 日ASEANヤングビジネスリーダーズサミット、経済共創フォーラム、およびAIイノベーション共創フォーラムについて

開催形式：オンライン

8) 政府・関係団体の事業活動への協力

（独）日本貿易振興機構によるEABC調査「BUSINESS OUTLOOK SURVEY」への協力

調査期間：4月～6月

④ 日印経済委員会

1) 2024年度総会（2023年度事業報告（案）・収支決算（案）および2024年度事業計画（案）・

収支予算（案）の承認）

6月 3日（紙上総会）

6. 会議 (16) 国際会議

2) 第48回日印経済合同委員会会議

3月 6日 (253名)

開催地：インド ニューデリー

a. 開会式

(a) 開会挨拶

インド商工会議所連合会 (F I C C I) 事務局長 ジョティ・ヴィジ 氏
印日経済委員会 委員長 オンカール・カンワール 氏
日印経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

(b) 来賓挨拶

インド商工省次官補 ブフネシュ・プラタップ・シン 氏
駐インド日本大使 小 野 啓 一 氏
駐日インド大使 シビ・ジョージ 氏
外務省 アジア大洋州局 南部アジア部長 中 村 亮 氏
経済産業省 通商政策局 審議官 依 田 學 氏
印日経済委員会 共同委員長 ロヒッド・レラン 氏

b. 全体会議 1 未来に向けた強靱なサプライチェーン・エコシステムの構築

議長：

印日経済委員会 共同委員長 ロヒッド・レラン 氏

スピーカー：

Partner & Head - Japan Desk, Shardul Amarchand Mangaldas & Co
ルドラ・パンディ 氏
Strategic Markets' Activations Manager, Sony Group Corporation, Sony Innovation Fund
チョーダリー・ヒーナ 氏
Managing Director, Sri City ラヴィンドラ・サンナレディ 氏
Meiji Seika ファルマ(株) 取締役常務執行役員 経営戦略本部長
滝 澤 博 正 氏
General Manager - Purchase, Honda Motorcycle & Scooter India Pvt. Ltd.
サンディープ・カシヤップ 氏
CEO & Managing Director, Carna Medical Database Pvt. Ltd.
大 谷 英 輝 氏

c. 全体会議 2 スマートマニュファクチュアリング及びインダストリー5.0：生産能力の強化

議長：

(株)三菱UFJ銀行執行役員 インド・スリランカ総支配人 妹 尾 琢 也 氏

スピーカー：

Chair, FICCI Electronics & White Goods Committee / Chairman, India & south Asia. Panasonic Life solutions
マニッシュ・シャルマ 氏
三菱電機インド社長 高 瀬 敦 史 氏
三菱電機インド取締役 FA・産業部門 S.スリラム 氏
Executive Officer, Production Engineering, Maruti Suzuki India Limited S. P. ナヤク 氏
Chief Corporate Affairs & Public Policy Officer, Global Senior Vice President (SVP), InMobi Group
スビ・チャトゥルベディ 氏
Global Delivery Leader, Data, Tech and AI - Hi-Tech & Manufacturing, Genpact India
タルン・スリニヴァサン 氏

d. 閉会式

(a) 総括

印日友好協会 会長（元駐日インド大使） ディーパ・ワドワ 氏

(b) 共同声明の採択

(c) 閉会挨拶

印日経済委員会 委員長 オンカール・カンワール 氏

日印経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

3) インド政府要人表敬訪問

3月 5日

ナレンドラ・モディ首相を安永委員長ら日印経済委員会幹部が表敬

4) 第48回日印経済合同委員会会議 結団式

2月28日（52名）

開催地：東京商工会議所5階 HALL&CONFERENCE ROOM B1・B2

a. 開会挨拶

日印経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 部長 宮 本 新 吾 氏

経済産業省 通商政策局 南西アジア室 室長 島 野 敏 行 氏

c. 第48回日印経済合同委員会会議 事務局からの伝達事項

d. 質疑応答

e. 閉会

5) 日印経済委員会常設委員会会議

1月27日（37名）

開催場所：東京商工会議所5階 HALL&CONFERENCE ROOM B1・B2（ハイブリッド）

a. 開会挨拶

日印経済委員会 常設委員会委員長 鈴 木 健 史

b. 最近のインド情勢と日印関係

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 南西アジア課 課長 室 谷 政 克 氏

c. 経済産業省のインドに対する取組み

経済産業省 通商政策局 南西アジア室 室長 島 野 敏 行 氏

d. 現地活動状況報告

インド日本商工会 会長（インド三井物産(株)会長）

榎 本 善 之 氏

インド日本商工会 副会長 兼ビジネス環境改善委員長（インド三菱商事取締役社長）

吉 野 節 也 氏

インド日本商工会 理事 兼ビジネス環境改善委員会事務局長（ジェトロ ニューデリー事務所長）

鈴 木 隆 史 氏

e. 第48回日印経済合同委員会の開催について

f. 質疑応答・意見交換

g. 閉会

6) インド情勢講演会

10月22日（45名）

6. 会議 (16)国際会議

開催場所：東京商工会議所5階 HALL&CONFERENCE ROOM A3・A4・A5

a. 最近のインド情勢と日印関係

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 南西アジア課長 室谷政克氏

b. 経済産業省のインドに対する取り組み

経済産業省 通商政策局 南西アジア室長 島野敏行氏

c. インドIT人材の交流

インフォシス 日本代表 青木秀行氏

d. 質疑応答

7) 共催・協力

a. 5月30日 インド大使館マヤンク・ジョシ首席公使ご夫妻送別夕食会

(在日インド商工協会主催)

b. 8月7日 ジャパンタイムズ インド独立記念日における安永委員長の祝辞寄稿

c. 2月26日 日本・インド・アフリカ官民フォーラム(経済産業省主催)

⑤ 日本・バングラデシュ経済委員会

1) 2024年度総会(2023年度事業報告(案)・収支決算(案)および2024年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認)

6月3日(紙上総会)

2) 後援・協力

4月24日 チョットグラム市長団訪日研修(AOTS主催)

12月16日 バングラデシュ国別研修「貿易協定締結支援」(JICA主催)

3) 表敬

1月7日 齋田伸一 駐バングラデシュ日本国大使の國分委員長表敬

⑥ 日本・パキスタン経済委員会

1) 2024年度総会(2023年度事業報告(案)・収支決算(案)および2024年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認)

6月3日(紙上総会)

2) 協力

7月19日 シアルコット商工会議所来日商談会(在日パキスタン大使館主催)

8月14日 パキスタン視察ミッション(JICA主催)

8月14日 ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース パキスタン独立記念日における寺川委員長の祝辞寄稿

12月5日 第1回FoodAg Manufacturing 食品・農産物加工展(パキスタン商務省・貿易開発庁主催)

2月23日 ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース 天皇誕生日における寺川委員長の祝辞寄稿

3月23日 ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース パキスタン・ナショナル・デーにおける寺川委員長の祝辞寄稿

3) 表敬

10月31日 赤松秀一 駐パキスタン日本国大使の寺川委員長表敬

⑦ 日本・スリランカ経済委員会

1) 2024年度総会(2023年度事業報告(案)・収支決算(案)および2024年度事業計画(案)・

収支予算（案）の承認
6月 3日（紙上総会）

2) 協力

9月10日 スリランカ-日本ビジネス協議会 第45回総会における小林委員長の祝辞

⑧ 日本マレーシア経済協議会

- 1) 2024年度総会（2023年度事業報告（案）・収支決算（案）および2024年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
6月24日（紙上総会）

2) 第41回合同会議プレ行事

7月31日（59名）

開催地：経済特区「サイバージャヤ」内 Finexus Group

a. 歓迎挨拶

Finexus Group Technical Engineering Manager ショーン・ウン 氏

b. 開会挨拶

マレーシア日本経済協議会 副会長 ダト・スリ・モハメド・イクバル 氏

c. マレーシア・日本 スタートアップ交流セッション（第1部）

モデレーター：

Finexus Group シヴァヴェナヤカン・ヴェラユサム 氏

スピーカー：

FinHero トップ・リム 氏

Lumirous Sdn Bhd 山内杏那 氏

(株)Secai Marche 杉山亜美 氏

d. マレーシア・日本 スタートアップ交流セッション（第2部）

モデレーター：

Leave A Nest Malaysia Sdn Bhd Managing Director アブドゥル・ハキン・サヒディ 氏

スピーカー：

(株)天地人 浅羽慶太郎 氏

ShieldBase AI ディエゴ・ロジャス 氏

(株)アクトビ 藤原良輔 氏

e. ネットワーキングランチ

f. マレーシア・デジタルエコノミー公社による講演

マレーシア・デジタルエコノミー公社 Head of Digital Tech Ecosystem ヴィクター・ロー 氏

g. サイバージャヤの紹介と概要

Cyberview Sdn Bhd Strategic Partnerships & Relations,
Business Venture and Partnership Division アウニ・アリアス 氏

h. 閉会挨拶

日本マレーシア経済協議会 委員 清水 新一郎

6. 会議 (16)国際会議

3) 第41回合同会議

8月 1日 (179名)

開催地 : Hilton Kuala Lumpur Level6 「Ballroom B」

a. 開会式

開会挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏
日本マレーシア経済協議会 会長 永 野 毅

祝辞

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 氏
(代読) 駐マレーシア日本国大使 高 橋 克 彦 氏
マレーシア首相 アンワル・イブラヒム 氏
(代読) 投資貿易産業省副次官 ハナフィ・サクリ 氏

b. 第1回全体会議

パネルディスカッション

「日・ASEAN関係50年 - マレーシア関係の動向と方向性」

モデレーター :

FGV Holdings Berhad Chairman ラスタン・モハメド・イサ 氏

スピーカー :

KSI Strategic Institute for Asia Pacific President マイケル・ヨー 氏
ジェトロ・クアラルンプール事務所 所長 高 野 光 一 氏
Royal Selangor International Sdn Bhd Chairman ヨー・ボン・コン 氏
マレーシア日本人商工会議所 会頭 澤 村 剛 朗 氏

c. 第2回全体会議

講演

「ナビゲーション投資 サバにおける投資機会 力強い成長のために」

Invest Sabah Berhad Chief Executive Officer ロスマディ・ダト・サライ 氏

「サバ州におけるブルー・エコノミー」

Sabah State Government Chief Coordinating Officer,
Secretariat of Sabah Maju Jaya フィルダウシ・サフィアン 氏

d. 基調講演

マレーシア第2財務大臣閣下 アミール・ハムザ・アジザン 氏

e. Silverlake Axis 主催昼食会

f. 特別セッション

モデレーター :

マレーシア日本経済協議会 副会長 ダト・スリ・モハメド・イクバル 氏

スピーカー :

Japan Graduates' Association of Malaysia Advisor,
マレーシア日本経済協議会 Honorable Treasurer ゴー・ペン・ウィー 氏
Green Planet Midori Sdn Bhd Managing Director デスモン・セオク 氏
Perunding Atur Trafik Sdn Bhd Managing Director チン・カー・キョン 氏

g. 第3回全体会議

パネルディスカッション

「共創を通じた起業家の成功の促進」

モデレーター：

Cyberview Sdn Bhd Head, Technology Hub Development Division

シャフィナ・サリム 氏

パネリスト：

Silverlake Axis Group Group Executive Chairman ゴー・ペン・ウィー 氏

アスエネ・エイパック Country Director 濱田 雅章 氏

NEOREKA Asia Sdn Bhd Director, Country Manager アイエマン・モハメド・ノール 氏

ビー・インフォマティカ(株) 代表取締役社長兼CEO 稲田 史子 氏

h. 第4回全体会議

パネルディスカッション

「強靱で持続可能なサプライチェーンへの備え」

モデレーター：

Talent Corporation Malaysia Berhad Non-Executive Director,

RHL Ventures Sdn Bhd Founding Partner,

ラジャ・ハムザ・アビディン・ラジャ・ノン・チク 氏

パネリスト：

FGV Holdings Bhd Head of Group Transformation Division

ギデオン・タン・シャン・イー 氏

SEDC Energy Sdn Bhd Chief Executive Officer,

Sarawak H2 Hub - H2ornbill Project (SEDCE - Sumitomo - ENEOS)

デニス・ハルン・ウォン 氏

(株)ユーグレナ 執行役員 エネルギーカンパニー長 新田 直 氏

Green Carbon(株)COO 妹尾 聖人 氏

i. 閉会式

閉会挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏

日本マレーシア経済協議会 副会長 中村 邦晴

j. マレーシア日本経済協議会主催夕食懇談会

歓迎挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏

閉会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 永野 毅

4) 第41回合同会議結団式

7月23日 (40名)

開催地：東京商工会議所カンファレンスRoom B1・B2

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 永野 毅

b. 講演

最近のマレーシア情勢とマレーシアの対外関係

6. 会議 (16) 国際会議

外務省アジア大洋州局 南部アジア部長 中 村 亮 氏
マレーシアの経済概況等について

経済産業省通商政策局アジア大洋州課 企画官 続 橋 亮 氏

c. 第41回合同会議について

参加者名簿 (案)

日程・議題 (案)

団費見積 (案)

d. 閉会挨拶

日本マレーシア経済協議会 副会長 中 村 邦 晴

5) その他の会議・イベント

a. マレーシア下院議長一行との懇談会

6月 5日 (31名)

開催地：東京商工会議所カンファレンスRoom B1

b. セランゴール州政府関係者との懇談会

11月 1日 (18名)

開催地：日商会議室AB

6) 後援・協力等

7月 5日 マレーシア日本国際工科院コンソーシアム第26回会合

8月31日 ジャパン・タイムズ紙マレーシアナショナルデー特集 祝辞寄稿

2月18日 新春の集い (主催：日本マレーシア協会)

3月28日 セミナー「ASEAN主要国の現状と専門家による解説」

(主催：ASEAN・日本経済協議会)

7) 表敬・懇談

3月14日 四方敬之マレーシア日本国大使の永野会長表敬

⑨ 日比経済委員会

1) 2024年度総会 (2023年度事業報告 (案)・収支決算 (案) および2024年度事業計画 (案)・収支予算 (案) の承認)

8月 6日 (紙上総会)

2) 第41回日比経済合同委員会

3月 3日 (105名)

開催地：東京會館「ローズ」

a. 開会式

開会挨拶

日比経済委員会 筆頭代表世話人 垣 内 威 彦

比日経済委員会 委員長 リチャード・アルバート I・オズモンド 氏

両国首脳メッセージ

石破 茂 日本国内閣総理大臣

(代読) 外務省 南部アジア部長 宮 本 新 吾 氏

マルコス大統領

(代読) 駐日フィリピン大使 ミレーン・デ・ホヤ・ガルシア・アルパノ 氏

b. 基調講演

投資・経済担当大統領補佐官 フレデリック・ゴー 氏

c. 昼食会

d. 第1回全体会議「日本によるフィリピン投資」

「三菱商事によるフィリピンへの投資」

三菱商事(株) 金融事業本部 デジタル金融事業部長 石 塚 真 理 氏

「フィリピンのエコゾーン 包括的で持続可能な開発に向けて」

フィリピン経済区庁 (PEZA) 長官 テレソ・パンガ 氏

e. 第2回全体会議「フィリピンにおける大規模食糧生産の必要性」

「持続可能な未来を耕す」

クボタフィリピン 社長 川 瀬 洋 道 氏

「フィリピンにおける農業変革の促進: 大規模食糧生産への道と戦略的日比パートナーシップ」

元フィリピン農業大臣 ウィリアム・ダール 氏

f. 第3回全体会議「フィリピン人材の活躍推進」

「日本で輝くフィリピン人材」

Zuitt, Inc CEO/創業者 加 藤 智 久 氏

「フィリピン人材の活用」

マグサイサイグループ 社長兼CEO ドリス・マグサイサイ・ホー 氏

g. 閉会挨拶

比日経済委員会 共同委員長 アルフレッド・テイ 氏

日比経済委員会 筆頭代表世話人 垣 内 威 彦

h. ネットワーキング

i. 歓迎夕食会

閉会挨拶

比日経済委員会 委員長 リチャード・アルバート I・オズモンド 氏

3) 第41回日比経済合同委員会結団式

2月27日 (30名)

開催地: 日商会議室A・B

a. 開会挨拶

日比経済委員会 筆頭代表世話人 垣 内 威 彦

b. フィリピンの外交・経済情勢に関するブリーフィング

最近のフィリピン情勢と日フィリピン関係

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 地域調整官 小 野 浩 隆 氏

フィリピン経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 企画官 朝 倉 大 輔 氏

c. 第41回合同委員会について

参加者

日程・議題 (案)

団費見積 (案)

4) 各機関への協力等

5月13日 フィリピン投資セミナー

(主催: フィリピン経済特区庁、Abotiz、きらぼし銀行、きらぼしコンサルティ

6. 会議 (16)国際会議

- ング、後援：東京商工会議所)
- 6月18日 フィリピン投資フォーラム (大阪)
(主催：フィリピン経済特区庁 (PEZA)、フィリピン・サイエンスパーク
共催：日比経済委員会、大阪商工会議所)
- 6月20日 フィリピン投資フォーラム (東京)
(主催：フィリピン経済特区庁 (PEZA)、フィリピン・サイエンスパーク
共催：日比経済委員会)
- 6月21日 フィリピン共和国経済セミナー (主催：在日フィリピン大使館)
- 3月28日 セミナー「ASEAN主要国の現状と専門家による解説」
(主催：ASEAN・日本経済協議会)

⑩ 日豪経済委員会

1) 2024年度日豪経済委員会総会

6月17日

規約改正 (案)、2023年度事業報告 (案)・収支決算 (案) ならびに2024年度事業計画 (案)・収支予算 (案) の承認

2) 第61回日豪経済会議

10月23日～25日 (558名)

日本側：308名

豪州側：250名

開催地：愛知県名古屋市 (名古屋観光ホテル、ヒルトン名古屋ホテル、名古屋東急ホテル)

a. 歓迎レセプション (ヒルトン名古屋ホテル)

挨拶

名古屋市 副市長 中 田 英 雄 氏

b. 開会式

開会挨拶

日豪経済委員会 委員長 広 瀬 道 明

豪日経済委員会 委員長 ピーター・グレイ 氏

両国首相メッセージ

(メッセージ代読) 駐オーストラリア日本国大使 鈴 木 量 博 氏

(メッセージ代読) 駐日オーストラリア大使 ジャスティン・ヘイハースト 氏

来賓挨拶

愛知県 知事 大 村 秀 章 氏

c. 特別講演

(ビデオメッセージ) 経済産業大臣 武 藤 容 治 氏

資源大臣兼北部オーストラリア担当大臣 マデレン・キング 氏

d. 基調講演

(日) 中部電力 社長 林 欣 吾 氏

(豪) Economist ポール・シェアード 氏

(日) 三菱重工業 社長 CEO 泉 澤 清 次 氏

(豪) Building 4.0 CRC Limited Chair ブロンウィン・エヴァンス 氏

e. 第1回全体会議 「日豪とアセアンの経済連携 ～新たなつながり～」

進行役：

東京大学 公共政策大学院 教授 宗 像 直 子 氏

パネリスト：

(日) 住友商事 社長執行役員CEO 上 野 真 吾 氏
 (豪) Export Finance Australia Chief Investment Officer アマンダ・コッピング 氏
 (尼) Indonesian Chamber of Commerce and Industry
 Chair of the Permanente Committee for Asia Pacific ヨハネス・ルキマン 氏
 (比) Philippine Chamber of Commerce and Industry
 Executive Vice-President フェルディナンド・A・フェレール 氏

f. 第2回全体会議 「ビジネス成功のカギ ～ダイバーシティ～」

進行役：

Brunswick Group Asia Pacific Partner and CEO ミカエラ・ブラウニング 氏

パネリスト：

(日) Trinity Indo-Pacific Partners Pte. Ltd.
 Co-Founder and Partner 浅 井 英里子 氏
 (日) お茶の水女子大学 学長 佐々木 泰 子 氏
 (豪) BHP Japan Country President ユキ・ガントス 氏
 (豪) EG Co-founding Director and Executive Chairman マイケル・イーソン 氏

g. 第3回全体会議 「ものづくりで未来を拓く ～イノベーションとものづくり～」

進行役：

丸紅 執行役員 中部支社長 鈴 木 敦 氏

パネリスト：

(日) SkyDrive エアモビリティ事業開発部 部長 中 川 賢 治 氏
 (日) 日本電信電話 研究開発担当役員 NTT先端技術総合研究所 所長 岡 田 顕 氏
 (豪) Australian Treasury First Assistant Secretary モヒータ・ザヒード 氏
 (豪) PT Blink Limited Founder Executive Chairman マレー・エレン 氏

h. 晩餐会 (名古屋東急ホテル)

挨拶

名古屋商工会議所 会頭 嶋 尾 正 氏

i. 第4回全体会議 「ネットゼロは新たなビジネス ～課題からチャンスへ～」

進行役：

Nous Group Principal リチャード・ボルト 氏

パネリスト：

(日) 双日 会長CEO 藤 本 昌 義 氏
 (日) 三菱UFJ銀行 サステナブルビジネス部 コーポレート・エンゲージメント・ディレクター
 (GX・サステナビリティ担当) 志 村 幸 美 氏
 (豪) Chalice Mining Limited CEO アレックス・ドルシュ 氏
 (豪) Santos Limited Trading and Shipping Marketing Vice President ショーン・ピット 氏

j. 第5回全体会議 次世代リーダーズセッション「レジリエントな未来の形成」

プレゼンター：

Deloitte Touche Tohmatsu Limited Director ウェンダ・グムリヤ 氏

オープニング：

6. 会議 (16)国際会議

Rio Tinto Japan Limited Commercial Manager 軽部 拓人 氏

進行役：

Mitsui & Co. (Australia) Ltd. Manager レイモン・ロッシュ 氏

パネリスト：

United States Studies Centre Senior Economic Adviser ジョン・クンケル 氏

Rio Tinto Global Head of Sales and Marketing トルガ・エグリルメゼール 氏

Sojitz Australia Limited Head of Project Origination

(ESG, Decarbonization & Energy Transition) 加藤 達也 氏

Norton Rose Fulbright Australia Senior Associate イヴォンス・ヤップ 氏

クロージング：

PricewaterhouseCoopers Australia Senior Manager 濱田 由有子 氏

k. 閉会式

第62回日豪経済会議の日程・会場について

西オーストラリア州 総督 クリストファー・ドーソン 氏

閉会挨拶

豪日経済委員会 委員長 ピーター・グレイ 氏

日豪経済委員会 委員長 広瀬 道明

1. 産業視察会（オプションツアー：選択式）

(a) みなとアクルス・エネルギーセンター（東邦ガス）と麒麟ビール名古屋工場

(b) 名古屋航空宇宙システム製作所・飛島工場（三菱重工業）とトヨタ産業技術記念館

3) 運営委員会

a. 10月23日

日本側のみ：15名

開催地：名古屋観光ホテル

(a) 第61回日豪経済会議

(b) 第55回日豪運営会議

b. 11月28日

日本側のみ：9名

開催地：東京商工会議所

(a) 激動する内外情勢に関するディスカッション

(b) 内外情勢を踏まえた今後の日豪関係に関するディスカッション

(c) 第61回日豪経済会議の振り返りと今後の対応に関するディスカッション

c. 3月11日

日本側のみ：13名

開催地：東京商工会議所

(a) 第56回日豪運営会議

(b) 第62回日豪経済会議の開催地

4) 日豪運営会議

a. 10月23日（35名）＜第55回＞

日本側：15名

豪州側：20名

開催地：名古屋観光ホテル

- (a) 安全保障（外交・防衛問題と経済安全保障）に関するディスカッション
- (b) 第61回日豪経済会議の日程・議題
- (c) 第62回日豪経済会議の日程・開催地
- (d) 第61回日豪経済会議の共同声明（案）

b. 3月11日（34名）＜第56回＞

日本側：13名

豪州側：21名

形式：オンライン（東京：東京商工会議所、オーストラリア側：オーストラリア各地、東京）

- (a) 第62回日豪経済会議のプログラム
- (b) 第63回日豪経済会議の開催地
- (c) 地政学リスクが日豪ビジネスに与える影響に関するディスカッション
- (d) 防衛産業協力拡大の可能性に関するディスカッション

5) 幹事会

a. 5月15日（33名）

開催地：東京商工会議所

- (a) 第61回日豪経済会議
- (b) 2024年度総会

b. 11月21日（33名）

開催地：東京商工会議所

- (a) 第61回日豪経済会議振り返り
- (b) 第62回日豪経済会議に向けた準備

6) その他の会議・イベント

a. 日豪エネルギーイベント「Transitioning Australia-Japan Energy Partnership」

4月11日～12日（200名）

開催地：アデレード・コンベンションセンター（オーストラリア アデレード）
（豪日経済委員会と共催）

b. ジャスティン・ヘイハースト駐日オーストラリア大使講演会・懇談会

6月17日（139名）

開催地：帝国ホテル東京
（主催）

c. オーストラリア連邦の新たな政策・予算に関するセミナー

7月 1日（56名）

開催地：在日オーストラリア大使館
（在日オーストラリア大使館と共催）

d. 女性参画推進キックオフイベント「多様な未来を共に作る～JABCCの新たな一歩～」

9月 5日（68名）

開催地：OCA TOKYO
（主催）

6. 会議 (16)国際会議

- e. メーガン・クイン オーストラリア事務次官とのランチミーティング
10月 3日 (10名)
開催地：在日オーストラリア大使館
日本側：広瀬委員長はじめ5名
豪州側：クイン次官はじめ5名
- f. レセプション「Welcome to Japan Networking Event」
10月21日 (205名)
開催地：トランクホテル (東京)
(豪日経済委員会、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所と共催)
- g. マデレン・キング オーストラリア資源大臣とのランチミーティング
10月24日 (21名)
開催地：名古屋観光ホテル
日本側：広瀬委員長はじめ11名
豪州側：キング大臣はじめ10名
- h. 新年会「ANZCCJ × JABCC × JNZBC 2025 Shinnenkai」
1月16日 (184名)
開催地：帝国ホテル東京
(日本ニュージーランド経済委員会、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所と共催)

7) 後援・協力

- a. 9月 9日 日本経済新聞社主催 豪日経済委員会後援 日経フォーラム
「Forging Futures:The Australian-Japan Business Alliance in a Changing Landscape」(後援)

8) 表敬・懇談

- a. 5月13日 北部準州 投資コミッショナー ケリー・ラルストン氏による広瀬委員長表敬
- b. 6月20日 大阪・関西万博 オーストラリア政府代表 ナンシー・ゴードン氏による広瀬委員長表敬
- c. 10月23日 南オーストラリア州 貿易投資大臣 ジョー・ソカーチ氏による広瀬委員長表敬
- d. 10月23日 ビクトリア州 総督 マーガレット・ガードナー氏による委員長・副委員長表敬
- e. 10月24日 西オーストラリア州 総督 クリストファー・ドーソン氏による委員長・副委員長表敬
- f. 11月 6日 西オーストラリア州 パース市長 バジル・ゼンピラス氏による広瀬委員長表敬
- g. 11月21日 豪日経済委員会 副委員長 デボラ・ヘーゼルトン氏による広瀬委員長表敬
- h. 12月24日 委員長・副委員長による石破総理大臣表敬訪問
- i. 1月15日 西オーストラリア州 司法長官 ジョン・クイグリー氏による広瀬委員長表敬

⑪ 日本ニュージーランド経済委員会

- 1) 2024年度日本ニュージーランド経済委員会総会
6月5日 (39名)
開催地：帝国ホテル東京
規約改正(案)、2023年度事業報告(案)・収支決算(案)ならびに2024年度事業計画(案)・収支予算(案)・副委員長(候補者)の選任の承認
- 2) 第50回日本ニュージーランド経済人会議

11月17日～19日(181名)

日本側：100名

NZ側：81名

開催地：岡山県倉敷市

※ 懇親ゴルフ(希望者のみ)

開催地：岡山ゴルフ倶楽部(帯江コース)

a. 歓迎レセプション(倉敷市立美術館)

挨拶：日本側委員長 市川 晃

歓迎挨拶：倉敷市長 伊東 香織 氏

倉敷商工会議所会頭 井上 峰一 氏

乾杯挨拶：NZ側委員長 イアン・ケネディ 氏

M C: オコーネル外国法事務弁護士事務所 プリンシパル キャサリン・オコーネル 氏

アトラクション：くらしき作陽大学の学生によるピアノ演奏・BGM演奏

b. NZ側代表団朝食打合せ会(倉敷アイビースクエア/エメラルド)

大澤・駐NZ日本大使による朝食ブリーフィング(倉敷アイビースクエア/アイボリー)

c. 開会式(以後、閉会式まで倉敷アイビースクエア/エメラルドホール)

開会挨拶

日本側委員長 日本ニュージーランド経済委員会 市川 晃

NZ側委員長 日本ニュージーランド経済委員会 イアン・ケネディ 氏

来賓祝辞

駐ニュージーランド日本国大使 大澤 誠 氏

駐日ニュージーランド大使 ヘイミッシュ・クーパー 氏

岡山県知事 伊原木 隆太 氏

d. 第1回全体会議「インド太平洋地域の現状と日NZ関係の今後の展望」

進行役：Auckland Business Chamber CEO

サイモン・ブリッジス 氏

パネリスト：

(日本側) 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教 川井 大介 氏

日本電気(株) 特別顧問 遠藤 信博 氏

(NZ側) Kanagawa University, Beca Associate

Professor Corey Wallace, Technical Director

ニック・コゼンズ 氏

Q&A

e. 第2回全体会議「安定したエネルギー構築に向けて」“Energy”

進行役：

Hogan Lovells Partner, Corporate & Finance

ジャッキー・スキャンラン=ダイアス 氏

パネリスト：

(日本側) 三菱ガス化学(株) 社長 藤井 政志 氏

(株)リコー リコーフューチャーズビジネスユニット

エナジーハーベスティング戦略室 室長 田中 哲也 氏

(NZ側) GNS Science Science & Commercial Operations, General Manager

6. 会議 (16) 国際会議

ピーター・ベンフェル 氏
Hiringa CEO and Co-Founder アンドリュウ・クレネット 氏
NZ Aurecon Energy & Industrial Leader レベッカ・メルテンス 氏

Q & A

- f. 第3回全体会議「宇宙、航空、スタートアップ、イノベーションにおけるコラボレーション」
モデレーター： (独)日本貿易振興機構 副理事長 片岡 進 氏
基調講演： 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科
教授 神武直彦 氏
パネリスト：
(日本側) 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科
教授 神武直彦 氏
ヤマハ発動機(株)執行役員 新事業開発本部長 青田 元 氏
(NZ側) Rocket Lab Vice President, Government Operations and Business
アンドリュウ・バンカー 氏
Bancorp Group Managing Director クレイグ・ブラウニー 氏
STILL. Founder & CEO ヒデアキ・フウタケ 氏

Q & A

- g. 第4回全体会議「まちづくりと地域経済活性化」
モデレーター： オセアニア総支配人 三菱UFJ銀行 飯野 貴弘 氏
パネリスト：
(日本側) (公財)大原芸術財団 代表理事 大原 あかね 氏
(一社)MA S C 理事・事務局長 坂ノ上 博史 氏
倉敷市 建設局 参事 下村 隆之 氏
(NZ側) ChristchurchNZ, CEO アリソン・アダムス 氏
Auckland Business Chamber CEO サイモン・ブリッジス 氏

Q & A

- h. 晩餐会
会場： 倉敷アイビースクエア／フローラルコート
歓迎挨拶： 日本側副委員長 鈴木 健史 氏
来賓挨拶： 岡山県商工会議所連合会会長 松田 久 氏
乾杯： Auckland Business Chamber CEO サイモン・ブリッジス 氏
National Party Former leader of the New Zealand
アトラクション： 倉敷天領童太鼓、倉敷市出身の箏奏者 鈴木 泉 芳 氏らによる演奏

- i. 第5回全体会議「農・林・水産・食品における新たな視点・取り組み」
モデレーター： 日本側副委員長 浜田 晋吾 氏
パネリスト：
(日本側) 伊藤ハム米久ホールディングス(株) 常務執行役員 浅見 彰宏 氏
マルハニチロ(株) 中央研究所 所長 庵原 啓司 氏
(NZ側) Corporate Planning Fonterra, Japan General Manager ブリン・ロウドン 氏
Scion Chief Executive Officer ジュリアン・エルダー 氏

Q & A

- j. 第50回記念特別セッション「世代と国境を超えた次の50年へ」

モデレーター： FGS Global, Partner, Ms Deborah Hayden

パネリスト：

(日本側) IPU・環太平洋大学 学長 大橋 節子氏
静岡ブルーレヴズ(株) 社長 山谷 拓志氏

(NZ側) Toyota Verblitz & former Head Coach of the All Blacks Coaching Consultant,
スティーブ・ハンセン氏
NZ Bio Forestry. CEO ウェイン・マリガン氏
Independent Director & Governance Consultant メル・ヒューイットソン氏

Q & A

k. 閉会式

50周年記念「次世代リーダーの参画に関するMOU」締結
共同声明の採択
第51回会議の日程・開催地について
閉会挨拶

日本ニュージーランド経済委員会 NZ側委員長 イアン・ケネディ氏
日本ニュージーランド経済委員会 日本側委員長 市川 晃

l. 昼食会

会場：倉敷アイビースクエア／オパール

m. 産業視察（希望者のみ）

- (a) 20名×2 Group
三菱自動車 水島製作所
丸五
- (b) 30名
倉敷美観地区ツアー
倉敷中央病院

3) 委員長・副委員長会議

- a. 5月30日（12名）
開催地：東京商工会議所
 - (a) 2024年度総会について
 - (b) 第50回日本ニュージーランド経済人会議について
 - (c) 組織基盤強化（委員増強）について
- b. 8月6日（12名）
開催地：東京商工会議所
 - (a) 第50回日本ニュージーランド経済人会議について
 - (b) その他
- c. 12月2日（6名）
開催地：東京商工会議所
 - (a) 第50回日本ニュージーランド経済人会議の振り返りについて
 - (b) 第51回日本ニュージーランド経済人会議のテーマ出しについて
 - (c) その他

6. 会議 (16)国際会議

- d. 3月10日 (5名)
開催地：東京會館 ユニオンクラブ
(a) 第50回日本ニュージーランド経済人会議の振り返り
(b) 第51回日本ニュージーランド経済人会議について

4) 幹事会

- a. 5月21日 (15名)
開催地：東京商工会議所5階
(a) 2024年度総会について
(b) 第50回日本ニュージーランド経済人会議について
(c) 2024年度今後の会議スケジュールについて
(d) その他
- b. 7月24日 (13名)
開催地：東京商工会議所
(a) 第50回日本ニュージーランド経済人会議について
(b) 2024年度今後の会議スケジュールについて
(c) その他
- c. 9月 2日 (7名)
開催地：東京商工会議所
(a) 第50回日本ニュージーランド経済人会議について
(b) 若い世代の参画に関するMOUについて
(c) 開催費用について
- d. 12月18日 (10名)
開催地：東京商工会議所
(a) 第50回記念年表について
(b) 第50回記念日本ニュージーランド経済人会議の振り返りについて
(c) 第51回記念日本ニュージーランド経済人会議の方向性について
(d) 第52回日本ニュージーランド経済人会議の開催候補地について
(e) 2024－25年の会議スケジュールについて
(f) その他

5) AJBCC×ANZCCJ とのレセプション共催について

10月21日 (205名)

開催地：Trunk Hotel 1階ONDEN

(主催、豪日経済委員会、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所と共催)

6) ANZCCJ 並びに日本ニュージーランド経済委員会との新年会の共催について

1月16日 (117名)

開催地：帝国ホテル東京

(主催、日豪経済委員会、日本ニュージーランド経済委員会、ANZCCJ による共催)

⑫ 日智経済委員会

- 1) 2024年度日智経済委員会日本国内委員会総会

- a. 6月30日（紙上総会）
2023年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに2024年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認

2) その他の会議・イベント

- a. チリ政治経済実務担当者勉強会
12月9日（26名）
形式：オンライン

ジェトロ・サンティアゴ事務所長 大塚優希氏

3) 表敬・懇談

- a. 12月10日 ディ・ジョバンニ投資促進庁投資促進局長の西谷事務総長との懇談

⑬ 日亜経済委員会

1) 2024年度日亜経済委員会総会

- a. 6月30日（紙上総会）
2023年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに2024年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2) その他の会議・イベント

- a. ビレラ経済省パイオエコノミー長官の日本経済界との懇談会
7月5日（約30名）
開催地：駐日アルゼンチン大使館

- b. アルゼンチン政治情勢セミナー
9月9日（17名）
開催地：日商会議室

ジェトロ・アジア研究所 地域研究センター 主任調査研究員 菊池啓一氏

- c. 日本メルコスールEPAの早期実現を求める共同提言の石破総理への手交
11月5日

- d. パソ経済省調整担当長官の日本経済界との懇談会
11月13日（34名）
開催地：駐日アルゼンチン大使館

3) 協力

- a. ジャパン・タイムズ、ナショナル・デイ 垣内委員長の祝辞寄稿

⑭ 日本ペルー経済委員会

1) 2024年度日本ペルー経済委員会総会

- a. 6月30日（紙上総会）
2023年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに2024年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認

2) 第15回日本ペルー経済協議会

10月15日～17日（220名）

6. 会議 (16) 国際会議

開催地：ペルー・リマ（ホテル・ヒルトン・ミラフローレス）

日本側：80名

ペルー側：140名

a. 歓迎レセプション（駐ペルー日本大使公邸）

歓迎挨拶

駐ペルー日本国大使 山 元 毅 氏

来賓挨拶

ペルー日本経済委員会 委員長 マルティン・ペレス 氏

乾杯挨拶

日本ペルー経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

b. 開会式

開会挨拶

ペルー日本経済委員会 委員長 マルティン・ペレス 氏

日本ペルー経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

経済財務大臣 ホセ・アリスタ 氏

祝 辞

内閣総理大臣 石 破 茂 氏（代読：駐ペルー日本国大使 山 元 毅 氏）

駐日ペルー大使（ビデオメッセージ） ロベルト・セミナリオ 氏

c. 基調講演

ペルー中央準備銀行 理事 ディエゴ・マセラ 氏

三菱UFJ銀行ニューヨーク支店リマ出張所 所長 羽 畑 孝 司 氏

d. 第1回全体会議「持続可能な経済発展と経済安全保障」（パネル討議）

（モデレータ）

コマツ・ミツイ・マキナリアス・ペルー 取締役会議長 トマス・マルティネス 氏

（パネリスト）

ペルー農業生産者団体連合会 代表 セサル・ペスキエラ 氏

ブエナビントウーラ 会長 ロケ・ベナビデス 氏

オリヘン CEO マルコ・フラガレ 氏

日立南米社 社長 三 好 康 敦 氏

丸紅㈱ 顧問 黒 石 邦 典 氏

住友金属鉱山ペルー 社長 日 浦 一 氏

e. 第2回全体会議「経済強靱化」

投資促進庁 投資家サービス局長 ラウル・ガルシア 氏

経済学者（ペルー中央準備銀行 元理事） エルメル・クーバ 氏

ジェトロ・リマ事務所 所長 石 田 達 也 氏

JICAペルー事務所 代表 西 村 貴 志 氏

日本工営㈱ 執行役員 国土基盤整備事業本部 本部長 柴 崎 宣 之 氏

f. 第3回全体会議「人的交流」

運輸通信大臣 ラウル・ペレス＝レジェス 氏

ESAN経営大学院法律・社会科学学部 学部長 オスワルド・モラレス 氏

貿易観光促進庁観光促進局 局長（オンライン参加） マリア・デルソル・ベラスケス 氏

エスキベル農畜産物生産者協会 代表 フアン・イシザワ・マスダ 氏

リマ日本文化センター 所長 上 野 宏 之 氏
 ペルー三菱商事会社 社長 宇 野 豊 氏
 (有)中山商店 代表取締役 中 山 博 之 氏

g. 共同声明採択

h. 閉会挨拶

日本ペルー経済委員会 委員長 安 永 竜 夫
 ペルー日本経済委員会 委員長 マルティン・ペレス 氏

i. カクテル・レセプション (カサ・ゴジェネチェ)

歓迎挨拶

クレディコープ 会長 ルイス・エンリケ・ロメロ・ベリスメリス 氏

来賓挨拶

ペルー日本経済委員会 委員長 マルティン・ペレス 氏

乾杯挨拶

日本ペルー経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

j. ウルストラ・レオン通商観光大臣表敬 (通商観光省)

日本側：安永委員長、山元大使はじめ15名

ペルー側：レオン通商観光大臣、ペレス委員長

k. ディナ・ボルアルテ大統領表敬 (大統領府)

日本側：安永委員長、山元大使はじめ15名

ペルー側：ボルアルテ大統領、ペレス＝レジェス運輸通信大臣、ペレス委員長

3) その他の会議・イベント

a. ジェトロ前リマ事務所長帰任報公会

8月27日 (19名)

開催地：日商会議室

ジェトロリマ前事務所長 設 楽 隆 裕 氏

b. 第15回日本ペルー経済協議会共同声明の石破総理への手交

11月 5日

⑮ 日本エジプト経済委員会

1) 2024年度総会 (2023年度事業報告 (案)・収支決算 (案) および2024年度事業計画 (案)・収支予算 (案) の承認)

7月 1日 (紙上総会)

2) オンラインセミナー「2024年TICAD閣僚会合・TICAD9パートナー事業」

アフリカの「ビジネスの今」を、現地日本大使館から紹介！～エジプト・ガーナ・ケニア編～

8月 8日 (128名)

在ガーナ日本国大使 望 月 寿 信 氏
 在ケニア日本国大使館 次席 萩 原 宏 氏
 在エジプト日本国大使館 一等書記官 山 本 崇 昭 氏

6. 会議 (16)国際会議

3) バドル・アブデルアーティー エジプト・アラブ共和国外務大臣との昼食懇談会

8月23日(26名)

開催地：明治記念館「末広の間」

a. 挨拶

日本・エジプト経済委員会 委員長 加留部 淳
駐日エジプト・アラブ大使 モハメド・アブバクル 氏

b. スピーチ

エジプト・アラブ外務大臣 バドル・アブデルアーティー 氏

c. 質疑応答

d. 昼食(ハラル対応のコース料理提供、着座形式)

e. フォトセッション

4) 後援・協力など

a. 8月24日 T I C A D閣僚会合 レセプションへの招待のご案内(主催：上川外務大臣)

b. 8月25日 T I C A D閣僚会合 経済セッションへの招待のご案内(主催者：外務省)

5) 表敬・懇談

a. 11月6日 アイマン・カーメル前駐日エジプト・アラブ大使と加留部委員長の面談

⑯ 日西経済委員会

1) 2024年度総会(2023年度事業報告(案)・収支決算(案)および2024年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認)

6月19日(紙上総会)

2) その他の会議・イベント

a. 5月29日(48名) オンラインセミナー「食品業界の挑戦者たちよ 今こそ、可能性あふれるスペインへ！」

(独)日本貿易振興機構 マドリード事務所 堀之内 貴 治 氏
駐日スペイン大使館 経済商務部 投資・産業協力担当アナリスト
内 田 瑞 子 氏

b. 11月25日(18名) ジェトロ・マドリード事務所による講演会

(独)日本貿易振興機構 マドリード事務所 堀之内 貴 治 氏

2) 後援・協力

a. 7月4日 駐日スペイン大使館・スペイン貿易投資庁(I C E X)主催「日本・スペイン経済交流フォーラム」

b. 10月3日～4日 京都スマートシティエキスポ運営協議会主催「京都スマートシティエキスポ2024」

c. 10月22日～23日 外務省・香川県・高松市共催「第24回日本・スペイン・シンポジウム」

d. 11月5日～7日 スマートシティ・インステイテュート主催「バルセロナ Smart City ExpoWorld Congress 日本パビリオン」

e. 11月27日 バスク州政府貿易投資事務所主催「バスク州自動車産業ウェビナー 次世代モビリティを見据えたバスク自動車部品メーカーの電動化への対応」

f. 1月24日 港区立産業振興センター指定管理者 みなと・キャンパス・リログループ主

催／スペイン政府：貿易投資庁・駐日スペイン大使館共催「美食の国スペイン『日本食との親和性』と『ビジネス機会』 国境や業界の枠を超えた新たな価値創造」

3) 表敬・懇談

- a. 7月 5日 インマクラダ・リエラ スペイン商工サービス海運会議所事務総長の佐々木事務総長表敬
- b. 3月11日 バスク州ビスカヤ県投資促進公社の佐々木事務総長表敬

⑪ 日本・カナダ商工会議所協議会

1) 2024年度総会

2024年度活動報告（案）・収支決算（見込み）（案）、2025年度活動計画（案）・収支予算（案）の承認

- a. 3月28日（紙上総会）

2) 日本・カナダ商工会議所協議会 第8回合同会合

2月6日（110名）

開催地：カナダ（オタワ）

- a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 日本側会長 安永竜夫
カナダ側会長 リック・ホワイト 氏

- b. 来賓挨拶

駐日カナダ大使 兼 インド太平洋地域担当特使 イアン・マッケイ 氏
駐カナダ日本国大使 山野内 勘二 氏

- c. 個別討議①「地政学的リスクが高まる時代における重要サプライチェーンの確保」

モデレーター： サンライフ地政学エコノミクス ディレクター モトリア・サヴァリン＝ロイ 氏
登壇者：

Optima Manufacturing 社長（※ひびき精機㈱の代理） デュアン・ハーツァー 氏
カナダ・キャノーラ生産者協会（CCGA）政府・産業関係担当副会長 デイブ・キャリー 氏
シェリット・インターナショナル 最高商務担当役員 グレグ・ホーニグ 氏

- d. 基調講演「二国間貿易および投資促進の強化」

カナダ輸出開発公社 国際市場担当上級副社長 トッド・ウィンターハルト 氏
（独）日本貿易振興機構 理事 河田 美緒 氏

- e. 個別討議②「エネルギーおよびクリーン技術に関する協力」

モデレーター：

E3リチウム 企業開発担当副社長 リー・クラーク 氏

登壇者：

カナダ三井物産㈱ 社長 三井 剛史 氏
ヌーヴォー・モンド・グラフィートCFO シャルル＝オリバー・タルト 氏
MHIローカーボンソリューションズ・カナダ 社長 洲崎 誠 氏

- f. 共同声明 署名式

日本・カナダ商工会議所協議会 日本側会長 安永竜夫

6. 会議 (16)国際会議

カナダ側会長 リック・ホワイト 氏
駐カナダ日本国大使 山野内 勘 二 氏
駐日カナダ大使 兼 インド太平洋地域担当特使 イアン・マッケイ 氏

g. 閉会挨拶・レセプション

カナダ商工会議所 会頭 キャンデイス・レイン 氏

3) 日本・カナダ商工会議所協議会 第8回合同会合結団式

1月31日(26名)

開催地：東京商工会議所 会議室A5

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 会長 安 永 竜 夫

b. 来賓ブリーフィング

経済産業省 通商政策局 米州課 貿易投資調査官 松 田 明 恭 氏

c. 第8回日本・カナダ商工会議所協議会 合同会合について

4) 主催イベント

a. 8月21日 セミナーおよび懇親会 『カナダ・オンタリオ州におけるビジネスの商機と成長』

講師：在日カナダ大使館 オンタリオ州政府代表 クリスチャン・ハウズ 氏

b. 1月17日 オンラインセミナー 『カナダ・ケベック州のイノベーションと産業』ケベック州の I T 大国構築－AI、レーザーとビデオゲーム－

カナダ・ケベック州政府在日事務所代表 シェニエ・ラサール 氏

5) 後援・協力

a. 4月23日 <周年事業：協力>

『カナダ オンタリオ州 ミシサガ市・日本：経済友好協力50周年記念レセプション』
主催：在日カナダ大使館

b. 5月21日 <セミナー：協力>

『カナダ自動車産業における研究開発連携セミナー・懇親会』
主催：在日カナダ大使館

c. 9月18日 <フォーラム：協力>

『ネットゼロフォーラム：日本のエネルギー転換に不可欠なカナダのリソース』
主催：在日カナダ商工会議所

d. 10月15日 <セミナー：協力>

『カナダ－ジャパン航空宇宙イノベーションセミナー・交流会』
主催：在日カナダ大使館

e. 10月17日 <セミナー：協力>

『カナダのエネルギー転換プロジェクトに関するセミナー』
主催：TORYS 法律事務所、協力：在日カナダ大使館

- f. 2月14日 <セミナー：協力>
『カナダ バンクーバー エンタテインメントDXセミナー』
主催：カナダ ブリティッシュ・コロンビア州政府在日事務所

6) 表敬・懇談

- a. 10月 7日 ウィリアム・スティール オンタリオ州ポートコルボーン市長一行と西谷日商理事・国際部長の懇談

⑩ 日本メコン地域経済委員会

1) 総会兼勉強会

6月 5日 (37名)

開催地：東京商工会議所カンファレンスRoom A4・A5

a. 2024年度総会

開会挨拶

日本メコン地域経済委員会 委員長 石井 敬太

挨拶

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 十時 憲司

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 住田 孝之

議事

2023年度事業活動報告(案)および収支決算(案)について

2024年度事業活動計画(案)および収支予算(案)について

b. 勉強会

「最近のメコン地域の政治・外交と日本との関係」

外務省 アジア大洋州局 南東アジア第一課長 久賀 百合子 氏

「最近のメコン地域の経済概況や日本との経済関係」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 神谷 幸男 氏

2) 訪タイ・ラオス国境経済ミッション

10月28日～30日 (13名)

訪問地：タイ(バンコク、ラヨー、チョンブリ、ウドンタニ)、ラオス(ビエンチャン)

内容：

a. 表敬

ピチャイ・ナリプタパン・タイ商務大臣への表敬訪問

b. 懇談会等

盤谷日本人商工会議所幹部との懇談会

タイ商工会議所との懇談会

大鷹正人 駐タイ日本国大使・盤谷日本人商工会議所幹部との夕食懇談会

c. 産業視察

東部経済回廊イノベーション特区

アマタシティ・チョンブリ工業団地

Kaset Phol Sugar 工場

Sumirubber Thai Eastern 工場

3) アドバイザリー・メンバー

5月21日 懇談会

開催地：丸ビル5階「カサブランカシルク」

6. 会議 (16)国際会議

4) その他の会議・イベント

- a. ベトナム商工会議所、ベトナム シンガポール工業団地主催日本メコン地域経済委員会共催
「ベトナム 投資促進 支援セミナー～持続可能な未来に向けて～」

11月22日 (70名)

開催地：ベルサール新宿グランド5階「Room F」

開会挨拶

日本商工会議所 理事・国際部長 西谷和雄

祝辞

駐日ベトナム大使 ファム・クアン・ヒエウ 氏

基調講演

「ベトナム：グリーントランジションを進める魅力的な投資先」

ベトナム商工会議所 副会頭 ヴォ・タン・タイン 氏

講演

「ベトナム投資規制」

KPMGベトナム ジャパンデスクマネージャー 角田長基 氏

「持続可能でグリーンなベトナム・シンガポール工業団地（VSI P）の国内プロジェクト」

VSI P日本駐在事務所 代表 藤田桂子 氏

「ベトナムにおける外国投資の財務問題」

(株)三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部 渡邊勇太 氏

ネットワーキング・コーヒープレイク

- b. ベトナム中央政府在ホーチミン人材関連部局ならびに大学関係者との懇談会

11月26日 (28名)

開催地：東京商工会議所カンファレンスRoom A1

5) 後援・協力他

- a. 日越大学に関する事業

6月19日 第5回日越大学日本委員会

9月12日 第6回日越大学日本委員会

11月26日 第7回日越大学日本委員会

12月 2日 日越大学第二期理事会・第5回会議

6) 表敬・懇談

4月21日 ベトナム・ビンディン省政府訪日団の事務局訪問

8月23日 ホーチミン国家政治・行政学院の事務局訪問

⑱ 日韓商工会議所首脳会議

1) 第13回首脳会議

11月25日 (82名)

日本側：47名

韓国側：35名

開催地：大阪／帝国ホテル大阪3階「孔雀西の間」

- a. 開会挨拶

日本・東京商工会議所 会頭 小林 健

大韓商工会議所 会長 崔 泰源 氏

- b. 議題1「日韓経済協力について」

(日本側)	日本商工会議所	副会頭	(大阪商工会議所 会頭)	鳥 井 信 吾 氏
(韓国側)			ソウル商工会議所 副会長	趙 顯 相 氏
- c. 議題2「日韓商工会議所の協力モデルについて」
- | | | | | |
|-------|---------|-----|--------------|-----------|
| (日本側) | 日本商工会議所 | 副会頭 | (広島商工会議所 会頭) | 池 田 晃 治 氏 |
| (韓国側) | 大韓商工会議所 | 副会長 | (大邱商工会議所 会長) | 朴 倫 慶 氏 |
- d. 日韓の地方交流優秀取り組み表彰
- e. 議題3「日韓商工会議所の事業紹介について」
- | | | | | |
|-------|---------|-----|----------------|-----------|
| (日本側) | 日本商工会議所 | 副会頭 | (神戸商工会議所 会頭) | 川 崎 博 也 氏 |
| (韓国側) | 大韓商工会議所 | 副会長 | (安養果川商工会議所 会長) | 裴 海 童 氏 |
- f. 共同声明の採択
- g. 閉会挨拶
- | | | |
|--|---------------|---------|
| | 大韓商工会議所 会長 | 崔 泰 源 氏 |
| | 日本・東京商工会議所 会頭 | 小 林 健 |

② 全国商工会議所中国ビジネス研究会

- 1) 会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連情報についてメルマガ等で周知を行ったほか、以下のとおりセミナーを開催した。

11月19日(35名) <中国セミナー> 最新改正『会社法』重点ポイント解説～日本本社と現地法人におけるリスクヘッジ及び実務対応～

③ 東アジア・ビジネスカウンスル(EABC)

- 1) 第60回EABC会合
6月13日(25名)
開催地：韓国・ソウル
- 議長(ラオス)・共同議長(韓国)挨拶
 - 2023年EABC・JETRO調査結果報告
 - ASEAN+3高級経済実務者会合での報告(案)について
 - 次回会合について
- 2) 第61回EABC会合
8月26日(26名)
開催地：オンライン
- 議長・共同議長挨拶
 - ASEAN Digital Economy Framework Agreement についての説明
 - ASEAN+3高級経済実務者会合に関する報告
 - ASEAN+3経済大臣会合での報告(案)について
 - 次回会合について
- 3) 第62回EABC会合
1月14日(33名)
開催地：マレーシア・ペナン
- 議長・共同議長挨拶
 - 議長国交代セレモニー
 - 2025年議長(マレーシア)および共同議長(中国)挨拶
 - 2025年の取組み事項・日程等
 - RBAC、およびワーキンググループの活動報告
 - 2024年EABCとASEAN+3経済大臣会合の報告

6. 会議 (16)国際会議

- g. 2025年EABC・JETRO調査について
- h. 次回会合について

4) 第6回RCEP-BUSINESS ADVISORY COUNCIL (RCEP-BAC)会合

6月13日(25名)

開催地:韓国・ソウル

- a. 議長(ラオス)・共同議長(韓国)開会挨拶
- b. RCEP普及活動報告
- c. RCEP活用状況検証(各国特定原産地証明発行数調査結果報告)
- d. 各国でのRCEP普及促進活動状況の報告
- e. 次回会合について

5) 第7回RCEP-BAC会合

8月26日(37名)

開催形式:オンライン

- a. 議長・共同議長開会挨拶
- b. RCEP普及活動報告
- c. EABC・JETRO調査結果報告
- d. EABCとSEOM+3会合の報告
- e. 各国でのRCEP促進取り組み状況の報告
- f. 次回会合について

6) 第8回RCEP-BAC会合

1月14日(35名)

開催地:マレーシア・ペナン

- a. 議長・共同議長開会挨拶
- b. 議長国交代セレモニー
- c. 2025年議長(マレーシア)および共同議長(中国)挨拶
- d. EABCとASEAN+3経済大臣会合の報告
- e. 2025年の取組み事項・日程等
- f. 各国でのRCEP普及促進取り組み状況報告
- g. 次回会合について

㊸ 駐アジア・大洋州地域日本国大使との懇談会(日本経済団体連合会との共催)

3月11日(114名)

開催地:東京商工会議所・渋谷ホール

概要:アジア大洋州地域大使会議(外務省主催)のため一時帰国される大使との懇談会を日本商工会議所・経団連共催で開催。今年度は日本商工会議所が幹事。

次第: 1) 開会挨拶

日本商工会議所会頭 小林 健

2) 地域情勢説明

外務省南部アジア部長 宮本新吾氏

3) 主要国大使からの説明

駐韓国日本国大使 水嶋光一氏

駐中国日本国大使 金杉憲治氏

駐インドネシア日本国大使 正木靖氏

駐タイ日本国大使 大鷹正人氏

駐ベトナム日本国大使 伊 藤 直 樹 氏
駐インド日本国大使 小 野 啓 一 氏
駐豪州日本国大使 鈴 木 量 博 氏

- 4) 懇談
5) 閉会挨拶

経団連審議委員会議長 富 田 哲 郎 氏

②③ 駐中南米地域日本国大使との懇談会

(日智経済委員会、日亜経済委員会、日本ペルー経済委員会、日本経済団体連合会 主催)

2月25日(124名)

開催地：経団連会館

- a. 開会

経団連 中南米地域委員長 藤 本 昌 義 氏

- b. 中南米地域情勢説明および大使紹介

外務省 中南米局長 野 口 泰 氏

- c. 各国情勢の説明

各駐中南米地域日本国大使

- d. 懇談

- e. 閉会

日商・東商 日本ペルー経済委員会 委員長

経団連 日本ブラジル経済委員会 委員長 安 永 竜 夫

②④ その他国際会議

- 1) Investopia Global - Tokyo

12月19日

開催地：東京

開催概要：アラブ首長国連邦(UAE)のグローバル投資プラットフォームのインベストピア(Investopia)が、ジェトロ・経済産業省・日本商工会議所・UAE経済省・UAE投資省・在日UAE大使館との共催で開催したもの。来日中のアブダッラー・ビン・トゥーク・アール・マッリーUAE経済相と松尾剛彦経済産業省経済産業審議官、石黒憲彦ジェトロ理事長による基調講演と、日・UAEの政府・企業関係者によるパネルディスカッションなどが行われた。

出席者数：約180名

主な出席者

〔日本側〕

経済産業省 経済産業審議官 松 尾 剛 彦 氏
(独)日本貿易振興機構 理事長 石 黒 憲 彦 氏
東京都知事 小 池 百合子 氏
ほか

〔UAE側〕

経済産業大臣 アブダッラー・ビン・トゥーク・アール・マッリー 氏
在日UAE大使館大使 シハーブ・アフマド・アル・ファヒーム 氏
ほか

(17) その他の会議

① 参加会

12月23日

(33名)

- 1) 開会

於：ホテルニューオータニ

6. 会議 (17)その他の会議

2) 説明

2024年度の活動、2025年度の活動計画(案)について

3) 意見交換

4) 閉会

② 四木会

5月15日	(9名)	意見交換・情報交換
7月29日	(8名)	意見交換・情報交換
10月8日	(8名)	意見交換・情報交換
11月18日	(9名)	意見交換・情報交換
2月28日	(9名)	意見交換・情報交換

③ 東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、15団体にて構成する「東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議」を開催し、意見交換を行った。

1) 連絡会議

7月30日 (21名) 東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

来賓挨拶 東京都議会

外かく環状道路建設促進議員連盟 会長 柴崎幹男氏

国土交通省 関東地方整備局 道路部長 野坂周子氏

東京都 建設局 三環状道路整備推進部長 福本充氏

説明 「東京外かく環状道路 現在の事業の進捗状況について」

国土交通省 関東地方整備局

東京外かく環状国道事務所長 金森滋氏

東日本高速道路(株) 関東支社 東京外環工事事務所長 笹原壮雄氏

中日本高速道路(株) 東京支社 東京工事事務所長 柳野和也氏

意見交換

要望決議

○東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)の整備促進に関する要望

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

なかでも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支える重要な基幹インフラである。加えて、2016年以降、ETC車については環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした継ぎ目のない料金体系が首都圏に導入されていることから、一刻も早い整備が求められる。

そのような状況下、首都高速中央環状線は2015年3月に全線開通し、また、現在約9割の整備率である首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、早期全線開通および四車線化に向けて検討・工事が進められている。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。こうしたなか、東京外かく環状道路(外環道)の開通区間においても、渋滞損失時間の減少や時間短縮による生産性の向上など様々な効果が現れており、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。

一方、2020年10月、調布市東つつじヶ丘で発生した陥没事故を受けて事業者は、補修・補償への対応、周辺住民への丁寧な説明に取り組んでおり、2023年8月から地盤補修に着手したところである。2023年11月には、入間川で気泡が発生したが、発生原因を特定するとともに周辺環境へ影響を与えるものではないことを確認し、本年2月に地盤補修を再開したところである。加えて、2021年12月に事業者は外環道における再発防止対策等を取りまとめ、大泉及び中央JCTにおいて2022年2月から掘進を再開しており、「東京外環トンネル施工等検討委員会」で再発防止対策が有効に機能していることを確認しながら掘進をしているところである。さらには、2023年1月および本年2月から東名JCTにおいて、本年1月から中央JCTにおいて、新たに掘進が開始されている。引き続き、補修・補償の対応や地域住民への説明を尽くすとともに、安全に配慮しながら、早期の工事を進めることが望まれる。

また、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、2016年2月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、2023年2月には6回目の協議会が開催されたところであるが、早期計画具体化に向け、検討をさらに加速していくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも経済効果や生活道路の安全性向上、環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

1. 陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応

- ・地域住民に丁寧に説明するとともに、陥没・空洞箇所周辺での補償等の対応、地盤補修の実施について、誠心誠意取り組むこと。

2. 再発防止対策等を徹底し、安全確保を最優先とした上での、シールド工事の推進と東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通

- ・大泉側本線シールド工事、中央JCTランプシールド工事、東名JCTランプシールド工事においては、有効性が確認された再発防止対策等を徹底した上で、安全を最優先に早期に工事を推進すること。また、本線シールドとランプシールドをつなぐ地中拡幅部の工事においても、まずは着手可能な箇所から早期に工事着手すること。なお、地域住民に対しては、不安を取り除くよう工事の状況等について、丁寧に説明をすること。
- ・東名側本線シールド工事においては、陥没・空洞箇所周辺での地盤補修等の進捗も踏まえつつ、再発防止対策等を早期に策定すること。
- ・本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地および工事に必要な財源を確保すること。
- ・現在、約9割の進捗であるJCT・IC等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道IC部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

3. 東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化

- ・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

2024年7月30日

東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議

東京商工会議所	会頭	小 林 健
八王子商工会議所	会頭	檜 崎 博
武蔵野商工会議所	会頭	高 橋 勇
青梅商工会議所	会頭	中 村 洋 介
立川商工会議所	会頭	川 口 哲 生
むさし府中商工会議所	会頭	田 中 勝 彦
町田商工会議所	会頭	澤 井 宏 行
多摩商工会議所	会頭	伊 野 弘 明
東京都商工会連合会	会長	山 下 真 一
(一社)東京都トラック協会	会長	水 野 功
(一社)東京バス協会	会長	南 正 人
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	会長	川 鍋 一 朗
東京都商店街連合会	会長	山 田 昇
(公財)東京観光財団	理事長	金 子 眞 吾

6. 会議 (17) その他の会議

(公財)東京青年会議所

理事長

高 木 隆 太

④ 東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談

11月15日 (25名)

1) 出席者紹介

2) 開会挨拶

3) 説明 東京の特性を踏まえた少子化対策について

特別顧問 中 山 泰 男

価格転嫁・取引適正化に向けた現状と課題について

副会頭 大 島 博

4) 意見交換

5) 総括

⑤ 3商工会議所(大阪・名古屋・東京)常務理事・事務局長会議

7月31日 (9名) 報告・意見交換

1) 会員・会費の現況について

2) 職員給与の賃上げ状況について

3) 生産性向上の取り組みについて

7. 事業

(1) 渋沢栄一記念事業

2019年4月、東京商工会議所初代会頭渋沢栄一翁が、2024年からの新一万円札の肖像画に採用されることが決定。2019年9月には、2021年2月14日NHKで放送開始の大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に採用決定。これを受け、渋沢栄一記念事業推進プロジェクトチームをオフィス環境部内に設置し、5つの主なテーマ「学ぶ」「訪ねる」「集まる」「読む」「作る」に基づき様々な記念事業を実施。渋沢翁の功績と精神の普及・啓発、および新札発行に向けた機運の醸成につなげた。2024年7月3日に新一万円札が発行された際には、日本銀行から2番券（AA000002AA）を受領し、東商渋沢ミュージアムで一般公開した。

① 渋沢栄一記念事業の実施

1) 国立印刷局視察会（対象：副会頭）

渋沢翁が肖像の新一万円札発行を前に、日本銀行券の製造を行っている国立印刷局東京工場にて、副会頭を対象に非公開の新札発行工程に関する視察会を開催した。

（日 時）2024年5月17日（水）、5月22日（水）、6月14日（金） 計3回

（場 所）国立印刷局 東京工場

（参加者）5月17日（水）

上 條 努 副会頭

山 内 隆 司 副会頭

阿 部 貴 明 副会頭

浅 野 秀 則 副会頭

サッポロホールディングス株式会社 土 田 泰 生 参 与

大成建設株式会社 安 達 亜 希 参 与

株式会社フォーシーズ 吉 村 大 介 参 与

他3名

5月22日（水）

広 瀬 道 明 副会頭

斎 藤 保 副会頭

大 島 博 副会頭

中 村 邦 晴 副会頭

東京ガス株式会社 宮 本 泰 参 与

株式会社IHI 和 田 季 也 参 与

住友商事株式会社 福 原 基 文 参 与

他3名

6月14日（金）

野 本 弘 文 副会頭

倉 石 誠 司 副会頭

東急株式会社 但 馬 英 俊 参 与

本田技研工業株式会社 堀 谷 大 介 参 与

他2名

2) 新札発行記念シンポジウム「渋沢栄一に学ぶ」

新札発行に向けた機運醸成と、渋沢翁の功績と精神を東商会員のみならず、学生などの若年層を含む一般市民など幅広い層にわかりやすく発信することを目的に、シンポジウムを開催した。

（日 時）2024年5月21日（火）17時00分～18時30分

（場 所）東京商工会議所 5階「渋沢ホール」

（トークショー）守 屋 淳 氏（作家）

7. 事業 (1) 渋沢栄一記念事業

宮 本 洋 一 特別顧問（清水建設㈱会長）

山 崎 怜 奈 氏（タレント）

（講 演）齋 藤 孝 氏（明治大学文学部教授）

（参加者数）244名

3) JR東日本主催「駅からハイキング」

地域と連携した参加費無料のウォーキングイベント。今回、新札発行にちなんで、一万円札をテーマとし、東京駅と渋沢翁の生きた時代にフォーカスして企画されており、1階多目的スペース新札発行記念展示、東商渋沢ミュージアムもハイキングルートの一部として参画した。

（日 時）2024年5月22日（水）～26日（日）

（場 所）多目的スペース新札発行展示、東商渋沢ミュージアム

（主 催）東日本旅客鉄道株式会社

4) 旧渋沢邸視察会（対象：副会頭・特別顧問、支部会長）

清水建設㈱施工による旧渋沢邸の移築完了にあたり、副会頭・特別顧問を対象に3回、議員・支部会長を対象に2回、計5回に渡り旧渋沢邸視察会を開催した。

（日 時）2024年5月27日（月）、6月19日（水）、6月24日（月）、
2025年1月14日（火）、3月18日（火） 計5回

（場 所）旧渋沢邸（江東区潮見2-8-20）

（参加者）5月27日（月）

広 瀬 道 明	副会頭
齋 藤 保	副会頭
中 村 邦 晴	副会頭
高 橋 ゆ き	特別顧問
和 田 季 也	参与
福 原 基 文	参与
小 林 治 彦	常務理事

（参加者）6月19日（水）

阿 部 貴 明	副会頭
細 田 眞	特別顧問
渡 部 肇 史	特別顧問

（参加者）6月24日（月）

田 川 博 己	副会頭
上 條 努	副会頭
浅 野 秀 則	副会頭
坂 井 辰 史	特別顧問
中 山 泰 男	特別顧問
吉 村 大 介	参与
干 田 真 珠 子	参与
小 林 治 彦	常務理事
湊 元 良 明	理事・事務局長

（参加者）1月14日（火）

栃 木 一 夫	千代田支部会長
越 野 充 博	北支部会長
岩 月 宏 昌	板橋支部会長
鈴 木 健 之	江東支部会長
伊 藤 仁	専務理事
小 林 治 彦	常務理事

(参加者) 3月18日(火)

石井宏明 議員
矢口敏和 議員
田中茂義 議員
中村節雄 議員
伊勢宜弘 議員
菅野達之介 目黒支部会長

5) 新紙幣発行記念 都庁パネル展

東京都が、先人の功績等の振り返りとともに、関係機関と連携した新紙幣の周知により、改刷への機運醸成を目的に、都庁内で新紙幣を紹介するパネルの展示を実施した。

(期 間) 2024年6月17日(月)～7月21日(日)

(場 所) 東京都庁第一本庁舎2階中央

(内 容) 新紙幣(デザイン、偽造防止技術等)や肖像となる3氏の紹介パネルの展示

(協 力) 東京商工会議所、東京都健康長寿医療センター、北区、江東区、津田塾大学、北里研究所

6) 東京タワーライトアップ

渋沢翁を肖像とする新一万円札が発行される7月3日に、渋沢翁の功績および精神の幅広い世代への普及、および渋沢翁が新札の顔になることを祝し、東京タワーを渋沢翁ゆかりの「藍玉(あいだま)」をモチーフとし藍色にライトアップした。

また、東京タワー1階正面玄関前では、東京商工会議所オリジナル・渋沢デザインのペットボトル水など、ノベルティを配付した。

(日 時) 2024年7月3日(水) 19時00分頃～24時00分

(点灯名) 東京商工会議所・初代会頭 渋沢栄一 新札発行記念ライトアップ2024

7) 祝・新札発行記念式典 ～東京商工会議所初代会頭 渋沢栄一翁の精神と功績を受け継ぐ～

初代会頭 渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札の発行を記念し、新札のPRおよび渋沢翁の認知度向上と、その精神と功績を幅広い世代へ普及させることを目的に、渋沢翁関わった企業・団体、ゆかりの自治体が一堂に会する式典を実施した。

(日 時) 2024年7月9日(火) 17時15分～19時00分

(場 所) 東京會館 3階「ローズ」

(来 賓) 東京都 小池百合子 知事

財務省 矢倉克夫 副大臣

日本銀行 氷見野良三 副総裁

(ゲスト) 相武紗季氏(タレント)

(出席者数) 220名

8) 令和の渡米実業団 視察会

1909年、日本各地の実業家や有望な若手にアメリカ社会の本質を理解してもらいたいと考えていた渋沢翁は、民間人50名を率いてアメリカ合衆国の主要都市を訪問。日本初のこの大型ビジネスミッションは「渡米実業団」と呼ばれている。

2024年度、「令和の渡米実業団」として渋沢翁が訪れた都市やゆかりのある土地を訪問したほか、全米商工会議所など5団体と懇談会を実施した。

(日 時) 2024年9月1日(日)～9月7日(土)

(場 所) ニューヨーク、ワシントン、ロサンゼルス

(視察先) グラント将軍のお墓、ハドソン川、ニューヨーク都市再開発ハイライン、自由の女神、9.11メモリアルミュージアム、ウォール街、国会議事堂、全米日系人博物館、JAPAN HOUSE

7. 事業 (1) 渋沢栄一記念事業

USE LOS ANGELES ほか

(懇談先) 在アメリカ合衆国日本国大使館、アメリカ赤十字社、全米商工会議所、在ロサンゼルス日本国総領事館、JETROロサンゼルス事務所

(出席者) 東京商工会議所

田 川 博 己 副会頭
大 島 博 副会頭
大 島 路 恵 氏
越 野 充 博 北支部会長
佐 藤 仁 渋谷支部会長
岩 月 宏 昌 板橋支部会長
近 藤 勝 足立支部会長
井 上 潤 渋沢史料館顧問
武 藤 修 一 参与
小 林 治 彦 常務理事

9) 「逆境の時こそ、力を尽くす」2024東京タワーライトアップ

渋沢翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」精神を受け継ぎ、逆境に負けずに戦うすべての人々に応援の気持ちを込めて、渋沢翁の命日（11月11日）にあわせて東京タワーをオリジナルカラー（藍色）でライトアップした。また、ライトアップにあたり、点灯式を開催した。

(日 時) 2024年11月11日 (月) 17時15分～19時00分

(場 所) ザ・プリンスパークタワー東京 33階「スカイバンケット」

(来 賓) 日本銀行

東 義 明 発券局長

港区

清 家 愛 区長

(参加者) 東京商工会議所

小 林 健 会頭

広 瀬 道 明 副会頭

斎 藤 保 副会頭

上 條 努 副会頭

今 市 涼 子 特別顧問

北 沢 利 文 特別顧問

伊 藤 仁 専務理事

新 保 雅 敏 港支部会長

栃 木 一 夫 千代田支部会長

越 野 充 博 北支部会長

岩 月 宏 昌 板橋支部会長

(株)TOKYO TOWER

前 田 伸 代表取締役社長

吉 成 二 男 常勤監査役

埼玉県深谷市

小 島 進 市長

東京都板橋区

坂 本 健 区長

東京都中央区

山 本 泰 人 区長

北海道清水町

阿 部 一 男 町長

ふかや市商工会

沼 尻 芳 治 会長

公益財団法人渋沢栄一記念財団

樺 山 紘 一 理事長

渋沢史料館

井 上 潤 顧問

株式会社東京証券取引所

岩 永 守 幸 代表取締役社長

平和不動産株式会社

山 田 和 雄 取締役 兼 代表執行役専務 兼 社長補佐

株式会社毎日新聞社

松 木 健 代表取締役社長

公益財団法人がん研究会

浅 野 敏 雄 理事長

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

清和綜合建物株式会社
東京商工会議所

秋 下 雅 弘 センター長
大 串 桂一郎 代表取締役社長
小 林 治 彦 常務理事
湊 元 良 明 理事・事務局長

＜同日に点灯した箇所は以下のとおり＞

a. 埼玉県深谷市

点灯箇所：深谷駅（埼玉県深谷市西島町3-8-1）／深谷市役所（深谷市仲町1-1-1）

b. 東京都北区

点灯箇所：北区役所第二庁舎（北区王子本町1-2-11）

c. 東京都板橋区

点灯箇所：子爵渋沢栄一像（板橋区栄町3-5-2（東京都健康長寿医療センター内））

d. 渋沢史料館

点灯箇所：渋沢史料館（北区飛鳥山公園内）

e. サッポロホールディングス㈱（サッポロ不動産開発㈱）

点灯箇所：GINZA PLACE（中央区銀座5-8-1）

f. 学校法人日本女子大学

点灯箇所：成瀬記念館別館／泉プロムナード／青蘭館（文京区目白台2-8-1）

g. ㈱みずほフィナンシャルグループ

点灯箇所：みずほフィナンシャルグループ本社（千代田区大手町1-5-5 大手町タワー）

h. ㈱帝国ホテル

点灯箇所：帝国ホテル東京 みゆき通り沿いデザイン照明（千代田区内幸町1-1-1）

i. ㈱埼玉りそな銀行

点灯箇所：深谷支店（深谷市西島町2-1-9-6）／岡部支店（深谷市岡2-6-27-1）

j. 清和綜合建物㈱

点灯箇所：兜町ビル（中央区日本橋兜町4-3）

k. ㈱東京証券取引所

点灯箇所：マーケットセンター／株価ボード（中央区日本橋兜町2-1）

l. 清和綜合建物㈱

点灯箇所：兜町ビル（中央区日本橋兜町4-3）

m. 東京電力パワーグリッド㈱

点灯箇所：熊谷支社深谷事業所（深谷市上野台2-9-23-2）

n. 平和不動産㈱

点灯箇所：日証館（中央区日本橋兜町1-1-10）

o. 東京商工会議所

点灯箇所：東京商工会議所ビル1階渋沢立像（千代田区丸の内3-2-2）

10) 「沖縄視察会」の実施

新一万円札発行を記念し、渋沢翁が大切にしていた平和や復興支援、起業への精神を学ぶべく沖縄県を訪れた。首里城の復興現場を視察し、関東大震災時に先頭に立って復興支援をした渋沢翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」という精神や支援の大切さについて改めて考える機会となった。

（実施日）2025年 2月17日（月）～18日（火）

（視察先）那覇商工会議所、ベッテルハイム記念碑、首里城復興見学、

タップホスピタリティラボ沖縄、コザスタートアップ商店街 他

（参加者数）10社12名

7. 事業 (1) 渋沢栄一記念事業

② その他の渋沢栄一記念事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
～祝・7月3日新札発行記念～ 渋沢栄一ゆかりの地 地域特産物産展	7月25日～ 7月26日	東京商工会議所本部ビル1階多目的スペース	来場者数（合計） 1, 120名	オフィス環境部
第1回セミナー 講演「渋沢栄一とその時代-公文書から垣間見る」 〔講師〕 国立公文書館・首席研究官 福井仁史氏	7月22日	東商渋沢ホール ※ハイブリッド開催	116名	広報部
第2回セミナー 講演「百会長と呼ばれた阪谷芳郎の生涯 渋沢栄一との奇縁を受けて」 〔講師〕 渋沢栄一玄孫・（公財）備中館理事長 阪谷綾子氏	10月8日	東商渋沢ホール ※ハイブリッド開催	62名	広報部

③ 東商渋沢ミュージアムの展示状況

東商渋沢ミュージアムは、2019年11月1日（金）に開設。その後、渋沢栄一翁生誕180年を機に、2020年2月13日（木）リニューアルオープン。以降、渋沢翁に関する東商保有の歴史資料のほか、東京商工会議所製作の渋沢翁グッズを販売するなど、会員企業のみならず一般公開している。

2024年度には、日本銀行から贈呈された新一万円札の2番券（AA000002AA）を新たに展示。

（展示概要）東商所有の歴史資料の展示

- ・展示パネル「受け継がれる渋沢栄一の精神」
- ・東商所有の歴史資料
- ・渋沢翁直筆の書「不平等即平等」
- ・展示パネル「渋沢栄一直筆の書『道之以徳齊之以禮』（滝野川警察署 所蔵）」
- ・初代会頭 渋沢栄一像（深谷市寄贈、ミニチュア版）
- ・写真パネル「渡米実業団 西陣織の感謝状（見本）」
「初代会頭渋沢栄一自筆の書『業精干勤荒干嬉』」
「初代会頭 渋沢栄一胸像」
- ・展示パネル「関東近隣 渋沢栄一の主な銅像」
- ・映像「大礼記念国産振興東京博覧会」
- ・渋沢翁直筆掛け軸「雲無心以出岫鳥倦飛而知還」
（㈱カジワラ 梶原 徳二 代表取締役会長 寄贈）
- ・大河ドラマ「青天を衝け」出演者直筆サイン展示
- ・展示パネル「長野県上田商工会議所『信州上田と渋沢栄一企画展』について」
- ・展示パネル「渋沢敬三インタビュー記事（東商新聞）」
- ・展示パネル「埼玉りそな銀行と渋沢栄一翁」について
- ・展示パネル「東商年表150周年に向けて」
- ・元WBC日本代表監督・栗山英樹氏のサインバット、ボール、色紙
- ・展示パネル「渋沢栄一絵巻」
- ・展示パネル「実業団体催 故渋沢子爵 追悼会」に関する展示
- ・「大日本帝国憲法発布 記念舞踏会（於：鹿鳴館）」の資料展示
- ・展示「新一万円札の2番券（AA000002AA）」

（販売）東商オリジナル渋沢グッズの販売

- ・渋沢翁の訓言・解説付き 箸、箸置きセット

- ・ 渋沢翁珈琲
- ・ 渋沢翁ピンバッジ
- ・ 渋沢翁マスク（藍色、霞色、鶯色、和紙）
- ・ 渋沢カトラリー（ネイビー、ナチュラル）
- ・ 渋沢ハンドタオル（藍色、亜麻色）
- ・ 渋沢お札メモ帳
- ・ 渋沢A5リングノート
- ・ 渋沢横長メモ帳

④ 東商新聞における渋沢栄一事業

1) 渋沢栄一に関連した記事

見出し	掲載号	実施部署
渋沢翁の功績と精神を分かりやすく発信 新札発行記念シンポジウム	6月20日号	広報部
新札発行直前！特別企画 東商初代会頭・渋沢栄一翁と紙幣とのかかわりをたどる！	6月20日号	広報部
新一万円札をモチーフに おさつのお札パン（BizDane!）	6月20日号	広報部
渋沢翁肖像の新一万円札を祝して 新札発行記念式典	7月20日号	広報部
公文書から渋沢翁の功績辿る 渋沢セミナー「渋沢栄一とその時代」	8月20日号	広報部
渋沢翁の足跡たどり日米の絆深める 令和の渡米実業団視察会	9月20日号	広報部
140余年の時を超え受け継がれた『奇蹟の建築物』 旧渋沢邸・清水建設（伝統をあしたへ）	9月20日号	広報部
藍色の光で渋沢翁の精神を発信 東京タワーなど19カ所でライトアップ	11月20日号	広報部

2) 連載「逆境を乗り越えるための渋沢栄一の教え」

内容	掲載号	執筆者	実施部署
第14回「未来世代への先行投資」	6月20日号	シブサワ・アンド・カンパニー(株) 代表取締役 渋澤 健 氏	広報部
第15回「新紙幣の肖像はかく語りき」	9月20日号		
第16回「新時代に必要『挑み』の心得」	12月20日号		
第17回「アメリカは渋沢の目にどう映ったのか」	3月20日号		

3) 号外「7月3日ついに新札発行！渋沢栄一翁が一万円札の顔に」

7月3日の新札発行に合わせて号外を発行。7月20日号の東商新聞へ同封したほか、記念式典での配布や丸の内二重橋ビル（東商本部ビル）1階受付に配架するなど頒布した。

（掲載内容）・ 1面 ：「新一万円札2番券は東商に 渋沢ミュージアムで10日から一般公開」

・ 2・3面 ：「渋沢栄一記念事業を振り返る」

・ 4面 ：「まだまだあります！新札発行を記念する事業をご紹介します」

⑤ 丸の内LOVE Walkerへの掲載

新札発行を目前に控え、渋沢翁ならびに東商について広く発信し、さらなる認知度向上、機運醸成を目指すべく、丸の内エリアの魅力を多角的な切り口で紹介する丸の内LOVE Walker（発行：榎角川アスキー総合研究所）に記事を掲載した。

（掲載内容）・ 4月：新札発行記念シンポジウム

・ 4月：渋沢絵馬展示

・ 5月：渋沢栄一LINEスタンプ

・ 6月：タリーズコーヒーとのコラボ「新一万円札発行記念 渋沢栄一ラテ」

7. 事業 (1) 渋沢栄一記念事業

- ・ 7月：東京タワーライトアップ、ユニクロコラボTシャツ
- ・ 7月：渋沢栄一ゆかりの地物産展
- ・ 7月：橋膳 MELBAパウンドケーキ
- ・ 12月：石川県伝統工芸展

⑥ 東京商工会議所 公式LINEアカウント『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～

東京商工会議所での渋沢栄一翁に関する取り組み、渋沢翁が係った企業情報、記念グッズの紹介、関係機関の活動などを幅広く配信するため、東京商工会議所で2020年9月28日より初めての公式LINEアカウント「『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～」を開設し、配信を継続している。

また、新札発行をさらに盛り上げるべく、渋沢栄一LINEスタンプも制作し販売した。

(名称) 「渋沢通信」～受け継がれる渋沢栄一の精神～

(配信内容) 東京商工会議所の渋沢栄一に関する取り組み・イベント

- ・ 渋沢ミュージアムの見どころ・記念グッズ紹介など
- ・ 渋沢事業（物産展、展示等）の案内
- ・ 渋沢翁が係った企業における情報・コラム
- ・ 渋沢翁に関するセミナーやイベントの紹介

(配信回数) 22回（2024年度）

(累計友だち登録数) 2,453人（2025年3月31日現在）

(LINEスタンプ購入者数) 409人（2025年2月28日現在）

(LINEスタンプ売上額) 15,913円（2025年2月28日現在）

⑦ 渋沢事業の寄付金活動の実施

生涯に481の企業の育成に関わり、同時に約600の社会公共事業設立にも尽力していた渋沢栄一翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」という精神を受け継ぎ、社会公共活動として寄付金事業を実施した。

1) 売上の一部を寄付に充当している東商オリジナル渋沢グッズ

「逆境の時こそ、力を尽くす」をテーマに、以下の通り渋沢グッズを販売し、収益金の一部を寄付した。

渋沢翁ピンバッジ 1個400円のうち200円を寄付

渋沢翁マスク（全3色） 1枚600円のうち100円を寄付

渋沢翁和紙マスク 1枚1,900円のうち200円を寄付

渋沢ハンドタオル（全2色） 1枚650円のうち50円を寄付

渋沢カトラリーセット（全2色） 1個650円のうち50円を寄付

渋沢お札メモ帳 1個350円のうち100円を寄付

渋沢A5リングノート 1冊1,000円のうち130円を寄付（2024年度追加）

渋沢横長メモ帳 1冊600円のうち80円を寄付（2024年度追加）

2) 寄付金贈呈

1840年2月13日の渋沢翁の生誕日にあわせ、渋沢グッズの販売収益金のうち100万円を社会福祉法人東京都共同募金会「渋沢栄一募金 ー渋沢の精神を受け継ぐー」へ寄付した。

当寄付は、渋沢翁が生涯を通じて取り組んだ社会貢献活動に倣い2020年度より実施しているもので、今年度で4回目の取り組みとなる。

⑧ 渋沢栄一翁・新札発行PRの実施

2024年7月3日に、渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札が発行されたことに伴い、新札発行に向けた機運醸成と渋沢翁の功績と精神の幅広い発信を目的に、各種PRを実施した。

1) 東京商工会議所×ユニクロTOKYOコラボレーションTシャツ・トートバッグの制作

渋沢栄一翁を肖像とする新一万円札の発行に向けた機運醸成を目的に、ユニクロTOKYO（中央区銀座3

ー2ー1)と初めてコラボレーションし、オリジナルTシャツやトートバッグを制作。また、ユニクロの「U T me! (ユー・ティー・ミー)」サービスにより、幅広い世代・国籍の方に、東商から提供するデザイン素材を使って、お客様がオリジナルのTシャツやトートバッグの制作をお楽しみいただける企画を実施。

2) 雑誌「散歩の達人7月号」 特集「一万円札の新しい顔 渋沢栄一を歩く」の掲載

渋沢連携協定先である埼玉県深谷市、東京都江東区、北海道十勝清水町と連携し、「一万円札の新しい顔 渋沢栄一を歩く」と題した特集を掲載した。

特集内では、東商と渋沢翁の関係性や、東商渋沢ミュージアムを紹介したほか、小林会頭と渋沢翁が設立に関わった副会頭企業より、「新一万円札の肖像に渋沢翁が選ばれたことを記念したメッセージ」を寄稿いただき、写真とともに掲載した。

3) 雑誌「日経ビジネス7月5日発売号」 広告特集「渋沢栄一の企業 DNA」の掲載

7月3日の新一万円札発行日に近い日付の誌面に、渋沢翁が設立に関わった企業と連携し、広告特集「渋沢栄一の企業 DNA」を掲載した。「先行き不透明な時代、企業の変革を後押しする」と題した小林会頭のインタビューを掲載し、総論では「渋沢翁の思想に学び『攻め』に転じよ!」と題した三村名誉会頭のインタビューを掲載した。同広告は、第11回(2025年)日経BP Marketing Awardsで金賞を受賞した。

4) 渋沢デザインエレベーター

東商本部に來所された方へのPRを目的とし、本部エレベーターかご内に、渋沢翁が東商を創立した際の精神等について紹介したPR装飾を実施した。

(開始日) 5月8日～

(装飾箇所) 本部エレベーター4基のかご内

5) 東商紙袋・封筒のデザイン一新と紙ファイルの新規作成

新札発行を記念し、2024年4月より東商の紙袋・封筒を渋沢翁のイラストを入れた新しいデザインへ一新した。あわせて環境に配慮した紙素材のクリアファイルを新規で作成し、所内での活用を促進した。

6) 渋沢デザインのペットボトル水、紙コップの制作

新札発行の機運醸成と、渋沢翁の功績と精神の普及を目的に、渋沢翁をデザインしたペットボトル水と紙コップを製作。常議員会や委員会など各種会議で配付し、幅広くPRした。

7) タリーズコーヒーとのコラボ商品「渋沢栄一ラテ」の販売

東京商工会議所ビル店限定の企画であり、店舗そしてビル価値の向上とともに、新札発行への機運醸成を目的とし企画した。タリーズコーヒーとのコラボは前年のコースターに引き続き2回目の実施。

(販売日) 6月19日(木)～7月31日(木)

(販売店) タリーズコーヒー東京商工会議所ビル店限定

(販売数) 1,261杯

(2) 組織基盤強化活動

① 会員訪問活動による、顧客満足度の向上

1) 営業スペシャリスト制度

新入会員向けに東商の事業を案内するため、オンライン面談を展開した。また、個別事業の案内を目的としたコール活動を実施した。

2) オンライン面談

対象：新規入会企業

面談企業数：1,534件、紹介事業件数：1,620件

7. 事業 (2)組織基盤強化活動

3) コール活動

内容：研修・検定クロス営業／新入社員研修受講企業ヒアリング／検定試験受験事業者ヒアリング／共済事業利用案内等実施

コール企業数：15,579社、紹介事業件数：4,376件

② 新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は6,537件となった。一方、退会は5,116件となり、本年は会員数純増（1,421件）となった。

＜加入＞ 6,537件（前年比108.1%）

うち議員・支部役員等募集 155件（ 〃 113.9%）

〃 事務局募集 6,382件（ 〃 108.0%）

＜退会＞ 5,116件（前年比 95.1%）

1) 議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

＜直接募集件数＞ 155件

＜紹介による件数＞ 1,220件

【合計】 1,375件

2) 事務局会員増強表彰

件数・口数ともに目標達成しており、かつ、部署目標達成率（件数）の上位6部署に対し表彰を実施した。

千代田支部 （件数達成率305.8%、口数達成率368.0%）

共済・証明事業部 （件数達成率222.5%、口数達成率336.9%）

人材・能力開発部 （件数達成率185.0%、口数達成率256.0%）

ビジネス交流部 （件数達成率225.0%、口数達成率154.0%）

港支部 （件数達成率181.5%、口数達成率175.4%）

台東支部 （件数達成率176.5%、口数達成率181.4%）

3) 入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、2012年度より実施。2024年度は、2024年7月～9月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・期間中の入会者に対し、「優待電子クーポン6,000円分」進呈

・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「東商オリジナル・渋沢栄一デザインのQUOカード（5000円分）」1枚を、紹介した会員に進呈

③ 業務推進・業務改善

1) 事業運営改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる5事業・5部署の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・新札発行を契機とした渋沢記念事業の推進（オフィス環境部）

渋沢栄一翁を肖像とする新一万円札の発行を契機とした、渋沢翁の精神の普及および啓発に向けた各種取り組みの推進

・東京における少子化対策の意識調査実施および要望活動展開（地域振興部）

都内在勤若者世代を対象とした結婚・出産・働き方に係る意識調査をはじめて実施し、結果を踏まえた実のある要望活動を展開

・価格転嫁推進東京大会の開催、共同宣言の決議（中小企業部）

中小企業の稼ぐ力の強化による持続的な経済成長を目指し、中小企業関係6団体と共同宣言を決議

・50周年記念事業を通じたプレゼンス向上と組織基盤強化（北支部）

- 延べ1, 500名が参加した50周年記念事業によるプレゼンス向上、ならびに支部の次世代を担う若手・女性評議員候補の発掘
- ・人材不足対策支援事業（品川支部）
品川区内事業者の人材不足対策支援のため、各種支援機関等との連携事業、および環境整備の取り組みを実施

(3) 意見活動

① 意見・要望・提言一覧

NO.	摘 要
1	最低賃金に関する要望
2	知的財産政策に関する意見
3	起業・創業の促進とスタートアップの成長促進に向けた意見
4	東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望
5	首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望
6	ツーリズムの基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望
7	ツーリズムの基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望
8	国の中小企業対策に関する重点要望
9	東京都の中小企業対策に関する重点要望
10	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
11	令和7年度税制改正に関する意見
12	エネルギー基本計画見直しに対する意見
13	中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望
14	国の災害・リスク対策に関する要望
15	東京都の災害・リスク対策に関する要望
16	東京の将来に向けた要望
17	年金制度改革に関する提言
18	流通・サービス業の発展に向けた要望
19	雇用・労働政策に関する重点要望
20	東京都の雇用就業施策に関する重点要望
21	多様な人材の活躍に関する重点要望
22	東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望
23	「価格転嫁推進東京大会」共同宣言

1. 最低賃金に関する要望

深刻な人手不足と物価上昇を背景に、大企業を中心に賃上げの動きが広がりつつある。日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められる。そのためには、雇用の7割（3大都市圏を除く地方部は9割）を支える中小企業・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足等を理由とする防衛的な賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならない。

こうした中、最低賃金については昨年、地方最低賃金審議会において中央が示す目安額を上回る引上げが相次ぎ、過去最高となる全国加重平均43円の大幅な引上げとなった。法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金が上昇局面に入らる中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要である。なお、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められることは言うまでもない。

こうした認識のもと、2024年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

1. 中央・地方の最低賃金審議においては、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。こうした取り組みが継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

地方最低賃金審議会（以下、地賃）においては、「目安額ありき」「引上げありき」で、地域の経済実態を十分踏まえた議論がなされていないとの声が聞かれる。政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援されたい。

なお、昨年の「新しい資本主義実現会議」（2023年8月31日開催）では、最低賃金について「2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」との新たな政府方針が示された。政府の役割はあくまで環境整備であり、最低賃金制度の主旨を踏まえれば、これを以て賃上げ実現の政策的手段とすることは適切ではない。

2. 最低賃金引上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響に注視を

昨年の地賃では、比較的最低賃金額の低い地域を中心に、中央が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次いだ。深刻な人手不足のもと、隣県との額差等を過度に意識し、実態を十分に踏まえない引上げが行われれば、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えることも懸念される。物価と賃金が上昇局面に入る中、改めて最低賃金引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について必要な調査・研究を行い、今後の最低賃金審議のあり方の見直しに反映されたい。

なお、最低賃金の目安額を示す都道府県のランク区分については、昨年、ランク数が4から3に再編された。地域間格差是正の観点からランクを廃止し一元化すべきとの意見もあるが、ランク制度は地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであり、堅持すべきである。

3. 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

政府は、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、令和5年度補正予算において措置されたマル経融資の「賃上げ貸付利率特例制度」のような新たな支援策の創設を含め、生産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする制度の更なる拡充を図られたい。また、「パートナーシップ構築宣言」の拡大とともに、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、さらに中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、「よい製品やよいサービスには値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれたい。

4. 中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、103万円や106万円・130万円等の「年収の壁」に届かないように労働時間を調整（就労調整）するケースがこれまで以上に増加し、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかけている。

被用者保険の適用要件（企業規模、労働時間、賃金等）や第3号被保険者制度のあり方の見直し、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額引上げ等の検討を通じ、「年収の壁」の解消に取り組まれたい。また、パート・アルバイトのなかには、「年収103万円を超えると手取額が大きく減少する」といった誤解もあることから、正しい制度の理解に向けた政府による周知・広報を徹底すべきである。

なお、政府は、当面の対応として昨年9月に「年収の壁・支援強化パッケージ」を打ち出し、キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」の創設などを措置しているが、制度が複雑で使いづらいとの声が多く寄せられている。各企業の実情に合わせた利用方法などについて、分かりやすい周知と利用事業者に対する丁寧な指導を徹底されたい。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げ

に伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

6. 産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する特定最低賃金については、都道府県ごとに適用されるものが現在223件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2023年度においては、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかったものが79件あり、うち56件は3年以上にわたり見直しがなされていない。形骸化した特定最低賃金については速やかに見直しを図るべきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策と考える。

以上

2024年度第1号
2024年4月11日
第768回常議員会決議

<提出先>内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

<実現状況>本年6月～7月に実施された中央最低賃金審議会においては、要望内容であった法定三要素（物価・賃金・支払能力）に基づく各種指標やデータによる明確な根拠に基づく審議が引き続き実施された。

また要望に記載した「業務改善助成金」「賃上げ促進税制」等の維持拡充などに加え、持続的な賃上げに向けた価格転嫁の重要性への認識が政府内でもさらに高まり、価格転嫁指針の周知徹底が図られた。

2. 知的財産政策に関する意見 ～「知財敗戦」を乗り越え、イノベーション大国の再建を～

基本的な考え方

（歴史の転換点の今、中小企業・スタートアップをイノベーションの担い手に）

わが国は、失われた30年と言われる長い停滞からようやく抜け出そうとしている。停滞の根本原因は、様々な不運が重なる中で守りが重視され、イノベーションが後回しにされたことだった。1980年代後半の急激な円高、冷戦後の日米摩擦、中国のWTO加盟などで日本の製造業は空洞化し、リーマンショックや東日本大震災などが追い打ちをかけ、新興国がイノベーションを強化して躍進する一方、わが国の国際競争力は大きく低下した。

しかし、近年、ポスト冷戦期の終焉に伴う地政学的変動は、国際社会におけるわが国の位置付けを大きく変えた。供給網のリスク低減に向けた国際連携の中で、先端技術産業を中心に日本への投資が拡大した。日本を再評価する国際投資資金が流入し、株式市場は34年ぶりに最高値を更新し、春闘では、約30年ぶりの高い賃上げが実現した。

この歴史の転換点は、人口が減少していく未来を考えると、日本再生の最後の機会と考えるべきである。今必要なことは、わが国のイノベーションとそれによる稼ぐ力の強化であり、そのイノベーションの担い手が、企業総数の99.7%を占める中小企業・スタートアップから次々と輩出されるようにすることである。そして、日本の雇用の約7割（3大都市圏を除く地方部は約9割）を支える中小企業の持続的な成長なくして、若者は未来に希望を持たず、少子化は克服されず、日本経済の再生は果たせない。

イノベーションによる付加価値向上と収益拡大など「稼ぐ力の強化」は、原材料・エネルギー価格の継続的高騰により収益が圧迫される中、取引条件の改善や価格転嫁、深刻な人手不足、自己変革への投資・持続的な賃上げに向けた原資確保といった、中小企業が直面する諸課題に対する最も本質的な解決策である。取引条件の改善や価格転嫁は、政府の後押しによって前向きな兆しが見られるが、これを持続的に実現するには、中小企業自らが「稼ぐ力」を強化し企業価値を高め交渉力を強化する必要がある。その原動力となるイノベーションの源泉は、知的財産をはじめとする無形資産の活用にある。

知的財産を効果的に活用するためには、まず、権利を取るのか企業秘密として管理するのか、権利をとる場合には独占するのか広くライセンスして市場を開拓するのか、などの基本方針を決める必要がある。それは、自社が提供できる中核的な価値は何か、それをどのようなビジネスモデルで活用するか、競合他社の技術水準や事業状況はどうか、などを踏まえた戦略的決定であり、専門家任せにできない経営判断そのものである。「技術で勝って事業で負ける」と言われてきた弱点を克服するには、知財活用の基本がビジネスの一般常識として広く定着することが求められる。

昨今、様々な新しい技術が登場し、社会課題を解決できる機会が生まれている。イノベーションの種が一つでも多く開花するためには、スタートアップやイノベーションの担い手となりうる中小・中堅企業が広くこのような基本を習得することが求められる。さらに、この基本を習得した企業を後押しし、革新的な企業の「稼ぐ力」を重点的に強化させていくこと等を通じ、わが国のイノベーション大国としての再建と日本経済の底上げを車の両輪として実現することが極めて重要である。その出発点は、イノベーションを重視して知的財産政策を強化してきた諸外国に負けないよう、わが国の知的財産政策を拡充することである。

(中小企業の持続的成長に不可欠な知財価値の評価・取引の適正化を支える、知的財産の保護強化)

中小企業の多くは、固有の革新的な技術や蓄積されたノウハウを保有しており、こうした知的財産は企業の成長に重要な資産であり、この資産が適正に評価されることが求められる。また、中小企業の「持続的・構造的賃上げ」実現には知的財産が「稼ぐ力の種」となるが、中小企業が被る知財侵害は後を絶たない。政府は、これまで取引適正化の中に知財保護を盛り込み、知財Gメンの創設等により対応してきているが、より一層の監視強化等、他者からの侵害が抑止されるための権利のさらなる保護強化が必要である。さらに、グローバル化が進展する中で、国内外を問わず適切な契約による知財取引の適正化を進め、中小企業と大企業が共存共栄を図り、わが国の国際競争力を強化していくことも急務である。

(産学官金連携による地域資源の磨き上げを通じた、地域経済の好循環を生み出す地方創生の推進)

国内外の観光需要が急速に回復する中、日本の各地域が持つ固有の地域資源への注目が高まりつつある。こうした地域資源を磨き上げ、地域に良質な仕事と雇用を創出し、地域経済の好循環を生み出すことが重要である。わが国は地域規模によらず、科学技術の集積や研究開発のエコシステムが適度に分散されているため、知的財産を核とした産学官金連携を推進し、地域経済を牽引する中堅企業および地域を支える中小企業の生産性向上・競争力強化を後押しすることが必要である。

(わが国が世界に誇るコンテンツ関連産業の市場拡大およびデジタル市場における適切な環境整備)

わが国が世界に誇るコンテンツ関連産業は高い潜在力を持つ成長産業であり、諸外国からも関心の高い重要な無形資産である。この良質なコンテンツを生み出すための関連産業の保護・育成に向けた環境整備を進めるとともに、生成AIやメタバース等のデジタル市場においても、技術の特性を活かした新たな無形資産の創造・活用、および適切な保護に向けた環境整備が重要である。

以上の4つの考え方のもと、商工会議所は、特許庁をはじめ各関係機関と連携し、中小企業の知財活用と保護を伴走型で支援するとともに、地域一体となった地方創生に取り組み、中小企業と地域の自己変革を支え、新たな価値の創造に取り組む所存である。

政府においては、次の①および②に示すわが国における知的財産戦略の基盤構築に取り組むとともに、I～IVに掲げる施策を「知的財産推進計画2024」に盛り込み、知的財産政策を強力に推し進められたい。

①国際競争力強化に向けた知的財産戦略の早期確立を

世界の投資の中心は研究開発・知的財産・データ・ブランド等の無形資産へと移行しており、無形資産投資による企業の付加価値向上を通じて、各国は経済成長を図っている。こうした中、主要国における2010年と2020年の研究開発投資の推移を見ると、米国では約1.5倍、中国では約2.5倍に投資額が増加しているのに対して、日本は約1.1倍とほぼ横ばいに留まっている【図①】。

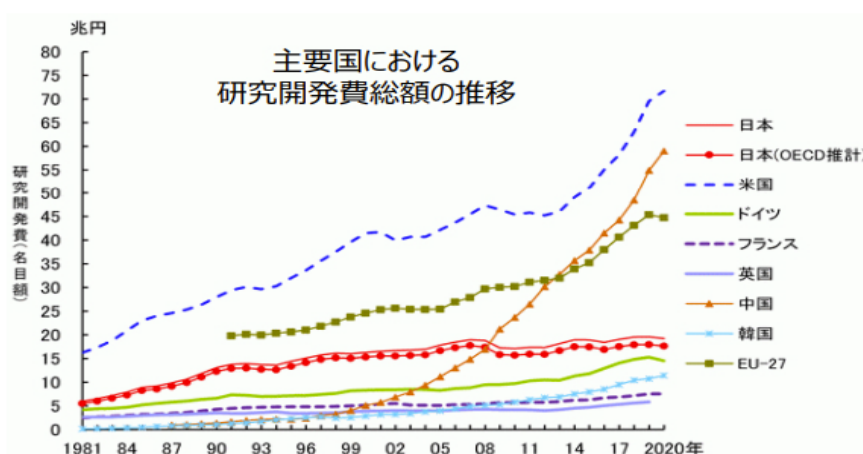
また、世界知的所有権機関(WIPO)が公表している「グローバルイノベーション指数(GII)」の2023年版では、米国・ドイツに加え、中国や韓国等のアジア各国も躍進する中、日本は2007年の4位から13位に後退し、わが国におけるイノベーションが諸外国に遅れを取っている状況が伺える【図②】。

とりわけ中国では、国家戦略として「知財強国」を掲げ、知的財産政策に積極的に取り組んでいる。2021年公表の経済発展の主要目標である「第十四次五か年計画」(十四五)では、総論に次いでイノベーションによる発展が掲げられ、その中には、知的財産権の司法保護・行政執行の強化、侵害に対する賠償の強化、金融機関による知財担保金融の奨励、資金支援・評価システムなど様々なインセンティブを駆使した価値の高い特許の奨励など、実に幅広い知的財産政策の方針が明記され、知的財産政策がイノベーション政策の中核を担っていることが示されている。十四五を受けた具体策では、「知的財産の実用化」に重点をおき、知財金融や知財価値評価を促進するため金融機関・知財価値評価の専門機関等による市場の確立を図るとともに、政策を地域間で競わせ、知的財産を活用して成長する中小企業等への支援施策が潤沢に存在する。また、企業における知財マネジメントを支援するため、国家標準を策定し、IPランドスケープ・サービス拠点を構築している。

目下、わが国の政府においては、わが国のイノベーションを促進し、経済成長を進めるべく、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」や、「スタートアップ育成5か年計画」など様々な支援を加速させている。しかし、これらの計画や内閣府が策定している「科学技術・イノベーション基本計画」等において、イノベーション促進に欠かせない“知的財産”に関する記載がごく一部に留まっていることに示されるように、イノベーション政策やスタートアップ支援策における知的財産政策の位置付けは低い。日本においても、知的財産政策を「科学技術・イノベーション基本計画」の中の重要な柱として創設するとともに、こうした諸外国における取組みを参考に、わ

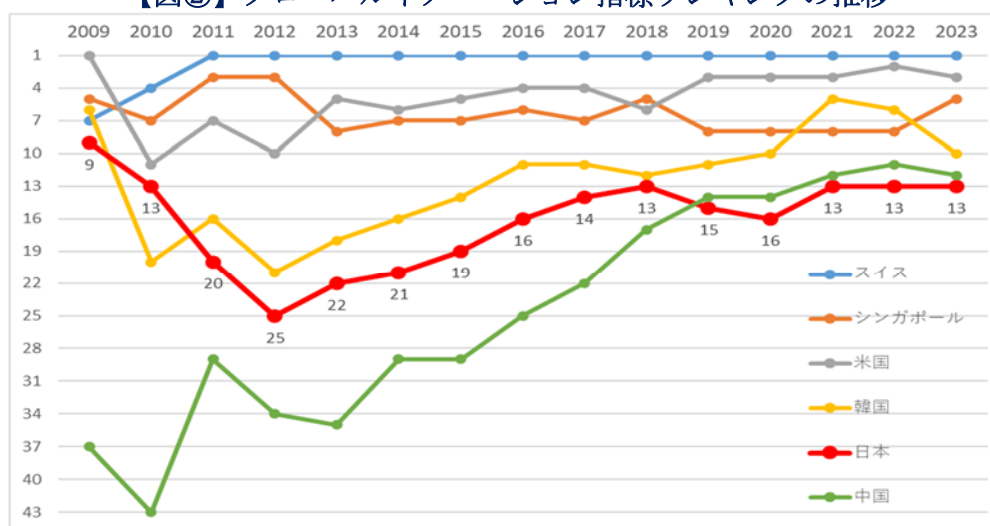
が国のイノベーション力、産業の国際競争力強化に向けた知的財産戦略を早期に確立すべきである。諸施策の実施にあたっては、諸外国に負けない知的財産政策を実現する観点から、大胆な予算拡充を図るべきである。

【図①】主要国における研究開発費総額の推移



(出典：内閣府知的財産戦略推進事務局「イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築に向けて」)(2024年2月)

【図②】グローバルイノベーション指標ランキングの推移



(出典：WIPO「Global Innovation index」に基づき事務局作成)

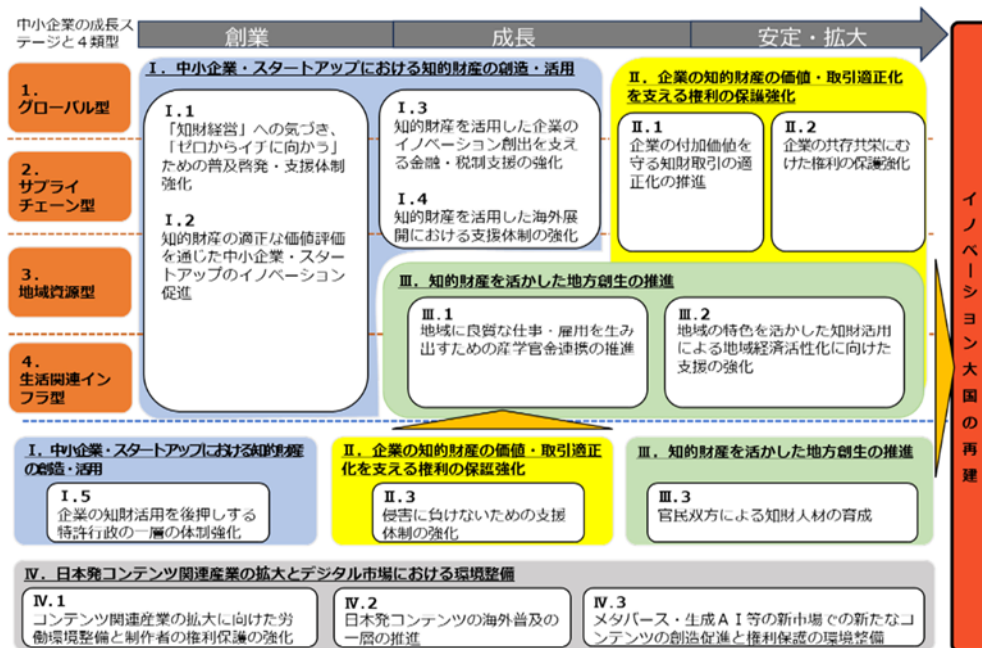
②中小企業の役割・機能に応じた「知財支援モデル」の構築を

中小企業に対する知財活用の着実な推進にあたっては、企業の事業分野および成長ステージに応じた効果的な支援策を講じることが求められる。「中小企業白書2020」では、中小企業・小規模事業者に期待される役割・機能を「①グローバル展開をする企業(＝グローバル型)」、「②サプライチェーンでの中核ポジションを確保する企業(＝サプライチェーン型)」、「③地域資源の活用等により立地地域外でも活動する企業(＝地域資源型)」、「④地域の生活・コミュニティを下支えする企業(＝生活関連インフラ型)」の4つの類型に分類している。

この分類では、海外展開の有無を始めとした事業展開の方針や事業の拡大・安定といった成長目標は、類型により異なっている。適切な支援策を講じる観点から、事業分野と成長ステージ双方の観点から知的財産政策を整理することが重要である。また、メタバースや生成AIを始めとするデジタル空間の進展に伴う環境整備や経済安全保障を含む国際競争力の向上に向けた支援体制の強化、高齢化社会に伴う新たな知財人材の育成等、企業の知的財産の活用促進を下支えする体制整備も重要である。

以上を踏まえた、中小企業の事業分野・成長ステージに応じた効果的な知的財産政策のイメージは【図③】のとおり。政府においては、中小企業・スタートアップに対してイノベーションにおける知的財産の重要性の認識を浸透させ、「中小企業経営における知的財産の創造・活用」がイノベーション大国の再建の起爆剤となるよう、知的財産の重要性の認識向上に向けた根本的課題を改めて整理し、わが国が目指す知的財産政策のKGIやKPIを策定すべきである。また、このKGIやKPIを好循環させるためにも、わが国の中小企業の成長ステージにあった支援体制をモデル化した「知財支援モデル」を早期に構築すべきである。

【図③】 中小企業の事業分野・成長ステージに応じた効果的な知財支援策のイメージ



I. 中小企業・スタートアップにおける知的財産の創造・活用

1. 「知財経営」への気づき、「ゼロからイチに向かう」ための普及啓発・支援体制強化

大企業に比べ経営資源に乏しい中小企業・スタートアップにとって、技術やノウハウ、アイデア、さらにはデザイン、ブランドといった知的財産は重要な経営資源であり、企業の付加価値向上に資するものである。一方、いまだ多くの中小企業において知的財産活用の重要性が認識されておらず、こうした企業に対して知的財産の創造・活用の重要性を促すことが、支援策の出発点である。

とりわけ、「稼ぐ力」の源泉である知的財産を強みとした経営、すなわち「知財経営」への気づきを促すべく、「ゼロからイチに向かう」ための普及・啓発ならびに支援体制の強化、必要な予算措置を講じることが重要である。

(1) 「知財経営支援ネットワーク」を核とした、「知財経営」の更なる普及促進

中小企業のイノベーション創出や付加価値に向け、日本商工会議所は2023年3月、特許庁・INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）・日本弁理士会との4者による「知財経営支援ネットワーク」を構築し、全国515商工会議所とのネットワークにより、各地域における「知財経営」の促進に取り組んでいる。

今後、より一層、各地域・企業への「知財経営」の重要性への気づきを促すための取組みを加速するべく、セミナー開催をはじめ地域・個社支援など、「知財経営」を全国津々浦々に普及促進するために必要な予算措置を講じられたい。あわせて、本事業に関する各機関による取り組み、実績等を集約し、広く継続的に情報発信することを目的とするポータルサイトを早期に構築されたい。

(2) 「知財経営」の実践による地域・中小企業における成功モデルの横展開

特許庁では、2024年度新規事業として「知財経営支援モデル地域創出事業」を実施し、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体（地域）を重点支援していくこととしている。本事業の実施にあたっては、成功モデルが生まれるには相応の期間を要することから、複数年度の事業実施が可能となるよう継続的な予算措置を講じられたい。

また、単に知財を経営に活かしている事例にとどまらず、売上・利益の向上等、具体的成果に結び付いた地域・中小企業の成功モデルを他地域への横展開を図られたい。あわせて、本事業により生み出された成果および至るまでのプロセスについて、前述のポータルサイトおよび各種メディアや自治体、関係機関等を通じて積極的な周知広報を行われたい。

(3) 知的財産に関する失敗・トラブル事例を基にしたリスクに関する一層の啓発

多くの中小企業は固有の革新的な技術や蓄積されたノウハウを保持しており、他社と差別化できる独自性を有している。一方、その技術・ノウハウ等が自社の特出すべきものであると認識しておらず、取引先等に安易に情報開示している状態も見受けられ、他社に流出することで事業継続が厳しくなったケースも存在する。

自社が保有する知財の適切な活用・保護を怠ったことにより実際に事業継続が困難となった等、具体的な失敗事例やトラブル事例をもとに、技術・ノウハウ等を知財として活用しないことによるリスクに関して一層の啓発を図

られたい。

(4) I N P I T知財総合相談窓口の機能拡充（臨時相談窓口の設置促進、拠点増設）

I N P I Tでは、全国47都道府県に1拠点「知財総合支援窓口」を設置している他、一部の商工会議所に臨時相談窓口を設置し、企業からの知財に関する相談を受けている。一方、最も面積の狭い香川県でも、県端にある企業からは相談窓口が遠く、利便性が悪いとの声が聞かれている。

一般の「知財経営支援ネットワーク」の推進に伴い今後利用者の増加が見込まれるところ、相談希望者の利便性向上の観点から、オンラインでの相談体制の継続の他、I N P I Tが主体となり、全国に515ある商工会議所への臨時相談窓口の設置に関する働きかけを積極的に行うとともに、現状、各都道府県単位で一律に1拠点設置されている「知財総合支援窓口」について、人員増強および必要な予算措置を講じることにより、商工会議所会館や産業会館等の事業者の利便性が高い立地への移転の他、当該窓口および臨時相談窓口の拠点増設を検討されたい。

(5) 特許庁・I N P I Tウェブサイトの一層の利便性向上に向けた改善

企業が知財の活用について、重要性を認識した上で活用を実際に進めていくにあたり、特許庁およびI N P I Tのウェブサイトからの的確な情報収集が不可欠である。一方、両機関のウェブサイトともに膨大な情報量を有しており、初見の利用者が必要な情報にスムーズにたどり着くには複雑なサイト構成となっている。

これまで両機関とも、事業者の視点から閲覧・情報の検索の容易化に努めているところであるが、一般の「知財経営支援ネットワーク」を核とした普及促進に伴い、今後、企業・支援機関担当者等による更なる利用増加が見込まれることを踏まえ、利用者への定期的なアンケートやフィードバック等を通じ、一層の利便性向上に向けた改善に継続して取り組まれない。

(6) 初出願の中小企業に対するI N P I Tと日本弁理士会の連携による出願代理費用の実質無償化

わが国では知財活用の費用対効果を実感することが難しい状況にある中、中小企業が特許等知的財産権の取得に取り組む際、出願料や審査請求料、弁理士への手数料である出願代理費用等の金銭的負担は、とりわけ初出願の事業者にとっては大きな障壁となっている。

現状、I N P I Tにて出願書類の作成指導を行っていることに加え、審査請求料等については、中小企業を対象とした減免制度が講じられている。一方、出願手続きについては原則として弁理士に対応を依頼する他、出願代理費用についても原則として全額企業の負担となっている。

一般、「知財経営支援ネットワーク」において、I N P I Tと日本弁理士会で知財経営の普及に向けた連携が可能になったことを受け、初出願の中小企業に限り、出願書類の作成指導から出願手続きまでを一気通貫で無償支援することで、出願代理費用の実質無償化を行われたい。

これにより、「ゼロからイチに向かう」初出願の事業者に一步を踏み出させ、成功体験を積ませることは、継続的な出願を促し、出願件数全体の中長期的な増加が期待できることに加え、弁理士と中小企業のマッチング強化等、様々な相乗効果が期待できる。

2. 知的財産の適正な価値評価を通じた中小企業・スタートアップのイノベーション促進

イノベーション促進の中核に知的財産政策を位置付け、国策として自国企業の知財活用に戦略的に取り組む諸外国では、企業が保有する知的財産の事業価値および企業価値を認識し、知的財産そのものの価値の「見える化」、知的財産の活発な「取引・流通」を通じた価値評価が浸透・定着している。

経済のグローバル化が進展する中、国際競争力強化の観点から、わが国においても、知的財産の適正な価値評価に重点を置いた中小企業・スタートアップのイノベーション促進策の強化が重要である。

(1) 国内における知財価値評価基準策定に向けた検討

現状、わが国では、知財そのものに対する価値評価に関する明確な基準が存在しないため、企業においては知財活用に伴うコストのみが強く意識され、知財活用によるイノベーション創出がもたらすメリットを想定することが難しい状況にある。金融機関等においても、企業が保有する知財等無形資産の資産価値・担保価値を客観的に評価することが難しい状況にある。

一方、中国では、国家標準として知財の価値評価を具体的に示すための手引きを策定・公布するとともに、産業分類別の実施料・料率データを開示している。

こうした知財に先進的に取り組む諸外国の事例を参考に、わが国においても、国内における知財の価値評価を客観的に算定するための基準策定に向けた検討を進められたい。

(2) 「I P ランドスケープ」の中小企業への更なる活用促進

「I P ランドスケープ」(I P L)は、知財や市場等の情報分析、自社の強みや市場での位置付けの「見える化」による経営戦略・事業戦略を指す。欧米の先進企業で導入が進んでいる他、中国では、2020年にI P Lに近い概念として「専利導航指南」が制定され、国家として、専利(特許、実用新案、意匠)データを中核として、各種データ資源を高度に融合させ、地域発展の位置づけ、産業競争の枠組み、企業経営の意思決定および技術革新の方向性を分析する手法を定めている。近年、日本においても導入が進みつつあるものの、専門人材が不足する中小企業の多くは、独自でI P Lを作成することが困難である。

現状、I N P I Tが主体となり中小企業等の経営課題解決の一環として実施する「I P ランドスケープ支援事業」について、知財の適正な価値評価を推進する観点から、中小企業に対する更なる活用促進を図られたい。

(3) 「知財サービス業」の育成による知財活用に向けた基盤整備

諸外国では、政府が主体となって知財マネジメントや知財価値評価に関する基準を策定することで、企業の知財経営のすそ野を広げている。これにより、知財の価値評価や特許情報分析などを事業の主とする「知財サービス業」も育成され、新たなイノベーション創出に向けた好循環が生み出されている。

わが国においても、弁理士による社会実装までの伴走型支援に向けた知財マネジメント力の向上や、金融機関の目利き力向上に向けた知財価値評価に関する基準の策定、民間コンサルティング事業者による企業の知財活用支援等、わが国の知財サービス業の育成を通じた企業の知財活用に向けた相乗効果が見込まれる基盤整備に取り組まれない。

(4) イノベーション創出に向けたマッチング支援体制の拡大

権利化されている特許のうち約半数が未利用であることから、イノベーション促進に向けては、未利用特許のライセンスを促すため大学等の研究機関と企業はもとより、企業間での社会実装に向けたマッチング支援の拡大が重要である。

民間のマッチング支援事業者に対して、開放特許情報データベースを基に整理された情報を提供し、マッチング機会の創出を図るとともに、マッチング支援を受ける際の費用を補助する制度の創設を行われたい。

(5) 特許審査における中小企業に対するプッシュ型支援の導入の検討

スタートアップ・中小企業のイノベーション促進に向けて、特許審査における早期審査の活用は非常に効果的である。スタートアップに対しては、特許庁において2018年から「スタートアップ対応面接活用早期審査」で面接を通じた戦略的な特許権の取得への取組みが行われたことに加え、2024年4月からは、事業戦略に応じて、面接審査等を活用し、事業に即した権利の取得につながるよう特許審査官が支援を行う「スタートアップに対するプッシュ型支援」(P A S S)が開始される。

このような制度を、中小企業に対しても導入されるよう検討を進められたい。

(6) 公共調達において知的財産の活用が価値評価される法整備の検討(会計法、地方自治法等)

わが国の公共調達は専ら価格競争が原則であり、新たな技術やデザインを始めとした知財が尊重されず、中小企業の新規参入の障壁となっている。中小企業の新たな市場確保の観点から、価格や実績のみを重視する仕組みから、知財の活用による新たな取り組みも考慮した公共調達にするべく、会計法、地方自治体法等について、知財が評価されるよう等必要な法整備を検討されたい。

3. 知的財産を活用した企業のイノベーション創出を支える金融・税制支援の強化

世界の投資の中心が研究開発・知的財産・データ・ブランド等の無形資産へと移行する中、わが国における企業の資金調達の方法は、依然として不動産等の有形資産を担保とする融資が主流であり、これらの資産が十分でない中小企業・スタートアップの事業拡大に際して大きな足枷となっている。

知的財産をはじめ、保有する技術やノウハウ等の無形資産を活かした事業性、成長性、将来キャッシュフローに着目した融資の活性化を図るとともに、知的財産等の無形資産を活用したイノベーションの創出に取り組む企業への金融支援および税制支援の強化が必要である。

(1) 「企業価値担保権」創設による事業性評価融資の実効性確保

2023年12月に「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針」が閣議決定されたことを受け、知財をはじめとする無形資産を含む事業全体を担保に金融機関等から資金を調達できる制度「企業価値担保権」の創設等を盛り込んだ「事業性融資推進法案」が、本年3月に閣議決定された。

これまで、日本政策金融公庫や一部の金融機関において、知財等無形資産を担保とする融資が行われているところ、今般の「企業価値担保権」創設により、事業性評価融資の実効性を確保するため、政府主導により評価基準策定を早期に検討されたい。

加えて、事業性評価融資の定着に向けては、金融機関において無形資産の価値および企業の将来性に対して適正な評価が行えることが何より重要である。関係省庁において「知財ビジネス評価書」をもとにした融資実績の他、中国等の諸外国における多額の知財関連融資の実績を参考に、事業性に着目した融資が推進されるよう、金融機関への指導を行われたい。

(2) 「イノベーションボックス税制」の活用促進および制度の拡充

令和6年度税制改正において、わが国企業の知的財産の有効活用を通じたイノベーション促進と、わが国のイノベーション拠点としての立地競争力の強化に向け、「イノベーションボックス税制」が創設された。政府においては、中小企業の活用促進に向けて一層の周知を図られたい。

また、本税制の対象となる知財の範囲について、現状、特許およびA I 関連のソフトウェアの著作権と限定的であるため、実用新案権等他の知的財産権も対象とするよう制度の拡充を図られたい。あわせて、対象となる所得の範囲について、現状、知財のライセンス所得および知財の譲渡所得と限定的であるが、諸外国では対象となる知財を組み込んだ製品の売却益が含まれている。イノベーションの好循環形成に向け、対象となる所得の範囲の拡大等が必要である。こうした対象の拡充を図ることこそ、企業の保有する知財価値の棚卸につながることに留意すべきである。その際、中小企業の負担が過大にならないよう、簡便な計算式で求められるようにすべきである。

(3) 「中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）」の利便性向上と制度の拡充

中小企業の研究開発投資の促進には、税制によるインセンティブが重要であるが、令和4年度における中小企業基盤強化税制の適用は5, 636件に留まっている。税制の活用促進に向け、対象となる研究開発にかかる経費を簡便に計算できるツールの作成・公表を行う等、利便性の向上を図るとともに、「専ら要件」の運用面の改善（概算比率による人件費の計上等）や特許取得費用の対象化、平成27年度税制改正で廃止された繰越控除措置の復活等、制度の拡充を図られたい。

4. 知的財産を活用した海外展開における支援体制の強化

わが国における企業の海外進出は増加傾向にあり、それによる知的財産の活用機会も増している。日本のPCT国際特許出願件数は2019年まで増加傾向にあり、直近2022年でも50, 345件、中国、米国に次ぐ第3位と、国際的にも高い水準を示している。

現在はその多くが大企業であるものの、商工会議所も政府の「新規輸出1万者支援プログラム」の支援協力等を通じて海外展開を支援しており、中小企業においてもグローバル化の進展に伴う海外展開の拡大が見込まれる。

こうした中、中小企業が進出先で企業秘密・技術の流出や第三者の権利侵害、模倣品による被害といった、様々なトラブルに巻き込まれた際、大手企業に比べてノウハウ・人材に乏しいため、独力で対策を講じることが困難である。政府・支援機関において、海外展開に伴う知財リスクに関する情報提供や相談、伴走型支援、トラブルが生じた際の対応支援等、万全の支援策を講じることが重要である。また、国際競争力強化の観点から、中小企業等が持つ優れた技術・製品の標準化および認証の活動に対する支援が重要であり、官民連携による標準化戦略、国際標準に向けた取組強化が必要である。

(1) 中小企業の海外展開に伴う知財リスクに関する普及啓発

中小企業の海外展開にあたっては、中小企業が自社の事業に影響し得る潜在的な知財関連リスクを的確に把握することが重要であり、各種支援機関によるセミナー等を通じた普及啓発活動を行うことが効果的である。世界知的所有権機関(WIPO)においても、中小企業支援の一環として、知財に不慣れな中小企業や個人が自身の知財に関する課題やリスクについてオンラインで診断し、知財の基礎を確認できる知財診断ツールを開発、2021年末より日本語版を公開している。

政府においては、地方自治体および各種支援機関が実施する、中小企業の潜在的な知財リスク把握の必要性に関する普及啓発・活用支援について、施策・事業面で一層の支援を図られたい。

(2) 中小企業等海外展開支援事業費補助金の制度改善

特許庁では2024年度から、中小企業等の海外における特許、実用新案、意匠または商標の権利化を行う際の一部費用を助成する「海外権利化支援事業」を実施する予定としている。本事業のうち「中小企業等海外展開支援事業費補助金」については、年度をまたぐ補助事業実施も可能とする予定となっているが、各回の公募期間が固定化されており、企業の出願スケジュールに合致しないケースも想定される。

同補助金の公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等、使われる制度となるよう所要の改善を図られたい。

(3) 海外知財訴訟費用保険の認知・活用促進に向けた課題の洗い出し

中小企業・スタートアップが海外展開を行った際、海外での現地企業による知的財産権の出願増加等に伴い、新興国等で知財係争に巻き込まれるリスクがある。とりわけ中国では知財訴訟の件数が年々増加傾向にあり、こうした知財係争に巻き込まれた際、費用負担等による対応ができず、事業撤退や存続危機に陥る可能性がある。こういった問題への対策として、海外知財訴訟費用保険はあるものの、企業における認知・活用に至っていない。

特許庁において企業からのヒアリング等を通じて認知・活用が進まない要因を早急に分析する等、本制度の課題の洗い出しを行われたい。

(4) 外国出願における各国の審査基準等の最新情報提供

外国出願において権利を取得したい各国の審査基準が不明確のため、海外展開を検討する企業からは、権利化までに膨大な時間と費用が発生し、企業の海外展開の障壁となっているとの声が挙がっている。

INPITとJETROの連携により、諸外国における審査基準、国別の審査の重点ポイント等について、ウェブサイトやセミナー開催等により、最新情報の一元的・継続的な提供を図られたい。

(5) 海外における製品規格等に関する情報の集約化および簡便な検索ツールの開発

海外展開を進める企業からは、輸出対象国での当該製品の安全規格や品質規格等の確認に時間を要し、適切な進出のタイミングを逸しているとの声が挙がっている。

I N P I T と J E T R O の連携により、各国における製品規格に関する情報の取りまとめと相談支援を行うとともに、企業が自ら簡便に検索可能なツールの開発を検討されたい。

(6) 中小企業の標準化への理解・活用促進に向けた支援強化

標準化は、単なる規格づくりに留まらず、グローバル市場における消費者の利便性向上、優れた製品の共有に不可欠な取り組みである。わが国においても企業の経営戦略・人材育成面で標準化活動を加速すべきとの観点から、2023年6月に「日本型標準加速化モデル」が公表され、国内の標準化団体・認証機関を中心に標準化の活用促進に向けた取り組みが進められている。一方、多くの中小企業においては標準化への関心・知識に乏しく、活用に向けた資金的・人的余裕も無いことから、取り組みが進んでいない。

政府においては、中小企業に対する情報提供、普及・啓発、コンサルティングの実施等および資金的支援等、標準化への理解・活用促進に向けた標準化団体・認証機関に対する支援を強化されたい。

5. 企業の知財活用を後押しする特許行政の一層の体制強化

デジタル社会の進展に伴い多様化・高度化する企業の知財活用ニーズへの対応にあたり、特許行政のDX化は不可欠であり、申請手続、発送手続のみならず、審査業務におけるデジタル化が極めて重要である。近年、特許権・商標権等の無効審判に関する請求件数や請求成立件数は減少傾向ではあるものの、企業からは、依然として、権利を与えるべきではない技術が特許・商標として成立している事例が後を絶たないとの声が挙がっている。仮にこのような特許が成立したとしても、多くの中小企業は、無効審判請求を立てて対応する資金的・人的余裕に乏しく、対応を見送らざるを得ないのが実情である。

審査品質の更なる向上や審査業務の一層の効率化の観点から、特許審査および商標審査における審査員の増員およびAI・ITの活用を加速させ、企業の知財活用を後押しされたい。

II. 企業の知的財産の価値・取引適正化を支える権利の保護強化

1. 企業の付加価値を守る知財取引の適正化の推進

中小企業やスタートアップにおいて、持続的な賃上げや自己変革に向けた原資確保には、価格転嫁の商慣習化による取引価格の適正化の推進と、消費者への「良いもの・良いサービスには値が付く」という考え方を定着させることが不可欠である。

商工会議所は「パートナーシップ構築宣言」の普及や価格転嫁に向けた企業の取り組みを支援しているが、とりわけ知財取引においては、取引上の力関係等の要因により、契約において知的財産に関する不当な情報開示や利益の吸い上げに苦慮する声が多く聞かれている。

「契約」こそが「ビジネス」の基盤であるため、適正な取引契約や既存契約の見直しを行うとともに、不公正な取引の是正に向けてモニタリングの実施や結果の公表による抑制が重要である。

(1) 知財取引を含む適正な取引の定着に向けた「パートナーシップ構築宣言」の実効性確保

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、「知的財産・ノウハウ」の項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」との内容が盛り込まれている。知財取引の適正化の促進に向け、パートナーシップ構築宣言企業に対する働きかけ強化や、同宣言を遵守しているか調査し発表する等、実効性確保を図られたい。

(2) 「知的財産取引に関するガイドライン」・契約ひな形のさらなる普及と既存契約の見直しの推進

「パートナーシップ構築宣言」や「知的財産取引に関するガイドライン」・契約書ひな形の公表により、片務的な契約内容を提示されることが減少しているといった声が届く一方、契約の相手方となる大学や企業に十分に浸透していないといった声もある。また、知財契約は長期契約となっているものが多く、中小企業側からは契約見直しを提起することが困難という声も聞かれる。

同ガイドライン・契約ひな形のさらなる普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力する必要がある。また、同ガイドラインの普及にあわせて、既存の契約見直しに関する働きかけも実施されたい。あわせて、特許庁が公表している「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」についても普及・活用を進められたい。

(3) 不適切な知財取引の抑止（知財Gメンの活用、不適切な取引を実施している企業の指導・公表）

不公正な知財取引の抑止に向けては、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果の公表が重要である。これには、知財Gメンの活動が重要であるが、下請Gメンと比較しても、活動内容が十分に認識されるに至っていない。下請Gメン同様に、チラシ等で知財Gメンの活動および問い合わせ先に関する周知・広報を行われたい。

また、2022年12月に公正取引委員会が一般取引における「優越的地位の乱用」に該当する企業の実名を公

表したことは、取引関係を健全なものにするための適切な圧力が働いた。「取引適正化に向けた5つの取組」のもと、下請中小企業振興法に基づく「助言（注意喚起）」の積極的な実施を行うとともに、知財取引においても、不適切な取引を実施している企業の指導を行い、必要に応じて企業名を公表するなど、中小企業が安心して取引を行うことのできる環境整備を進められたい。

その際、知財取引における具体的な法的基準として、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制を補完する観点から、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月）に倣い、「知的財産の侵害抑止に関する指針（仮称）」を策定し、知財取引適正化のさらなる強化を図られたい。

（4）標準必須特許における誠実交渉ルールおよび交渉の手引きの周知

標準必須特許（SEP）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。日本でも、標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会が設置され、2022年3月に「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」が策定されたほか、2022年6月には「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」が改訂された。標準必須特許（SEP）のライセンス紛争は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題であるが、実際にわが国の企業が海外の企業から訴えられる事例も生じており、ルールの対外的な発信が求められる。

誠実交渉ルールおよび交渉の手引きが広く浸透するよう、権利者・実施者双方への周知を行われたい。

2. 企業の共存共栄に向けた権利の保護強化

わが国のイノベーションを促進させるには、企業が個社で知的財産の創造・活用・保護を進めるだけでは限界がある。とりわけ、資金や人材が潤沢でない中小企業やスタートアップがイノベーションに取り組む際には、大企業や大学・研究機関との取引・契約や技術開発連携が重要となる。創造された知的財産の社会実装を図るべく、企業の共存共栄に向けた権利の保護強化が重要である。

（1）知的財産の保護に向けた企業や業界団体への支援および業界における組織づくりの支援

グローバル化の進展に伴い、わが国における営業秘密の海外流出や外国での模倣品被害が多発しており、企業が個社でこれらの問題に対応することが難しい。例えば、コンテンツ関連産業においては、政府の支援のもと、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）を組織し、海賊版などによる侵害への対策等を講じている。本年3月には、同団体の働きかけにより、日本向けとして最大規模のアニメ海賊版サイトの外国人運営者が、本国で著作権侵害による刑事罰を科せられるに至っている。

政府においては、こうした先進的な取り組み等を参考に、知財の保護に向けて取組みを行う企業および団体の支援を行うとともに、権利保護に関する取組みが進んでいない国内の各業界に対して、知財の保護に向けた組織づくりを支援されたい。

（2）技術流出に関する国内企業への被害防止のための指導・支援の強化

近年、インサイダー、移籍・退職者、産業スパイなどを介する技術流出事案や、サイバー攻撃など情報機器を介する技術流出事案が多数発生する等、国内企業が有する技術等の営業秘密が海外企業に流出するリスクが高まっている。

セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対し、被害防止のための指導や、CISO（最高情報セキュリティ責任者）の設置、専門人材による研修や人材育成のための補助等の支援を強化されたい。特に我が国の経済安全保障に関連する先端技術を有する中小企業に対しては、直接かつ具体的に指導されたい。

（3）副業・兼業に伴う情報漏えい防止策に関する普及・啓発の徹底

IPA（情報処理推進機構）の2020年度の調査によると、営業秘密の漏えいルートは、誤操作・誤認等による割合が減少する一方で、退職者による持ち出しや、現職従業員による金銭目的等による割合が増加している。国内企業間での営業秘密情報の漏えいに加え、経済安全保障の観点から国内企業の営業秘密情報の海外流出が懸念される。

政府において、多様で柔軟な働き方の推進という観点から副業・兼業の普及促進を図っているが、情報漏えい行為を抑止するため、従業員向けの情報漏えい防止の手引き等の作成・周知とともに、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」における秘密保持義務の周知徹底等を通じ、副業・兼業に伴う情報漏えい防止策に関する普及・啓発を徹底されたい。

（4）「特許出願非公開制度」の適切な周知および損失補償額に関する指針の早期提示

国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に対して、2024年5月から「特許出願非公開制度」の適用開始が予定されている。政府においては、本制度の適用開始にあたり、保全対象となりうる技術の開発・研究を行っている事業者等重点を置いた、適切な周知・情報提供を行われたい。

また、本制度では、実施の不許可又は条件付き許可その他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、国が「通常生ずべき損失」を補償することが規定されているが、その損失は補償を受けようとする者が算出することになっている。現在、わが国においては、特許の市場価値等が明確に存在しないため、事業者が正確な損失額を

算定するのは難しい状況にある。政府においては、事業者が不利益を生じることのないよう、現在公表している「損失の補償に関するQ&A」に基づき、損失補償額の算定方法や具体例など、事業者に分かりやすい指針の提示を早期に図られたい。

(5) わが国の技術・産業力向上に向けた、中小企業における研究開発支援の強化

近年、世界的に科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核になる中、技術流出の防止とともに、わが国の技術・産業力の向上に向けて、さらなる研究開発の強化を進める必要がある。特に、先端技術の研究開発を進めるためには、大企業のみならず、様々な分野において多様で独創的な技術を有する中小企業・スタートアップ等の参画が重要である。

例えば、経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）等における中小企業・スタートアップの参画を積極的に促す態勢づくり等、中小企業における研究開発支援を強化されたい。

3. 侵害に負けないための支援体制の強化

中小企業において、知的財産権や営業秘密、技術やノウハウなどの知的財産は企業経営の根幹であり、一度侵害されてしまうと企業経営の継続が危ぶまれてしまう。一方で、現状は侵害に対する抑止力に欠けており、知財訴訟における権利者への補填も十分でない。

「知財侵害」の抑止強化については、諸外国では懲罰型損害賠償や利益吐き出し型賠償が法定化され、一定の効果を挙げているとの声がある一方、わが国においては、民法の実損補填の原則に馴染まないとの一部の声もあり制度の導入が進んでいない。

わが国が現在直面するデフレからの脱却を確実なものとするためには、中小企業の「稼ぐ力の種」となる知財侵害の抑止強化が不可欠である。「侵害した者勝ち」を許さない、権利保護に強い支援体制を整備し、わが国企業の知的財産の活用促進を支ええる体制を構築することが重要である。

(1) 懲罰的損害賠償・利益吐き出し型賠償制度の導入の検討

知財訴訟における損害賠償について、従来の実損補填の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在が否定できず「侵害した者勝ち」の状況である。一部では損害賠償額が高額になるケースも出てきているが、特許権侵害では、これまで一度も刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していない。

例えば、アメリカは3倍、中国は5倍までの賠償や、ドイツは侵害者利益の吐き出しによる賠償等が法定化されている。こうした諸外国の事例等を参考に、故意のある悪質な権利侵害に限り、懲罰的損害賠償・利益吐き出し型賠償制度の適用が行えるよう、導入に向けた課題の整理を行われたい。

(2) 査証制度の発令要件緩和、海外適用、不正競争防止法における査証制度の導入

令和元年度特許法改正において査証制度が導入されたが、現在までに発令されたことがなく、「抜かれない伝家の宝刀」となっている。近年、日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な営業秘密窃取事案が散見されるが、これに対抗すべく、民事訴訟の遂行にあたり課題となり得る証拠収集手続きの強化に向け、査証制度の検証や発令要件の緩和、不正競争防止法における査証制度の導入、査証制度の海外適用（応じない場合の真実擬制や課徴金賦課制度等も視野に）について検討されたい。

(3) 当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）の導入

知財訴訟においては、侵害又は損害の主張・立証のため、原告当事者（特許権者）が公開されている権利部分以外の営業秘密等が含まれる文書などを相手方に開示しなければならないことが多い。現行制度下でも、当事者間の合意が形成できる場合は、証拠内の営業秘密について閲覧者の範囲を制限することが可能であるが、合意が得られない場合、相手方に対して自社の企業秘密等の情報を開示する懸念が存在するため、訴訟が進まないという実態がある。

当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）について、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて導入を引き続き検討されたい。検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等のバランスに配慮することが必要である。

(4) 知財裁判のDX推進および判決情報・知財関連法令の多言語発信強化

中国では知財裁判がインターネットで世界に公開されており、その判決は世界の知財裁判に影響を与え、知財裁判地としての国際競争力を高めている。知財高裁においては、重要な判決を要約したものを英語でウェブサイトによる発信を行う等取り組みが進められている。日本においても知財裁判地としての国際競争力を高め、国際的な紛争であっても国内で解決できる割合を高めるべく、知財裁判のDXを更に推進すると共に、重要な判決について多言語による発信を一層強化されたい。

また、法務省では「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」において、日本法令の外国語訳の推進や国際発信力の強化を関係省庁連携のもと取り組んでおり、日本商工会議所も参画している。わが国の国際競争力を強化する観点から、知財関連法令の外国語訳整備に係る所要の予算を確保し、グローバル社会に対応したビジネス環境整備に優先的に取り組まれたい。

(5) 中小企業・スタートアップの提起する知財訴訟における提訴手数料の負担軽減

資金や人材が十分でない中小企業においては、自社の知財を侵害された際、裁判にかかる費用や専門家費用が負担となり、訴訟提起を躊躇してしまうとの声が多く聞かれる。例えば、訴額が3億円の訴訟を提起する場合、一審だけで手数料として92万円の納付が必要であり、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、さらなる手数料の納付が求められる等、訴額に比例した裁判費用は中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。

中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料を一定の条件の下で費用の一部を助成する等、負担軽減策を検討されたい。

Ⅲ. 知的財産を活かした地方創生の推進

1. 地域に良質な仕事・雇用を生み出すための産学官金連携の推進

わが国は地域規模によらず、科学技術の集積地や研究開発のエコシステムが適度に分散されているという強みがある一方で、東京圏の人口一極集中は進み、今日ではわが国の約3割の人口が一都三県に集中している。しかし、わが国のイノベーション創出を推進するには、東京圏のみならず各地域でも良質な仕事と雇用を創出し、地域経済に好循環を生み出すことが不可欠である。

これに向けて、各地域が知的財産を核とした産学官金連携を推進し、地域における中小企業の生産性向上および競争力強化を後押しすることが重要である。

(1) 大学等の特許無償開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取り組みの支援

大学等の保有する知財を中小企業・スタートアップが事業化することで、社会実装や地域貢献を進めていく必要があるが、未だ大学や研究機関が保有する特許の多くが活用されていない。

各地域でのイノベーションの創出を促すため、大学等の特許を無償で開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取り組みの支援強化を図られたい。

(2) 「国際卓越研究大学制度」の活用促進

2023年に初めて公募が行われた「国際卓越研究大学」制度では、東北大学が認定候補となり、一層の研究強化に期待がされる。一方で、認定審査においては、25年間という長期間の計画策定や、独自資金で持続的な成長性を可能とする運営体制等が公募大学に求められ、公募数は10校、認定候補は1校にとどまった。

大学の有する知的資源の価値化に率先して取り組み、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用に向け、計画策定期間の短縮をはじめとする公募内容の見直し等により、意欲がある多くの大学による同制度の活用を促進されたい。

(3) 「大学知財ガバナンスガイドライン」を通じた誠実交渉に向けた環境整備および周知強化

大学等と地域の中小企業が連携しイノベーションの創出に向けて共同研究を行い、発明した特許を社会実装していくことは地方経済の活性化の観点からも重要である。一方で、企業にとっては市場の動向を見据え、より良いタイミングでの社会実装を図る等、事業化までに一定の時間を有する場合もある。このような場合においても、一定期間不実施であることを理由に企業の下承なくライバル企業等にライセンス化されてしまうことは、共同研究を実施した中小企業等が不利益を被ることに繋がる。

このように、立場の弱い中小企業に一方的に負担や不利益が生じることを防ぐよう、「大学知財ガバナンスガイドライン」に契約ひな形を盛り込む等、誠実な交渉が行われる環境整備を推進されたい。合わせて、大学の保有する知財の活用や取引の適正化に向けて、引き続き「大学知財ガバナンスガイドライン」の周知徹底を図られたい。

(4) 研究開発・生産性向上を後押しする産学官金のマッチング機能の強化

地域中小企業が生き残りを図るためには、付加価値のある商品開発やイノベーション創出、生産性向上が必要であるが、試作・研究設備を有していない企業が多い。ある企業では、共同開発のパートナーとして教授とのコンタクトを取るまで、代表者自身で、教授が登壇する学会やシンポジウムに複数回足を運び、苦労したという声があった。また、企業が施策・研究設備を有するためには、設備投資に向けた資金調達が必要となる。

そのため、政府におかれては、各地域の中小企業が研究開発・生産性向上の推進に注力できるよう、各地方自治体における大学等の研究機関や金融機関とのマッチング推進に関する取り組みへの支援の強化を図られたい。また、「知財経営モデル地域創出事業」を通じた産学官金連携の好事例を早急に公表し、他地域における取り組みのきっかけとなるよう、横展開を推進されたい。

(5) 共同研究契約のひな形等における実施料支払いの要否の明記の働きかけ

大学等の研究機関と企業との共同研究契約では、実施料の支払いを必須としない契約であるにも関わらず、共同出願時に企業側が実施料の支払いを必須とされる事例が発生している。そのため、特許庁が公表している共同研究契約のひな形において、実施料支払いの要否を明記するとともに、大学等の研究機関に対しても各機関で作成しているひな形へ明記を徹底するよう働きかけを実施されたい。

あわせて、前述のとおり、知財契約は長期契約となっているものが多く、中小企業側からは契約見直しを提起することが困難という声も聞かれるため、既存の契約見直しに関する働きかけも実施されたい。

(6) 映画等コンテンツにおけるロケ地の日本誘致に向けた税財政支援等の改善・強化

わが国の映画やアニメ等のコンテンツは諸外国でも大きな人気を博しており、聖地巡礼による観光需要の増加がもたらす地域経済への効果も大きい。一方、映画「SHOGUN 将軍」等では、わが国の歴史・文化を題材とした映画にも関わらず、撮影地は海外になっており、地域経済の拡大機会の損失となっている。政府では、「我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金」等により、海外映画のロケ地誘致への支援を図っているが、現行の補助金制度は年度ごとになっており、長編映画の制作期間と比較しても短期間である等、十分に活用できる制度にはなっていない。

政府の補助金の公募期間の通年化や複数年度事業への対象の拡充など、さらなる利用促進に向けた制度の改善を図るとともに、現行の補助金額10億円からの引き上げを行われたい。

また、ロケ地の誘致にあたっては、税制措置による支援が効果的である。例えば、カナダやオーストラリアでは、制作費等への税額控除などの税制支援が図られている。こうした諸外国の制度を参考にするほか、例えば、令和6年度税制改正で創設された「イノベーションボックス税制」を参考に、主に日本国内で撮影された映画等から生じる所得に対する所得控除を行うなど、わが国においてもロケ地の日本誘致に向けた税制措置の創設を検討されたい。

2. 地域の特徴を活かした知財活用による地域経済活性化に向けた支援の強化

インバウンド・国内観光需要が本格的な回復を見せる中、日本の各地域の特色ある地域資源が国内外で改めて着目されており、知的財産を活用した地域資源のさらなる磨き上げが重要である。

そのためには、国や地方自治体が主体となり、地域産業、支援機関が一体となって知的財産の創造・活用に取り組めるよう支援を行うことが必要である。

(1) 「知財経営支援モデル地域創出事業」を通じた各地域の状況把握・持続的な支援

「知財経営支援モデル地域創出事業」のモデル地域に選定された自治体においては、各地域の商工会議所をはじめ各支援機関との緊密な連携により、成果創出に向けた予算面・人員面で所要の支援を図られたい。加えて、申請するも選定に至らなかった自治体についても、意欲ある地域として、知財の創出・活用に繋がる支援を実施されたい。また、これらの支援の実施や効果について、定期的に情報発信を行い、好事例として各地域への波及を図られたい。

公募及び選定を通じて、各申請自治体の知財経営支援に関する予算額や支援策等を知り、支援プランの策定に繋げることができる。各地域への支援強化についても同様に、まずは現状把握を行い、各地域の状況に合わせた支援の実施が重要である。そこで、各地方自治体における予算額（知財関連予算が占める割合）や、支援策の実施状況等を調査・集約されたい。

(2) 「地域団体商標制度」「地理的表示保護制度」の取得促進

インバウンド・国内観光需要が本格的な回復を見せる中、わが国が世界に誇る高品質な製品・産品を効果的にブランディングし、積極的にPRしていくことが重要である。こうした製品・産品の海外展開を行う際、海外における模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスクを軽減するため、知財の保護および品質・ブランド管理を行うことが求められる。

こうした中、商工会議所・商工会・事業協同組合等が主体で取得できる「地域団体商標制度」や、農林水産物・食品の生産事業者等が主体で取得できる「地理的表示保護制度（GI制度）」は、地域ブランドの保護・地域活性化に繋がる仕組みである。

国はこれらの制度の利用状況、産業や経済に与えている具体的な成果などを調査し、発表されるとともに、地方自治体や支援機関と連携し、両制度の取得促進や、両制度の権利主体の新市場開拓や海外展開に向けた取り組みを強力に推進されたい。また、中長期的に地域活性化に繋げるため、地域団体商標を10年一括納付で更新する場合の更新手数料について、減額措置を行われたい。

(3) 各地方自治体における知的財産専門部署の設置

わが国において知財を活用し、イノベーション促進を加速させていくには、地域ごとに知財を活用する企業を積極的に支援していく必要があり、地域産業の魅力向上、ひいては国際競争力を拡大に向け、地方自治体レベルで知財の創出・活用を図ることが効果的である。

例えば、中国では、各地方政府が知的財産権取得のための資金援助や知財を活用して好事例を生み出している企業に奨励金を出す等、特色ある支援を行い、地域間競争による知財活用の底上げを図っている。

地域産業の魅力向上、国際競争力の拡大に向けて、わが国も地方自治体において、知的財産に関する専門部署を設置されたい。また、例えば石川県や福島県では、特許庁や関係機関と連携協定を締結し、知財の活用・保護に積極的に取り組んでいる。こうした好事例を横展開し、各都道府県において知財条例や知財推進計画が策定されるよう支援されたい。

3. 官民双方による知財人材の育成

現在、わが国の人手不足は深刻さを増しており、とりわけ知財人材の不足は顕著である。知財人材について、日本は諸外国と比較しても、将来を担う知財人材の不足が著しいことに加えて、知財教育を推進する人材・環境も不足している。また、それに関連して、知財支援を推進する人材・育成環境も不足している。

知的財産の創出・活用を進めるにあたり、こうした知財人材を継続的に育成していくとともに、地方も含め、全国的に知財教育を推進する必要がある。経済安全保障やデジタル市場等の拡大等を踏まえ、産業財産権や著作権等に留まらず、データの取扱いやサイバーセキュリティ等に関する教育も重要である。

(1) 「知財経営支援モデル地域創出事業」を通じた支援人材の育成

「知財経営支援モデル地域創出事業」では、各自治体と連携し、プロデューサーチームを形成することで、様々な支援機関の連携を強化し、支援実施のOJTの中で支援人材の育成を行うことが期待される。同事業による支援終了後も、各地域が自走可能となるべく、各支援機関のハブとなる支援人材の育成を図られたい。

(2) 初等教育から高等教育、リカレント教育までの知財教育の推進および人材育成

地方および全国的な知財教育の推進に向けて、初等教育から中等教育、高等教育、社会人教育やリカレント教育に至るまで知財教育を推進するとともに、知財教育を推進する人材育成を強力に推進されたい。

(3) 発明クラブ等、民間が取り組む次世代への知財教育活動への支援強化

教育現場における知財教育は重要である一方で、実際の教育現場や教育カリキュラムには、新たな教育要素を加える余地がないのが実情である。少年少女発明クラブ等の学校外での活動で「創造の楽しさ」と「権利を守ることの重要性」を教えるなど、民間が取り組む次世代の知財教育活動への支援の強化も図られたい。

(4) 企業と大学・専門家の研究協力体制の強化による知財人材の育成、イノベーション創出

知財人材の育成に向けて、大学等の研究者がレベルアップを図るためには、実務に触れることのできる環境づくりが重要である。これに対し、中小企業は知財の専門人材に限られ、1担当者が幅広い業務に携わっていることから、知財に関する実務を経験するには良い場である。他方、多くの中小企業では、専門人材の不足により研究開発や知財の権利化が進まないケースが見られることに加え、専門家である弁理士の育成については、特に地方において経験を積む機会や環境の整備が不足しているとの声があがっている。

そこで、大学等の研究機関から中小企業へ、あるいは弁理士事務所等から中小企業への知財人材の派遣等により、研究機関や専門家等の知財人材が実務経験を積むことのできる協力体制を構築することで、中小企業のイノベーション創出を推進されたい。

(5) スーパーサイエンスハイスクールの指定校拡充と、指定校における知財教育の一層の充実

文部科学省指定のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）は、先進的な理数系教育を実施しており、今後のわが国における科学技術分野を担う人材育成効果が産業界としても期待されるところである。現状、国内の高等学校約4,800校の内、SSH指定校は218校（2023年度）と僅かな規模に留まっている。

わが国成長戦略の重要な柱である科学技術・イノベーション分野を支える観点から、SSHの指定校の拡充と、知財に関する教育支援について一層の充実を図られたい。

(6) 世間一般における知財意識の向上

SNS等の普及に伴い、商標侵害等の知財訴訟件数も増加するなど、世間一般における知財に関する知識不足による知財関係のトラブルが増加している。

企業による知財の保護・活用を推進し、安全に経営を行えるよう、産業界のみならず、広く一般に対しても知財に関する意識を高めるよう図られたい。

IV. 日本発コンテンツ関連産業の拡大とデジタル市場における環境整備

1. コンテンツ関連産業の拡大に向けた労働環境整備と制作者の権利保護の強化

アニメーター実態調査2023によると、平均収入は全体と比べて総じて低くなっている一方で、平均労働時間は全体と比較して長いことが分かる。このような労働環境が続けば、人材の確保・定着が難化し、わが国として競争力を持った作品の創作ができない状況に陥る可能性がある。

そのため、制作段階における支援強化に加え、制作者が安心して制作に取り組むことができる労働環境の改善や公正な契約取引の推進が不可欠である。

(1) コンテンツ制作現場の労働環境改善、制作者が適切な報酬を得られる環境整備

持続的なコンテンツ制作には、コンテンツ制作者が安心して働ける環境を整備することで、産業自体の魅力度を向上させ、人材の確保・定着を図ることが必要である。コンテンツ制作現場の労働環境を改善し、制作者が適切な報酬を得られるように環境を整備されたい。

(2) 著作物に関する公正な契約取引の推進

一部では、コンテンツ制作者が運転資金確保のため、契約により著作権を手放し、長期的な権利対価を獲得できていないケースも見られる。コンテンツ制作者が著作物の権利と、そこから生み出す対価を適正に受益できるよう、公正な契約取引を推進されたい。

また、それに向けて、文化庁が提供している「著作権契約書作成支援システム」や「誰でもできる著作権契約マニュアル」を、権利者（コンテンツ制作者）及び利用者（依頼者）の双方に対して周知を徹底されたい。

(3) フリーランスのコンテンツ制作者が安心して働ける環境整備

多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテンツ制作者も増加しているが、フリーランスという業態上、契約において弱い立場に置かれることが多い。

そのため、フリーランスへの発注を行う企業に対しては、放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に加え、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」や2024年11月までの施行が予定されている「フリーランス保護新法」についても、引き続き周知・啓発を強化されたい。

2. 日本発コンテンツの海外普及の一層の推進

近年のSNSや動画プラットフォームの世界的な普及により、日本発コンテンツの海外進出が一層進んでいる。また、オンライン上のみならず、コンテンツに関連するイベント参加や、舞台となった地を訪れる“聖地巡礼”などの流行により、インバウンド需要にも寄与しており、日本発コンテンツの海外進出はわが国全体の経済に好循環を生み出す源泉である。

諸外国も国を挙げてコンテンツ産業の育成に取り組む中、わが国でもコンテンツの磨き上げおよび海外普及を一層推進するべく、さらなる支援が必要である。

(1) 輸出支援や海外への情報発信、好事例の横展開等を通じたコンテンツ産業の支援強化

コンテンツ産業は、諸外国との競争が激化しており、今後も厳しい環境に置かれることが予想される。このような状況下においてもわが国のコンテンツ産業が成長していくためには、コンテンツを世界市場へ積極的に展開し、世界の成長力を取り込むことが重要である。

そのため、諸外国の好事例を参考に、良質なコンテンツを生み出す制作事業者へ支援を行うとともに、海外需要を取り込むための輸出支援を強化されたい。また、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を通じ、海外への情報発信、好事例の横展開の実施を推進されたい。

(2) コンテンツの輸出に際する知財の保護強化

昨年8月には、（一社）コンテンツ海外流通促進機構（CODA）等からなる原告が、ファスト映画を無断でアップロードしていた、海外滞在と思われる所在不明の被告に対して損害賠償請求訴訟を提起し、損害賠償金5億円が命じられるという事案が発生している。また、2020年度には改正著作権法が成立したが、依然として海賊版サイトが発生している。

このように、コンテンツの輸出には権利侵害のリスクが伴うため、海賊版サイトやリーチサイトの取締強化等、コンテンツの権利侵害を抑止すべく、域外適用に関する現行の法解釈の変更や法律改正も視野に入れた、さらなる知財の保護を強化されたい。

3. メタバース・生成AI等の新市場での新たなコンテンツの創造促進と権利保護の環境整備

メタバース・生成AI等の最新技術は、今後のビジネスチャンス市場であり、特に新規分野の参画やコラボレーションが期待されている。これと同時に、デジタル空間における知財保護に向けた検討が進んでいるものの、技術進化のスピードが早く、引き続き新たな産業発展やイノベーションへの影響を考慮しながら、知財保護に向けた環境整備が求められる。

(1) メタバースや生成AI等を活用した新規コンテンツの創造・活用の促進

メタバースや生成AI等の技術により、新たなコンテンツの創造・活用が可能となり、これまでコンテンツ関連産業と関係がなかった新たな業界・企業の参画やコラボレーションが期待される。

このように同技術を活用した新規分野への参入や新サービスの開発に中小企業が積極的に取り組めるよう、開発や展開に関するコンサルティングやそれに係る費用を補助する制度を創設されたい。

(2) 進展を続けるデジタル空間での知財保護に向けた整理の継続

メタバース等のデジタル空間における知財保護については、2024年2月に「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」が公表され、イノベーション発展を委縮させないためのソフトローでの課題整理がなされた他、2023年6月には不正競争防止法の法改正にて「デジタル空間における模倣行為の防止」が定められる等、ソフト・ハードともに知財保護の整備が進んでいる。

一方、生成AIの発展などの影響によりデジタル空間の進展スピードが著しいことに加え、現実世界と異なっている国境も存在しない。また、デジタル空間での商取引が活発になるにつれて、悪意ある権利侵害等の事案の発生も想定される。

現実世界・デジタル空間双方において、権利ある者がきちんと権利主張が行えるよう、諸外国の動向も注視しつつ、デジタル空間における知財の適切な保護に向けた整理を引き続き行われたい。

(3) 諸外国におけるデジタル空間での知財保護に関する動向の周知

諸外国ではデジタル空間における環境整備は進んでおり、わが国でも内閣府・総務省・経済産業省等における複数の会議体で議論されているものの、生成AIやメタバース等の最新技術は状況が変化するスピードが早いいため、最新の状況を踏まえて、内容を検討することが重要である。また、国境のないデジタル空間において、わが国の利益を保持するため、ルール形成において警鐘を鳴らすことのできるよう、各国の動向を注視する必要がある。

今後、より一層、各国のデジタル空間におけるルール形成の動向の把握、積極的な周知・広報を実施されたい。

(4) 独占禁止法の適確な執行に向けたアプリストア市場の取引慣行の注視

コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速する中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォーム事業者への監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは不満の声が上がっている。当所が実施している2024年2月のLBO（早期景気観測）調査においても、デジタルプラットフォーム事業者と取引がある企業のうち、4社に1社は課題があると回答。具体的な課題としては、手数料が多額であることや、他社への切り替えが困難であるがゆえに一方的な取引条件を提示される等の声が上がっている。

市場環境が大きく変化する中でも、独占禁止法の適確な執行に向けてアプリストア市場の取引慣行を注視するとともに、プラットフォーム事業者に対しては、引き続き、「パートナーシップ構築宣言」への参画を働きかけられたい。

■知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」

中小企業の経営者等が「知財の活用＝稼ぐ力」であることを認識し、自らも「知財経営」を進める契機としていただくことを目的として、積極的に知財を活用している全国の中小企業等の事例を取材し、日本商工会議所HPにて公表しております。



掲載ページは
こちら

以上

2024年度第2号
2024年4月11日
第768回常議員会決議

<提出先>内閣府 知的財産戦略推進事務局、特許庁、中小企業庁、公正取引委員会、国会議員（自民党知的財産戦略調査会、自民党競争政策調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会 各幹部）等

<実現状況>2024年6月に政府が策定した「知的財産推進計画2024」において、日本商工会議所および特許庁・INPIT（独）工業所有権情報・研修館）・日本弁理士会の4者で構築した「知財経営支援ネットワーク」による地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援の強化・充実が重点施策とされた。また、同年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」において、「知的財産の創造・活用の促進」ならびに「知財保護の強化」が国の意思として明記された。加えて、同年12月には中小企業の知財経営支援の拡充に向け、「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁の参画が実現したほか、同年12月に公表された「企業取引研究会 報告書」において、知財取引の実態調査および知財取引適正化に向けた指針の策定が明記される等、多数の意見が実現した。

3. 起業・創業の促進とスタートアップの成長促進に向けた意見

基本的な考え方

スタートアップは、イノベーションを創出して大きく成長し、経済成長のけん引役となる存在である。経済産業省の「スタートアップ育成に向けた政府の取組」（2023年2月公表）によると、2013年以降の株式市場において、日本（TOPIX）とアメリカ（S&P500）では大きな乖離が見られるが、アメリカの新興IT企業

であるGAFAM¹を除くと、ほとんど差は見られない【図1】。GAFAMに代表されるスタートアップは革新的な製品やサービスを生み出すことで市場を切り開き、新たな需要を生み出すことで経済を活性化している。わが国においても、戦後に若者が創業したスタートアップが、今やグローバル企業として活躍する自動車メーカーや電機メーカーに成長し、日本経済をけん引する存在になっており、今後、日本経済を大きく成長させるためには、スタートアップの活力を取り込むことが重要である。

このような背景から、国は2022年を「スタートアップ創出元年」と定め、「スタートアップ育成5か年」を策定。また、東京都も同年に「Global Innovation with STARTUPS」を策定し、スタートアップの成長促進だけでなく、起業・創業数の増加を強力に推し進めている。東京商工会議所では従前から起業・創業支援を行っているが、近年は創業相談件数が増加【図2】しており、起業・創業の機運は醸成されつつある。

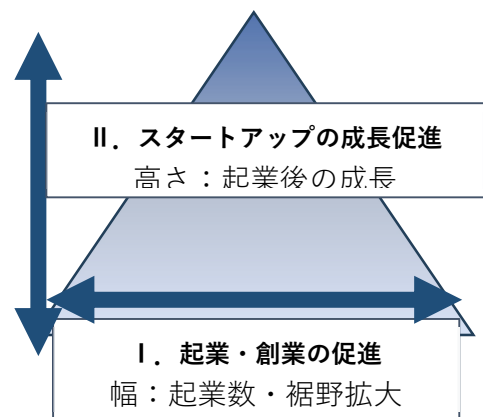
一方で、わが国の2022年の開業率²は3.9%と、10%前後で推移する欧米主要国と比べて低水準にとどまっている。同年の東京都の開業率は4.4%と、全国水準を上回っているが、スタートアップを創出するためには、起業・創業数のさらなる増加が欠かせない。

また、国や東京都のスタートアップ戦略においては、“大企業とスタートアップ”の連携が中心となっており、連携に向けた取り組みも加速している。しかしながら、わが国の企業の99.7%は中小企業が占めており、今後、“中堅・中小企業とスタートアップ”の連携を進めることが、双方の成長につながり、ひいては東京、わが国の経済成長に大きく寄与する。さらに、東京には企業以外にも大学・研究機関、支援機関、多様な専門人材などが集積しており、スタートアップとのさらなる連携が見込まれる。

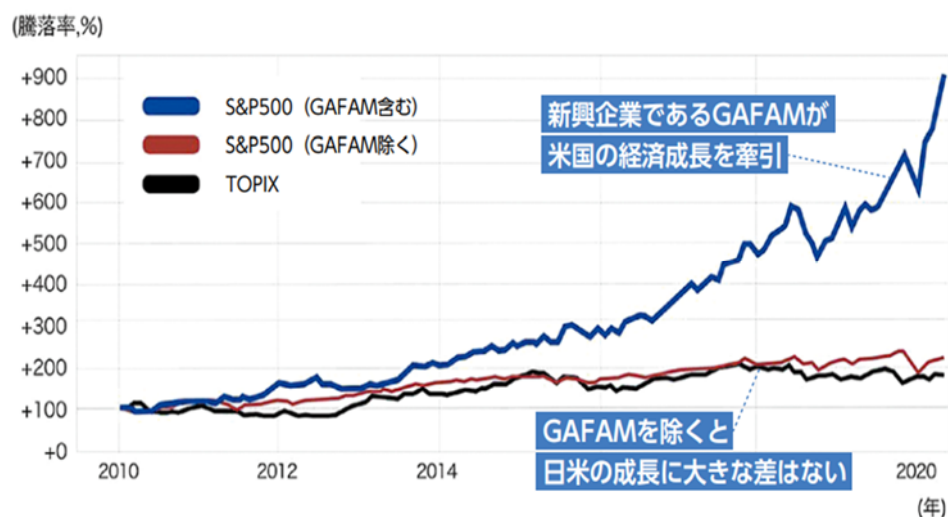
これらの状況を踏まえ、“東京の特徴”を活かして、以下の2つの柱で意見を取りまとめた。

- I. 起業・創業の促進（起業数・裾野拡大）
- II. スタートアップの成長促進（起業後の成長）

国や東京都におかれては、わが国のさらなる経済成長の実現に向けて、起業・創業の促進、そしてスタートアップの成長促進に取り組またい。



【図1】＜日本（TOPIX）と米国（S&P）における直近10年間の株式市場のパフォーマンスの推移＞



2010年1月の各終値を100とおいた場合の騰落率。休場日は前営業日の終値をプロットしている。

出所：S&P500指数、GAFAM時価総額推移、日経平均株価指数データをもとにオコスモ作成。

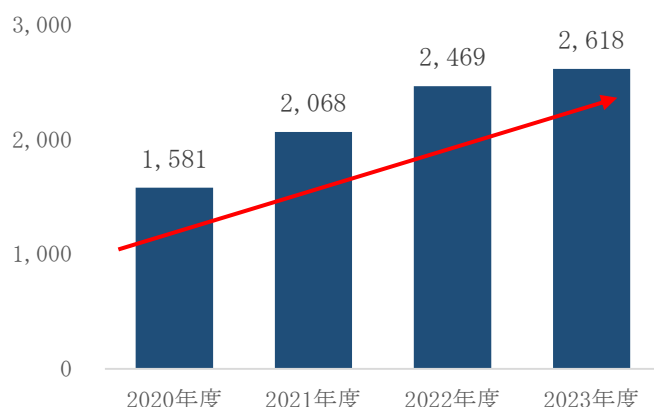
出典：経済産業省「スタートアップ育成に向けた政府の取り組み」

¹ Google（現：Alphabet）、Apple、Facebook（現：Meta）、Amazon、Microsoftの5社

² 厚生労働省 雇用保険事業年報より

開業率：当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数

【図2】＜東京商工会議所における創業相談件数＞



本意見における“スタートアップ”の定義について

■ スタートアップ：創業後概ね10年以内、且つ短期間での成長を目指す企業

I. 起業・創業の促進＜起業数の増加に向けて＞

1. 起業・創業にいたるステージに応じた施策の検討と対策の実施

わが国の企業数は1986年以降、年々減少傾向にある。経済活力の維持・向上に必要な起業・創業の促進に向け、これまでも議論や対策がなされてきたものの、諸外国に比べ開業率が低位にとどまる状況は改善されていない。このような状況から、起業・創業に至るステージごとに、より解像度高く施策を検討し、対策を講じる必要がある。

起業・創業の「認知・検討」段階では、その裾野を広げるため、起業家教育の促進が重要となる。「起業＝人生をかけたチャレンジ」といった固定観念を捨て、パートタイム起業を含む多様な起業の在り方に対する理解を深め、起業を特別な選択肢ではなく「誰もが検討可能な人生の選択肢」とするための意識醸成が重要である。これには起業家による講演やスタートアップにおける就業体験など、起業家と接する、または起業や経営に触れる機会の創出、関連イベントやワークショップの充実が求められる。

起業を「選択・準備」する段階では、経営実務に関する支援の充実が重要である。これには、専門家による支援や、先輩経営者による実践的なアドバイスが有効である。近年、社会課題解決を目指した起業家が増えているが、その一方でマネタイズや経理、労務などの実務面で課題を抱えるケースが散見されるといった声が支援者からあがっている。社会課題解決といった起業の目標を実現するうえでも、事業の継続・成長は不可欠であり、経営実務、具体的には事業計画策定・マネタイズ・ファイナンスなどに関する支援もあわせて必要である。

以上の観点から、国と東京都は、起業・創業に至るプロセス毎のきめ細やかな支援体制の構築と、多様な起業の在り方に対する社会的理解の促進に向けた施策を講じることが望まれる。

【具体的な意見・要望項目】

【認知・検討の段階】（裾野拡大）

- 初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
- 起業家教育推進において、多様な起業の在り方に関する教育、意識醸成（“起業＝人生をかけたチャレンジ”に限らない、多様な起業の考え方、成長志向に関する情報発信）
- スタートアップや経営を知る機会としての、スタートアップでのインターン促進

【職業選択・起業の段階】（起業の後押し）

- 経営実務（事業計画、マネタイズ等）に関する教育、専門相談の強化
- 起業から事業拡大まで、経営実務を経験してきた先輩経営者によるサポート強化（サポート役となる先輩経営者とのマッチングやメンタリング支援プログラムの実施、創業支援施設における企業経営者による相談対応の充実 等）

2. 女性やシニア、外国人材の起業・活躍促進

起業数の増加に向け、女性やシニア、外国人材による起業を後押しすることが重要である。女性による起業の割合は年々増加傾向にあるが、男性と比較すると依然としてその割合は低い³。この状況を改善するためには、家事や育児との両立支援を含む多面的な施策が必要である。具体的には、ニーズに応じた支援体制の整備、女性起業家同士の相談マッチング実施、女性起業家のロールモデル・成功事例の積極的な発信が求められる。また、多様なライフスタイルに適応した起業形態、例えばパートタイム起業を含む選択肢の周知と支援の強化が重要である。

³ 日本政策金融公庫「2023年度新規開業実態調査」（2023年11月）

7. 事業 (3)意見活動

日本の人口構成に鑑みると、シニア層の起業も積極的に支援することが求められる。長年の経験や知識を生かした、また直面する社会課題解決に向けたビジネスの創出は、新産業の拡大に貢献する。年齢を問わない起業促進策を通じ、多様な年代からのアイデアやイノベーションの実現を目指すべきである。

外国人材による起業促進に関しては、日本国内での起業機会を拡大し、国際的な視点での新ビジネスの創出を促すため、言語や文化の壁を越えた情報提供や支援体制が求められる。外国人経営者からは、経営や支援施策に関する情報収集が困難であることのほか、起業に必要な「経営・管理」の資格取得が障壁になったとの声もあがっている。外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）の利用促進など、ニーズや実態に応じた起業支援を強化されたい。

【具体的な意見・要望項目】

- 女性による起業促進（パートタイム起業など多様な起業の周知・支援、ロールモデルの発信や女性先輩起業家との相談マッチング等）
- シニア向け、シニア予備軍向け起業支援の推進（東京都「シニア創業促進事業」の推進、好事例の展開、起業セミナー・起業家交流等の機会提供）
- 外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）の利用促進、利便性向上による起業促進

3. 大企業からのカーブアウト・スピンオフなどの加速

大企業内で十分に活用されていない人材や革新的なアイデアなどの経営資源に焦点を当て、カーブアウトやスピンオフによる起業・創業を促進することは、日本が有するポテンシャルを最大限活用するという点で重要である。大企業等人材による新規事業創造促進事業（出向起業補助金）（国）の活用例が示すように、大企業人材の新規事業開発を支援することは、起業家精神の促進とイノベーション人材の育成に寄与する。また、大企業に所属しながら新事業に挑むアプローチは、失敗へのリスクを低減し、より多くの人が起業を検討するきっかけにつながる。実際に、会社員として生活を維持しながら、副業の一環で社会課題解決に資する取り組みで起業するケースも存在するなど、副業としての起業支援は、特にリスク回避傾向が強い人々にとって、新たな挑戦の道を開くことが期待される。

副業により起業し、経営を経験することは、スタートアップの成長を支える“経営人材”の育成にも繋がるものであり、わが国のイノベーション活性化に寄与すると考えられる。国や東京都におかれては、このような起業を後押しするための環境整備を一層強化し、大企業人材を含む多様な人材が起業に挑戦しやすい環境を整えるべきである。

【具体的な意見・要望項目】

- 大企業人材による起業の裾野拡大、イノベーション人材育成につながる出向起業の促進（出向起業補助金など、大企業人材の取り組みを後押しする施策の充実や、事業拡大に成功した好事例発信を通じた裾野拡大）
- 起業の裾野拡大に向けた、大企業からの独立、カーブアウトスタートアップ創出を後押しする「新事業発掘プロジェクト事業（GEMStartup TOKYO）」（東京都）による支援強化
- 起業の選択肢拡大につながる副業の推進

4. 大学発のスタートアップ創出・成長の後押し

東京には多数の大学や研究機関が所在しており、経済産業省の「令和4年度大学発ベンチャー実態調査」によると、東京都内の大学発ベンチャー数は1,352件と、他地域に比べ突出して多い。このような環境を最大限活かし、大学・研究機関の研究成果やシーズをビジネス化し、成長させるためには、専門的な経営人材や経営知見とのマッチングが不可欠である。

既に「ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」や、経営人材マッチングを目的とした技術シーズ活用型EIR（Entrepreneur In Residence：客員起業家）の活用など、積極的な取り組みが進められている。しかしながら、東京が持つ知の集積という特徴や強みをさらに生かし、大学発のスタートアップの創出と成長を後押しするためには、これらの支援のさらなる強化が求められる。大学研究のビジネス化を促進することで、新たなイノベーションの創出と地域経済の活性化が期待される。

【具体的な意見・要望項目】

- ディープテックの牽引役として、大学等シーズのビジネス化支援強化
（シーズを活用した新規事業開発を目指す人材や民間企業との協業マッチング促進（ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業の促進）／経営人材マッチングに向けた技術シーズ活用型EIRの活用等）
- 各大学における起業家教育やスタートアップに対する事業化支援（相談体制整備等）、施設提供といった取り組みに対する支援強化

5. 再チャレンジによる起業に対する支援の強化

起業促進を考える際、再チャレンジの重要性は、現在のビジネス環境において極めて高い。特に、事業に失敗した際のリスクや、その後の再チャレンジの難しさは、多くの起業家が直面する大きな障壁となっている。東京商工会議所の「起業家講演」を受講した学生アンケートでは、起業に対する印象として「リスクが大きい」という回答が最も多く、この点が起業に対するネガティブなイメージとなっていることが浮き彫りになった。

しかし、実際に起業に再チャレンジした経営者からは、「失敗を通じて得られた知識やノウハウが、新たな事業の成功の礎になっている」との声も多く、過去の経営経験は非常に価値があるものである。日本では、一度失敗の烙印が押されると、再起が困難となる傾向にある。この課題に対処するためには、再チャレンジに対する支援体制の充実だけでなく、失敗を許容し、再チャレンジを後押しする意識・文化の醸成が必要である。

また、経営者が自己破産に追い込まれることなく、安心して再チャレンジできる環境を整えるためには、経営者保証に依存しない融資制度の促進も重要な施策となる。

以上の観点から、再チャレンジによる起業の促進、ならびにより多くの起業家予備軍が新たな挑戦を行えるような支援策の強化と、失敗を肯定的に捉える社会風土の醸成が望まれる。

【具体的な意見・要望項目】

- 再チャレンジによる起業促進に向け、失敗を許容し、再チャレンジを後押しする意識・文化の醸成
- 廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の強化（再チャレンジを後押しする「リスタート・アントレプレナー支援事業」（都）の強化等）
- 経営者保証に依存しない融資促進（経営者保証改革プログラムにおける「スタートアップ創出促進保証」の周知促進、保証徴求手続の厳格化、意識改革などの適切な運用促進、モニタリングの実施）
- 「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」、「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」の活用促進

6. （円滑な再チャレンジ・事業転換に向けて）目標達成に至らなかった事業やアイデア、人材の受け皿強化

起業後、全ての事業が軌道に乗り、事業継続を実現できるとは限らない。このような状況において重要なのは、軌道に乗らなかった事業の受け皿の整備である。事業が目標を達成できなかった場合に、廃業によって事業の礎が失われるのではなく、それまで築いたビジネスの基盤やアイデア、人材などを有効活用できる環境を用意することが求められる。

円滑な再チャレンジを支援するため、そうした事業やアイデアの受け皿となるM&A市場の活性化が重要となる。M&Aを通じて、事業撤退前の資産を他の企業に譲渡し、新たな事業機会を模索することができるほか、経営資源が限られるスタートアップが非主力事業を譲渡し、売却資金含め主力事業にリソースを集中させて成長を実現している事例も存在する。

このプロセスを促進するためには、M&A支援機関の存在を広く周知し、成功事例を発信することや、既存企業によるM&Aを後押しする経営資源集約化税制などの施策の継続・拡充と活用促進が重要である。事業撤退を迎えた企業が新たな道を見出し、経済全体の活性化にも貢献することが期待される。

【具体的な意見・要望項目】

- スタートアップにおけるM&A（事業譲渡含む）促進（M&A支援機関の周知、活用事例発信 等）
- スタートアップのビジネス基盤、アイデア、人材などの有効活用に向けた、大企業・中小企業・スタートアップのM&Aの理解と取り組みの促進
- 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進
- 中小企業・小規模事業者が、他社の撤退する事業の受け皿となるための、M&Aの理解と取り組みの促進（中小企業経営強化税制（設備投資減税）・経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の継続・拡充と周知・活用促進 等）
- 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ費用や再チャレンジに向けた廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業）の周知・利用促進、事業再編や再チャレンジに向けた施策の充実

Ⅱ. スタートアップの成長促進

1. 中堅・中小企業とのオープンイノベーション促進

（1）スタートアップと中堅・中小企業との連携促進を盛り込んだ政策の検討

現在、スタートアップの成長促進を目的に、国や東京都はスタートアップと大企業との連携を強力に後押ししている。スタートアップにとっては大企業の持つ豊富なリソースやネットワークは魅力的であり、加えて連携することによって自社の信頼性も向上する。大企業にとってもスタートアップの持つ革新的な技術やアイデアを獲得できるなど、メリットは大きい。一方、スタートアップと中堅・中小企業との連携も双方にとってメリットは大きく、連携事例も増加傾向にある。

<スタートアップと中堅・中小企業の連携事例>

TechMagic(株) × (株)フジマック



- 業務用厨房機器総合メーカーのフジマックが業務自動化ロボットを開発するTechMagicと、食器自動仕分けロボットを共同開発。
- フジマックの新規事業として、また食器片付けを担当する作業員の負担軽減とコストの削減に向け、開発を実施。

出典：TechMagic株式会社 ウェブサイト
2021年4月26日プレスリリース

(株)ストリーモ × (株)浜野製作所



- 電動マイクロモビリティを開発するストリーモは、浜野製作所が持つ金属加工技術や加工業者等とのつながりを活用した幅広い技術サポートを受けながら、量産に向けた開発を行い、商品化を実現。

※ストリーモは、本田技研工業からスピンアウトしたスタートアップ

出典：株式会社浜野製作所 ウェブサイト
2022年11月7日プレスリリース

東京商工会議所が行った調査⁴では、70%以上の中小企業が、経営者および後継者で株式の過半数を保有している。そのため、大企業と比較すると意思決定が速く、スタートアップの求めるスピード感で協業できるだけでなく、株主の意向などに左右されずに経営判断ができるため、長期的な目線での投資も可能である。

また、スタートアップの多くは少人数で運営しており、人手が不足しがちであるため、周囲の企業や支援者となぐ「おせっかい役」が身近に存在することが成長への大きな助力になる。優れた技術力を有し、地域のネットワークを有する中堅・中小企業が、人材やネットワークづくりのサポートや、技術面・経営面で先輩経営者としてのアドバイスを行う「おせっかい役」となることで、スタートアップが不足する経営資源を補完でき、成長促進につながる。

中堅・中小企業にとっては、スタートアップが有する最先端の技術やサービスに触れることで、イノベーション創出といった事業面のメリットだけでなく、協業による人材育成や、社内風土の改善といったソフト面のメリットがあったという声も多い。

これらの点を踏まえ、スタートアップと中堅・中小企業の連携促進を盛り込んだ具体的な政策を検討するとともに、両者の連携を後押しする支援策の創設や、連携事例の横展開、仲介支援の強化など、スタートアップと中堅・中小企業の緊密な連携を促進する施策に取り組まれない。

【具体的な意見・要望項目】

- スタートアップと中堅・中小企業との連携による効果（双方の成長、イノベーション創出促進）や、エコシステムにおける「おせっかい役」としての中堅・中小企業の役割を踏まえた政策の検討

(2) スタートアップエコシステムの活性化、中堅・中小企業の参画促進

「令和3年経済センサス」によると、東京都内には約41.9万社の中小企業が所在し、わが国でもっとも中堅・中小企業が集積している。また、スタートアップについても東京都が最も多く、2023年11月にプレオープンした「Tokyo Innovation Base」(TIB)をはじめとするエコシステムも形成されている。しかしながら、これまでエコシステムに参画する企業は大企業が多く、中堅・中小企業の参画はほとんど見られない。今後のエコシステム形成の取り組みにおいては、企業の大多数を占める中堅・中小企業の参画促進に取り組まれない。

また、企業や人材が集積する東京のエコシステムを活性化することで、エコシステム形成を広範囲に波及させるとともに、情報を横展開し、各地域にエコシステム形成を促し、わが国全体に広げていくことも検討されたい。

⁴ 東京商工会議所「事業承継に関する実態アンケート報告書」(2024年2月)

【具体的な意見・要望項目】

- 「Tokyo Innovation Base」(TIB)をはじめとするエコシステム形成の取り組みにおける、中堅・中小企業の参画促進
- 様々な企業、人材が集積する東京のエコシステムの活性化と、各地域への波及、情報の横展開

(3) スタートアップと中堅・中小企業のマッチング～成果創出に向けた支援

スタートアップ支援を行う経営者からは、中堅・中小企業側の受け入れノウハウやコミュニケーション面に課題がある、という声もある。スタートアップと中堅・中小企業が協業し、成果を創出するためには、コミュニケーション面での翻訳を担う役割としてのハンズオン支援の強化が望まれる。また、行政の支援を得てスタートアップとの協業に取り組む中堅・中小企業からは、行政の支援が単年度であるため、今後の見通しが立った段階で支援が終了してしまい、今後は自力で事業ができるのか不安だという声もあった。スタートアップとのマッチングだけでなく、その後も円滑に協業が進められるよう、単年度ではなく、中長期(複数年度)にわたる支援制度を創設されたい。

また、スタートアップと中堅・中小企業との協業に際しては、行政だけでなく、民間の力も活用可能である。「多様な主体によるスタートアップ支援展開事業(東京都)」のような、「協定金スキーム⁵」により民間の力も活用した支援を強化するとともに、連携スタートアップの探索からマッチング、協業後の成果創出に至るまでの一連の支援を提供する、オープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化や、支援に対する補助制度の創設にも取り組まれない。

【具体的な意見・要望項目】

- スタートアップと中堅・中小企業の協業による事業化、成果創出に向けたハンズオン支援事業の強化
- 「協定金スキーム」など民間の力を活用した支援の強化
- 中長期(複数年度)にわたる支援制度の創設・既存支援事業の複数年度化
- 連携相手の探索からマッチング、協業後の成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、支援に対する補助制度の創設
- ハードウェアスタートアップの技術課題解決に向けた中堅・中小企業や公設試験研究機関との連携促進、費用助成

(4) スタートアップとの連携マインドをもつ中堅・中小企業の裾野拡大

中堅・中小企業とスタートアップとの連携を促進するためには、スタートアップとの連携マインドをもつ中堅・中小企業を拡大することが求められる。そのためには、スタートアップがもつ新しい技術やビジネスモデルへの理解を深めるとともに、連携メリットを理解し、積極的に参画する意識を持つことが必要である。

国や東京都におかれては、イノベーション創出につながった好事例を発信するなど、スタートアップとの連携マインドをもつ中堅・中小企業の裾野拡大に取り組まれない。

【具体的な意見・要望項目】

- 中堅・中小企業におけるスタートアップ連携に関する理解促進(「中堅・中小企業とスタートアップの連携による価値創造チャレンジ事業」(国)など、イノベーション創出につながった好事例や、理解につながる情報発信の強化)
※ターゲットとして、まずはすでに事例も生まれている中堅企業の取り組みを促進し、好事例を展開しつつ中小企業での取り組みも拡大(出資など資金の供給サイドとしての連携促進も含む)

2. スタートアップの成長促進に向けた環境整備・個社支援強化**(1) 国・東京都がまとめた成長戦略、ビジョンに対する進捗把握と着実な実行**

国においては、「新しい資本主義」の実現のため、「スタートアップ育成5か年計画」により、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現すべく、これまでにない総合的な計画のもと、スタートアップへの投資額を5年で10倍にする目標を掲げている。また、東京都においても、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数5年で10倍、東京の起業数5年で10倍、東京都の官民協働実践数5年で10倍のイノベーションビジョン実現に向けた未来を切り拓く10×10×10の目標を掲げている。これらの計画・戦略に対して、適確な進捗把握と着実な実行を求めたい。

① スタートアップのフェーズや類型に応じた支援体制の整備

スタートアップには、ディープテック分野や社会課題解決型など、様々な類型が存在する。また、創業期から成長期、さらには成熟期と、様々なフェーズが存在するとともに、急成長を志向するスタートアップと、地域密着型

⁵ 行政と連携してスタートアップを支援する「協定事業者」を選定し、その取り組みの成果として「協定金」を支払う制度。

で地域課題解決を目指すスタートアップなど、成長志向にも多様性がある。スタートアップの類型やフェーズ、成長志向に応じた施策を展開されたい。

また、スタートアップの成長に向けては、実績や信用の蓄積が大きな鍵を握る。このため、実証実験事業などを通じた行政による支援を一層強化し、スタートアップの成長を効果的に後押しされたい。

【具体的な意見・要望項目】

- スタートアップの類型（ディープテック、社会課題解決型等）やフェーズ、成長志向に応じた施策の展開
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化（トライアル発注・公共調達強化、改正SBI R制度の周知促進・積極活用）

② 海外展開、グローバルでの活躍促進

わが国のスタートアップがより大きく成長するためには、国内だけでなく、海外を含めたグローバルな視点で事業を展開することが求められる。そのためには、若手起業家などを世界各地のスタートアップエコシステムに派遣することは、今後の事業展開において、貴重な経験となり、大きな財産となる。また、海外展開によるグローバル市場の獲得、ならびに外国人材の獲得・外国人材へのアクセスを強化するためにも、国内スタートアップの海外への発信、海外企業とのマッチングも強化されたい。

【具体的な意見・要望項目】

- 早期フェーズでの海外展開準備に向け、起業家育成・海外派遣プログラム「J-Star X」の推進
- グローバルイベント等を通じた、国内スタートアップの海外への発信、マッチング強化

③ スタートアップの成長につながる補助施策の運用改善

各種補助施策の充実、スタートアップをはじめとした企業の活動を力強く後押しするものとして歓迎したい。しかし、「補助金に採択されたが、交付決定の手続きが進まずに事業を始められない」、「補助金のスケジュールにあわせると、申請から採択、事業開始まで数カ月かかるため、ステークホルダーに説明している事業計画とスピードがあわず、活用が難しい」といった声が聞かれる。企業活動を後押しするという支援施策の本来の目的を果たすべく、スタートアップにおける急激な事業展開・成長を後押しするための運用の迅速化に取り組まれたい。

また、複雑化する補助金・助成金制度の類型・要件や加算要素など、運用ルールについて不断の見直しと改善を図るとともに、制度の内容や改善点について幅広く周知を徹底する必要がある。あわせて、採択後のスタートアップにおける事務負担を軽減する観点から、報告書類の簡素化も検討されたい。

【具体的な意見・要望項目】

- 各種補助施策における採択・事業開始までの迅速化
- 実効性ある補助金制度の展開に向けて、複雑化する類型・要件や加算要素など運用ルールの見直し・改善と周知、採択後の報告書類の簡素化

(2) 網羅的に措置されている支援施策の周知強化ならびに効果検証、ニーズや実態に応じた改善

スタートアップ支援については、国・東京都ともに網羅的・総合的な支援が行われている。スタートアップからは支援事業はありがたいという声があるものの、支援があることを知らなかったという声も多く聞かれる。こうした状況を踏まえ、様々なチャネルを通じて支援施策の周知強化を徹底されたい。また、東京都の「中小企業デジタルコンシェルジュ」のような、国・東京都等が実施するスタートアップ支援策を総合的に案内する窓口の創設も検討されたい。

あわせて、これまで実施してきた支援策については、適時適確に効果検証を行い、スタートアップの実態やニーズに応じた支援メニューの改善を継続的に図っていくことが重要である。網羅的な支援策が措置されている現状を踏まえ、周知強化と並行して、ニーズを的確に把握しつつ、実態に即した支援内容の改善を推進することで、より実効性の高い支援体制を構築されたい。

(3) 支援機関の体制強化（起業・創業ならびに創業後の支援強化、伴走支援できる人材の養成強化）

起業・創業後は、フェーズによって支援ニーズは様々である。東京商工会議所では、起業・創業後の様々なフェーズに応じた支援メニューを設けている。国・東京都においても起業・創業後の様々な支援ニーズに対応するため、支援機関によるフェーズに応じた支援体制を強化されたい。加えて、地域金融機関などの民間支援機関とも連携を一層強化し、効果的な役割分担に基づいて支援を行うことが重要である。

さらに、スタートアップの成長を後押しするためには、伴走支援が不可欠であるが、現状では伴走できる支援人材が不足している。このため、伴走支援人材の養成強化が重要な課題であり、起業家マインドを持つ支援人材の育成や、伴走支援のスキル向上を目指した実践的な研修の実施などに取り組まれたい。

(4) 社会・地域課題解決の牽引役としてのスタートアップの成長促進

わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。また中小企業においても、慢性的な人手不足、生産性向上への対応、事業承継問題など、構造的・本質的な課題を多く抱えている。様々な社会課題や企業が抱える課題の解決、国民生活における利便性向上につながる革新的なイノベーションの担い手としてのスタートアップの存在は大きい。ユニコーン創出のみならずこうした社会・地域課題解決の牽引役としてのスタートアップに注目し、なお一層の成長促進に取り組まれない。

(5) 資金調達支援

資金調達は、スタートアップが成長するための重要な要素であり、資金調達の選択肢を拡大することが重要である。未上場企業の株式発行・流通市場の整備、投資型クラウドファンディングの拡充など、資金調達の選択肢の拡大に向けた、多角的な施策を講じられたい。

また、スタートアップへの資金供給力を高めるため、海外VCの誘致や国内スタートアップ情報の発信など、スタートアップの資金調達環境の一層の整備促進や、グローバルイベントなどの積極開催を通じて、国内外の資金の呼び込みを図られたい。

【具体的な意見・要望項目】

- 投資家向け情報開示が免除されている「少額公募」の上限額の引上げ、投資型クラウドファンディングの抜本的な拡充、地域の投資家からのエクイティ調達の活性化、未上場企業の株式発行・流通市場の整備など資金調達の選択肢の拡大
- 海外ベンチャーキャピタルの誘致、国内スタートアップの情報発信など、スタートアップの資金調達環境の整備促進、グローバルイベントの積極開催

(6) 人材確保（経営人材の確保・養成、外国人材の活躍推進）

スタートアップが成長するための重要な基盤として、優秀な人材の確保が不可欠であり、女性・シニア・外国人材など多様な人材の活躍を後押しすることが求められる。具体的には高度外国人材の受け入れ促進や副業受入手続きのさらなる簡素化など、多様な人材の活躍を妨げている政策・制度について、抜本的な見直しを検討されたい。

【具体的な意見・要望項目】

- 女性・シニア・外国人材など多様な担い手の労働参加を阻む障壁の除去

Ⅲ. 東京商工会議所の取り組み

1. 起業・創業にいたるステージに応じた施策の検討と対策の実施

① 起業家講演会

- アントレプレナーシップ醸成のため、起業家を大学に招き授業の1コマで講演。2015年から2023年末まで、累計31回開催。今年度は大学に限らず、若年層（高校など）に向けた起業家講演会を開催する。

② 創業相談、創業ゼミナール等の取り組み

- 「開業ガイドブック」の制作・配布のほか、「創業・起業セミナー」や「創業ゼミナール」を開催するなど創業準備を支援。創業の準備段階から創業後まで、ステージに応じたサポートを展開する。

2. スタートアップの成長促進／中堅・中小企業との連携促進

① 東商マッチングピッチ、イノベーション交流イベント

- 中堅・中小企業のイノベーション創出や生産性向上に資するサービスを展開するスタートアップ企業が登壇するマッチングピッチや、交流イベントを定期的に開催し、中堅・中小企業とスタートアップのマッチング・連携を支援している。また、支援機関、東京都以外の地域との連携など、広域での「中堅・中小企業×スタートアップ」を促進している。

② スタートアップとの連携マインドをもつ中堅・中小企業の拡大に向けた情報発信

- 事業の成長や課題解決を実現している中堅・中小企業とスタートアップの連携事例を発信する。

③ 「産学公連携相談窓口」（オープンイノベーション支援）

- 大学や公的機関の持つ研究能力や知見、相談機能を広く活用できるよう、イノベーションに取り組むスタートアップ、中堅・中小企業の技術課題、経営課題解決に向け、東商が連携する57の大学・研究機関とのマッチングを実施する。

④ オープンイノベーションプラットフォームと連携したオープンイノベーション支援

- オープンイノベーションプラットフォームと連携協定を締結し、連携事業の実施や、中堅・中小企業におけるプラットフォーム活用促進など、オープンイノベーションの様々な選択肢を提供する。

⑤ スタートアップ顕彰制度

- 中小企業の顕彰制度である「勇気ある経営大賞」にスタートアップ部門を新設し、受賞企業の認知度向上や信用力を高めることなどにより、スタートアップの成長を後押しする。

⑥ 補助金・助成金など、施策情報の発信

7. 事業 (3)意見活動

- スタートアップも活用可能な中小企業向け補助施策を取りまとめ、「施策一覧」として発行しているほか、補助施策の活用方法や申請ポイントを解説するセミナー等を実施する。

以上

2024年度第3号
2024年5月9日
第769回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○東京都におけるイノベーション・スタートアップ関連予算

〈スタートアップ戦略推進本部〉

- ・スタートアップ成長支援予算拡充：525億円（昨年予算対比＋70億円）
- ・創業助成事業（助成上限額400万円）の維持
- ・（新規）TIB等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業

〈産業労働局〉

- ・女性・若者・シニア創業サポート2.0予算拡充：57億円（昨年予算対比＋27億円）
- ・（新規）スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業：5.8億円
- ・（新規）事業承継を契機とした「第二創業」支援事業：1.6億円

○国におけるイノベーション・スタートアップ関連予算等

（経済産業省）

- ・ディープテック・スタートアップ起業・経営人材確保支援事業：21億円（昨年予算対比＋6億円）

（文部科学省）

- ・大学発スタートアップ創出とアントレプレナーシップ教育の推進：26億円（昨年予算対比＋6億円）
- ・本格的産学官連携によるオープンイノベーションの推進：215億円（昨年予算対比＋11億円）

4. 東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望

【基本的な考え方】

東京は世界一の都市圏人口を誇り、産業・文化・歴史等の幅広い地域資源によって構成される魅力溢れる都市である。一方で、2023年11月に発表された「世界の都市総合力ランキング」（森記念財団都市戦略研究所）によると、東京は総合評価でロンドン・ニューヨークに次ぐ第3位となり、前回の順位を維持したものの、五輪を控えた第4位のパリとは僅差である。東京の都市総合力を分野別に見ると、まちづくりに関連する分野のうち、「文化・交流分野」と「交通・アクセス分野」において、東京はこれら4都市の中で最下位に沈んでいる。

文化・交流について、東京は歴史・文化・芸術等、魅力的な文化的資源を有しており、世界からも評価されているものの、それらが十分に都市戦略やまちづくりに活かされているとは言い難い。「国際文化都市東京」を実現すべく、東京が持っている「文化の力」を再認識し、文化と事業を組み合わせる新たな付加価値を生み出し、東京の魅力として強力に発信していくことが重要である。

また、交通・アクセスについては、都市の基盤としての道路・鉄道・空港等のインフラ整備による国内外ネットワークのさらなる充実が必要であるとともに、特に街路整備等においては都市のレジリエンスを高める取り組みやウォーカブルなまちの整備といった視点が欠かせない。

他方で、都市の再生や機能強化を担う建設業・運送業は時間外労働の上限規制の適用と人手不足という大きな課題に直面しており、都市機能の更新が滞れば東京の国際競争力も低下することにもなりかねない。生産年齢人口の減少が見込まれるわが国において、労働生産性向上を目的とした「働き方改革」は事業者にとって不可避の取組みであり、両業界における人材確保・育成、生産性向上等を実現していくための強力な取組みが必要である。

以上の基本的な考え方のもと、東京及び首都圏が持続的かつ魅力あるまちとして、国際競争力を向上させていくための都市政策等について柔軟な対応を求めるべく、以下のとおり要望する。

I. 重点要望項目

1. まちの魅力向上 ～「国際文化都市東京」に向けて～

東京のまちに新たな付加価値を生み出し、世界に誇る「国際文化都市東京」を実現するためには、都内各所に根差した多種多様な「文化の力」を最大限活用すべきである。都市が持つ文化は様々な要素により形作られているが、特に国際競争力向上の観点からは、世界の他の主要都市と比較して低位となっている分野の底上げと、従来から東京が強みとする分野のさらなる伸長の両面からの取り組みが必要である。

2023年の「世界の都市総合力ランキング」（森記念財団都市戦略研究所）によれば、東京はロンドン・ニューヨークに次ぐ総合3位であり、僅差でパリが4位に続く。分野別のランキングを見ると、まちづくりに関連する分野のうち、東京は「文化・交流分野ランキング」において1位のロンドンにスコア上も大きく差を付けられ、5位に甘んじている。同分野において東京が優位に立っている項目も少なくないが、ロンドンと大差が付いている要因のひとつが、項目別ランキングで30位と大きく後れを取っている「ナイトライフ充実度」である。インバウンドの文脈においても東京の夜の過ごし方への課題が指摘されて久しく、夜間の経済活動を活発化させる観点からも、世界の主要都市と比較して低位となっているナイトライフの底上げが不可欠である。

一方で、東京のまちが有する強みとしては、世界で広く人気を博している漫画・アニメ等のサブカルチャーや、88件の重要文化財（建造物）と97件の東京都選定歴史的建造物（2024年1月時点）が点在する江戸・東京が持つ歴史文化が挙げられる。「アニメ産業レポート2023」（一般社団法人日本動画協会）によれば、2012年に2,408億円だった日本のアニメ関連産業の海外市場規模は、2022年には1兆4,592億円と急速に拡大している。また、「海外における対日世論調査」（外務省、2024年）によれば、外国人が日本に対して抱いているイメージとして多くの国で「豊かな伝統と文化を持つ国」が1～2位になる等、日本の文化と歴史は海外で広く認知されている。このように、近年のデジタル化・ソーシャル化も相まって日本の文化と歴史が世界中に拡散され人気を得ている一方で、それらの強みが都市戦略やまちづくりに十分に活かされているとは言い難い。現代のように家にいながらあらゆるものにアクセスでき、SNSにより個人レベルで情報拡散がなされるデジタル・SNSの時代には、まちは個人の感性に突き刺さるような魅力を、リアルな体験価値として提供していく必要がある。このとき、東京の各地域に刻まれた文化および歴史の活用は、まちづくりにおいて大きな差別化要素となる。東京の文化と歴史をはじめとした各地域の個性をまちづくりに活かし、さらにその魅力を伸長すべく、世界をリードする積極的な取り組みを展開する必要がある。

(1) ナイトタイムエコノミーの活性化

東京のナイトライフ関連産業はコロナ禍により大きく落ち込んだものの、直近では夜の街にも徐々に活気が戻り、インバウンドも2023年の終盤以降からはコロナ禍前の水準に回復してきた。まさに今、ナイトタイムエコノミーの活性化を再び図るべきタイミングを迎えている。海外都市におけるナイトタイムエコノミーの経済規模は、ロンドンでは約2.3～3.4兆円（177～263億ポンド、2016年公表時の1ポンド130円で試算）、ニューヨークでは約2.1兆円（191億ドル、2019年公表時の1ドル110円で試算）とされており、東京においても大きな効果が期待できる。

夕食後から就寝までの時間帯に楽しめるコンテンツが不足しているといわれている東京において、ナイトタイムエコノミーの活性化は新たな市場創出に近い。新市場創出のために必要なものは、行政の旗振り、法制度の整備、多様なプレーヤーの参入の3点であると考えるが、いずれも東京の現状との間にはギャップがある。

まず行政の旗振りについて、例えば先述の「ナイトライフ充実度」で1位のロンドンは、2012年のロンドン五輪と2015年のラグビーW杯を機に消費拡大等を目指してナイトタイムエコノミーの活性化に力を入れ、2016年に就任したサディク・カーン市長が「24 Hour City London」というコンセプトを掲げてその動きを加速化させた。サディク・カーン市長は昼と夜に跨る様々な利害関係者をとりまとめて街の安全性を担保しながらナイトライフの充実を図るナイト・ツアー（Night Czar）制度を創設し、国際競争力の向上、経済活性化に加え、住民の安全やウェルビーイングも含めてロンドンの夜がどうあるべきかのビジョンを明確に示した。東京においても、都市政策におけるナイトタイムエコノミーの位置付けやその活用に関するビジョン・戦略の策定が第一に必要であり、民間の多様なステークホルダーの活動実態や生声の把握、海外都市の先行事例調査の実施が望まれる。行政が旗を振ることにより、市民の間で夜間帯に文化的な活動をする機運が醸成されることも期待される。

また、法制度の整備について、2016年に改正風営法が施行され、大枠の整備はなされたものの、まだまだ現代の実態とは乖離したものと言わざるを得ない。適正な法制度の整備は多様なプレーヤーの参入に欠かせない土台であり、コンプライアンス遵守意識の高い企業を含め、様々なプレーヤーがグレーゾーンの心配をせずに参入でき、創意工夫して競い合う環境を生み出す必要がある。例えば風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第22条に定められている特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許可地域の指定に関する条例の基準は1980年代に作られたものであり、（1）風俗営業等密集地域、（2）深夜において1平方キロメートルにつきおおむね100人以下の割合で人が居住する地域、は現代の実情にそぐわない基準であり、ナイトライフ施設を新規開業するハードルが非常に高くなっている。さらに、東京都風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則第7条に定められている保全対象施設との距離制限は水平距離で測られるものであり、MICEの振興や再開発等により大規模ビルに保全対象施設を含む様々な機能が求められる現代において、ビル内へのナイトライフ施設の誘致・設置に大きな制約が課せられる事態となっている。現代の実情に合わせ、垂直距離を含む立体的な距離制限導入等の柔軟な対応や施設へのセキュリティの設置義務等、ゾーニング以外で地域の安全・安心を担保する仕組みについて東京都において検討されるよう後押しされたい。まちづくりの観点からは、

7. 事業 (3)意見活動

再開発に伴う用途地域の変更を適時適切に行うことで竣工後の特定遊興飲食店の即時営業を可能にすることや、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第75条で一律に定められている施設の構造要件を柔軟化しユニークで個性の光る小規模店舗の参入を促すこと、さらに、例えば台湾の夜市のような、道路等の公共空間を活用した地域住民にも観光客にも開かれたイベント等の実施促進や、隅田川の屋形船や東京湾クルーズに代表されるような東京の舟運やウォーターフロント関連資源の活用等により、まちに多様性や回遊性を生み出すことも肝要である。

このように、地域住民に配慮し、安全・安心な暮らしの維持を前提としながら、東京の各地域に所在する既存資源の活用を含め、現代の実情や多様な民間ステークホルダーの声を取り入れた形でのナイトタイムエコノミーの活性化が必要である。この際、東京のすべての地域のあらゆる施設を夜間営業に適応させる形ではなく、地域住民の生活への影響を踏まえ、地元のニーズに即した形で推進していくことが望ましい。また、ナイトタイムエコノミーの活性化は夜間の働き手の確保と表裏一体であるが、慢性的な人手不足への対策としては賃上げを含む個社の努力だけでは限界がある。外国人労働者を含むナイトタイムエコノミー関係事業者の雇用支援のほか、業務効率化に資するDX投資の支援や、深夜帯の働き手の帰宅手段かつ来街者や住民も利用できる公共交通機関の整備も重要である。あわせて、コロナ禍を経てインバウンドが復調しているなか、財源確保の観点から、国におかれては2019年に新設された国際観光旅客税（出国1回につき1,000円）、東京都におかれては宿泊税（東京都では、1人1泊あたり10,000円以上15,000円未満は100円、15,000円以上は200円、10,000円以下は課税免除）の課税額・課税基準の見直しを検討されたい。

さらに、公営の美術館・庭園等の閉館・閉園時刻の延長や、効果的なプロジェクションマッピングの展開、地域の魅力となっている芸術や音楽・歴史・サブカルチャー・和食といった文化（クールジャパン資源）の発信強化等の一層の推進も要望する。

- 東京におけるナイトタイムエコノミーの活性化に向けたビジョン・戦略の策定
 - ・ 海外の先行事例調査、およびナイトライフ観光や都内事業者の実態調査の実施
 - ・ 多様なステークホルダーの声を取り入れたオープンな会議体の運営と戦略策定
 - ・ 地域事業者や住民に対するビジョン・戦略の発信と機運の醸成
 - ・ 戦略を実行する関係部署の体制拡充、ナイトライフ局設置等による部署間連携の加速
- 地域の実態を踏まえた多様なプレーヤーの参入を促進する法制度の整備
 - ・ 地域住民の安全・安心な暮らしの維持を前提とした法改正
（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域や距離規制の現代の実情に合わせた見直し、用途地域等の適時適切な見直し、ゾーニング以外で安全・安心を守る方策の検討、施設の構造要件の柔軟化、公有地売却時の規制緩和を見越したプロポーザルの受付、規制緩和エリアの設置等）
- 人手不足対策の支援（外国人労働者の雇用支援、DX投資の支援、国際観光旅客税や宿泊税の課税額・課税基準の見直しによる人手不足対策支援財源の確保、イベント開催費用通減にも資する警備設置基準の設定等）
- 深夜帯の公共交通機関の整備
- その他ナイトタイムエコノミーに関する取組み等の一層の推進
 - ・ 道路等の公共空間を活用したイベント等の実施促進
 - ・ 公営の美術館・庭園等の閉館・閉園時刻の延長
 - ・ プロジェクションマッピングの周辺地域への経済波及効果向上と面的な展開
 - ・ 地域の魅力となっている芸術や音楽・歴史・サブカルチャー・和食といった文化（クールジャパン資源）の発信強化

(2)漫画・アニメを活用したまちづくり

漫画「SLAM DUNK」を原作とした映画「THE FIRST SLAM DUNK」が2022年から公開されて東アジア諸国でヒットし、本年3月には映画「君たちはどう生きるか」が米国のアカデミー賞長編アニメーション賞を受賞したほか、2019年にロンドンの大英博物館で開催された漫画展「The City Exhibition Manga」は大英博物館の企画展史上最多の来場者数を記録する等、日本のサブカルチャーは世界で高い評価を得ている。「SLAM DUNK」の舞台となった湘南に観光公害が発生するほどインバウンド客が殺到するように、日本の漫画・アニメは単なるコンテンツ消費に留まらない経済波及効果をもたらしている。世界に誇る文化的資産を最大限活用し、地域の魅力を創出し磨き上げることで「国際文化都市東京」を実現したい。そのためには、「トキワ荘」（豊島区）周辺に代表される、漫画・アニメの源流・歴史を活用したまちづくりの促進や、サブカルチャー関連イベント実施時の公道使用の柔軟化、地域振興イベントへのコンテンツ利用費助成等を含む支援が望まれる。あわせて、地域おこしに資する魅力的なコンテンツの継続的な創出に向け、関連産業における取引適正化の推進等による労働環境の整備を行い、産業自体の魅力度向上および人材の確保・定着を図る必要がある。

また、このように地域に価値を生み出す力を持つ漫画・アニメであるが、直面している課題のひとつが、原画に代表される制作関連物の保護・保存の困難さである。特に近年、漫画の原画が芸術的・商業的価値を持つようになっているなか、保管施設の不足や作者死亡時の相続税の発生懸念により原画の破棄や海外流出が起きているのは大きな損失であり、原画の寄贈先となりうる公益団体やアーカイブ施設の一層の整備が求められる。また、アーカ

イブ施設の整備に際しては、都市や地域の競争力向上を念頭に、横手市増田まんが美術館にみられるような展示・発信機能とあわせた整備の検討が不可欠である。台湾や韓国では国立の漫画博物館が存在するなか、世界に誇る漫画・アニメコンテンツを有する日本・東京にふさわしい大規模な保存・展示施設の整備推進を要望する。

- 漫画・アニメと関連した地域おこし
 - アニメの源流である漫画とアニメの歴史を活用したまちづくりの促進
 - 公共エリアを含むまちなかでのイベント実施時の公道使用等の柔軟化
 - 地域イベントや関連施設への支援拡充（コンテンツ利用費用の助成、パイリンガル対応支援等）
 - イベント実施や海外発信の情報共有を目的とした漫画・アニメのステークホルダー（民間・大学・自治体等）の会議体の発足
 - 地域おこしに資する魅力的なコンテンツの創造に向けた人材の確保・定着
- 今後歴史的・経済的価値を生み出しうる漫画・アニメの制作関連物の保護・保存
 - 原画のアーカイブ施設の整備
 - 漫画・アニメの歴史や価値を保存・集約して展示・発信する博物館等関連施設の整備
 - 作家死亡時の原画寄贈先の整備
 - 模倣品や海賊版作品等に対する取り締まりの強化

(3) 歴史文化を活かしたまちづくり

東京には、88件の重要文化財（建造物）と97件の東京都選定歴史的建造物（2024年1月時点）が存在しており、江戸時代から脈々と続いている歴史文化がまちに刻まれている。こうした世界遺産に匹敵する江戸の歴史文化を活用し、いかに地域振興を図るかという視点は、東京の持続的な繁栄のため非常に重要である。東京近郊の鎌倉市や小江戸三市に数えられている川崎市・香取市・栃木市は、古い街並みを保存することにより国内外から誘客を図り、地域経済の活性化を実現している。

一方、東京では高額な土地価格を要因として、固定資産税の負担が重く、また相続税を支払うために土地を売却せざるを得ない事例がある等、古い街並みを維持することが困難な環境にある。多くの地域で、古い商店に代わり再開発による商業施設等の新しい施設が集客の中心的役割を果たしている。これら新しい施設による誘客は歓迎されるものではあるが、東京の歴史的資産を再評価して街並みを保存・整備し、歴史文化を活かしたまちの魅力により誘客することも重要である。投資リターンが期待できる民間主導の商業施設等の建設と異なり、古い街並み保存・整備には、行政の強力な後押しが不可欠である。

都内の商店街においても、個人商店の廃業等によりシャッター商店街が出現するようになっている。趣のある商店は相続発生時に相続税を支払うために売却されるか、賃貸住宅に建替えられ、これにより商店街の連続性が分断され、商店街の魅力が損なわれるといった悪循環が指摘されている。歴史的価値の認められる建物の商店についても、営業継続可能な環境整備に向けて固定資産税の減免による事業継続支援について検討されたい。さらには、歴史的建造物の防火・耐震・免震化を前提にした建物の保存修理費用の支援・固定資産税の減免等についても検討されたい。また、歴史的価値を有している寺社の建造物について、檀家の減少等により維持・修繕費の捻出が困難な寺社を対象に、境内に防火水槽を設置することを前提に修繕費用を補助する等、地域防災に貢献する設備の設置を前提とした歴史的建造物の保存を後押しされたい。

東京都においては、歴史的建造物の保全に対する助成制度を設けているが（東京都選定歴史的建造物に係る助成：保全工事に要する経費の「2分の1以内」かつ「400万円以内」等）、近隣の横浜市の助成制度と比較すると助成率や上限額において見劣りしていることは否めない（横浜市（認定歴史的建造物に係る助成）外観保全に要する経費の「3分の2以内」かつ「6,000万円以内」等）。国はこうした自治体における歴史を活かしたまちづくり支援制度の好事例等を周知啓発することが必要である。さらに、既存の建築物のリノベーション等により、魅力的な街並みを形成し賑わいを維持・創出する取組みも重要である。このため、歴史的な街並みをはじめ、地域の個性を活かした再生まちづくりを後押しされたい。

積極的に歴史文化を掘り起こす取組みを進めるための優れた手法のひとつとして、国土交通省と文化庁、農林水産省の所管する「歴史まちづくり法」の活用促進や歴史文化を活かしたまちづくりの支援制度の拡充を昨年要望した。全国の95都市（2024年3月時点）で歴史まちづくり法が活用されている一方、同法の活用に必要な歴史的風致維持向上計画作成に係る業務量の大きさが区市町村における同法の活用を妨げているとの声がある。同法の活用を促すため、当該計画を作成するための調査の簡素化や調査に係る外注費用に対する補助等、区市町村の負担を軽減する取組みが必要である。

歴史文化を活かしたまちづくりには多くの時間と手間を要し、前述の歴史まちづくり法をはじめ、即効性のない施策は区市町村で先送りにならざるを得ないところがある。区市町村が歴史文化を活用したまちづくりに腰を据えて取り組めるよう、人員配置・組織体制づくりの支援を検討されたい。

また、近隣の横浜市・鎌倉市では、街並み整備や歴史的建造物保存のためにふるさと納税を積極的に活用している。ふるさと納税の資金使途として、横浜市では「歴史的建造物を守りたい！生かしたい！（歴史的景観保全活用事業）」、鎌倉市では「景観重要建造物等保全基金」に対する寄付を募っている。国におかれては、区市町村に対して同様の取組みを積極的に推奨されたい。

7. 事業 (3)意見活動

- 歴史文化を活かした景観整備・保存
 - ・ 街並み保存のための強力な支援
(固定資産税の減免による事業継続支援、地域防災対策と一体となった街並み景観整備への支援等)
 - ・ 歴史的建造物の防火・耐震・免震化を前提にした保存修理費用の支援・固定資産税減免
- 歴史文化を活かしたまちづくりの推進
 - ・ 歴史文化を活かしたまちづくり支援制度の拡充
 - ・ 歴史まちづくり法の活用と市区町村の組織体制づくりへの支援
- ふるさと納税を積極的に活用した街並み整備・保存

2. インフラ関連産業の人手不足対策

(1)建設業と運送業の2024年問題への継続的な支援

2024年4月から建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまった。他の業種と同様に労働基準法が定める時間外労働の上限が適用されることとなり、法改正対応は待ったなしの課題であるが、建設業・運送業が都市力向上に力を発揮していく観点からも、多様な働き方を取り入れ、魅力ある職場環境を整備することが極めて重要である。長時間労働（時間外労働）是正に加え、積極的に働きたいという意欲を持つ働き手への対応について、事業者はあらゆる方策を組み合わせる必要に迫られている。従業員が規制前と同等の収入を得るために、場合によっては他の建設事業者、運送事業者等からの副業収入に頼るといったことも想定されるなか、時間外労働の上限規制を適用するに至った働き方改革の精神に立ち戻り、規制の結果生じる事象をフォローアップしていく必要がある。また建設業においては、休みが増えても十分な賃金を得られるよう、公共工事設計労務単価の一層の引き上げを強く要望したい。

長時間労働の是正の方策のひとつとして、建設業においては、適正な工期設定による時間外労働の削減が挙げられる。国・東京都の発注工事は時間外労働の上限規制に配慮した工期設定となっているが、区市町村の発注工事は配慮が十分でないとの声もあり、区市町村による適正な工期設定を促す取組を推進されたい。また、工事書類の削減・簡略化やi-Construction2.0の推進、BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）、遠隔臨場等、DX活用により労働生産性を向上させ労働時間を削減する取組みも不可欠である。

一方で、運送業においては、物流生産性向上による時間外労働の削減に向けて、荷役設備や倉庫設備等の設備・システム導入に対する助成や税制優遇措置を継続されたい。着荷主事業者が荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間の把握ができるシステム、並びに納品（パース）予約、求貨、求車サービス等の導入にかかる支援も重要である。あわせて宅配事業者において、再配達削減による物流効率化が図れるよう、再配達防止キャンペーンや置き配パックの配布支援等を継続実施し、利用者の行動変容を促すよう努められたい。

加えて、建設業・運送業ともに個社の取組みだけでは、納期・取引価格等、業界全体の課題改善は困難が想定される。事業者間の相互協力と連携強化に向けたパートナーシップ構築宣言の登録を推進するほか、運送業においては荷主も含めた改正物流総合効率化法・改正貨物自動車運送事業法の周知徹底や「ホワイト物流」推進運動の機運醸成もあわせて行い、各企業の取組みの見える化及び事業者間の共存共栄関係を構築することが重要である。なお、パートナーシップ構築宣言等の効力が及びづらい外国企業・外資系企業に対しても価格転嫁等の取引適正化が図られるように注視されたい。

そのほか、建設業・運送業の担い手確保も急務となっている。若手の就業者数が充足していないため、建設業及び運送業の就業者の約5割が50歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行している。また、外国人労働者が日本よりも他の国での就労を選ぶケースが増え、以前よりも人材獲得が厳しくなっているとの声もある。よって、パートタイム労働者の「年収の壁」による弊害の解消、若年層の職場定着率の向上、賃上げに向けた適正取引の推進、外国人労働者の雇用促進のほか、建設業においては、建設キャリアアップシステムの推進、公共工事設計労務単価の一層の引き上げ、運送業においてはフォークリフト免許取得の支援、ドライバーの休憩場所等の福利厚生施設整備に対する支援等、担い手を確保するための施策を継続的に実施・検討されたい。また、育成就労制度の早期具体化等を通じた外国人労働者の長期雇用への取組みのほか、外国人労働者の日本語教育支援・住環境の整備への取組みも進められたい。

- 働く環境の改善
 - ・ 2024年問題への対応
適正な工期設定の推進、週休2日制の確保、工事や委託の施工時期等の平準化、書類の削減・簡素化の推進、商習慣の改善
 - ・ 効率化のためのDX推進・設備投資に対する助成金や税制措置
- 再配達削減等の物流効率化に向けた機運醸成
- 人材確保・育成の推進
 - ・ 女性活躍・若手育成モデル工場の拡大、建設キャリアアップシステムの推進、建設業の魅力発信、資格・免許取得等に対する支援
 - ・ 外国人労働者の雇用促進（特定技能制度の活用促進、育成就労制度による長期雇用環境等の早期整備、外国人労働者の日本語教育支援・住環境の整備）

➤ 従業員の賃金水準の改善

- ・ 必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ、公共工事設計労務単価の一層の引き上げ
- ・ 官民連携した施主・荷主に対する適正取引の啓発（パートナーシップ構築宣言推進、改正物流総合効率化法・改正貨物自動車運送事業法の周知徹底、「ホワイト物流」推進運動の機運醸成等）

(2) 地域の実情を踏まえたライドシェアの検討

一般ドライバーが自家用車等を使い有料で乗客を運ぶライドシェアが4月8日より東京都の23区・武蔵野市・三鷹市で始まった。まずはタクシー会社が運行を管理する形となったが、政府は今後、タクシー事業者以外の事業者（以下、新規事業者）によるライドシェアについて議論を進める予定としている。

4月に解禁されたライドシェアは、大都市部や観光地で問題となっているタクシー不足の解消が目的とされている。一方でタクシー営業台数の増加を抑制するため、新規事業者の参入や既存事業者の増車に関する規制の強化を柱とした法律（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法）が2009年に定められ、2014年の改正により同法の定める特定地域および準特定地域では増車が難しい状況となっている。本来は新規事業者によるライドシェアの検討を進める前に、規制緩和によるタクシー不足の解消について十分に検討がなされるべきである。また、ライドシェアは、TNC（Transportation Network Company）型とPHV（Private Hire Vehicle）型の2つに大別されるが、PHV型ライドシェアは個人タクシーの派生形とも言われるとおり、個人タクシーはタクシーが不足する時間帯に自由に出庫できる強みがある。需給ギャップを解消するため、個人タクシーの出庫を促進する等、個人タクシーに活躍の場を提供することもある有効である。

新規事業者の参入によるライドシェアの検討にあたっては、利用者の安全確保を最優先にした取組みが必要である。利用者の安全確保のためには、ドライバーの適性確認や運行管理・労務管理・教育といったソフト面と、車両整備等のハード面による安全管理が不可欠である。ドライバーの健康診断が定期的に実施されているか、自賠責保険・任意保険が適正に付保されているか、3ヶ月ごとの点検が確実に実施されているか等、新規事業者においてもタクシー事業者と同等の安全品質を担保する必要がある。また、新規事業者において運行責任者が誰であるのか利用者に周知すること、特に事故が発生したときの対処・補償の責任の所在を明確にして利用者が不利益を被らない仕組みの構築が肝要である。

一般のライドシェア解禁は、真に社会課題を解決するものでなければならない。ライドシェアの中心にいるのは利用者であり、タクシー事業者や新規事業者は利用者の利便性を提供するために事業を営む者である。安全・安心の確保や公平な競争条件の確保を前提に、地域の特性を加味しながら、公共交通政策全体として、地域の「担い手」・「移動の足」不足にどのように対応していくのか、総合的に議論を進める必要がある。

➤ 需給ギャップの縮小に資する規制緩和等

- ・ 既存タクシー事業者の増車・新規参入を抑制する規制緩和検討
- ・ 需要が高まる時間帯における個人タクシーの出庫促進

➤ 真に社会課題を解決するライドシェアの導入

- ・ 利用者の安全確保を最優先にした取組み（ハード・ソフト両面での安全対策、事故発生時の適切な対応と補償等）
- ・ タクシーとライドシェアとの共存共栄（平等な競争環境の整備）

3. 街並み・景観整備

(1) 道路整備等の推進及び利活用

街並み・景観整備のためには道路整備が不可欠であり、木密地域の延焼防止のためにも、道路拡幅の速やかな整備を望む声が多く寄せられている。道路整備等のスピードアップの鍵を握るのは公共用地買収の迅速化であり、公共用地取得に応じない地権者に対しては土地収用手続きを積極的に活用するよう、かねてより要望しているところである。

また、道路拡幅により新たに道路へ接する者は、資産価値の上昇の恩恵を受けることができる。一方で、現在の用地補償制度による補償額は、道路拡幅前の現況によるとの定めから、道路拡幅により立ち退く者は、資産価値の上昇の恩恵を受けられず不公平であるという思いから立ち退きに応じないことがあり、事業進捗の妨げとなっている。現在の補償制度は、1962年に閣議決定された「公共用地取得に伴う損失補償基準要綱」によるものであり、道路整備後の資産価値の上昇について考慮されないこととなっている。他方、区画整理事業の換地では、資産価値の上昇を加味して土地評価額を算定している。円滑な土地取得を進めるため、道路整備等による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法を検討する等、柔軟な発想でより迅速な道路整備を推進されたい。

また、木密対策とあわせて無電柱化も重要である。無電柱化は、街並み・景観整備のほか、災害時に緊急車両が通行する道路を確保する観点からも必要である。ロンドンやパリは、無電柱化がほぼ完了しているが、東京23区の無電柱化率は僅か8%にとどまっており、無電柱化の早期整備が必要である。

さらに、住民や訪れる人にとって居心地が良いウォーカブルな街の整備も重要である。近年、自転車と歩行者、電動キックボードと歩行者の接触事故が散見されるが、歩行者の安全のために自転車走行帯の整備を進める等、歩行者と車両・自転車が共存する道路空間の整備を引き続き進められたい。また、新宿・渋谷・池袋等の商業集積地

7. 事業 (3)意見活動

では納品車両が街中を頻繁に往来する。これら納品車両のための共同荷捌き施設やカーブサイド（路肩側の道路空間）の整備により、歩行者が安全に歩行できるまちづくりを引き続き進められたい。さらに、散歩しながら楽しむことができる歩行者利便増進道路（ほこみち）のさらなる普及、並びにナイトタイムエコノミーの活性化にも資する夜間の活用を含め、公共空間を民間の経済活動の場として開放する取組みの一層の促進も検討されたい。

➤ 道路整備の推進

- 公共用地取得のスピードアップ（公平な用地補償制度の検討等、課題解決に向けた取組み）
- 木密地域の延焼防止に向けた道路整備（特定整備路線の整備）
- 無電柱化の着実な推進

➤ ウォークアブルなまちの整備及び道路空間の利活用

- 歩行者と車両・自転車が共存する道路空間の構築
- 歩行者利便増進道路（ほこみち）のさらなる普及
- 道路等の公共空間の利用促進（民間の経済活動への開放、夜間利用を含む）
- 共同荷捌き施設の整備

(2)地域と融合した再開発事業等の継続実施

2021年以降の急激な建築費高騰によって、再開発事業の計画が遅れるといった影響が出始めている。計画の遅れは、国際競争力強化・新産業創出・地域再生・木密解消による防災力強化等に悪影響を及ぼす可能性があることも懸念される。加えて、再開発事業は地域の住民や中小企業等を含めた権利者と長い時間をかけて合意し、また長年課題であった道路整備や公共施設整備等を組み込むかたちで事業を進めているケースも多い。建築費高騰の影響により、参加組合員負担金の増額等の事業計画変更を強いられる案件も残念ながら生じている。こうした状況下においても、地域と融合した国際競争力の強化に資する再開発事業が持続的に推進され、また地域住民・中小企業をはじめとした権利者が守られるよう、社会資本整備総合交付金等の支援を拡充されたい。また、市街地再開発事業の権利床に係る税制特例措置については、2025年3月末の期限延長を検討されたい。

駐車場附置義務については、多様な観点から附置義務台数低減の必要性が指摘されている。街並み・景観整備の観点からは、例えば商店街に面した土地にマンションを建設する際、附置義務台数を確保するために商店街に面して駐車場を設ける必要が生じた場合に、商店街の連続性が途絶えてしまうケースが想定される。また、環境の観点では、附置義務台数に加えてEV充電設備設置のスペースをさらに確保するのは、建物オーナーにとり過大な負担となっている。EV充電設備を設置する代わりに附置義務台数の低減を図ることを検討されたい。

東京2020大会では、国立競技場をはじめ各競技会場周辺ではオリンピック・パラリンピックの機運を高めるためのシティドレッシングがなされたが、コロナ禍のため無観客で競技が行われたことから、人眼につかなかったのは大変残念であった。しかし、シティドレッシングは、街並み・景観を華やかにする効果が期待されることから、街並みに溶け込んだ効果的なシティドレッシングの取組みを引き続き推進されたい。なお、シティドレッシングは、イベント時のみではなく工事現場の仮設工事の壁等も有効であることから、建設事業者と仮設工事の壁の活用等について検討するよう、東京都に働きかけていただきたい。

さらに、街並み・景観を形成する公開空地について、民間事業者を活用することにより街並みに賑わいを演出することができるが、現在の「東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則」により有料イベントは年間180日までとされている。有料のオープンカフェや物品販売では期間要件がなく、またナイトタイムエコノミーの活性化にも資することから、有料イベントの日数制限を東京都において緩和されるよう後押しされたい。

➤ 地域と融合した国際競争力強化に資する再開発事業推進（建築費高騰下での再開発事業の持続的推進）

- 社会資本整備総合交付金等の支援拡充
- 市街地再開発事業の権利床に係る税制特例措置の延長（2025年3月末期限）
- 地域住民・中小企業等の権利者への支援拡充

➤ 駐車場附置義務台数の低減（街並みの連続性の維持等）

➤ 東京の街並みに溶け込んだ効果的なシティドレッシングの取組み推進

➤ 公開空地等の利活用の推進（有料イベント年間180日の日数制限の緩和等）

II. 継続要望項目

1. インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化により、地方・二地域居住への関心の高まりや地方へ移転をした企業もあるが、中長期的には、東京及び首都圏は高度な都市機能の集積によって国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るべきである。地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るべくコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築を推進し、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する必要がある。

激しい国際競争のなかで東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。

(1) 都市の基盤…安全・安心、強靱化、持続的な成長**①土地利用や都市計画の柔軟な運用によるレジリエンス強化**

- 土地利用の複合利用等、さらなる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
 - ・ 事業者が事業拡大・継続を円滑にするための容積率緩和、遠隔地間の容積率移転
 - ・ 社会環境や多様な働き方、ニーズの変化に対応したまちづくりを進めるための土地利用・建築規制等の一層の柔軟化・スピーディな都市計画の運用
- 災害リスクの低減に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）
- 地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）の利活用推進

②民間活力による都市再生の推進

- （特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
 - ・ 魅力ある国際都市の形成に向けた事業促進、施策活用推進
 - ・ 日影規制や駐車場附置義務柔軟化の継続的な推進
- 国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクト推進
- 国際ビジネス環境の整備に対する支援拡充
（国際会議場や外国語対応の医療・教育・保育施設・宿泊施設等への支援、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実等）
- 交通・物流ネットワークにおけるミッシングリンクの解消による東京及び首都圏と地方都市の連絡速度の向上

③インフラ老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

- 首都高速道路更新計画の確実な推進
- 点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
- 維持管理に必要な人員・技術・財政に関する区市町村への支援強化
- インフラメンテナンス国民会議等を通じた新技術の取組みの着実な推進と水平展開

④老朽マンションの建替え等の促進

- 老朽マンション等の再生・耐震化に向けた建替え等の促進のための阻害要因改善
 - ・ マンション建替え決議要件見直しの迅速な実施（区分所有者等5分の4以上の同意要件の緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権排除等）
 - ・ 区分所有者の建替え費用軽減のための道路斜線・日影規制・高さ規制等、建築規制の緩和による容積率の拡大等
 - ・ 老朽マンションを別敷地で建替え、転居が可能となるような新たな仕組みづくり
- 緊急避難道路沿いマンションの建替え等促進
- 耐震化や再生が難しいストック等の適切な解体撤去促進

⑤木密地域等密集市街地の早期改善及び無電柱化の推進

- 助成等による木密地域の不燃化推進（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯整備等）
- 木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とする再開発促進に向けた新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価
- 東京都及び各区の執行体制、両者連携のさらなる強化の支援
- 無電柱化推進のための容積率割増等による都市開発諸制度活用及び低コスト化推進、財政的措置拡充
- まちづくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

⑥災害に備えたインフラ整備・まちづくりの推進

- 高規格堤防・調節池の整備、河川・海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
- 東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
- 羽田空港の耐震対策・浸水対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
- 災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度・税制支援等の後押し（2025年3月末で特例措置期限を迎える災害ハザードエリアからの移転促進のための不動産取得税の特例措置の延長等）
- 浸水区域を経由せずに高台等への安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等、高層階に避難しやすくする改修への支援等の推進

7. 事業 (3)意見活動

- 京成本線荒川橋梁架け替えの早期完成

⑦都市衛生環境整備の促進

- 下水処理場の処理能力拡充
- ごみ置き場の衛生環境向上

⑧空き家・空き地対策の推進

- 所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
 - ・ 改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力維持
 - ・ コミュニティや住環境の質の低下防止
- 改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）の周知啓発
 - ・ 所有者不明土地について、防災施設・再生可能エネルギー発電設備への利用促進
- 土地所有者等に対する土地の適正な利用・管理に関する責務についての周知啓発

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

①首都圏三環状道路の整備（外環道・圏央道）

- 東京外かく環状道路（外環道）
 - ・ 陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
 - ・ 再発防止対策等を徹底し、事業用地外の掘進も含め、安全確保を最優先とした上での、シールド工事の推進と東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通
 - ・ 東名高速～湾岸道路間の早期計画具体化
- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
 - ・ 早期の全線開通及び4車線化の加速化

②都心と首都圏空港間等のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

- 首都圏空港（特に羽田空港）と都心間等のアクセス改善による移動利便性の向上（羽田空港アクセス線、新空港線）
- 区市町村や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進（地下鉄8号線〔豊洲～住吉〕の着実な推進、地下鉄12号線〔光が丘～大泉学園町〕、新金貨物線の旅客化、メトロセブン）
- 混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組み推進

③コンテナふ頭・クルーズ客船ふ頭等の港湾施設の機能強化

- 大型貨物船への対応・国際基幹航路の維持・拡大に向けた港湾のふ頭整備（大井コンテナふ頭の再編整備の着実な推進、コンテナ船等の大型化の進展、貨物量の増加、港湾エリアの交通混雑等への対応等）
- 港湾と後背圏をつなぐ道路ネットワークの整備推進
- 大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備（2バース化の早期実現）
- 官民連携による国際クルーズ拠点（横浜港）としてのハード・ソフト両面の取組み推進

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進

- 首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第5滑走路検討等の取組み推進、成田空港の処理能力強化、羽田新飛行経路の着実な遂行等）
- 首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
- 横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
- 首都圏空港におけるビジネスジェット受入れ及び駐機場の拡大、都心への交通アクセス強化

⑤首都圏の高速道路・国道等の交通円滑化

- 恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
- 踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅等の積極的な推進
- 観光地市街部等におけるICTやAI等を活用した交通マネジメントの確立と展開
- 主要国道のバイパス化、道路拡幅等（357号、6号、20号等）
- スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

- 自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進（新東名高速等）、共同輸配送・中継輸送・モーダルシフトの推進、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
- ドローンの利用、宅配便再配達削減（宅配ボックス等）等による生産性向上
- 路肩の柔軟な利用による荷捌き車両の路上駐車スペースの改善、共同荷捌きスペースの整備・確保

- 重要物流道路制度による道路機能強化推進とその機能の民間への周知
- 羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

⑦シームレスな移動環境の充実（MaaSの社会実装に向けたスピードアップ）

- 進化するデジタル技術を活用し、国や自治体、公共交通事業者等が連携しMaaSの社会実装をスピードアップ
- 道路交通のトラフィックの円滑化のため、ビッグデータ、AI等最新技術を活用した一層精度の高い情報通信インフラ整備の推進
- 各事業者が所有する交通関連データ活用のためのスキームの検討

⑧リニア中央新幹線を契機とした日本中央回廊の形成

- リニア中央新幹線開業に向けた着実な取り組み
- 世界から資金や人材、情報呼び込む日本中央回廊の形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
- 日本中央回廊の形成による各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
- 日本中央回廊の核都市として、東京圏が日本の新たな成長エンジンとなるための国による後押し

⑨インフラのストック効果の見える化・見せる化

- インフラのストック効果の住民への幅広い周知
- 重要なインフラ整備計画に対する多様な主体の理解と参画
- インフラツーリズムの推進

(3)都市の多種多様な魅力…人々の交流・魅力の創出

①公開空地等の利活用の推進

- 公開空地の面積要件の緩和（東京都におけるまちづくり団体登録制度の要件緩和）
 - ・ 「複数の公開空地の合算面積で1,000㎡」に緩和（都決定案件と区市決定案件の公開空地の合算面積も対象に） ＜東京都向け要望＞
- 有料の公益的なイベントの日数制限（180日）の緩和 ＜東京都向け要望＞
- 区市町村以外の事業者（NPO法人・一般社団法人・株式会社等）においても自転車等のシェアリング事業実施を可能に ＜東京都向け要望＞
- 自転車以外のシェアリングモビリティ置き場として活用（電動キックボード、電動車いす、マイクロモビリティ等） ＜東京都向け要望＞
- 商業的広告物の規制緩和
 - ・ 商業的広告の設置を可能にし、収益をまちづくり団体の活動へ活用 ＜東京都向け要望＞
- 公開空地・公園・道路の一体利用の推進（申請窓口の一本化、デジタル化による利用申請・承認の迅速化等）＜国・都向け要望＞

②ウォーカブルなまちの整備

- 歩行者にとって安全・安心なまちづくり
 - ・ パーソナルモビリティ（自転車・電動キックボード等）走行帯の整備
 - ・ 歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できる環境の整備
- 賑わいの創出
 - ・ 歩行者利便増進道路（ほこみち）のさらなる普及（指定箇所の拡充・面的推進等）
 - ・ ウォーカブルな水辺の創出（高規格堤防を活用した賑わい形成等）
- グリーンスローモビリティの活用・導入支援
- 共同荷捌き施設の整備
- 公園・緑道の整備推進

③楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

- 公共空間の整備・利用促進による地域の利便性や快適性の向上
- 市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成による都市の魅力向上
- 子供が自由に遊ぶことのできる公共空間の整備
- ウォーカブル推進税制の活用推進
- ウォーターフロントの利用促進
- 空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けての取組みの強化
- コミュニティの維持や地域の魅力向上を目的として民間（地権者・企業・開発事業者等）が主体的に行うエリアマネジメントの取組みを推進するための環境整備

2. 施策のスピードアップに向けた環境整備

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点でまちづくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力を高めるための柔軟な制度運用や取り組みを行っていく必要がある。インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。民間企業が早期に建物を竣工させ投下資金の回収を急ぐのと同様に、公共事業においても早期竣工によりB/C値を当初計画どおり確保し、高いストック効果を発揮することで国際競争力の向上を図る必要がある。

インフラ整備のスピードアップに向けては、様々な課題があるが、その根幹となるのは公共用地取得のスピードアップである。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設等もあわせて検討・実施していくことが必要である。

また、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は2023年3月時点の全国の面積ベースで約52%である一方、東京都の進捗率は約25%と低くなっている。地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

(1) 公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

- 土地収用手続きへの移行を決定・指示できる第三者機関の設置等80%、3年ルールにより厳格な運用
 - ・ 「用地取得率80%となったとき、または用地幅杭打設終了時から3年を経たときのいずれか早い時期に収用手続きに移行すべき」という国土交通省の通達（平成15年3月28日付事業認定等に関する適期申請等について等）を着実に運用すべき
- 収用委員会の積極的な活用と裁決等のスピードアップ
- 公共用地取得遅延による機会損失額の最小化
- 都市計画事業認可方式の活用

(2) 官民連携による公共用地取得業務の加速

- 公共用地取得のスピードアップに向けた積極的な民間活用（用地の測量・調査・補償金額算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請の補助業務等）
- 用地職員の人材育成（公共用地取得に関する業務、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等）
- 関東地方整備局・東京都による区市町村への支援

(3) 公共用地取得における不公平感の解消

- 道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消（再掲）
 - ・ 現行の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」では立ち退く者が享受できない当該地区の資産価値上昇分を還元する方法等の新たな損失補償制度の検討・創設
- 公共用地売却による所得控除の全国一律での設定による不公平感の解消
 - ・ 全国一律の控除額（5,000万円）の公示地価・路線価等を勘案した各地域の地価に応じた控除額への変更

(4) 地籍調査の早期の進捗率向上

- 地籍調査の早期の進捗率向上が必要（第7次国土調査事業十箇年計画（2020～2029年度）の早期執行）

3. まちづくりにおけるGX・DXの推進

政府は2030年度における温室効果ガス排出量について、2013年度比で46%削減するとともに、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目標としている。東京都においても、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を2021年に発表し、2030年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。

東京都の温室効果ガス排出量を部門別にみると、業務部門・家庭部門・運輸部門の3部門で全排出量の約9割を占めており、東京においては、これら3部門からの排出を抑制することが肝要である。脱炭素に関する国際競争に勝ち残るためにも、中小企業のGXや中小ビルにおける省エネ・脱炭素の一層の推進に向け、大規模かつ積極的な取り組みを実施されたい。

先進国における日本のDXの立ち遅れが懸念されているなか、政府はデジタル庁、東京都はデジタルサービス局が旗振り役となり、行政手続きの効率化・迅速化等に取り組んでいる。住民及び事業者の利便性向上を速やかに図り、行政のDXを強く推し進めることが重要である。

日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、東京都は2022年3月に「東京ベイeSGまちづくり戦略2022」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくり

に関する考え方をとりまとめた。東京都内の多くの企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発をはじめとするゼロエミッション都市やデジタル技術を活用した利便性の高いスマートシティの早期形成に期待している。スマートシティのまちづくりにおいて最も重要なことは、住民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることである。ベイエリアが、カーボンニュートラル、DX、安全・安心等様々な社会課題の解決に向けた日本、さらには世界のスマートシティのショーケースとなるよう強力に開発を後押しすべきである。また、ベイエリアと国内外との交通・物流機能強化により、経済効果の波及等を促進していくことも重要である。

(1) まちづくりにおけるGXの推進

①官民を挙げたGXの取組み強化

i) 業務・家庭部門のGX

- 既存ストックの脱炭素化の強力な推進
 - ・ 断熱改修をはじめ、エネルギーマネジメントシステム整備等の政策の総動員
 - ・ 断熱改修補助金、ZEB・ZEH補助金の申請手続きの簡素化
- ZEB・ZEHの普及促進
 - ・ ZEB・ZEH建築のメリットの周知啓発と補助金の拡充、補助金申請の簡素化
 - ・ ZEB・ZEHへの入居促進
- 多様な再生可能エネルギー対策の推進
 - ・ 太陽光パネルが適さない建物（短時間の日照、狭小住宅等）に対する代替案の整備
 - ・ 再エネ設備等によるオフサイト電源や蓄電池導入への支援、公共施設・所有者不明土地等への再エネ設備設置促進

ii) 運輸部門のGX

- EV車・FCV車（燃料電池自動車）の普及に向けたEV充電設備・水素ステーションの整備促進
 - ・ EV充電設備設置に対する支援の拡充
 - ・ EV充電設備設置による駐車場附置義務台数の低減（再掲）
 - ・ 民間商用車（バス・トラック等）の利用が可能な水素ステーションの設置推進
 - ・ 高速道路サービスエリア・空港・港湾等への水素ステーションの設置推進
- EV車・FCV車等の早期実装化・普及促進（車両導入費の支援等）
- SAF等のバイオマス燃料、合成燃料等の燃料政策の推進（航空機・既存車両等のGX）

②再エネ設備等の整備促進による気候変動に適応したまちづくりの推進

- 港湾・空港・道路等のインフラ施設におけるカーボンニュートラルのさらなる推進
- 洋上風力発電の導入促進
- 公共空間等を利用した再エネ設備の設置
- 地域におけるエネルギーの効率的利用（地域冷暖房等）の促進
- CO₂を吸収・貯蔵する技術の研究・施策の加速
- グリーンインフラ整備・生物多様性の保全・エネルギー効率的利用に向けたまちづくり
- 再エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置（地域におけるGXの推進）
 - ・ 地方小都市における地産地消の再生可能エネルギー発電システムの整備、余剰電力の売電による収入増と発電事業による雇用創出
 - ・ 都内の建物敷地内での再生可能エネルギー設備設置に加えて、地方都市への設置に対する補助拡充（東京と地方都市の連携）
 - ・ 再生可能エネルギー設備の設置を可能とする用途地域等の見直し
 - ・ エネルギー拠点の分散配置による国土強靱化

(2) まちづくりのためのデジタル技術活用

①行政のDX推進

- 行政手続きの効率化・迅速化・ワンストップ化
（省庁や都区の垣根を超えたデータの一元管理による行政サービス効率化）
- 住民サービスのシステム共通化による効率化・費用削減
- 使いやすい・分かりやすい・見やすい行政手続きのソフト・サービスの開発並びに情報処理能力の強化
- デジタルデバイドの解消

②スマートシティの早期実現

- 住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティ推進
 - ・ 実装モデルをつくり成功体験の積み重ね
 - ・ 中小を含む多くの事業者の参画支援
 - ・ 社会実装の早期実現によるまちの価値向上

7. 事業 (3)意見活動

- スマートシティ早期実現に必要なデータの開示等
 - ・ 事業者から要請のあった行政保有データへの開示協力
 - ・ 一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築
 - ・ 発災時の避難のモニタリングに有用な人流センサーの設置等によるデータ取得の円滑化
- 都市OSのAPI連携による都市間のデータ・サービス連携

(3)東京ベイエリアの国際ショーケース化

- 住民・事業者・来街者の開発への協力・参加
(東京ベイエリアの「カーボンニュートラル・DX・安全安心」等の課題解決モデル都市化)
 - ・ ゼロエミッション都市やスマートシティの早期実現を目的とした住民・事業者・来街者による都市開発への積極的な協力・参加促進（ZEB・ZEHやデジタルサービス等の体感・体験等）
 - ・ 自動運転・空飛ぶクルマといった次世代モビリティの社会受容性の向上に向けた取組み
- 経済効果を波及させるインフラ整備
 - ・ 東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備（臨海地下鉄新線、羽田空港アクセス線、地下鉄8号線、品川地下鉄、新空港線、亀戸～新木場間LRT、首都高速晴海線延伸、第二東京湾岸道路等）
- 文化交流拠点（エンターテインメント、MICE関連施設の集積等）の創造

以上

2024年度第4号

2024年6月13日

第247回（臨時）議員総会・第770回常議員会決議

＜提出先＞国土交通大臣、観光庁長官、公正取引委員長、国土交通省・観光庁・公正取引委員会幹部

＜実現状況＞

【関連予算の確保・拡充】

○効率的な物流ネットワークの早期整備・活用 [3, 676億円（対前年1.02倍）]

⇒三大都市圏環状道路等の整備の推進、効率的なトラック輸送等

○建設業・運輸業等における働き方改革 [155億円（対前年1.11倍）]

⇒担い手の確保・育成や生産性の向上

○密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化の強化 [185億円（対前年2.44倍）]

⇒密集市街地における防火対策・無電柱化の推進等

【その他の実現状況】

○地下鉄8号線および南北線延伸着工、新空港線整備に向けた営業構造の認定申請

○老朽化マンションの建替え促進

⇒建替え決議要件を所有者の「5分の4以上」から「4分の3以上」とする区分所有法の改正案を3月4日に閣議決定・衆議院提出

○市街地再開発事業の権利床に係る税制特例措置を延長

5. 首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望

【基本的な考え方】

東京は世界一の都市圏人口を誇り、産業・文化・歴史等の幅広い地域資源によって構成される魅力溢れる都市である。一方で、2023年11月に発表された「世界の都市総合力ランキング」（森記念財団都市戦略研究所）によると、東京は総合評価でロンドン・ニューヨークに次ぐ第3位となり、前回の順位を維持したものの、五輪を控えた第4位のパリとは僅差である。東京の都市総合力を分野別に見ると、まちづくりに関連する分野のうち、「文化・交流分野」と「交通・アクセス分野」において、東京はこれら4都市の中で最下位に沈んでいる。

文化・交流について、東京は歴史・文化・芸術等、魅力的な文化的資源を有しており、世界からも評価されているものの、それらが十分に都市戦略やまちづくりに活かされているとは言い難い。「国際文化都市東京」を実現すべく、東京が持っている「文化の力」を再認識し、文化と事業を組み合わせる新たな付加価値を生み出し、東京の魅力として強力に発信していくことが重要である。

また、交通・アクセスについては、都市の基盤としての道路・鉄道・空港等のインフラ整備による国内外ネットワークのさらなる充実が必要であるとともに、特に街路整備等においては都市のレジリエンスを高める取組みやウォークアブルなまちの整備といった視点が欠かせない。

他方で、都市の再生や機能強化を担う建設業・運送業は時間外労働の上限規制の適用と人手不足という大きな課題に直面しており、都市機能の更新が滞れば東京の国際競争力も低下することにもなりかねない。生産年齢人口の減少が見込まれるわが国において、労働生産性向上を目的とした「働き方改革」は事業者にとって不可避の取組みであり、両業界における人材確保・育成、生産性向上等を実現していくための強力な取組みが必要である。

以上の基本的な考え方のもと、首都・東京が持続的かつ魅力あるまちとして、国際競争力を向上させていくための都市政策等について柔軟な対応を求めるべく、以下のとおり要望する。

I. 重点要望項目

1. まちの魅力向上 ～「国際文化都市東京」に向けて～

東京のまちに新たな付加価値を生み出し、世界に誇る「国際文化都市東京」を実現するためには、都内各所に根差した多種多様な「文化の力」を最大限活用すべきである。都市が持つ文化は様々な要素により形作られているが、特に国際競争力向上の観点からは、世界の他の主要都市と比較して低位となっている分野の底上げと、従来から東京が強みとする分野のさらなる伸長の両面からの取組みが必要である。

2023年の「世界の都市総合力ランキング」（森記念財団都市戦略研究所）によれば、東京はロンドン・ニューヨークに次ぐ総合3位であり、僅差でパリが4位に続く。分野別のランキングを見ると、まちづくりに関連する分野のうち、東京は「文化・交流分野ランキング」において1位のロンドンにスコア上も大きく差を付けられ、5位に甘んじている。同分野において東京が優位に立っている項目も少なくないが、ロンドンと大差が付いている要因のひとつが、項目別ランキングで30位と大きく後れを取っている「ナイトライフ充実度」である。インバウンドの文脈においても東京の夜の過ごし方への課題が指摘されて久しく、夜間の経済活動を活発化させる観点からも、世界の主要都市と比較して低位となっているナイトライフの底上げが不可欠である。

一方で、東京のまちが有する強みとしては、世界で広く人気を博している漫画・アニメ等のサブカルチャーや、88件の重要文化財（建造物）と97件の東京都選定歴史的建造物（2024年1月時点）が点在する江戸・東京が持つ歴史文化が挙げられる。「アニメ産業レポート2023」（一般社団法人日本動画協会）によれば、2012年に2,408億円だった日本のアニメ関連産業の海外市場規模は、2022年には1兆4,592億円と急速に拡大している。また、「海外における対日世論調査」（外務省、2024年）によれば、外国人が日本に対して抱いているイメージとして多くの国で「豊かな伝統と文化を持つ国」が1～2位になる等、日本の文化と歴史は海外で広く認知されている。このように、近年のデジタル化・ソーシャル化も相まって日本の文化と歴史が世界中に拡散され人気を得ている一方で、それらの強みが都市戦略やまちづくりに十分に活かされているとは言いがたい。現代のように家にいながらあらゆるものにアクセスでき、SNSにより個人レベルで情報拡散がなされるデジタル・SNSの時代には、まちは個人の感性に突き刺さるような魅力を、リアルな体験価値として提供していく必要がある。このとき、東京の各地域に刻まれた文化および歴史の活用は、まちづくりに関する大きな差別化要素となる。東京の文化と歴史をはじめとした各地域の個性をまちづくりに活かし、さらにその魅力を伸長すべく、世界をリードする積極的な取組みを展開する必要がある。

(1) ナイトタイムエコノミーの活性化

東京のナイトライフ関連産業はコロナ禍により大きく落ち込んだものの、直近では夜の街にも徐々に活気が戻り、インバウンドも2023年の終盤以降からはコロナ禍前の水準に回復してきた。まさに今、ナイトタイムエコノミーの活性化を再び図るべきタイミングを迎えている。海外都市におけるナイトタイムエコノミーの経済規模は、ロンドンでは約2.3～3.4兆円（177～263億ポンド、2016年公表時の1ポンド130円で試算）、ニューヨークでは約2.1兆円（191億ドル、2019年公表時の1ドル110円で試算）とされており、東京においても大きな効果が期待できる。

夕食後から就寝までの時間帯に楽しめるコンテンツが不足しているといわれている東京において、ナイトタイムエコノミーの活性化は新たな市場創出に近い。新市場創出のために必要なものは、行政の旗振り、法制度の整備、多様なプレーヤーの参入の3点であると考えるが、いずれも東京の現状との間にはギャップがある。

まず行政の旗振りについて、例えば先述の「ナイトライフ充実度」で1位のロンドンは、2012年のロンドン五輪と2015年のラグビーW杯を機に消費拡大等を目指してナイトタイムエコノミーの活性化に力を入れ、2016年に就任したサディク・カーン市長が「24Hour City London」というコンセプトを掲げてその動きを加速化させた。サディク・カーン市長は昼と夜に跨る様々な利害関係者をとりまとめた街の安全性を担保しながらナイトライフの充実を図るナイト・ツァー（Night Czar）制度を創設し、国際競争力の向上、経済活性化に加え、住民の安全やウェルビーイングも含めてロンドンの夜がどうあるべきかのビジョンを明確に示した。東京においても、都市政策におけるナイトタイムエコノミーの位置付けやその活用に関するビジョン・戦略の策定が第一に必要であり、民間の多様なステークホルダーの活動実態や生声の把握、海外都市の先行事例調査の

実施が望まれる。行政が旗を振ることにより、市民の間に夜間帯に文化的な活動をする機運が醸成されることも期待される。

また、法制度の整備について、2016年に改正風営法が施行され、大枠の整備はなされたものの、まだまだ現代の実態とは乖離したものと言わざるを得ない。適正な法制度の整備は多様なプレーヤーの参入に欠かせない土台であり、コンプライアンス遵守意識の高い企業を含め、様々なプレーヤーがグレーゾーンの心配をせずに参入でき、創意工夫して競い合う環境を生み出す必要がある。例えば風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第22条に定められている特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許可地域の指定に関する条例の基準は1980年代に作られたものであり、(1)風俗営業等密集地域、(2)深夜において1平方キロメートルにつきおおむね100人以下の割合で人が居住する地域、は現代の実情にそぐわない基準であり、ナイトライフ施設を新規開業するハードルが非常に高くなっている。さらに、東京都風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則第7条に定められている保全対象施設との距離制限は水平距離で測られるものであり、MICEの振興や再開発等により大規模ビルに保全対象施設を含む様々な機能が求められる現代において、ビル内へのナイトライフ施設の誘致・設置に大きな制約が課せられる事態となっている。現代の実情に合わせ、垂直距離を含む立体的な距離制限導入等の柔軟な対応や施設へのセキュリティの設置義務等、ゾーニング以外で地域の安全・安心を担保する仕組みの検討が望まれる。まちづくりの観点からは、再開発に伴う用途地域の変更を適時適切に行うことで竣工後の特定遊興飲食店の即時営業を可能にすることや、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第75条で一律に定められている施設の構造要件を柔軟化しユニークで個性の光る小規模店舗の参入を促すこと、さらに、例えば台湾の夜市のような、道路等の公共空間を活用した地域住民にも観光客にも開かれたイベント等の実施促進や、隅田川の屋形船や東京湾クルーズに代表されるような東京の舟運やウォーターフロント関連資源の活用等により、まちに多様性や回遊性を生み出すことも肝要である。

このように、地域住民に配慮し、安全・安心な暮らしの維持を前提としながら、東京の各地域に所在する既存資源の活用を含め、現代の実情や多様な民間ステークホルダーの声を取り入れた形でのナイトタイムエコノミーの活性化が必要である。この際、東京のすべての地域のあらゆる施設を夜間営業に適応させる形ではなく、地域住民の生活への影響を踏まえ、地元のニーズに即した形で推進していくことが望ましい。また、ナイトタイムエコノミーの活性化は夜間の働き手の確保と表裏一体であるが、慢性的な人手不足への対策としては賃上げを含む個社の努力だけでは限界がある。外国人労働者を含むナイトタイムエコノミー関係事業者の雇用支援のほか、業務効率化に資するDX投資の支援や、深夜帯の働き手の帰宅手段かつ来街者や住民も利用できる公共交通機関の整備も重要である。あわせて、コロナ禍を経てインバウンドが復調しているなか、財源確保の観点から、国におかれては2019年に新設された国際観光旅客税(出国1回につき1,000円)、東京都におかれては宿泊税(東京都では、1人1泊あたり10,000円以上15,000円未満は100円、15,000円以上は200円、10,000円以下は課税免除)の課税額・課税基準の見直しを検討されたい。

さらに、公営の美術館・庭園等の閉館・閉園時刻の延長や、効果的なプロジェクションマッピングの展開、地域の魅力となっている芸術や音楽・歴史・サブカルチャー・和食といった文化(クールジャパン資源)の発信強化等の一層の推進も要望する。

- 東京におけるナイトタイムエコノミーの活性化に向けたビジョン・戦略の策定
 - ・ 海外の先行事例調査、およびナイトライフ観光や都内事業者の実態調査の実施
 - ・ 多様なステークホルダーの声を取り入れたオープンな会議体の運営と戦略策定
 - ・ 地域事業者や住民に対するビジョン・戦略の発信と機運の醸成
 - ・ 戦略を実行する関係部署の体制拡充、ナイトライフ局設置等による部署間連携の加速
- 地域の実態を踏まえた多様なプレーヤーの参入を促進する法制度の整備
 - ・ 地域住民の安全・安心な暮らしの維持を前提とした法改正
(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許可地域や距離規制の現代の実情に合わせた見直し、用途地域等の適時適切な見直し、ゾーニング以外で安全・安心を守る方策の検討、施設の構造要件の柔軟化、公有地売却時の規制緩和を見越したプロポーザルの受付、規制緩和エリアの設置等)
- 人手不足対策の支援(外国人労働者の雇用支援、DX投資の支援、国際観光旅客税や宿泊税の課税額・課税基準の見直しによる人手不足対策支援財源の確保、イベント開催費用通減にも資する警備設置基準の設定等)
- 深夜帯の公共交通機関の整備
- その他ナイトタイムエコノミーに関する取組み等の一層の推進
 - ・ 道路等の公共空間を活用したイベント等の実施促進
 - ・ 公営の美術館・庭園等の閉館・閉園時刻の延長
 - ・ プロジェクションマッピングの周辺地域への経済波及効果向上と面的な展開
 - ・ 地域の魅力となっている芸術や音楽・歴史・サブカルチャー・和食といった文化(クールジャパン資源)の発信強化
 - ・ 東京のナイトライフ関連イベントの年間スケジュールの整備と発信

(2)漫画・アニメを活用したまちづくり

漫画「SLAM DUNK」を原作とした映画「THE FIRST SLAM DUNK」が2022年から

公開されて東アジア諸国でヒットし、本年3月には映画「君たちはどう生きるか」が米国のアカデミー賞長編アニメーション賞を受賞したほか、2019年にロンドンの大英博物館で開催された漫画展「The City Exhibition Manga」は大英博物館の企画展史上最多の来場者数を記録する等、日本のサブカルチャーは世界で高い評価を得ている。「SLAM DUNK」の舞台となった湘南に観光公害が発生するほどインバウンド客が殺到するように、日本の漫画・アニメは単なるコンテンツ消費に留まらない経済波及効果をもたらしている。世界に誇る文化的資産を最大限活用し、地域の魅力を創出し磨き上げることで「国際文化都市東京」を実現したい。そのためには、「トキワ荘」（豊島区）周辺に代表される、漫画・アニメの源流・歴史を活用したまちづくりの促進や、サブカルチャー関連イベント実施時の公道使用の柔軟化、地域振興イベントへのコンテンツ利用費助成等を含む支援が望まれる。あわせて、地域おこしに資する魅力的なコンテンツの継続的な創出に向け、関連産業における取引適正化の推進等による労働環境の整備を行い、産業自体の魅力度向上および人材の確保・定着を図る必要がある。

また、このように地域に価値を生み出す力を持つ漫画・アニメであるが、直面している課題のひとつが、原画に代表される制作関連物の保護・保存の困難さである。特に近年、漫画の原画が芸術的・商業的価値を持つようになっていながら、保管施設の不足や作者死亡時の相続税の発生懸念により原画の破棄や海外流出が起きているのは大きな損失であり、原画の寄贈先となりうる公益団体やアーカイブ施設の一層の整備が求められる。また、アーカイブ施設の整備に際しては、都市や地域の競争力向上を念頭に、横浜市増田まんが美術館にみられるような展示・発信機能とあわせた整備の検討が不可欠である。台湾や韓国では国立の漫画博物館が存在するなか、世界に誇る漫画・アニメコンテンツを有する日本・東京にふさわしい大規模な保存・展示施設の整備推進を要望する。

➤ 漫画・アニメと関連した地域おこし

- アニメの源流である漫画とアニメの歴史を活用したまちづくりの促進
- 公共エリアを含むまちなかでのイベント実施時の公道使用等の柔軟化
- 地域イベントや関連施設への支援拡充（コンテンツ利用費用の助成、パイリンガル対応支援等）
- イベント実施や海外発信の情報共有を目的とした漫画・アニメのステークホルダー（民間・大学・自治体等）の会議体の発足
- 地域おこしに資する魅力的なコンテンツの創造に向けた人材の確保・定着

➤ 今後歴史的・経済的価値を生み出しうる漫画・アニメの制作関連物の保護・保存

- 原画のアーカイブ施設の整備
- 漫画・アニメの歴史や価値を保存・集約して展示・発信する博物館等関連施設の整備
- 作家死亡時の原画寄贈先の整備
- 模倣品や海賊版作品等に対する取り締まりの強化

(3) 歴史文化を活かしたまちづくり

東京には、88件の重要文化財（建造物）と97件の東京都選定歴史的建造物（2024年1月時点）が存在しており、江戸時代から脈々と続いている歴史文化がまちに刻まれている。こうした世界遺産に匹敵する江戸の歴史文化を活用し、いかに地域振興を図るかという視点は、東京の持続的な繁栄のため非常に重要である。東京近郊の鎌倉市や小江戸三市に数えられている川崎市・香取市・栃木市は、古い街並みを保存することにより国内外から誘客を図り、地域経済の活性化を実現している。

一方、東京では高額な土地価格を要因として、固定資産税の負担が重く、また相続税を支払うために土地を売却せざるを得ない事例がある等、古い街並みを維持することが困難な環境にある。多くの地域で、古い商店に代わり再開発による商業施設等の新しい施設が集客の中心的役割を果たしている。これら新しい施設による誘客は歓迎されるものではあるが、東京の歴史的資産を再評価して街並みを保存・整備し、歴史文化を活かしたまちの魅力により誘客することも重要である。投資リターンが期待できる民間主導の商業施設等の建設と異なり、古い街並み保存・整備には、行政の強力な後押しが不可欠である。

都内の商店街においても、個人商店の廃業等によりシャッター商店街が出現するようになっている。趣のある商店は相続発生時に相続税を支払うために売却されるか、賃貸住宅に建替えられ、これにより商店街の連続性が分断され、商店街の魅力が損なわれるといった悪循環が指摘されている。歴史的価値の認められる建物の商店についても、営業継続可能な環境整備に向けて固定資産税の減免による事業継続支援について検討されたい。さらには、歴史的建造物の防火・耐震・免震化を前提にした建物の保存修理費用の支援・固定資産税の減免等についても検討されたい。また、歴史的価値を有している寺社の建造物について、檀家の減少等により維持・修繕費の捻出が困難な寺社を対象に、境内に防火水槽を設置することを前提に修繕費用を補助する等、地域防災に貢献する設備の設置を前提とした歴史的建造物の保存を後押しされたい。

東京都においては、歴史的建造物の保全に対する助成制度を設けているが（東京都選定歴史的建造物に係る助成：保全工事に要する経費の「2分の1以内」かつ「400万円以内」等）、近隣の横浜市の助成制度と比較すると助成率や上限額において見劣りしていることは否めない（横浜市（認定歴史的建造物に係る助成）外観保全に要する経費の「3分の2以内」かつ「6,000万円以内」等）。横浜市の歴史的建造物の登録及び認定制度を参考にすると、歴史を活かしたまちづくり支援制度の拡充を図るべきである。さらに、既存の建築物のリノベーション等により、魅力的な街並みを形成し賑わいを維持・創出する取組みも重要である。このため、歴史的な街並みをはじめ、

7. 事業 (3)意見活動

地域の個性を活かした再生まちづくりを推進されたい。

積極的に歴史文化を掘り起こす取組みを進めるための優れた手法のひとつとして、国土交通省と文化庁、農林水産省の所管する「歴史まちづくり法」の活用促進や歴史文化を活かしたまちづくりの支援制度の拡充を昨年要望した。全国の95都市（2024年3月時点）で歴史まちづくり法が活用されている一方、同法の活用に必要な歴史的風致維持向上計画作成に係る業務量の大きさが区市町村における同法の活用を妨げているとの声がある。同法の活用を促すため、当該計画を作成するための調査の簡素化や調査に係る外注費用に対する補助等、区市町村の負担を軽減する取組みが必要である。

歴史文化を活かしたまちづくりには多くの時間と手間を要し、前述の歴史まちづくり法をはじめ、即効性のない施策は区市町村で先送りにならざるを得ないところがある。区市町村が歴史文化を活用したまちづくりに腰を据えて取り組めるよう、人員配置・組織体制づくりの支援を検討されたい。

また、近隣の横浜市・鎌倉市では、街並み整備や歴史的建造物保存のためにふるさと納税を積極的に活用している。ふるさと納税の資金使途として、横浜市では「歴史的建造物を守りたい！生かしたい！（歴史的景観保全活用事業）」、鎌倉市では「景観重要建造物等保全基金」に対する寄付を募っている。東京都におかれても同様の取組みを積極的に推進されたい。

- 歴史文化を活かした景観整備・保存
 - ・ 街並み保存のための強力な支援（固定資産税の減免による事業継続支援、地域防災対策と一体となった街並み景観整備への支援等）
 - ・ 歴史的建造物の防火・耐震・免震化を前提にした保存修理費用の支援・固定資産税減免
- 歴史文化を活かしたまちづくりの推進
 - ・ 歴史文化を活かしたまちづくり支援制度の拡充
 - ・ 歴史まちづくり法の活用と区市町村の組織体制づくりへの支援
- ふるさと納税を積極的に活用した街並み整備・保存

2. インフラ関連産業の人手不足対策

(1)建設業と運送業の2024年問題への継続的な支援

2024年4月から建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまった。他の業種と同様に労働基準法が定める時間外労働の上限が適用されることとなり、法改正対応は待ったなしの課題であるが、建設業・運送業が都市力向上に力を発揮していく観点からも、多様な働き方を取り入れ、魅力ある職場環境を整備することが極めて重要である。長時間労働（時間外労働）是正に加え、積極的に働きたいという意欲を持つ働き手への対応について、事業者はあらゆる方策を組み合わせる必要に迫られている。従業員が規制前と同等の収入を得るために、場合によっては他の建設事業者、運送事業者等からの副業収入に頼るといったことも想定されるなか、時間外労働の上限規制を適用するに至った働き方改革の精神に立ち戻り、規制の結果生じる事象をフォローアップしていく必要がある。

長時間労働の是正の方策のひとつとして、建設業においては、適正な工期設定による時間外労働の削減が挙げられる。国・東京都の発注工事は時間外労働の上限規制に配慮した工期設定となっているが、区市町村の発注工事は配慮が十分でないとの声もあり、区市町村による適正な工期設定を促す取組みを推進されたい。また、工事書類の削減・簡略化やi-Construction2.0の推進、BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）、遠隔臨場等、DX活用により労働生産性を向上させ労働時間を削減する取組みも不可欠である。

一方で、運送業においては、物流生産性向上による時間外労働の削減に向けて、荷役設備や倉庫設備等の設備・システム導入に対する助成や税制優遇措置を継続されたい。着荷主事業者が荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間の把握ができるシステム、並びに納品（パース）予約、求貨、求車サービス等の導入にかかる支援も重要である。あわせて宅配事業者において、再配達削減による物流効率化が図れるよう、再配達防止キャンペーンや置き配パックの配布支援等を継続実施し、利用者の行動変容を促すよう努められたい。

加えて、建設業・運送業ともに個社の取組みだけでは、納期・取引価格等、業界全体の課題改善は困難が想定される。事業者間の相互協力と連携強化に向けたパートナーシップ構築宣言の登録を推進するほか、運送業においては荷主も含めた改正物流総合効率化法・改正貨物自動車運送事業法の周知徹底や「ホワイト物流」推進運動の機運醸成もあわせて行い、各企業の取組みの見える化及び事業者間の共存共栄関係を構築することが重要である。なお、パートナーシップ構築宣言等の効力が及びづらい外国企業・外資系企業に対しても価格転嫁等の取引適正化が図られるように注視されたい。

そのほか、建設業・運送業の担い手確保も急務となっている。若手の就業者数が充足していないため、建設業及び運送業の就業者の約5割が50歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行している。また、外国人労働者が日本よりも他の国での就労を選ぶケースが増え、以前よりも人材獲得が厳しくなっているとの声もある。よって、パートタイム労働者の「年収の壁」による弊害の解消、若年層の職場定着率の向上、賃上げに向けた適正取引の推進、外国人労働者の確保および長期雇用への環境整備のほか、建設業においては、建設キャリアアップシステムの推進、運送業においてはフォークリフト免許取得の支援、ドライバーの休憩場所等の福利厚生施設整備に対する支援等、担い手を確保するための施策を継続的に実施・検討されたい。

- 働く環境の改善
 - 2024年問題への対応
適正な工期設定の推進、週休2日制の確保、工事や委託の施工時期等の平準化、書類の削減・簡素化の推進、商習慣の改善
 - 効率化のためのDX推進・設備投資に対する助成金や税制措置
- 再配達削減等の物流効率化に向けた機運醸成
- 人材確保・育成の推進
 - 女性活躍・若手育成モデル工事の拡大、建設キャリアアップシステムの推進、建設業の魅力発信、資格・免許取得等に対する支援
 - 外国人労働者の雇用促進（マッチング支援・日本語教育支援・生活支援等長期雇用に向けた環境整備）
- 従業員の賃金水準の改善
 - 必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ
 - 官民連携した施主・荷主に対する適正取引の啓発（パートナーシップ構築宣言推進、改正物流総合効率化法・改正貨物自動車運送事業法の周知徹底、「ホワイト物流」推進運動の機運醸成等）

(2) 地域の実情を踏まえたライドシェアの検討

一般ドライバーが自家用車等を使い有料で乗客を運ぶライドシェアが4月8日より東京都の23区・武蔵野市・三鷹市で始まった。まずはタクシー会社が運行を管理する形となったが、政府は今後、タクシー事業者以外の事業者（以下、新規事業者）によるライドシェアについて議論を進める予定としている。

4月に解禁されたライドシェアは、大都市部や観光地で問題となっているタクシー不足の解消が目的とされている。一方でタクシー営業台数の増加を抑制するため、新規事業者の参入や既存事業者の増車に関する規制の強化を柱とした法律（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法）が2009年に定められ、2014年の改正により同法の定める特定地域および準特定地域では増車が難しい状況となっている。本来は新規事業者によるライドシェアの検討を進める前に、規制緩和によるタクシー不足の解消について国において十分に検討がなされるよう後押しされたい。また、ライドシェアは、TNC（Transportation Network Company）型とPHV（Private Hire Vehicle）型の2つに大別されるが、PHV型ライドシェアは個人タクシーの派生形とも言われるとおり、個人タクシーはタクシーが不足する時間帯に自由に在庫できる強みがある。需給ギャップを解消するため、個人タクシーの在庫を促進する等、個人タクシーに活躍の場を提供することも有効である。

新規事業者の参入によるライドシェアの検討にあたっては、利用者の安全確保を最優先にした取組みが必要である。利用者の安全確保のためには、ドライバーの適性確認や運行管理・労務管理・教育といったソフト面と、車両整備等のハード面による安全管理が不可欠である。ドライバーの健康診断が定期的に行われているか、自賠責保険・任意保険が適正に付保されているか、3ヶ月ごとの点検が確実に実施されているか等、新規事業者においてもタクシー事業者と同等の安全品質を担保する必要がある。また、新規事業者において運行責任者が誰であるのか利用者に周知すること、特に事故が発生したときの対処・補償の責任の所在を明確にして利用者が不利益を被らない仕組みが国において十分に検討されるよう後押しされたい。

一般のライドシェア解禁は、真に社会課題を解決するものでなければならない。ライドシェアの中心にいるのは利用者であり、タクシー事業者や新規事業者は利用者の利便性を提供するために事業を営む者である。安全・安心の確保や公平な競争条件の確保を前提に、地域の特性を加味しながら、公共交通政策全体として、地域の「担い手」・「移動の足」不足にどのように対応していくのか、総合的に議論を進める必要がある。

- 需給ギャップの縮小に資する規制緩和等
 - 既存タクシー事業者の増車・新規参入を抑制する規制緩和検討
 - 需要が高まる時間帯における個人タクシーの在庫促進
- 真に社会課題を解決するライドシェアの導入
 - 利用者の安全確保を最優先にした取組み（ハード・ソフト両面での安全対策、事故発生時の適切な対応と補償等）
 - タクシーとライドシェアとの共存共栄（平等な競争環境の整備）

3. 街並み・景観整備

(1) 道路整備等の推進及び利活用

街並み・景観整備のためには道路整備が不可欠であり、木密地域の延焼防止のためにも、道路拡幅の速やかな整備を望む声が数多く寄せられている。道路整備等のスピードアップの鍵を握るのは公共用地買収の迅速化であり、公共用地取得に応じない地権者に対しては土地収用手続きを積極的に活用するよう、かねてより要望しているところである。

また、道路拡幅により新たに道路へ接する者は、資産価値の上昇の恩恵を受けることができる。一方で、現在の用地補償制度による補償額は、道路拡幅前の現況によるとの定めから、道路拡幅により立ち退く者は、資産価値の

7. 事業 (3)意見活動

上昇の恩恵を受けられず不公平であるという思いから立ち退きに応じないことがあり、事業進捗の妨げとなっている。現在の補償制度は、1962年に閣議決定された「公共用地取得に伴う損失補償基準要綱」によるものであり、道路整備後の資産価値の上昇について考慮されないこととなっている。他方、区画整理事業の換地では、資産価値の上昇を加味して土地評価額を算定している。円滑な土地取得を進めるため、道路整備等による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法を検討する等、柔軟な発想でより迅速な道路整備を推進されたい。

また、木密対策とあわせて無電柱化も重要である。無電柱化は、街並み・景観整備のほか、災害時に緊急車両が通行する道路を確保する観点からも必要である。ロンドンやパリは、無電柱化がほぼ完了しているが、東京23区の無電柱化率は僅か8%にとどまっており、無電柱化の早期整備が必要である。

さらに、住民や訪れる人にとって居心地が良いウォーカブルな街の整備も重要である。近年、自転車と歩行者、電動キックボードと歩行者の接触事故が散見されるが、歩行者の安全のために自転車走行帯の整備を進める等、歩行者と車両・自転車が共存する道路空間の整備を引き続き進められたい。また、新宿・渋谷・池袋等の商業集積地では納品車両が街中を頻繁に往来する。これら納品車両のための共同荷捌き施設やカーブサイド（路肩側の道路空間）の整備により、歩行者が安全に歩行できるまちづくりを引き続き進められたい。さらに、散歩しながら楽しむことができる快適な歩行空間の整備、並びにナイトタイムエコノミーの活性化にも資する夜間の活用を含め、公共空間を民間の経済活動の場として開放する取組みの一層の促進も検討されたい。

➤ 道路整備の推進

- 公共用地取得のスピードアップ（公平な用地補償制度の検討等、課題解決に向けた取組み）
- 木密地域の延焼防止に向けた道路整備（特定整備路線の整備）
- 無電柱化の着実な推進

➤ ウォーカブルなまちの整備及び道路空間の利活用

- 歩行者と車両・自転車が共存する道路空間の構築
- 快適な歩行空間の整備
- 道路等の公共空間の利用促進（民間の経済活動への開放、夜間利用を含む）
- 共同荷捌き施設の整備
- 東京高速道路（KK線）を緑に囲まれた歩行者中心の空間へ再生

(2)地域と融合した再開発事業等の継続実施

2021年以降の急激な建築費高騰によって、再開発事業の計画が遅れるといった影響が出始めている。計画の遅れは、国際競争力強化・新産業創出・地域再生・木密解消による防災力強化等に悪影響を及ぼす可能性があることも懸念される。加えて、再開発事業は地域の住民や中小企業等を含めた権利者と長い時間をかけて合意し、また長年課題であった道路整備や公共施設整備等を組み込むかたちで事業を進めているケースも多い。建築費高騰の影響により、参加組合員負担金の増額等の事業計画変更を強いられる案件も残念ながら生じている。こうした状況下においても、地域と融合した国際競争力の強化に資する再開発事業が持続的に推進され、また地域住民・中小企業をはじめとした権利者が守られるよう支援を拡充されたい。また、市街地再開発事業の権利床に係る税制特例措置については、2025年3月末の期限延長を国において検討するよう後押しされたい。

駐車場附置義務については、台数の軽減は、多様な観点から附置義務台数低減の必要性が指摘されている。街並み・景観整備の観点からは、例えば商店街に面した土地にマンションを建設する際、附置義務台数を確保するために商店街に面して駐車場を設ける必要が生じた場合に、商店街の連続性が途絶えてしまうケースが想定される。また、環境の観点では、附置義務台数に加えてEV充電設備設置のためにスペースをさらに確保するのは、建物オーナーにとり過大な負担となっていることから、EV充電設備を設置する代わりに附置義務台数の低減を図ることを検討されたい。

東京2020大会では、国立競技場をはじめ各競技会場周辺ではオリンピック・パラリンピックの機運を高めるためのシティドレッシングがなされたが、コロナ禍のため無観客で競技が行われたことから、人眼につかなかったのは大変残念であった。しかし、シティドレッシングは、街並み・景観を華やかにする効果が期待されることから、街並みに溶け込んだ効果的なシティドレッシングの取組みを引き続き推進されたい。なお、シティドレッシングは、イベント時のみではなく工事現場の仮設工事の壁等も有効であることから、建設事業者等と仮設工事の壁の活用等について検討されたい。

さらに、街並み・景観を形成する公開空地について、民間事業者を活用することにより街並みに賑わいを演出することができるが、現在の「東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則」により有料イベントは年間180日までとされている。有料のオープンカフェや物品販売では期間要件がなく、またナイトタイムエコノミーの活性化にも資することから、有料イベントの日数制限を緩和されたい。

➤ 地域と融合した国際競争力強化に資する再開発事業推進（建築費高騰下での再開発事業の持続的推進）

- 社会資本整備総合交付金等の支援拡充
- 市街地再開発事業の権利床に係る税制特例措置の延長（2025年3月末期限）
- 地域住民・中小企業等の権利者への支援拡充

➤ 駐車場附置義務台数の低減（街並みの連続性の維持等）

- 東京の街並みに溶け込んだ効果的なシティドレッシングの取組み推進
- 公開空地等の利活用の推進（有料イベント年間180日の日数制限の緩和等）

II. 継続要望項目

1. インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化により、地方・二地域居住への関心の高まりや地方へ移転をした企業もあるが、中長期的には、首都・東京は高度な都市機能の集積によって国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るべきである。地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るべくコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築を推進し、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する必要がある。

激しい国際競争のなかで首都・東京が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。

(1) 都市の基盤…安全・安心、強靱化、持続的な成長

①土地利用や都市計画の柔軟な運用によるレジリエンス強化

- 土地利用の複合利用等、さらなる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
 - ・ 事業者が事業拡大・継続を円滑にするための用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転
 - ・ 社会環境や多様な働き方、ニーズの変化に対応したまちづくりを進めるための土地利用・建築規制等の一層の柔軟化・スピーディな都市計画の運用
- 災害リスクの低減に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）
- 地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）の利活用推進

②民間活力による都市再生の推進

- （特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
 - ・ 魅力ある国際都市の形成に向けた事業促進、施策活用推進
 - ・ 日影規制や駐車場附置義務柔軟化の継続的な推進
- 国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクト推進
- 国際ビジネス環境の整備に対する支援拡充
（国際会議場や外国語対応の医療・教育・保育施設・宿泊施設等への支援、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実等）
- 交通・物流ネットワークにおけるミッシングリンクの解消による東京及び首都圏と地方都市の連絡速度の向上

③インフラ老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

- 首都高速道路更新計画の確実な推進
- 点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
- 維持管理に必要な人員・技術・財政に関する区市町村への支援強化
- インフラメンテナンス国民会議等を通じた新技術の取組みの着実な推進と水平展開

④老朽マンションの建替え等の促進

- 老朽マンション等の再生・耐震化に向けた建替え等の促進のための阻害要因改善
 - ・ マンション建替え決議要件見直しの迅速な実施（区分所有者等5分の4以上の同意要件の緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権排除等）
 - ・ 区分所有者の建替え費用軽減のための道路斜線・日影規制・高さ規制等、建築規制の緩和による容積率の拡大等
 - ・ 老朽マンションを別敷地で建替え、転居が可能となるような新たな仕組みづくり
- 緊急避難道路沿いマンションの建替え等促進
- 耐震化や再生が難しいストック等の適切な解体撤去促進

⑤木密地域等密集市街地の早期改善及び無電柱化の推進

- 助成等による木密地域の不燃化推進（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯整備等）
- 木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とする再開発促進に向けた新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価
- 東京都及び各区の執行体制、両者連携のさらなる強化

7. 事業 (3)意見活動

- 無電柱化推進のための容積率割増等による都市開発諸制度活用及び低コスト化推進、財政的措置拡充
- まちづくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

⑥災害に備えたインフラ整備・まちづくりの推進

- スーパー堤防・調節池の整備、河川・海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
- 東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
- 羽田空港の耐震対策・浸水対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
- 災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度・税制支援等の後押し（2025年3月末で特例措置期限を迎える災害ハザードエリアからの移転促進のための不動産取得税の特例措置の延長等）
- 浸水区域を経由せずに高台等への安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等、高層階に避難しやすくする改修への支援等の推進
- 京成本線荒川橋梁架け替えの早期完成

⑦都市衛生環境整備の促進

- 下水処理場の処理能力拡充
- ごみ置き場の衛生環境向上

⑧空き家・空き地対策の推進

- 所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
 - ・ 改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力維持
 - ・ コミュニティや住環境の質の低下防止
- 改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）を利用した空き地対策の推進
 - ・ 所有者不明土地について、防災施設・再生可能エネルギー発電設備への利用促進
- 土地所有者等に対する土地の適正な利用・管理に関する責務についての周知啓発

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

①首都圏三環状道路の整備（外環道・圏央道）

- 東京外かく環状道路（外環道）
 - ・ 陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
 - ・ 再発防止対策等を徹底し、事業用地外の掘進も含め、安全確保を最優先とした上での、シールド工事の推進と東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通
 - ・ 東名高速～湾岸道路間の早期計画具体化
- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
 - ・ 早期の全線開通及び4車線化の加速化

②都心と首都圏空港間等のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

- 首都圏空港（特に羽田空港）と都心間等のアクセス改善による移動利便性の向上（羽田空港アクセス線、新空港線）
- 区市町村や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進（地下鉄8号線〔豊洲～住吉〕の着実な推進、地下鉄12号線〔光が丘～大泉学園町〕、新金貨物線の旅客化、メトロセブン）
- 混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組み推進

③コンテナふ頭・クルーズ客船ふ頭等の港湾施設の機能強化

- 大型貨物船への対応、国際基幹航路の維持・拡大に向けた東京港の機能拡充（コンテナ船等の大型化の進展、貨物量の増加、港湾エリアの交通混雑等への対応等（Y3コンテナターミナルの事業期間内の整備、大井コンテナふ頭の再編の早期着手等））
- 港湾と後背圏をつなぐ道路ネットワークの整備推進
- 大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備（2バーサスの早期実現）

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進

- 首都圏空港の処理能力強化（羽田空港第5滑走路検討等の取組み推進、成田空港の処理能力強化、羽田新飛行経路の着実な遂行等）
- 首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
- 横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
- 首都圏空港におけるビジネスジェット受入れ及び駐機場の拡大、都心への交通アクセス強化

⑤首都圏の高速道路・国道等の交通円滑化

- 恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
- 踏切の除却等を目的とした連続立交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅等の積極的な推進
- 観光地市街部等におけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
- 東京都の優先整備路線の計画的な取組み、着実な整備
- スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

- 自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進（新東名高速等）、共同輸配送・中継輸送・モーダルシフトの推進、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
- ドローンの利用、宅配便再配達削減（宅配ボックス等）等による生産性向上
- 路肩の柔軟な利用による荷捌き車両の路上駐車スペースの改善、共同荷捌きスペースの整備・確保
- 重要物流道路制度による道路機能強化推進とその機能の民間への周知
- 羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

⑦シームレスな移動環境の充実（MaaSの社会実装に向けたスピードアップ）

- 進化するデジタル技術を活用し、国や自治体、公共交通事業者等が連携しMaaSの社会実装をスピードアップ
- 道路交通のトラフィックの円滑化のため、ビッグデータ、AI等最新技術を活用した一層精度の高い情報通信インフラ整備の推進
- 各事業者が所有する交通関連データ活用のためのスキームの検討

⑧リニア中央新幹線を契機とした日本中央回廊の形成

- リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組み
- 世界から資金や人材、情報呼び込む日本中央回廊の形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
- 日本中央回廊の形成による各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
- 日本中央回廊の核都市として、東京圏が日本の新たな成長エンジンとなるための取組み

⑨インフラのストック効果の見える化・見せる化

- インフラのストック効果の住民への幅広い周知
- 重要なインフラ整備計画に対する多様な主体の理解と参画
- インフラツーリズムの推進

(3) 都市の多種多様な魅力…人々の交流・魅力の創出

①公開空地等の利活用の推進

- 公開空地の面積要件の緩和（東京都におけるまちづくり団体登録制度の要件緩和）
 - ・ 「複数の公開空地の合算面積で1,000㎡」に緩和（都決定案件と区市決定案件の公開空地の合算面積も対象に） ＜東京都向け要望＞
- 有料の公益的なイベントの日数制限（180日）の緩和 ＜東京都向け要望＞
- 区市町村以外の事業者（NPO法人・一般社団法人・株式会社等）においても自転車等のシェアリング事業実施を可能に ＜東京都向け要望＞
- 自転車以外のシェアリングモビリティ置き場として活用（電動キックボード、電動車いす、マイクロモビリティ等） ＜東京都向け要望＞
- 商業的広告物の規制緩和
 - ・ 商業的広告の設置を可能にし、収益をまちづくり団体の活動へ活用 ＜東京都向け要望＞
- 公開空地・公園・道路の一体利用の推進（申請窓口の一本化、デジタル化による利用申請・承認の迅速化等） ＜国・都向け要望＞

②ウォーカブルなまちの整備

- 歩行者にとって安全・安心なまちづくり
 - ・ パーソナルモビリティ（自転車・電動キックボード等）走行帯の整備
 - ・ 歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できる環境の整備
- 賑わいの創出
 - ・ 快適な歩行空間の整備
 - ・ ウォーカブルな水辺の創出（スーパー堤防を活用した賑わい形成等）

7. 事業 (3)意見活動

- グリーンスローモビリティの活用・導入支援
- 共同荷捌き施設の整備
- 公園・緑道の整備推進

③楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

- 公共空間の整備・利用促進による地域の利便性や快適性の向上
- 市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成による都市の魅力向上
- 子供が自由に遊ぶことのできる公共空間の整備
- ウォークアブル推進税制の活用推進
- ウォーターフロントの利用促進
- 空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けての取組みの強化
- コミュニティの維持や地域の魅力向上を目的として民間（地権者・企業・開発事業者等）が主体的に行うエリアマネジメントの取組みを推進するための環境整備

2. 施策のスピードアップに向けた環境整備

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点でまちづくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。民間企業が早期に建物を竣工させ投下資金の回収を急ぐのと同様に、公共事業においても早期竣工によりB/C値を当初計画どおり確保し、高いストック効果を発揮することで国際競争力の向上を図る必要がある。

インフラ整備のスピードアップに向けては、様々な課題があるが、その根幹となるのは公共用地取得のスピードアップである。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設等もあわせて検討・実施していくことが必要である。

また、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は2023年3月時点の全国の面積ベースで約52%である一方、東京都の進捗率は約25%と低くなっている。地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

(1) 公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

- 土地収用手続きへの移行を決定・指示できる第三者機関の設置等80%、5年ルールにより厳格な運用
 - ・ 「用地取得率80%となったとき、または用地幅杭打設終了時から3年を経たときのいずれか早い時期に収用手続きに移行すべき」という国土交通省の通達（平成15年3月28日付事業認定等に関する適期申請等について等）に準じ着実に運用すべき
- 東京都収用委員会の積極的な活用と裁決等のスピードアップ
- 公共用地取得遅延による機会損失額の最小化

(2) 官民連携による公共用地取得業務の加速

- 公共用地取得のスピードアップに向けた積極的な民間活用（用地の測量・調査・補償金額算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請の補助業務等）
- 用地職員の人材育成（公共用地取得に関する業務、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等）
- 関東地方整備局・東京都による区市町村への支援

(3) 公共用地取得における不公平感の解消

- 道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消（再掲）
 - ・ 現行の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」では立ち退く者が享受できない当該地区の資産価値上昇分を還元する方法等の新たな損失補償制度の検討・創設
- 道路整備と一体的に進める沿道まちづくりの積極的な活用

(4) 地籍調査の早期の進捗率向上

- 地籍調査の早期の進捗率向上が必要（第7次国土調査事業十箇年計画（2020～2029年度）の早期執行）

3. まちづくりにおけるGX・DXの推進

政府は2030年度における温室効果ガス排出量について、2013年度比で46%削減するとともに、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目標としている。東京都においても、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を2021年に発表し、20

30年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。

東京都の温室効果ガス排出量を部門別にみると、業務部門・家庭部門・運輸部門の3部門で全排出量の約9割を占めており、東京においては、これら3部門からの排出を抑制することが肝要である。脱炭素に関する国際競争に勝ち残るためにも、中小企業のGXや中小ビルにおける省エネ・脱炭素の一層の推進に向け、大規模かつ積極的な取組みを実施されたい。

気候変動や生物多様性への対応など社会環境の変化を踏まえ、緑の持つ多様な機能を最大限に発揮させ、自然と調和した持続可能な都市を実現することが重要である。このため、「東京グリーンビズ」のもと、公園の整備や緑地の保全、まちづくりに合わせた緑の創出、グリーンインフラの導入等を強力に推進されたい。

先進国における日本のDXの立ち遅れが懸念されているなか、政府はデジタル庁、東京都はデジタルサービス局が旗振り役となり、行政手続きの効率化・迅速化等に取り組んでいる。住民及び事業者の利便性向上を速やかに図り、行政のDXを強く推し進めることが重要である。

また、日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、東京都は2022年3月に「東京ベイeSGまちづくり戦略2022」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくりに関する考え方をとりまとめた。東京都内の多くの企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発をはじめとするゼロエミッション都市やデジタル技術を活用した利便性の高いスマートシティの早期形成に期待している。スマートシティのまちづくりにおいて最も重要なことは、住民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることである。ベイエリアが、カーボンニュートラル、DX、安全・安心等様々な社会課題の解決に向けた日本、さらには世界のスマートシティのショーケースとなるよう強力に開発を後押しすべきである。また、ベイエリアと国内外との交通・物流機能強化により、経済効果の波及等を促進していくことも重要である。

(1) まちづくりにおけるGXの推進

① 官民を挙げたGXの取組み強化

i) 業務・家庭部門のGX

- 既存ストックの脱炭素化の強力な推進
 - ・ 断熱改修をはじめ、エネルギーマネジメントシステム整備等の政策の総動員
 - ・ 断熱改修補助金、ZEB・ZEH補助金の申請手続きの簡素化
- ZEB・ZEHの普及促進
 - ・ ZEB・ZEH建築のメリットの周知啓発と補助金の拡充、補助金申請の簡素化
 - ・ ZEB・ZEHへの入居促進
- 多様な再生可能エネルギー対策の推進
 - ・ 太陽光パネルが適さない建物（短時間の日照、狭小住宅等）に対する代替案の整備
 - ・ 再エネ設備等によるオフサイト電源や蓄電池導入への支援、公共施設・所有者不明土地等への再エネ設備設置促進

i i) 運輸部門のGX

- EV車・FCV車（燃料電池自動車）の普及に向けたEV充電設備・水素ステーションの整備促進
 - ・ EV充電設備設置に対する支援の拡充
 - ・ EV充電設備設置による駐車場附置義務台数の低減（再掲）
 - ・ 民間商用車（バス・トラック等）の利用が可能な水素ステーションの設置推進
 - ・ 高速道路サービスエリア・空港・港湾等への水素ステーションの設置推進
- EV車・FCV車等の早期実装化・普及促進（車両導入費の支援等）
- SAF等のバイオマス燃料、合成燃料等の燃料政策の推進（航空機・既存車両等のGX）

② 再エネ設備等の整備促進による気候変動に適応したまちづくりの推進

- 港湾・空港・道路等のインフラ施設におけるカーボンニュートラルのさらなる推進
- 公共空間等を利用した再エネ設備の設置
- 地域におけるエネルギーの効率的利用（地域冷暖房等）の促進
- CO2を吸収・貯蔵する技術の研究・施策の加速
- 生物多様性の保全、エネルギー効率的利用に向けたまちづくり
- 再エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置（地域におけるGXの推進）
- 地方小都市における地産地消の再生可能エネルギー発電システムの整備、余剰電力の売電による収入増と発電事業による雇用創出
- 都内の建物敷地内での再生可能エネルギー設備設置に加えて、地方都市への設置に対する補助拡充（東京と地方都市の連携）
- 再生可能エネルギー設備の設置を可能とする用途地域等の見直し
- エネルギー拠点の分散配置による国土強靱化

③ 東京グリーンビズの推進

7. 事業 (3)意見活動

- 公園整備の加速
- 屋敷林・生産緑地・農地の保全
- まちづくりに合わせた緑の創出
- グリーンインフラの導入

(2)まちづくりのためのデジタル技術活用

①行政のDX推進

- 行政手続きの効率化・迅速化・ワンストップ化
(省庁や都区の垣根を超えたデータの一元管理による行政サービス効率化)
- 住民サービスのシステム共通化による効率化・費用削減
- 使いやすい・分かりやすい・見やすい行政手続きのソフト・サービスの開発並びに情報処理能力の強化
- デジタルデバイドの解消

②スマートシティの早期実現

- 住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティ推進
 - ・ 実装モデルをつくり成功体験の積み重ね
 - ・ 中小を含む多くの事業者の参画支援
 - ・ 社会実装の早期実現によるまちの価値向上
- スマートシティ早期実現に必要なデータの開示等
 - ・ 事業者から要請のあった行政保有データへの開示協力
 - ・ 一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築
 - ・ 発災時の避難のモニタリングに有用な人流センサーの設置等によるデータ取得の円滑化
 - ・ 都市OSのAPI連携による都市間のデータ・サービス連携

(3)東京ベイエリアの国際ショーケース化

- 住民・事業者・来街者の開発への協力・参加
(東京ベイエリアの「カーボンニュートラル・DX・安全安心」等の課題解決モデル都市化)
 - ・ ゼロエミッション都市やスマートシティの早期実現を目的とした住民・事業者・来街者による都市開発への積極的な協力・参加促進(ZEB・ZEHやデジタルサービス等の体感・体験等)
 - ・ 自動運転・空飛ぶクルマといった次世代モビリティの社会受容性の向上に向けた取り組み
- 経済効果を波及させるインフラ整備
 - ・ 東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備(臨海地下鉄新線、羽田空港アクセス線、地下鉄8号線、品川地下鉄、新空港線、亀戸～新木場間LR T、首都高速晴海線延伸、第二東京湾岸道路等)
- 文化交流拠点(エンターテインメント、MICE関連施設の集積等)の創造

以上

2024年度第5号

2024年6月13日

第247回(臨時)議員総会・第770回常議員会決議

<提出先>東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都幹部

<実現状況>

【関連予算の確保・拡充】

○世界を惹きつける魅力にあふれた都市の実現 [686億円(対前年1.60倍)]

⇒ナイトタイム観光の推進、江戸から続く歴史・文化の発信、アニメ等コンテンツの魅力発信等

○都心部・臨海地域地下鉄の事業計画深度化 [4億円(対前年1.33倍)]

【その他の実現状況】

○地下鉄8号線および南北線延伸着工、新空港線整備に向けた営業構想の認定申請

○貨物車駐車スペースの無償提供を開始

6. ツーリズムの基幹産業化に向けたわが国の産業振興に関する重点要望

＜基本認識＞

3年以上におよぶコロナ禍で深刻な打撃を受けたツーリズム産業だが、政府の水際対策緩和や昨年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、国内外の人々の移動と交流は目に見えて回復している。

世界観光機関（UN Tourism）が本年1月に発表した「World Tourism Barometer January 2024」によると、2023年の国際観光客数はパンデミック前の88%に達し、13億人と推定されている。中東（対2019年122%）、ヨーロッパ（同94%）、アフリカ（同96%）と比較すると、回復スピードに欠けるアジアにおいて（同65%）、昨年わが国を訪れた外国人旅行者数は約2,507万人、2019年3,188万人のおよそ8割と、堅調に回復している。

また、訪日客数は8割の回復でありながら、2023年の訪日外国人旅行消費額は5.3兆円と過去最高を更新した。訪日外国人1人当たり旅行支出は、政府が2025年の目標額として掲げていた20万円を上回る、21万3千円（2019年比34.2%増）と推計されている。

但し、これら消費額上昇の背景には、直近で1ドル150円を超える急激な円安効果や、原材料・エネルギー価格の高騰に起因する宿泊料金の値上げなどが、大きく影響していることを念頭に置く必要がある。実際、訪日消費額を年間の平均レートでドルベースに直すと1ドル140円だった2023年は380億ドル弱となるが、2019年（1ドル108円）の440億ドル超には届いていない。対ドルのみならず、対ユーロやアジア各国の通貨に対しても円の価値は下落している。円安の追い風を活かして訪日客を誘引しながらも、円ベースではなくドル換算による実質消費単価の引き上げを図ることが肝要である。

他方で、円安はアウトバウンドに影を落としており、2023年の年間日本人出国者数は962万人、2019年比で52.1%減と、インバウンドと比べて回復の遅れが顕著である。

業界全体で見ると明るい兆しが見えつつある一方で、以前から課題として挙げられていた人手不足や観光需要の偏りが、急激な需要の回復により深刻化している。

ツーリズム産業における人手不足は、パンデミックや自然災害等による交流需要減少・雇用の不確実性を労働者が不安視している側面はあるものの、低い賃金や流動性の高い非正規雇用者の多さ、休日出勤・夜勤等の労働環境により離職者が多く就職希望者が少ないことなど、以前より業界全体に根深い問題が存在する。人手不足はサービス品質の低下や採用市場における劣後、人材育成の遅れなどを招く可能性があり、早期に改善する必要がある。

また、地方に比べて交流需要が高い東京都内においても、一部のエリアに観光客が偏在しているうえ、平日よりも週末や連休に需要が集中することで、サービスが行き届かず、旅行者の満足度を下げてしまう要因になりかねない。

こうした状況のなか、国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、昨年3月に「第4次観光立国推進基本計画」を策定し、2030年の外国人旅行者数6,000万人、インバウンド消費額15兆円の目標を維持している。

2030年に向けて、来年は「日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」）や「東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「東京2025世界陸上」）」を控え、2027年には「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」が横浜で開催される。こうした世界的なイベントを控える本年は、極めて重要な局面であると捉えており、施策の強化が求められる。

また、わが国は世界に誇る安全性・清潔さ、ホスピタリティはもとより、歴史や風土が育んだ和食や和菓子、伝統芸能や伝統工芸品、祭り、スポーツ、商店街、医療、自然など、魅力的な地域資源を多数有しており、それらが世界からも評価されている^{※1}。しかしながら、それらのブランド化や国民（都民）への文化教育などは不十分であり、保存・継承が今後の課題として挙げられる。高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化や歴史、文化、芸術、スポーツなど東京の魅力を活かした観光コンテンツ開発・高付加価値化と発信強化、シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充に、取り組むことが求められる。当所としても、東京都や東京観光財団、23区の観光協会等と連携して、各種事業を通じて、ブランド化やシビックプライド醸成に努めているが、官民を挙げて取組みを一層強化し、都市としての魅力を高め、世界に冠たる「国際文化都市東京」の実現を図ることが重要である。

※1 世界経済フォーラム発表「2021年旅行・観光開発指数」は日本が初めて世界1位、2021年10月に米国の大手旅行雑誌Condé Nast Traveler発表「Reader's Choice Awards」の「世界で最も魅力的な都市のランキング」米国版では2年ぶり、英国版では初めて東京が第

1 位に選出。

国内外の人々の移動と交流がますます活発化することが見込まれる好機に、今後、わが国経済の持続的な成長に向けて、ツーリズムをしっかりと基幹産業化していくことが必要である。

今般、東京商工会議所では、地域事業者の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。国においては、高い経済波及効果があるツーリズム産業の実態に合わせて、他産業との連携による相乗効果を生み出すべく、省庁横断的な施策の改善を図られたい。また、諸課題の解決に向けて官民が一致団結して取り組むことにより、ツーリズムの基幹産業化を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、国、東京都、23区等の自治体との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組みに対して全力を挙げて支援していく所存である。

<要望項目>

1. ツーリズム産業の持続可能な発展に向けた受入環境整備

(1) 人手不足解消のための労働環境改善支援

交流需要のさらなる回復に期待が高まる一方で、ツーリズム産業の人手不足が深刻化している。わが国が人口減少局面に入ってから以降、労働力の供給制約が徐々に強まり、様々な産業で人手不足感が高まっている(図1・2)。とりわけ労働集約型企業が多いツーリズム産業では、以前から恒常的に人手不足の状況であり、拡大するインバウンド需要にどのように対応するかが課題となってきた。こうしたなか、コロナ禍で旅行需要が激減し、企業は経営維持のために人員削減や採用抑制を行い、労働力の供給側においても将来に対する不安感から業界を離れる労働者が多数存在した。需要回復が急速に進む現下の状況において、比較的体力のある大企業は再び採用を強化している一方で、中小企業・小規模事業者は採用に苦戦して受入環境の整備が間に合わないことで、需要を取り逃がすだけでなく、地域における局所的な混雑の一因ともなっている。

(図1)

正社員の人手不足割合(上位10業種)

		2022年4月	2023年4月	2024年4月
	(%)			
1	情報サービス	64.6	↑ 74.2	↓ 71.7
2	旅館・ホテル	52.4	↑ 75.5	↓ 71.1
3	建設	59.4	↑ 65.3	↑ 68.0
4	自動車・同部品小売	58.4	↑ 64.1	↑ 64.9
5	金融	43.6	↑ 57.4	↑ 64.2
6	運輸・倉庫	52.2	↑ 63.1	↑ 63.5
7	メンテナンス・警備・検査	60.1	↑ 67.6	↓ 62.7
8	家電・情報機器小売	44.7	↑ 48.6	↑ 60.4
9	医療・福祉・保健衛生	43.4	↑ 58.3	↓ 57.7
10	飲食店	56.9	↑ 61.3	↓ 56.5

※母数が20社以上の業種が対象

(図2)

非正社員の人手不足割合(上位10業種)

		2022年4月	2023年4月	2024年4月
	(%)			
1	飲食店	77.3	↑ 85.2	↓ 74.8
2	旅館・ホテル	56.1	↑ 78.0	↓ 63.8
3	各種商品小売	52.3	↑ 56.9	↑ 60.8
4	人材派遣・紹介	53.6	↑ 58.3	↑ 59.7
5	メンテナンス・警備・検査	43.9	↑ 49.0	↑ 57.8
6	飲食料品小売	48.7	↑ 58.7	↓ 57.3
7	教育サービス	41.7	↓ 38.7	↑ 47.2
8	金融	28.4	↑ 41.6	↑ 45.3
9	農・林・水産	43.3	↑ 49.5	↓ 42.1
10	飲食料品・飼料製造	39.3	↑ 39.6	↑ 40.7

※母数が20社以上の業種が対象

出典：帝国データバンク「人手不足に対する企業の動向調査(2024年4月)」

人手不足の主たる原因としては、他産業と比しても低い賃金が挙げられる。厚生労働省が発表した「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、ツーリズム産業の代表である宿泊業・飲食サービス業の賃金は259.5千円で、産業別の賃金が最も低かった。とりわけ、中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資が乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

国は、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、令和5年度補正予算において措置されたマル経融資の「賃上げ貸付利率特例制度」のような新たな支援策の創設を含め、生産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする制度のさらなる拡充を図られたい。また、「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大とともに、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底など、宣言の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、宿泊業・飲食サービス業におけるサービスが無料である、というイメージが浸透しているが、「良い製品や良いサービスには値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれたい。

また、優秀な人材が他産業へ流出することを防ぎ、ツーリズム産業で働きたい、また働き続けたいと思える環境を整えるうえで、賃金の上昇に加えて、学び直しが重要な役割を果たす。今後ますます増加する訪日外国人受入れのために求められる語学力、日本の文化・歴史・伝統についての教養、顧客の要望に対応できる準備と想像力など、ツーリズム産業の人材に必要なスキルは多岐にわたり、それらを有する人材の確保には相当な時間を要する。加えて、対人接客場面が多い一方で、将来的に企業の中核を担う人材にはマネジメントやファイナンススキルも必要とされるほか、地域資源を活用するうえでは地域事業者や地元住民との良好な関係構築も欠かせず、複合的な能力や知識が求められる。多くのツーリズム産業就業者は現場での実務を通して教育訓練（OJT）を受けるが、教える側・教えられる側いずれも日々の業務に追われているため、十分な人材育成が施されているとは言い難い。大学等が産業界と連携して実践的かつ充実した人材育成プログラムを提供し、学び直しを促進することを通じて、各人が不足している部分を補完することにより、労働環境の改善や業務効率の向上、イノベーションの推進が期待できる。なお、働いている人が取り組みやすいよう、そうした学びの場・プログラムへのアクセス手段や時間等を柔軟に提供する仕組みが求められる。

国においては、2023年3月に策定した「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」の周知、活用に向けた働きかけを行うとともに、大学や自治体、ツーリズム関連団体が連携して行う教育プログラムの開発・提供を支援し、本ガイドラインに基づく教育実践が各地で主体的かつ自立的に行われることを後押しされたい。

また、地域の潜在的観光資源を発掘してツーリズム振興を行う人材を確保・育成しなければならない。そのためのDMO（観光地域づくり法人）運営を担う人材の不足も指摘されている。観光地域経営を行うにあたっては、観光客の行動特性が自地域だけで完結しているのか、隣接地域を含む他地域にも関連しているのかを分析し、行政単位に捉われないマーケティングが必要となる。国は、こうした観光まちづくりにおいて旗振り役となる、担い手育成についても積極的な後押しをされたい。

他方で、ツーリズム産業が人手不足を克服するためには、従来よりも少ない人員で、より高い付加価値を生み出すことができる産業を目指し、雇用のあり方や働き方を抜本的に見直していく必要がある。同時に、他の産業に比べて低い労働生産性の向上に向けて、ICT・デジタル技術等の利活用による業務の効率化を図り、労働環境の改善等を実現していかなければならない。国は、基幹業務へのクラウド型ICTの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携によるバックヤード人材の共有など、省力化や付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に引き続き取り組まれたい。

また、経営資源が限られる中小企業がより高い成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取組みが重要である。異業種同士の協業により宿泊施設の生産性向上を後押しした例では、民間旅行会社が、多言語ソリューションの開発を行っていたスタートアップと協働し、宿泊施設向けのコミュニケーションツールを開発した事例がある。宿泊客は自身のスマートフォンを使い、自国の言語で館内案内や周辺観光情報などを閲覧することができる。自動翻訳チャット機能で宿泊施設のスタッフとリアルタイムにコミュニケーションも図れることから、人手不足や多言語対応、業務効率化など宿泊事業者が抱える経営課題の解決と宿泊客の満足度向上に貢献している。国は、中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと大手・中小企業の協業やオープンイノベーション促進に向けた支援強化にも取り組まれたい。

（2）交流需要の分散化・平準化（目的地／時期・時間帯の偏りの改善）

観光地における混雑は、旅行者の満足度や再訪意欲の低下のみならず、住民の日常生活にも大きな影響をもたらす。また、特定の時期・時間帯に旅行者が集中することは、ツーリズム産業における安定的な雇用を困難にすることから、交流需要の分散化・平準化は極めて重要な課題である。個人旅行をはじめ教育旅行やMICEを含めた団体旅行における多くの需要を取り込み、ツーリズム産業の人手不足解消、さらには業界の働き方改革を進めるためには、「目的地の偏り」と「時期・時間帯の偏り」の2つの観点による分散化・平準化が求められる。

国においてはコロナ禍の2020年より、時間や場所の分散により感染リスクを最小限にした旅のスタイルを提案する「分散型旅行」のキャンペーンを行っているが、旅行需要の平準化に向けて引き続き普及・啓発に努めるとともに、旅行者の混雑緩和・分散化に取り組む自治体・地域事業者に対する支援を一層強化されたい。

また、平日の需要喚起に向けては、教育分野・企業等広く社会を巻き込んだ取組みを行うことが重要である。2023年より愛知県が全国に先駆けて導入した「ラーケーション」（学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語）は、子どもが保護者との校外学習等を目的に平日に学校を休める制度で、大分県別府市や茨城県、栃木県日光市、沖縄県座間味村など全国で徐々に広がりを見せている。本制度を活用することで、親の有給休暇取得が促進されるほか、親子ともに地域との交流や地域資源に触れる機会を得ることができる。とりわけ、土日

祝日労働の割合が高い観光業・サービス業の従事者は、平日に家族と過ごす時間を確保することが可能となり、ラーケーションが定着すれば雇用促進に寄与することが期待できる。国は、こうした休み方の多様化に関する議論を加速させ、国内旅行活性化、旅行需要の平準化につなげるべく、国民運動として推進されたい。なお、ラーケーションと同様に、「ワーケーション」(労働(ワーク)と休暇(バケーション)を組み合わせた造語)や「ブレジャー」(仕事(ビジネス)と余暇(レジャー)を組み合わせた造語)など、柔軟な働き方、多様な休み方の推進に際しては、「余暇(レジャー)」「休暇(バケーション)」「休日(ホリデー)」の違いを整理したうえで、マーケット分析を行うことが欠かせない。

(3) レスポンシブル・ツーリズムの推進

訪日客の急速な回復に伴い、にわかに再燃しているオーバーツーリズムの問題に対して、国は昨年10月にオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージを取りまとめ、各地域が取り組む対策を国として総合的に支援していく方針を示した。2030年の訪日客数6,000万人の目標達成に向けて、問題が深刻化する前に早めの対策を講じることが肝要であることから、国は混雑地域における交通・観光インフラの充実や、地域住民と観光客をすみ分けた運賃設定、あるいは混雑状況に応じて機動的に運賃設定を行えるよう、制度の運用弾力化を図られたい。需給に応じて価格を変える「ダイナミックプライシング(変動価格制)」は、ホテルや航空券のように供給量に制限のある商品に有効な手段とされ、以前から導入が進められている。近年では、鉄道会社が平日朝の通勤時間帯の混雑緩和を目的として、利用時間帯により割引となる定期券の販売を開始するなど、変動運賃をサービス向上の手立てとして活用している。また、国内有数のテーマパークや、サッカー、野球、バスケットボールなど、プロスポーツの試合、あるいは音楽ライブなどのエンターテインメント業界においても導入が進められている。ダイナミックプライシングは、事業者が自助努力で業績を向上させるための収益最適化戦略としてだけではなく、社会全体で取り組むべき課題解決にも貢献することが期待される。一方で、公共交通は生活インフラの側面があり、地域住民の生活の足となる交通機関が不用意に運賃を変えれば、混乱や反感を招く恐れがあるため、恒常的な利用者に配慮した制度設計が欠かせない。

他方で、エリア全体ではコロナ禍前ほどの来街・宿泊需要がないにもかかわらず、一部地域や時間帯だけを取り上げ、困惑する地域・住民の様子を、急増している訪日客の様子と合わせて報道することにより、オーバーツーリズムとして過度に喧伝されているきらいがある。鎌倉市のように、人口17万人の街に年間約2,000万人もの観光客が押し寄せることで、地元住民の通勤・通学に支障が生じるほどの慢性的な交通渋滞が発生し、住民からの苦情が増加している地域があることは事実であり、同市は比較的早くから対策に取り組んできた。しかしながら、訪日客の増加を短絡的にオーバーツーリズムと結びつけることは、地域住民の感情的な議論を助長し、インバウンドに対していたづらに負のイメージを与えかねない。わが国が観光立国を志向するうえで、オーバーツーリズムという言葉も慎重に扱う必要がある。

旅行者、業界、環境および旅行者を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する、サステナブル・ツーリズム(持続可能な観光)の実現に向けた取組みが欧州各国を中心に進んでいる。そのような中で、地域住民や自然環境への悪影響を最小にしながら、ツーリズム産業の持続可能な発展を目指す取組みである「レスポンシブル・ツーリズム(責任ある観光)」が注目されており、事業者だけでなく旅行者も持続可能性を意識することが求められる。レスポンシブル・ツーリズムの推進が、結果としてオーバーツーリズムを未然に防止する、という考え方もできる。

外国人を含む域外旅行者の受入れに対する地域、住民の理解を得る努力がこれまで以上に求められる。国は、地域住民に対する域外旅行者受入れ・ホスピタリティ向上・観光まちづくりへの積極的関与に関する理解促進と、域外の旅行者に対する地域資源保全や地域のルール・マナーに関する啓発(文化財の破損や立入禁止区域・私有地への侵入に対する条例に基づく罰則、ピクトグラムや看板・サイネージ等によるごみのポイ捨て禁止等の周知など)のため、都内の各自治体や観光関連団体を中心とした取組みを後押しされたい。加えて、経済波及効果や雇用誘発効果など、旅行者受入れによりもたらされるメリットについても周知を図られたい。

(4) ツーリズムを通じた被災地復興支援

本年元日に発生した令和6年能登半島地震は、石川県能登地域をはじめ周辺地域に甚大な被害をもたらした。コロナ禍から立ち直りかけていたツーリズム産業にとって大きな打撃であったが、輪島塗など伝統産業の事業再開を後押しする中小企業・小規模事業者の復旧に向けた補助や北陸応援割など、迅速に支援策を講じていただいたことに感謝を申し上げたい。

国は、今後も起こりうる自然災害や感染症に際して、ツーリズム産業に関わる事業者のBCP策定を促進することにより、その事業継続性を高めるとともに、積極的な財政出動による交流需要喚起を図られたい。その際、人手

不足にあえぐツーリズム事業者には運用面での配慮が欠かせない。今般の北陸応援割において、事業予算が限られていたことから発売早々に予約が埋まってしまい、殺到する問い合わせ・クレームに対して現場の負担は小さくなかった。北陸応援割は県ごとの全国旅行支援のスキームをそのまま適用したが、前述のような混乱はG o T oトラベルや全国旅行支援でも起きており、その教訓は生かされなかった。現場で対応する事業者の混乱を避けるためにも、運用面において旅行事業者に配慮したスキームを平時より用意されたい。

また、被害が比較的軽微な地域においては風評被害対策として、広く国内外に対して正確な情報発信を行い、被災地域に負担をかけないことを前提としつつ、交流を通して域内経済を活性化する機運づくりを進め、早期復興を支援することが肝要である。

2. 東京が持つ魅力を最大限活かした「国際文化都市東京」の実現

(1) 地域資源を活かした交流促進事業、情報発信に対する支援強化

従前の観光は、高度成長期に端を発したいわゆるマストツーリズムで、有名観光地や名所・旧跡を訪れる物見遊山型が主流であった。旅行者の行動は画一的になり、観光地での非日常的な体験を通じて感動や満足感を得るなど、旅行自体が目的になる場合が多い。しかしながら、社会の成熟化が進み、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、若い世代を中心に、観光は個人の関心事を具現化する人や異文化との交流手段へと位置付けが変わりつつある。これからのツーリズムにおいては、有名観光地ではなくとも、地域に根差す生活文化そのものが交流の資源となり、その交流を通して地域の営みに対する共感や土地への思い入れが深まる「異日常（異なる日常）」体験を提供することができる。異日常型の交流体験は長期滞在やリピート訪問に繋がるため、これらの機会創出促進が求められる。ニーズの変化に応じてツーリズムの領域は拡大し、地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツなど、あらゆる地域資源と連携した地域活性化の重要性が増している。

地域住民の生活の一部として定着している地元神社の祭りや商店街が催すイベントなどは、地域の交流を生み出す場として機能している。こうした以前からある催事のほかに、大田区の町工場を開放してものづくりの技術や職人と触れ合う機会を提供する「おおたオープンファクトリー」や街全体をアート会場に見立てる「千住・人情芸術祭」（足立区）、「渋谷芸術祭」（渋谷区）、江戸時代から染色を産業としてきた新宿区の落合・中井地区を染物で彩る「染の小道」など、比較的新しいイベントの開催により、伝統文化や伝統技術の継承が図られている。加えて、こうした地域資源を活用した取組みは、単なる交流促進にとどまらず、住民の地元に対する「シビックプライド（郷土愛）」の醸成にも寄与することが期待される。国は、各自治体や観光協会等が行う、体験型・テーマ別ツーリズムのコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等のほか、地域に根差した伝統芸能・祭り、地場産業や文化芸術資源等と連携したイベント、屋形船やナイトクルーズに代表される舟運やウォータースポーツを活用した取組みなど、多様なコンテンツ開発を継続的に支援し、地域住民と訪問者の積極的な交流や街の賑わい創出、地域の活性化に向けた取組みを促進されたい。

また、わが国には伝統工芸品や食、地域産品など、日本の伝統文化や価値観に根差した優れた銘品が多数存在する。インバウンド消費のさらなる拡大に向けては、「Made in Japan」として世界から高い評価を受けている高品質な製品を積極的にPRしていくことが重要である。海外発信を行う際には、海外における模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスク軽減に向けて、取り締まりを強化することが求められる。加えて、国は、「地理的表示（GI）保護制度」や「地域団体商標制度」などを通して、地域ブランドの保護による地域経済の活性化に取り組んでいるが、製品の高付加価値化やブランド化に資することから、積極的なPRを行い、取得・活用を促進されたい。民間レベルでは、全国各地の優れた観光土産品を選定する「全国推奨観光土産品審査会」が毎年行われているほか、「産業観光（産業遺産や現在稼働している工場・工房などを活用した観光）」による観光まちづくりを実践し、他の地域の模範となる優れた事例を表彰する「産業観光まちづくり大賞」などを通して、高品質な商品・サービスのブランド化を行っている。国は、こうした民間や各自治体が行う取組みに対して後押しをするとともに、海外メディアやSNS等も活用して、海外に向けて多様な地域資源を強力に発信し、訪日需要を喚起されたい。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、わが国が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。近年、急速に進化しているVR（仮想現実）やAR（拡張現実）等最先端ICTのツーリズムへの活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの異日常体験ができるとともに、実際にその場所を訪れたいというツーリズム需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術を活用したコンテンツが展開されている。競争力のある交流促進コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い異日常体験の提供を実現するため、国においても、地域のツーリズム関連団体や民間事業者との連携を促進されたい。

(2) 消費拡大に向けたナイトタイムエコノミーの活性化

森記念財団都市戦略研究所が2023年11月に発表した「世界の都市総合力ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次いで8年連続で総合3位となり、五輪開催を控える4位のパリに僅差に迫られている。分野別のランキングを見ると、円安を背景に「生活コストが安い都市」として「居住」が昨年11位から3位まで上昇。また、「交通・アクセス」も10位から8位にランクを上げた。一方で、「文化・交流」はロンドン、ニューヨーク、パリに水をあけられ昨年5位から変動がなく、「国際文化都市東京」の実現に向けて、本分野の強化が欠かせない。とりわけ、項目別ランキングで「ナイトライフ充実度」は30位と大きく劣後しており、上位を占めるロンドン、マドリード、サンパウロ、バルセロナ、ニューヨークなど、世界の観光先進都市と比較して低位となっている。ナイトタイムエコノミーの経済規模は、ロンドンでは約3.7兆円（263億ポンド、2017年公表時の1ポンド140円で試算）、ニューヨークでは約2.1兆円（191億ドル、2019年公表時の1ドル110円で試算）とされており、インバウンド消費額拡大だけでなく、雇用創出の観点においても大きな効果が期待できることから、ナイトライフの活性化が不可欠である。

現状、プロジェクトマッピングを活用したイベントや地域資源を活かしたライトアップの実施などは行われているものの、それぞれが単発のイベントとなっているため、一過性ではなく持続的に交流需要を喚起する年間を通じた仕組みが必要である。国は、民間の多様なステークホルダーの実態把握や海外都市の先行事例を調査したうえで、ツーリズム振興におけるナイトタイムエコノミーの位置付けやその活用に関するビジョン・戦略の策定を行われたい。行政が率先して旗を振ることにより、市民の間で夜間帯に文化的交流をする機運が醸成されることも期待される。

その際、世界の観光先進都市のモデルケースをそのまま東京に当てはめて新しい施設などを作るのではなく、海外の良い事例を参考にしながら東京の独自性を尊重することが不可欠である。例えば、ロンドン市内のショッピングストリートにある老舗百貨店や高級食品店、ブランドショップなどの多くが、ガラス張りの外観であるため、営業が終了した夜間に訪れても、街を歩くだけで楽しむことができる。対して、都内の商店街や問屋街などは、夜間になると軒並みシャッターが下ろされている。これをガラス張りにするだけで、夜間帯の誘客効果が高まるだけでなく、再訪・購買意欲を高めることが期待できる。但し、東京のすべての地域に投網をかけて一律にナイトライフを活性化するのではなく、地域住民の日常生活への影響を考慮して、各地域の実態に即した形で推進していくことが望ましい。

また、ナイトタイムエコノミーの活性化は夜間の働き手確保と表裏一体であることから、ツーリズム事業者の雇用支援のほか、業務効率化に資するDX投資の支援も図られたい。

加えて、美術館・博物館をはじめとする文化施設の開館時間・開演時間の延長、商業施設・公営競技場の営業時間延長や鉄道・バス等の夜間交通などについても、官民一体となって取り組むことが肝要である。

(3) シビックプライド醸成に向けた文化教育拡充

ツーリズム産業の持続可能な発展に向けては、地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての地域に愛着・誇りを持つ「シビックプライド」を醸成していくことが不可欠である。これは、裾野の広いツーリズム産業において、地域住民も含めた多様な主体がそれぞれの役割・責任を果たす「観光地域経営」の視点を理解することにも通じるものである。しかしながら、都内の多くの児童・生徒は、能・歌舞伎等の伝統芸能や、江戸切子等の東京都指定伝統工芸品、一部の特別区で制度化されているマイスター制度などの江戸の伝統工芸に触れる機会が少なく、地域の文化・歴史などの観光資源に対する理解や知識が不足している。民間研究所が、世界10都市に居住する20～60代の市民を対象に、街への愛着や誇りなどに関する調査を実施したところ、東京（23区）は対象都市の中で最も低い評価となった（図3）。

世界10都市の「シビックプライド」総合ポイント結果（図3）

順位	対象都市	対象国	総合ポイント
1位	上海	中国	906.6
2位	バルセロナ	スペイン	817.1
3位	ロンドン	イギリス	813.1
4位	ローマ	イタリア	808.8
5位	ニューヨーク	アメリカ	804.2
6位	パリ	フランス	794.2
7位	ヘルシンキ	フィンランド	778.7
8位	ベルリン	ドイツ	717.2
9位	大阪	日本	686.2
10位	東京（23区）	日本	665.8

出典：株式会社読売広告社 都市生活研究所「グローバル・シビックプライド調査」

国は、関係省庁や自治体、ツーリズム事業者等と連携を図り、次代を担う子どもたちに対して、わが国固有の伝統芸能・工芸等や地域の観光資源への理解を深める「文化教育」「観光教育」の普及に取り組まれない。伝統文化・芸能やその歴史的背景、さらにはツーリズム産業の広がりや持続可能な社会などについて、子どもの頃から学ぶ機会を得ることにより、シビックプライドが醸成され、観光人材の育成にも繋がることが期待される。なお、当商工会議所においても、都立高校への出前授業を実施しているほか、地域に密着したイベント・観光情報の発信などを通して、東京出身者、および都内在住、在勤、在学者が東京の魅力を再発見する機会を引き続き提供していく所存である。

また、伝統工芸品などの価値を正しく理解し、若い頃から日常的に使用することは、ブランドとしての認知度を高め、その製品への愛着や信頼を高める、すなわちブランドが持つ資産価値を高めることに繋がることから、子どもたちがこうした銘品に触れる機会を増やす取組みも重要である。文京区にある江戸木版画の製造・販売事業者や新宿区にある江戸小紋・江戸更紗の染色・販売事業者は、それぞれ地元の小学校と連携して、体験授業を実施している。国は、伝統工芸品などについて、地域との関わりやストーリーなども含めて、子どもにも分かりやすく文化教育を行うことで、若い頃から高品質な製品・伝統工芸品などに親しむきっかけを与え、自然とシビックプライドが育まれる環境づくりを推進されたい。

3. 双方向交流拡大に向けた東京のさらなる国際競争力強化

(1) 東京を核とした国内外における相互交流の促進 ～大阪・関西万博を契機とした交流促進～

日本政府観光局（JNTO）によると、2024年3月の訪日外国人旅行者数（推計値）は、前年同月比では69.5%増、2019年同月比では11.6%増の308万1,600人となり、単月として過去最高を更新するとともに、初めて300万人を突破した。国・地域別では、ベトナム、インド、米国、カナダ、メキシコ、ドイツ、イタリア、北欧地域で単月過去最高を更新した。また、観光庁が公表した「訪日外国人消費動向調査2024年1-3月期」（1次速報）の調査結果によると、同期間の訪日旅行消費額は1兆7,505億円。2019年同期比は152%と大幅に増加、四半期として過去最高を記録した。国・地域別では、中国が3,526億円（構成比20.1%）と最も大きく、次いで台湾2,512億円（同14.4%）、韓国2,379億円（同13.6%）、米国1,716億円（同9.8%）、香港1,543億円（同8.8%）の順となっている。昨年12月に民間旅行会社が発表した2024年の旅行動向見通しによると、訪日外国人旅行者数は3,310万人（対前年131.3%、対2019年103.8%）と推計されており、今後も円安の恩恵を受けながら着実に増加していくことが見込まれる。

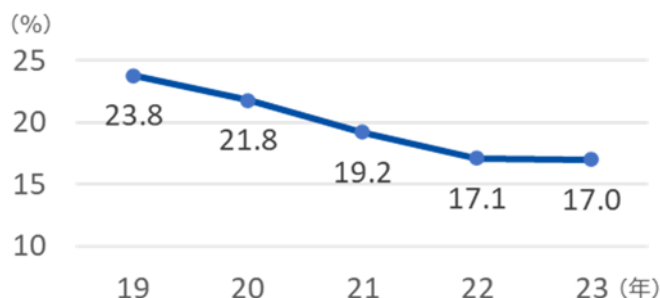
加えて、来年には「大阪・関西万博」、「東京2025世界陸上」等の開催を控えており、訪日需要のさらなる増加が期待される2025年に向けて、わが国が世界の脚光を浴びる絶好のチャンスが到来している。国によると、「大阪・関西万博」の来場者は約2,820万人（うち訪日外国人350万人）、経済波及効果は約2.9兆円と試算している。国は、こうした重要イベントを起爆剤として、経済効果が関西圏に留まることなく全国に波及するよう「オールジャパン」で集中的に施策の強化を図ることが必要である。具体的には、自治体や観光協会・DMO（観光地域づくり法人）、ツーリズム事業者等と連携し、観光資源の磨き上げ・ブランド化や観光コンテンツの開発・高付加価値化を図ることにより、質の高い魅力的な広域周遊ルートの構築を後押しされたい。

また、各国・地域の政府観光局等との連携体制強化を図り、日本政府観光局と連携した共同での訪日プロモーションを推進することにより、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的な情報発信により、全国への誘客促進に取り組まれない。併せて、外国人入国者数の急増により、空港の入国審査待ち時間が長時間化していることから、厳格さを維持しつつ、待ち時間の縮減を図ることが必要である。国は、スムーズな出入国審査の実現に向けて、最先端技術を活用したストレスフリーな環境を整備されたい。

一方で、堅調な回復を見せるインバウンドと比較して、円安や海外物価高などの影響を受けて、本年3月の出国日本人数は2019年同月比63.2%の121万9,800人と停滞している。国際交流の基本は双方向であり、相互理解の促進が国際間の良好な関係構築にも繋がり、ひいてはインバウンド市場の拡大にも資する。昨年5月、観光庁は日本旅行業協会（JATA）と共同で海外旅行の促進に向けた「今こそ海外！宣言」を発出した。本年は「日米観光交流年2024」などの各種取組みを通して、アウトバウンドを促進している。アウトバウンドの早期回復に向けては、海外旅行への機運醸成を図ることが必要であることから、今後も官民一体となり、各国・地域の政府観光局などとも連携しながら、海外旅行ニーズに即した情報発信や、海外旅行商品の充実化に向けた支援を図ることで、相互交流の促進を強力に推進されたい。

また、海外渡航需要の伸び悩みは、日本人のパスポート保有率の低さからも窺える。外務省の「旅券統計」（2023年1月～12月）によると、2023年末時点の有効旅券数は約2,064万冊で日本人人口に占める割合はわずか17.0%である。コロナ禍前から保有率の低さは変わらないものの、2019年23.8%、2020年21.8%、2021年19.2%、2022年17.1%と漸減しており、コロナ禍に有効期限が切れた人の再取得や新規取得の需要停滞が影響している（図4）。これは先進国では最低水準であり、米国の場合、人口の約5割に相当する1.5億人が保有している。従前より旅券保有率が低い理由は、日本人の語学力の低さや島国ゆえの物理的障壁、長期休暇の取りづらさ、国内観光資源の豊富さ、など多岐にわたる。しかしながら、アウトバウンドの早期回復に向けて施策の改善を図る必要がある。国は、パスポート新規取得・更新費用の見直しや、複数の有効期間を設定することによる発行手数料の柔軟化など、海外渡航を促進するための機運醸成を図るべく、省庁横断で前向きに検討されたい。

日本人人口に占める旅券保有率（図4）



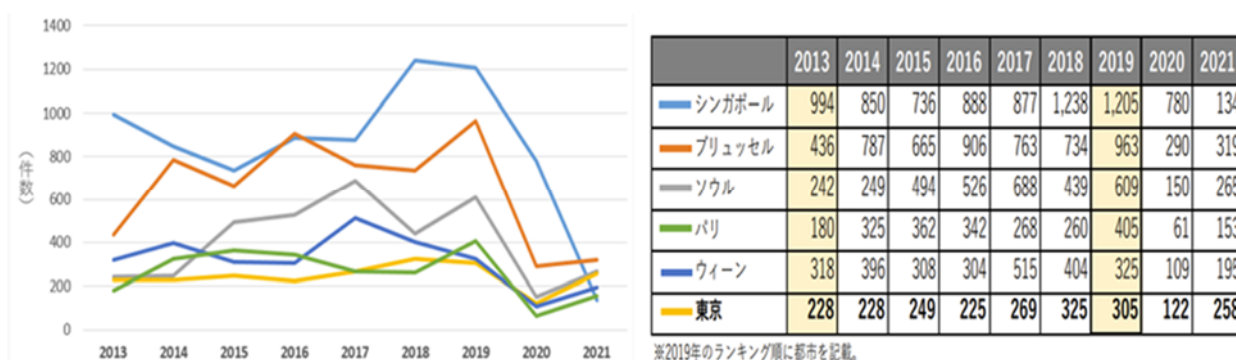
出典：外務省「旅券統計」

加えて、若年層における海外旅行の促進は、国際感覚向上に資する教育的観点や、将来的な国際ビジネス往来の活性化など、中長期的な双方向交流拡大が期待できる。国は、旅行会社、教育機関および各国・地域の政府観光局等が連携して行う、異文化交流・体験や環境保護など、付加価値の高い海外教育旅行プログラムの開発や普及啓発に対する支援を強化されたい。

（2）国内外から東京へのビジネス誘客促進（MICEの受入環境整備・誘致促進等）

東京都は2015年に策定した「東京都MICE誘致戦略」において、2024年までに国際会議開催件数（UIA国際会議統計）330件の目標を掲げていたが、2019年には目標達成に迫る305件の実績を上げた。しかしながら、同年のシンガポール1,205件を筆頭にして、ブリュッセル963件、ソウル609件と、東京は世界6位、アジアにおいても3位であり、世界の観光先進都市と比較して東京の国際会議開催件数は劣後している（図5・6）。東京都が「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン2024-2026」において、3年後の目指す姿として掲げる「国際会議の開催件数世界5位以内」を達成するためにも、MICE誘致の競争力強化に資する、施設の機能強化や専門人材育成に取り組むことが急務である。

都市別国際会議開催件数（図5・6）



出典：UIA国際会議統計（「東京都MICE誘致戦略2023」より）

コロナ禍において、対面を基本とするMICEや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼした。こうした状況下において、オンライン型、あるいは対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなMICEの取組みが急速に普及した。同時に、国際会議では参加者同士がディスカッションをすることで予期せぬ人脈形成やビジネスチャンスが生まれるといった効果があり、実際に集まり交流することの重要性が再認識された。今後も対面による国際会議やインセンティブ旅行のプログラムを強化していく必要がある一方で、リモートも根強い人気があり、世界的なデジタルシフトの流れはますます加速していくことが見込まれる。国は、新たな環境に適応したMICE

の誘致・開催を受け入れるための通信インフラ整備や、デジタルサイネージ等のICTによるMICE施設の機能強化に取り組まれない。

また、設備の高度化を支える専門人材を継続的かつ安定的に育て輩出していく仕組みが必要とされているが、わが国における人材育成プログラムは統一的でなく、必ずしも体系化されていないため、専門的知識を有するMICE人材を継続的に育成しづらい環境にある。現在、大学や大学院等の高等教育機関を中心に提供されているMICE関連の講座や人材育成プログラムは、観光等を取り扱う学部・学科の中で部分的に提供されているに留まる。体系的にMICE教育を提供できる教育機関が非常に限られていることから、国は、産学官一体となり人材を育成する仕組みを構築されたい。

加えて、今後のMICEの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得（「SAFEGUARD」「GBAC STAR」等）の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組みを進めることが必要である。

さらには、地域経済への波及効果やビジネス・イノベーション機会の創出、国や都市のブランド力・国際競争力向上等、MICE開催の意義や「レガシー効果」についても、一層の情報発信を行うことが肝要である。観光庁の推計によれば、2019年に国際MICEがわが国にもたらした経済効果（総消費額）は9,229億円となり、同年の京都市における日本人旅行者による消費額9,049億円を上回る規模に達していた。国は、MICE誘致・開催が地域経済に広く裨益することについて、社会的理解を得られるよう積極的な周知を図られたい。

（3）多様な文化・習慣等への理解・配慮や消費額拡大を目指した受入環境整備

訪日客数6,000万人の実現に向けては、ムスリムやベジタリアン・ヴィーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、多言語対応とともに、外国人の多様な宗教的、文化的習慣に配慮した環境整備に向けた支援を引き続き行う必要がある。国においては、「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の作成・普及啓発を通じ、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して旅行できる環境整備を推進してきたが、本年4月に取りまとめた「ベジタリアン・ヴィーガン／ムスリム旅行者おもてなしガイド」は、従前のものと比べて飲食店や宿泊施設等の現場により則した構成・内容となっていることから、積極的に事業者向けの周知を図り、様々な文化・生活習慣等に配慮した受入環境の整備を促進されたい。同時に、対応している飲食店や宿泊施設等について、訪日外国人旅行者への分かりやすい情報提供に取り組まれたい。

また、東京2020大会開催を契機に、都市のバリアフリー化や心のバリアフリーの浸透など、官民連携によりハード・ソフト両面での取組みが進められてきた。来年には「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025（東京2025デフリンピック）」（ろう者による国際スポーツ大会）の開催を控える中、東京の国際競争力強化に向けて、今後もますますの取組みが期待される。高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な交通機関をシームレスに利用しながら、誰もが快適に旅行できる「ユニバーサル・ツーリズム」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造に繋がるとともに、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。国は、バリアフリー対応に積極的に取り組む観光施設を認定する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の利用促進を通して、さらなる情報発信に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・補助制度の拡充により、誰もがストレスフリーで快適に旅行できる環境整備を推進されたい。

併せて、訪日外国人旅行消費額の拡大においては、海外の富裕層を意識した受入環境整備も欠かすことができない。観光庁によると、2019年の高付加価値旅行者は訪日外国人旅行者数全体の約1%（約32万人）に過ぎないが、消費額は約14.0%（約6,700億円）を占めている。国は、プライベートジェットの受入拡大やスーパーヨットの寄港地設置に向けて、東京都などと連携して取り組まれたい。

以上

2024年度第6号

2024年6月13日

第247回（臨時）議員総会・第770回常議員会決議

<提出先>国土交通省、観光庁、文部科学省ほか関係省庁大臣・幹部

<実現状況>

○観光振興予算の確保

観光庁予算：2024年度補正予算543億円、

2025年度予算530億円（前年度比5.4%増）

○インバウンド受入環境整備、観光DX推進、観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル構築事業など、要望事項が多数反映された。

7. ツーリズムの基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望

<基本認識>

3年以上におよぶコロナ禍で深刻な打撃を受けたツーリズム産業だが、政府の水際対策緩和や昨年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、国内外の人々の移動と交流は目に見えて回復している。

世界観光機関（UN Tourism）が本年1月に発表した「World Tourism Barometer January 2024」によると、2023年の国際観光客数はパンデミック前の88%に達し、13億人と推定されている。中東（対2019年122%）、ヨーロッパ（同94%）、アフリカ（同96%）と比較すると、回復スピードに欠けるアジアにおいて（同65%）、昨年わが国を訪れた外国人旅行者数は約2,507万人、2019年3,188万人のおよそ8割と、堅調に回復している。

また、訪日客数は8割の回復でありながら、2023年の訪日外国人旅行消費額は5.3兆円と過去最高を更新した。訪日外国人1人当たり旅行支出は、政府が2025年の目標額として掲げていた20万円を上回る、21万3千円（2019年比34.2%増）と推計されている。

但し、これら消費額上昇の背景には、直近で1ドル150円を超える急激な円安効果や、原材料・エネルギー価格の高騰に起因する宿泊料金の値上げなどが、大きく影響していることを念頭に置く必要がある。実際、訪日消費額を年間の平均レートでドルベースに直すと1ドル140円だった2023年は380億ドル弱となるが、2019年（1ドル108円）の440億ドル超には届いていない。対ドルのみならず、対ユーロやアジア各国の通貨に対しても円の価値は下落している。円安の追い風を活かして訪日客を誘引しながらも、円ベースではなくドル換算による実質消費単価の引き上げを図ることが肝要である。

他方で、円安はアウトバウンドに影を落としており、2023年の年間日本人出国者数は962万人、2019年比で52.1%減と、インバウンドと比べて回復の遅れが顕著である。

業界全体で見ると明るい兆しが見えつつある一方で、以前から課題として挙げられていた人手不足や観光需要の偏りが、急激な需要の回復により深刻化している。

ツーリズム産業における人手不足は、パンデミックや自然災害等による交流需要減少・雇用の不確実性を労働者が不安視している側面はあるものの、低い賃金や流動性の高い非正規雇用者の多さ、休日出勤・夜勤等の労働環境により離職者が多く就職希望者が少ないことなど、以前より業界全体に根深い問題が存在する。人手不足はサービス品質の低下や採用市場における劣後、人材育成の遅れなどを招く可能性があり、早期に改善する必要がある。

また、地方に比べて交流需要が高い東京都内においても、一部のエリアに観光客が偏在しているうえ、平日よりも週末や連休に需要が集中することで、サービスが行き届かず、旅行者の満足度を下げてしまう要因になりかねない。

こうした状況のなか、国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、昨年3月に「第4次観光立国推進基本計画」を策定し、2030年の外国人旅行者数6,000万人、インバウンド消費額15兆円の目標を維持している。

2030年に向けて、来年は「日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」）や「東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「東京2025世界陸上」）」を控え、2027年には「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」が横浜で開催される。こうした世界的なイベントを控える本年は、極めて重要な局面であると捉えており、施策の強化が求められる。

また、わが国は世界に誇る安全性・清潔さ、ホスピタリティはもとより、歴史や風土が育んだ和食や和菓子、伝統芸能や伝統工芸品、祭り、スポーツ、商店街、医療、自然など、魅力的な地域資源を多数有しており、それらが世界からも評価されている^{※1}。しかしながら、それらのブランド化や国民（都民）への文化教育などは不十分であり、保存・継承が今後の課題として挙げられる。高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化や歴史、文化、芸術、スポーツなど東京の魅力を活かした観光コンテンツ開発・高付加価値化と発信強化、シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充に、取り組むことが求められる。当所としても、東京都や東京観光財団、23区の観光協会等と連携して、各種事業を通じて、ブランド化やシビックプライド醸成に努めているが、官民を挙げて取組みを一層強化し、都市としての魅力を高め、世界に冠たる「国際文化都市東京」の実現を図ることが重要

である。

※1 世界経済フォーラム発表「2021年旅行・観光開発指数」は日本が初めて世界1位、2021年10月に米国の大手旅行雑誌Condé Nast Traveler発表「Reader's Choice Awards」の「世界で最も魅力的な都市のランキング」米国版では2年ぶり、英国版では初めて東京が第1位に選出。

国内外の人々の移動と交流がますます活発化することが見込まれる好機に、今後、わが国経済の持続的な成長に向けて、ツーリズムをしっかりと基幹産業化していくことが必要である。

今般、東京商工会議所では、地域事業者の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。東京都においては、高い経済波及効果があるツーリズム産業の実態に合わせて、他産業との連携による相乗効果を生み出すべく、部局横断的な施策の改善を図られたい。また、諸課題の解決に向けて官民が一致団結して取り組むことにより、ツーリズムの基幹産業化を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、東京都、23区等の自治体、国との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組みに対して全力を挙げて支援していく所存である。

<要望項目>

1. ツーリズム産業の持続可能な発展に向けた受入環境整備

(1) 人手不足解消のための労働環境改善支援

交流需要のさらなる回復に期待が高まる一方で、ツーリズム産業の人手不足が深刻化している。わが国が人口減少局面に入ってから以降、労働力の供給制約が徐々に強まり、様々な産業で人手不足感が高まっている(図1・2)。とりわけ労働集約型企業が多いツーリズム産業では、以前から恒常的に人手不足の状況であり、拡大するインバウンド需要にどのように対応するかが課題となってきた。こうしたなか、コロナ禍で旅行需要が激減し、企業は経営維持のために人員削減や採用抑制を行い、労働力の供給側においても将来に対する不安感から業界を離れる労働者が多数存在した。需要回復が急速に進む現下の状況において、比較的体力のある大企業は再び採用を強化している一方で、中小企業・小規模事業者は採用に苦戦して受入環境の整備が間に合わないことで、需要を取り逃がすだけでなく、地域における局所的な混雑の一因ともなっている。

(図1)

正社員の人手不足割合(上位10業種)

		(%)		
		2022年4月	2023年4月	2024年4月
1	情報サービス	64.6	↑ 74.2	↓ 71.7
2	旅館・ホテル	52.4	↑ 75.5	↓ 71.1
3	建設	59.4	↑ 65.3	↑ 68.0
4	自動車・同部品小売	58.4	↑ 64.1	↑ 64.9
5	金融	43.6	↑ 57.4	↑ 64.2
6	運輸・倉庫	52.2	↑ 63.1	↑ 63.5
7	メンテナンス・警備・検査	60.1	↑ 67.6	↓ 62.7
8	家電・情報機器小売	44.7	↑ 48.6	↑ 60.4
9	医療・福祉・保健衛生	43.4	↑ 58.3	↓ 57.7
10	飲食店	56.9	↑ 61.3	↓ 56.5

※母数が20社以上の業種が対象

(図2)

非正社員の人手不足割合(上位10業種)

		(%)		
		2022年4月	2023年4月	2024年4月
1	飲食店	77.3	↑ 85.2	↓ 74.8
2	旅館・ホテル	56.1	↑ 78.0	↓ 63.8
3	各種商品小売	52.3	↑ 56.9	↑ 60.8
4	人材派遣・紹介	53.6	↑ 58.3	↑ 59.7
5	メンテナンス・警備・検査	43.9	↑ 49.0	↑ 57.8
6	飲食料品小売	48.7	↑ 58.7	↓ 57.3
7	教育サービス	41.7	↓ 38.7	↑ 47.2
8	金融	28.4	↑ 41.6	↑ 45.3
9	農・林・水産	43.3	↑ 49.5	↓ 42.1
10	飲食料品・飼料製造	39.3	↑ 39.6	↑ 40.7

※母数が20社以上の業種が対象

出典：帝国データバンク「人手不足に対する企業の動向調査(2024年4月)」

人手不足の主たる原因としては、他産業と比しても低い賃金が挙げられる。厚生労働省が発表した「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、ツーリズム産業の代表である宿泊業・飲食サービス業の賃金は259.5千円で、産業別の賃金が最も低かった。とりわけ、中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資が乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

取引適正化の推進にあたっては、取引価格の交渉を行う際の客観的な判断基準が必要であることから、中小企業における原価の「見える化」への支援強化が求められる。東京都は、下請センター東京における価格交渉アドバイザーによる相談体制を強化し、こうした「見える化」への取組み推進を図るとともに、巡回等によるプッシュ型の

相談対応や過去に相談対応した企業へのフォローアップ支援を講じられたい。併せて、宿泊業・飲食サービス業におけるサービスが無料である、というイメージが浸透しているが、「良い製品や良いサービスには値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれない。

また、優秀な人材が他産業へ流出することを防ぎ、ツーリズム産業で働きたい、また働き続けたいと思える環境を整えるうえで、賃金の上昇に加えて、学び直しが重要な役割を果たす。今後ますます増加する訪日外国人受入れのために求められる語学力、日本の文化・歴史・伝統についての教養、顧客の要望に対応できる準備と想像力など、ツーリズム産業の人材に必要なスキルは多岐にわたり、それらを有する人材の確保には相当な時間を要する。加えて、対人接客場面が多い一方で、将来的に企業の中核を担う人材にはマネジメントやファイナンススキルも必要とされるほか、地域資源を活用するうえでは地域事業者や地元住民との良好な関係構築も欠かせず、複合的な能力や知識が求められる。多くのツーリズム産業就業者は現場での実務を通して教育訓練（OJT）を受けるが、教える側・教えられる側いずれも日々の業務に追われているため、十分な人材育成が施されているとは言い難い。大学等が産業界と連携して実践的かつ充実した人材育成プログラムを提供し、学び直しを促進することを通じて、各人が不足している部分を補完することにより、労働環境の改善や業務効率の向上、イノベーションやDXの推進が期待できる。なお、働いている人が取り組みやすいよう、そうした学びの場・プログラムへのアクセス手段や時間等を柔軟に提供する仕組みが求められる。

東京都においては、「観光経営人材育成事業」の一環として、東洋大学などと連携して観光経営人材の育成を目的とした講座を定期的に開催している。本講座の受講促進に向けて積極的な周知を行うとともに、引き続き大学等が行う教育プログラムの開発・提供を支援されたい。

また、地域の潜在的観光資源を発掘してツーリズム振興を行う人材を確保・育成しなければならない。そのためのDMO（観光地域づくり法人）運営を担う人材の不足も指摘されている。観光地域経営を行うにあたっては、観光客の行動特性が自地域だけで完結しているのか、隣接地域を含む他地域にも関連しているのかを分析し、行政単位に捉われないマーケティングが必要となる。東京都は、こうした観光まちづくりにおいて旗振り役となる、担い手育成についても積極的な後押しをされたい。

他方で、ツーリズム産業が人手不足を克服するためには、従来よりも少ない人員で、より高い付加価値を生み出すことができる産業を目指し、雇用のあり方や働き方を抜本的に見直していく必要がある。同時に、他の産業に比べて低い労働生産性の向上に向けて、ICT・デジタル技術等の利活用による業務の効率化を図り、労働環境の改善等を実現していかなければならない。東京都は、基幹業務へのクラウド型ICTの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携によるバックヤード人材の共有など、省力化や付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に引き続き取り組まれない。

また、経営資源に限られる中小企業がより高い成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取組みが重要である。異業種同士の協業により宿泊施設の生産性向上を後押しした例では、民間旅行会社が、多言語ソリューションの開発を行っていたスタートアップと協働し、宿泊施設向けのコミュニケーションツールを開発した事例がある。宿泊客は自身のスマートフォンを使い、自国の言語で館内案内や周辺観光情報などを閲覧することができる。自動翻訳チャット機能で宿泊施設のスタッフとリアルタイムにコミュニケーションも図れることから、人手不足や多言語対応、業務効率化など宿泊事業者が抱える経営課題の解決と宿泊客の満足度向上に貢献している。東京都は、中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと大手・中小企業の協業やオープンイノベーション促進に向けた支援強化にも取り組まれない。

（2）交流需要の分散化・平準化（目的地／時期・時間帯の偏りの改善）

観光地における混雑は、旅行者の満足度や再訪意欲の低下のみならず、住民の日常生活にも大きな影響をもたらす。また、特定の時期・時間帯に旅行者が集中することは、ツーリズム産業における安定的な雇用を困難にすることから、交流需要の分散化・平準化は極めて重要な課題である。個人旅行をはじめ教育旅行やMICEを含めた団体旅行における多くの需要を取り込み、ツーリズム産業の人手不足解消、さらには業界の働き方改革を進めるためには、「目的地の偏り」と「時期・時間帯の偏り」の2つの観点による分散化・平準化が求められる。

平日の需要喚起に向けては、教育分野・企業等広く社会を巻き込んだ取組みを行うことが重要である。2023年より愛知県が全国に先駆けて導入した「ラーケーション」（学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語）は、子どもが保護者との校外学習等を目的に平日に学校を休める制度で、大分県別府市や茨城県、栃木県日光市、沖縄県座間味村など全国で徐々に広がりを見せている。本制度を活用することで、親の有給休暇取得が促進されるほか、親子ともに地域との交流や地域資源に触れる機会を得ることができる。とりわけ、土日祝日労

働の割合が高い観光業・サービス業の従事者は、平日に家族と過ごす時間を確保することが可能となり、ラーケーションが定着すれば雇用促進に寄与することが期待できる。東京都は、こうした休み方の多様化に関する議論を加速させ、国内旅行活性化、旅行需要の平準化につなげるべく、国民運動として推進されたい。なお、ラーケーションと同様に、「ワーケーション」（労働（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語）や「ブレジャー」（仕事（ビジネス）と余暇（レジャー）を組み合わせた造語）など、柔軟な働き方、多様な休み方の推進に際しては、「余暇（レジャー）」「休暇（バケーション）」「休日（ホリデー）」の違いを整理したうえで、マーケット分析を行うことが欠かせない。

（３）レスポンスブル・ツーリズムの推進

訪日客の急速な回復に伴い、にわかに再燃しているオーバーツーリズムの問題に対して、国は昨年１０月にオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージを取りまとめ、各地域が取り組む対策を国として総合的に支援していく方針を示した。２０３０年の訪日客数６，０００万人の目標達成に向けて、問題が深刻化する前に早めの対策を講じることが肝要であることから、東京都は混雑地域における交通・観光インフラの充実や、地域住民と観光客をすみ分けた運賃設定、あるいは混雑状況に応じて機動的に運賃設定を行えるよう、制度の運用弾力化を図られたい。需給に応じて価格を変える「ダイナミックプライシング（変動価格制）」は、ホテルや航空券のように供給量に制限のある商品に有効な手段とされ、以前から導入が進められている。近年では、鉄道会社が平日朝の通勤時間帯の混雑緩和を目的として、利用時間帯により割引となる定期券の販売を開始するなど、変動運賃をサービス向上の手立てとして活用している。また、国内有数のテーマパークや、サッカー、野球、バスケットボールなど、プロスポーツの試合、あるいは音楽ライブなどのエンターテインメント業界においても導入が進められている。ダイナミックプライシングは、事業者が自助努力で業績を向上させるための収益最適化戦略としてだけではなく、社会全体で取り組むべき課題解決にも貢献することが期待される。一方で、公共交通は生活インフラの側面があり、地域住民の生活の足となる交通機関が不用意に運賃を変えれば、混乱や反感を招く恐れがあるため、恒常的な利用者に配慮した制度設計が欠かせない。

他方で、エリア全体ではコロナ禍前ほどの来街・宿泊需要がないにもかかわらず、一部地域や時間帯だけを取り上げ、困惑する地域・住民の様子を、急増している訪日客の様子と合わせて報道することにより、オーバーツーリズムとして過度に喧伝されているきらいがある。鎌倉市のように、人口１７万人の街に年間約２，０００万人もの観光客が押し寄せることで、地元住民の通勤・通学に支障が生じるほどの慢性的な交通渋滞が発生し、住民からの苦情が増加している地域があることは事実であり、同市は比較的早くから対策に取り組んできた。しかしながら、訪日客の増加を短絡的にオーバーツーリズムと結びつけることは、地域住民の感情的な議論を助長し、インバウンドに対していたづらに負のイメージを与えかねない。わが国が観光立国を志向するうえで、オーバーツーリズムという言葉も慎重に扱う必要がある。

旅行者、業界、環境および旅行者を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する、サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）の実現に向けた取組みが欧州各国を中心に進んでいる。そのような中で、地域住民や自然環境への悪影響を最小にしながら、ツーリズム産業の持続可能な発展を目指す取組みである「レスポンスブル・ツーリズム（責任ある観光）」が注目されており、事業者だけでなく旅行者も持続可能性を意識することが求められる。レスポンスブル・ツーリズムの推進が、結果としてオーバーツーリズムを未然に防止する、という考え方もできる。

外国人を含む域外旅行者の受入れに対する地域、住民の理解を得る努力がこれまで以上に求められる。東京都は、地域住民に対する域外旅行者受入れ・ホスピタリティ向上・観光まちづくりへの積極的関与に関する理解促進と、域外の旅行者に対する地域資源保全や地域のルール・マナーに関する啓発（文化財の破損や立入禁止区域・私有地への侵入に対する条例に基づく罰則、ピクトグラムや看板・サイネージ等によるごみのポイ捨て禁止等の周知など）のため、都内の各自治体や観光関連団体を中心とした取組みを後押しされたい。加えて、経済波及効果や雇用誘発効果など、旅行者受入れによりもたらされるメリットについても周知を図られたい。

（４）ツーリズムを通じた被災地復興支援

本年元日に発生した令和６年能登半島地震は、石川県能登地域をはじめ周辺地域に甚大な被害をもたらした。コロナ禍から立ち直りかけていたツーリズム産業にとって大きな打撃であったが、国が実施した中小企業・小規模事業者の復旧に向けた補助や北陸応援割などの支援に加え、北陸新幹線の金沢・敦賀間延伸開業により北陸への関心が高まったことを追い風に、被害状況が比較的軽微であった地域から国内外の観光客で賑わいを取り戻している。

東京都としては、今後も起こりうる自然災害や感染症に際して、ツーリズム産業に関わる事業者のＢＣＰ策定を促進することにより、その事業継続性を高めるとともに、積極的な財政出動による交流需要喚起を図られたい。そ

の際、人手不足にあえぐツーリズム事業者には運用面での配慮が欠かせない。今般の北陸応援割において、事業予算が限られていたことから発売早々に予約が埋まってしまい、殺到する問い合わせ・クレームに対して現場の負担は小さくなかった。北陸応援割は県ごとの全国旅行支援のスキームをそのまま適用したが、前述のような混乱はG o T oトラベルや全国旅行支援でも起きており、その教訓は生かされなかった。現場で対応する事業者の混乱を避けるためにも、運用面において旅行事業者に配慮したスキームを平時より用意されたい。

また、都内には約60店舗もの全国のアンテナショップが存在する。全国各地の観光情報や特産品に触れられるアンテナショップそのものが東京ならではの観光資源であるとともに、震災等が発生した際には、東京にいながらにして復興応援を行う手段となり得る。本年3月9日に八重洲に開業した石川県のアンテナショップは、能登の酒や輪島塗の箸などを求める人々でオープン前から長蛇の列ができた。東京都においては、都内アンテナショップ情報やイベント情報をまとめた「アンテナショップ 全国の逸品巡り IN TOKYO GUIDE BOOK」の配布を強化するとともに、東京観光財団を通じた継続的な周遊イベントの実施を検討されたい。都内在住・在勤者をはじめ、訪都旅行者に日本各地の魅力を効果的にPRすることは、東京と地方それぞれの魅力を高めるとともに、相互交流の促進により東京のツーリズム振興に寄与することが期待される。

2. 東京が持つ魅力を最大限活かした「国際文化都市東京」の実現

(1) 地域資源を活かした交流促進事業、情報発信に対する支援強化

従前の観光は、高度成長期に端を発したいわゆるマストツーリズムで、有名観光地や名所・旧跡を訪れる物見遊山型が主流であった。旅行者の行動は画一的になり、観光地での非日常的な体験を通じて感動や満足感を得るなど、旅行自体が目的になる場合が多い。しかしながら、社会の成熟化が進み、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、若い世代を中心に、観光は個人の関心事を具現化する人や異文化との交流手段へと位置付けが変わりつつある。これからのツーリズムにおいては、有名観光地ではなくとも、地域に根差す生活文化そのものが交流の資源となり、その交流を通して地域の営みに対する共感や土地への思い入れが深まる「異日常（異なる日常）」体験を提供することができる。異日常型の交流体験は長期滞在やリピート訪問に繋がるため、これらの機会創出促進が求められる。ニーズの変化に応じてツーリズムの領域は拡大し、地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツなど、あらゆる地域資源と連携した地域活性化の重要性が増している。

地域住民の生活の一部として定着している地元神社の祭りや商店街が催すイベントなどは、地域の交流を生み出す場として機能している。こうした以前からある催事のほかに、大田区の町工場を開放してものづくりの技術や職人と触れ合う機会を提供する「おおたオープンファクトリー」や街全体をアート会場に見立てる「千住・人情芸術祭」（足立区）、「渋谷芸術祭」（渋谷区）、江戸時代から染色を産業としてきた新宿区の落合・中井地区を染物で彩る「染の小道」など、比較的新しいイベントの開催により、伝統文化や伝統技術の継承が図られている。加えて、こうした地域資源を活用した取組みは、単なる交流促進にとどまらず、住民の地元に対する「シビックプライド（郷土愛）」の醸成にも寄与することが期待される。東京都は、体験型・テーマ別ツーリズムのコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等のほか、地域に根差した伝統芸能・祭り、地場産業や文化芸術資源等と連携したイベント、屋形船やナイトクルーズに代表される舟運やウォーターフロントを活用した取組みなど、多様なコンテンツ開発を継続的に支援し、地域住民と訪問者の積極的な交流や街の賑わい創出、地域の活性化に向けた取組みを促進されたい。その際、各区の特徴や実態を踏まえて、柔軟にプロモーション費や強化支援費等の分配を行うことが肝要である。

また、東京都では、「江戸東京さらりプロジェクト」の一環として、「Old meets NEW」をコンセプトに、伝統を未来に繋ぐものづくりや、意欲に溢れる取組みを厳選して、衣食住のジャンルごとに銘品を紹介している。東京都は、今後も本取組みを継続的に実施し、プロジェクトのさらなる認知度向上と海外に向けたプロモーション強化を図られたい。海外発信を行う際には、海外における模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスク軽減に向けて、取り締まりを強化することが求められる。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、東京が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。近年、急速に進化しているVR（仮想現実）やAR（拡張現実）等最先端ICTのツーリズムへの活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの異日常体験ができるとともに、実際にその場所を訪れたいというツーリズム需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術を活用したコンテンツが展開されている。競争力のある交流促進コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い異日常体験の提供を実現するため、東京都においても、地域のツーリズム関連団体や民間事業者との連携を促進されたい。

(2) 消費拡大に向けたナイトタイムエコノミーの活性化

森記念財団都市戦略研究所が2023年1月に発表した「世界の都市総合力ランキング」において、東京はロ

ンドン、ニューヨークに次いで8年連続で総合3位となり、五輪開催を控える4位のパリに僅差に迫られている。分野別のランキングを見ると、円安を背景に「生活コストが安い都市」として「居住」が昨年11位から3位まで上昇。また、「交通・アクセス」も10位から8位にランクを上げた。一方で、「文化・交流」はロンドン、ニューヨーク、パリに水をあけられ昨年5位から変動がなく、「国際文化都市東京」の実現に向けて、本分野の強化が欠かせない。とりわけ、項目別ランキングで「ナイトライフ充実度」は30位と大きく劣後しており、上位を占めるロンドン、マドリード、サンパウロ、バルセロナ、ニューヨークなど、世界の観光先進都市と比較して低位となっている。ナイトタイムエコノミーの経済規模は、ロンドンでは約3.7兆円（263億ポンド、2017年公表時の1ポンド140円で試算）、ニューヨークでは約2.1兆円（191億ドル、2019年公表時の1ドル110円で試算）とされており、インバウンド消費額拡大だけでなく、雇用創出の観点においても大きな効果が期待できることから、ナイトライフの活性化が不可欠である。

現状、プロジェクトマッピングを活用したイベントや地域資源を活かしたライトアップの実施などは行われているものの、それぞれが単発のイベントとなっているため、一過性ではなく持続的に交流需要を喚起する年間を通じた仕組みが必要である。東京都は、民間の多様なステークホルダーの実態把握や海外都市の先行事例を調査したうえで、ツーリズム振興におけるナイトタイムエコノミーの位置付けやその活用に関するビジョン・戦略の策定を行われた。行政が率先して旗を振ることにより、市民の間で夜間帯に文化的交流をする機運が醸成されることも期待される。

その際、世界の観光先進都市のモデルケースをそのまま東京に当てはめて新しい施設などを作るのではなく、海外の良い事例を参考にしながら東京の独自性を尊重することが不可欠である。例えば、ロンドン市内のショッピングストリートにある老舗百貨店や高級食品店、ブランドショップなどの多くが、ガラス張りの外観であるため、営業が終了した夜間に訪れても、街を歩くだけで楽しむことができる。対して、都内の商店街や問屋街などは、夜間になると軒並みシャッターが下ろされている。これをガラス張りにするだけで、夜間帯の誘客効果が高まるだけでなく、再訪・購買意欲を高めることが期待できる。但し、東京のすべての地域に投網をかけて一律にナイトライフを活性化するのはではなく、地域住民の日常生活への影響を考慮して、各地域の実態に即した形で推進していくことが望ましい。

また、ナイトタイムエコノミーの活性化は夜間の働き手確保と表裏一体であることから、ツーリズム事業者の雇用支援のほか、業務効率化に資するDX投資の支援も図られたい。

加えて、美術館・博物館をはじめとする文化施設の開館時間・開演時間の延長、商業施設・公営競技場の営業時間延長や鉄道・バス等の夜間交通などについても、官民一体となって取り組むことが肝要である。

（3）シビックプライド醸成に向けた文化教育拡充

ツーリズム産業の持続可能な発展に向けては、地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての地域に愛着・誇りを持つ「シビックプライド」を醸成していくことが不可欠である。これは、裾野の広いツーリズム産業において、地域住民も含めた多様な主体がそれぞれの役割・責任を果たす「観光地域経営」の視点を理解することにも通じるものである。しかしながら、都内の多くの児童・生徒は、能・歌舞伎等の伝統芸能や、江戸切子等の東京都指定伝統工芸品、一部の特別区で制度化されているマイスター制度などの江戸の伝統工芸に触れる機会が少なく、地元の文化・歴史などの観光資源に対する理解や知識が不足している。民間研究所が、世界10都市に居住する20～60代の市民を対象に、街への愛着や誇りなどに関する調査を実施したところ、東京（23区）は対象都市の中で最も低い評価となった（図3）。

世界10都市の「シビックプライド」総合ポイント結果（図3）

順位	対象都市	対象国	総合ポイント
1位	上海	中国	906.6
2位	バルセロナ	スペイン	817.1
3位	ロンドン	イギリス	813.1
4位	ローマ	イタリア	808.8
5位	ニューヨーク	アメリカ	804.2
6位	パリ	フランス	794.2
7位	ヘルシンキ	フィンランド	778.7
8位	ベルリン	ドイツ	717.2
9位	大阪	日本	686.2
10位	東京（23区）	日本	665.8

出典：株式会社読売広告社 都市生活研究所「グローバル・シビックプライド調査」

東京都は、国や区市町村、都内の学校、ツーリズム事業者等と連携を図り、次代を担う子どもたちに対して、わが国固有の伝統芸能・工芸等や地域の観光資源への理解を深める「文化教育」「観光教育」の普及に取り組まれた。伝統文化・芸能やその歴史的背景、さらにはツーリズム産業の広がりや持続可能な社会などについて、子どもの頃から学ぶ機会を得ることにより、シビックプライドが醸成され、観光人材の育成にも繋がることが期待される。なお、当商工会議所においても、都立高校への出前授業を実施しているほか、地域に密着したイベント・観光情報の発信などを通して、都内在住、在勤または在学者が東京の魅力を再発見する機会を引き続き提供していく所存である。

また、伝統工芸品などの価値を正しく理解し、若い頃から日常的に使用することは、ブランドとしての認知度を高め、その製品への愛着や信頼を高める、すなわちブランドが持つ資産価値を高めることに繋がることから、子どもたちがこうした銘品に触れる機会を増やす取組みも重要である。文京区にある江戸木版画の製造・販売事業者や新宿区にある江戸小紋・江戸更紗の染色・販売事業者は、それぞれ地元の小学校と連携して、体験授業を実施している。東京都は、伝統工芸品などについて、地域との関わりやストーリーなども含めて、子どもにも分かりやすく文化教育を行うことで、若い頃から高品質な製品・伝統工芸品などに親しむきっかけを与え、自然とシビックプライドが育まれる環境づくりを推進されたい。

3. 双方向交流拡大に向けた東京のさらなる国際競争力強化

(1) 東京を核とした国内外における相互交流の促進 ～大阪・関西万博を契機とした交流促進～

日本政府観光局（JNTO）によると、2024年3月の訪日外国人旅行者数（推計値）は、前年同月比では69.5%増、2019年同月比では11.6%増の308万1,600人となり、単月として過去最高を更新するとともに、初めて300万人を突破した。国・地域別では、ベトナム、インド、米国、カナダ、メキシコ、ドイツ、イタリア、北欧地域で単月過去最高を更新した。また、観光庁が公表した「訪日外国人消費動向調査2024年1-3月期」（1次速報）の調査結果によると、同期間の訪日旅行消費額は1兆7,505億円。2019年同期比は152%と大幅に増加、四半期として過去最高を記録した。国・地域別では、中国が3,526億円（構成比20.1%）と最も大きく、次いで台湾2,512億円（同14.4%）、韓国2,379億円（同13.6%）、米国1,716億円（同9.8%）、香港1,543億円（同8.8%）の順となっている。昨年12月に民間旅行会社が発表した2024年の旅行動向見通しによると、訪日外国人旅行者数は3,310万人（対前年131.3%、対2019年103.8%）と推計されており、今後も円安の恩恵を受けながら着実に増加していくことが見込まれる。

加えて、来年には「大阪・関西万博」、「東京2025世界陸上」等の開催を控えており、訪日需要のさらなる増加が期待される2025年に向けて、わが国が世界の脚光を浴びる絶好のチャンスが到来している。国によると、「大阪・関西万博」の来場者は約2,820万人（うち訪日外国人350万人）、経済波及効果は約2.9兆円と試算している。東京都は、こうした重要イベントを起爆剤として、経済効果が関西圏に留まることなく東京に波及するよう、関西圏をはじめとした全国の自治体・観光団体との連携を強力に推進し、東京および各地域とのWin-Winの関係を構築されたい。そのためには、わが国のゲートウェイである東京が積極的に旗振り役を担い、行政（区境・県境）や団体の単位を越えた観光圏一体での情報発信や広域的な移動と交流の促進を図ることが肝要である。加えて、自治体や観光協会・DMO（観光地域づくり法人）、ツーリズム事業者等と連携し、観光資源の磨き上げ・ブランド化や観光コンテンツの開発・高付加価値化を図ることにより、質の高い魅力的な広域周遊ルートの構築を後押しされたい。

また、外国人入国者数の急増により、空港の入国審査待ち時間が長時間化していることから、厳格さを維持しつつ、待ち時間の縮減を図ることが必要である。東京都は、スムーズな出入国審査の実現に向けて、最先端技術を活用したストレスフリーな環境を整備するよう、国に働きかけられたい。

一方で、堅調な回復を見せるインバウンドと比較して、円安や海外物価高などの影響を受けて、本年3月の出国日本人数は2019年同月比63.2%の121万9,800人と停滞している。国際交流の基本は双方向であり、相互理解の促進が国際間の良好な関係構築にも繋がり、ひいてはインバウンド市場の拡大にも資する。昨年5月、観光庁は日本旅行業協会（JATA）と共同で海外旅行の促進に向けた「今こそ海外！宣言」を発出した。本年は「日米観光交流年2024」などの各種取組みを通して、アウトバウンドを促進している。アウトバウンドの早期回復に向けては、海外旅行への機運醸成を図ることが必要であることから、今後も官民一体となり、各国・地域の政府観光局などとも連携しながら、海外旅行ニーズに即した情報発信や、海外旅行商品の充実化に向けた支援を図ることで、相互交流の促進を強力に推進されたい。

また、海外渡航需要の伸び悩みは、日本人のパスポート保有率の低さからも窺える。外務省の「旅券統計」（2023年1月～12月）によると、2023年末時点の有効旅券数は約2,064万冊で日本人人口に占める割合はわずか17.0%である。コロナ禍前から保有率の低さは変わらないものの、2019年23.8%、2020年21.8%、2021年19.2%、2022年17.1%と漸減しており、コロナ禍に有効期限が切れた人の再取得や新規取得の需要停滞が影響している

（図4）。これは先進国では最低水準であり、米国の場合、人口の約5割に相当する1.5億人が保有している。従前より旅券保有率が低い理由は、日本人の語学力の低さや島国ゆえの物理的障壁、長期休暇の取りづらさ、国内観光資源の豊富さ、など多岐にわたる。しかしながら、アウトバウンドの早期回復に向けて施策の改善を図る必要がある。東京都は、パスポート新規取得・更新費用に対する支援を行うとともに、複数の有効期間を設定することによる発行手数料の柔軟化など、海外渡航を促進するための機運醸成を図るべく、国への働きかけを行われたい。

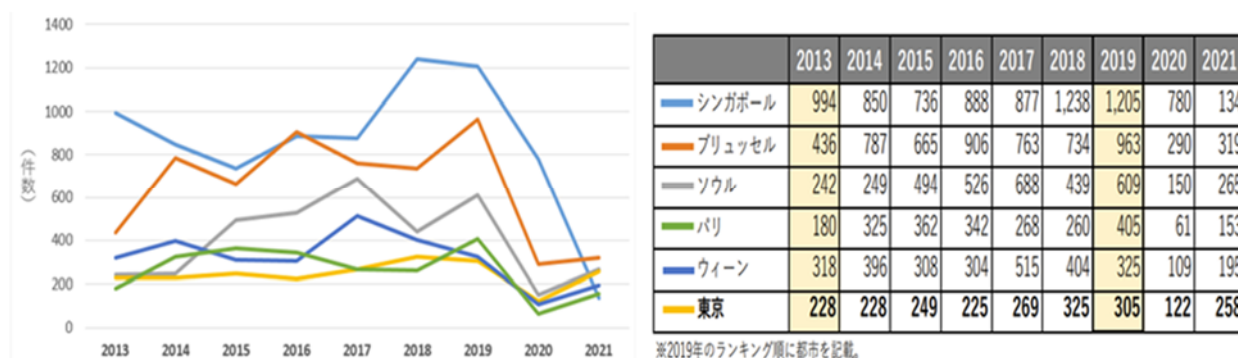
日本人人口に占める旅券保有率（図4）



（2）国内外から東京へのビジネス誘客促進（MICEの受入環境整備・誘致促進等）

東京都は2015年に策定した「東京都MICE誘致戦略」において、2024年までに国際会議開催件数（UIA国際会議統計）330件の目標を掲げていたが、2019年には目標達成に迫る305件の実績を上げた。しかしながら、同年のシンガポール1,205件を筆頭にして、ブリュッセル963件、ソウル609件と、東京は世界6位、アジアにおいても3位であり、世界の観光先進都市と比較して東京の国際会議開催件数は劣後している（図5・6）。東京都が「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン2024-2026」において、3年後の目指す姿として掲げる「国際会議の開催件数世界5位以内」を達成するためにも、MICE誘致の競争力強化に資する、施設の機能強化や専門人材育成に取り組むことが急務である。

都市別国際会議開催件数（図5・6）



出典：UIA国際会議統計（「東京都MICE誘致戦略2023」より）

コロナ禍において、対面を基本とするMICEや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼした。こうした状況下において、オンライン型、あるいは対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなMICEの取組みが急速に普及した。同時に、国際会議では参加者同士がディスカッションをすることで予期せぬ人脈形成やビジネスチャンスが生まれるといった効果があり、実際に集まり交流することの重要性が再認識された。今後も対面による国際会議やインセンティブ旅行のプログラムを強化していく必要がある一方で、リモートも根強い人気があり、世界的なデジタルシフトの流れはますます加速していくことが見込まれる。東京都は、新たな環境に適応したMICEの誘致・開催を受け入れるための通信インフラ整備や、デジタルサイネージ等のICTによるMICE施設の機能強化に向けて、「ハイブリッド型会議等開催資金助成」や「次世代型MICE開催資金助成」の利用促進に取り組まれない。その際、利用者目線に立った制度の整理・統合、申請要件の緩和や手続きの簡素化が欠かせない。

また、設備の高度化を支える専門人材を継続的かつ安定的に育て輩出していく仕組みが必要とされているが、わが国における人材育成プログラムは統一的でなく、必ずしも体系化されていないため、専門的知識を有するMICE

E人材を継続的に育成しづらい環境にある。現在、大学や大学院等の高等教育機関を中心に提供されているMICE関連の講座や人材育成プログラムは、観光等を取り扱う学部・学科の中で部分的に提供されているに留まる。東京都においては、「MICEグローバル人材育成講座」を実施しているが、体系的にMICE教育を提供できる教育機関が非常に限られていることから、産学官一体となり人材を育成する仕組みを構築されたい。

加えて、今後のMICEの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得（「SAFEGUARD」「GBAC STAR」等）の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組みを進めることが必要である。

さらには、地域経済への波及効果やビジネス・イノベーション機会の創出、国や都市のブランド力・国際競争力向上等、MICE開催の意義や「レガシー効果」についても、一層の情報発信を行うことが肝要である。観光庁の推計によれば、2019年に国際MICEがわが国にもたらした経済効果（総消費額）は9,229億円となり、同年の京都市における日本人旅行者による消費額9,049億円を上回る規模に達していた。東京都は、MICE誘致・開催が地域経済に広く裨益することについて、社会的理解を得られるよう積極的な周知を図られたい。

また、MICE誘致において、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を向上させ、参加者の満足度を高める「特別感」の演出が、開催地決定の重要な要素となっている。特別感を演出するために、ユニークベニューの活用はきわめて効果的であり、その充実が求められる。東京都は2016年以降、MICEの会議やレセプション等の会場として、都内の美術館や庭園など特別感を演出できる施設をPRするためのパンフレットの作成や特設ウェブサイトを開設し、プロモーションを行っている。しかしながら、東京都では、歴史的建築物や300名を超える人数を収容できる大規模なユニークベニューが少なく、より一層のユニークベニューの拡充が求められる。海外では、ロンドンの大英図書館、パリのヴェルサイユ宮殿など、その国を象徴するような名所が300名超を収容できるユニークベニューとして用いられている。

ユニークベニューのさらなる活用促進に向け、東京都においては、国や観光団体と連携しながら、東京でのMICE開催に影響のある在京大使館等の国際機関や企業などを対象とした、ユニークベニューの周知、公表により一層取り組むとともに、ユニークベニューの施設数増加に取り組まれたい。その際、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の緩和等について、国へ働きかけを行う等により、活用促進を図られたい。

（3）多様な文化・習慣等への理解・配慮や消費額拡大を目指した受入環境整備

訪日客数6,000万人の実現に向けては、ムスリムやベジタリアン・ヴィーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、多言語対応とともに、外国人の多様な宗教的、文化的習慣に配慮した環境整備に向けた支援を引き続き行う必要がある。東京都においては、ムスリムやベジタリアンに対応したメニューのあるレストランを紹介するリーフレット「東京ムスリム旅行者ガイド」や「東京ヴィーガン&ベジタリアンレストランガイド」の作成、飲食店のメニューの多言語化を支援するウェブサイト「EAT東京」の普及啓発等を通じ、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪都外国人旅行者がストレスなく安心して旅行できる環境整備を推進してきた。また、2023年度からは、都内飲食事業者を対象としたベジタリアンまたはヴィーガン料理に関する認証取得に係る経費の支援「飲食事業者向けベジタリアン・ヴィーガン認証取得支援補助金」も開始された。今後も引き続き積極的な事業者向けの周知を図り、様々な文化・生活習慣等に配慮した受入環境の整備を促進されたい。同時に、外国人旅行者の多様な文化・生活習慣等の理解に必要な知識・ノウハウや受入対応の先進事例などに関する情報提供に取り組まれたい。

また、東京2020大会開催を契機に、都市のバリアフリー化や心のバリアフリーの浸透など、官民連携によりハード・ソフト両面での取組みが進められてきた。来年には「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025（東京2025デフリンピック）」（ろう者による国際スポーツ大会）の開催を控える中、東京の国際競争力強化に向けて、今後もますますの取組みが期待される。高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な交通機関をシームレスに利用しながら、誰もが快適に旅行できる「アクセシブル・ツーリズム（ユニバーサル・ツーリズム）」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造に繋がるとともに、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。東京都は、研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・補助制度の拡充により、誰もがストレスフリーで快適に旅行できる環境整備を推進されたい。

併せて、訪都外国人旅行消費額の拡大においては、海外の富裕層を意識した受入環境整備も欠かすことができない。観光庁によると、2019年の高付加価値旅行者は訪日外国人旅行者数全体の約1%（約32万人）に過ぎないが、消費額は約14.0%（約6,700億円）を占めている。東京都は、プライベートジェットの受入拡大やスーパーヨットの寄港地設置に向けて、国と連携して取り組まれたい。

以上

2024年度第7号
2024年6月13日
第247回（臨時）議員総会・第770回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、幹部、関係部局

＜実現状況＞

○東京都は東京の観光振興を考える有識者会議に歴史・文化部会とナイトタイム観光部会を設置。歴史・文化を活かした観光振興とナイトタイムエコノミーの活性化に向けた議論が進展した。

8. 国の中小企業対策に関する重点要望

わが国は、停滞から新たな経済ステージへの移行に向かう成長への転換局面にある。成長と分配の好循環実現に向けて、生産性向上に裏付けされた物価上昇と、それを上回る所得向上を構造的・持続的なものにしていかなければならない。一方で中小企業の景況感は回復基調を見せるものの、足元では、あらゆる業種で人手不足が深刻化し、長引く円安や原材料費の高騰の影響に加え、地政学リスク等により先行き不透明感が増している。今後、生産年齢人口の減少も見込まれる中、中小企業は環境変化に強い経営を実現するため、成長を目指し、自己変革に挑んでいくことが求められている。

東京商工会議所が昨年12月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、8割の中小企業がコロナ以降に新たな取り組みに挑戦しており、好事例も生まれている。わが国経済の持続的な発展の原動力となるのは、日本の企業数99.7%を占める中小企業であり、成長の原資となる付加価値の創出に向けて、グリーンなどの成長分野への挑戦や社会課題解決につながるイノベーションに果敢に挑戦することが重要である。

限りある経営資源の有効活用に向けて、人手不足を補う手段として、デジタルを通じた生産性向上は避けて通れない。また、中小企業の自己変革への挑戦を担う人材の育成も重要度が増している。

中小企業の自助努力を推進する上で、生み出した付加価値が適正に価格に反映される環境が整備されなければならない。物価高を背景に価格転嫁は一定の進捗を見せているが、労務費の転嫁が一部にとどまっており、道半ばの状況である。中小企業にも持続的な賃上げ実現が求められる中、日本商工会議所・東京商工会議所が本年6月に公表した「中小企業の賃金改定に関する調査」によると、7割を超える企業が賃上げを実施している。地域経済や雇用を支える中小企業の持続的な賃上げを実現するため、労務費を含めた価格転嫁の商習慣化に向けた適正価格での取引推進が必要である。付加価値をサプライチェーン全体で適正に配分することは中小企業の高付加価値化への取り組みの後押しにもつながる。

中小企業を取り巻く経営課題が複雑化する中、企業規模や成長ステージに応じて状況も大きく異なっており、自助努力を前提としつつも、ニーズに応じた対応が求められている。イノベーションをけん引するスタートアップへの支援やスタートアップと中堅・中小企業との協業は経済成長の原動力となる。一方で、地域の中小企業・小規模事業者の持続的な成長に向けたきめ細やかな支援が必要である。加えて経営者の高齢化が課題となる中、親族内承継や従業員承継、第三者承継など、それぞれの事情に応じた事業承継の推進は、価値ある事業の継続、地域全体での活力維持に欠かせない。

社会経済が回復する中において、業況の二極化も鮮明となっている。ゼロゼロ融資の返済本格化に伴い、過剰債務に苦しむ企業の早期の経営改善着手が肝要である。また、事業継続危機に直面する企業に対して事業再生や再チャレンジも含めた適切な支援を施すべきである。

以上の観点から、当商工会議所は本要望書を取りまとめた。当商工会議所は、中小企業の事業継続と自己変革の後押しに向けて、関係諸機関との連携を密にして、地域の総合経済団体として中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。政府におかれても会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、各種施策の実現に向けて取り組まれない。

記

I. 新たな価値創造に向けた取り組みの後押し

1. イノベーション創出に対する支援強化

(1) 中小企業のイノベーション活動に対する支援

長引く円安や物価の高騰といった足元の課題、人口減少・少子高齢化など構造的な課題を抱える中において、環境変化や新たなニーズに柔軟に対応しながらイノベーション活動に取り組むことが重要となっている。実際に補助施策や支援機関の専門相談を活用して、新たな分野でサービス展開を始めた事例や、新製品開発に取り組み自社の付加価値向上につなげた事例も生まれている。新たなイノベーションはわが国が抱える様々な社会課題の解決にも寄与し、経済成長の源泉となる。また、個社にとっても、イノベーション活動により生み出された付加価値は賃上げや成長投資の原資となることから、取り組む企業の増大が求められる。

イノベーション活動はゼロイチを中心とする破壊的なイノベーションのみならず、日々の工夫の積み重ねか

7. 事業 (3)意見活動

ら生まれた持続的なイノベーションも存在する。自社の置かれた立ち位置や将来を見据えて経営戦略を描き、身の丈に合う取り組みを行うことがその第一歩であることから、専門家による戦略策定支援を強化いただきたい。その上で、イノベーション活動を後押しする設備投資支援の継続も図られたい。

また、東京は巨大なマーケットを有する都市であり、既存の製品・サービスにおいても、ブランド価値向上など、高付加価値化を追求することで成長を遂げることが可能である。研究開発やブランディングに対する支援強化を通じて付加価値向上を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞

- 「グローバル型」「サプライチェーン型」「地域資源型」「生活インフラ関連型」の中小企業の支援対象4分類に基づく議論と施策展開の継続
- 経営戦略策定支援の体制強化・拡充による自己変革に挑む企業の裾野拡大（専門家による伴走支援の強化）（新）
- 将来構想の策定後押しにつなげるため、専門家による「経営デザインシート」の活用促進（新）
- 成長機会を見出す機会にも活用できる、事業評価融資を活用して成長した事例の発信（新）
- イノベーションの企画・検討前のニーズ探索にも活用できる、企業間の交流機会の拡大
- イノベーション・プロデューサーを通じたイノベーション創出支援における実効性向上、好事例のみならず事業化に至らなかったケースの検証・発信（新）
- 「中小企業生産性革命推進事業」などによる中小企業の生産性向上に向けた取り組みに対する支援の継続、DX・GXなどの成長分野における好事例の横展開
- 改正SBI R制度（中小企業技術革新制度）の周知促進・積極活用
- 「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）」の活用促進および制度の拡充（対象となる知的財産や所得の範囲の拡充、中小企業の負担が過大にならないような簡便な計算方法の導入）（新）
- 中小企業の設備投資を後押しする税制の延長・拡充（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、償却資産に係る固定資産税の特例措置）
- 高付加価値化やブランディングに向けた製品・サービス開発費用の補助、専門家支援の実施（新）
- 「知財経営支援ネットワーク」を核とした、「知財経営」の更なる普及促進、中小企業の成功事例の横展開（ポータルサイトの早期構築、事例の周知広報）（新）
- 中小企業の「稼ぐ力」の向上に資する知財経営支援の強化（初出願代理費用の助成による実質無料化）
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- 中小企業の知財取得の促進に向けた観点から、知財総合支援窓口などにおける、相談業務に加え、電子出願や手数料納付の代行など、ワンストップで直接的な支援の強化
- 中小・小規模事業者の新事業・サービスや新技術による販路開拓等を支援する補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金等）の加算要素に、「補助事業における特許権等の知的財産権（出願中含む）」を追加（新）
- 「事業承継・引継ぎ補助金（経営革新枠）」における補助上限額引き上げ要件に、「知的財産権を取得している場合」を追加（新）
- わが国知的財産政策の実効性向上に向けた、内閣府知的財産戦略推進事務局を司令塔とする関係府省庁との連絡調整機能の一層の強化（新）
- 支援施策の十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定
- 実効性ある補助金・助成金制度の展開に向けて、複雑化する類型・要件や加算要素など運用ルールの見直し・改善と周知、採択後の報告書類の簡素化、施策の運営事務局や申請窓口の体制強化

(2) オープンイノベーションの促進と環境整備

経営資源に限りのある中小企業が、新たな技術情報の獲得やイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、他社技術の活用により開発スピードを加速させるオープンイノベーションが有効である。オープンイノベーション促進に向けて中小企業のマッチング支援や、産学公連携をはじめとした協業の取り組みに対する費用補助などによる後押しを図られたい。

最近では、経済成長をけん引するスタートアップの成長促進を目的に、大企業との連携を強力に後押しする動きが見られる。中小企業にとってもスタートアップとの連携は、スタートアップが有する最先端の技術やサービスに触れることで、イノベーション創出のみならず協業を通じた人材育成や社内風土の改善といったソフト面のメリットも享受することができる。また、中小企業の多くは所有と経営が一体であることから意思決定が大企業よりも速く、スタートアップにとっても求めるスピード感で協業することができるなどのメリットが存在する。中小企業とのさらなる連携促進を図られたい。

スタートアップと中堅・中小企業との協業に際しては、行政だけでなく、民間の力も活用可能である。成果の達成状況に応じて事業費を支払う制度の創設や、連携スタートアップの探索からマッチング、協業後の成果創出に至るまでの一連のプロセスを提供する、オープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、お

よびプラットフォーム利用に係る補助制度の創設にも取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞

- 「成長型中小企業等研究開発支援事業（G O - T e c h 事業）」によるものづくり企業における高度な技術開発の支援強化
- 中小企業の先端技術導入やイノベーション活動の促進に向け、産業技術総合研究所等の研究機関の協力による専門家からの指導や設備提供などの支援強化
- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネータの育成強化
- 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（「J - G o o d T e c h」によるマッチング強化、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラムの費用補助）
- 連携相手の探索からマッチング、協業後の成果創出に至るまでの一連のプロセスを提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、プラットフォーム利用に係る補助制度の創設
- スタートアップと中堅・中小企業の協業による事業化、成果創出に向けたハンズオン支援事業の強化、中長期（複数年度）にわたる支援制度の創設（新）
- 協業を支援する事業者の取り組みや成果の達成状況に応じて協定金を支払う「協定金スキーム」など民間の力を活用した支援の強化（新）
- 大企業や技術力を有する中小企業の技術を活用するため、技術者の人材交流支援の創設（在籍型出向費用の補助、企業のマッチング支援）（新）
- 中堅・中小企業におけるスタートアップ連携に関する理解促進（イノベーション創出につながった好事例など、理解につながる情報発信の強化）（新）
- 企業と大学・研究機関の共同研究において、生み出された知財を社会実装する際に、中小企業等が不利益を被ることがないように、公平な立場で取り組むための誠実交渉の定着・推進
- 「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」の中小企業版の策定

2. G X 領域への挑戦とカーボンニュートラルへの対応力強化

国が目標とする2050年カーボンニュートラル実現に向けて、G X の加速化が期待されている。成長分野でもあるG X 領域へ果敢に挑戦する企業を増大するためには、身近な取り組みからのステップアップが重要であることから、グリーン分野での取り組みに対する支援施策の拡充を図られたい。

サプライチェーン全体での排出量削減のため、取引先から排出削減要請を受ける企業が増えている。一方で、当商工会議所が本年6月に公表した「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」によると、脱炭素に向けた取り組みを実施している企業は7割となっているものの、企業からは「マンパワー・ノウハウが不足している」「排出量測定の具体的な方法が分からない」「排出量削減へ取り組むための資金が不足している」といった声が上がっている。コスト負担を抑えながら排出量削減に取り組めるよう、戦略策定を支援する専門家支援の強化、設備投資に対する費用補助の拡充、さらには工場全体の脱炭素化パッケージの投資支援を創設されたい。

国において新たなG X 国家戦略が検討される中、企業からはエネルギーの安定供給を求める声が高まっている。エネルギーは企業活動の前提で、安定・安価な電力供給の対応が急務であることから、安全性を確保しながら、バランスの取れた施策を遂行していくべきである。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞

- カーボンニュートラル実現に向け、グリーン分野での取り組み、イノベーション活動に対する補助金の拡充
- グリーン製品の調達の推進、グリーン製品市場の創出、グリーンの価値が適正価格として評価されるための周知促進（新）
- 中小企業が、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革につながる情報・好事例の発信
- 産学官金連携による技術開発、サプライチェーン全体のG X 推進投資への支援拡大（新）
- グリーンイノベーション基金、グリーンファンド（地域脱炭素投資促進ファンド事業）などによる資金面での支援強化
- グリーンファンドの出資を受けた企業において、取引先が限定され事業が縮小することがないように、環境対応に取り組んでいる企業とのマッチング強化
- 排出量把握・削減に向けた戦略策定に対する専門家支援の充実
- 省エネお助け隊、省エネ最適化診断、省エネクイック診断の利用促進に向けた周知強化
- 日本商工会議所が公開する「CO2チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進、国による支援施策創設など、排出量把握に向けた支援強化

- 脱炭素効果の高い設備への転換・導入に対する支援の拡充（「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の拡充、資金調達上の優遇措置の拡充）
- 中小企業の工場施設全体のCO2排出削減投資に対する補助金新設
- Jークレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進
- 原油・LNG調達の多重化・分散化、安全性を確保した原子力の最大限活用等、カーボンニュートラル移行期における中小企業の経営を支えるエネルギーセキュリティの確保

3. 国際展開に対する支援

中小企業の経営環境は、国内市場縮小の懸念や、足元の地政学リスクの高まり、長引く円安や原材料価格の高騰など、不透明感が高まっている。そうした中で、中小企業が成長を実現するためには新市場の開拓が必要であり、海外市場への進出も有効な選択肢である。また、国内市場とは異なる多様なニーズに対応することで、自社製品・サービスの付加価値向上にもつながる。しかしながら、当商工会議所が昨年12月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、直接輸出企業の割合は13.2%に留まっている。国際展開は拠点進出に限らず様々な選択肢が存在することから、中小企業の成長実現に向けて多くの企業の挑戦を後押しすることが求められる。

国際展開に取り組んでいない企業からは、「国際展開に興味があるが、自社にどのようなチャンスや選択肢が考えられるか分からない」といった声が寄せられている。「新規輸出1万者支援プログラム」では、新たに輸出に取り組む企業を一気通貫で支援しているが、国際展開に対する不安を払しょくし、輸出を検討する企業の後押しにつながるよう、プログラムの周知強化や成功事例の横展開に取り組まれない。

また、実際に国際展開に取り組むにあたり、進出時における契約実務、与信、代金回収リスク、模倣被害などリスクは山積している。すでに国や自治体、JETROや中小企業基盤整備機構、JICAなどの公的支援機関による海外ビジネス支援メニューは充実しているものの、海外展示会などの機会提供型の支援においては、出展後も含めた一連の取り組みが重要となってくる。各種支援を着実に成果につなげるためにも、フォロー体制を強化されたい。併せて、アライアンスを組んで進出する企業に対しては、現地パートナーとの関係構築に向けたサポートにも取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、農林水産省、特許庁＞

- 「新規輸出1万者支援プログラム」の周知強化、継続、ならびに具体的な成果創出に向けた支援強化や成功事例の横展開（新）
- 早期フェーズでの海外展開準備に向け、起業家育成・海外派遣プログラム「J-Star X」の推進（新）
- 新たに海外展開に取り組む企業の自走化までのサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、実務の導入支援、越境EC活用、外国語サイトの構築、現地パートナーとの関係構築に至るまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）（新）
- BtoBオンラインプラットフォームの活用補助など、民間の力も活用した取り組みの促進（新）
- 海外ビジネスの基礎から実践まで体系的に修得できる教育プログラムの提供・拡充（新）
- 現地拠点の事業転換など進出後の課題に対応するための支援（新）
- 国際展開の取り組みのきっかけとなる国際展開支援機関や、民間の支援プレイヤーとのマッチング促進、民間プレイヤーの活用に資するマッチング機会の提供
- 海外で行われる展示会情報の充実化、海外展示会支援の強化、アフターフォローの充実（新）
- 越境ECサイト構築や各種越境ECサイトへの出店・運営に係る費用の助成拡充
- 「JAPAN MALL」、「JAPAN STORE」事業など海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援の拡充、出店後のフォローの実施（新）
- 海外バイヤーなどを招へいし、地域企業がその商品の品質の高さや安全性等をリアルでPRできる機会の提供・拡充
- 自治体や商工会議所等が東京パビリオンブースとして出展する海外展示会等への支援（新）
- 中小機構の「J-GoodTech」を通じた海外企業とのマッチング推進
- ECや商談システムの活用、展示会出展など販路開拓の取り組みを後押しする支援の継続（小規模事業者持続化補助金の継続）
- 各省庁や関係機関などが提供している支援施策を海外ビジネスのフェーズ毎に整理し、事業者がワンストップで情報を得られる仕組みの整備
- 企業が直面した過去の成功・トラブル対応事例について、現地特有のネガティブな情報も含め国・地域別に提供
- 海外企業の実在確認や信用情報、取引実績などを中小企業が確認しやすい環境整備や民間信用調査機関利用時の費用助成
- 撤退や移転等に伴い発生したトラブル・対応事例の共有・提供
- 模倣被害防止に向け、国際展開に伴う知財リスクや、海外での知財出願手続方法など、商品・サービスの特徴にあわせた情報発信・コンサルティングの提供
- ABIC（国際社会貢献センター）など、海外ビジネスの知識を有する国内人材と企業を効果的にマッ

チングする機関の更なる活用推進

- 高度外国人材とのミスマッチが起こらないよう、外国人材のスキルと企業での業務内容を丁寧にマッチングし、企業の受入れ体制整備まで一連で支援する体制の整備・拡充

Ⅱ. 人手・人材不足への対応強化

1. デジタルシフト・DXの加速化による生産性向上支援

日本商工会議所・東京商工会議所が本年2月に公表した「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」において、人手が「不足している」と回答した企業は65%にのぼった。しかしながら、人手不足の対策として「採用活動」をあげる企業が8割と、採用に重きが置かれている状況で、「デジタル・機械・ロボットの活用」をあげる企業は3割に留まった。今後の生産年齢人口の減少を踏まえると、生産性向上を図るためには、人手を補完するデジタル技術やロボットの活用に注力しつつ、人的リソースは自社の価値を生み出す事業や業務に集中させるなど戦略的な対応が求められる。

ITの導入・活用のレベル向上に取り組む企業を増大する上では、経営者の意識改革が最も重要である。デジタルシフトに着手していない企業に対する導入前の「デジタルの有用性」の周知から、導入時の戦略検討、導入後の活用まで、企業のレベルに応じた専門家による伴走支援を一層強化いただきたい。

デジタルシフト・DX推進支援の重要性が年々高まる中、伴走支援にあたる専門人材が不足している。当商工会議所としても現場の強化を図っていく所存であるが、支援機関・金融機関における支援者の育成に向けて、「DX支援ガイダンス」を活用した支援者向けプログラムを展開されたい。

デジタルシフトの進展に伴い、サイバー被害が増加し、中小企業にとっても大きな脅威となっている。サイバーセキュリティ対策はツール導入と併せて施すべきであることから、「IT導入補助金（セキュリティ対策推進枠）」のように、導入支援と組み合わせた施策展開を図るとともに、サイバーセキュリティに対する支援を強化いただきたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、デジタル庁、特許庁＞

- ITの導入から活用、競争力強化に至るまでの専門家相談の実施（有用性の周知促進、適切なツール選定に係る個別相談、IT戦略策定に向けたハンズオン支援の強化）（新）
- IT実装に向けた、中小企業とITベンダー等とのマッチング支援の促進
- IT導入やデジタルシフトに資する伴走支援の質向上に向けた支援者の育成強化（「DX支援ガイダンス」を活用した支援者向けプログラムの展開）（新）
- デジタル実装に向けて、副業可能な専門人材のリスト化、複数の企業間で人材をシェアできる仕組みの構築（新）
- デジタルツール導入にあたり、地域の情報サービス業事業者による伴走支援強化および費用補助の継続（サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続・拡充（通常枠におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げおよび下限額の撤廃、IT導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信）
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのIT投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- DXに資する製品・サービス開発を後押しする「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（成長分野進出類型）」の拡充と好事例の横展開（新）
- 省力化推進に係る設備投資に対する費用補助、「中小企業省力化投資補助金」におけるカタログ掲載製品の充実、中小企業の製造製品に対する補助率の拡大（新）
- 省力化に資する汎用性の高いロボット開発に向けた、制御ソフトの開発支援の強化（新）
- カタログ型スキームの横展開（「中小企業省力化投資補助金」と同様に簡素な手続きで補助を受けられる制度の創設）（新）
- 省力化に向けた業務の棚卸や非効率業務のアウトソース検討に資する専門家支援の創設（新）
- 「2024年問題」対応支援の実行（デジタル導入支援、設備・システム導入に対する助成）（新）
- 「DX投資促進税制」の延長・拡充（新）
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の進捗管理の徹底と公表
- 補助金申請などにおける事業者の電子申請に関する国によるサポート体制の強化
- オープンデータ活用に向けた諸条件の整備、好事例の発信などを通じた活用促進
- デジタル空間における知財保護に向けた環境整備
- 生成AIに関する最新動向の提供、中小企業の活用事例の横展開（新）
- 社会全体のデジタル環境整備の推進（行政手続きのオンライン化の推進、利用者目録での仕組みの構築）（新）
- サイバーセキュリティ対策に向けた支援強化（費用補助、意識啓発、専門家による支援、対策の奨励（各種対策の実施を補助金の加算要素と位置付ける等））
- サイバーセキュリティ対策の意識醸成に向けて、デジタル関連施策内でサイバーセキュリティ対策を展開することによる活用促進（新）

2. 中小企業の自己変革を支える人材確保・育成支援

(1) 中小企業の成長を担う人材育成

人的資本が重視される昨今、労働供給制約下で中小企業が成長を遂げるためには、生産性向上に加えて従業員の育成を進めることで、限られた人員でも成長できる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革を果たすことが求められている。とりわけ、生産性向上や付加価値の拡大につなげる人材育成の取り組みは重要度を増している。中小企業からは「デジタル活用を進めたいが、デジタル人材が不足している」「現状の業務を回すのが精一杯で育成にかかる時間的余力がない」といった声上がるなど、慢性的な人手不足も相まって、自社における対応が困難な企業も存在している。

デジタル人材の育成においては、社内のデジタル化を自走できるよう、企業ごとの実態に合わせた学習プログラムの策定、学習サポートが必要である。レベルに応じて受講できる「マナビDX」事業の周知徹底に加え、「生産性向上支援訓練」の「DX対応コース」におけるレベル別の訓練コース設定、訓練受講後の丁寧なフォローアップにも取り組まれない。

また、中小企業における従業員の人材育成では、育成に充てる資金、教える人材・ノウハウが不足しており、公的な職業訓練の充実が不可欠である。「職業能力開発促進センター」の在職者向け訓練において、中小企業や業界団体のニーズに応じて訓練内容の質・量の抜本的な拡充を図ることで、利便性向上と利用促進に取り組まれない。併せて、教育訓練給付制度においてもオンラインや休日・夜間講座の充実などリカレントに取り組む従業員が学びやすい環境を整備するとともに、受講生のニーズを踏まえたカリキュラムの見直しも実施されたい。

イノベーション活動を担う人材の不足に対して、豊富な経験を有する大企業や専門人材のノウハウを活用することは、中小企業内の人材育成にも寄与する。中小企業とのマッチング機能の強化や在籍出向費用の一部助成を通じた人材交流支援を推進すべきである。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省＞

- 企業ごとの取組レベルに応じたきめ細やかなデジタル人材育成支援（新）
- 「地域デジタル人材育成・確保推進事業（マナビDX）」の周知徹底
- 「生産性向上支援訓練」の「DX対応コース（デジタル化と新しい生活様式の課題への対応）」において、デジタル活用度合が初期段階の中小企業も受講しやすいレベル別の訓練コース設定、適切なレベルの訓練を受講できるよう受講前後の丁寧なフォローアップの実施（新）
- 「デジタル人材育成のための『実践の場』開拓モデル事業」における「企業内DXコア人材育成スキーム」への中小企業の参画促進、モデル事業実施後の効果検証に基づく支援企業数の拡大および中小企業優先枠創設の検討（新）
- デジタル人材の中小企業に対するインターンシップの機会提供やマッチング支援
- イノベーション人材の育成に向けた「人材開発支援助成金（事業展開などリスクリリング支援コース）」の活用促進（新）
- 企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援の拡充（新）
- 企業の経営戦略を踏まえた人材育成計画や人事評価制度の構築に向けた、伴走型支援の充実（新）
- 「人材開発支援助成金」の利用促進（予算の維持、企業ニーズに応じた内容の見直し）
- 教育訓練給付制度の受講利便性の向上（オンライン化や休日・夜間開講のさらなる促進）、受講ニーズを踏まえたカリキュラム、講座内容の見直し、指導人員の増強や施設整備、十分な予算の確保
- 大企業人材のノウハウ活用に向けた中小企業との人材交流支援（「産業雇用安定助成金」の周知・拡充による在籍型出向の活用、産業雇用安定センターの機能強化）（新）

(2) 中小企業の採用活動と多様な人材の活躍支援

当商工会議所が本年3月に実施した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」では、2023年度の採用実績について、約半数が計画していた人数を充足できず、中小企業の人材確保は厳しい状況にある。企業からは、「ハローワークで必要な人材を採用できない」「民間のエージェントは手数料が高い上に、返金規定を過ぎてすぐに退職するケースも存在する」といった声が寄せられており、ハローワークへの期待は大きい。求人企業と求職者双方へのコンサルティング機能を強化するなど、マッチングの質向上・体制強化に取り組まれたい。また、人手不足が深刻な業界においては、業界の魅力発信も一層強化すべきであり、業界全体での取り組みに対する後押しも図られたい。

人手不足に対して、女性、外国人材、シニア、障がい者など「多様な働き手」の活躍推進を図ることは、人材確保のみならず、事業活動に多様な視点を取り込む効果も期待される。女性の就労拡大を阻害する要因の一つに、一定の年収を超えると社会保険料等が発生する「年収の壁」が存在する。企業からも「パート社員は貴重な戦力だが、『年収の壁』で労働時間が制限されてしまう」という声が寄せられており、社会保障制度等の抜本的な見直しと制度の正しい理解に向けた周知を徹底すべきである。外国人材においては「育成就労制度」の創設が予定されており、趣旨徹底に向けた環境整備に加えて受け入れ後の外国人材の定着に向けた支援にも取り組まれない。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、出入国在留管理庁＞

- ハローワーク等におけるマッチングの質強化（求人企業・求職者双方へのコンサルティング機能強化）
- ハローワークの体制強化（きめ細やかな相談体制の整備・人員強化、研修等による支援能力の向上、DXによる業務効率化等）
- 人手不足業界における魅力発信活動に対する費用助成（新）
- 女性の就労拡大を阻害する社会保障制度等の抜本的見直し（新）
- 女性のキャリア形成支援の強化に向けた企業による人材育成計画策定や賃金体系見直しへの伴走型支援（新）
- 中小企業による外国人材の適正な受入強化（「育成就労制度」の趣旨徹底に向けた環境整備）（新）
- 外国人に選ばれる国となるための政府・自治体による地域全体での日本語・生活支援の充実、外国人材と地域の交流事業への支援（新）
- 外国人材の定着に向けた中小企業および自治体・業界団体の取組への支援（好事例の共有、社宅や休憩室等の新設・改修や送迎車両の購入等に係る経費への助成等）（新）
- 就業意欲の高いシニア人材と中小企業のマッチング支援の強化（産業雇用安定センターによるキャリア人材バンク等マッチング支援の強化、雇用関係によらない活躍の場の拡大に向けた支援の創設）
- 障がい者の活躍推進に向けた企業の受入環境の整備（障害特性や個社の事情を踏まえた、業務の切り出しやデジタル化・機械化等による業務遂行の円滑化に資する伴走型支援の強化）（新）

（3）働きやすい社会の実現に向けた就労環境整備

本年4月より建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」が始まった。いずれも労働集約型産業であることから、法規制へ対応するために仕事量を抑えなければならない事業者も数多く存在し、収益や事業継続への影響が否めない。

長時間労働の是正の方策として、建設業では適正な工期設定、運送業では物流効率化が不可欠であるが、業界内の取り組みには限界がある。建設業においては、週休2日確保への取り組みが徐々に進む一方、十分な賃金を得るために積極的に働きたいという意欲を持つ働き手もあり、事業者はあらゆる方策を組み合わせる必要がある。休みが増えても十分な賃金が得られるよう、公共工事設計労務単価の一層の引き上げを強く要望したい。

また、港湾運送を含む運送業においては、「荷姿の統一や荷待ち時間の改善が必要」といった声が寄せられている。着荷主事業者の協力が必要であることから、運賃見直しや「物流革新に向けた政策パッケージ」の着実な実行、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の一層の周知強化が求められる。

働き方に対する意識の多様化により、雇用・労働環境は大きく変化している。国が推進する個人向けのリ・スキリング推進により、中小企業から従業員の流出を懸念する声が上がっている。人材確保に向けて人材育成や処遇の向上に取り組み、労働者から選ばれる企業となるよう努力することは必要であるが、労働者に対する助成金支給により過度に転職を後押しする支援は見直すべきである。また、従業員の健康管理を経営的な視点で実践する「健康経営」は働きやすい環境の整備につながり、人材の活力向上や生産性向上も期待できることから、一層の普及促進が重要である。

【要望内容】＜国土交通省、厚生労働省、経済産業省＞

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」の着実な実行、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の着荷主も含めた周知強化（新）
- 建設業における「2024年問題」に係る施主も含めた周知強化（工期設定への配慮の徹底）、公共工事設計労務単価の一層の引き上げ（新）
- 過度な転職促進策と硬直的な解雇規制の見直し（政府による過度な転職の後押しは是正（助成金等による転職推進施策の見直し）、解雇無効時の金銭救済制度の具体化に向けた早期検討）（新）
- 雇用・労働法制度改正に係る丁寧かつ分かりやすい周知と円滑な対応支援（新）
- 中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設
- 自社で健康経営アドバイザーを育成することが難しい中小企業等を対象とした専門家派遣制度の創設

Ⅲ. 適正価格での取引推進に向けた環境整備

1. 公正な取引環境の整備

あらゆるコストが高止まりする中、国による取引状況の調査・公表、監視強化により、価格交渉の機運が醸成され価格転嫁も一定程度の効果が見られている。当商工会議所が本年6月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、コスト全体の価格転嫁は進展を見せるも、労務費における価格転嫁では25%が「全くできていない」と回答し難航している状況である。他方、「今後労務費の価格転嫁交渉を行う予定だ」という声や、「賃上げの動きが続く今が労務費を価格転嫁するチャンスだ」という声も聞かれており、持続的な賃上げの原資確保に向けて労務費の価格転嫁をさらに推進すべく、昨年11月に公正取引委員会等で公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の活用促進に取り組まれない。

取引環境は、企業体質や業界の商習慣によっても大きく状況が異なり、企業からは「外資系企業は本国の考え

7. 事業 (3)意見活動

方に基づくため、国の取締強化の効果がなく、価格転嫁が進まない」といった悲痛な声が多数寄せられている。外資系企業に対する「独占禁止法（優越的地位の濫用）」の運用徹底、法令順守に向けた強力な働きかけにより、全ての企業が価値を適正な価格に反映できる環境を整備いただきたい。

本年4月に「下請法」の運用を改め、下請企業に対する手形の決済期限を60日に短縮することが公表された。手形の支払いサイト短縮に向けた動きは歓迎されるが、企業からは「下請法に限らず手形サイトの短縮化や現金化の動きを進めてほしい」という声があがっている。下請法の指導基準変更に伴う周知徹底はもちろんのこと、一般の売買取引に対しても取引条件の改善が進むよう働きかけに取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、特許庁、公正取引委員会＞

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の活用、発注者に対する周知強化、業種特性に応じた展開（新）
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に倣った、知財侵害抑止のために採るべき行動・求められる行動を定めた指針の策定および普及・啓発（新）
- 「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Gメン・知財Gメンによる取引状況の定点観測、個別評価を含む結果の公表、是正の働きかけ強化、不公正な取引慣行の見直し
- 外資系企業に対する「独占禁止法（優越的地位の濫用）」の運用徹底、法令遵守に向けた働きかけ（新）
- 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、影響の検証および適切な見直しの実施、中小企業・小規模事業者へのきめ細かい周知の実施（新）
- 業界団体に対する働きかけの強化（購買行動の指針となる「自主行動計画」の各業界団体の下部組織を含めた策定促進・策定内容の見直し、「自主行動計画」および「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の取引現場への浸透）
- BtoC事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値も含めた適正価格で取引することに対する理解促進（メディアを通じた消費者向け広報の強化）（新）
- 「下請かけこみ寺」による相談対応強化、よろず支援拠点における「価格転嫁サポート窓口」等での下請企業の価格交渉促進に向けた個社支援・指導の強化（新）
- 手形サイト短縮に向けた周知強化、運用の徹底、現金払いの推奨（「下請法」の指導基準変更に伴う周知徹底、「下請法」対象外の取引への波及に向けた発注者に対する働きかけ）（新）
- 知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第4条）に「不当な知財取引」を追加、不当な知財取引を行う企業名の公表など「優越ガイドライン（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方）」の拡充による断固たる措置の実施
- 中小企業庁作成の「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」の普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設
- 特許庁、中小企業庁、公正取引委員会等が連携した「知財侵害抑止の強化パッケージ（仮称）」の策定（新）

2. パートナリシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

2020年6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」公表企業数は49,000社を超えたが、適正価格での取引推進に向けて、さらなる宣言拡大と実効性の向上が求められている。経済三団体では本年1月に「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けた要請」を連名で取りまとめ、「パートナーシップ構築宣言」への参画を呼びかけるとともに、宣言の趣旨を徹底し、経営者自らが先頭に立ち取引適正化の取り組みを強力に進めるよう会員事業者等に働きかけている。当商工会議所としても宣言拡大に向けた働きかけを強化する所存であるが、サプライチェーン全体の共存共栄の実現のため、国においても官公需における優先発注などインセンティブの強化に取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会＞

- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大に向け、宣言企業へのインセンティブ付与（大企業も利用可能なNEDOなど各種補助金の前提条件化、加対象範囲を全省庁の補助金に拡大等）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大に向け、宣言・公表を助成金などの加対象、官公需における優先発注の対象とするなど、各地方自治体に対する協力要請
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場（購買）担当者への浸透に向けた周知活動の強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性向上に向けた取り組み強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な実績に基づく審査をするなど、実効性を高めるための仕組みを強化
- 「パートナーシップ構築宣言」による好事例の横展開
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーションの加速化と知財取引の適正化、知財保護に対する支援強化

Ⅳ. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. 多様な起業・創業の促進、スタートアップの成長促進

(1) 経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

わが国の企業数は1986年以降、年々減少傾向にある。経済活力の維持・向上に必要な起業・創業の促進に向け、これまでも議論や対策がなされてきたものの、2022年の開業率は3.9%と、10%前後で推移する欧米主要国と比べて低位にとどまる状況が改善されていない。起業・創業に対する不安を取り除くため、起業・創業の「認知・検討」段階における起業家教育の促進、起業の「選択・準備」段階における経営実務に関する支援の充実など起業・創業に至るステージに応じた対策を講じることが必要である。

また、大企業内で十分に活用されていない人材や革新的なアイデアなどの経営資源に焦点を当てて、カーブアウトやスピノフによる起業・創業を促進することは、日本が有するポテンシャルを最大限活用するという点で重要である。大企業に所属しながら新事業に挑むアプローチは、失敗へのリスクを低減し、より多くの人々が起業を検討するきっかけにもつながることから、「多様な人材の活躍による企業価値向上促進事業（出向起業補助金）」による支援強化を図りたい。

起業・創業を考える際のリスクとして、創業期の「死の谷」を乗り越えるための資金供給や、再チャレンジの重要性は、現在のビジネス環境において極めて高い。特に、事業に失敗した後の再チャレンジの難しさは、多くの起業家が直面する大きな障壁となっている。この課題に対処するには、再チャレンジに対する支援体制の充実が必要である。加えて、アントレプレナーシップの涵養が重要であり、新たな価値を生み出そうとあきらめずに挑戦する資質を育む教育に中長期的に取り組むことで、失敗を許容し、再チャレンジを後押しする意識・文化を醸成することが必要である。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- 新たな地域経済の担い手となる起業・創業の促進に向けた起業家教育、および初等中等教育からの発達段階に合わせたアントレプレナーシップ教育の強力な推進
- スタートアップや経営を知る機会としての、スタートアップでのインターン促進（新）
- 経営実務（事業計画、マネタイズ等）に関する教育、専門相談の強化（新）
- 起業から事業拡大まで、経営実務を経験してきた先輩経営者によるサポート強化（サポート役となる先輩経営者とのマッチングやメンタリング支援プログラムの実施、創業支援施設における企業経営者による相談対応の充実等）
- 産業競争力強化法に基づく認定を受けた市区町村別の創業支援等事業計画の周知促進および市区町村による創業支援等事業計画の実態に合わせた見直しの後押し（新）
- 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- 商工会議所の経営指導員等による伴走支援に基づく、創業前・創業後1年未満の事業者への資金調達支援（マル経融資の創業支援版の創設）（新）
- 創業期（創業から10年）の繰越欠損控除の期間延長、企業規模に関わらず全額適用等
- 「外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）」の利用促進、利便性向上による起業促進（新）
- 大企業人材による起業の裾野拡大、イノベーション人材育成につながる出向起業の促進（「出向起業補助金」など、大企業人材の取り組みを後押しする施策の充実や、事業拡大に成功した好事例発信を通じた裾野拡大）
- 経営者保証改革プログラムにおける「スタートアップ創出促進保証」の周知促進、保証徴求手続の厳格化、意識改革などの適切な運用促進、モニタリングの実施
- 再チャレンジによる起業促進に向け、失敗を許容し、再チャレンジを後押しする意識・文化の醸成（新）
- 廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の充実（新）
- 目的の達成に至らなかったスタートアップの事業やアイデアの受け皿強化（受け皿となる中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進）

(2) イノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの成長促進

スタートアップは革新的な製品・サービスを生み出すことで市場を切り開き、新たな需要を生み出すことで経済を活性化する存在である。今後、日本経済を大きく成長させるためには、イノベーションの担い手であり、社会課題解決にも貢献し得るスタートアップの成長促進に官民を挙げて取り組むことが求められている。

国では、2022年を「スタートアップ創出元年」と定め「スタートアップ育成5か年計画」を策定し取り組みを進めている。計画に対して的確な進捗把握と着実な実行を求めたい。また、東京には、企業や人材のみならず研究機関や金融機関が集積しており、本年5月にスタートアップやその支援者等の交流拠点である「Tokyo Innovation Base」（TIB）がオープンするなど、スタートアップの成長を後押しする環境整備が進んでいる。一方で、スタートアップ・エコシステムに参画する企業は大企業が中心で、中堅・中小企業は少数であることから、今後のエコシステム形成の取り組みにおいて、中堅・中小企業の参画を促進することで、エコシステムのさらなる活性化を図るべきである。

7. 事業 (3)意見活動

また、スタートアップの中には、ユニコーンのような急成長を遂げるスタートアップのみならず、研究開発型や社会課題解決型のスタートアップも存在する。個社に対する支援体制の拡充はもちろんのこと、スタートアップの類型やフェーズ、成長志向に応じた施策を展開されたい。

【要望内容】＜内閣府、経済産業省、財務省＞

- 国がまとめた成長戦略、ビジョンに対する進捗把握と着実な実行、成果の検証（新）
- 網羅的に措置されている支援施策の周知強化ならびに効果検証、ニーズや実態に応じた改善
- 支援機関の体制強化（起業・創業ならびに創業後の支援強化、伴走支援できる人材の養成強化）（新）
- スタートアップ・エコシステムの活性化、中堅・中小企業の参画促進（スタートアップ・エコシステム拠点都市の取り組みにおいて、中堅・中小企業の参画促進）（新）
- スタートアップのフェーズや類型に応じた支援体制の整備
- スタートアップの類型（ディープテック、社会課題解決型等）やフェーズ、成長志向に応じた施策の展開
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化（トライアル発注、公共調達強化、改正SBI R制度の周知促進・積極活用）
- 資金調達の選択肢拡大（未上場企業の株式発行・流通市場の整備、投資型CF拡充等）
- 早期フェーズでの海外展開準備に向け、起業家育成・海外派遣プログラム「J-S t a r X」の推進（新）（再掲）
- グローバルイベント等を通じた、国内スタートアップの海外への発信、マッチング強化（新）

2. 地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

(1) 中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

コロナ禍からの脱却に伴い、業況が改善している事業者とコロナ禍前の水準まで回復できていない事業者との二極化が進行している中、コスト増や、多様な顧客ニーズに対応するためには、経営指導の一環として行われる小規模事業者経営改善資金（以後、マル経融資制度）の活用が一層期待される。マル経融資制度一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持および融資対象の拡充を図られたい。また、コロナ禍への対応のため借入が増え、債務負担が重くなっている小規模事業者においては、収益力の段階的な回復に合わせ、借り換えをしつつ借入金残高を適正水準に戻していくことが、資金繰りの上で肝要である。コロナ特別枠のマル経融資制度について、当面の措置として、適用対象等を見直しつつ、小規模事業者の状況に合わせた柔軟な対応を図られたい。

人手不足の対応として中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた対応が急務であるが、経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、身近なツール導入を通じたデジタル化が必要である。小規模事業者のデジタル化を進めるためには、地域の情報サービス事業者による推進が不可欠であり、情報サービス事業者自身の経営基盤強化もこれまで以上に求められている。小規模の情報サービス事業者に対して重点的な支援を行うべく、小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の見直しを図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞

- マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化
- 商工会議所の経営指導員等による伴走支援に基づく、創業前・創業後1年未満の事業者への資金調達支援（マル経融資制度の創業支援版の創設）（新）（再掲）
- マル経融資制度（コロナ特別枠）の小規模事業者の状況に応じた柔軟な対応、適用対象の見直し（新）
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進
- 個人事業者の記帳水準向上・デジタル化推進に資する新しい申告制度と優遇措置の創設（新）
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下））

(2) 地域産業の成長を支える国内販路開拓支援

本年6月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、売上DIは6.4であり、大幅に改善した2023年4-6月期から悪化を見せている。とりわけ実質賃金がマイナスで推移する中において、BtoC企業を中心に消費低迷に苦しむ企業が増えている。企業からも「新商品を開発したものの、既存製品と分野が異なるため販促に苦戦している」「消費者の節約志向が目立ち購入を控えているため売上につながらない」といった声が寄せられている。中小企業が成長を目指す上で、生み出した価値ある製品・サービスの販路を確保することは重要であり、事業基盤を安定・強化させるという観点からも、中小企業の販路開拓に向けた取り組みを支援する「小規模事業者持続化補助金」など、地道な販路開拓支援を継続すべきである。

また、地元根付く地域貢献型の中小企業においては、個社の取り組みには限界があることから、地域産業の活性化を通じた販路開拓の支援が必要である。地域産業の魅力発信や共同受注に向けたプラットフォームの構築など、多様な主体が参画して行う地域独自の取り組みに対する支援を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（「小規模事業者持続化補助金（一般型）」の推進等）
- 販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化
- 地域に根づく中小企業の販路開拓と地域の産業力強化のため、多様な主体の参画による地域産業の振興支援の実施（新）

3. 中堅企業に対する支援の強化

国では、中小企業者を除く従業員2,000人以下を「中堅企業」と定義づけ、本年3月に中堅企業に対する支援施策を取りまとめた「中堅企業成長促進パッケージ」を策定した。中小企業を卒業した中堅企業群に対する支援施策はこれまで手薄であったことから、今回の施策展開により、中小企業が中堅企業へと成長するインセンティブにつながることは歓迎したい。今後、中小企業施策を活用しながら成長を遂げた企業でも、競争力を有しながら中堅企業として自立できるよう、中小企業卒業後一定期間は中小企業向けの設備投資施策が使える制度を創設すべきである。

日本では、中堅企業から大企業へ成長した割合は11%と、欧米の半分程度に留まり、成長意欲の高い中堅企業を後押ししていく必要がある。中堅企業からは、「自助努力での成長を促進するため、税制優遇などの取り組みが望ましい」といった声が寄せられており、研究開発税制や投資促進税制など自律的な成長を後押しするために必要な中堅支援施策は引き続き検討を続けていただきたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省＞

- 中小企業卒業後のインセンティブ付与（設備投資関連の中小企業施策を時限的に活用できる制度の創設）（新）
- 研究開発税制の優遇や投資促進税制における中堅枠の創設（新）
- 「経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）」の活用促進（新）

4. 価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

「2024年度版中小企業白書」によると、中小企業の経営者年齢のピークは、若年層側・高齢層側の双方に向けて緩やかに分散してきており、中小企業の事業承継対策に一定の進捗がみられる。一方で、75歳以上の経営者の割合は過去最高となっており、これらの企業は十分な準備がないまま経営者交代、あるいは廃業するリスクが高い。

当商工会議所が本年2月に公表した「事業承継に関する実態アンケート」において、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が3割にのぼっている。また、休廃業を選択する企業のうち、半数以上は直近の業績が黒字である（株式会社東京商工リサーチ「『休廃業・解散企業』動向調査（2023）」）。後継者が決まらず廃業となれば、中小・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われる恐れがあり、依然として中小企業の事業承継は喫緊の課題である。事業承継の課題は各事業者で様々であり、承継のタイミングも異なることから、円滑な事業承継には、早期に対策に取り組み、計画的に実行することが重要である。早期着手に向けた「気づき」を促し、「決断」の後押しを強力に進めていかなければならない。

令和6年度税制改正において、事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」の提出期限が2026年3月末まで延長されたことは歓迎したいが、現行の制度では、後継者の役員就任要件があり、2024年12月時点で後継者が役員に就任していない事業者は本税制を利用することができない。本税制の利用を促進するためにも役員就任要件の撤廃・見直しを強く要望する。

また、当商工会議所の「事業承継に関する実態アンケート」では、親族内承継の割合は最も高いものの、従業員承継の割合も増加傾向にある。従業員承継については、事業者からも、「情報が少ない」「株式買取のための資金調達に困難を感じる」「親族承継以上に後継者教育が不足しがち」といった声が寄せられており、事例の発信や既存施策の周知を強化されたい。

さらに、近年、中小・小規模事業者へのM&A市場は急速に拡大してきた。後継者不在企業にとってM&Aは効果的な手法である一方で、中小企業のM&Aに対する理解不足や業界イメージの改善を求める声も寄せられており、中小・小規模事業者の身近な存在である税理士等の専門家や地域金融機関などを巻き込んだ対策を、一層推進されたい。

ゼロゼロ融資の返済も本格化し、今後、倒産・廃業懸念企業のさらなる増加が見込まれる。廃業は価値ある事業の喪失のみならず、地域に集積している産業やサプライチェーンの寸断といった影響も及ぼす。残すべき事業や従業員を引き継ぐため、倒産・廃業前の事業譲渡等のM&Aを選択肢の一つとして検討できるよう、周知を図られたい。特に同業種内での事業引継ぎについては、比較的検討しやすく、相乗効果を発揮しやすい傾向にあることから、周知を強化いただきたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、国税庁＞

- 事業承継に関する各種事例の発信
 - 事業承継により事業ドメインを再構築し、企業の成長を果たした事例等、事業承継対策に取り組む契機につながる事例

7. 事業 (3)意見活動

- 事業承継税制の活用事例
- 増加傾向にある従業員承継の事例（新）
- 中小・小規模事業者のM&Aの成功事例
- 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価の推進
- 「事業承継・引継ぎ支援センター」等事業承継の総合的な支援体制の維持
- 税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ事業承継対策の推進（早期着手に向けた「決断」の後押し、事業承継税制の正しい理解の促進、中小企業・小規模事業者のM&Aの推進等）
- 事業承継に要する時間を考慮し、後継者候補の早期決定と育成および事業承継計画の早期作成の重要性の周知
- 事業承継計画作成時の専門家費用の「事業承継・引継ぎ補助金」における補助対象化
- 後継者教育・後継者育成の充実・利用促進、各種補助金において後継者枠の創設・拡充等後継者の新たな取り組みを後押しする施策の拡充
- 事業承継税制について、後継者における役員就任3年以上要件の撤廃・見直し（新）
- 事業承継税制一般措置の拡充（2026年4月から）（対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合100%への引上げ等）
- 従業員承継における株式買取資金に活用できる制度融資および公的な事業承継支援ファンドの周知強化・活用促進
- 従業員承継での事業承継税制利用促進に向けた、低額譲受時のみなし贈与の対象化（新）
- 「事業承継・引継ぎ支援センター」の仲介機能の強化、周知・活用の促進、セカンドオピニオンの推奨
- 「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用枠）」の活用促進
- 譲渡側・譲受側双方に対する正しい理解の促進（譲渡側に対する注意点、譲受側に対する事業調査や財務・法務デューデリジェンスの知識等）（新）
- 「M&A支援機関登録制度」の登録支援機関の実績や情報提供受付窓口に寄せられた内容の公表、取消要領に則った運用の徹底、譲渡側・譲受側双方に対する料金の透明性の強化等、中小M&Aガイドラインに準拠した取り組みの推進
- 過度な営業の抑制など、M&Aのイメージ向上に向けた業界における取り組みの推進
- 倒産・廃業懸念企業が一部事業の譲渡により、譲受企業にて事業を存続、雇用維持した事例、同業種内での事業引継ぎ等の事例発信および推進（新）
- 「事業承継・引継ぎ補助金（廃業・再チャレンジ枠）」の周知・活用促進および事例発信
- 中小PMIガイドラインおよび実践ツール、事例集の周知促進および統合作業が実行できる専門家・アドバイザーの育成
- 株式承継時の課税関係に関する国税庁の見解の明示（新）
- 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底、利用促進
- 民間金融機関、信用保証協会における「経営者保証改革プログラム」に則った取り組みの徹底
- 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進

5. 経営改善・事業再生・廃業により再チャレンジを図る企業に対する早期支援

コロナ禍から社会経済は正常化しつつある中、中小企業の業況は回復傾向にあるものの、同一業種内でも業績が回復した事業者とそうでない事業者の二極化が鮮明となっている。当商工会議所が昨年12月に実施した「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、資金繰りが厳しい事業者のうち、事業も不調である事業者は約半数にのぼった。物価高や人手不足の影響も相まって、厳しい環境に置かれた事業者の経営課題も複雑化していることから、経営改善を伴う支援を早期に施すことが不可欠である。

経営改善や再生支援を加速化すべく、本年3月に「再生支援の総合的対策」が策定されたことは歓迎したい。今後はゼロゼロ融資をはじめ、信用保証協会による100%保証付の融資が中心となる事業者も含めて、早期の経営改善着手につながるよう、民間金融機関に対する「改正監督指針」の現場への浸透を徹底いただきたい。また、民間金融機関による「早期経営改善計画策定支援」の活用促進に向けて民間金融機関に対する働きかけを強化するとともに、体制整備に向けた専門家の活用強化を図られたい。併せて本年3月にマイナス金利政策が解除されたことで、貸出金利の上昇に不安を抱える声が多数寄せられている。急激な金融政策の変化によって、経営改善・事業再生に取り組む企業の回復が腰折れしないよう、柔軟な対応を講じられたい。

業績回復が果たせず事業再生の検討や廃業を選択する事業者が増加している。2023年の倒産件数、休廃業・解散件数は前年と比較して増加しており、早期相談の遅れにより廃業に至るケースも存在している。日本経済の活力維持、価値ある事業の喪失回避のため、事業再生支援や事業譲渡などを通じた価値ある事業の引継ぎ支援が一層重要となる。

中小企業活性化協議会では事業者に向き合いながら再生計画策定に取り組み、企業の再生と併せて雇用確保効果を生み出している。信用保証協会、金融機関、各種支援機関等との連携をさらに強化することで、各機関の取引先中小企業に対する活用促進を図るとともに、再生計画策定後のアフターフォローである専門家の実行支援にもつなげていただきたい。

また、「中小企業の事業再生などに関するガイドライン」による民間の第三者専門家を通じた私的整理スキームは、小規模事業者の事業再生ニーズの受け皿となる。中小企業活性化協議会の事業再生支援とともに本ガイドラインを通じた支援も強化すべきであり、ガイドラインの実効性確保に取り組まれない。

やむなく廃業を検討する事業者に対しては、再チャレンジも含めた支援施策を理解し、自らの決断によって早期に廃業を選択することが必要である。わが国では、経営者保証により、企業の倒産時には経営者自身も自己破産に追い込まれ、再チャレンジが困難な状況になるという問題が存在するが、廃業を選択する事業者に対しては、「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」の推進が必要である。「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」とあわせて、地方自治体や信用保証協会、金融機関に対して積極的な活用を要請すべきである。加えて、廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の強化、金融機関側の配慮に対しても働きかけに取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

- 早期相談、早期経営改善支援の強化（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正に則った対応の強化、現場への浸透、取引先中小企業に対する各種施策の周知強化）（新）
- 「再生支援の総合的対策」の周知促進、信用保証協会や金融機関等による支援の実績公表（新）
- 民間金融機関による「早期経営改善計画策定支援」の活用促進に向けた働きかけ、体制整備に向けた専門家の活用強化（新）
- 地域金融機関による金融支援・本業支援の強化、収益力改善に向けてきめ細かな支援ができる人材の育成
- コロナ資金繰り支援の終了後の金融の正常化に向けて、困窮する中小企業に対するきめ細やかな支援の継続（既存の小口零細企業保証制度の活用促進）
- 「経営者保証改革プログラム」の経営者に対する周知強化、金融機関・信用保証協会における取り組みの徹底に向けた働きかけ（経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けたプログラムの周知強化、制度融資における保証料率上乗せ制度の活用）（新）
- 政府系金融機関における「知財公的融資制度」の創設（知財を担保として、低金利貸付や知財以外の無担保・無保証貸付などを実施）
- 動産・債権譲渡担保融資など多様な融資の推進
- 事業性評価融資の継続、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用および企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 事業再生、再チャレンジ支援の体制強化のため、優秀な専門家の確保に向けた中小企業活性化協議会の十分な予算措置（新）
- 事業再生に向けた金融機関と中小企業活性化協議会の連携強化、ならびに金融機関から取引先中小企業に対する中小企業活性化協議会の周知・活用促進
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、第三者支援専門家を通じた支援の定期的なモニタリングと実績公表、適切な運用、状況に応じた改善の検討
- 信用保証協会が私的整理への真摯な対応を行うよう、都道府県へ要請（中小企業活性化協議会スキーム、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に則ったスキームなど準則型私的整理への対応）
- 保証債務への対応を地方自治体・金融機関・信用保証協会へ要請
- 金融機関や専門家などの事業再生支援の担い手の育成・確保、専門家の紹介
- 倒産・廃業懸念企業における「価値ある事業」の喪失回避に向けた、事業再編・事業統合の促進（中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携および活用促進）（新）
- 地域金融機関と連携した中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドの積極的な活用、支援対象の拡大、運用面での指導・監督の強化
- 企業再生税制の拡充（合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合でも適用が認められるよう要件拡大）
- 経営者の決断による円滑な廃業に向けた各種支援施策の周知強化（事業再生や再チャレンジを含めた全体像の提示）
- 「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の活用促進
- 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ費用や再チャレンジに向けた廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用枠、廃業・再チャレンジ枠）の利用促進
- 廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の充実
- 再チャレンジ時の資金調達に関する金融機関の配慮（信用情報の取り扱いについて、廃業時の経緯や再チャレンジ時の事業内容など、個別事情を汲んだ上での判断）

以上

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等
<実現状況>

○中小企業対策予算の確保

中小企業対策費：2024年度補正予算5,898億円
2025年度予算1,695億円

○新たな価値創造に向けた取り組みの後押し

- ・中小企業生産性革命推進事業 補正3,400億円
- ・中小企業新事業進出促進事業 (既存基金の活用)

○人手・人材不足への対応強化

- ・中小企業省力化投資促進事業 (既存基金の活用)

○適正価格での取引推進に向けた環境整備

- ・中小企業取引対策事業 29億円+補正8.3億円
- ・下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上

○中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

- ・中小企業活性化・事業承継総合支援事業144億円+補正61億円
- ・事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上撤廃

9. 東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国は、停滞から新たな経済ステージへの移行に向かう成長への転換局面にある。成長と分配の好循環実現に向けて、生産性向上に裏付けされた物価上昇と、それを上回る所得向上を構造的・持続的なものにしていかなければならない。一方で中小企業の景況感は回復基調を見せるものの、足元では、あらゆる業種で人手不足が深刻化し、長引く円安や原材料費の高騰の影響に加え、地政学リスク等により先行き不透明感が増している。今後、生産年齢人口の減少も見込まれる中、中小企業は環境変化に強い経営を実現するため、成長を目指し、自己変革に挑んでいくことが求められている。

東京商工会議所が昨年12月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」では8割の企業がコロナ以降に新たな取り組みに挑戦しており、好事例も生まれている。わが国全体の99.7%を占める中小企業の成長を後押しするためには、イノベーションを通じた付加価値の創出が一層重要であり、都市課題の解決やグリーンなど成長分野への挑戦も不可欠である。

限りある経営資源を有効に活用する上で、人手不足を補うデジタル活用も避けて通れない。東京都では多くの施策を措置いただき一定の効果をもたらしめているが、デジタル活用の裾野拡大が必要である。また、中小企業の自己変革を実現する人材育成も重要度が増している。

中小企業が生み出した付加価値を適正に価格へ反映することも求められている。中小企業にも持続的な賃上げ実現が求められ、労務費を含めた価格転嫁の商習慣化に向けた適正価格での取引推進が必要である。付加価値をサプライチェーン全体で適正に配分することは中小企業の高付加価値化への取り組みの後押しにもつながる。

中小企業を取り巻く経営課題が複雑化する中、企業規模や成長ステージに応じて状況も異なっており、ニーズに応じたきめ細やかな支援が必要となっている。東京都においては中長期的な施策の方向性を示す「『未来の東京』戦略」および更新された「東京都中小企業振興ビジョン」を踏まえ、引き続き中小企業・小規模事業者に対する支援に強力に取り組まねたい。とりわけ、東京の発展に寄与するスタートアップの成長促進、スタートアップと中小企業との協業は経済成長の原動力となる。また、親族内承継や従業員承継、第三者承継など、それぞれの事情に応じた事業承継の推進は、価値ある事業の継続、地域全体での活力維持に欠かせない。

社会経済が回復する中において、業況の二極化も鮮明となっている。ゼロゼロ融資の返済本格化に伴い、過剰債務に苦しむ企業の早期の経営改善着手が肝要である。また、事業継続危機に直面する企業に対して事業再生や再チャレンジなどの適切な支援を施すべきである。

当商工会議所では上記の認識に基づき本要望を取りまとめた。都内中小企業が躍動し、地域産業が発展することは、首都・東京の活力と魅力の向上にもつながる。当商工会議所は地域総合経済団体として、今後も東京都や23区等との緊密な連携のもと、中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的な成長に向けて尽力する。東京都においても本要望の趣旨を踏まえ、各種施策の実現に取り組まねたい。

記

I. 新たな価値創造に向けた取り組みの後押し**1. イノベーション創出に対する支援強化****(1) 中小企業のイノベーション活動に対する支援**

長引く円安や物価の高騰といった足元の課題、人口減少・少子高齢化など構造的な課題を抱える中において、環境変化や新たなニーズに柔軟に対応しながらイノベーション活動に取り組むことが重要となっている。実際に補助施策等を活用して、新分野でサービス展開を始めた事例や、新製品開発に取り組み、自社の付加価値向上につなげた事例も生まれている。新たなイノベーションは地域社会が抱える様々な課題の解決に寄与し、経済成長の源泉となる。また、個社にとっても、イノベーション活動により生み出された付加価値は賃上げや成長投資の原資となることから、取り組む企業の増大が求められる。

中小企業のイノベーション活動はゼロイチを中心とする破壊的なイノベーションのみならず、既存事業の強化を通じた持続的なイノベーションも存在する。外部環境の変化や将来を見据えて柔軟な企業経営を行うためにも、「企業変革推進事業」の拡充を通じた経営戦略策定から実行支援までの一気通貫の支援、専門家による支援の強化を図られたい。併せて、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」による支援をはじめ、競争力強化や成長分野への事業展開につながる後押しの継続ならびに支援メニューの拡充にも引き続き取り組まれたい。

東京は巨大なマーケットを有する都市であり、既存の製品・サービスにおいても、ブランド価値向上など、高付加価値化を追求することで成長を遂げることが可能である。マーケティングの観点からデザインの活用はもちろんのこと、研究開発やブランディングに対する支援強化を通じて付加価値向上を図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 経営戦略策定支援の体制強化・拡充による自己変革に挑む企業の裾野拡大（新分野進出、業態転換にも活用できる「企業変革推進事業」の予算拡充、対応業種の拡大）（新）
- ② 前向きに取り組む意欲のある企業に対する積極支援（「新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業」の売上減少要件の撤廃）（新）
- ③ 新規事業の事業化から販路開拓まで一気通貫で支援する「事業可能性評価事業」の継続、事業化が難しい案件に対するアフターフォローの実施（経営支援との連動など、課題解決に向けた支援体制の充実）（新）
- ④ イノベーションの企画段階で、アイデアの方向性策定につながる、企業間の交流機会の拡大、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の強化
- ⑤ 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実と支援策の実効性向上（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良・規格等適合化支援事業、市場開拓助成事業などの採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場や成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業の継続、拡充、各種支援策の周知強化と活用促進等）
- ⑥ 「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化および利用促進、予算拡充（事前調査（F/S）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化、「多段階選抜方式」の導入）
- ⑦ 中小企業の競争力強化やDXなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の継続
- ⑧ 東京の魅力向上、東京独自の課題解決につながる「TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業」の予算拡充、好事例の横展開
- ⑨ 知財戦略の創出、新時代をけん引する東京発知財の国際標準化を後押しする取り組み推進（東京都における戦略策定に向けた知的財産専門部門の設置）（新）
- ⑩ 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金半減制度の周知および知財取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- ⑪ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の対象分野の拡充、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援の充実
- ⑫ 製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチング、「デザイン経営支援事業」の利用促進）（新）
- ⑬ 支援施策の十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定（新）

(2) オープンイノベーションの促進と環境整備

経営資源に限りのある中小企業が、新たな技術情報の獲得やイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、他社技術の活用により開発スピードを加速させるオープンイノベーションが有効である。オープンイノベーション促進に向けて中小企業のマッチング支援や、産学公連携をはじめとした協業の取り組みに対する費用補助などによる後押しを図られたい。

最近では、経済成長をけん引するスタートアップの成長促進を目的に、大企業との連携を強力に後押しする動きが見られる。中小企業にとってもスタートアップとの連携は、スタートアップが有する最先端の技術やサービスに触れることで、イノベーション創出のみならず協業を通じた人材育成や社内風土の改善といったソフト面

のメリットも享受することができる。また、中小企業の多くは所有と経営が一体であることから意思決定が大企業よりも速く、スタートアップにとっても求めるスピード感で協業することができるなどのメリットが存在する。スタートアップと中小企業とのさらなる連携促進を図られたい。

スタートアップと中小企業との協業に際しては、行政だけでなく、民間の力も活用可能である。成果報酬型の「協定金スキーム」により多様なプレイヤーによる支援を強化するとともに、連携スタートアップの探索からマッチング、協業後の成果創出に至るまでの一連のプロセスを提供する、オープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化や、プラットフォーム利用に係る補助制度の創設にも取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、東京都立大学や東京都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化するため一定期間無償開放し事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）
- ② 連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連のプロセスを提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、プラットフォーム利用に係る補助制度の創設
- ③ イノベーション創出に向けて、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の費用補助など支援強化、アクセラレータープログラムの費用補助事業の創設
- ④ スタートアップと中堅・中小企業の協業による事業化、成果創出に向けたハンズオン支援事業の強化、中長期（複数年度）にわたる支援制度の創設（新）
- ⑤ 成果報酬型の「協定金スキーム」など民間の力を活用した支援の強化（新）
- ⑥ 大企業や技術力を有する中小企業との連携促進に向けた人材交流支援の強化（「大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業」の充実、在籍出向費用の一部助成制度の創設）（新）
- ⑦ 中堅・中小企業におけるスタートアップ連携に関する理解促進（イノベーション創出につながった好事例など、理解につながる情報発信の強化）（新）
- ⑧ 社会課題解決に取り組むスタートアップと中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（「TOKYO Co-o c i a l I M P A C T」における中小企業の参画促進）（新）

※東商の取組（2023年度実績）

- 中小企業のオープンイノベーション促進に向けて、オープンイノベーションプラットフォーム2社と連携協定を締結（4月）
- 中堅・中小企業におけるオープンイノベーションの取り組みを促進する「東商イノベーションフォーラム」：201名参加
- 新領域進出・新規事業の始め方について学ぶ「イノベーション交流イベント」：76名参加
- スタートアップとの連携マインドをもつ中小企業の裾野拡大を図る「イノベーション交流会」：65名参加
- 中堅・中小企業を対象とした「スタートアップとの連携促進」オンラインセミナー：69名参加
- スタートアップ×中堅・中小企業のマッチングイベント「東商マッチングピッチ」：5回開催、登壇スタートアップ26社、延べ408名参加
- 中小企業のイノベーション創出・生産性向上・経営課題解決に資するサービスを展開するスタートアップとの連携によるオンラインセミナー：13回開催、延べ1,036名参加
- 産学公連携相談窓口（大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う）：16件受付、うち2件が共同研究・委託研究へ進展（相談件数累計227件、うち72件が共同研究・委託研究へ進展）
- 中堅・中小企業のオープンイノベーション・産学公連携促進に向けたイベント「大学等との連携で経営課題を解決！中小企業の産学連携の取組とポイント」：64名参加
- 中小ものづくり企業のIT、IoTの活用を支援するべく好事例を紹介する「中小製造業の好事例集（ウェブ版）」への事例の追加：5社（計48社掲載）

2. ゼロエミッション東京の実現に向けた中小企業の省エネ対策・技術開発の推進

2050年のゼロエミッション実現に向けて、社会的機運が高まる中、中小企業にも脱炭素化に向けた取り組みの推進が期待されている。今後も成長分野であるGX領域への挑戦は期待される所であり、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（ゼロエミッション要件）」「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」を通じたイノベーション創出とゼロエミッション製品の販路拡大支援を強化されたい。

省エネ対策に関して、サプライチェーン全体での排出量削減のため、取引先から排出量削減を求められる声が増えている。当商工会議所が本年6月に公表した「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」によると、脱炭素に向けた取り組みを実施している企業は7割となっているものの、「マンパワー・ノウハウが不足している」「取り組むための資金が不足している」など多くの課題に直面している状況である。当商工会議所では、省エネや脱炭素の取り組みを後押しする「T o s h o 攻めの脱炭素」事業を展開しているが、コスト負担を抑えながら

排出量削減に取り組めるよう、戦略策定を支援する専門家支援の強化、省エネ設備や計測システム導入などに対する補助・助成の継続・拡充に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入するうえでの専門家による脱炭素化に向けた経営戦略策定支援の強化（「クール・ネット東京」の活用促進、「ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業」の強化）（新）
- ② 「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（ゼロエミッション要件）」、「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」など、競争力強化に向けた取り組みや、省エネに向けた設備投資を後押しする施策の強化、拡充
- ③ 「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」において、都外の工場などの自社所有物件への設備投資も対象とするなど、対象範囲や経費の拡大
- ④ ゼロエミッションに資する製品の調達推進、販路拡大支援の強化（「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」の継続・強化、東京都トライアル発注認定制度を通じたPR強化）
- ⑤ グリーンの価値が適正な価格として評価されるための周知促進（新）

※東商の取組（2023年度実績）

- 「東商環境アクションプラン」にもとづく環境関連イベント：64回開催、延べ3,700名参加
- 環境・エネルギーに関する都・区との連携（共催・後援等）：10回実施

3. 国際展開に対する支援

中小企業の経営環境は、国内市場縮小の懸念や、足元の地政学リスクの高まり、長引く円安や原材料価格の高騰など、不透明感が高まっている。そうした中で、中小企業が成長を実現するためには新市場の開拓が必要であり、海外市場への進出も有効な選択肢である。また、国内市場とは異なる多様なニーズに対応することで、自社製品・サービスの付加価値向上にもつながる。しかしながら、当商工会議所が昨年12月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、直接輸出企業の割合は13.2%に留まっている。国際展開は拠点進出に限らず様々な選択肢が存在することから、中小企業の成長実現に向けて多くの企業の挑戦を後押しすることが求められる。

東京都では、「中小企業海外展開支援事業」を通じて中小企業の国際展開に向けた現地情報の収集からプラン策定支援、ビジネスマッチングや越境EC出品などの販路開拓支援、輸出拡大支援など、網羅的に企業の取り組みをサポートしている。人手不足の下では、実務の導入部分までサポートを望む声もあり、中小企業が自走できるよう切れ目のない支援を図られたい。

円安が輸出を始める企業にとって好機となる中、実際に取り組む企業からは、「具体的な進め方だけでなく、リスクへの対応や成果につながる後押しがあると有難い」といった声が寄せられている。中小企業の取り組みにつながる情報発信はもちろんのこと、取引成約に向けた万全なフォロー体制まで整った「海外展示会出展等支援」など、国際展開の機会創出とアフターフォローの充実に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 国際展開のきっかけ・着手につながる、様々な国際展開手法に関する好事例の横展開
- ② 新たに国際展開に取り組む企業の自走化までのサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、実務の導入支援、越境EC活用、外国語サイトの構築に至るまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）（新）
- ③ 国際展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援（「越境EC出品支援事業」の継続および複数回の募集による支援機会の拡充）
- ④ WEBサイトの多言語対応などに向けた支援の強化（「海外デジタルマーケティング支援」の強化）（新）
- ⑤ 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「海外展開総合支援事業（海外展示会出展等支援）」の利用促進、予算拡充、対象経費拡大）、海外の現地企業とのマッチング強化、実施後のアフターフォローの充実（新）
- ⑥ 現地拠点の事業転換など進出後の課題に対応するための支援（新）

※東商の取組（2023年度実績）

- 各地商工会議所に対しカリキュラムと講師をワンパッケージにした「全国商工会議所輸出促進セミナーメニュー」を提供（19商工会議所開催、延べ約550名参加）
- 「商工会議所海外展開支援担当者研修会」の開催（12月）
- 海外展開を体系的に解説した「海外展開支援ハンドブック」を発行（2024年2月）
- オンラインセミナーの実施による情報提供：2回、延べ78名視聴
- 海外オンライン視察会：35名参加

Ⅱ. 人手・人材不足への対応強化**1. デジタルシフト・DXの加速化による生産性向上支援**

日本商工会議所・東京商工会議所が本年2月に公表した「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」において、人手が「不足している」と回答した企業は65%にのぼった。しかしながら、人手不足の対策として「採用活動」をあげる企業が8割と、採用に重きが置かれている状況で、「デジタル・機械・ロボットの活用」をあげる企業は3割に留まった。今後の生産年齢人口の減少を踏まえると、生産性向上を図るためには、人手を補完するデジタル技術やロボットの活用 に注力しつつ、人的リソースは自社の価値を生み出す事業や業務に集中させるなど戦略的な対応が求められる。

ITの導入・活用のレベル向上に取り組む企業を増大する上では、経営者の意識改革が最も重要である。東京都では、デジタル化に関心の低い中小企業にその必要性を周知し各企業の取り組み状況に応じて支援メニューにつなげる「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」やデジタル施策の総合窓口として「中小企業デジタルコンシェルジュ」を開設し、「DX推進支援事業」を大幅に拡充するなど、ニーズに応じた施策を取り揃えていただいている。引き続き、デジタルシフトに着手していない企業に対する、「気づき」の促進から、デジタルツール導入後の活用まで、企業のレベルに応じた専門家による伴走支援を継続いただくとともに、デジタル技術導入やデジタル人材育成も含めた各種支援の実効性向上に向けて、支援事業を通じて収集される好事例・失敗事例の分析を踏まえた効果検証も図られたい。

デジタルシフト・DX推進支援の重要性が高まる中、伴走支援にあたる専門人材が不足している。当商工会議所としても現場の強化を図っていく所存であるが、支援機関・金融機関などの支援者に対する育成の強化も図られたい。

デジタルシフトの進展に伴い、サイバー被害が増加し、中小企業にとっても大きな脅威となっている。サイバーセキュリティ対策はデジタルツール導入と併せて施すべきであり、導入支援と組み合わせた施策展開を図るとともに、サイバーセキュリティに対する支援を強化いただきたい。

【具体的要望内容】

- ① IT導入からDXによる競争力強化までの伴走支援の継続と実効性向上に向けた対応の強化、効果検証の実施（「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」「DX推進支援事業」の継続・周知強化、好事例・失敗事例の分析結果に基づいた制度見直し）（新）
- ② IT導入やデジタルシフトに資する伴走支援の質向上に向けた支援者の育成強化（新）
- ③ IT導入に向けたITベンダーと中小企業とのマッチング支援
- ④ IT活用の好事例および他の企業の教訓となる失敗事例の発信や身の丈に合う実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援
- ⑤ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続（「中小企業サイバーセキュリティ普及啓発事業」や「中小企業における危機管理対策促進事業」の継続）
- ⑥ サイバーセキュリティ対策の意識醸成に向けて、デジタル関連施策内での展開、周知強化（「DX推進支援事業」内のメニューとしてサイバーセキュリティ関連事業を展開（新）
- ⑦ 中小企業の省力化を後押しする支援の強化（「緊急デジタル技術活用推進助成金」の継続）（新）
- ⑧ 2024年問題対応の強化（「『2024年問題』対策に伴う設備投資緊急支援事業」の拡充、好事例の横展開）（新）
- ⑨ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるデジタル活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進

※東商の取組（2023年度実績）

- IT活用に関するオンラインセミナーの実施による情報提供：88回、延べ4,202回視聴
- 「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」による中小企業向けサイバーセキュリティ支援サービスの提供や情報提供（セミナー・相談会）の実施
- ITベンダーと中小企業の接点創出、デジタルツール導入促進に向けた商談・相談・交流イベントの実施：累計で中小企業188名、ITベンダー100社参加
- 標的型攻撃メール訓練：65社・526名を対象に実施

2. 中小企業の自己変革を支える人材確保・育成支援**（1）中小企業の成長を担う人材育成**

人的資本が重視される昨今、労働供給制約下で中小企業が成長を遂げるためには、生産性向上に加えて、従業員の育成を進めることで、限られた人員でも成長できる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革を果たすことが求められている。

とりわけ、生産性向上や付加価値の拡大につなげる人材育成の取り組みは重要度を増している。中小企業からは「デジタル活用を進めたいが、デジタル人材が不足している」「現状の業務を回すのが精一杯で育成にかける

時間的余力がない」といった声上がるなど、慢性的な人手不足も相まって、自社内での対応が困難な企業も存在している。

デジタル人材の育成においては、社内のデジタル化を自走できるよう、企業ごとの実態に合わせた学習プログラムの策定、学習サポートが必要である。一体型の支援である「DX人材リスクリング支援事業」や、民間の力を取り込んだ「スタートアップの知見を活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援事業」を通じて強力に後押しいただきたい。

中小企業における従業員の人材育成では、育成に充てる資金、教える人材・ノウハウが不足しており、公的な職業訓練の充実が不可欠である。「職業能力開発センター」の機能を拡充し、企業のニーズに応じて育成計画の作成やオーダーメイド型の支援に取り組まれない。併せて、「キャリアアップ講習」においてもオンライン化の充実などリカレントに取り組む従業員が学びやすい環境を整備するとともに、講座の細分化による受講利便性の向上も図られたい。

イノベーション活動を担う人材不足に対して、豊富な経験を有する大企業や専門人材のノウハウを活用することは、社内の人材育成にも寄与する。「大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業」を通じたマッチング機能の強化に加え、在籍出向費用の一部助成制度の創設により一層推進すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援の活用促進（「DX人材リスクリング支援事業」の周知徹底、介護・看護業、宿泊・飲食業など労働集約型産業への優先枠の創設）（新）
- ② デジタル人材の中小企業とのマッチング支援強化（「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングの強化）
- ③ イノベーション活動をけん引する人材を育成する「経営人財育成スクールNEXT」の周知強化（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化）
- ④ 「職業能力開発センター」の機能強化（訓練内容の質・量のさらなる拡充、東京都中小企業振興公社や東京しごとセンターによる活用の能動的な働きかけ、企業の人事労務担当者向けの体験学習の機会創出、人員の増強や設備の維持・拡充に向けた十分な予算措置）（新）
- ⑤ キャリアアップ講習における更なるオンライン化促進、講座の細分化による受講利便性の向上（新）
- ⑥ 大企業や技術力を有する中小企業との連携促進に向けた人材交流支援の強化（「大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業」の充実、在籍出向費用の一部助成制度の創設）（再掲）

（2）中小企業の採用活動と多様な人材の活躍支援

当商工会議所が本年3月に実施した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」では、2023年度の採用実績について、約半数が計画していた人数を充足できず、中小企業の人材確保は厳しい状況にある。企業や業界団体からは、「ハローワークで必要な人材を採用できない」「民間のエージェントは手数料が高い上に、返金規定を過ぎてすぐに退職するケースも存在する」といった声が寄せられており、公的な職業紹介への期待は大きい。マッチングの質向上のためには、業界のニーズを踏まえたマッチング機会の創出が重要である。加えて「業界別人材確保強化事業」における対象団体数拡充や「業界連携再就職支援事業」における対象講座・人数の拡充など、業界と連携した取組を推進されたい。

人手不足に対して、女性、外国人材、シニア、障がい者など「多様な働き手」の活躍推進を図ることは、人材確保のみならず、事業活動に多様な視点を取り込む効果も期待される。女性においては、管理職における女性の割合が低水準に留まる中において、キャリアアップに向けた育成の仕組みづくりが重要であり、「女性従業員のキャリアアップ応援事業」や「女性向け委託訓練」を通じた取り組みの強化を求めたい。また、外国人材においては、受け入れ後の定着に向けた支援にも取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 業界と連携した人材確保の取組推進、人手不足業界の魅力発信の強化（新）
 - ・「業界別人材確保強化事業」における対象団体数の拡充、周知促進
 - ・「業界連携再就職支援事業」における、ITコースなど既存分野の対象講座・対象人数の拡充、団体のニーズなどを踏まえたコースの新設など、職業訓練とマッチングの一体的支援の拡充
- ② 多様な担い手の活躍機会創出に向けた支援強化（新）
 - ・「成長産業人材雇用支援事業」（トライアル就労を活用した正社員化）や「成長産業分野キャリア形成支援事業」（職業訓練とマッチングの一体支援）における、マッチング後の定着度合や企業・利用者双方からの訓練評価の検証・改善、わかりやすい求人情報掲載の支援
 - ・職業能力開発センターの求職者向け訓練における、IT関連科目の募集定員・募集時期・実施校の拡大
- ③ 専門・中核人材戦略センターの実効性担保（専門人材とのマッチング機会の充実）ならびに、同事業を通じた人材確保に要する費用の助成拡充（新）
- ④ 「学生就業体験支援事業（きづく就業体験）」における、介護・看護業、建設業、運輸業など人手不足が深

7. 事業 (3)意見活動

刻な業種への優先枠設置など重点的支援（新）

- ⑤ 大学や専門学校の就職相談窓口、ハローワークと連携した「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の周知強化（新）
- ⑥ 「中小企業人材確保総合サポート事業」の「人材確保コンサルティング」の周知強化、利用促進（新）
- ⑦ 女性のキャリア形成支援の強化に向けた企業による人材育成計画策定や賃金体系見直しへの伴走型支援（新）
- ⑧ 男性も含む全ての従業員が仕事と育児を両立しやすい社内体制の整備（業務の見直し、省力化、マルチタスク化）への伴走型支援
- ⑨ 就業意欲の高いシニア人材と中小企業のマッチング支援の強化（新）
- ⑩ 外国人材（留学生、高度人材等）と中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（「中小企業の外国人材受入支援事業」の拡充）
- ⑪ 日本語教育や地域コミュニティでの共生社会実現など、生活面を含む定着支援の充実（中小企業の外国人社員に対する研修など支援事業の拡充、地域との交流イベントの実施）
- ⑫ 障がい者の活躍推進に向けた企業の受入環境の整備（障害特性や個社の事情を踏まえた、業務の切り出しやデジタル化・機械化等による業務遂行の円滑化に資する伴走型支援の強化）（新）

（3）働きやすい社会の実現に向けた就労環境整備

本年4月より建設業・運送業への「時間外労働の上限規制」が始まった。いずれも労働集約型産業であることから、法規制へ対応するために仕事量を抑えなければならない事業者も数多く存在し、収益や事業継続への影響が否めない。

長時間労働は正の方策として、建設業では適正な工期設定、運送業では物流効率化が不可欠であるが、業界内の取り組みには限界がある。建設業においては、週休2日確保への取り組みが徐々に進む一方、十分な賃金を得るために積極的に働きたいという意欲を持つ働き手もあり、事業者はあらゆる方策を組み合わせる必要があると迫られている。また、港湾運送を含む運送業においては、「荷姿の統一や荷待ち時間の改善が必要」といった声が寄せられ、着荷主事業者の協力が必要であることから、運賃見直しや「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の一層の周知強化が求められる。

働き方に対する意識の多様化により、雇用・労働環境は大きく変化している。従業員の定着に向けて、働きがいを見出す「エンゲージメント」の向上や働きやすい環境を整備する「健康経営」の推進は、戦略的に実践することで人材の活力向上や生産性向上も期待できることから、一層の普及促進が重要である。

【具体的要望内容】

- ① 国の「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の着荷主も含めた周知強化（新）
- ② 建設業における「2024年問題」に係る施主も含めた周知強化（工期設定への配慮の徹底）
- ③ 「働き方改革パワーアップ応援緊急対策事業」の専門家による巡回相談の強化（新）
- ④ 「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」を利用する企業へのコンサルティング支援、「働き方改革パワーアップ応援緊急対策事業」の専門家派遣と連携した取組推進による、多様で柔軟な働き方の導入に係る課題の把握から導入支援までの一貫支援の実施（新）
- ⑤ 健康経営に取り組む中小企業に対する専門家を活用した支援の継続

※東商の取組（2023年度実績）

- 会員企業と学校法人との就職情報交換会：3回開催、参加企業延べ821社、参加学校法人延べ252校、面談数9,620件
- 東商リレーションプログラム（大学1・2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業）：参加企業47社、参加学生延べ260名
- 都立商業高校・工業高校の進路指導教員との交流会：2回開催、参加企業延べ123社、参加都立高校延べ31校
- キャリア人材サポート事業：参加企業延べ253社、求人情数410件、面談数延べ450件（面談会年4回開催）
- 都立職業能力開発センター見学会・求人相談会：2回開催、参加者延べ58名
- TOKYOデジタルキャリアフェア ITデジタル就職展：参加企業（東商募集）13社
- TOKYO障害者マッチング応援フェスタ職業体験実習面談会：参加企業（東商募集）3社
- 東商×ハローワーク わかもの就職面接会：2回開催、参加企業延べ15社、参加求職者51名、面談数67件
- 外国人留学生大卒等合同就職面接会：3回開催、参加企業延べ（東商募集）67社、参加求職者延べ1,539名
- 企業OB・OG人材との交流会：参加企業8社、面談数40件
- 自衛隊東京地方協力本部の担当者との交流会：参加企業29社
- DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業との連携（周知協力）

- 上記取り組み等による人材確保数：340名（採用数275名・内定数65名）
- 感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援：80社
- 健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援：89社（延べ404回）
- 東京都の雇用就業施策に関する重点要望（12月、提出先：東京都）
- 「労働時間管理の実務と人手不足解消への道」講演会：219名参加
- 「2024年問題を乗り越えるための働き方改革」講演会：2回開催、114名参加

Ⅲ. 適正価格での取引推進に向けた環境整備

1. 公正な取引環境の整備

あらゆるコストが高止まりする中、国による取引状況の調査・公表、取締りの強化により、価格交渉の機運が醸成され価格転嫁も一定程度の効果がみられている。他方、取引環境は企業体質や業界の商習慣によっても大きく状況が異なり、企業からは、「外資系企業は本国の考え方に基づくため、国の取締り強化の効果がなく、価格転嫁が進まない」といった悲痛な声が多数寄せられている。また、当商工会議所が本年6月に公表した「東商けいしょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、労務費における価格転嫁では25%が「全くできていない」と回答し難航している状況である。

このような中、国でも取り組みを加速化させているが、東京都におかれても、「下請企業対策」の継続により、原価計算や価格交渉のノウハウ提供といった受注者向けの個社支援を引き続き実施いただきたい。

持続的な賃上げの原資確保に向けて労務費の価格転嫁の推進は今後一層重要となる。企業からも「今後労務費の価格転嫁交渉を行う予定だ」という声や、「賃上げの動きが続く今が労務費を価格転嫁するチャンスだ」という声も聞かれている。昨年11月に公正取引委員会等で公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき東京都では「労務費増加試算ツール」を作成されたが、経営支援や個社支援内での活用にも取り組まれることで、中小企業への賃上げ原資確保に向けた後押しをされたい。

【具体的要望内容】

- ① 下請企業との公正取引や知財取引の適正化など「下請振興基準」の遵守に向けた国との連携による「下請振興法」の普及・啓発事業の展開
- ② 下請企業の価格交渉促進に向けて業種に応じた個社支援・指導の強化（下請企業対策の拡充、下請センター東京における普及啓発・相談対応の強化）
- ③ 「労務費増加試算ツール」、国の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の活用、発注者に対する周知促進（発注者・受注者に求められる12の行動指針の徹底）（新）
- ④ 各種業界団体の下部組織における「自主行動計画」の策定、「自主行動計画」および「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の現場への浸透・徹底に向けた都内業界団体に対する働きかけ
- ⑤ 業種特性を踏まえた価格転嫁の成功事例の収集・周知（「下請取引適正化推進員」との連携促進、活動実績の公表）
- ⑥ B to C事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値も含めた適正価格で取引することに対する理解促進（メディアを通じた消費者向け広報の強化）
- ⑦ 中小企業庁作成の「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」の普及・啓発（新）

2. パートナリシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

2020年6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」公表企業数は49,000社を超えたが、適正価格での取引推進に向けて、さらなる宣言拡大と実効性の向上が求められている。経済三団体では本年1月に「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けた要請」を連名で取りまとめ、「パートナーシップ構築宣言」への参画を呼びかけるとともに、宣言の趣旨を徹底し、経営者自らが先頭に立ち取引適正化の取り組みを強力に進めるよう会員事業者等に働きかけている。当商工会議所としても宣言拡大に向けた働きかけを強化する所存であるが、サプライチェーン全体の共存共栄の実現のため、委託事業に対する宣言企業への優先発注制度や各種助成金における加点要素への追加などについても検討、実施されたい。

【具体的要望内容】

- ① 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（東京都からの委託事業における採択条件化、各種補助金・助成金の加点要素への追加等）
- ② 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金・助成金の加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な取り組みや実績を明記するなど、実効性を高めるための仕組みを創設
- ③ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場（購買）担当者への浸透に向けた周知活動の強化

※東商の取組（2023年度実績）

- オンラインセミナーの実施による情報提供：8回、延べ847名視聴

Ⅳ. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. 多様な起業・創業の促進、スタートアップの成長促進**(1) 経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進**

東京都内の企業数は、年々減少していたが、2021年の調査では若干の増加に転じた。多様な働き方が浸透する中、起業・創業を促進する施策を強力に推し進めてきた成果であるが、2022年度の東京都の開業率は4.4%と、10%前後で推移する欧米主要国と比べて低位にとどまる状況は改善されていない。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、各段階における不安を取り除くことが重要であり、起業・創業の「認知・検討」段階における「小中学校向け起業家教育推進事業」「高校生起業家養成プログラム」の推進、起業の「選択・準備」段階における経営実務に関する支援の充実など起業・創業に至るステージに応じた対策を講じることが必要である。

また、大企業内で十分に活用されていない人材や革新的なアイデアなどの経営資源に焦点を当てて、カーブアウトやスピノフによる起業・創業を促進することは、日本が有するポテンシャルを最大限活用するという点で重要である。大企業に所属しながら新事業に挑むアプローチは、失敗へのリスクを低減し、より多くの人が起業を検討するきっかけにもつながることから、「新事業発掘プロジェクト事業」を通じた支援強化に取り組まれた。

起業を考える際のリスクとして、創業期の「死の谷」を乗り越えるための資金供給や再チャレンジの重要度は、現在のビジネス環境において極めて高い。特に、事業に失敗した後の再チャレンジの難しさは、多くの起業家が直面する大きな障壁となっている。この課題に対処するには、「リスタートアントレプレナー支援事業」を通じ、再チャレンジに対する支援体制の充実が必要である。加えて、アントレプレナーシップの涵養が重要であり、新たな価値を生み出そうとあきらめずに挑戦する資質を育む教育に中長期的に取り組むことで、失敗を許容し、再チャレンジを後押しする意識・文化を醸成することが必要である。

【具体的要望内容】

- ① 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、アントレプレナーシップ教育の強力な推進
- ② 創業支援に関する安定的な予算の確保（「創業助成事業」の予算拡充等）
- ③ 起業から事業拡大まで、経営実務を経験してきた先輩経営者によるサポート強化（サポート役となる先輩経営者とのマッチングやメンタリング支援プログラムの実施、創業支援施設における企業経営者による相談対応の充実等）（新）
- ④ 起業の裾野拡大に向けた、大企業からの独立、カーブアウトスタートアップ創出を後押しする「新事業発掘プロジェクト事業（GEMStartup TOKYO）」による支援強化
- ⑤ 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- ⑥ 再チャレンジを後押しする「リスタートアントレプレナー支援事業」の強化

(2) イノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの成長促進

スタートアップは革新的な製品・サービスを生み出すことで市場を切り開き、新たな需要を生み出すことで経済を活性化する存在である。今後、日本経済を大きく成長させるためには、イノベーションの担い手であり、社会課題解決にも貢献し得るスタートアップの成長促進に官民を挙げて取り組むことが求められている。

東京都では、2022年に新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を取りまとめ、取り組みを進めているが、計画に対して的確な進捗把握と着実な実行を求めたい。また、東京は、40万を超える中小企業や多様な人材、さらには研究機関や金融機関が集積している。東京という集積のメリットを生かし形成されているエコシステムの中で、本年5月にオープンした「Tokyo Innovation Base」（TIB）を拠点として、多様なプレイヤーが参画することでより一層のエコシステムの活性化を図るべきである。とりわけ今後のエコシステム形成の取り組みにおいて、中堅・中小企業の参画を促進すべきである。

また、スタートアップの中には、ユニコーンのような急成長を遂げるスタートアップのみならず、研究開発型や社会課題解決型のスタートアップも存在する。個社に対する支援体制の拡充はもちろんのこと、スタートアップの類型やフェーズ、成長志向に応じた施策を展開されたい。

【具体的要望内容】

- ① 新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づく取り組みの着実な実行
- ② 網羅的に措置されている支援施策の周知強化ならびに効果検証、ニーズや実態に応じた改善
- ③ スタートアップエコシステムの活性化、中堅・中小企業の参画促進（「Tokyo Innovation Base」（TIB）を拠点としたスタートアップエコシステムへの中堅・中小企業の参画促進）（新）
- ④ スタートアップの成長促進に向け、ユニコーン創出のみならず、様々な成長志向を持つスタートアップに目を向けた議論の実施と、実態をふまえた予算・支援施策の措置
- ⑤ 革新的なイノベーション創出に対する、事前調査段階から事業化、社会実装、成果創出に至るまでの切れ目

- のない支援メニューの充実
- ⑥ スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進
 - ⑦ スタートアップ育成に向けた、中長期のハンズオン支援事業の創設
 - ⑧ スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、“ファーストカスタマー”としての市場創出支援、公共調達への参入促進
 - ⑨ 成果創出までに時間を要するハードウェアベンチャー育成、都内ものづくり産業の活性化に向け、「ものづくりベンチャー育成事業」の継続的な実施
 - ⑩ 革新的な製品・サービスの事業化に向け、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラムの費用補助事業の創設
 - ⑪ 海外VCの誘致、国内スタートアップ情報の発信など、スタートアップの資金調達環境の整備促進、グローバルイベントなどの積極開催

※東商の取組（2023年度実績）

- 創業窓口相談：2, 978件（個別・専門相談）
- 創業ゼミナール：2回開講、各7日間延べ40名参加／2003年11月から開講、延べ卒業者数1, 345名
- 創業テーマ別セミナー：年2回開催、延べ35名参加
- 大学における起業家講演：5大学で5回開催
- 「2023年度版開業ガイドブック」・「創業マンガ」の制作・発行
- 東商アイディアピッチ：参加者42名、登壇者8名（創業5年未満の方を対象とした地域課題の解決に資するビジネスアイデアピッチを東商として初めて開催）
- スタートアップ×中堅・中小企業マッチングイベント：参加者44名、登壇者8社（ハイブリッド形式のピッチイベント）
- 発達段階に応じたアントレプレナーシップ教育の推進に向けた意見（5月）
- 中小企業を顕彰する「勇気ある経営大賞」に、「スタートアップ部門（創業10年以内の企業が対象）」を新設
- 「子どもが育つ、社員が伸びる アントレプレナーシップ教育支援ガイドブック」の発行（2024年2月）

2. 地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

（1）中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

当商工会議所では、域内事業者の身近な相談先として、23支部、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間10万件を超える経営相談に対応している。継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添い、課題の整理から解決まで支援する経営指導員の人材確保が必要不可欠である。コロナ禍からの脱却に伴い、業況が改善している企業とコロナ禍前の水準まで回復できない企業との二極化が進行しており、これまで以上に個社の状況に応じたきめ細かな支援を強化する必要性が高まっていることから、商工会議所に対する小規模企業対策予算の安定的な確保に努められたい。

「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」は、事業者自身に気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして大変有効な施策である。中小企業・小規模事業者の経営力強化を後押しすべく、引き続き、同事業の実施、拡充を図られたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

- ① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
- ② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保
- ③ 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、支援を受けて事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実（各種支援施策への加点要素化等）
- ④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組（2023年度実績）

- 指導件数：巡回指導（対象企業数）12, 197社 実績32, 782件 / 窓口指導（対象企業数）：19, 902社、実績78, 167件
- 集团指導（講習会）：565回開催、14, 006名参加 / エキスパートバンク事業：269社、実績621件
- 東商における経営改善普及事業予算等：約23億円（内、東京都補助約21億円）
- ビジネスサポートデスク相談件数：3, 905社、8, 979件

(2) 地域産業の成長を支える国内販路開拓支援

本年6月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、売上D Iは5.4であり、大幅に改善した2023年4-6月期から悪化を見せている。とりわけ実質賃金がマイナスで推移する中において、B to C企業を中心に消費低迷に苦しむ企業が増えている。企業からも「新商品を開発したものの、既存製品と分野が異なるため販促に苦戦している」「消費者の節約志向が目立ち購入を控えているため売上につながらない」といった声が寄せられている。成長を目指す上で、中小企業の生み出した価値ある製品・サービスの販路を確保することは重要であり、事業基盤を安定・強化させるという観点からも、売上を伸長させる販路拡大支援が求められる。とりわけ、コロナを経て、受注側・発注側ともにリアル面談のメリットが再認識されており、当商工会議所と東京ビックサイトが主催する「東京ビジネスチャンスE X P O」や地方企業との受発注機会につながる「地域連携型商談機会創出事業」の継続的な予算措置を求める。

また、地元根付く地域貢献型の中小企業においては、個社の取り組みには限界があることから、地域産業の活性化を通じた販路開拓の支援が必要であり、地域産業の魅力発信など多様な主体が参画して行う「地域産業成長支援事業」の拡充も図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 都内中小企業の新たな販路開拓に資する展示会・商談会に係る支援の継続（「東京ビジネスチャンスE X P O」の継続）
- ② 中小企業の販路開拓に資する支援事業の強化、拡充（「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」による支援強化、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」を経て展示会出展助成を受けた事業者が、経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど事業の拡充）
- ③ 展示会出展助成などの販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化
- ④ 「販路開拓におけるD Xサポート事業」によるデジタルマーケティング、営業D X支援の推進と、中小企業の理解促進に向けた好事例の横展開
- ⑤ E Cサイト構築・運用やE Cモール出店に係る幅広い支援の実施（「メディア活用販路開拓支援事業」、「E Cサイトの活用による東京の特産品販売支援事業」の継続）
- ⑥ 都内企業の新規商品開発を強力に後押しし、都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な「地域連携型商談機会創出事業」の継続
- ⑦ インバウンド消費増大に向けて、「B u y T O K Y O推進活動支援事業」等における東京都の製品のアンテナショップの開設
- ⑧ 多様な主体の参画で地域産業を活性化する「地域産業成長支援事業」の予算拡充（新）

※東商の取組（2023年度実績）

- 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス
経営分析支援企業922社、アシストコース支援企業148社、アドバンスコース支援企業90社
- 東京ビジネスチャンスE X P O：出展者289社、出展地域商工会議所10団体、来場者数延べ11,103名
- 商談会：11回開催、商談件数2,736件
- ビジネス交流会：13回開催、延べ578名参加、交流機会4,976件（本部主催分）
- 展示会出展支援：3回実施、51社
- 工業系展示会「全国の匠の技展」：1回実施、50社出展
- 地域連携型商談機会創出事業：3か所で開催、商談件数941件

3. 中堅企業に対する支援の強化

国では、中小企業者を除く従業員2,000人以下を「中堅企業」と定義づけ、本年3月に中堅企業に対する支援施策を取りまとめた「中堅企業成長促進パッケージ」を策定した。これまで支援が手薄であった中堅企業に対する施策の展開により、中小企業が中堅企業へと成長する後押しとなる。東京都におかれても、この動きを踏まえて、支援施策を活用している中小企業が競争力を有しながら中堅企業となり、さらには持続的に成長することができるよう、中小企業卒業後一定期間は中小企業向けの設備投資施策が使える制度等を検討されたい。

4. 価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

「2024年度版中小企業白書」によると、中小企業の経営者年齢のピークは、若年層側・高齢層側の双方に向けて緩やかに分散してきており、中小企業の事業承継対策に一定の進捗がみられる。一方で、75歳以上の経営者の割合は過去最高となっており、これらの企業は十分な準備がないまま経営者交代、あるいは廃業するリスクが高い。

当商工会議所が本年2月に公表した「事業承継に関する実態アンケート」において、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が3割にのぼっている。また、休廃業を選択する企業のうち、半数以上は直

近の業績が黒字である（株式会社東京商工リサーチ「『休業・解散企業』動向調査（2023）」）。後継者が決まらず廃業となれば、中小・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われる恐れがあり、依然として中小企業の事業承継は喫緊の課題である。事業承継の課題は各事業者で様々で、承継のタイミングも異なることから、円滑な事業承継には、早期に対策に取り組み、計画的に実行することが重要である。早期着手に向けた「気づき」を促し、「決断」の後押しを強力に進めていかなければならない。

また、当商工会議所の「事業承継に関する実態アンケート」では、親族内承継の割合が最も高いものの、従業員承継の割合も増加傾向にある。従業員承継については、事業者からも、「情報が少ない」、「株式買取のための資金調達に困難を感じる」、「親族承継以上に後継者教育が不足しがち」といった声が寄せられており、事例の発信や既存施策の周知を強化されたい。

さらに、近年、中小・小規模事業者へのM&A市場は急速に拡大してきた。後継者不在企業にとってM&Aは効果的な手法である一方で、中小企業のM&Aに対する理解不足や業界イメージの改善を求める声も寄せられており、中小・小規模事業者の身近な存在である税理士等の専門家や地域金融機関などを巻き込んだ対策を、一層推進されたい。

ゼロゼロ融資の返済も本格化し、今後、倒産・廃業懸念企業の増加が見込まれる。残すべき事業や従業員を守るためにも、倒産・廃業前に事業譲渡等のM&Aを選択肢の一つとして検討できるよう、周知を図られたい。特に同業種内での事業引継ぎについては、比較的検討しやすく、相乗効果を発揮しやすい傾向にあることから、周知を強化いただきたい。

【具体的要望内容】

- ① 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価の重要性の周知（情報発信）と「事業承継支援助成金」を活用した推進（新）
- ② 事業承継対策に取り組む契機につながる事例・情報の発信（事業承継により事業ドメインを再構築し、企業の成長を果たした事例の発信）
- ③ 事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的な予算確保、利用促進
- ④ 事業承継に要する時間を考慮し、後継者候補の早期決定と育成および事業承継計画の早期作成の重要性の周知
- ⑤ 税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ事業承継対策の推進（早期着手に向けた「決断」の後押し、事業承継税制の正しい理解・活用の促進、中小企業・小規模事業者のM&Aの推進等）
- ⑥ 「後継者イノベーションスクール」の利用促進、民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対する補助対象化（新）
- ⑦ 増加傾向にある「従業員承継」の事例の発信、従業員承継における株式買取資金に活用できる東京都制度融資の周知強化および東京中小企業投資育成株式会社の活用促進（新）
- ⑧ 東京都がM&Aプラットフォームと連携し譲渡側の中小企業のM&Aマッチングを支援する「企業再編促進支援事業」の継続、活用促進
- ⑨ 倒産・廃業懸念企業が一部事業の譲渡により、譲受企業にて事業を存続、雇用維持した事例、同業種内での事業引継ぎ等の事例発信および推進（新）
- ⑩ 中小企業のPMIを支援する「経営統合支援事業」の周知、活用促進および統合作業ができる専門家・アドバイザーの育成
- ⑪ 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底、利用促進
- ⑫ 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進

※東商の取組（2023年度実績）

- 「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」（7月、提出先：東京都知事等）
- ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援：1,034社、2,855件
- 事業承継診断の実施：診断企業数47社（社長60歳「企業健康診断」※：精緻な事業承継診断）
- 東京都事業承継・引継ぎ支援センター：新規相談企業数1,022社、成約件数99件

5. 経営改善・事業再生・廃業により再チャレンジを図る企業に対する早期支援

コロナ禍から社会経済活動が正常化しつつある中で、中小企業の業況は回復傾向にあるものの、同一業種内でも業績が回復した事業者とそうでない事業者の二極化が鮮明となっている。当商工会議所が昨年12月に実施した「中小企業の経営課題に関するアンケート調査」では、資金繰りが厳しい事業者のうち、事業も不調である事業者は約半数にのぼった。物価高や人手不足の影響も相まって、厳しい環境に置かれた事業者の経営課題も複雑化していることから、経営改善を伴う支援を早期に施すことが不可欠である。

ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、信用保証協会による100%保証付の融資が中心となる事業者に対して、早期の経営改善着手につなげるため、地域金融機関や東京信用保証協会が一体となり支援にあたれるよう働きかけを実施されたい。また、金融支援のみならず中小企業支援機関の支援も組み合わせながら、経営改善支援

にも積極的に取り組まれない。

業績回復が果たせず事業再生の検討や廃業を選択する事業者が増加している。2023年の倒産件数、休業・解散件数は前年と比較して増加しており、早期相談の遅れにより廃業に至るケースも存在している。日本経済の活力維持、価値ある事業の喪失回避のため、事業再生支援や事業譲渡などを通じた価値ある事業の引継ぎ支援が一層重要となる。

「中小企業の事業再生などに関するガイドライン」による民間の第三者専門家を通じた私的整理スキームは、小規模事業者の事業再生ニーズの受け皿となる。東京都におかれても中小企業活性化協議会による事業再生支援とともに本ガイドラインを通じた支援の周知・利用促進に取り組まれることで、事業者のフェーズに応じた支援の強化を図られたい。

やむなく廃業を検討する事業者に対しては、再チャレンジも含めた支援施策を理解し、自らの決断によって早期に廃業を選択することが必要である。「倒産防止特別相談事業」では、事業者とともに廃業も含めた事業継続の方向性を決定することができ、破産・倒産危機回避に一定の効果をもたらす。相談件数が増加する中、体制強化に向けて予算拡充を求めたい。

また、わが国では、経営者保証により、企業の倒産時には経営者自身も自己破産に追い込まれ、再チャレンジが困難な状況になるという問題が存在する。廃業を選択する事業者に対しては、「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」の推進が必要である。「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」とあわせて、東京都から東京信用保証協会に対して引き続き積極的な活用を要請すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 資金繰りや収益力改善の早期相談、早期経営改善支援の強化（地域金融機関や東京信用保証協会による取引先中小企業に対する経営状況の把握、相談体制の強化、支援機関等との連携強化）（新）
- ② 経済情勢を見極めつつ、「早期経営改善計画策定支援事業」および「経営改善計画策定支援事業（通常枠）」を利用して経営改善計画を策定した事業者においては、保証債務の条件変更に対応するなど、“事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応”を行うよう、東京信用保証協会に対する引き続きの要請
- ③ 「経営者保証改革プログラム」の事業者に対する周知強化、適切な対応の徹底に向けた働きかけ（制度融資において要件を充足する際、経営者保証の解除を事業者が選択できる環境の整備）
- ④ 動産・債権担保融資（ABL）制度利用促進のためのPR展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大
- ⑤ 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進
- ⑥ 中小企業活性化協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」などに則った準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を行うよう、東京信用保証協会に対して要請（ゼロ弁済での債務整理計画の積極的な活用等）
- ⑦ 東京信用保証協会が再生ファンドへ求償権の不等価譲渡を行う際の手続き円滑化のため、東京都の事前承認手続きの簡略化
- ⑧ 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、事業再編・事業統合の促進（新）
- ⑨ M&Aに係る費用を補助する「事業承継支援助成金」の周知・利用促進
- ⑩ 円滑な廃業と再チャレンジの早期決断に向けて、東京信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などのオール東京での支援強化（廃業の決断に必要な事業再生や再チャレンジも含めた全体像の提示、各種施策の周知）
- ⑪ 経営難に直面している中小企業の相談に対応する「倒産防止特別相談事業」の予算拡充

※東商の取組（2023年度実績）

- 経営安定特別相談室：支援件数91件
- BSDセントラル拠点による経営改善支援：318社、901回支援

V. 世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

1. 国際競争力向上に向けた都市政策の推進

森記念財団都市戦略研究所が昨年11月に発表した「世界の都市総合力ランキング」によると、東京は総合評価で、ロンドン・ニューヨークに次ぐ第3位であるが、第4位のパリとは僅差であり、パリに3位の座を奪われる可能性も指摘されている。分野別に見ると、「文化・交流分野」と「交通・アクセス分野」において東京はこれら4都市の中で最下位に沈んでいる。

「文化・交流分野」において、項目別ランキングで30位と世界の主要都市と比較して大きく後れを取っているのが「ナイトライフ充実度」である。インバウンドの文脈においても東京の夜の過ごし方への課題が指摘されて久しく、夜間の経済活動を活発化させる観点からもナイトライフの底上げが不可欠である。一方で、東京のまちが有する強みとしては、世界で広く人気を博している漫画・アニメ等のサブカルチャーや江戸・東京が持つ歴史文化が挙げられる。近年のデジタル化・ソーシャル化も相まって日本の文化と歴史が世界中に拡散され人気を

得ている一方で、それらの強みが都市戦略やまちづくりに十分に活かされているとは言い難い。「国際文化都市東京」を実現すべく、東京が持っている「文化の力」を再認識し、東京の文化と歴史をまちづくりに活かし、さらにその魅力を伸長すべく、世界をリードする積極的な取り組みを展開する必要がある。

「交通・アクセス分野」においては、都市の基盤としての道路・鉄道・空港等のインフラ整備による国内外ネットワークのさらなる充実のもとより、都市のレジリエンスを高めるため、まちの整備などの取り組みが欠かせず、木密地域の延焼防止に向けた道路整備や無電柱化の早期整備も必要である。

【具体的要望内容】

- ① ナイトタイムエコノミーの活性化に向けたビジョン・戦略の策定、法制度の整備（海外の先行事例調査・都内事業者の実態調査の実施、多様なステークホルダーの声を取り入れた会議体の運営と戦略策定、地域住民に配慮し安全・安心な暮らしの維持を前提とした法改正）（新）
- ② 漫画・アニメと関連した地域おこしの強化、漫画・アニメの制作関連物の保護・保存（漫画やアニメの歴史を活用したまちづくりの促進、公共エリアを含むまちなかでのイベント実施時の公道使用等の柔軟化、原画を保存・展示する博物館等関連施設の整備）（新）
- ③ 歴史文化を活かした景観整備・保存（固定資産税の減免による事業継続支援、保守修理費用の支援）
- ④ 道路整備の推進（木密地域の延焼防止に向けた特定整備路線の整備、無電柱化の着実な推進）
- ⑤ 公開空地等の利活用の推進（公開空地等の面積要件の緩和、有料公益的イベントの日数制限の緩和等）

※東商の取組（2023年度実績）

- 「首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望」（7月、提出先：東京都知事等）
- 「東京都の災害・リスク対策に関する要望」（10月、提出先：東京都知事等）
- 「今が好機！補助金・助成金を活用したEV充電インフラ導入セミナー」講演会開催、49名参加
- 関東大震災100年特別シンポジウム「復興に尽力した渋沢栄一と現代のリーダーに学ぶ～逆境の時こそ力を尽くす～」講演会開催、166名参加
- 「働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー」講演会開催、8名参加
- 「中小企業向けオールハザード型BCP策定ガイド」発行（2024年3月）
- 「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施：回答企業1,353社

2. 中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

本年発表された都内の公示価格は、社会経済活動の回復を背景に3年連続で上昇した。コスト増により厳しい環境下にある中小企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充、恒久化を検討すべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

中小企業の業務効率化を推進する上では、都税や公金の電子納税の普及、東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。あわせて、個人住民税の現年課税化が検討されているが、税額計算等に係る数多くの事務作業が発生し、企業に過度な納税負担の増加を招くことから導入には反対である。

【具体的要望内容】

- ① 商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の65%、税額の1.1倍）の延長および拡充（負担水準の60%までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る2割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
- ② 企業活動の拡大を阻害する法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃
- ③ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
- ④ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一に向けた取り組み促進
- ⑤ 事業者の納税負担を増加させる個人住民税の現年課税化の導入見送り

3. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた支援

国内外の人々の移動と交流が回復する中、2023年の訪日客数はコロナ前の約8割にまで回復し、2023年の訪日外国人旅行消費額（速報）も5.3兆円と過去最高を更新するなど、堅調な回復を見せている。今後も好調が続くことが見込まれる中、人手不足や観光需要の偏りが深刻化している。ツーリズム産業の人手不足解消、さらには業界の働き方改革を進めるためには、「目的地の偏り」と「時期・時間帯の偏り」の2つの観点による分散化・平準化が不可欠である。

国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、「第4次観光立国推進基本計画」を策定し、2030年の外国人旅行者数6,000万人、インバウンド消費額15兆円を目標に掲げており、幅広い裾野を持つツーリズム産業の基幹産業化に向けた施策強化が求められる。高品

7. 事業 (3)意見活動

質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化や歴史、文化、芸術、スポーツなど東京の魅力を活かした観光コンテンツ開発・高付加価値化と発信強化、シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 平日の旅行需要喚起に向けた、教育分野・企業等を巻き込んだ休み方改革の推進（新）
- ② レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）の推進（旅行者に対する地域資源保全や地域のルール・マナーに関する意識啓発）（新）
- ③ 地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツ資源との連携による交流促進と情報発信の強化
- ④ シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充
- ⑤ 国内外から東京へのビジネス誘客促進（MICEの誘致・開催を受け入れるための通信インフラ整備）

※東商の取組（2023年度実績）

- 東京の魅力を伝える展示物産展「東京三昧 夏の陣」開催
- 観光情報デジタルブック「東京三昧カレンダー」発刊（3か月ごとに発刊）
- 「東京三昧カレンダー 特別号」発刊（11月、日本語版・英語版）
- 「ツーリズムEXPOジャパン2023大阪・関西」出展
- 「ツーリズムEXPOジャパン2023大阪・関西」視察会：7名参加
- 「愛媛県大洲・松山」視察会：10名参加
- オンラインセミナー「東京におけるウェルネスツーリズムの可能性」：112名参加
- 「ツーリズム産業の基幹産業化に向けた東京の産業振興に関する重点要望」（6月、提出先：東京都知事等）

以上

2024年度第9号
2024年7月11日
第771回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

＜実現状況＞

○中小企業対策予算 2025年度 5,106億円

○中小企業支援に係る予算の確保

2025年度 1,468億円（前年度比＋312億円）

○新たな価値創造に向けた取り組みの後押し

・新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業 89.8億円（＋36.8億円）

・躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 144.3億円（＋20億円）

○人手・人材不足への対応強化

・DX推進支援事業 26.2億円（＋0.2億円）

○適正価格での取引推進に向けた環境整備

・下請企業取引対策 1.5億円（＋0.1億円）

○中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

・スタートアップ関連支援事業 525億円（＋70億円）

・多様な主体によるスタートアップ支援展開事業 37.1億円（＋4.2億円）

・小規模企業対策 40.1億円（＋0.1億円）

・中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス 5.1億円（＋0.6億円）

・全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業 2.2億円（＋0.1億円）

10. 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

基本的な考え方

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%を占め、雇用の7割を抱えており、また、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済やまちの活性化にも寄与している。中小企業・小規模事業者が安定的に事業を継続・発展させていくことが重要である一方で、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化や後継者不

在等の問題は依然として残っている。

経営者年齢のピークの推移¹を見ると、2000年以降、高齢化は進んだものの、徐々に幅広い年齢に分散されてきており、事業承継対策に一定の進捗がみられる。一方で、75歳以上の経営者の割合は過去最高となっており、これらの事業者は、十分な準備がないまま経営者交代、あるいは廃業を選択する可能性が高い。また、東京商工会議所が本年2月に公表した「事業承継に関する実態アンケート」（以下「東商調査」とする）において、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が3割に上っている。さらに、休廃業を選択する企業のうち、半数以上は直近の業績が黒字である²。後継者が決まらずに廃業となれば、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」が失われる恐れがある。

中小企業・小規模事業者の事業承継は、親族内承継が中心ではあるが、近年は従業員承継や、第三者承継（M&A）も増加傾向にある。これらの承継に係る支援を同時に推進することが円滑な事業承継には不可欠である。また、後継者が不在でやむを得ず廃業等を選択する場合でも、少しでも価値ある事業を次代に継続させていくことが重要であり、事業譲渡等によるM&Aを推進していくべきである。

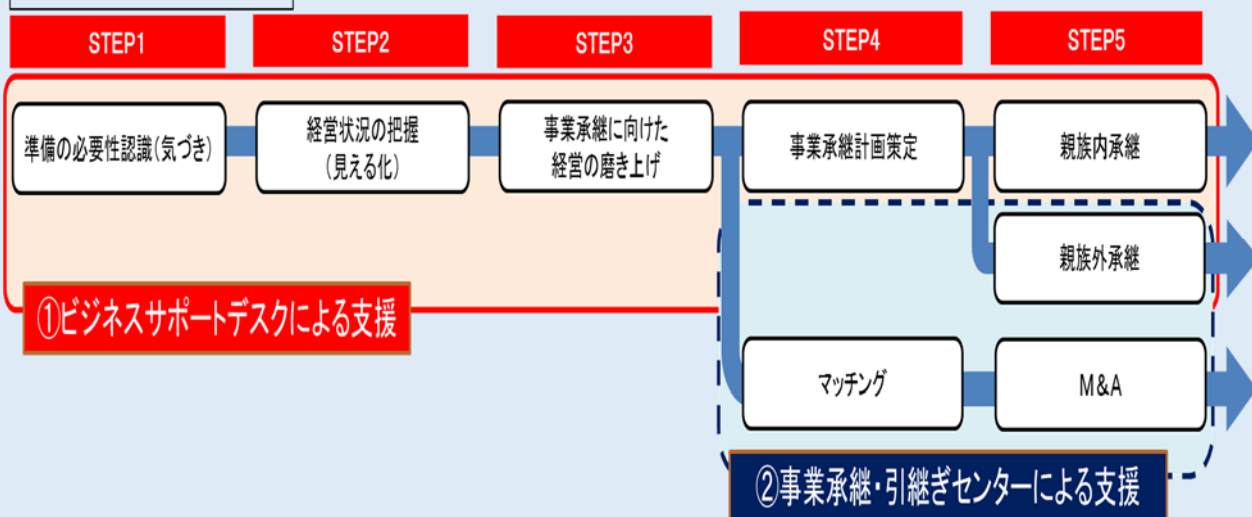
当商工会議所では、都内23支部とビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））が連携した事業承継の相談体制を構築している。ビジネスサポートデスクでは、昨年度1,034社、延べ2,855回の事業承継相談に対して、きめ細かな支援を実施した。また、東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）では、小規模事業者も含むM&Aのマッチング支援を実施しており、昨年度1,022件の新規相談、99件の成約を実現している。

当商工会議所は、今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。国、東京都におかれては、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進するため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考：中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

東京商工会議所では、都内23支部で各種経営相談に対応しており、その中で事業承継相談に関しては、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内・従業員承継を支援するビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））と、主に第三者承継（M&A）を支援する東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）とで連携して事業承継支援を行っている。

事業承継に向けたステップ



○ビジネスサポートデスク（BSD）（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

ビジネスサポートデスクでは事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題（事業承継・創業・経営革新など）に対応。23支部と連携した相談体制を構築している。拠点には中小企業支援の専門家（コーディネータ）が常駐し、課題を整理して支援プランを作成。コーディネータにくわえ、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細かに支援。

・「社長60歳『企業健康診断』[®]」事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料でサポートしている。

¹ 中小企業庁「2024年版中小企業白書」（2024年5月）

² 株式会社東京商工リサーチ『休廃業・解散企業』動向調査（2023）（2024年1月）

○事業承継対策委員会における取り組み

・「事業承継セミナー」

事業承継税制のほか支援施策の利用促進に資するセミナーを実施。地域ごとに区や団体・地域金融機関と連携したセミナーを開催している。

・「後継者が決まっていない小さな会社のためのM&Aガイド」

(2023年3月発行)

後継者不在を理由とした廃業の増加が懸念される中、小規模事業者向けにM&Aの正しい理解促進と具体的な行動・着手に向け参考となる冊子。



・「事業承継支援ポータルサイト」

事業承継支援施策に関する情報をワンストップで発信する特設サイト。経営者は、施策の情報収集のほか、「社長60歳『企業健康診断』⑧セルフチェックシート」で課題の整理や「事業承継税制適用に関するチェックリスト」で税制の要件を確認することができる。

・「事業承継に関する実態アンケート 報告書」

(2024年2月発行)

調査期間:

2023年7月14日～8月10日

回答数: 1,661件

(回答率16.1%)

事業承継に取り組むうえでの課題を整理・分析するとともに、企業の事例も掲載している。



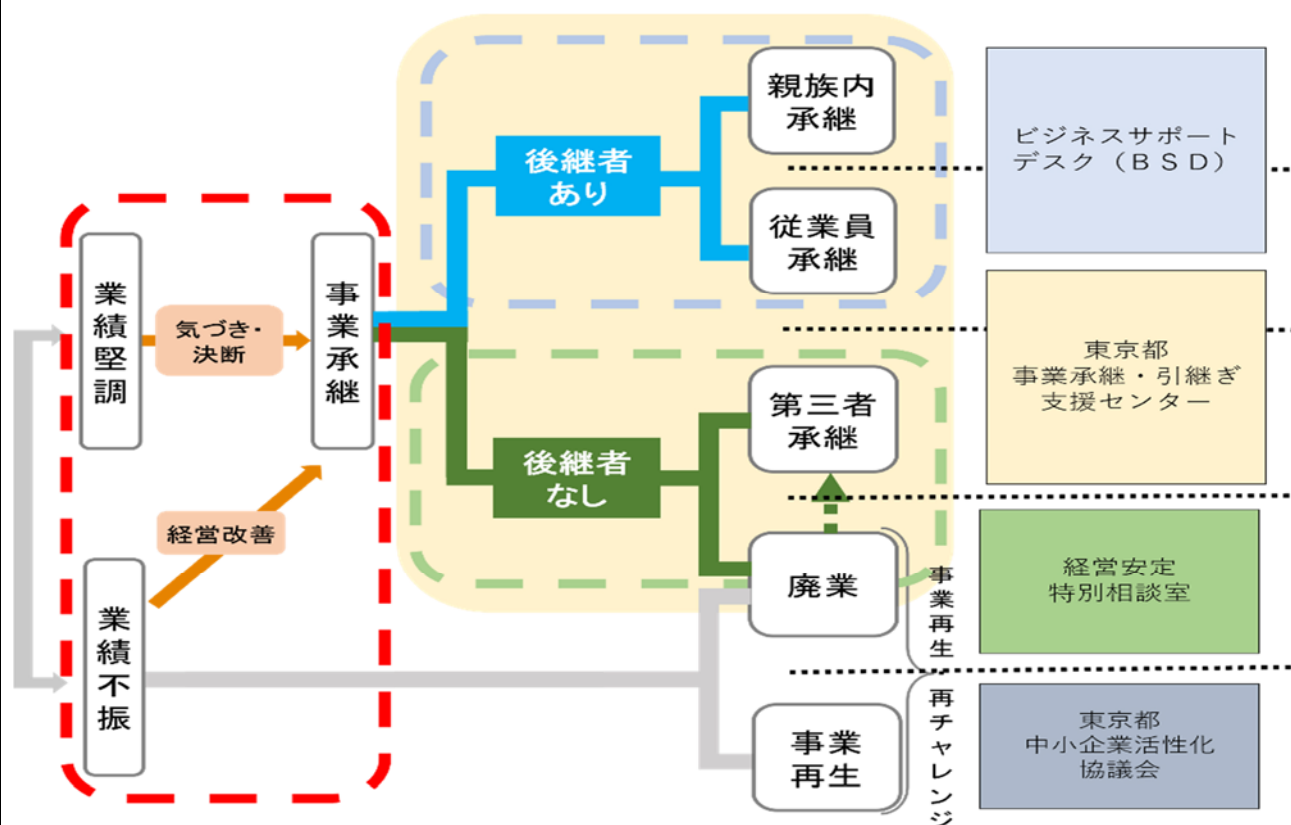
○東京都事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継の相談、特に「第三者承継(M&A)」の相談に対応。民間M&A会社では対応が難しい小規模事業者に対し、全国47都道府県のセンターや民間支援機関、M&Aマッチングプラットフォームなどのネットワークを使いマッチングを支援。売上高1億円未満の事業者からの相談が約半数を占めており、M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援。

【新規相談社数・成約件数】



事業承継に向けたステップ～事業承継の範囲と東商の相談事業～



I. 事業承継対策を行う事業者の裾野拡大に向けた支援

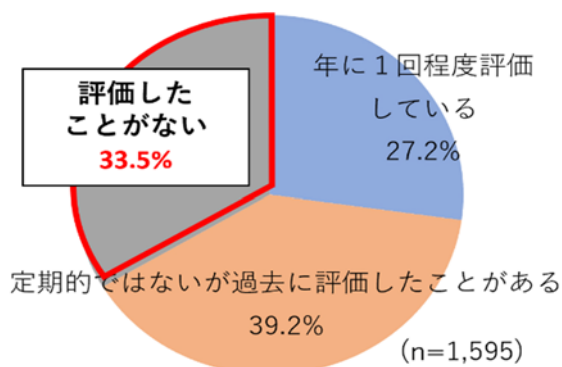
＜事業承継対策の早期着手への「気づき」を促す取り組み＞

事業承継の本質は、経営者の交代を機に事業内容を外部環境に適応させる「事業ドメインの再構築」を行い、現在の経営環境に合わせた事業を行うことで、持続的な成長を実現させることにある。経営者の高齢化が進んでいる中、「価値ある事業」を次代へ円滑につなぎ、さらに事業を発展させていくためには、現経営者が事業承継対策に早期着手することの重要性について「気づき」を得る必要がある。

中小企業が事業承継対策を検討するにあたり、大きく分けて「経営者の交代」と「株式の移転」の2つを同時に考えていく必要がある。円滑に「経営者の交代」を行うためには、早い段階で後継者候補に経営に参画してもらい、計画的に経営者としての経験を積んでもらうことが望ましい。「株式の移転」については、株式評価額によって有効な対策が異なることから、まずは自社株式の評価額を認識することが事業承継対策の第一歩といえる。中小企業・小規模事業者の株式評価額は決算状況等により変動する可能性があることから、過去に評価額を算定したことがある企業も、定期的に算定を行うことが望ましい。

「株式の移転」において重要な自社株式の評価額の算定であるが、過去に評価を実施したことのない中小企業・小規模事業者が一定数存在していることから、事業承継における自社株式評価の重要性を周知いただきたい。当所としても、非上場株式の評価額の試算が可能なウェブサイト「東商版 すぐできる！株価試算」（本年6月公表）を通じ、地域中小企業への啓発を進めていく。

自社株式評価の状況



出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

東商版 すぐできる！株価試算

※2024年6月18日開始

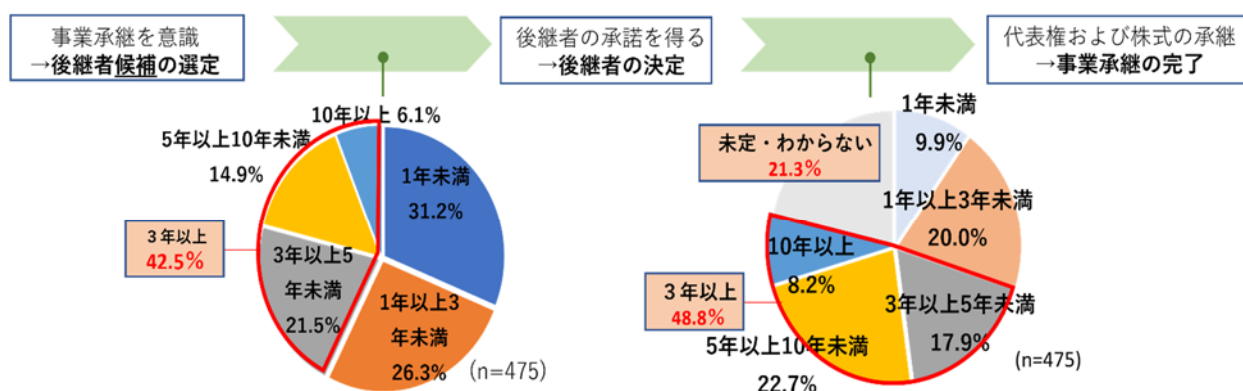
事業承継（主に親族内）の際に必要な自社株式の評価額と評価額を加味した相続税（参考値）を無料で試算。最短5分で試算できる

The screenshot shows the '東商版 すぐできる！株価試算' (East Japan Federation of Chambers of Commerce and Industry Edition: Just Do It! Share Price Estimation) web application. The interface is in Japanese and displays a step-by-step process for calculating the value of shares and inheritance tax. The main section shows the '決算書内容' (Financial Statement Content) with input fields for '入力した金額' (Entered Amount) and '計算結果' (Calculation Result). The results section shows 'あなたの会社の株価' (Your Company's Share Price) as 5,308万円 and '相続税' (Inheritance Tax) as 422万円. The bottom section includes a disclaimer and a link to '東商版 すぐできる！株価試算はこちら'.

<事業承継計画作成の推進>

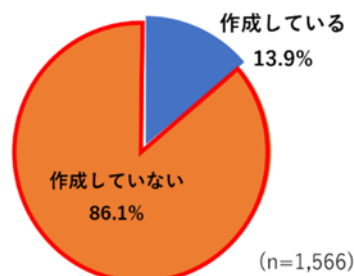
東商調査によると、現代表者が事業承継について意識してから、後継者の承諾を得るまで「3年以上」要した企業が約40%、後継者の承諾を得てから事業承継完了までに「3年以上」必要とする企業は約半数、さらに「未定・わからない」と回答した企業が約20%おり、後継者への引継ぎには長期間要する。一方で、事業承継計画を作成している企業は15%以下と少ない。早期に計画を作成することが、円滑な事業承継に有効であることから、その重要性について周知を図られたい。

後継者への引継ぎに要する時間



出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

事業承継計画の作成状況

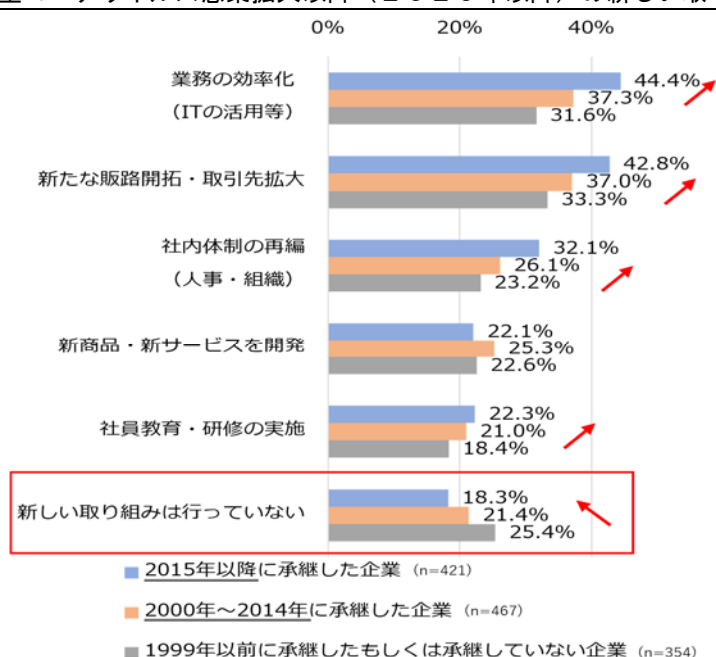


出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

また、最近事業承継を行った企業ほど、新しい取り組みを行い、事業環境の変化に柔軟に対応し、よい業績を上げている割合が高いことが分かる。一方で、事業承継に着手していない企業があげる事業承継の障壁・課題として、「現代表者が現役で働けるため、今すぐの事業承継を考えていない」との回答も多い。また、後継者からは、「事

業を引き継ぐことが自身の存在意義を失うことにつながると感じる高齢の経営者が多いのではないかと」いった声も寄せられている。後継者への引継ぎは一朝一夕で終わるものではないことから、承継後もしばらくの間、先代が企業に残り、後継者の不得意な分野をフォローするなど、先代によるサポートは重要である。

事業承継の実施時期別 新型コロナウイルス感染拡大以降（2020年以降）の新しい取り組み状況



出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

＜事業承継対策実行の「決断」を後押しする取り組み＞

事業承継を行うにあたっての障害・課題は、後継者の有無や企業のおかれた状況によって様々である。事業者からは「事業承継は各社によって対策が異なるため、オーダーメイドの支援が必要」といった声が寄せられている。事業承継計画の立案のみならず、その承継計画の実行に取り組む経営者を孤独にせず、知識を持った専門家や支援機関が実行を側面で見守る環境が必要である。

昨今、国や東京都において様々な支援施策が創設、拡充されている。国では、「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継や引継ぎ促進のため、ニーズの掘り起こしから支援までワンストップで行っており、経営資源引継ぎ型の創業や転廃業予定の引継ぎ支援も強化されている。また、「事業承継・引継ぎ補助金」については、経営革新枠において、本年1月から「中小企業のグループ化」を支援するため、グループ一体としての申請を新設するなど、拡充されている。一方で、事業者、支援者からニーズの高い後継者教育など事業承継の準備段階では活用できないことから、さらなる見直しを検討されたい。

東京都においては、「事業承継・再生支援事業」の予算の中で、中小企業が事業承継に取り組む過程や承継後の取り組みにおいて、幅広い支援を行っている。また、「地域金融機関による事業承継促進事業」では、地域にネットワークを持つ金融機関が窓口になることで、事業承継に係る課題の洗い出しから解決策の立案、ならびに資金調達までを並行して支援することが可能となっている。地域金融機関からのプッシュ型支援が可能となることから、事業者・地域金融機関の双方から評価が高く、引き続き事業を継続されたい。

＜業績不振の改善、経営課題の解決に向けた取り組み＞

事業者からは、「事業承継対策以前に、魅力的な企業にしないと誰も引き継いでくれない」「会社の磨き上げと事業承継対策は一体」といった声も寄せられている。当商工会議所の経営相談の現場でも、様々な経営課題に関する相談で来所し、経営改善に向けた支援を続けていく中で事業承継対策や経営者の交代に繋がっている事例が多い。業績不振企業こそ現経営者と後継者が一体となって事業立て直しを行わなければならないケースが多く、個社の様々な経営課題に対応できる総合的な支援体制の維持および周知・利用促進をお願いしたい。

＜後継者教育・後継者支援への取り組み＞

事業承継の課題として「後継者の教育・育成」をあげる企業も多い。中小企業・小規模事業者においては自社の限られた経営資源の中で教育を行うことが困難な場合もあるが、昨今、さまざまな支援機関がカリキュラム（後継者塾・後継者スクール）を設けている。そのようなカリキュラムを受講することは、経営者としての能力を向上させるだけでなく、自社が所属するサプライチェーンを超えた異業種の経営者との交流を通じて新たなアイデアや情報を入手し、イノベーション創出のきっかけとなる効果も期待される。また、参加者からは、同じ境遇にある後継者同士が交流を深めることで、「後継者特有の悩みを共有でき、承継後のコミュニティの形成にも役に立った」

との声が聞かれる。早期の後継者育成が必要な中、民間事業者等が行う後継者育成塾・スクールに対しての補助対象化など、予算の拡充、支援の強化を図られたい。

国の「小規模事業者持続化補助金」や、東京都の「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」では、後継者枠が設けられている。相談の現場でも「後継者枠は活用しやすい」との声も聞かれることから、後継者の新たな取り組みへの後押しをするため、後継者枠を他の補助金にも拡大していただきたい。

2023年度に創設された「後継者支援ネットワーク事業」は、ピッチイベントや後継者コミュニティを通して、後継者を支援する事業であり、引き続き後継者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを行えるよう、積極的な支援を図られたい。一方、承継後に、自身の右腕となる人材の確保・育成に悩む後継者も多いことから、後継者の右腕となる経営幹部育成のための支援を進めるべきである。東京都が2023年度より「経営人財育成スクールNEXT」を実施しているが、経営の一翼を担う人材の育成に有用であることから、一層の周知強化を図られたい。

また、後継者の教育・育成は早期に取り組むことが望ましいが、特に、後継者候補が親族以外の場合、親族であっても代表者の長男以外の親族、あるいは女性の場合等、後継者本人が、経営者になる心づもりなく入社している事例も見られ、その分、経営に関する教育・育成の時間が十分に取れないケースもある。後継者候補の選定や本人への意向確認を後回しにしないこと、早期決定と育成が重要であることについて一層周知されたい。

【参考：東京商工会議所「次世代経営者・経営幹部育成スクール」】

東京商工会議所では、次世代経営者・経営幹部の育成を目的とする約8ヶ月・全10回の連続講座「次世代経営者・経営幹部育成スクール」を実施。経営戦略・法務・財務会計・組織作りなど実践的なものから、先輩経営者の講演、懇親会を通して、経営力の向上と人的ネットワークの形成を支援する。

東南ビジネススクール
経営者・経営幹部向け
プレミアム講座

経営に必要なスキル・知識を学び、会社の更なる成長・発展を目指す。

第1回生の募集 [2023年2月開講]

1 次世代経営者・経営幹部育成スクール

- 2023年2月開講。6ヶ月、全10回の連続講座。
- 経営戦略、法務、財務会計、組織作りなど実践的なものから、先輩経営者の講演、懇親会を通して、経営力の向上と人的ネットワークの形成を支援する。
- 第1回生以上の募集は2023年1月10日（金）まで。

第2回生の募集 [2023年7月開講]

2 現役経営者・経営幹部リスキリングスクール

- 2023年7月開講。6ヶ月、全10回の連続講座。
- 経営戦略、法務、財務会計、組織作りなど実践的なものから、先輩経営者の講演、懇親会を通して、経営力の向上と人的ネットワークの形成を支援する。
- 第2回生以上の募集は2023年6月10日（金）まで。

3 テーマ「プレミアム講座」一覧 [2023年2月開講]

- 「経営戦略・経営幹部育成講座」1人1台、2人1台、3人1台、4人1台、5人1台、6人1台、7人1台、8人1台、9人1台、10人1台。
- 「経営戦略・経営幹部育成講座」1人1台、2人1台、3人1台、4人1台、5人1台、6人1台、7人1台、8人1台、9人1台、10人1台。
- 「経営戦略・経営幹部育成講座」1人1台、2人1台、3人1台、4人1台、5人1台、6人1台、7人1台、8人1台、9人1台、10人1台。

【事業承継対策を行う事業者の裾野拡大に向けた都内中小企業の声】

- 自社株式を評価したら想定以上に高く、後継者に株式移転する際の贈与・相続税が高額と判明した（卸売業）
- 社長就任前に業績が下がった時期があった。事前に株価を把握していたため、株価が低いタイミングで株式を先代より継承できた（製造業）
- 金融機関からの紹介で中小企業診断士の支援を受けて、後継者と一緒になって事業承継計画を作成。コロナで売上が大幅に減少したが、計画通りに承継を実施。先代と後継者、それぞれが自身の役割を果たし取り組みを進めたことで売上はコロナ前の水準を上回るようになった（サービス業）

＜具体的な項目＞

（1）事業承継対策の早期着手への「気づき」を促す取り組み

- 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価の推進（国・東京都）
 - ・ 事業承継における自社株式の評価の重要性の周知（情報発信）（国・東京都）
 - ・ 「事業承継支援助成金」を活用した自社株式の評価の促進（東京都）
- 事業承継対策に取り組む契機につながる事例・情報の発信（国・東京都）
（事業承継により事業ドメインを再構築し、企業の成長を果たした事例等の発信）

（2）事業承継対策実行の「決断」を後押しする取り組み

- 事業承継の総合的な支援体制の維持・強化（国・東京都）
 - ・ 「事業承継・引継ぎ補助金」「事業承継支援助成金」の拡充・強化（国・東京都）
 - ・ 「事業承継・引継ぎ支援センター」の体制維持（国）
 - ・ 地域持続化支援事業（拠点事業）「ビジネスサポートデスク」の安定的な予算確保、利用促進（東京都）

- ・ 「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続および「事業承継・再生支援事業」の安定的な予算確保（東京都）
- ・ 税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ事業承継対策の推進（国・東京都）

（３）事業承継計画作成の推進

- 事業承継に要する時間を考慮し、事業承継計画の早期作成の重要性の周知（国・東京都）
- （新）承継後の現経営者の担う役割の明確化および事業承継計画への反映の推進（国・東京都）
- （新）事業承継計画作成時の専門家費用の「事業承継・引継ぎ補助金」における補助対象化（国）

（４）業績不振の改善、経営課題の解決に向けた取り組み

- 事業承継のみならず個社の様々な経営課題に対応できる総合的な支援体制維持、支援機関の連携強化および周知・利用促進（国・東京都）
 - ・ 中小企業・小規模事業者が抱える経営課題にワンストップで対応する「よろず支援拠点」の継続、周知（国）
 - ・ 地域持続化支援事業（拠点事業）「ビジネスサポートデスク」の安定的な予算確保、利用促進（東京都）（再掲）

（５）後継者育成・後継者支援への取り組み

- 後継者育成・後継者教育の充実・利用促進（国・東京都）
 - ・ 中小企業基盤整備機構、東京都中小企業振興公社、東京都中小企業投資育成株式会社等が実施する後継者教育の周知・利用促進（国・東京都）
 - ・ 民間事業者等が行う教育講座の費用の補助対象化（国・東京都）
- 後継者の新たな取り組みを後押しする施策の充実・周知（国・東京都）
 - ・ 補助金等において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設・拡充（国・東京都）
 - ・ 「後継者支援ネットワーク事業」の支援対象数の拡充（国）
- 「経営人財育成スクールNEXT」の活用促進（東京都）、後継者の右腕となる経営幹部の育成に対する支援（国）
- （新）後継者候補の早期決定と育成の重要性の周知（国・東京都）

Ⅱ. 親族内・従業員承継の取り組み支援

Ⅱ－１. 親族内承継の取り組み支援

＜事業承継税制の正しい理解・活用の促進＞

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットがあり、資産承継における対策の柱となる制度である。令和6年度税制改正で、特例承継計画の提出期限が2年延長（2026年3月末まで）されたことについて大いに歓迎したい。

一方で、事業承継税制については、創設時の複雑かつ煩雑な制度設計により、「使いづらい」といったイメージが先行するなど、内容を正確に理解していない経営者も多い。また、定期的な報告などが必要であることから、「厳格な管理が必要」とのイメージもある。税理士などの専門家においても、正確な情報を詳細まで把握しきれていないケースも見受けられ、制度の正しい理解の促進が課題となっている。東商調査の結果によると、事業承継税制利用にあたっての障壁として、「10年の時限措置で今後どうなるか不明」といった回答や、「納税免除にならない可能性」、「納税猶予の取り消しリスク」などの回答が上位を占めている。中小企業庁では本年5月に「法人版事業承継税制（特例措置）活用事例」を公表されているが、事業者の不安感を払しょくするために、このような様々な事例の公表が有効であることから、周知を一層強化いただきたい。事業承継税制の活用促進には、事業承継税制のメリット、デメリットを正確に理解した上で、他の承継方法とも比較し、検討できることが重要であり、そのためにも支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込み、事業承継対策の検討を促すための取り組みが必要である。

＜事業承継税制の制度改善＞

事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」の提出期限は延長されたものの、適用期限は2027年12月末までとなっており、当商工会議所へはタイミングが合わず利用したくてもできない事業者の声も多く寄せられている。現行の制度では、後継者の役員就任要件があり、2024年12月時点で後継者が役員に就任していない企業は事業承継税制を利用することができない。事業承継を行うタイミングは企業ごとに異なっていることから、後継者の年齢や置かれている立場、後継者の育成を考慮し、役員就任要件の撤廃・見直しを強く要望する。

また、株式のうち、外国子会社相当分は対象に含まれないことから、海外に子会社を有する経営者からは「事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、活用のメリットが少ない」といった声も上がっている。海外市場にチャレンジし、さらなる成長を目指す中小企業が、事業承継税制を活用できるよう、外国子会社株式相当分も猶予の対象とすることを検討されたい。

さらに、現行の制度では、「中小企業者」の定義を満たすことが要件の一つとなっているが、中堅規模の企業であっても非上場企業であれば、同様に株式移転の問題が発生する。中堅規模の企業が対象でなければ、事業承継税

制の活用を検討している中小企業が、中堅規模へのステージアップを踏みとどまる要因になりかねないことから、中堅規模の企業についても対象化を検討されたい。

＜事業承継税制の恒久化＞

これから事業承継を検討する経営者の意欲を削ぐことなく、さらに今後も事業承継を加速させ、将来的には事業承継が社会的な課題としてではなく、営業戦略・業務効率化・人材育成など、どの企業でも当然に考えるべき前向きな経営戦略の一つとして定着させるためにも、特例承継計画の提出期限後（2026年4月以降）も継続的な支援が受けられるように検討をお願いしたい。

＜具体的な項目＞

（1）事業承継税制の正しい理解・活用の促進

- （新）法人版事業承継税制（特例措置）活用事例の一層の周知、事業者に分かりやすい情報発信の強化（国）
- 税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進（国・東京都）（再掲）
- 個人版事業承継税制の周知・利用促進（国）

（2）事業承継税制の制度改善

- 事業承継税制の制度改善（国）
 - ・ （新）後継者における役員就任3年以上要件の撤廃・見直し
 - ・ （新）先代要件（会社の代表者であったこと）の緩和
 - ・ 外国子会社株式の対象化
 - ・ 書類の提出漏れや記載内容の不備等に対する宥恕規定の明確化
 - ・ （新）後継者（2代目）から次の後継者（3代目）に贈与する際に事業承継税制を使わない場合も、後継者（2代目）が猶予されている税を免除とすること
 - ・ 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底
 - ・ 都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
 - ・ （新）5年経過後の報告不要化（法人税の申告等で実態確認）
 - ・ （新）中堅企業の対象化

（3）事業承継税制の恒久化

- 事業承継税制の一般措置の拡充（2026年4月から）（国）
（対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合100％への引上げ等）

Ⅱ－2. 従業員承継の支援の充実

＜増加傾向にある「従業員承継」の支援＞

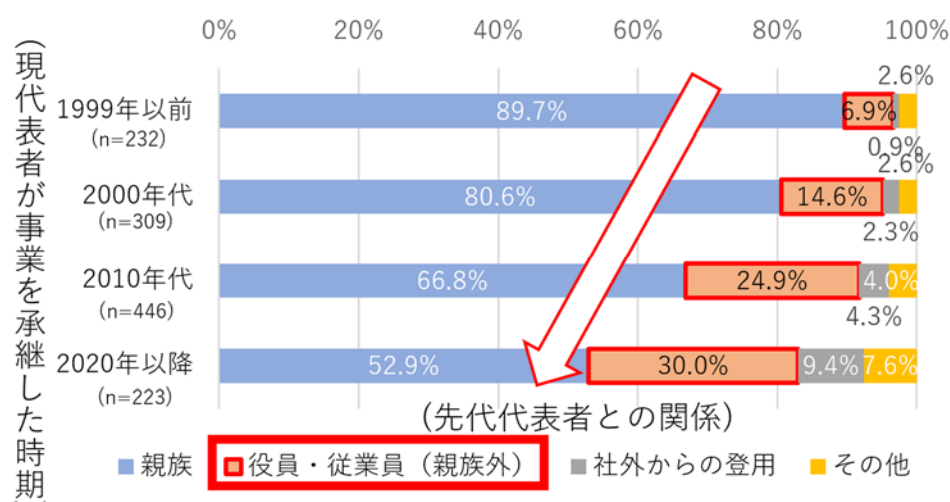
当商工会議所の会員企業においては、親族内承継が依然として中心ではあるものの、従業員承継の割合が増加傾向にあり、経営者にとって現実的な承継の選択肢の一つとなっている。親族内に後継者がいない場合、従業員への承継は、後継者が企業内部にあり、その企業の組織や業務を熟知している人材であることから、円滑に事業継続を行える可能性が高い。一方で、事業者からは「従業員承継に関する情報が少ない」との声が寄せられている。従業員承継は、小規模な事業を従業員が創業的に引き受けるようなケースから、事業規模が大きく、特定目的会社を活用したMBOなどのスキームを用いるケースまで多様であり、またそのケースによって課題も異なるため、一括りにはできない。多様な事例を調査し発信していく必要がある。

親族内承継と同様に、従業員承継においても株式の移転の問題があり、従業員との合意により経営権の引継ぎがうまくいったとしても、株式の引継ぎには税と買取資金の課題がある。株式を買い取るためには、買取資金を従業員個人が用意しなければならないが、多額の場合は、その調達に苦労するケースも多い。公的な事業承継ファンド等のスキームを活用できるケースもあるが、そこまで事業規模が大きくない場合には、金融機関からの借入れが現実的な選択肢となり、従業員個人にとって非常に大きな負担となる。また、買取価格によっては従業員個人に対してみなし贈与課税が発生しうる。こうした問題があるため、事業承継税制を使って株式を従業員に無償譲渡するケースも考えられるが、現経営者の親族間の調整などの面から現実的に実施するのはハードルが高い。

上記課題に加え、そもそもこの問題は、従業員側からは話を切り出しにくく、放置されてしまうケースもある。所有と経営を分離させたまま経営を継続することも可能ではあるが、経営から外れた元経営者やその親族と、現経営者との関係が悪化した場合、事業継続の基盤が不安定になってしまい、当商工会議所には、それを不安視する従業員や、取引を行う金融機関の声も寄せられている。

今後、事業承継の選択肢として、一層の増加が見込まれる従業員承継に対して、株式の買取資金の確保に向けた公的機関の制度融資や、事業承継ファンドの活用促進、また、事業承継税制における株式の低額譲受に係るみなし贈与の対象化に加え、上記の課題を踏まえた、所有（株式）と経営（代表権）の一致を意識した事業承継支援の推進を図られたい。

承継した時期別「現代表社と先代表者との関係」



出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

【従業員承継の支援の充実にに向けた都内中小企業の声】

- 従業員の立場で承継したが、株の承継も経営者スクールへの入塾も、先代が率先して導いてくれた（建設業）
- 従業員の立場から経営を引き継いだ。株式はすべて承継できていない。先代との仲は良好であるが、正直私から話を切り出しづらい（小売業）
- 従業員承継をした仲間でも株式の買取資金の捻出に困っている人は多い。まとまった資金を捻出することは難しい（建設業）
- 従業員の立場から会社を承継した。事業承継税制を検討したが、贈与・相続となると、先代とその家族の資産の話であり、従業員承継では活用は容易でない（建設業）

<具体的な項目>

(1) 増加傾向にある「従業員承継」の支援

- (新) 従業員承継の事例発信（国・東京都）
- 後継者育成・後継者教育の充実・利用促進（国・東京都）（再掲）
- (新) 所有（株式）と経営（代表権）の一致を意識した事業承継の推進（国・東京都）
- (新) 事業承継税制における株式の低額譲受に係るみなし贈与の対象化（国）
- 従業員承継における株式買取資金に活用できる制度融資（日本政策金融公庫・信用保証制度等）の周知強化・活用促進（国・東京都）
- (新) 公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社を活用した従業員承継の推進（国）

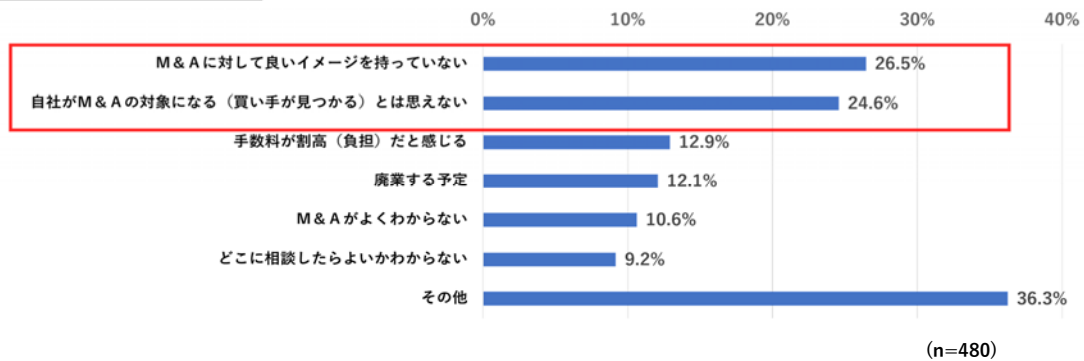
Ⅲ. 後継者不在企業のM&A推進に向けた支援

<中小企業・小規模事業者のM&Aの推進>

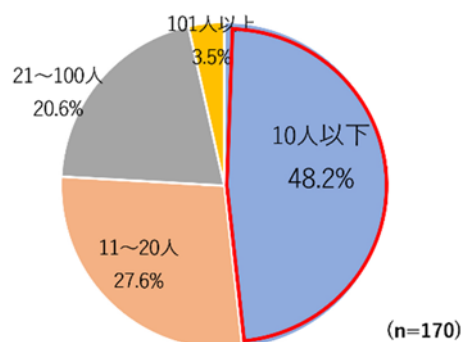
中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、事業承継が行われないままでは、いずれは廃業という選択をせざるを得ない。このような状況下において、後継者不在企業における事業承継の有効な選択肢として第三者承継（M&A）への注目度が高まっている。

しかし、東商調査によると、後継者がいない企業の約9割が第三者承継（M&A）を検討したことがない、と回答しており、その理由として「M&Aに対して良いイメージを持っていない」「自社がM&Aの対象になる（買い手がみつかる）とは思えない」が多く挙げられている。一方で、被買収企業の従業員規模は「10人以下」が約半数を占め、小規模事業者であっても、M&Aの対象となっている。特に、公的機関である「事業承継・引継ぎ支援センター」では、小規模事業者のM&Aを数多く手がけ、セカンドオピニオンとしても中立的な立場からアドバイスを行える点で非常に有益であり、積極的に活用促進を図るべきである。

譲渡側のM&Aを検討しない理由



被買収企業の従業員規模



出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

M&Aは、後継者不在企業にとって有効な選択肢であるものの、譲受側企業・譲渡側企業ともに一定のリスクがあり、また、専門的な知識が必要となる。当商工会議所にも、「M&Aに関心があるものの、進め方が分からない」との声が寄せられている。専門家や地域金融機関を巻き込んだ対策の推進とともに、成功事例の周知が重要である。また、譲受側企業に対する、事業調査や財務・法務デューデリジェンスの知識、譲渡側企業に対するマッチング候補選定に向けた知識など、双方に対する正しい理解を促進されたい。東京都では、M&Aプラットフォームと連携し、譲渡側のM&Aマッチング支援を行う「企業再編促進支援事業」を実施しており、2024年度からは、譲渡契約の締結に係る費用が一部無償化されるなど、拡充されている。加えて、2024年度から事業の承継を目指す中小企業に新たな経営者を紹介し、資金も提供する「サーチファンド」を活用した支援を開始されたことから、本事業の積極的な周知および活用促進を図られたい。

＜公正な中小M&Aマーケットの形成＞

2020年3月に、中小企業がM&Aを適切な形で進めるための手引きである「中小M&Aガイドライン」が、2023年9月には、第2版が策定された。M&Aに関する知識、経験がない中小企業経営者にとって、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となっていることから、同ガイドラインを一層周知するとともに、実態を踏まえ、より実効性の高い「中小M&A推進計画」の策定を検討されたい。また、2021年8月には「M&A支援機関登録制度」が創設され、「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用枠）におけるM&A関連の補助対象費用は、本制度に登録されたM&A支援機関に対して支払われる費用に限定するなど、中小企業が安心してM&Aに取り組むための国の重要な制度となっている。登録支援機関には、中小M&Aガイドラインの順守が求められており、「M&A支援機関登録制度」の運用が徹底されることで、公正なM&Aマーケットの形成に寄与するものとして大いに期待したい。

一方で、制度の運用を誤ると、中小M&Aマーケットの拡大・浸透に水を差しかねない。登録支援機関は3、100件を超え、うち設立3年未満の事業者が約半数、M&A支援業務専従者数2名以下の事業者は約7割にも上る。当商工会議所にも、依然として「電話やダイレクトメールなどの過剰な営業を受け、仲介会社や業界自体に良いイメージが持てない」といった声が寄せられている。法規制のないM&A専門業者の信頼性を高めるためにも、登録支援機関へのモニタリングを強化し、実態を把握するとともに、中小企業が自ら支援機関を選択しやすいよう各登録支援機関の支援実績を公表していただきたい。また、情報受付提供窓口へ寄せられた情報は、中小企業がM&Aに取り組む際に大いに役立つものであるため、情報内容について開示していただきたい。2023年5月には本制度の登録支援機関に対しての取消要領が公表されている。着手金だけ受け取り、その後は進捗状況や適時適切な情報提供を行わないなどの悪質な事業者に対しては、登録の取消し、最大2年間の登録停止、事業者名の公表など、

取消要領に則った対応を徹底していただきたい。M&Aは専門性が高いからこそ、登録支援機関にはより丁寧な説明が求められる。登録支援機関に対して、過剰な営業活動を自粛するとともに、契約時の最低報酬額の明記や着手金の慎重な取り扱いなど、料金の透明性の確保と妥当性のある料金の提示を行い、中小企業・小規模事業者に寄り添った対応と公正な中小M&Aマーケットの形成に努めるよう、働きかけをお願いしたい。

＜倒産・廃業懸念企業における事業譲渡等のM&Aによる承継の推進＞

ゼロゼロ融資の返済も本格化し、倒産や廃業する企業の増加が懸念されている。倒産・廃業に至る前の選択肢の一つとして、雇用・取引先・設備などを他社に引き取ってもらう事業譲渡型のM&Aがある。東商調査では、M&A（譲渡）を検討したことがある企業の譲渡の目的・想定している効果は「事業の継続」「従業員の雇用維持」の回答が多く上がった。事業譲渡型のM&Aの推進は、価値があり継続可能な事業部分の消失を防ぐことができ、雇用維持及び社会的・経済的損失の軽減につながる。

廃業予定企業が一部の事業譲渡等により、譲受企業にて事業を存続、雇用維持した事例の発信を行うことで、廃業前に、経営者による事業譲渡の検討が定着することが重要である。特に、同業種内での事業引継ぎについては、比較的検討しやすく、また、シナジー効果を発揮しやすい傾向にあることから、周知を促進されたい。また、廃業する際に発生する設備の解体費やリース解約費などについては、「事業承継・引継ぎ補助金」（廃業・再チャレンジ枠）にて補助対象となっており、活用促進を図られたい。

＜譲受側企業に対する円滑な統合に向けた支援＞

近年、中小企業・小規模事業者が譲受側となるケースも増えてきている。後継者不在企業の廃業を回避し、中小企業・小規模事業者がその受け皿として事業を引き継ぎ、経営資源を集約することにより譲渡側と譲受側の事業の相乗効果を発揮し、成長や効率化を図ることは、企業の競争力強化にもつながる。一方で、中小企業は経営資源が限られていることから、中小M&Aマーケットの活性化には譲受側の支援の強化も不可欠である。

M&Aで「価値ある事業」を引き継いだとしても、M&A成約後に収益の悪化や従業員の離職などを招くことで、企業価値を低下させてしまっては、逆効果である。当商工会議所にも買収後の組織の統合の難しさがうかがえる声が多く届いている。M&A成約率を引き上げるためには、M&Aプロセスにおける対象会社の事業調査の精緻化、財務・法務などのデューデリジェンスなどの実施のみならず、M&A成約後の企業の統合プロセスであるPMI（Post Merger Integration）も重要である。

そのような中、2022年3月に「中小PMIガイドライン」が策定され、さらに、2024年3月には「PMI実践ツール」「PMI実践ツール活用ガイドブック」「PMI取組事例集」が公表された。譲受企業のPMIの理解をさらに促進するため、周知・普及を強化されたい。東京都では、2023年度より「経営統合支援事業」を実施しており、専門の経営統合アドバイザー・経営統合マネジャーが計画策定から実行までを支援する事業となっている。中小企業の中には、社内でPMIを主導する人材がおらず、統合作業の取り組みが困難な場合も予想されることから、本事業について広く周知を図られたい。

M&Aプロセスにおいて、財務や法務デューデリジェンスを行ったとしても、簿外資産・債務、不正確な情報の発覚など、買収リスクは一定程度残ることがあり、M&A後の満足度を引き下げる要因となっている。昨今、わが国においても、保険会社よりM&Aのリスクを引き下げる目的で「表明保証保険」の取り扱いが始まっている。買収側企業にとっては、買収後の経済的損失に対する一定程度のリスクヘッジになる一方で、譲渡側企業の経営者にとっても、売却後の買収請求リスクの低減などのメリットがある。中小企業のM&Aのリスクを低減するためにも、「表明保証保険」制度の普及促進を進めるべきである。

【後継者不在企業のM&A推進に向けた都内中小企業の声】

- 業界内で後継者不在企業は多いが、M&Aの事例は少ない。進め方が分からないとの声を聞く（製造業）
- 国内企業によるM&Aの推進は、海外への技術流出を抑える上でも有効。公的機関のM&Aが周知されればよい（製造業）
- 民間のM&A会社は副業（兼業）でやっている会社が多いため、信頼できるか不安（情報通信業）
- 同業他社で、廃業を予定している企業の経営者から依頼を受け、従業員と取引先を引き取った。引き取った後も、前経営者にはしばらく役員として残ってもらい、活躍してもらった（卸売業）
- 事業拡大を目的に、同業界の中で専門性を持つ企業を買った。相乗効果はもちろんあるが、就業規則も働き方も全く異なり、統合に向けてどのような方法を取ればよいかわかっている（卸売業）

＜具体的な項目＞

（１）中小企業・小規模事業者のM&Aの推進

- 「事業承継・引継ぎ支援センター」の仲介機能の強化、周知・活用の促進、セカンドオピニオンの推奨（国）

- 「事業承継・引継ぎ補助金」(専門家活用枠)(国)、「企業再編促進支援事業」(東京都)の活用促進
- 税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進(国・東京都)(再掲)
- (新)M&Aの成功事例の周知および譲渡側・譲受側双方に対する正しい理解の促進(譲渡側に対する注意点、譲受側に対する事業調査や財務・法務デューデリジェンスの知識等)(国・東京都)
- (新)サーチファンドを活用した事業承継支援の推進(国・東京都)

(2) 公正な中小M&Aマーケットの形成

- 中小M&Aガイドラインに準拠した取り組みの推進(国)
- 「M&A支援機関登録制度」の登録支援機関の実績公表、情報提供受付窓口に寄せられた内容の公表、取消要領に則った運用の徹底(国)
- 「M&A支援機関登録制度」の登録支援機関の譲渡側・譲受側双方に対する料金の透明性の強化(国)
- 過度な営業の抑制など、M&Aのイメージ向上に向けた業界における取り組みの推進(国)

(3) 倒産・廃業懸念企業における事業譲渡等のM&Aによる承継の推進

- (新)廃業懸念企業が一部事業の譲渡により、譲受企業にて事業を存続、雇用維持した事例の発信(国・東京都)
- 「事業承継・引継ぎ補助金」(廃業・再チャレンジ枠)の周知・活用促進および事例発信(国)
- (新)同業種内での事業引継ぎ等の事例発信および推進(国・東京都)

(4) 譲受側企業に対する円滑な統合に向けた支援

- 中小PMIガイドラインおよび実践ツール、事例集の周知促進(国)
- 統合作業が実行できる専門家・アドバイザーの育成(国・東京都)
- 中小企業のPMIを支援する「経営統合支援事業」の周知、活用促進(東京都)
- 譲受側のM&Aを支援する「中小企業経営強化税制」(設備投資減税)・「経営資源集約化税制」(中小企業事業再編投資損失準備金)の継続・強化と周知・活用促進(国)
- 中小M&Aにおけるリスク低減に寄与する「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化(国・東京都)

IV. その他の共通課題に関する支援

昨今の事業承継施策の充実により、事業承継を行う経営者の選択肢は徐々に広がってきている。しかしその一方で、自社にはどのような承継方法が望ましいのか、また、どういった施策が活用できるのか、悩まれる経営者も多い。当商工会議所にも「事業承継の情報は非常にたくさんあるが、自ら取捨選択するのが難しい」「本業の傍ら、自社に合う施策情報をタイムリーに見つけ出し、期限内に申請するのは非常に厳しい」といった声が寄せられている。中小企業庁では、事業承継に関する広報冊子を複数発行している。特に、本年4月に公表した事業承継の支援一覧は、支援策が段階別・パターン別にまとめられており、非常に効果的であるため、ぜひ周知を強化されたい。同様に、ウェブサイトについても、個々の企業が自社に必要な情報を必要なタイミングで入手できるよう、情報を整理した上で、Q&A形式やパターン別の事例形式で分かりやすく発信されたい。

また、後継者に株式を移転する際には、売買、相続、贈与といった複数の方法があるが、「それぞれの課税関係が複雑で分かりづらい」「顧問税理士と相談しながら進めているが、税法上正しい処理ができていないか不安である」といった声も上がっている。国税庁では、ホームページでインボイスや電子帳簿保存法などの各種テーマの質疑応答事例を公表されているが、事業承継分野についても、中小企業の経営者が自らアクセスし、容易に課税関係の理解や適格性の確認ができるよう、分かりやすく整理した上で公表いただきたい。

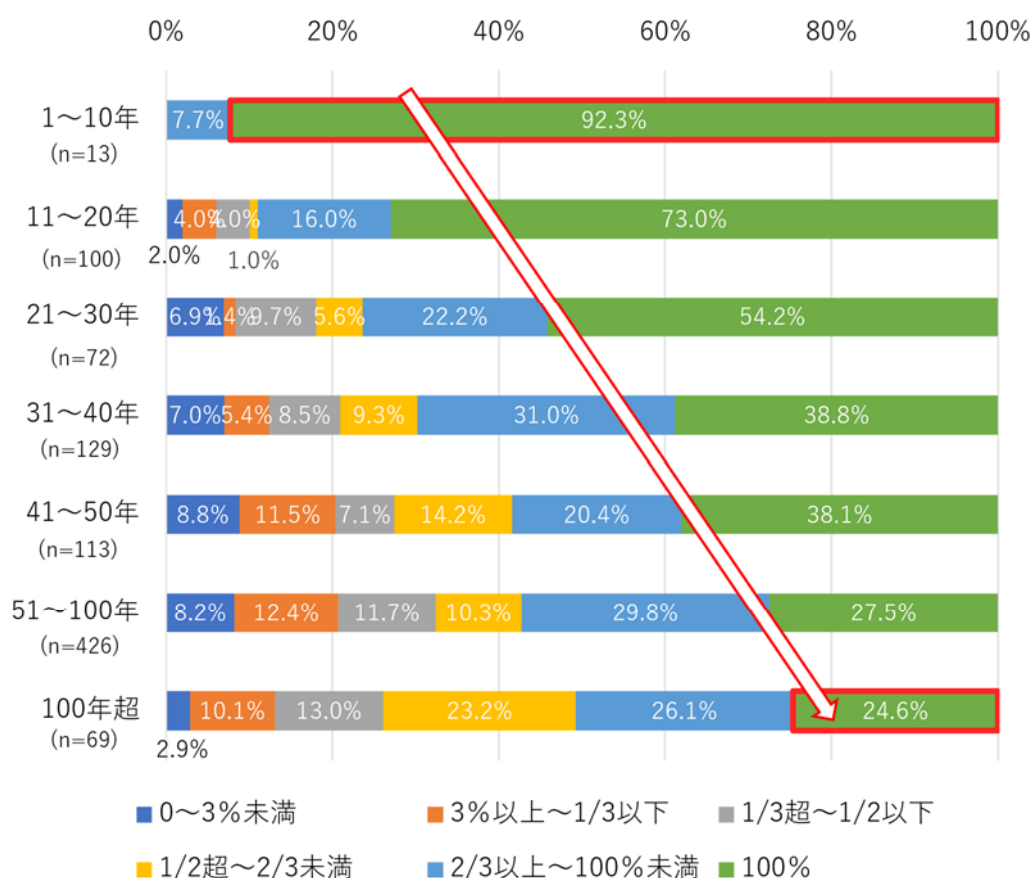
東商調査によると、業歴が長い企業ほど、現代表者・後継者の株式保有割合が低くなっており、世代交代・相続を繰り返した結果、株式が分散してしまっている状況がうかがえる。株主の中には現在、事業・経営に関与していない者も多く存在し、経営者と株主との関係性も希薄になっている場合も多い。また、長年地道に利益を積み上げてきた事業者ほど分散した株式を買い取る際の負担が重くなってしまう傾向にある。さらに、当商工会議所には、「少数株主から株式の買取請求を受け、困っている」「買い取りにあたり、かなり高額な金額を求められるケースもある」という声も寄せられている。経営の安定性を確保し、安心して事業を後継者へ譲り渡すためにも、分散した株式の集約の重要性を周知いただきたい。

2018年12月に設立され、東京都も出資している事業承継支援ファンド(通称:TOKYOファンド)は、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるため、ファンドに加入する地域金融機関などと連携し支援を行っている。引き続き、資金難により株式集約が困難な企業や、事業承継における株式買取資金に課題を抱える経営者へ積極的な支援を図るとともに、投資後においても、継続的な支援を図られたい。

また、東京中小企業投資育成株式会社では、2023年3月までに投資累計2,479社、1,276億円の実績を持ち、中小企業の長期安定株主の機能を発揮している。民間ベンチャーキャピタルとは異なり、「経営の自主権を尊重」「株式上場の義務付けなし」など、経営判断に中小企業経営者の意向が尊重されやすい点の特徴である。とりわけ、公的機関である東京中小企業投資育成株式会社が株価を算定することで、株式の集約時に既存株主の了

解を得られやすい点は、株式が分散し、株式の集約に悩む中小企業にとって大きなメリットとなり得る。投資育成制度を活用することにより、中小企業の株式の集約、ひいては自己資本の充実につながることから、今後さらなる普及促進と支援強化を図られたい。

業歴別 現代表者・後継者の株式保有割合の合計



出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2024年2月）

また、金融機関からの借入金に対する経営者保証の状況は、3年前の調査と比較して「付けていない」割合が増加しており、経営者保証解除の動きが進んでいることがうかがえるものの、約4割弱の企業は全ての借入に対して代表者保証を提供している。さらに、事業承継における障害・課題について、後継者（候補）の有無を問わず高い割合で「借入金・債務保証の引継ぎ」と回答しており、経営者保証は事業承継時の大きな課題として残っている。

2019年12月に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」は、承継の際に前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則として禁止しており、さらに後継者からの保証の取得については、事業承継の阻害要因となることを充分考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁である経営者保証の引継ぎ問題を解決する一助になり得ることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して広く周知を図られたい。

他方、金融機関が後継者に対し、債務保証を求めるか否かについて、検討する上での基準となる「経営者保証に関するガイドライン」においては、中小企業に対し、①法人と個人の分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示、などの取り組みを求めている。経営者保証の解除を希望する中小企業経営者に対して、金融機関より引き続き真摯な説明を行うよう指導の徹底を図られたい。

経営者保証については、金融機関の果たすべき役割は非常に大きい。金融庁と中小企業庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について、政府系金融機関・民間金融機関・信用保証協会別にそれぞれホームページで公表している。引き続き運用状況のモニタリング調査の実施と定期的な情報の開示を行うとともに、2023年4月から運用が開始された「経営者保証改革プログラム」の実績も踏まえた上で「経営者保証に関するガイドライン」の取り組みを一層強化していただきたい。あわせて「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）などを活用し、ガイドラインに基づいた取り組みを実施している中小企業に対しては、経営者保証を不要とする融資の促進を図られたい。

【その他の共通課題に関する都内中小企業の声】

- 事業承継に関する様々な施策・助成金があるが、情報が散在しており、どこを見て誰に聞いてよいかわからない（製造業）
- 会社の株式は全て後継者（息子）へ相続させるように遺言を書き、信託した。遺言では会社の株は後継者にわたるようにし、後継者の兄弟には株以外の資産が渡るようにした。その際、株式の価値は後継者の手腕によって変化することを理解させ、将来禍根を残さないようにした（建設業）
- 経営者保証については、金融機関から言われたわけではなく、当社から促したため説明してもらえた（製造業）

＜具体的な項目＞

- （新）事業承継に関する情報のさらなる集約化と発信の強化（国・東京都）
- （新）株式承継時の課税関係に関する国税庁の見解の明示（国）
- 分散した株式集約に向けた取り組みの重要性の周知と支援強化、公的な事業承継ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進（国・東京都）
- （新）自社株式を含め資産全体を踏まえた相続対策（遺留分への対応等）の推進、税理士・弁護士など専門家の活用促進および専門家にかかる費用の補助対象化（国・東京都）
- 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底、利用促進（国・東京都）
- 民間金融機関、信用保証協会における「経営者保証改革プログラム」に則った取り組みの徹底（国）
- 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進（国・東京都）
- 会社分割（新設分割）や事業譲渡における許認可の引継ぎに関する環境整備（国）
- 個人事業主における事業承継時の引継ぎに関する環境整備（飲食店など個人事業主の屋号の承継、許認可引継ぎ手続きの簡素化）（国）

以上

2024年度第10号
2024年7月11日
第771回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○国における事業承継対策予算等

- ・後継者ネットワーク事業 4.0億円
- ・中小企業活性化・事業承継総合支援事業 144億円 補正61億円
- ・事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上撤廃

○東京都における事業承継対策予算

- ・事業承継・再生支援事業 7.6億円
- ・事業承継を契機とした成長支援事業5.7億円
- ・事業承継を契機とした「第二創業」支援事業1.6億円

11. 令和7年度税制改正に関する意見

基本的な考え方

（多くの中小企業が賃上げや投資の原資を十分確保できていない状況）

わが国経済は、今まさに「停滞から成長」への転換局面にあり、30年続いたデフレからの完全脱却を実現し得る好機を迎えている。しかし、わが国企業数の99.7%、雇用の約7割（3大都市圏を除くと約9割）を占め地域の雇用と経済を支える中小企業においては、人口減少・流出等による需要減少や可処分所得減少による消費低迷等に加え、昨今の原材料・エネルギー価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う防衛的な賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、その多くが、構造的・持続的な賃上げや新たな成長投資に取り組むための原資を十分に確保できていない厳しい状況にある。

これをそのまま看過すれば、デフレ脱却の好機をみすみす逃すこととなる。
したがって今こそ、中小企業が前向きな賃上げや投資の原資を確保するための施策を総動員することが求められている。

（中小企業の「稼ぐ力」の強化がわが国の持続的成長へのカギ）

そのために必要なのは、地域経済の好循環を生み出す原動力である中小企業が、大企業等から、サプライチェーン全体で得た成長の果実を確実に得ることである。「パートナーシップ構築宣言」の強化・実効性確保、政府の監視機能による公正な取引環境の整備が不可欠である。これまでの官民の取り組みの成果により、中小企業の価格交渉・転嫁は進みつつあるが、まだ道半ばであり、さらなる推進が必要である。

他方、中小企業自身の自己変革も重要である。中小企業が、生産性・付加価値向上により賃上げ原資の獲得に繋がる力（稼ぐ力）を身に付けるとともに、それを強化し、取引上優位に立って、利益を十分に確保できるよう努める必要がある。

中小企業の成長はわが国全体の持続的成長に直結する。こうした中小企業の「稼ぐ力」の強化が、わが国の持続的成長へのカギである。政府・与党には、来年度税制改正において、中小企業税制の充実・強化に真正面から取り組まれない。

（経済成長に伴う税収増と歳出削減の取り組みで財政健全化の実現を）

他方、長らくわが国では構造的な財政赤字が課題となっている。今後増加が見込まれる歳出のうち、防衛力強化に向けた財源については、令和5年度税制改正で、中小企業への負担に配慮した一定の枠組みと方向性が決定し、今後、税制措置の開始時期や税率について具体的な検討が行われる見込みであるが、その他にも、利払い費の増や、こども・子育て、経済安全保障、カーボンニュートラルといった諸課題の解決に向けたさらなる歳出増が見込まれている。

これらに必要な財源については、イノベーションや生産性向上への挑戦支援による持続的な経済成長に伴って生じる税収増と社会保障制度改革や行財政改革等による徹底した歳出削減との“車の両輪”の取り組みで捻出すべきであって、企業等への安易な増税によって財源を賄うことはあってはならない。政府には、民間による成長投資に水を差すことのない経済財政運営を期待したい。

I. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

1. 中小企業の設備投資を後押しする税制

中小企業の「稼ぐ力」を強化するためには、設備投資が不可欠であるが、建物等の一部の減価償却資産の法定耐用年数が長期であることや償却方法が定額法に限定されていることが、企業の足元の税負担増加と資金繰り悪化に繋がっており、それが、資金調達に制約があり手元のキャッシュが乏しい中小企業の前向きな設備投資を阻害している。このため、減価償却制度については、法定耐用年数の見直しや償却方法の柔軟化などを行うべきである。

他方、現在、租税特別措置等により、一部の減価償却資産の特別償却や税額控除等が可能となっている。中小企業の設備投資を促進する観点から、こうした措置については延長・拡充が不可欠である。

（1）中小企業経営強化税制の延長・拡充

今年度末で期限切れを迎える中小企業経営強化税制は、中小企業の「稼ぐ力」の強化に繋がる前向きな設備投資を支援する極めて重要な税制であり、以下の見直しを行ったうえで確実に延長すべきである。

① さらなる成長を目指す中小企業が実施する設備投資に対する控除率の引上げおよび対象設備の拡充

売上増や企業規模の拡大など、さらなる成長を目指す中小企業の設備投資を強力に後押しするため、成長志向の中小企業が一定の要件のもとで実施する設備投資について、現状の控除率10%（資本金3,000万円超の中小企業は7%）の引上げおよび対象設備の拡充を行うべきである。

② 対象設備の要件緩和

A類型の適用を受けるためには、「一定期間内に販売されたモデルであること」という対象設備の要件を満たす必要があるが、販売開始から一定期間が経過した設備であっても、品目によっては経営力向上に資する十分な機能を有しており、販売開始時期の基準が実態と合っていないとの指摘がある。

こうした実態を踏まえ、設備種類毎の販売開始時期要件は緩和すべきである。

③ 申請先のワンストップ化と申請の電子化

建設業の事業者がB類型の適用を受ける場合、確認書発行申請書は経済産業局に提出するが、一方で、経営力向上計画は地方整備局に提出する等、提出先の分散に伴う事務負担が生じている。事業者の負担を軽減し、本税制の利用を促進する観点から、確認書発行申請書と経営力向上計画の提出先をワンストップ化すべきで

7. 事業 (3)意見活動

ある。

また、経営力向上計画申請と同様に、確認書発行申請も電子申請に対応する等、利用者目線に立った手続きの利便性向上を図るべきである。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

今年度末で期限切れを迎える中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素で、例年約5万件も活用されている中小企業の設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制である。

物価高や人手不足が常態化する中で、自己変革を通じた生産性向上・付加価値向上等、前向きな投資に取り組む中小企業をさらに支援するため、本税制は確実に延長すべきである。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止、特例措置の延長等

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからない中、価格転嫁が困難で、収益が確保できず、赤字計上を余儀なくされている中小企業にとって、収益状況に関係なく、赤字であっても課税される償却資産に係る固定資産税は大きな負担となっている。そもそも償却資産にかかる固定資産税は、国際的に見ても稀な税制であることから、本来廃止すべきである。

他方、現在、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の償却資産に係る固定資産税を最大1/3に軽減する特例措置が講じられている。今年度末で終了の予定であるが、仮に終了となれば、中小企業の成長投資を大きく後退させることになる。

このため、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の延長・拡充や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。なお現行の特例措置が継続される場合は、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税(30万円)と地方税(固定資産税(20万円))で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(4) 中小企業の経営実態に即した減価償却方法の見直し

上述のとおり、一部の減価償却資産の法定耐用年数が長期であることや償却方法が定額法に限定されていることが、中小企業の前向きな設備投資を阻害しているため、減価償却制度については、法定耐用年数の見直し(建物については短縮する等)や償却方法の柔軟化(中小企業に限り、建物等の償却について定率法との選択制とする等)などを行うべきである。

2. 中小企業の新たな取り組みを後押しする税制

(1) イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)の拡充

令和6年度税制改正で、知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」が創設され、令和7年度より施行されるが、対象となる知的財産の範囲は特許権とAI関連のソフトウェアの著作権に、対象となる所得の範囲は知的財産のライセンス料と譲渡益に限定されており、中小企業のイノベーションを後押しするには不十分であると言える。

このため、中小企業の知的財産の活用を促進し、「稼ぐ力」を強化する観点から、同税制については以下のとおり見直しを行うべきである。

- ・対象となる所得に、知財を組み込んだ製品・サービスの売却益を追加
- ・対象となる知財の範囲に、実用新案権等を追加
- ・中小企業の事務負担を考慮した、中小企業向け特例措置の創設(対象所得を算出する際にみなし割合を用いる等)

(2) DX投資促進税制の延長・拡充

今後、わが国企業がグローバル競争を勝ち抜いていくためには、デジタル技術とデータの活用によるビジネスモデルの変革(デジタルトランスフォーメーション、以下DX)を一段と加速させることが不可欠である。また、未曾有の人手不足の状況にある中小企業においては、DXの取り組みを進め、省力化・自動化による生産性向上を実現する必要がある。

このため、今年度末で期限を迎えるDX投資促進税制については、海外売上高要件を緩和するなど、中小企業が使いやすくする見直しを行ったうえで、延長すべきである。

3. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

(1) 中小法人の軽減税率は税率15%のまま確実に延長・恒久化すべき

中小法人の800万円以下の所得について本則19%から15%へ引下げる軽減税率は、例年約100万社

が活用する等、わが国中小企業の財務基盤を支える極めて重要な税制である。

同制度の恩恵を受けている中小法人は、昨今の原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コストアップ分の価格転嫁が遅れることによる収益圧迫等により、深刻なダメージを受けているだけでなく、増え続ける社会保険料負担や、長らく続いたコロナ禍とゼロゼロ融資の返済開始に伴ってキャッシュフローが悪化している。仮に本措置が延長されない場合には、負担増のために新たな成長投資を見送らざるを得ないとの声が寄せられている。

したがって本措置は、税率15%を維持したうえで確実に延長すべきである。また、中小企業の安定的な利益確保は時期に関わらず永続的な課題であることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久化すべきである。

(2) 優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の適用対象の拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきではなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで適用対象を拡大し、人材の流動化が進む中で、中小企業が優秀な経営人材を確保できるようにすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げることは、経営基盤の安定を図るために不可欠な経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(3) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、中小企業は、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態であり、国際的にも多くの国では、中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

こうした点を踏まえ、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

(4) 商業地等に係る固定資産税の適正化に向けた見直し

近年の地価上昇により、都市部を中心に、土地に係る固定資産税負担は増加傾向にある。固定資産税は、担税力に関わらず一律で課税されるものであり、価格転嫁が困難で、収益を十分確保できずにいる中小企業にとって、固定資産税負担の増大が成長に向けた取り組みに水を差している。

このため、特に商業地等に係る固定資産税については、中長期的な目線で、税負担の適正化について検討すべきである。

4. 中堅企業の成長投資を後押しする税制

中堅企業は、国内で事業・投資を拡大し、輸出等により外需を獲得する等、地域経済の牽引役を担うほか、積極的な賃上げや福利厚生の拡充、人材育成を行うなど、若者・女性を地域に惹きつける良質な雇用の場として地域の好循環創出に大きく貢献している。

政府は、本年を中堅企業元年と位置づけ、地域未来投資促進税制、中小企業事業再編投資損失準備金制度、賃上げ促進税制に中堅企業枠を創設したが、成長志向の中堅企業の成長をさらに後押しするため、例えば、中堅企業向けの賃上げ促進税制に繰越控除措置を導入するなど、中堅企業向け税制をさらに拡充すべきである。

5. 創業・スタートアップの促進

(1) 地域における起業・創業の促進

① 創業後5年間の法人税の減免

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中

7. 事業 (3)意見活動

小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

② 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

(2) スタートアップの促進

① エンジェル税制の拡充・手続き簡素化

企業が地方発・地方拠点で新たなビジネスを発展させ、活力ある地域経済の実現を図るには、地方での成長や地域課題の解決を目指すスタートアップに対するリスクマネー供給の促進が求められる。

このため、スタートアップへの個人投資の更なる拡大が必要であり、エンジェル税制における株式譲渡益を元手とする再投資期間を現行の同一年内から複数年に延長すべきである。

あわせて、活用が進むふるさと納税制度の仕組みを援用し、確定申告を不要とするなど、申請に必要な書類の削減・簡素化や手続きのオンライン化を一層進めるべきである。

② 事業投資型クラウドファンディングへの出資に対する優遇措置の創設

事業投資型（ファンド型）のクラウドファンディング（※）は、投資家の共感や中長期的な配当への期待が動機となる資金募集の手法であり、インターネット上のプラットフォームを介して募集等が行われることから、事業者の所在地域を問わない。そのため、地方都市における小規模なインパクト・スタートアップの成長資金として有力であるが、株式投資型とは異なり、エンジェル税制による優遇措置がないこと等から、市場拡大のペースが鈍化している。

以上を踏まえ、地方都市のスタートアップが多様な成長資金を調達できる環境を整えるべく、スタートアップによる事業の支援に係る事業投資型クラウドファンディングへの出資に対する優遇措置を創設すべきである。

※出資者が、事業者の提示する事業計画に対し、匿名組合契約に基づき投資し、株式ではなくみなし有価証券を取得する方式のクラウドファンディング。

Ⅱ. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制の恒久化と活用促進に向けた見直し

平成30年度税制改正で抜本拡充された法人版事業承継税制特例措置（以下、事業承継税制）は、相続・贈与時の税負担をゼロにする画期的な措置であり、制度導入以降、地域の雇用を支え、地域経済を牽引する“地域貢献企業”の円滑な経営承継・事業継続のみならず、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大に貢献してきた。

こうした中、令和6年度税制改正で特例承継計画の提出期限が2026年3月末まで延長されたが、例えば、2026年4月以降にはじめて事業承継を考える中小企業経営者と後継者は、同税制を使うことができない。円滑な経営承継は中小企業にとって永続的な課題であって、本来、このように期限を設けることは適切ではなく、仮にこのまま期限を迎えれば、地域の地盤沈下が一層進み、中小企業や地域の持続的な成長の実現は困難を極める。

以上を踏まえれば、「事業承継税制の恒久化」はわが国にとって不可欠であり、同税制の活用促進に向けた見直しとあわせて以下を講じる必要がある。

(1) 事業承継税制の恒久化

円滑な経営承継は中小企業の永続的な課題であること等を踏まえ、特例承継計画提出期限以降（2026年4月から）、少なくとも、事業承継税制一般措置について以下のとおり特例措置並みに拡充し、実質的に恒久化すべきである。

- ・対象株式の拡大（総株式数の最大3分の2まで → 全株式）
- ・納税猶予割合の拡大（相続の場合80% → 100%）
- ・後継者の人数の拡大（1名 → 最大3人）
- ・雇用確保要件（承継後5年間で平均8割の雇用維持）の弾力化（実質撤廃）
- ・事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除（株式売却や廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除）

(2) 事業承継税制の活用促進に向けた要件の見直し

① 後継者役員就任要件の撤廃・見直し

事業承継税制には、先代経営者が自社株式を後継者に贈与する場合、後継者は事業承継の時点までに3年間、同社の役員に就任していなければならないとする要件（役員就任要件）が存在している。

事業承継税制の適用期限は2027年12月までであるため、この要件によって、後継者は少なくとも2024年12月末までには役員に就任していなければならないが、これは、令和6年度税制改正で特例承継計画の提出期限が2026年3月末まで延長されたことを受け、これから事業承継に取り組もうとする経営者にとって、本年末までに後継者候補を選定し役員に就任させなければならないという厳しい要件であって、特例承継計画の提出期限の延長効果を縮減させ、同税制のさらなる活用を大いに阻害するものである。

したがって、事業承継税制の活用を最大限進めるため、後継者の役員就任要件は撤廃、あるいは柔軟な運用とするなど見直すべきである。

② 事業継続期間内における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

事業継続期間内は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。

したがって、後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、事業継続期間内における納税猶予の取消し事由から撤廃すべきである。

③ みなし相続時の代表権要件、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税の納税猶予適用後、事業継続期間内は、後継者に対して「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が要件として定められているが、事業継続期間後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡し、相続税の納税猶予を適用（以下、みなし相続）する場合、後継者に対して事業継続期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

代表権要件は、先代経営者（贈与者）の死亡という予見不可能なタイミングまで、代表権の移動を伴う次世代経営者の育成が制限されるなど、事業承継後の経営の自由度を奪い、また、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、同族関係者の相続など後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できず、先代経営者（贈与者）からの相続が発生するまで長期間にわたって、後継者が納税猶予の取消しリスクにさらされることから、税理士や経営者が税制の活用に残る向きになる要因となっている。

このため、事業継続期間後のみなし相続時の要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④ 資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消し事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

(3) 事務負担の軽減や猶予取り消しリスクの解消に向けた見直し

① 5年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の5年間（以下、事業継続期間）、都道府県と税務署それぞれに年1回の報告と、事業継続期間後の3年に1回、税務署に報告を行う必要があるが、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、将来にわたって税理士が支援し続けることが困難、あるいは不安な場合があること、さらには、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に残る向きになっている。

こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することにより、5年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

② 提出書類の一本化、簡素化および提出先のワンストップ化

事業継続期間、後継者は、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならないが、加えて、従業員数証明書として提出する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しなどの添付書類も膨大で、利用者にとって大きな事務負担となっている。また、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に残る向きになっている。

このため、提出書類の一本化、簡素化と書類の提出先のワンストップ化を行うことで、税制の活用を促進すべきである。

③ 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底

事業継続期間は、都道府県に対し年次報告書を提出する必要があるが、提出にかかる事前通知が行われない都道府県があること、また、事前通知が行われることが都道府県のHP等により公表されていないことが、税理士や経営者の不安に繋がり、税制の活用に後ろ向きになっていることから、都道府県による年次報告の事前通知と、HP等で事前通知を行う旨を公表することを徹底すべきである。

④ 書類の提出漏れや記載内容の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

書類の提出漏れや記載内容の不備等による猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっていることから、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情がある
と税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定。

(4) 従業員承継での活用促進に向けた見直し

従業員などの親族外承継では買取によって株式を移転することがあるが、買取資金を後継者個人が用意するため、時価に比べ低額で株式を譲渡する場合がある。この際、時価と譲渡対価の差額が低額譲受に係るみなし贈与とみなされ、贈与税が課される可能性がある。

親族内に後継者がいない場合、従業員承継が有力な選択肢となることから、これを推進するため、低額譲受時のみなし贈与に係る贈与税を事業承継税制の対象とすべきである。

(5) 外国子会社株式の対象化

現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外されているが、中小企業の積極的な海外展開を促進する観点から、外国子会社株式を対象とすべきである。

2. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等、円滑な経営承継の大きな阻害要因となっている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、抜本的見直しを行うまでの間、純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を講じるべきである

- ・都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な経営承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- ・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ・評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3か月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3か月間（あるいは5か月間）の株価変動を斟酌すべき
- ・土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の円滑な経営承継のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

3. 円滑な経営承継・事業継続に向けた税制等の見直し

(1) 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度は、令和5年度税制改正で基礎控除額が創設されるなどの見直しが行われたところであるが、さらなる活用促進に向け、以下の見直しを行うべきである。

- ・小規模宅地等の特例との併用を可能とする
- ・贈与後に株式等の評価額が下落した場合、相続時の時価で再評価する
- ・贈与者・受贈者要件（60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子・孫）の緩和

(2) 事業譲渡の促進に向けたみなし配当課税の見直し

後継者難に直面する中小企業にとって、従業員や取引先等を後継企業に引き継ぐことができるM&A（第三者承継）は、後継者対策の重要な選択肢の一つであるが、事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けてM&Aに取り組む買手企業にとっては、買収先企業の簿外債務等のリスクや事業価値の算定が困難であることがM&Aの障害となっており、リスク回避のために譲り受ける資産・負債を限定できる事業譲渡を希望することが多い。

一方で、法人の清算を伴う事業承継を前提として事業譲渡を用いた場合、事業を譲り渡す法人に対する譲渡益と法人清算時の出資者に対するみなし配当に課税され、株式を譲渡した場合と比較して、事業を譲り渡す者の税負担が大きくなることが、ボトルネックとなり、事業譲渡が進まないケースがある。

このため、事業を譲渡した後に法人を清算する場合のみなし配当について、申告分離課税とし、少なくとも株式譲渡所得に対する税率と同水準に引き下げるべきである。

（3）デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入

中小企業のM&Aにあたっては、買手企業にとって、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、リスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できないことが障害となっていることから、デューデリジェンス費用や仲介手数料を損金算入とすべきである。

（4）事業譲渡の際に発生する不動産取得税の軽減措置の拡充

中小企業のM&Aにあたっては、高額となりやすい不動産取得税がネックとなっていることから、経営力向上計画に基づいて行う事業譲渡の際、譲受側が支払う不動産取得税を一定割合軽減する措置について、以下の拡充を行うべきである。

- ・譲渡側の年齢要件（60歳以上）の緩和
- ・グループ企業間の事業譲渡の対象化

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

1. デジタル化への環境整備

（1）スマート青色申告制度（仮称）の創設

中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つであるが、個人事業主の約4割が白色申告であることや、売上高1千万円以下の小規模事業者の5割弱が帳簿作成等の経理事務を手書きで行っていること等を踏まえれば、まずはこうした層の記帳水準の向上が不可欠である。

このため、個人事業主のデジタル化へのインセンティブ措置として、①デジタルツールで記帳・帳簿作成を行い、かつ、②e-Taxで申告を行う者、に対する「スマート青色申告制度」（仮称）を創設し、下記のようなインセンティブ措置を大胆に講じるべきである。

- ・「スマート青色申告特別控除」（仮称）の創設（現行の青色申告特別控除（最大65万円）を深堀り）
- ・青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（3年間）の延長

（2）電子帳簿保存法の周知徹底

電子帳簿保存法における電子取引のデータ保存義務化については、令和5年度税制改正にて、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置や検索機能の確保要件の緩和措置が講じられたが、未だ事業者に十分に認知されていない状況にある。

同法は全ての事業者を対象とし、かつ極めてわかりづらい制度でもあることから、政府が責任を持って事業者への周知を行う必要がある。

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

（1）印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とする時代に即していない税制であり、金銭的な負担はもちろん、購入・管理に係る事務的な負担も生産性向上を阻害する要因となっている。

なお、電子契約にすることで印紙税負担を無くすることが可能だが、例えば、国、地方公共団体等が電子契約に対応していない場合、中小企業は契約の際の印紙税負担を避けることができない。また、一般消費者相手のビジネス（B to C）の場合、電子による契約や領収書発行は困難である。

こうした点を踏まえ、印紙税については速やかに廃止すべきである。

（2）留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

経営環境の急速な変化に対応し、企業が生き残っていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、こ

7. 事業 (3)意見活動

れを行うための財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金を中心であるため、自己資本比率の向上は、緊急時の資金調達余力確保の観点から極めて重要である。

さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。

このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

(3) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収される中、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約7割、損益分岐点比率が約9割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人186万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、これまでの税制改正の中で見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

また、令和4年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である1%に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となるなど、現年課税化は、企業、地方自治体双方の事務負担を増加させ、生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

(6) 納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。

寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やe-Taxの利便性向上等において検討すべきである。

(7) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

特定技能は2019年に創設された外国人労働者の新たな在留資格制度であるが、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、

みなし納税管理人の設定等)を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。

(8) 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ・印紙税
- ・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ・嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

(9) 地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約2割を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、地方自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、地方自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

(10) リース会計基準の見直しにより中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016年に国際会計基準（IFRS）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、リースに関する会計基準とIFRS等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はIFRSの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。また、貸手側について、リースに関する会計基準の改正に伴い、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度（法人税）及びリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税）が廃止された場合、借手である中小企業においても、新たな資金負担が生じることが強く懸念されることから、これらを廃止せずに存置し、リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

3. 納税環境整備・納税協力負担の軽減

(1) 中小企業の納税協力負担の軽減

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務等について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担を強いられている。例えば、本年実施された所得税の定額減税については、事業者の事務負担が大きく、負担の少ない給付金で対応すべきであるとの声も寄せられているところである。

このように、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっていることから以下の措置を講じるべきである。

① 国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・国、地方自治体に提出する開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること

7. 事業 (3)意見活動

- ・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したE x c e l形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

② 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること
- ・GビズIDとの連携によりe L T A Xの利便性向上を図ること

(2) 納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じることが必要である。

- ・給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）の「翌月20日」への変更
- ・不納付加算税（源泉所得税の10%）の軽減

4. インボイス制度の周知徹底・負担軽減措置の効果検証

2023年10月よりインボイス制度が始まったが、未だ同制度はおろか、消費税制度そのものへの理解が十分ではない事業者が多くいることから、引き続き政府による制度理解に向けた周知が必要である。

また、令和5年度税制改正にて講じられた負担軽減措置について、その効果を十分検証し、必要に応じて見直しや延長・恒久化を検討すべきである。

5. 事業再生・再編の後押し

(1) 事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度が少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。

ついては、「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

(2) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。

このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

(3) 資産の評価損の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損について損金算入できるようにすべきである。

(4) 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長・要件の緩和等

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、中小企業の再生を支援する観点から、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、確実に延長すべき。

また、中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久

化すべきである。

(5) 早期再生の後押しに向けた所要の措置

早期再生を実現し、経営に元気と活力を取り戻すため、「基本要領」に定める手続きに従って策定された再生計画を実行する中小企業等に対し、次の措置を講ずべきである。

- ・債務者企業がサービス等の一定の金融機関から債権を買い取る際に発生する債務免除益の繰延べ措置の創設
- ・再生計画合意時点における青色繰越欠損金の繰越期限の停止、および再生計画合意日以前の一定期間内に期限切れとなった青色繰越欠損金の損金算入の容認
- ・経営者等の所有する土地建物・株式等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てた場合、再生計画への明記かつ再生計画期間中の実行であれば、当該譲渡に係る所得をなかったものとする（保証債務を履行するために土地建物等を売ったときの特例を柔軟に運用すること）
- ・再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産に係る固定資産税の負担軽減措置の創設
- ・経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合において、非課税所得（所得税法第9条第1項第10号）の適用を可能とすること。また、無資力判定に係る要件を明確化すること
- ・再生計画に基づき滞納租税を分割納付するときは、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めること。また、計画期間中は担保の提供を要せずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除すること
- ・第二会社方式による再生計画において、特別清算で切り捨てられる金銭債権について、貸倒損失による損金算入を認めること

IV. 地域における民間投資拡大に資する税制

1. 地方創生と内需の拡大

(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充

今年度末で適用期限を迎える地域未来投資促進税制は、地方都市における物流効率化に向けた大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とIoTで結ぶサプライチェーンマネジメントの構築、地域の新たな産業創出に向けた企業立地の促進等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資のみならず、地域の稼ぐ力を強化するうえで重要な役割を果たしている。

そのため、地域経済を牽引する産業基盤のさらなる強化や将来の地域における成長基盤となる産業創出・産業転換に向け、本税制は確実に延長するとともに、地域の特性を活かした基幹分野や成長性の高い新興分野等にて実施する中小・中堅企業の設備投資に対して、控除率の深堀り等のさらなる支援強化を講じるべきである。

また、地域特性を生かした産業政策を講じるため、地方自治体が地域未来投資促進法に基づく「基本計画」に重点支援分野を定める際には、大学、公設試験研究機関、金融機関、商工会議所等の支援機関と協議する等、関係者間で調整を図るよう促すべきである。

(2) 民間企業による産業用地整備の促進に向けた支援策の強化（産業用地整備促進税制（仮称）の創設等）

地域における産業基盤の強化や経済安全保障の観点から、地域の土地を買収して産業用地を整備し、国内投資を促進させる必要があるが、全国各地で、その受け皿となる産業用地の確保が課題となっている。民間事業者と連携した用地整備は、行政単独事業に比べ、整備完了までの期間が短い等のメリットがあるものの、初期段階において、地権者との交渉（合意形成・用地買収）が難航することがボトルネックとなって進まないケースが多い。

そのため、地方公共団体と民間事業者が連携して産業用地を整備する場合において、地権者が土地を譲渡する際に発生する所得税を軽減する税制優遇措置（産業用地整備促進税制（仮称））を創設すべきである。

また、民間事業者による産業用地の整備にあたり、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を活用するケースが増えている。民間事業者からは、「計画段階で産業用地に立地する企業・付加価値額等の記載は困難」「進出企業の従業員や地域住民が活用できる保育所や避難場所の整備等、産業団地に進出する企業の人材定着に資する福利厚生関連施設も支援対象としてほしい」等、柔軟な制度を求める声が上がっている。

官民連携による産業用地整備や進出を検討する企業の実態等を踏まえ、民間事業者による産業用地の整備促進に向けて、地域未来投資促進法等における各種手続きの要件緩和を図るべきである。

(3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・拡充

今年度末で適用期限を迎える地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地域に貢献したいという企業の意思により、地方自治体の地域活性化に資する活動を財政面から応援する税制であり、とりわけ財源が限られている地方自治体で大いに喜ばれ、活用されている。官民が一体となって地方創生を実現する極めて有意義な税制であり、確実に延長すべきである。

他方、個人版ふるさと納税と比較すると、地元（企業にとっては本社所在地の地方自治体）への寄附は対象外であるなど、見劣りする面がある。企業版ふるさと納税は、個人版ふるさと納税で一部見られるような、いわゆる返礼品目当ての寄附はないことも踏まえ、同税制のさらなる活用促進を図るため、寄附を行った企業に対する経済的な見返りが生じないよう十分配慮したうえで、現行制度では認められていない本社所在地の地方自治体への寄附を同税制の対象とすべきである。

あわせて、本税制のみならず、地方自治体が実施する地方創生事業や住民の生活環境向上に資する事業等に対して地元企業が寄付をしやすい措置を検討すべきである。

(4) 地方都市再生・中心市街地の活性化のための税制措置

① 都市再生推進法人が行う都市再生・エリアマネジメント事業に対する税制支援の強化

都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等は、限られた財源の中で空き地・空き店舗等の利活用や空き家・古民家等のリノベーションを通じたまちなか居住の推進等、地域の特性に応じた都市再生・エリアマネジメント事業を展開している。こうしたまちづくり会社等の独創性ある新規事業・事業拡大への取組みを一層促すため、不動産取得税・登録免許税・固定資産税・法人税の減免等の措置を講じるべきである。

また、まちなかへの商業施設の立地は、若者・女性を惹きつける都市の利便性・多様性確保とともに、中心部への人流を作り、既存の地元店舗との連携・相乗効果を創出することも期待される。このため、都市機能誘導区域（まちなか）への商業機能誘致に向けて、税制上のインセンティブ措置を講じるべきである。

② 低未利用不動産解消に向けた民間活力活用のための特例措置の創設

まちづくり会社等は多岐にわたる活動を展開しているが、その事業は社会課題解決の側面が強く、まちづくり会社等の事業拡大・新事業展開に伴う資金調達は公的支援に頼ることが多い。過度に行政支援に頼ることなく、民間による持続可能なまちづくりを後押しするため、まちづくり会社等の事業理念に共感し、出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

また、中心市街地・まちなか等における低未利用地、および所有者不明土地の発生抑制・活用促進のために、まちづくり会社、ランドバンク（※）等が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。

1970年代からアメリカで広がりを見せていたが、2008年の金融危機後、さらに増加している。

日本では2013年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、2022年の所有者不明土地法改正により、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

③ 地域福利増進事業に係る特例措置の延長

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地および償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

④ まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全のための特例措置の延長等

都市における緑地・オープンスペース整備促進に向けて、緑地保全・緑化推進法人が設置管理する認定市民緑地の敷地に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用期限を延長すべき。あわせて、都市の脱炭素化に資する都市開発事業を促すため、民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る税制特例措置を拡充すべき。また、地方都市におけるGXを契機としたまちなかへの新たな投資を呼び込むため、都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等による都市の緑地を確保するプロジェクトに対し、税制上の支援措置を講じるべきである。

⑤ まちづくり・観光の重要な担い手である芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手である。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出・インバウンド対応を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

⑥ 空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する税制優遇措置の創設

商業機能が集積している地区等において、一定期間内（10年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

⑦ P F I 事業における固定資産税等の特例措置（B O T 税制※）の延長・拡充

民間の資金・ノウハウを活用するP F I 事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、今年度末で期限切れを迎えるB O T 税制は延長すべきである。

また、現状、適用範囲がサービス購入型のみに限定されているが、混合型も対象とするよう拡充すべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に行政へ施設所有権を移転する方式

⑧ 2027年国際園芸博覧会に係る特例の創設

2027年に開催される横浜国際園芸博覧会に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備および開催のために国税および地方税に関して必要な措置を講じるべき。

（5）内需拡大に資する住宅関連税制の延長・拡充

良好な住宅ストック形成を図るとともに、内需の柱であり経済波及効果の高い住宅投資を促進するためにも、以下の措置を講じるべきである。

- ・新築住宅に係る住宅ローン減税について、子育て世帯や若年夫婦世帯を対象に講じられている借入限度額に係る措置および床面積要件の緩和措置の延長
- ・子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長
- ・住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長
- ・サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長
- ・防災街区整備事業における固定資産税の特例の延長
- ・管理計画認定マンション等における長寿命化に資する一定の大規模修繕工事に対する固定資産税の特例の延長
- ・魅力ある働き方や豊かな暮らしの実現に向け、複数拠点を利用する二地域居住の推進に向けた支援措置の創設

（6）複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

中長期的観点から、2050年カーボンニュートラルの実現、C A S E の進展、新しいモビリティ社会の到来など、自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえながら、自動車関係諸税のあるべき姿について、議論・検討を進めるべきである。今後2年間で国民的な議論を行い、「自動車からモビリティへの進化に伴う新しい社会価値の創出」と「マルチパスによる保有も含めたC O 2 削減」に資するよう、簡素化・負担軽減を前提に、新たな時代に適した公平・簡素な自動車税制に抜本的に見直すとともに、足元では以下を講じるべきである。

- ・原動機付自転車の道路運送車両法及び道路交通法の施行規則改正に合わせた軽自動車税における種別等の見直し
- ・ノンステップバスやUD（ユニバーサルデザイン）タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長
- ・都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長
- ・先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長
- ・水素充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置

2. 地域のレジリエンス強化

（1）中小企業の強靱化に向けた中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・津波・豪雨・火山噴火等、自然災害が激甚化・頻発化する中、企業においてB C P（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。中小企業防災・減災投資促進税制は、こうした災害時における中小企業のB C P 促進に資することから、今年度末で期限を迎える本税制は延長すべきである。

あわせて、同税制の対象に下記の設備を追加するとともに、申請に必要な事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

- ・長時間の停電に備えるための蓄電池
- ・飛散したガラスによる2次災害リスクを軽減するための飛散防止フィルム
- ・河川や下水道への大量の雨水流入を防ぐための雨水浸透枳や雨水貯留施設

（2）災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長・拡充

地震や津波、豪雨、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに推進するためには、行政のみならず、中小企業を含む地域全体での取り組みが求められていることから、都市計画法および都市再生特別措置法

が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため、今年度末で期限を迎える本税制は延長すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

(3) サプライチェーン全体での防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのBCP策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。

あわせて、地方自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

V. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (3) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置を復活させること。
- (4) 地域の活性化や社会課題の解決に資する寄附型クラウドファンディングにおける寄付金控除・寄附金特別控除の対象を拡大すること。
- (5) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を上げること。
- (6) 物価上昇等の状況を踏まえ、課税最低限の引き上げなど必要な措置を講じること。
- (7) 低所得世帯（年収300万円～400万円）に多くの子育て層が含まれることから、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すること。
- (8) ガソリン代高騰の影響を考慮し、マイカー通勤者の通勤手当における非課税限度額を引き上げること。

2. 資産税関係

- (1) 円滑な経営承継・事業継続に向け、以下を講じること。
 - ・事業承継税制一般措置による贈与税の納税猶予の適用を受けており、贈与者に相続が開始した場合における特例措置への切り替え容認
 - ・経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲（旧代表者および後継者1人）の見直し
 - ・経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減措置の創設
 - ・法人経営のために担保提供した個人資産について、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する制度の創設
 - ・分散した株式の集中化を図るため、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主のみなし配当課税の適用停止措置の実施
 - ・同族株主判定の際に基準となる範囲（6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪））の「配偶者および3親等内の親族」への縮小
 - ・現物出資等受入れ評価差額に係る規定（財産評価基本通達 186-2（2））の撤廃
- (2) 若年代への早期の資産移転を後押しする観点から、以下を講じること。
 - ・暦年課税制度における基礎控除（110万円）の引き上げ
 - ・結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
 - ・教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
 - ・死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額の拡充

3. 法人税関係

- (1) 地方創生・地域活性化の観点から、下記のとおり寄附税制を拡充すること。
 - ・商工会議所が実施する災害等からの地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金の全額損金算入
 - ・アーケードや街路灯等の設置・管理に係る商店街振興組合の環境整備事業のための積立金の損金算入限度額の拡大
- (2) 中小企業の海外展開を後押しする観点から、以下を講じること。
 - ・中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入
 - ・中小企業の海外からの撤退費用に係る税額控除制度の創設
 - ・親会社が負担する外国子会社への出向社員の人件費の全額損金算入

- ・各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すこと。また、不透明なP E課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うこと
- ・外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間について、現行の3年から米国並みの10年に延長すること。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすること

- (3) 青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を現行の1事業年度から複数年度に拡充すること。
- (4) 賞与引当金、退職給与引当金については、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めること。
- (5) 中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための課税所得15億円以下（過去3年平均）の要件について、課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しを行うこと。

4. 消費税関係

- (1) 軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すこと。なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。
- (2) 直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度を創設すること。
- (3) 「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上の処理の差異を解消すること。
- (4) 免税手続カウンターにおける特定商業施設について、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件を緩和すること。

5. 地方税関係

- (1) 地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を創設すること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

6. 年金関係

- (1) 企業年金等の積立金にかかる特別法人税を撤廃すること。
- (2) i D e C oおよびi D e C oプラスの拠出限度額を引上げること。特に、老後の所得確保に向けた制度を公平かつ分かりやすいものとする観点から、確定拠出年金については働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なる状況を解消し、共通の非課税枠とすること。
- (3) 企業型確定拠出年金における拠出限度額を引上げること。
- (4) 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の制限を撤廃すること。
- (5) 一定年齢以降において、一定額内での追加拠出を可能とするキャッチアップ拠出を導入すること。

7. 納税環境整備

- (1) e-TaxとeLTAXの統合等による申告・納税手続きのワンストップ化を図ること。
- (2) 地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すること。
- (3) 学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で租税教育や簿記・会計教育を実施すること。

VI. 東京都に対する要望

わが国経済は、今まさに「停滞から成長」への転換局面にあり、30年続いたデフレからの完全脱却を実現し得る好機を迎えている。しかし、昨今の原材料・エネルギー価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う防衛的な賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、都内事業者の多くが、構造的・持続的な賃上げや新たな成長投資に取り組むための原資を十分に確保できていない厳しい状況にある。

こうした中、地域経済の持続的な好循環を生み出すためには、地域経済や雇用を支える中小企業の「稼ぐ力」の強化に向け強力に後押しすることが必要である。

1. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化や経営基盤強化を後押しする税制

(1) 固定資産税、事業所税、都市計画税等の減免

固定資産税、事業所税、都市計画税等は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、企業の前向きな投資活動など、「稼ぐ力」を強化する取り組みの大きな阻害要因となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の措置を講じるべきである。

- ・商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準条削減措置（負担水準の 65%、税額の 1.1 倍）の拡充（負担水準の 60%までの引下げ等）
- ・小規模非住宅用地に係る 2 割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

(2) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても課税され、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する企業の取り組みを妨げるものであり、そもそも国際的に見ても稀な税制であることから、同税は廃止すべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、同税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(3) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあつて、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(4) 法人事業税・法人住民税の超過課税の廃止

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、29.74%（2018年度～）にまで引下げられたが、東京都においては、30.62%（外形標準課税適用法人）、34.59%（中小法人一超過税率）と、30%台にとどまっている。

東京都が掲げる「稼ぐ東京」の実現に向け、全ての業種にて法人事業税・法人住民税の超過課税を廃止し、次世代につなぐ中小企業・地域産業の活性化を図るべきである。

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となるなど、現年課税化は、企業、地方自治体双方の事務負担を増加させ、生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

2. 世界経済を牽引する東京の活力強化に向けた税制

(1) 中小企業のデジタル化推進に向けた環境整備

バックオフィス業務のデジタル化は、事業者にとって経理事務の負担軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等、経営面からもメリットが大きい。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告・電子納税の促進は徴税コストの低減に寄与することから、以下の措置を講じるべきである。

- ・東京都および周辺自治体における電子帳簿・電子申告・電子納税の普及促進および税の減免等のインセンティブ措置の創設
- ・東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払報告書の様式統一

(2) 創業支援に資する税制措置の拡充

東京都が策定している『「未来の東京」戦略 version up 2024』にて、次々と新しい産業が

生まれる、世界一のスタートアップ都市・東京を目指し、アントレプレナーシップの育成や資金調達支援等が示されている。女性・若者・シニアをはじめとした様々な層が創業を志し、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

- ・創業後5年間の法人事業税や法人都民税の減免措置の創設
- ・創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度の創設（固定資産税の減免措置、地方税の税額控除等）

（3）高度な防災都市を実現するための税制

首都直下地震・南海トラフ地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

「強靱な首都東京」を実現するためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面で以下の措置を講じるべきである。

- ・BCP策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、BCPの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免する措置の創設
- ・密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地等）、緊急輸送道路沿道建築物等の防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には法人および個人事業税を減免する措置の創設
- ・オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とする措置の創設

以上

2024年度第11号
2024年9月12日
第773回常議員会決議

<提出先>東京都知事ほか東京都幹部、東京都議会議長・副議長、都議会主要政党三役、関連団体 等

<実現状況>

【中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制】

- 中小企業経営強化税制の延長（2年間）・拡充
 - ・売上100億円をめざす企業を対象に建物を対象設備に追加
- 中小企業投資促進税制の延長（2年間）
- 中小企業の法人税率の軽減措置の延長（2年間）
- 償却資産に係る固定資産税の特例の延長（2年間）・拡充
- エンジェル税制の拡充
 - ・再投資期間を最長2年に延長

【円滑な経営承継・事業継続に資する税制】

- 事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上の撤廃
- 事業承継のあり方について検討の実施
- 個人版事業承継税制における事業従事要件の見直し

【わが国のビジネス環境整備等に資する税制】

- 青色申告特別控除拡充措置の対象追加

【地域における民間投資拡大に資する税制】

- 地域未来投資促進税制の延長（3年間）・拡充
 - ・地域の発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資に対する拡充措置を創設
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長（3年間）
- 中小企業防災・減災投資促進税制の延長（2年間）

7. 事業 (3)意見活動

- P F I 事業における固定資産税等の特例措置（B O T 税制）の延長（5年間）・拡充
- 2027年国際園芸博覧会に係る特例の創設
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（1年間）
- 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充（1年間）
- 住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長（1年間）
- サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長（2年間）
- 原動機付自転車の道路運送車両法及び道路交通法の施行規則改正に合わせた軽自動車税における種別等の見直し
- ノンステップバスやUD（ユニバーサルデザイン）タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長（2年間）
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長（2年間）
- 水素充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置の延長（2年間）・拡充
- 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長（2年間）
- 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長（2年間）

【その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制】

- i D e C o の拠出限度額の引上げ
- 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の制限撤廃
- マイカー通勤手当の非課税額の引上げ

12. 「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見

I. 基本的な考え方

わが国経済は、「停滞から成長」への転換局面にあり、デフレ脱却の好機を迎えている。こうした中、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化に加え、円安の影響等もあり、エネルギー価格は高止まりが続いており、企業経営や人々の生活に大きな影響を与えている。

当所が本年3～4月に実施した「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」でも、中小企業の約9割が「エネルギー価格の上昇により、経営に影響を受けている」と回答しており、安定・安価なエネルギー供給が求められている。

一方、デジタル社会の進展に伴うA I の普及やデータセンターの設置、脱炭素に向けた電化の進展などにより、今後、電力需要は増大する可能性が極めて高いとされており、成長を確かなものとするうえで、電力の安定供給確保の重要性が改めて高まっている。

（エネルギー政策は「S + 3 E & G」へ）

こうした中、現在、政府においては、わが国の中長期のエネルギー政策の方向性を定める「エネルギー基本計画」の見直しを進めている。エネルギー政策は、「安全性（S a f e t y）」を大前提としつつ、「環境適合（E n v i r o n m e n t）」、「安定供給（E n e r g y S e c u r i t y）」および「経済効率性（E c o n o m i c E f f i c i e n c y）」の「S + 3 E」が原則である。加えて、エネルギーを取り巻く環境変化を踏まえれば、エネルギー安全保障の観点など、「国際性（G l o b a l）」の視点を新たに加えることも必要である。

（脱炭素移行期は「柔軟性・機動性」ある対応を）

また、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、わが国は2050年に温室効果ガス排出量のネットゼロを目指す「2050カーボンニュートラル宣言」を行っており、新たなエネルギー基本計画もこれに即した内容が求められる。カーボンニュートラル実現に至る過程（トランジション）においては不透明性・不確実性も極めて大きい。コスト上昇・雇用喪失・産業空洞化等大きな困難も想定され、多様な発想・取組を認める柔軟性や、変化に対応する機動性も含め、万全の対応が必要である。

（エネルギーミックスの「最適化・多重化」を）

そのためにも、再生可能エネルギー、化石エネルギー、原子力のそれぞれについて、メリットの最大化、デメリットの補完・克服により、全体としてのエネルギーミックスの最適化・多重化を追求することが求められる。

こうした観点を踏まえ、「第7次エネルギー基本計画」策定にあたり、以下要望する。

II. エネルギー政策をとりまく変化への対応

1. 地政学リスクの高まりとエネルギー価格の高騰

わが国のエネルギー自給率はわずか12.6%(2022年度)と低く、原油の中東依存度は、主要国の中でも突出して高い。地政学リスクの高まりや資源獲得競争の激化に長引く円安も加わり、国内の電力価格は高止まりの状況にあり、わが国産業の国際競争力の低下や生産拠点の海外移転の検討など企業経営に大きな影響を及ぼしている。

世界のエネルギー供給が不安定化する中で、エネルギー安全保障と安定供給の確保、価格の安定に向けた取組により、企業の予見可能性を高める政策運営が求められる。

【要望事項】

- 企業経営におけるエネルギーコスト負担抑制に向けて、エネルギー安全保障と安定供給の確保、価格の安定に向けた取組を
- 例えば、電力価格を東日本大震災前の水準に抑えるなど、企業の予見可能性を高める政策運営を
- 同盟国やASEANとの関係を強化し、一定程度のエネルギーコスト増を見据えた、産業競争力維持のための戦略的シナリオを検討すべき
- 再エネ賦課金について、負担適正化の観点から、改めて制度の在り方を検討すべき

2. 電力需要の増大と脱炭素移行期における供給不安定化

AI等デジタル技術の急速な発展・普及、データセンターや半導体工場の稼働・新設、ヒートポンプや大型電気炉等の普及による電化が進むことにより電力需要が増大されると想定されている。省エネ技術の進展も期待されるが、供給力の増強は一朝一夕にはできないことから、節電効果を上回る電力需要の増大を見据えた検討は不可欠である。

しかしながら、現在、LNG含む化石燃料へのエネルギー投資は低迷し、海外での上流投資の停滞とともに、長期契約も減少傾向となっている。また、火力発電等、国内インフラの休廃止が続き、設備維持のための投資も停滞している。

デジタル社会の進展等による電力需要の増大に対応するべく、中小企業を含む需要の最適化ならびに徹底した省エネとともに、足元の供給力確保、脱炭素移行期の安定供給を支えるエネルギー関連投資の促進に向けた仕組みが求められる。

【要望事項】

- 足元の需要増に対応する供給体制の整備・拡充は急務。併せて、脱炭素移行期における安定供給、レジリエンス強化の観点を踏まえた電源ミックス、着実なエネルギー関連投資の促進に向けた仕組みづくりを
- 各地域の人口や産業構造の現状と今後想定される変化を踏まえ、S+3Eの観点で再エネ・原子力・火力の各電源と需要家の省エネ等を効果的に組み合わせた取組を
- AI等デジタル技術の活用も含め、中小企業を含む需要の最適化ならびに徹底した省エネ推進を

3. 脱炭素技術開発の競争激化とグリーンファイナンスの始動

わが国の温室効果ガス削減は、現時点では、NDC(国による温室効果ガス排出量の削減目標)の達成に向けてオントラックで推移しているが、要因の一つは低成長によるエネルギー需要の伸び悩みにある。

わが国企業においても、2050年カーボンニュートラル実現のカギを握る再エネ、水素など脱炭素関連の技術開発・実装・普及に向けた活発な動き見られるものの、ルールメイキング含め、欧米諸国との競争は一層激化しており、ASEAN地域への技術支援では中国との熾烈な競争が繰り広げられている。

気候変動対策としての温室効果ガス削減には多様な意見があるが、脱炭素関連技術の開発・実装・普及や、水素など次世代エネルギーのサプライチェーン構築と需要創出は、わが国産業競争力強化の観点からも非常に重要である。

脱炭素技術開発と資金の両面において、官民がそれぞれの役割責任を明確にし、一体となった取組が不可欠である。

【要望事項】

- 脱炭素技術開発と資金の両面において、官民がそれぞれの役割責任を明確にし、一体となった取組を
- 企業による投資予見性を高め、民間活力を活かすべく、政府は、企業の挑戦を促すG X経済移行債、G Xリーグ等の取組の一層の推進を
- わが国企業による脱炭素化技術・サービスが、国内外の市場で適正に評価される仕組みづくりの推進を

III. 電源構成

1. 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは現在の電源構成の約2割(22%)を占めているが、現時点ではトータルの発電コストが高く、気象条件による出力変動(太陽光・風力)に対する調整力の確保、電源設置にあたっての適地の不足・偏在、地域との共生などが課題となっている。

再生可能エネルギーは、発電時にCO₂は発生しないため、今後の主力電源化に向けては、これらの課題を解決していく必要がある。

「再エネ導入拡大・主力電源化」と「関連産業振興」の方針を明確化し、開発・実装・普及の加速とともに、立地地域における地元企業の参画、関連産業・需要家企業の誘致、防災・環境など「地域共生」の視点が求められる。

【要望事項】

- 「再エネ導入拡大・主力電源化」と「関連産業振興」の方針を明確化すべき
- ペロブスカイト太陽電池など次世代太陽光発電や浮体式洋上風力発電、水素等の新技術について、わが国企業による「技術開発から実装・普及までの取組」を加速するべく、G X関連予算を含め、柔軟かつ充実した支援を
- 再エネ電源の開発・建設には、エネルギーの安定供給と地産地消、建設・メンテナンス等への地元企業の参画、関連産業や需要家企業の誘致(産業集積)に加え、安全・安心・防災、自然環境や景観の保護、資源循環など、「地域との共生」の観点に立った取組みを
- 再エネ適地の偏在・不足や出力変動への対応として、地域間で電力を融通する「送配電網の整備・強化」や「蓄電池の整備推進」、「揚水発電の更なる活用」を

2. 原子力

原子力は、発電時にCO₂を排出しないため、「脱炭素と安定供給を支える電源」として必要不可欠であるにもかかわらず、国内の原子力発電所36基中、再稼働は12基のみに留まっており、現在の電源構成の1割未満となっている。特に東日本においては、再稼働がゼロとなっており、電力不足や電力料金高騰の一因になっている。

今後、原発の新増設・リブレースが行われなければ、2050年以降発電量が急減する恐れがある。原発は建設リードタイムが長く、早急な着手が必要である。加えて、放射性廃棄物の最終処分、核燃料サイクル、関連企業撤退・人材流出も課題となっている。

現行のエネルギー基本計画では、「可能な限り原発依存度を低減する」とされているが、これを見直し、「脱炭素と安定供給を支える電源」として、安全性確保された原発再稼働を推進するとともに、革新炉の研究開発・人材育成など、「原子力新時代」の取組みを推進すべきである。

【要望事項】

- 「可能な限り原発依存度を低減する」との方針を見直し、「脱炭素と電力安定供給を支える電源」として原子力発電の位置づけを明確化すべき
- 国が前面に立って、安全性が確保された原子力発電所の早期再稼働推進を
- 原子力発電所立地地域がその役割に応じたメリットを享受し発展できるよう、国が責任を持ち、発電事業者等の協力を得て、地域振興や地域の課題解決を推進する仕組みを構築すべき。具体策の検討に当たっては、地域に寄り添った取組みとなるよう、地元経済界が参画できる枠組みを

- 原子力発電所の新設・リプレースとともに、次世代革新炉（革新軽水炉・小型モジュール炉（SMR）・高温ガス炉・高速炉・核融合）の実装に向けた、原子力関連技術の研究開発および次世代に向けた人材育成の推進を
- 災害発生時の対応、最終処分場問題・核燃料サイクルの解決含め、原子力の安全性に関する丁寧な情報発信と国民理解の促進に向けたさらなる取組強化を
- 原子力発電所立地地域のみならず、電力の大消費地である都市の住民も含めて、広く国民の関心を高めるべく広報活動を強化すべき
- 原子力政策の一環として、ALPS処理水放出に対する水産物輸入規制解除への早期実現含め、福島復興支援の継続的な取組みを

3. 火力（化石エネルギー）

火力（化石エネルギー）は発電時のCO₂排出量が多いものの、現在の電源構成の約7割を占めているが、燃料の大半を海外から輸入に頼っているため、エネルギー安全保障の問題があるとともに、電力価格の変動幅拡大の要因となっている。また、脱炭素に向け、老朽化した火力発電所の休廃止進む一方で、新規投資は停滞し、供給力不足が顕在化している。

既存の強靱なバリューチェーンを持つLNG等の化石エネルギーの有効活用は不可欠。「再エネ主力化の調整力」として、設備の維持・更新を図るとともに、「脱炭素型火力」に向けた多様な技術開発など、「化石新時代」に向けた取組みを推進すべきである。

【要望事項】

- 火力発電について、「再エネ主力化に向けた調整力」、「脱炭素移行期の安定供給を支える電源」として位置づけを明確化し、企業による設備の維持・更新に向けた取組の後押しを
- 温室効果ガス削減に向け、火力発電への依存度を段階的に低減するとともに、燃料への水素・アンモニアの活用（専焼・混焼）、eメタン、バイオ燃料、CCS・CCUSとの組み合わせなど多様な技術開発を促進。ASEAN等への積極展開も含め、「脱炭素型火力への転換」の推進を
- エネルギー安全保障の観点も踏まえ、燃料調達の多重化・分散化、産油・産ガス国への増産働きかけを行うとともに、LNGの長期契約締結、石炭、余剰LNGの備蓄など、エネルギー市場の安定化と安定供給確保の取組を

IV. 熱需要

産業・民生部門のエネルギー消費量の約6割は熱需要であるが、家庭用の100度以下から産業用の千度以上まで温度帯は幅広く、化石燃料が多く使用されており、熱の脱炭素化の推進も必要である。対策としては、電化、燃料転換（水素・アンモニア等の活用、メタネーション）、CCS・CCUSなどがあるが、設備投資の負担、燃料費のコスト削減などが課題となっている。

電化とともに、LNGなどより低炭素な燃料への転換、水素・アンモニア等の活用、CCS・CCUSとの組合せによる脱炭素化を進めるべき。

【要望事項】

- 熱需要の電化を進めるとともに、大容量の熱エネルギーが必要で電化に不向きな設備は、LNGなどより低炭素な燃料への転換や水素・アンモニア等の活用を進めるとともに、CCS・CCUSとの組合せによる脱炭素化の推進を
- LNGについては、エネルギー安全保障の観点も踏まえ、市場の安定化と安定供給確保に向けた、調達の多重化・分散化、産ガス国への増産働きかけ、余剰LNGの備蓄、エネルギー受け入れ施設としての港湾やLNGタンク等のインフラ整備の強化、都市ガスエリア外への供給網確保（導管、サテライト整備）等の取組みを
- CO₂排出減が困難な産業（Hard to abate産業）に関する技術革新支援が重要。メタネーション等、燃料転換に資する新たな技術の開発・実装・普及に向け民間企業の積極的な投資を促すべく、

水素・アンモニアの安定・安価な調達と利活用の道筋の明示を

- 廃熱の回収利用（特に低温 100℃以下）、再エネ（太陽熱・地中熱・バイオマス熱）利用など、熱需要（一次エネルギー消費量）の低減により CO2 排出とエネルギーコストの削減に資する技術開発や新たなビジネス創出の推進を

V. 中小企業と地域におけるエネルギー政策

わが国の企業数の 99.7% を占め、日本全体の 1～2 割に相当する CO2 を排出している中小企業の脱炭素の取り組みが重要であるが、当所の調査によると、約 6 割の中小企業が脱炭素に向けて取り組むハードルは「資金・マンパワー・ノウハウ不足」と回答している。

中小企業の省エネ・脱炭素推進へ、政府・自治体、サプライチェーンでつながる大企業、地域金融機関・エネルギー関連企業による支援・協力が求められる。

地域における脱炭素推進も重要であるが、CO2 多排出産業が経済の中核を担う地域や、火力、原子力、再エネ等の電源が立地する地域など、エネルギーを取り巻く環境や課題は様々である。人口減少等の課題もある中、脱炭素の取組を地域活性化につなげる視点が重要である。

【要望事項】

- 中小企業の省エネ・脱炭素の取組推進に向け、1) 政府・自治体とともに、2) 親会社やサプライチェーンでつながる大企業、3) 地域の金融機関・エネルギー関連企業（電力・ガス、設備機器）等による資金・マンパワー・ノウハウ面での支援・協力の推進を
- 各自治体においては、知見を有する企業・団体と連携し、多排出産業の脱炭素推進、エネルギーの地産地消、脱炭素電源（再エネ、原子力等）立地地域への産業誘致、自立分散型エネルギー源の確保など、地域特性を踏まえたエネルギー戦略の構築・実行を。併せて、その担い手となる人材の確保・育成の取組を
- 「脱炭素先行地域」など先進的な事例の横展開の推進を
- カーボンプライシング等、脱炭素社会に向けた新たな仕組みの導入にあたっては、中小企業が前もって対策を講じることができるよう、十分な周知とタイムラインの設定を

以上

2024 年度第 12 号
2024 年 10 月 10 日
第 773 回常議員会決議

＜提出先＞経済産業省、資源エネルギー庁、自由民主党総合エネルギー戦略調査会

＜実現状況＞

2025 年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」においては、当所が主張する以下の事項等が反映された。

- エネルギー政策の基本原則である S + 3 E（安全性、安定供給、経済性、環境適合性のバランス）は堅持しつつ、エネルギー安全保障を取り巻く状況変化を踏まえ、エネルギーの安定供給を第一に目指す。
- 特定の電源や燃料に過度に依存せず、バランスの取れた電源構成を目指す。
- DX・GX の推進に伴い、電力需要の増大が見込まれる中で、「再生可能エネルギー」と「原子力」かの二項対立ではなく、脱炭素と自給率向上に資する電源として「共に最大限活用する」。

13. 中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望

1. 基本的な考え方

政府は、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050 カーボンニュートラル」の実現を掲げ、GX 推進法をはじめとする GX 関連法の制定や官民で 150 兆円を超える GX 投資を実現するための GX 推進機構を発足させるとともに、今年度中には、国家戦略となる「GX2040 ビジョン」の制定を目指すなど、G

Xの取組を加速している。

わが国の温室効果ガス排出量の1～2割を占めるとされる中小企業においても、脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組を欠かすことはできない。日本商工会議所および東京商工会議所が共同で実施した「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」（※1）（以下「日商・東商調査」）によると、7割の企業が省エネを中心とした脱炭素に向けた取組を実施しているものの、「マンパワー・ノウハウ」「排出量測定・見える化」「排出量削減へ取り組むための資金」などを課題として挙げている。あらゆる業種で人手不足が深刻化しており、専門的なノウハウの不足を補うための方策が必要とされる。

わが国はオイルショック以降、省エネ技術に磨きをかけ、脱炭素分野における技術革新の取組も動き始めている。脱炭素・グリーン分野における国家間競争が激化する中、大企業と中小企業が連携して取り組んでいくことで日本全体の成長へ結び付けていくことが求められる。

以上の観点から、当商工会議所は、会員企業の声を集約した以下の政策の実現を強く要望する。併せて、商工会議所自身においても、中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進を後押しするため、関係諸機関との連携を密に、地域の総合経済団体として中小企業の支援に尽力する所存である。

政府におかれては以下の要望をくみ取り、各種施策の実現に向けて取り組まれない。

※1：日本商工会議所・東京商工会議所が2024年3～4月にかけて実施した「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」詳細は以下URL参照。

https://www.jccci.or.jp/file/sangyo2/202406/v2_cn_chosakekka.pdf

記

Ⅱ. 中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組の現状

1. 取組の広がり取組内容

わが国の温室効果ガス排出量（うち約9割が二酸化炭素（CO₂））において、その排出量の内訳は家庭部門以外が約85%となっており、そのうち発電などのエネルギー転換部門、鉄鋼や化学などのいわゆる多排出産業の大企業などが中心となる産業部門による排出が半分を占め、中小企業の割合は1～2割と推定されている。

その中小企業においては、日商・東商調査によると、7割が脱炭素の取組を実施（「取組は行っていない」との回答割合28.6%からの逆算）していると回答しており、一定程度取組が広がりつつあることがわかる。

取組の内容は、地政学リスクの高まりや世界的な資源獲得競争の激化等を背景に、エネルギー価格高騰が続く中、「省エネ型設備への更新・新規導入」（40.0%）「運用改善による省エネの推進」（38.0%）など光熱費・燃料費等のコスト削減のための「省エネ」が中心となっている。一方で、「温室効果ガス排出量の把握・測定（見える化）」に取り組む中小企業の割合は25.0%となっている。

2. 取引先からの要請、取り組むうえでのハードル

大手・グローバル企業を中心に、取引先にCO₂排出量の算定・削減を求める動きが見られ、日商・東商調査でも、脱炭素に関し、「取引先等から何らかの要請を受けている」中小企業は4社に1社となっている（「要請はない」との回答割合74.3%からの逆算）。

脱炭素に取り組むハードルと感じている内容は、「取り組むためのマンパワー・ノウハウが不足している」との回答が56.5%と最多となっており、「排出量の具体的な算定方法がわからない」（33.1%）、「排出削減に取り組むための資金が不足している」（26.2%）との回答が続く。

脱炭素に関する中小企業の現状をふまえると、脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組を推進するためには、中小企業の自助努力を促すべく、中小企業に対する「知る・測る・減らす」（理解、把握・測定、削減）の3ステップでの支援の一層の強化（含む脱炭素人材の教育・育成、専門家派遣の利用促進）はもちろん、特に中小企業におけるノウハウ・マンパワー不足の解消のため、ノウハウを有する大企業を中心とした取引先等との連携・協力による取組（＝「つなぐ」（※2））の支援が求められる。

以下具体的な要望項目について述べる。

※2：パートナーシップ構築宣言では「グリーン化」も項目とされており、共存共栄の理念のもと【つなぐ】をキーワードとして掲げた。

Ⅲ. 要望項目

1. 中小企業の温室効果ガス排出削減に向けた取組推進

（「知る・測る・減らす+つなぐ」支援を）

（1）【知る】中小企業の脱炭素行動を促す情報提供・発信の一層の強化

日商・東商調査では、脱炭素に取り組む理由（※3）について、取組を行っている事業者は、行っていない事業者と比べ、企業としての評価や知名度、取引、採用など、コスト削減以外のメリットを挙げる割合が高くな

っている。

その他の理由として、環境変化への対応や将来的な規制・負担増への備え（炭素賦課金導入等）も挙がっており、取組拡大には、脱炭素に取り組む幅広いメリットや意義など、経営者の意識変革と脱炭素行動を促す情報提供・発信の一層の強化が不可欠である。

経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省など複数の省庁や自治体による補助金・助成金などの支援策を分かりやすく伝えとともに、企業による取組の好事例について、表彰・認定・自己宣言等の仕組みを通じ、幅広くかつ継続的に発信することで、事業者のみならず国民、消費者の意識変革を促していくことも重要である。

現行の表彰・認定制度の拡充はもとより、認知度の高い中小企業向けの他の制度も参考に効果的な制度・仕組みづくりを実施されたい。

※3：取組を行っていない場合は「理由・目的となり得る」と考えるものを回答

具体的要望項目

- 排出量取引や炭素賦課金（化石燃料賦課金）の制度設計時での意見反映・周知を
 - ・ 今後具体的な仕組みが検討される排出量取引や炭素賦課金（化石燃料賦課金）の制度設計においては、中小企業にとって過度な負担が生じないよう配慮するとともに、中小企業の意見を十分に反映する機会の確保を
 - ・ 制度に対して前もって対策を講じることができるよう、十分な周知と適切なタイムラインの設定を
- 中小企業が脱炭素に取り組む意欲を高める情報提供・発信の一層の強化を
 - ・ 省エネ・コスト削減に止まらない幅広いメリット・意義について、多くの中小企業が自分たちもできる・取り組まなければならない、という意識、意欲をもてるように、具体的な事例を収集し、積極的に情報提供・発信を
- 支援策を整理の上で、周知の強化を
 - ・ 経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省、国土交通省や自治体において用意されている様々な補助金・助成金等の支援策について、更に使い勝手の良いものとすべく、分かりやすく整理を
 - ・ 上記支援策の活用を一層進めるため、支援機関との連携等も深めながら周知の徹底を
- 表彰制度・認定制度等を通じた幅広く継続的な好事例の共有を
 - ・ 中小企業向けの表彰制度、認定制度としては、「気候変動アクション環境大臣表彰」や「エコアクション21」などがあるが、本制度を拡充・発展させ、または自己宣言制度などの導入も検討し、当該制度への挑戦が企業にとって大きなメリットを享受できるものとすべく、一層の認知度向上を
 - ・ 上記制度を通じて、国民、消費者の意識変革を促すべく、幅広く、継続的な表彰および認定を受けた企業の好事例の共有を

(2)【測る】自社の排出量を「見える化」し、削減につなげる社内の仕組みづくり

企業による脱炭素取組の第一歩は排出量の「見える化」（把握・測定）を行うことであるが、日商・東商調査結果では、規模の小さな企業において顕著に当該取組が遅れている。

マンパワー・ノウハウが十分でない中小企業による取組を後押しするべく、簡便かつ低コストで排出量を算定・把握できる仕組みの提供が不可欠といえる。

中小企業でも活用可能な排出量算定ツールの導入を後押しするとともに、具体的な算定の進め方や、算定結果に基づく排出削減の取組検討、期待される排出削減効果の「見える化」などについて専門家等による伴走型支援や社内の人材育成が必要である。

算定ツールの導入など「見える化」への支援とともに、「見える化」から排出量削減につながる具体的な取組を自力で実施できる社内の体制・仕組みの構築に向けたきめ細かい支援を実施されたい。

具体的要望項目

- 中小企業における温室効果ガス排出量算定ツールの導入支援を
 - ・ 現状、民間事業者において、比較的低廉な料金で一定の機能を有するクラウド型で使いやすい算定ツールが開発・提供されているが、中小企業のコスト負担を軽減すべく、費用補助など、導入への後押しとなる支援を
- 専門家等による伴走型支援の拡充を
 - ・ 温室効果ガス排出量の算定・把握および、算定結果を踏まえた排出削減の具体的な取組の検討・実施について、（一財）省エネルギーセンター、「省エネお助け隊」などの専門家等による伴走型支援の拡充を
 - ・ 当該伴走型支援については、経営相談等で日常的に中小企業との接点を有する各種支援機関との連携等による周知を
- 排出量の「見える化」及び排出削減の取組を担う人材の育成支援を
 - ・ レベル・ニーズに応じて効率的に知識習得ができる、無料または低廉な価格での学習用コンテンツ・プログラムの提供を

- ・ 「脱炭素アドバイザー資格」などの関連資格の認知度向上を図りつつ、資格取得について費用補助や資格取得者を有する企業への優遇措置など取得を促す支援を

<参考事例>

○自治体における排出量の「見える化」に対する支援の事例

- ・ 長野市：温室効果ガス排出量見える化・削減支援事業補助金

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n120500/contents/p005940.html>

- ・ 旭川市：中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/510/513/d079199.html>

○当所では、会員企業の「見える化」を支援する「見えサポ」事業において、ツールの導入支援を行っている。詳細は以下URLを参照

<https://www.jccior.jp/news/news/2024/0405160000.html>

(3) 【減らす】省エネ・脱炭素を目的とする設備投資への資金支援のさらなる拡充

中小企業においては、エネルギーコストのみならず、原材料費や人件費の負担増が大きな課題となっている。エネルギー効率が高く、温室効果ガス排出の少ない設備への更新や新規導入の取組を推進するには、資金面での支援の拡充が不可欠である。

日商・東商調査でも、国・自治体へ求める支援については、「省エネ設備・再エネ導入に対する資金面での支援」を挙げる企業が7割を超え、最も多くなっている。

省エネ・再エネ設備導入による温室効果ガス排出削減効果をクレジット化し、売却できる「J-クレジット」制度は、資金面での負担を軽減する効果が期待できるが、中小企業の利用は十分進んでいない。

中小企業において省エネ・再エネ設備導入が進めば、当該分野の技術革新・競争力の向上が図られ、アジア・アフリカ等の海外市場も見据えた有望な産業創出・振興にもつながるものと期待されることから、省エネを中心とした中小企業の脱炭素へ向けた設備投資について大胆な予算措置を実施されたい。

具体的要望項目

○ 設備投資について資金面での支援のさらなる拡充を

- ・ 中小企業向けの省エネ・温室効果ガス排出削減を目的とする設備投資に関する補助金について、助成率、金額上限の引き上げや対象となる設備の要件緩和、申請の簡素化（提出書類の削減）など、設備投資への力強い後押しを
- ・ 設備投資に関しては、基本的には更新案件が補助金の対象となっているが、旧設備についてバックアップや緊急的な受注増への備えとして温存するケースもあることから、新規や増設についても補助金の対象とすべく検討を
- ・ 継続的な設備投資を促すべく、長期的な予算措置の明示等により予見可能性を高める工夫を

○ J-クレジット創出、売却益の活用支援、用途拡大の検討を

- ・ 省エネ・再エネ設備導入を行った後、削減できたCO₂排出量によってJ-クレジットを創出し、当該クレジットの売却益を活用することで負担が軽減できる旨の周知の徹底を
- ・ 中小企業も活用しやすいプログラム型の運営の簡素化、費用補助の拡充、クレジットの利用用途の拡大などにより利用の促進を

<参考事例>

○ J-クレジット創出・活用事例については以下URLを参照

<https://japancredit.go.jp/case/report.html>

(4) 【つなぐ】取引先大手企業等との連携・協力による脱炭素取組の推進

日商・東商調査では、中小企業が脱炭素に取り組む際の主な相談先として設備機器メーカー（25.0%）、電力・ガス会社（20.1%）、取引先（14.8%）を挙げる声が多く、中小企業の経営相談に対応する金融機関や商工会議所、自治体等を上回っている。

「マンパワー・ノウハウの不足」を補い、中小企業の脱炭素の取組を進めるには、取引先をはじめ、日頃のビジネスを通じて中小企業と関わりを持つ様々な企業・支援機関による働きかけと技術・人材・資金面での連携・協力の推進がカギとなる。

とりわけ、大手企業においては、排出量取引による直接的な影響も懸念されるが、パートナーシップ構築宣言の考え方に則り、脱炭素の推進についても、サプライチェーンでつながる中小企業との共存共栄を図る取組が期待される。現状、脱炭素への取り組みには一定のコストがかかるものであり、先行して取り組む中小企業に生じたコストが適正に製品・サービス価格に反映され、価格転嫁が行われることが肝要である。

また、サプライチェーン全体での大手・中小企業等の一体となった脱炭素へ向けた取組においては、いわゆる「スコープ3」を含む排出量把握の手法確立が重要となる。排出量の把握に過度な負担がかかり、肝心の削減に向けた動きに支障が出ないように留意すべきである。

政府におかれては、大手企業等が取引先中小企業との連携を促す仕組み・仕掛けづくりに尽力されたい。

具体的要望項目

- **取引先大手企業や設備機器メーカー等による働きかけと自治体・金融機関・支援機関を含めた技術・人材・資金面での連携・協力を促す仕組みを**
 - ・ 経営資源に乏しい中小企業の温室効果ガス排出削減に向け、中小企業自身の取組のみならず、取引先大手企業による中小企業の取組支援を促進する税財政措置や排出量取引における優遇策の検討を
 - ・ 設備機器メーカー等による働きかけを強化するため、中小企業向け製品の市場創出に向けた支援の検討を
 - ・ パートナリシップ構築宣言における「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携」で掲げられる「グリーン化」について、好事例の積極的取り上げと横展開・周知の徹底を
 - ・ 商工会議所等の支援機関の支援機能強化のための要員・予算を確保しつつ、自治体・金融機関を含め、地域で一体となった技術・人材・資金面での連携・協力を促す仕組みの構築への支援を
- **サプライチェーン上で発生する温室効果ガス排出量の簡便かつ現実的な把握方法の検討・確立を**
 - ・ GHGプロトコルにおけるスコープ3について、中小企業にとってその算定ロードは大きなものとなっている。自社のみならず川上、川下におよぶ全体でのCO₂排出量を把握し、削減に努めるという考え方は理解できるものの、自社の取組で削減できる領域ではなく、過度な負担とならないよう極力簡便かつ現実的な把握手法とすべく、大手企業同士の統一に向けた協力の促進や、見直し等検討に向けた動きを

2. 地域と中小企業の成長・発展につながる脱炭素の取組推進

脱炭素の動きを中小企業の新たなビジネス機会と捉え、成長・活性化、ひいては地域の産業振興・経済発展へとつなげていくことが肝要である。そのためには、脱炭素電源導入・活用を核とした地域での取組の推進や、地域で一体となった中小企業の脱炭素経営支援、ビジネス環境の整備（資金や技術開発への後押し、生活者・消費者を含め取組みが評価される土壌づくり）が必要である。

(1) 脱炭素電源導入を地域の産業振興・中小企業活性化につなげる取組の推進

環境省は、これまでに全国82の「脱炭素先行地域」の選定を行い、自治体・企業・金融機関の連携による地域特性に応じた再エネ導入、エネルギーの地産地消等の取組を進められている。

持続可能な取組に向けて、防災や自然環境、景観など幅広い観点からの検討とともに、地方環境事務所など行政による伴走支援や知見共有の取組が重要である。

併せて、地域脱炭素の取組や、各地で計画される洋上風力発電など脱炭素電源の設置の取組を、地元の中小企業を巻き込んだ地域産業振興につなげる視点が極めて重要となる。

日商・東商調査では、「脱炭素関連ビジネスに取り組む」と回答した企業の割合は7.9%にとどまるが、政府や自治体に「脱炭素につながる製品・サービス・技術開発への支援」を求める企業の割合は33.8%に上っており、中小企業の脱炭素関連ビジネスへの進出に対する意欲・関心も高くなっていることから、地域の産業振興・中小企業の活性化につながる取組をさらに一層推進されたい。

具体的要望項目

- **「脱炭素先行地域」の取組について、持続可能な取組につながる支援を**
 - ・ 「脱炭素先行地域」の取組については、安全・安心・防災、自然環境・景観の保護など幅広い観点からの検討とともに、地方環境事務所など行政による伴走支援や取組のフォローアップ、地域間の知見共有などを通じて、一過性にとどまらない持続可能な取組につながる支援を
 - ・ 自治体などにおいて環境と産業振興を担当する部署が異なる場合には、縦割りを排し、緊密な連携を促すよう働きかけの強化を
- **地元中小企業の技術・能力の積極活用と新規創業、企業誘致の促進を**
 - ・ 各地で進む地域脱炭素の取組や脱炭素電源の設置・運用の動きを、地域の産業振興につなげる必要がある。新規創業を促進するとともに、風力発電設備等の脱炭素電源設備の国産化を極力進め、設置後のメンテナンスも含めた当該サプライチェーンに地元中小企業の参画、技術・能力の積極活用に向けた後押しを
 - ・ 原子力発電も含めた脱炭素電源が大手・グローバル企業の誘致にとって重要な要素となることも想定され、進出時においては、地元中小企業との取引拡大、地域産業振興につながる企業誘致の促進を

<参考事例>

○商工会議所等による「再エネ導入、エネルギーの地産地消」の取組

福江：<https://www.city.goto.nagasaki.jp/energy/li/020/index.html>

生駒：https://www.ikomacivicpower.co.jp/company/renewable_energy/
 稚内：<http://www.wakkanai-cci.or.jp/renewable>
 いわき：<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1579504401549/index.html>

(2) 地域ぐるみで中小企業の脱炭素取組を支援する体制の構築

環境省は、地域の商工会議所、金融機関、自治体等が連携し、中堅・中小企業の脱炭素促進に取り組む「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」を実施している。これまで26地域が選定（うち9件は申請者に商工会議所も含まれる）され、取組が進められている。

「マンパワー・ノウハウの不足」を補い、中小企業の脱炭素の取組を進めるには、同事業のフォローアップ、知見共有を図るとともに、日頃から中小企業の支援に取り組む、商工会議所や地域金融機関等をはじめとした各支援機関による窓口相談、伴走支援など支援機能の強化と利便性の向上が重要である。

今後は、地域に立地する大学・研究機関等も加え、資金面のみならず、脱炭素に関わる技術開発と知財保護、人材の確保・育成など、より幅広い支援の枠組み構築が求められる。地域全体で一体となって、脱炭素関連ビジネス創出・振興も含めた中小企業の取組を支援する体制の構築に向けた支援を実施されたい。

具体的要望項目

- **支援機関の連携による支援の取組のフォローアップおよび地域間の知見共有の取組を**
 - ・ 「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」については、選定地域における取組が継続・発展できるように適切なフォローアップの実施を
 - ・ 選定地域間での好事例等の知見の共有と他地域への横展開・周知を
- **商工会議所、金融機関等における、脱炭素分野の窓口相談、伴走支援など支援機能の強化と利便性向上を**
 - ・ 日頃から中小企業支援に取り組む商工会議所、金融機関等において、脱炭素分野についても窓口相談、伴走支援などを実施できるように要員・予算を確保し、支援機能の強化と利便性向上を
- **産学公金連携による、脱炭素関連の技術開発と知財保護、担い手の確保・育成に向けた取組の推進を**
 - ・ 地域内はもとより、地域間での産学連携による技術開発を進め、自治体・地域金融機関がサポートを行う仕組みの構築を
 - ・ 脱炭素関連の技術開発を進める上で、知的財産保護のための啓発、相談窓口の設置および伴走支援の実施を
 - ・ 中小企業における脱炭素関連の技術開発や事業開発を支えるための担い手確保、人材育成への支援を強化

<参考事例>

○商工会議所と自治体等の連携による中小企業脱炭素取組支援事例：

秋田、静岡、尼崎の各商工会議所（「地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック」参照）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/chiikigurumi_guide.pdf

小田原・箱根商工会議所「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」「省エネお助け隊」

https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/municipality/sdgs/one_team_ced.html

(3) 中小企業による脱炭素関連ビジネスへの挑戦を促す環境整備

総額20兆円のGX経済移行債を呼び水とした今後10年間で官民合わせて150兆円に上る投資促進策の案では、中小企業の取組みが期待される「くらし（断熱窓、高効率給湯器など）」や「資源循環」の分野に16兆円以上の投資を見込まれている。

また、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力設備などのサプライチェーン構築などの「次世代再エネ」に31兆円、次世代のエネルギーとして注目される「水素・アンモニア」の分野に7兆円以上の投資が見込まれ、本分野について、脱炭素関連ビジネスの裾野を広げる観点から、地域中小企業が参画する案件に対する支援の拡充を図るとともに、大企業と中小企業の連携・協働を促す取組が求められる。

また、脱炭素関連ビジネスに先行して取り組む場合、一般的には企業にとってコスト増となるなど負担が大きく、当該脱炭素の取組が市場において評価されなければ持続的な取組は困難である。ついては、脱炭素の価値が正当に評価される仕組みの構築や、企業の従業員も含めた生活者・消費者の意識変革も重要であることから、当該変革に向けた動きを加速する手段につき検討されたい。

具体的要望項目

- **GX経済移行債による投資促進策等を通じ、中小企業が参画する脱炭素の取組に対する積極的な支援を**
 - ・ GX経済移行債による主な投資促進策においては、大企業のみ限定されることなく、中小企業が参画で

7. 事業 (3)意見活動

きるよう積極的な支援を

- ・ あわせて、地域・中小企業の発展、活性化につなげるべく、サプライチェーン構築支援も対象に
- ・ G X推進機構、脱炭素支援化機構による投融資においては、大企業に加え、地域の中小企業も対象とするようきめ細かい情報の収集を

○ 大企業と中小企業の連携・協業を促すビジネスマッチング推進を

- ・ 脱炭素関連の分野において新たな事業領域への進出を検討している大企業と有望な技術シーズを持つ中小企業とのマッチング機会の創出に向けた支援を
- ・ 大企業と中小企業が共同で行う研究開発に対する税財政支援を

○ 企業による脱炭素の取組が市場において積極的に評価される仕組みの活用促進を

- ・ コストをかけて脱炭素に取り組み、CO₂排出量を他製品に比べ削減した製品を開発、市場に投入しても評価を受けず販売が振るわないことも懸念される。国・自治体においていわゆるグリーン調達を拡大し、当該製品開発の後押しを
- ・ あわせて、カーボンフットプリント、削減貢献量などの算出方法、表示方法などを早期に確立、普及を図り、生活者・消費者の購買行動を変えるきっかけとなるよう仕組みの構築を
- ・ 「e c o検定」(*4)等の検定試験等を活用した企業の従業員を含めた生活者・消費者の意識啓発の推進を

*4：正式名称は「環境社会検定試験」。東京商工会議所が2006年から実施する、環境に関する知識を体系的に身につけることができる試験。2023年12月現在37万人を超える方が合格している。

<参考事例>

○商工会議所において脱炭素ビジネスを支援している事例

東京商工会議所「T o s h o 攻めの脱炭素」

https://www.tokyo-cci.or.jp/carbon_neutral/

浜松商工会議所「カーボンニュートラル支援企業紹介サイト」

<https://carbonneutral-cci.jimdofree.com/>

名古屋商工会議所「カーボンニュートラル・アクション・サポートデスク」

<https://cn.nagoya-cci.or.jp/>

大阪商工会議所「SDGs・ESG ビジネスプラットフォーム」

https://www.osaka-cci.or.jp/sdgs/about_sdgs_egs.html

以上

2024年度第13号
2024年10月10日
第773回常議員会決議

<提出先>経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、自由民主党環境・温暖化対策調査会

<実現状況>

2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」および「GX2040ビジョン」において、「中小企業の省エネ対策」、「中堅・中小企業のGX」などが項目として盛り込まれた。

具体的な項目は以下のとおり。

- ・排出量取引について、「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」にオブザーバー参加し、制度設計に意見を反映
- ・令和6年度補正において、専門家による省エネ診断への支援強化、IT診断を追加(34億円、経産省)
- ・省エネ・非化石化転換補助金(総額2,375億円、令和6年度補正600億円、経産省)
- ・Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO₂投資促進事業(令和7年度予算20億円、3年間で50億円、環境省)
- ・民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業(令和7年予算34.5億円、令和6年補正70億円、環境省)
- ・ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業(令和7年予算50.2億円、環境省・経産省連携)
- ・「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」にオブザーバー参加し、公表された「カーボンフットプリント表示ガイド」に意見を反映

14. 国の災害・リスク対策に関する要望

基本的な考え方

本年元日に発生した能登半島地震やその約8か月後に同地域を襲った豪雨被害、日向灘を震源とする地震に伴う「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表等、度重なる災害に対して事業者は緊張感を高めている。また近年では、地震をはじめ激甚化・頻発化している風水害といった自然災害に加え、サイバー攻撃・感染症・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたる。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は2020年12月、123対策・15兆円規模からなる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても2022年12月、「TOKYO強靱化プロジェクト～『100年先も安心』を目指して～」を策定した。2023年12月には、その道筋を確かなものとするべくアップグレード版を公表し、2040年代に目指す強靱化された東京の姿や5つの危機と複合災害に対して取組むべき事業をとりまとめ、総事業規模は17兆円を見込んでいる。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靱化対策の着実な実施が肝要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識のもと、強靱なサプライチェーンの構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らむ傾向がある一方、対応資源は限られている。したがって、「自助・共助」により「公助」への負担を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靱化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を活かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、政府におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体とが緊密に連携し、各政策課題に迅速かつ着実に取組まれたい。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

I. 重点要望項目

1. 能登半島地震を教訓とした首都直下地震対策の展開

本年元日に能登半島地震が発生したほか、8月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたこともあり、住民・事業者における地震への危機意識が高まっている。能登半島地震では、人的被害1,740人（うち死者401人）、住家被害133,037棟（うち全壊6,421棟）等の甚大な被害が発生した（10月1日時点）。首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と言われており、能登半島地震の教訓を活かし、事前の対策に万全を期す必要がある。

また、能登半島地震の約8か月後には、同地域で線状降水帯が発生する豪雨被害に襲われた。地震の影響で地盤が脆弱化していたほか、護岸や堤防が十分に復旧していない状況であったことから、土砂崩れや河川氾濫等の被害が拡大したという指摘がある。首都直下地震の発生時に、他の災害が短期間で起こったとしても被害を軽減し迅速な復旧・復興活動を実現するためには、適正な予算を確保し、交通・物流ネットワーク等のインフラや電力・通信をはじめとしたライフラインの強靱化・帰宅困難者対策・液状化対策等、広範にわたって整備を進めておくことが求められる。

①交通・物流ネットワークの強靱化、電力・通信の確保

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きや救出救助機関等による応急対策活動の展開が時系列で示されたが、このなかで、発災後は橋梁等の被害や沿道建物・電柱等の倒壊により、至る所で道路寸断が発生することが想定されている。

国土交通省は、災害時に被災する道路から救援する強靱道路の構築を掲げ、高規格道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を行っている。能登半島地震においても主要道路が寸断される被害が起きており、大規模地震発生時の切迫性を鑑みれば、被害状況の把握や救出救助、消火活動、緊急支援物資の輸送等の着実な遂行を担保する交通・物流ネットワークの強靱化は急務のため、強力に推進されたい。また、災害時には物資や人を輸送する需要が一気に高まり、車両不足や渋滞の発生が懸念されている。災害時にどういった輸送需要が発生し、またどれだけの車両が必要となるか、平時から想定して準備をすることも重要である。

加えて、迅速な復旧・復興活動の展開には、電力・通信の確保も重要である。能登半島地震では、主に配電設備の損傷により最大約4万戸の停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、停電による影響は極めて

大きく、電力の安定供給は重要な課題である。

電力の安定供給に向けては、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、地域におけるエネルギーの効率的利用（地域冷暖房等）を図ることが望ましい。国土交通省は、国際競争業務継続拠点整備事業としてエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、5分の2の補助を行っているが、コージェネレーションシステムの整備は災害対策のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、積極的な支援が必要である。

加えて、住宅・建築物の高断熱化・高効率設備の導入とともに、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を備えるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、非常用電源としても活用できる電気自動車等のZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）の普及を図ることは、災害時の電力確保にもつながるものである。よって、太陽光パネル設置等の費用負担に対する財政支援の拡充や、電気自動車・燃料電池自動車等ZEV普及のための充電・充填設備等インフラの早期整備を進められたい。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ全てが運転停止となる可能性も指摘されている。GX（グリーントランスフォーメーション）との両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靱化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・事業者の意識醸成を図る必要がある。

加えて、災害時の迅速な対応には、通信の確保も不可欠である。5Gをはじめとした情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靱・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、安全・安心を確保する必要がある。とりわけ、避難所や医療機関等災害時に重要な役割を担う施設においては、通信ネットワークの整備や停電の長期化・広域化により、通信障害が生じた場合を想定した防災計画の検討等の取組みを強化することが重要である。その際、最先端の衛星通信を取り入れて宇宙空間からの通信を確保することも検討されたい。

また、地震に対する交通・物流ネットワークの強靱化、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。国土交通省は無電柱化推進計画のもと、新設電柱の抑制に取り組んでいるが、2022年度は1年間で約5万本の電柱が純増したとされている。電柱増加要因の多くは住宅開発であることから、無電柱化の必要性について広く周知し、民間による取組みを促していくことが重要である。なお、国土交通省が2020年に行ったアンケート調査によると、全国の地方公共団体の約8割が「過去5年間に無電柱化事業を実施したことがない」と回答する等、多くの自治体において無電柱化事業が後回しとなっている実態があることから、国土交通省が2023年7月に改訂した無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）を広く周知するとともに、無電柱化事業の実施にあたりきめ細かな支援を展開されたい。なお、緊急輸送道路および避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて推進することも重要である。

②上下水道の耐震化・応急給水体制の整備促進

能登半島地震では、広範かつ長期に及ぶ断水が発生したことで避難所での避難生活が長引き、また生活用水の確保が大きな課題となった。一部の避難所では、手洗い・入浴設備が整わず衛生環境が悪化、感染症が拡大する等の二次被害が生じたと言われている。首都直下地震が起きた場合、避難所への避難者は最大200万人にのぼるとされているが、長期断水による影響を最小化するためには、上下水道の耐震化を早急に進める必要がある。また能登半島地震においては、浄水場といった上下水道の中核施設が被災したことで、復旧までに時間を要したことから、これらの施設に重点を置いた耐震化の推進が肝要である。

水道管の耐震化について、厚生労働省の調査によれば全国の主要な水道管のうち耐震性を備えているものは42.3%（2022年度末）に留まっている。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において2027年度の耐震化率目標を54%としているが、耐震化のペースを加速化すべく取組みを強化されたい。

このほか、断水に備えた応急給水体制の整備促進も重要である。能登半島地震で設置された避難所のなかには、循環型浄水システムの導入により生活用水を確保し、手洗いやシャワー等の利用が可能となった事例がある。今後、特に過疎地域では従前の大規模な上下水道システムの維持が難しくなるケースも考えられる。こうした取組みを参考に、地方公共団体との連携のもと、中長期的な視点で断水時における生活用水の確保に向けた施策を推進されたい。

③実効性ある帰宅困難者対策の推進

2012年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。

当所が本年6月に実施した「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査」（以下、当所会員へのアンケート調査）では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っていると回答した企業は35.3%に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することも必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

④液状化対策の推進

能登半島地震では、液状化に伴う側方流動が発生し、複数の地域で地盤沈下や地割れ等の被害に見舞われた。首都直下地震においても液状化リスクが指摘されており、東京都では液状化による都内の建物全壊棟数が1,549棟にのぼると想定している。また、東京都が公開している「東京の液状化予測図」では、都内の城北地域から沿岸部までのエリアで液状化が発生する可能性が高いと予測している。首都直下地震により液状化が発生した場合、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長い時間を要することが見込まれる。

したがって、ライフライン施設に重点を置き、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等のさらなる周知を通じて、地域住民や事業者の液状化に対する意識の向上に取組まれない。

⑤中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

東京都が2022年5月に公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去10年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率70%に届いていない。能登半島地震では、木造建物の密集地域である輪島市の朝市通りで大規模な火災が起きたが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの昼間人口を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備、デジタル技術を活用したAR訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

⑥エレベーター閉じ込めに備えた対策

能登半島地震の発災時には、21府県で約1.6万台のエレベーターが停止し、14件の閉じ込めが発生した。首都直下地震の発災時にも同様の被害が見込まれるが、東京都が公表している被害想定によれば、地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドア等の振動を開放状態と認識しロックしてしまうといった要因により、都内のエレベーター約16.6万台のうち、最大約2.2万台とおおよそ8台のうち1台が非常停止する可能性があるとされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

国土交通省は、346台の閉じ込めが発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、建築物耐震対策緊急促進事業と住宅・建築物耐震改修事業のなかでエレベーターの防災対策改修事業を行っている。こうした施策を周知し、地方公共団体を通じて活用を促進することが重要である。

加えて、1ビル1台復旧の考え方の普及等の周知啓発のほか、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等、自助・共助の対策についても地方公共団体等を通じた支援を促すことが必要である。

2. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

気象庁によると、2023年の線状降水帯の発生回数は23回となり、前年の11回から約2倍に増加している。本年7月には、線状降水帯等の影響で山形県や秋田県で河川氾濫や崖崩れ等の甚大な被害が発生し、激甚災害に指定された。また、都内でも本年8月に記録的短時間大雨情報が発表された豪雨により、都営地下鉄で35年ぶり、東京メトロで20年ぶりに駅構内の浸水被害が生じている。

このような気候変動による風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、東京都では2023年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定したところであるが、これまで以上に流域治水や高台まちづくり等の風水害対策を強化する必要がある。

また、災害時に安全かつ迅速に避難を実行するためには、平時より事業者・住民に避難先等について周知をして

おくことが求められる。加えて、効果的な情報発信方法については、事業者や住民の声を踏まえ、継続的に検討することが重要である。

①流域治水・高台まちづくりの推進

荒川・江戸川・多摩川といった河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、良好な都市空間や住環境の形成に資することから、まちづくりを進めていく上でも重要な事業である。地域の賑わい創出に向けて、民間事業者が高規格堤防整備とあわせて川裏法面の敷地を緑地等とした際の容積率の割増しやオープンカフェ等営業活動における使用を可能とすること等、民間事業者等による河川周辺の敷地の活用を促進する制度は、フェーズフリーの観点からも平時から付加価値の高い災害・リスク対策を実現するものであり、これを梃子として流域治水を推進されたい。その際、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法のなかから、地域のニーズを踏まえた最適な手法を用いることにより、整備を加速化することが求められる。このほか、民間事業者等が流域治水に貢献する事業を実施する際の補助制度や税額控除制度の創設・拡充も、その推進に有効である。

また、海拔ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、高規格堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

あわせて、上流における調節池の整備や洪水時の利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながるものである。国土交通省は、荒川調節池群の洪水調節容量を約2.3倍とする荒川第二・三調節池の整備を進めており、迅速かつ着実に推進することが必要である。一方、こうした上流における治水対策では、地域の負担と受益が乖離するとの意見もある。2023年6月29日から的大雨では、九州8か所の雨量観測所で観測史上1位を記録する等、過去に九州地方で大きな被害をもたらした豪雨に匹敵する雨となったが、これまで堤防や砂防堰堤等を整備してきたことにより、大規模な土砂災害や浸水被害を回避している。流域における治水インフラのストック効果を広く発信することによって、上流や下流も含めた流域全体の住民・事業者等の理解を深めるとともに、官民の連携により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組みの推進等が期待される。

もとより、災害ハザードエリアにできるだけ居住させない土地利用規制・誘導等も必要であり、令和3年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置の拡充も検討されたい。

こうした取組みの加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、事業者等との緊密な連携が不可欠である。国土交通省のリーダーシップの下、あらゆる関係者の積極的な関与を引き出し、ハード・ソフト一体となった種々の対策が確実に実施されるよう取組まれたい。

②広域避難・垂直避難等、大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、2022年3月の広域避難計画策定支援ガイドラインのとりまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝達の3つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約74万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、2021年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい(77.3%)」「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい(76.7%)」との回答が多く挙がった。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所会員へのアンケート調査では、「SNSを除くインターネット」との回答が77.2%と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

なお、気象庁は2022年6月より、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを開始している。今後、予測精度の向上はもとより、技術面・運用面でさらなる改善を重ね、迅速かつ正確な情報提供の実現に取組まれたい。

3. 情報セキュリティ対策の強化

日本・東京商工会議所が本年9月に公表した「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」によると、「人手が不足している」と回答した企業は63.0%にのぼった。人手不足への対策の一つにデジタル活用が挙げられるが、当所が2023年7月に公表した「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」(以下、デジタル実態調査)によれば、中小企業のデジタル化の状況は「紙や口頭でのやり取りをITに置き換えている(30.6%)」「ITを活用して社内業務を効率化している(43.6%)」等が大多数を占めている。約8割の企業でITの導入が進んでいる一方で、業務効率化や差別化・競争力強化に資する活用ができていない企業は約5割に留まっており、

I T 導入から活用へのシフトが課題となっている。また、従業員規模が小さい企業ほどデジタルシフトが遅れる傾向にあり、引き続き、中小企業向けの I T 導入・活用支援を推進する必要がある。

一方、本年 6 月に大手出版社がランサムウェアを含む大規模なサイバー攻撃を受け、システム障害や情報漏洩が発生する等、情報セキュリティ上の脅威が増大している。また、当所会員へのアンケート調査では「自社がサイバー攻撃を受けたことがある」と大企業の 21.9%、中小企業の 10.7% が回答する等、中小企業においてもその脅威が高まっている。しかしながら、同調査によると、BCP（事業継続計画）策定済み企業において情報セキュリティのリスクへの備えが必要と感じている企業が約 8 割であることに對し、BCP で対策できている企業は約 4 割に留まっている。

サイバー攻撃のリスクには、情報漏洩・事業や業務の停滞・信用損失等が想定される。被害を受けた場合、調査や対応に膨大な時間やコストを費やす可能性が高く、経営資源に限りがある中小企業こそ事前の対策が重要となる。

① I T 導入・活用と併せた情報セキュリティ施策の展開

当所が実施したデジタル実態調査によると、I T 導入による効果に「業務効率化」「標準化（脱・属人化）」「社内コミュニケーション促進」等を挙げる声が多い。現在、経済産業省では中小企業の I T 導入や D X による生産性向上に向けた支援となる「I T 導入補助金」や「マナビ D X」による人材育成支援等を進めており、各事業の周知を一層強化すべきである。

他方、国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）によれば、2023 年に確認されたサイバー攻撃関連の通信数は前年から 18% 増加する等、事業者の被害リスクは年々高まっている。I T ツール導入にあたり情報セキュリティ対策は必要不可欠であることから、導入支援と組み合わせた情報セキュリティ対策支援を推進されたい。

② 情報セキュリティ対策支援の強化・意識醸成

独立行政法人情報処理推進機構（I P A）では、中小企業を対象とした各種情報セキュリティ対策を推進している。具体的には「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の周知や「SECURITY ACTION」による意識啓発等である。こうした事業は、中小企業おけるサイバーリスク低減につながる取組みであり、今後も継続されたい。

なお、当所会員へのアンケート調査では、中小企業の情報セキュリティ対策への年間投資額は「投資していない」「50 万円未満」と回答した企業で約 5 割を占めていることから、各種対策費用への補助拡充により、中小企業の情報セキュリティ投資を後押しすることが肝要である。また、同調査では約 1 割の企業が「自社が被害を受けたか分からない」と回答しているが、こうした中にも実際には被害を受けている企業が含まれている可能性もある。情報セキュリティに係る社内体制整備を促進すべく、専門家派遣等の支援を強化されたい。

このほか、セキュリティ対策の実施を各種補助金への加点要素と位置付ける等、情報セキュリティ対策の奨励や意識醸成を図るべきである。

4. 有事を想定した危機管理体制の整備の推進

2022 年 2 月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の 1 つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展し、依然として混乱は続いている。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。

また、わが国を取り巻く安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、2022 年 10 月には弾道ミサイルが日本上空を通過、11 月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。2024 年に入ってから繰り返し弾道ミサイルを発射しており、依然として予断を許さない状況が続いている。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしており、日本政府は北朝鮮を日本の安全保障にとって従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威と表現している。

わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、2003 年に事態対処法、2004 年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。また足元では、防衛力強化の観点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。加えて、本年 3 月には「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」が公表されたところである。

国民保護の実効性をさらに高めていくためには、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、BCP の中で想定している割合が 1 割以下となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

① ミサイル攻撃を想定したシェルター整備促進

近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想

定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。

これまで、わが国にはシェルターに関する明確な定義が存在していなかったが、本年3月、「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下、基本的考え方）が公表されたのは大きな前進である。この基本的考え方によれば、弾道ミサイル等の単体による攻撃を受ける場合、他の武力攻撃が複合して起こる場合に比べれば、その影響は短時間であると想定されている。このような短時間での攻撃への対策として、国は国民保護法に基づき、都道府県等に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては2024年3月時点で4,474施設（うち地下施設は614施設）を指定し、東京の定住人口約1,400万人分の施設を確保していると言われていたが、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。核ミサイル等による甚大な被害が発生する事態も想定し、様々な視点から調査・検討を行うとともに、国民保護を実現するためのシェルターの在り方や設置基準等を継続的に検討されたい。

また、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の3倍超を収容できるシェルターを備えていると言われている。わが国においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建て替える際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を推進されたい。

②特定臨時避難施設の早期整備実現と整備要件検証

本年3月に公表された基本的考え方では、市町村の区域を超えて避難する広域避難の場合に輸送手段が航空機や船舶に限られるといった避難の困難性等がある地域として、先島諸島において、2週間程度の避難を可能とする「特定臨時避難施設」（以下、本施設）を整備する方針が打ち出された。弾道ミサイルをはじめとする様々な脅威が差し迫っていることから、財源確保のうえ早期の整備実現に取組まれたい。なお、本施設の整備にあたり備えるべき技術的仕様のガイドラインが示されたところであるが、海外事例等を参考にしながら、必要な設備について検討を重ねることが肝要である。

本施設は、市町村の区域を超えて避難する広域避難の場合に、輸送手段が航空機または船舶に限られるといった避難の困難性等が整備要件となっている。緊急一時避難施設が想定する滞在時間の短さを不安視する声もあることから、首都・東京における本施設整備の必要性についても、調査・検討を進められたい。

5. オールハザード型BCP策定の支援強化、自助・共助の活性化

都内の多くの地域に影響が及ぶ首都直下地震や水害、富士山噴火等の自然災害をはじめ、サイバー攻撃・感染症・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。危機事象発生に対する備えとして、事業者が策定が推奨されているBCPであるが、これまでは地震や風水害、感染症といった事象別に経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら、リスクが多様化する状況において、事象別にBCPを策定する場合、訓練や計画見直しに時間を要する等、課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型BCPは、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着目して整理を行うBCPである。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を講じているため、BCPが有効に機能するものと想定される。したがって、事象別のBCPからオールハザード型BCPへの転換を図るべく、事業者によるオールハザード型BCPの策定を強力に促進すべきである。なお、当所では本年3月にオールハザード型BCPの必要性や具体的な作成プロセスをまとめた中小企業向け策定ガイドを発行した。セミナー等を通じた策定支援を実施しているところであるが、今後も関係機関と連携しオールハザード型BCPの普及促進に取組む所存である。

このほか、防災力向上に資するリーダー人材の育成や災害時における民間企業のノウハウ活用を通じ、自助・共助の活性化を図ることも求められる。

①オールハザード型BCP策定の必要性・重要性に係る周知

予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、事業を継続するためには、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型BCPの策定が重要であることは言うまでもない。一方で、本年8月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査では、BCP策定済企業のうち、あらゆる災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか14.9%に留まっている。オールハザード型BCPの必要性や重要性について、理解が進んでいるとは言えない状況である。

あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型BCPの必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②中小企業にも活用しやすい策定ガイドラインの公表

2023年に実施した当所会員へのアンケート調査では、BCP策定の課題として「具体的な対策方法が分からない」を挙げる事業者が36.0%となった。BCP策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、本年の調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対するBCP策定支援」と回答した事業者が35.4%となっており、

行政からの支援が期待される。

内閣府は、BCP策定の普及促進に向けて2005年に事業継続ガイドラインの第1版を策定し、随時改定を行っている。当該ガイドラインには、オールハザードアプローチの視点が盛り込まれているものの、多岐にわたる項目に言及しているため量が膨大であり、はじめてBCP策定に取り組む事業者にとっては、内容をすべて理解することが容易ではない。記載内容を徐々にステップアップしながらBCPを策定していくロードマップを示すとともに、中小企業を含む具体的な策定事例やBCPのひな型を複数例示する等、事業者のレベルに合わせたソリューションを提供することが求められる。

また、国は中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画認定制度において、認定を受けた単独あるいは複数の中小企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策を設けている。また、中小企業基盤整備機構の当該制度のHPにおいて、事業継続力強化計画の策定方法についてステップごとに分かりやすく解説しており、こうした取組みは今後も継続されたい。

一方で、事業者ごとの災害・リスク対策の取組み状況の実態にあわせて、記載項目を柔軟に変更することが難しいことから、全ての中小企業にとって活用しやすい制度とは言い難い。より簡易な、あるいはより精緻な計画を策定したいといった各種ニーズにも対応できるよう、柔軟な制度設計を目指すという視点も重要である。2020年の基本方針改正により、自然災害以外のリスクも支援対象リスクに加わっているものの、事業継続力強化計画にはオールハザードアプローチの視点が欠けていることから、新たな類型（オールハザード型）を追加する等の制度拡充を検討すべきである。

③BCP策定・訓練の促進

本年の当所会員へのアンケート調査では、BCPの策定率は35.2%に留まる。とりわけ、中小企業のBCP策定率は28.2%と、大企業の73.7%に対して低い割合となっており、人員に余裕がない等の理由でBCP策定の優先順位が低くなっていることが推測される。

リスクが多様化する状況において中小企業がBCPを策定するには、前述のとおりオールハザード型BCPが現実的な手段となり得るが、会社の規模や事業内容によっては、自社の取組みやすい事象のBCPを作成した後、オールハザード型へ転換することも想定される。したがって、BCP策定に係る幅広い公的支援策やガイドライン等の継続的な整備が必要である。

内閣府では、事業継続ガイドラインを策定しているが、ガイドラインを踏まえたBCPの策定について、説明会の開催や動画での解説、策定支援講座等を行い、中小企業の活用を促進する取組みも実施されたい。その際、BCP策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。

また、事業継続力強化計画認定制度のような策定支援体制を一層強化するとともに、防災・減災対策の誘い水となる施策により、民間の取組みを活性化することが重要である。とりわけ、中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業のBCP策定や防災・減災対策促進に資することから、期限を延長するとともに、蓄電池やガラスの飛散防止フィルム、雨水浸透桝や雨水貯留施設等も対象となるよう要件を検討されたい。また、企業等によるBCP策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、国による積極的な取組みが必要である。

さらに、2023年の当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してBCPを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約9割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくBCP策定を推進すべく、事業者が取引先のBCP策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

BCPについて最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。本年の調査では、BCP策定済企業の約7割が見直しを、また約5割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のAI技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

このほか、事業者は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の発表や台風による鉄道の計画運休実施等、災害警戒時の対応も検討する必要がある。こうした情報発表時には、従業員の安全確保やBCP再確認等の準備を適切に行うことが肝要であることから、災害警戒時の対応方針を策定する重要性についても周知を強化されたい。

④企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があることから、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していく必要がある。

2022年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は12.3%（大企業21.5%、中小企業8.3%）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業はあわせて62.2%にのぼり、かつ大企業63.3%、中小企業61.9%と企業規模を問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。国においては、地方公共団体や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

⑤発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源に限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や地方公共団体と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

2018年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では36協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第33条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けられることができたとの声が寄せられた。2024年4月より建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまったことから、引き続き災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。能登半島地震の発災時、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられたが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

Ⅱ. 継続要望項目

1. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備、官民連携の推進

社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①TEC-FORCEの機能強化

- ・体制の充実・強化（大規模災害を想定した隊員の研修・訓練の充実、ICT技術や災害対策車両等の資機材の拡充）
- ・TEC-FORCEと関東ブロック都県等地方公共団体の訓練実施
- ・iTEC推進による被害全容把握の迅速化
- ・TEC-FORCE活動の周知と理解促進

②災害時の円滑な物資輸送体制の構築、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化

- ・大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
- ・多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
- ・ドローンを活用した配送の技術開発支援・法整備、平時からのルート確保、配送キャパシティの拡大、孤立が想定される地域での演習
- ・BCPの策定における荷主と物流事業者の連携促進
- ・都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による首都圏郊外部への大規模な物流施設の立地誘導
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（緊急避難道路沿いの老朽化マンション・木密地区のマンション・旧耐震基準のマンション等の行政主導による速やかな建替え・再開発、建築物耐震対策緊急促進事業の活用等による建

物所有者への後押し)

- ・常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保
- ・道路に加えて水路・航路・空路を含めた四路の連続性を確保した緊急輸送ルート設定
- ・緊急河川敷道路・緊急用船着場等の整備
- ・物資輸送車両等の大型車両に対応した軽油燃料を取り扱う給油設備の整備
- ・河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置

③都市の事前復興の周知啓発・取組み促進

- ・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備・事前復興の取組みの一層の周知啓発

④マイナンバーカードの災害時の対応機能強化

- ・本人同意を前提とした災害等緊急時における必要情報の他者閲覧機能拡充
- ・マイナンバーカードを活用した罹災証明書発行の普及促進

⑤災害・リスク対策におけるデジタル活用

- ・国が保有する災害・リスク関連情報のオープンデータ化と民間サービス開発の加速化による官民連携した災害・リスク対策の底上げ
- ・住民・事業者の包括的な情報収集にむけた一元的なプラットフォームの構築
- ・水害リスクマップの迅速な整備、企業への周知
- ・流域治水ケタ違いDXプロジェクト等を通じた災害対応力の強化

⑥防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

- ・防災×テクノロジー官民連携プラットフォームにおける取組事例の紹介
- ・民間企業の製品やサービスの活用を広く進めることによる防災産業の育成、社会全体の災害・リスク対策の底上げ

2. レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

- ・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
- ・鉄道施設の耐震化・浸水対策（地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策）
- ・港湾における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策
- ・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化）
- ・災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動における河川を活用した輸送方法の検討
- ・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進

- ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた地方公共団体等とのノウハウ共有
- ・区市町村における専門部署創設、技能者確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的な地域インフラマネジメント
- ・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
- ・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進
- ・メンテナンスの生産性向上、新技術導入等の取組みや成功事例の発信

③上下水道施設の耐震化・浸水対策・老朽化対策の推進

- ・浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や、災害拠点病院、避難所、防災拠点等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化推進
- ・地域の総合的な浸水対策の推進に資する下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
- ・上下水道施設における老朽化対策の着実な推進

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進

- ・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知

7. 事業 (3)意見活動

- ・地下街の防災対策のための計画策定促進
- ・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
- ・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進

- ・マンション建替円滑化法の改正による「除却の必要性に係る認定対象拡充」の周知啓発
- ・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進

- ・地方公共団体に対する空き家の活用や除却等への財政支援
- ・空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成
- ・専門家等と連携した相談体制の構築
- ・空き家・空き地バンクの活用
- ・取組み事例紹介サイトを通じた成功事例の横展開
- ・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
- ・森林経営管理制度に係る人材の育成や取組み事例集等の普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進

- ・公園や広場の整備、グリーンベルトの形成
- ・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
- ・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
- ・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体等と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進

- ・地方公共団体との連携による密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた感震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減
- ・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
- ・人工衛星による観測データ等の活用（地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の被害・課題の速やかな提示

- ・想定される被害・課題、対策についての検討
- ・火山灰の一時集積所の指定や集積場所の確保に際しての広域連携等の検討
- ・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①多様な視点からの災害対策の推進

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知
- ・防災対策を推進する女性リーダーの育成
- ・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進
- ・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
- ・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
- ・在宅診療等を継続できる体制の整備
- ・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進
- ・外国人の避難誘導方法の確立（多言語案内表示、訪日外国人向け災害時情報提供アプリの普及、サイン・ピク

トグラムの設置等)と民間への周知

- ・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
- ・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
- ・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成推進
- ・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
- ・外国人の日本の保険加入促進
- ・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化
- ・ハザードマップのユニバーサルデザイン化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保

- ・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
- ・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮
- ・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
- ・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

③感染症発生時の対策に係る周知

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画・ガイドラインの継続的な普及・啓発

④災害・リスク対策に資する施設のストック効果のアピール

- ・災害・リスク対策に資する施設のストック効果の定量化、積極的なPRの実施
- ・インフラツーリズムの振興

以上

2024年度第14号
2024年10月10日
第773回常議員会決議

＜提出先＞国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通省、内閣府、経済産業省幹部等

＜実現状況＞

国の予算案において、以下の関連事業に対して新規または拡充の予算が計上されたほか、税制に係る要望が実現した。

○防災予算として約146億円を計上（内閣府）

- ・防災を担う人材の育成、訓練の充実
- ・事前防災対策総合推進費の創設 等

○国土強靱化関係予算を約4兆円を計上（国交省）

- ・線状降水帯の予測精度向上等に向けた取組みを強化
- ・上下水道システムの急所施設の耐震化等を計画的・集中的に進める事業を創設
- ・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の機能を抜本的に強化 等

○企業のセキュリティ対策水準の評価・可視化に向けた枠組み整備推進（経産省）

○中小企業防災・減災投資促進税制の延長（2年）

15. 東京都の災害・リスク対策に関する要望

基本的な考え方

本年元日に発生した能登半島地震やその約8か月後に同地域を襲った豪雨被害、日向灘を震源とする地震に伴う「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表等、度重なる災害に対して事業者は緊張感を高めている。また近年では、地震をはじめ激甚化・頻発化している風水害といった自然災害に加え、サイバー攻撃・感染症・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたる。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は2020年12月、123対策・15兆円規模からなる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても2022年12月、「TOKYO強靱化プロジェクト～『100年先も安心』を目指して～」を策定した。2023年12月には、その道筋を確かなものとすべくアップグレード版を公表し、2040年代に目指す強靱化された東京の姿や5つの危機と複合災害

に対して取組むべき事業をとりまとめ、総事業規模は17兆円を見込んでいる。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靱化対策の着実な実施が肝要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識のもと、強靱なサプライチェーンの構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らむ傾向がある一方、対応資源は限られている。したがって、「自助・共助」により「公助」への負担を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靱化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を活かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、東京都におかれては、政府や他の地方公共団体と緊密に連携し、各政策課題に迅速かつ着実に取組まれない。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

I. 重点要望項目

1. 能登半島地震を教訓とした首都直下地震対策の展開

本年元日に能登半島地震が発生したほか、8月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたこともあり、住民・事業者における地震への危機意識が高まっている。能登半島地震では、人的被害1,740人（うち死者401人）、住家被害133,037棟（うち全壊6,421棟）等の甚大な被害が発生した（10月1日時点）。首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と言われており、能登半島地震の教訓を活かし、事前の対策に万全を期す必要がある。

また、能登半島地震の約8か月後には、同地域で線状降水帯が発生する豪雨被害に襲われた。地震の影響で地盤が脆弱化していたほか、護岸や堤防が十分に復旧していない状況であったことから、土砂崩れや河川氾濫等の被害が拡大したという指摘がある。首都直下地震の発生時に、他の災害が短期間で起こったとしても被害を軽減し迅速な復旧・復興活動を実現するためには、適正な予算を確保し、交通・物流ネットワーク等のインフラや電力・通信をはじめとしたライフラインの強靱化・帰宅困難者対策・液状化対策等、広範にわたって整備を進めておくことが求められる。

①電力の確保推進、通信ネットワークの整備、無電柱化

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き等が時系列で示されたが、このなかで、発災後は広範囲での停電や、携帯基地局の電源枯渇、通信設備への被害による不通が発生することが想定されている。

能登半島地震では、主に配電設備の損傷により最大約4万戸の停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、電力の安定供給や通信の確保は重要な課題である。

東京都は、2023年12月にアップグレードされたTOKYO強靱化プロジェクトにおいて、「災害時の電力・通信・データ不安を解消する」ことを掲げている。また、電力に関して、エネルギーの安定確保と気候危機への対応のため、電力をへらす・つくる・ためる（H T T）をキーワードに、家庭や事業者に対する支援メニューの展開や周知啓発を行っている。

電力の確保にあたっては、とりわけ避難所や医療施設等、災害時に重要な役割を担う施設における対策が急務である。文部科学省の調査によれば、避難所に指定されている都内の公立学校（小中学校、高等学校、特別支援学校）の非常用発電機保有割合は94.5%（2022年12月時点）である。避難所の電源確保について、太陽光発電やLPガス発電等を組み合わせたマイクログリッドの導入等も含め、官民連携で引き続き進められたい。

加えて、災害時にも必要な電力を確保できるよう、カーボンニュートラルにも資する太陽光パネルや蓄電池等の設置に係る費用負担への財政支援の拡充や、非常用電源としても活用できる燃料電池の普及促進及び電気自動車・燃料電池自動車等ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）普及のための導入支援ならびに充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。

さらに、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、地域におけるエネルギーの効率的利用（地域冷暖房等）を図ることが望ましい。災害時業務継続施設整備事業やスマートエネルギーネットワーク構築事業等によるインフラ整備を推進されたい。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ全てが運転停止となる可能性も指摘されている。GX（グリーントランスフォーメーション）との両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靱化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・

事業者の意識醸成を図ることが必要である。

加えて、通信の確保にあたっては、5Gをはじめとした情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じた強靱・高速・大容量のネットワークの構築や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画の検討等の取り組みを強化することが重要である。

また、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。しかし、東京23区の無電柱化率は国土交通省の調査において2021年度末時点の道路延長ベースで約8%と、海外主要都市と比較して依然として低い状況にある。東京都は2021年6月に改定した東京都無電柱化計画において、整備対象全線の2040年代の整備完了に向けた年間の整備規模倍増等を掲げており、迅速に整備を進められたい。

なお、無電柱化の推進にあたっては、第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア等、必要性の高い区間から重点的に事業を進めていく必要がある。あわせて、避難施設等へ向かう主要な生活道路における無電柱化も重要である。各区の防災生活道路等においても、防災生活道路機能維持事業等を通じ、無電柱化を推進されたい。

②上下水道の耐震化・応急給水体制の整備促進

能登半島地震では、広範かつ長期に及ぶ断水が発生したことで避難所での避難生活が長引き、また生活水の確保が大きな課題となった。一部の避難所では、手洗い・入浴設備が整わず衛生環境が悪化、感染症が拡大する等の二次被害が生じたと言われている。首都直下地震が起きた場合、避難所への避難者は最大200万人にのぼるとされているが、長期断水による影響を最小化するためには、上下水道の耐震化を早急に進める必要がある。また能登半島地震においては、浄水場といった上下水道の中核施設が被災したことで、復旧までに時間を要したことから、これらの施設に重点を置いた耐震化の推進が肝要である。

東京都が公表した被害想定によれば、首都直下地震の際の断水率は区部と多摩地域の全体で26.4%となり、水道管路の復旧がおおむね完了するのは約17日後とされている。東京都では、上下水道の耐震化を推進しているところであるが、耐震化のペースを加速化すべく取り組みを強化されたい。

また、断水時に備えた応急給水体制の整備促進も重要である。東京都では、災害時に約200か所の給水ステーションを開設する見込みであるが、災害時の混乱を避けるため、住民・事業者への周知を強化されたい。このほか、能登半島地震で設置された避難所のなかには、循環型浄水システムの導入により手洗いやシャワー等の利用が可能となった事例がある。今後、特に過疎地域では従前の大規模な上下水道システムの維持が難しくなるケースも考えられる。こうした取り組みを参考に、中長期的な視点で断水時における生活水の確保に向けた施策を推進されたい。

③実効性ある帰宅困難者対策の推進

2012年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。

当所が本年6月に実施した「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査」（以下、当所会員へのアンケート調査）では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っていると回答した企業は35.3%に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することも必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

④液状化対策の推進

能登半島地震では、液状化に伴う側方流動が発生し、複数の地域で地盤沈下や地割れ等の被害に見舞われた。首都直下地震においても液状化リスクが指摘されており、東京都では液状化による都内の建物全壊棟数が1,549棟にのぼると想定している。また、東京都が公開している「東京の液状化予測図」では、都内の城北地域から沿岸部のエリアで液状化が発生する可能性が高いと予測している。首都直下地震により液状化が発生した場合、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長い時間を要することが見込まれる。

したがって、ライフライン施設に重点を置いた液状化対策を推進するとともに、液状化対策アドバイザー制度等のさらなる周知を通じて、地域住民や事業者の液状化に対する意識の向上に取組まれたい。

⑤民間一時滞在施設に係るリスク低減措置の実施、事業者の協力を促す制度の確立

首都直下地震発生時には、行き場のない帰宅困難者が約66万人発生すると想定されている。こうした帰宅困難者を受入れる一時滞在施設の確保は、本年1月時点で約47万人分に留まっており、民間事業者の協力を得て確保

を進めていくことが喫緊の課題である。

一方、余震等で建物が壊れ、受入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかと懸念から、施設提供を躊躇する民間事業者も多い。2019年に行った当所会員へのアンケート調査で「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に尋ねたところ「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効(67.2%)」「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効(43.6%)」という声が寄せられた。

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議(2015年2月)において、一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインが改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消・低減する措置が必要である。

また、大規模災害の発生時に一時滞在施設を見つけやすいことも重要である。しかしながら、現状では一時滞在施設を示す統一マークが存在しておらず、避難所等の施設との区別が難しい状況となっている。帰宅困難者が一時滞在施設を円滑に利用できるように、一時滞在施設を表す統一マークの作成を行うべきである。加えて、九都県市首脳会議は本年7月に国に対して、首都圏における地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。このなかで、受入れた帰宅困難者のための3日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

⑥行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間一時滞在施設の管理者があらかじめ施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

民間一時滞在施設の開設・運営等に係る企業防災アドバイザー支援事業は、民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。あわせて、民間一時滞在施設を対象とした備蓄品購入費用補助金の補助率引上げや、発災時に民間一時滞在施設での備蓄品が枯渇した際の物資補給の体制整備等、支援の充実に取組まれたい。

このほか、発災時には負傷した帰宅困難者を受入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の派遣についても検討されたい。その際、医療従事者や医療に必要な設備・機材等の輸送にあたって民間の力を活用する等、柔軟な対応を検討されたい。

⑦他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために3日分の飲料水・食料・その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、当所会員へのアンケート調査では、3日以上に従業員向け備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で50.2%、食料で46.5%、災害用トイレで33.2%に留まっている。

また、外部の帰宅困難者向けの備蓄に関しては、飲料水・食料・災害用トイレのいずれも備蓄をしている事業者の割合は2割にも満たない。過去に行った当所会員へのアンケート調査によれば、「備蓄なし」と回答した事業者の約3割は「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」ことを理由として挙げており、実際に備蓄品の置き場所に困っているという声もあることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

⑧防災備蓄品(災害用トイレ等)の整備促進

当所会員へのアンケート調査によれば、行政に望む災害・リスク対策として備蓄品購入補助・配布を求める割合は52.7%に達しており、事業者から要望の声は多い。例えば千代田区では区内の事業者を対象とした助成制度を設けているが、東京都におかれては、区市町村と連携して同様の取組みを横展開する等、備蓄物資の購入に係る支援を推進されたい。

なお、能登半島地震の際、避難所に仮設トイレを設置するまでに1週間から2週間程度を要したケースが多かったと言われている。首都直下地震の発災時においても、下水道の破損をはじめ、断水・停電等が原因でトイレを使用できない事態が想定される。不衛生なトイレ環境は、感染症のまん延による災害関連死を引き起こす可能性があることから、より充実した支援が望まれる。

⑨中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

東京都が2022年5月に公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去10年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率70%に届いていない。能登半島地震では、

木造建物の密集地域である輪島市の朝市通りで大規模な火災が起きたが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの昼間人口を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備、デジタル技術を活用したAR訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

⑩エレベーター閉じ込めに備えた対策

能登半島地震の発災時には、21府県で約1.6万台のエレベーターが停止し、14件の閉じ込めが発生した。首都直下地震の発災時にも同様の被害が見込まれるが、東京都が公表している被害想定によれば、地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドア等の振動を開放状態と認識しロックしてしまうといった要因により、都内のエレベーター16.6万台のうち、最大約2.2万台とおおよそ8台のうち1台が非常停止する可能性があるとしてされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

東京都は、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度等において、非常用電源・防災対策を講じたマンションの普及に取り組んでおり、停電時にも自宅での生活を継続できるよう一層の周知が必要である。

一方、閉じ込めに対しては、これらの対策だけでは不十分であることから、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等自助・共助の対策について区市町村とも連携し支援するとともに、1ビル1台復旧の考え方の周知啓発を行うことが必要である。加えて、国土交通省によるエレベーターの防災対策改修事業について、その活用を促すべく広く周知されたい。

2. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

気象庁によると、2023年の線状降水帯の発生回数は23回となり、前年の11回から約2倍に増加している。本年7月には、線状降水帯等の影響で山形県や秋田県で河川氾濫や崖崩れ等の甚大な被害が発生し、激甚災害に指定された。また、都内でも本年8月に記録的短時間大雨情報が発表された豪雨により、都営地下鉄で35年ぶり、東京メトロで20年ぶりに駅構内の浸水被害が生じている。

このような気候変動による風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、東京都では2023年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定したところであるが、これまで以上に流域治水や高台まちづくり等の風水害対策を強化する必要がある。

また、災害時に安全かつ迅速に避難を実行するためには、平時より事業者・住民に避難先等について周知をしておくことが求められる。加えて、効果的な情報発信方法については、事業者や住民の声を踏まえ、継続的に検討することが重要である。

①流域治水・高台まちづくりの推進

東京都は、目黒川水系・呑川水系・古川水系等において、城南地区河川外3河川流域治水プロジェクトを策定し、調節池や護岸の整備等を進めており、こうした取組みを着実に推進されたい。加えて、環状七号線地下広域調節池は、白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節池の機能を相互に融通でき、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても高い効果を発揮することから、大変重要な事業である。

また、海拔ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、高規格堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

その際、地域の賑わい創出に向けて、オープンカフェやイベント広場としての河川空間オープン化や防災船着場の活用を促進する等、フェーズフリーの観点からも平時から付加価値の高い災害・リスク対策の実現を梃子として取り組むことが重要である。

こうした取組みの加速化にあたっては、流域治水協議会等を通じて国や他の地方公共団体と緊密に連携するとともに、種々の対策について住民や事業者に対して広く周知することが求められる。

②広域避難・垂直避難等、大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、2022年3月の広域避難計画策定支援ガイドラインのとりまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝達の3つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏ま

7. 事業 (3)意見活動

え、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約74万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、2021年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい(77.3%)」「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状態等を、地域一括で情報提供してほしい(76.7%)」との回答が多く挙げられた。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所会員へのアンケート調査では、「SNSを除くインターネット」との回答が77.2%と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

3. 情報セキュリティ対策の強化

日本・東京商工会議所が本年9月に公表した「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」によると、「人手が不足している」と回答した企業は63.0%にのぼった。人手不足への対策の一つにデジタル活用が挙げられるが、当所が2023年7月に公表した「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」(以下、デジタル実態調査)によれば、中小企業のデジタル化の状況は「紙や口頭でのやり取りをITに置き換えている(30.6%)」「ITを活用して社内業務を効率化している(43.6%)」等が大多数を占めている。約8割の企業でITの導入が進んでいる一方で、業務効率化や差別化・競争力強化に資する活用ができていない企業は約5割に留まっており、IT導入から活用へのシフトが課題となっている。また、従業員規模が小さい企業ほどデジタルシフトが遅れる傾向にあり、引き続き、中小企業向けのIT導入・活用支援を推進する必要がある。

一方、本年6月に大手出版社がランサムウェアを含む大規模なサイバー攻撃を受け、システム障害や情報漏洩が発生する等、情報セキュリティ上の脅威が増大している。また、当所会員へのアンケート調査では「自社がサイバー攻撃を受けたことがある」と大企業の21.9%、中小企業の10.7%が回答する等、中小企業においてもその脅威が高まっている。しかしながら、同調査によると、BCP(事業継続計画)策定済み企業において情報セキュリティのリスクへの備えが必要と感じている企業が約8割であることに對し、BCPで対策できている企業は約4割に留まっている。

サイバー攻撃のリスクには、情報漏洩・事業や業務の停滞・信用損失等が想定される。被害を受けた場合、調査や対応に膨大な時間やコストを費やす可能性が高く、経営資源に限りがある中小企業こそ事前の対策が重要となる。

① IT導入・活用と併せた情報セキュリティ施策の展開

当所が実施したデジタル実態調査によると、IT導入による効果に「業務効率化」「標準化(脱・属人化)」「社内コミュニケーション促進」等を挙げる声が多い。現在、東京都では中小企業のIT導入やDXによる生産性向上に向けた支援として「デジタル技術導入促進ナビゲーター事業」等を進めている。また「デジタル化推進ポータル」において広範囲の支援事業を理解しやすい形式で周知している。これらの取組みは、中小企業のIT導入・活用を後押しするものであり、継続的な支援が期待される。

他方、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)によれば、2023年に確認されたサイバー攻撃関連の通信数は前年から18%増加する等、事業者の被害リスクは年々高まっている。ITツール導入にあたり情報セキュリティ対策は必要不可欠であることから、導入支援と組み合わせた情報セキュリティ対策支援を推進されたい。

② 情報セキュリティ対策支援の強化・意識醸成

東京都では、東京都中小企業振興公社(以下、振興公社)や民間委託により、「中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業」による機器導入サポート等、各種情報セキュリティ対策を推進している。こうした事業は、中小企業におけるサイバーリスク低減につながる取組みであり、今後も継続されたい。

なお、当所会員へのアンケート調査では、中小企業の情報セキュリティ対策への年間投資額は「投資していない」「50万円未満」と回答した企業で約5割を占めていることから、各種対策費用への補助の拡充により、中小企業の情報セキュリティ投資を後押しすることが肝要である。また、同調査では約1割の企業が「自社が被害を受けたか分からない」と回答しているが、こうした中にも実際には被害を受けている企業が含まれている可能性もある。情報セキュリティに係る社内体制整備を推進すべく、専門家派遣等の支援を強化されたい。

このほか、中小企業に必要な支援策として、パートスタッフを含めた全従業員を対象としたセキュリティ教育をはじめ、脆弱性自動チェック機能導入やパスワードレス化等が有効であるとの声があることから、これらの支援拡充にも取組まれたい。

4. 有事を想定した危機管理体制の整備の推進

2022年2月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の1

つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展し、依然として混乱は続いている。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。

また、わが国を取り巻く安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、2022年10月には弾道ミサイルが日本上空を通過、11月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。2024年に入ってから繰り返し弾道ミサイルを発射しており、依然として予断を許さない状況が続いている。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしており、日本政府は北朝鮮を日本の安全保障にとって従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威と表現している。

わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、2003年に事態対処法、2004年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。また足元では、防衛力強化の視点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。加えて、本年3月には「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」が公表されたところである。

国民保護の実効性をさらに高めていくためには、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、BCPの中で想定している割合が1割以下となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

①ミサイル攻撃を想定したシェルター整備促進

近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。

これまで、わが国にはシェルターに関する明確な定義が存在していなかったが、本年3月、国により「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下、基本的考え方）が公表された。この基本的考え方によれば、弾道ミサイル等の単体による攻撃を受ける場合、他の武力攻撃が複合して起こる場合に比べれば、その影響は短時間であると想定されている。このような短時間での攻撃への対策として、国は国民保護法に基づき、都道府県等に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては2024年3月時点で4,474施設（うち地下施設は614施設）を指定し、東京の定住人口約1,400万人分の施設を確保していると言われているが、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。核ミサイル等による甚大な被害が発生する事態も想定し、様々な視点から調査・検討を行うとともに、国民保護を実現するためのシェルターの在り方や設置基準等を継続的に検討されたい。なお、東京都は、弾道ミサイル攻撃から都民の生命と財産を守るためのモデル事業の準備と技術的調査のため、2024年度予算に2億円を計上した。緊急一時避難施設に指定されている地下鉄駅の活用方法をはじめ、中長期的な避難を余儀なくされた場合に必要な設備等について、様々な視点から調査・検討を着実に進められたい。

また、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の3倍超を収容できるシェルターを備えていると言われている。東京都においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建て替えする際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を推進されたい。

②緊急一時避難施設の周知および地下施設の指定加速化

東京都においては公共施設や地下鉄駅はもちろんのこと、民間事業者の理解を得ながら商業施設の地下部分等を含め、緊急一時避難施設の確保に努めている。爆風からの被害を軽減して住民の命を守るため、強い危機感を持って指定を進めていることは、大変心強い。しかしながら、ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動に係る住民の理解が進んでおらず、また緊急一時避難施設についても認知度が低い状況である。住民にとって分かりやすいように表現を工夫しながら、周知を強化する必要がある。

また、核ミサイル等を想定した場合に、より高い爆風軽減効果が期待できるのは地下施設であると言われている。シェルターの整備促進はもちろんのこと、既存の地下施設を活用して緊急一時避難施設を確保することも必要である。東京都においては、民間施設を含め、地下施設における緊急一時避難施設の指定を加速化させ、住民および事業者の安全・安心の確保に努められたい。

5. オールハザード型BCP策定の支援強化、自助・共助の活性化

都内の多くの地域に影響が及ぶ首都直下地震や水害、富士山噴火等の自然災害をはじめ、サイバー攻撃・感染症・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。危機事象発生に対する備えとして、事業者が策定が推奨されているBCPであるが、これまでは地震や風水害、感染症といった事象別に経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら、リスクが多様化する状況において、事象別にBCPを策定する場合、訓練や計画見直しに時間を要する等、課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型BCPは、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着目して整理を行うBCPである。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を講じているため、BCPが有効に機能するものと想定される。したがって、事象別のBCPからオールハザード型BCPへの転換を図るべく、事業者によるオールハザード型BCPの策定を強力に促進すべきである。なお、当所では本年3月にオールハザード型BCPの必要性や具体的な作成プロセスをまとめた中小企業向け策定ガイドを発行した。セミナー等を通じた策定支援を実施しているところであるが、今後も関係機関と連携しオールハザード型BCPの普及促進に取り組む所存である。

このほか、防災力向上に資するリーダー人材の育成や災害時における民間企業のノウハウ活用を通じ、自助・共助の活性化を図ることも求められる。

①オールハザード型BCP策定の必要性・重要性に係る周知

予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、事業を継続するためには、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型BCPの策定が重要であることは言うまでもない。一方で、本年8月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査では、BCP策定済企業のうち、あらゆる災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか14.9%に留まっている。オールハザード型BCPの必要性や重要性について、理解が進んでいるとは言えない状況である。

あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型BCPの必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②事象別BCPからオールハザード型BCPへの転換推進

2023年に実施した当所会員へのアンケート調査では、BCP策定の課題として「具体的な対策方法が分からない」を挙げる事業者が36.0%となった。BCP策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、本年の調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対するBCP策定支援」と回答した事業者が35.4%となっており、行政からの支援が期待される。

振興公社が実施しているBCP策定支援事業のうち、2023年10月からスタートした「BCP策定コンサルティング事業D」は中小企業のオールハザード型BCP策定を強力に後押しするものであり、一層の周知・広報に取組まれない。

③BCP策定・訓練の促進

本年の当所会員へのアンケート調査では、BCPの策定率は35.2%に留まる。とりわけ、中小企業のBCP策定率は28.2%と、大企業の73.7%に対して低い割合となっており、人員に余裕がない等の理由でBCP策定の優先順位が低くなっていることが推測される。

リスクが多様化する状況において中小企業がBCPを策定するには、前述のとおりオールハザード型BCPが現実的な手段となり得るが、会社の規模や事業内容によっては、自社の取組みやすい事象のBCPを作成した後、オールハザード型へ転換することも想定される。したがって、BCP策定に係る幅広い公的支援策やガイドライン等の継続的な整備が必要である。

東京都は振興公社において、BCP策定支援ポータルサイトの運営をはじめ、様々なBCP策定支援事業を実施している。中小企業がBCPを策定した事例の紹介やインタビューも複数掲載されており、これからBCPを策定しようとする事業者にとって有益な情報を提供している。事業者がBCPを策定する際の強力な後押しとなっていることから、複合的な策定支援事業については継続するとともに、周知を一層強化する必要がある。

あわせて、企業等によるBCP策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、東京都による積極的な取組みが必要である。その際、BCP策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も並行して進められたい。

さらに、2023年の当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してBCPを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約9割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくBCP策定を推進すべく、事業者が取引先のBCP策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

BCPについて最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。本年の調査では、BCP策定済企業の約7割が見直しを、また約5割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のAI技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

このほか、事業者は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の発表や台風による鉄道の計画運休実施等、災害警戒時の対応も検討する必要がある。こうした情報発表時には、従業員の安全確保やBCP再確認等の準備を適切に行うことが肝要であることから、災害警戒時の対応方針を策定する重要性についても周知を強化

されたい。

④企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があることから、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していく必要がある。

2022年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は12.3%（大企業21.5%、中小企業8.3%）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業はあわせて62.2%にのぼり、かつ大企業63.3%、中小企業61.9%と企業規模を問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。東京都においては、区市町村や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

なお、東京都は2022年3月より事業所防災リーダー制度を開始し、あらかじめ登録した各企業の事業所防災リーダーと直接つながり、平時から情報発信を行っている。一方で、当所会員へのアンケート調査では、事業所防災リーダーを「内容を含めて把握している」はわずか8.4%であり、より積極的な広報を推進されたい。また、企業の災害・リスク対策の実効性向上には、リーダーとなる人材のスキルアップが必要であり、防災訓練の参加促進や防災知識の向上に資する情報提供等の取組みを推進されたい。その際、同制度における情報管理者の役割についても検討が必要である。

⑤発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源に限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や区市町村と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

2018年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では36協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第33条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。2024年4月より建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまったことから、引き続き災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。能登半島地震の発災時、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられたが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

また、重要インフラの復旧や物資の緊急輸送等を担う民間企業においては、災害時、首都圏以外からの応援車両の手配等が必要となる場合がある。現在、東京都においては、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行は禁止されているが、被害の軽減や迅速な復旧のため、災害時にはこうした車両の通行規制を緩和することが必要であり、官民による事前調整が求められる。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

Ⅱ. 継続要望項目

1. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備、官民連携の推進

社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①災害時の円滑な物資輸送体制の構築、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化

- ・大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
- ・多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
- ・BCP策定における荷主と物流事業者の連携促進
- ・都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による郊外部への大規模物流施設の立地誘導
- ・耐震改修促進法や耐震化推進条例に基づく所有者等への安全性確保の指導・指示
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（税制面の後押し、容積率許可制度の活用による建替えの促進）
- ・常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保

②地域防災力の向上に資する活動の強化（地域一体となった訓練の促進等）

- ・消防団の機能強化（団員の確保、装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進）
- ・消防団に協力する事業所に対する評価制度等の周知強化
- ・防災組織の設立推進・活動支援（事務局機能のサポート、防災組織を構成する事業者・学校等への防災用通信機器の設置）
- ・消防水利の確保（経年劣化した防火水槽の補強、深井戸の整備）
- ・初期消火力の強化（防災訓練実施、消火器の使用方法等の習得促進）
- ・区市町村との連携（BCP策定等の支援強化、地元住民および事業者が一体となった訓練の促進、発災時の応援要員派遣、相互応援に関する協定の締結先との交流・情報交換）
- ・防災・危機管理に関する知識・経験を有する人材採用促進
- ・身近な地域コミュニティの形成（常日頃からの顔の見える関係構築、定期的なイベント等を活用した行政と住民・事業者が直接コミュニケーションを図る機会の創出）

③東京都における都市の事前復興の取組み促進

- ・事前復興の周知啓発
- ・東京都震災復興マニュアルの不断の見直し、訓練の実施等による実効性向上
- ・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備の一層の推進

④災害・リスク対策におけるデジタル活用

- ・帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信するオペレーションシステムの早期構築・運用
- ・帰宅困難者受入れ時の書面や感染症拡大中の問診票の取得、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等について、デジタル技術を活用することによる民間一時滞在施設の運営負担軽減策の推進
- ・デジタル技術を積極的に活用した高潮や河川の増水による水位変動の把握や予測、防潮堤や水門等のドローンによる迅速な点検、火山噴火による降灰予測、インフラの維持管理、多機能を備えたスマートポールによるデータ収集・分析・発信
- ・住民・事業者の包括的な情報収集にむけた一元的なプラットフォームの構築

⑤防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

- ・安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業や防災関連の展示商談会を通じた防災に関する産業の育成
- ・民間企業の製品やサービスの活用を広く進めることによる防災産業の育成、社会全体の災害・リスク対策の底上げ

2. レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

- ・特定緊急輸送道路等の幹線道路に係る橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性の向上および橋梁事業費を縮減する長寿命化工事の着実な実施
- ・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
- ・都市の防災・安全性の向上に資する連続立体交差事業の推進
- ・鉄道の高架線や高架駅、橋梁の耐震化
- ・東京港における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策

- ・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等）
- ・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進

- ・予防保全型管理の考え方に基づく橋梁・トンネル・下水道管の老朽化対策推進
- ・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的なインフラマネジメント
- ・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進
- ・メンテナンスの生産性向上、新技術導入等の取組みや成功事例の発信

③上下水道施設の耐震化・浸水対策・老朽化対策の推進

- ・下水道管渠等施設の耐震化
- ・東京都豪雨対策基本方針（改定）に基づく早期の整備実施
- ・上下水道施設・管路の老朽化対策の着実な実施
- ・下水道管路施設の液状化対策として、避難所や緊急輸送道路等マンホール浮上抑制対策の実施

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進

- ・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知
- ・地下街の防災対策のための計画策定促進
- ・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
- ・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進

- ・マンション建替円滑化法の改正による「除却の必要性に係る認定対象拡充」の周知啓発
- ・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等の実現に向けた国への働きかけ）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進

- ・区市町村が推進する空き家対策の指針となる「空家等対策計画」の作成等に対して補助を行う空き家利活用等区市町村支援事業等の着実な遂行、区市町村に対する技術的な助言
- ・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
- ・「東京都意欲と能力のある林業経営者」の登録普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進

- ・公園や広場の整備、グリーンベルトの形成
- ・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
- ・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
- ・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体等と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進

- ・地方公共団体との連携による密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた感震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減
- ・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
- ・人工衛星による観測データ等の活用（地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の事前対策の検討・周知

7. 事業 (3)意見活動

- ・富士山噴火時の降灰による影響や住民・事業者が事前に行うべき対策の検討・周知
- ・迅速な復旧に向けた降灰除去体制の構築、集積所の指定、仮置場の確保
- ・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①多様な視点からの災害対策の推進

- ・防災対策を推進する女性リーダーの育成
- ・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進
- ・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
- ・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
- ・在宅診療等を継続できる体制整備
- ・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進
- ・外国人の避難誘導方法の確立（東京防災や東京都防災ガイドブックの外国語版周知、サイン・ピクトグラム設置等）と民間への周知
- ・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
- ・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
- ・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成
- ・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
- ・外国人の日本の保険加入促進
- ・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化
- ・ハザードマップのユニバーサルデザイン化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保

- ・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
- ・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮
- ・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
- ・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

③感染症発生時の対策に係る検討・周知

- ・社会経済活動を止めないための東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の策定、策定後の普及・啓発

以上

2024年度第15号
2024年10月10日
第773回常議員会決議

<提出先>東京都知事、東京都幹部等

<実現状況>

東京都の予算案において、以下の関連事業に対して新規または拡充の予算が計上された。

○「TOKYO強靱化プロジェクト」に係る予算として8,161億円を計上

- ・携帯基地局強靱化支援事業（通信事業者への基地局整備補助）を創設
- ・宅地と公共施設を一体として整備する「液状化対策」を推進
- ・災害用給電給水車等をはじめとする大規模災害対策資器材の整備推進
- ・災害時トイレの確保等に係る区市町への支援推進
- ・マンション防災に係るに映像を制作し、普及啓発活動を展開
- ・より安全に避難できる施設（シェルター）の整備を推進

○事業所防災リーダー優良企業認定制度を新たに創設

16. 東京の将来に向けた要望

～少子化対策による東京の基礎力強化と生産性・持続性向上を目指して～

基本的な考え方

日本経済は復活に向けたラストチャンス

日本経済は「失われた30年」を経て、停滞から成長への転換点を迎えている。1人あたり名目GDPが2000年の世界2位から2023年には34位まで後退する等、国際的な地位やプレゼンス、競争力の低下が続いていたが、今こそ長引く潜在成長率の低迷から脱却する時である。さらなる労働供給の減少が見込まれるなか、潜在成長率の構成要素である労働投入・資本投入・全要素生産性(TFP)全てにわたって、これらを引き上げるために必要な施策を打つ必要がある。特に、生産年齢人口の減少対策等による労働投入の増加や社会経済活動の持続性向上、都市の集積の活用によりデジタル化・データエコノミーのメリットを最大化する生産性向上が急務である。

少子化対策による都市の基礎力強化

生産年齢人口の現状と今後を考えると、少子化対策による出生数の増加、および外国人の受け入れ議論の深化が必要である。出生数の増加に向けては、個人の自由な意思を尊重しつつ、結婚・出産・働き方の各フェーズにおいて当事者である東京の若者が真に必要なとしている施策を行うことが何よりも重要である。結婚や出産を希望する若者が多い状況下、希望の実現を妨げているハードルや障壁を解消できさえすれば、出生数を増加に転じさせる展望が開ける。そのためには、出会いや経済面、仕事との両立等における都・国・企業が一体となった支援が重要である。

それら具体的な支援とあわせ、社会全体の変容を促すことも肝要である。現行の社会システムでは若者の声は吸い上げづらい。若者が望む社会を実現するために、日本で最も若者が集まる東京都は現状に一石を投じる責任を有する。また、合計特殊出生率の低い東京が少子化の原因であるとする言説に対しては毅然と反論し、正しい認識を周知啓発することで、日本全体でこの危機を乗り越える必要がある。さらに、生産年齢人口の増減議論においては外国人の流入の観点は避けられない。まずは社会全体で少子化対策に取り組みながらも、外国人の受け入れに関する議論をより深めるべきタイミングにあると考える。

生産性向上のため東京の集積性・多様性を最大限活用

人・知・企業・産業・データの集積を活用した東京の生産性向上こそが、日本の潜在成長率を引き上げ、日本復活の狼煙となる。デジタル時代の人口減少社会においては、一顧客との取引頻度を増加させ、回転を高めてデータを蓄積し、データを活用することで付加価値を高めて価格向上に繋げることが重要である。多くの人々が法の支配のもとで安全に暮らし、ものづくりとサービス両面に強い基盤を持ち、さらに大学や研究機関等も集積する東京は、デジタル時代の国際競争において優位に立ち得る。このような東京の優位性は日本経済全体にとっても重要であり、東京において、企業間・産学官金連携やDX推進に加え、行政データのオープン化を加速し、民間データと掛け合わせ、イノベーションを創出することで生産性の高い事業への新陳代謝を促し、わが国産業全体の生産性を向上させる施策が求められる。高い集積性を有する東京と、大きな可能性を有する地方がそれぞれの役割を果たすことにより、わが国産業全体の生産性が高められる。

「産業」「人材」「都市」の生産性・持続性の向上を東京から実践

「産業の生産性」では、大企業・中小企業・スタートアップのバリューチェーン確立のもと、イノベーションによる付加価値創出、適正価格・賃金・再投資の持続的な好循環を実現する。経済社会の変化や急速な技術革新によって、企業の廃業・開業・再編等が進むと予想されるなか、貴重な人材を生産性の高い事業や成長分野へ円滑に誘導していくことも重要となる。

「人材の生産性」では、こうした労働移動を円滑かつ効果的に推進するため、リスキリングやリカレント教育等の人材投資やセーフティネット整備による北欧型のトランポリン社会の実現を目指す。また、多様な人材による多様な働き方を実現するため、規制見直しによる選択肢拡大や外国人との共生に係る検討を進める。イノベーション創出のためには、組織としての高い志の共有とあわせ、働き手のウェルビーイングが必要不可欠である。

「都市の生産性」では、人・モノ・カネ・情報を世界から引き寄せるマグネット東京を目指し、働きたい街・住みたい街・訪れたい街・学びたい街・遊びたい街東京を実現する。その要素は、クリエイティブクラスターのほか、金融市場の国際化、歴史も踏まえた国際文化都市としての地位確立であり、さらに、ナイトタイムエコノミーの活用等により昼間人口と夜間人口を平準化させ、東京の活動量・稼働率を向上させる。

グリーンかつレジリエントな都市東京の構築をさらに進める

マグネット東京実現のためにも、東京のグリーン化を進めるとともに備えとしての東京のレジリエンスをさらに高めていくことは必須となる。今後のまちづくりには、気候変動対応や災害・リスク対策の取組みとあわせ、水辺を活用したまちづくり等において、平時・有事を連携させる「フェーズフリー」の発想が極めて重要であり、都市の価値向上に大きく資するものである。また、生活の支障となる物理的障害を取り除く「バリアフリー」は、高齢者増加トレンドのなか、平時のみならず避難時等の有事においても重要な対策である。

東京を日本経済のゲートウェイとして東京の成長を日本全体に広げていく

人材のるつぼである東京の特性を活かし、常識にとらわれない未来志向の発想により、東京の成長を地方に広げていく方策を探る。日本中から集まる資源を最大化する東京が世界の都市間競争をリードし、日本の各地域とともに成長していく。

日本経済は失われた30年を経て、経済成長・人口ボーナスから、人口オーナスに向かい成長は停滞している。ここで必要なことは、経路依存症に陥ることなく、明確な将来ビジョンを共有し、持てる資産を最大限に活用し、生産性・価値向上を図ること。東京がその役割を担うべきである。

I. 都市競争力の基礎を作り持続的な成長を実現するための「少子化対策」

都市の根幹は人である。生産・消費・交流・休息、そこに住み訪れる人の活動のすべてが都市の価値の源泉となる。東京は世界一の都市圏人口を誇るメガロポリスだが、東京都の生産年齢人口は2025年の951万人をピークに2065年には750万人にまで減少することが見込まれている（東京都『『未来の東京』戦略 付属資料 東京の将来人口』）。2015年までは回復傾向にあった東京都の出生数は近年減少を続け、昨年は8万6,347人と戦後最少を記録した（厚生労働省「人口動態統計」）。少子化の進行は将来的な東京の成長にとって大きな脅威であり、今強い危機感を持って対処しなければ、都市力の減退は免れず、ひいては東京のみならず日本全体の衰退にも繋がる。

一般論として、生産年齢人口を増やすためには、日本人の出生数を増やしていくこと、外国人の受け入れを増やしていくこと、という2つのアプローチが考えられるが、近年の人口動態を巡る環境には大きな変化がみられる。すなわち、出生数は減少を続けている一方で、わが国の在留外国人数はコロナ禍を除いて増加を続け、2023年末時点で340万人を超えている（出入国在留管理庁「在留外国人統計」）。本要望を踏まえ、まずは社会全体で少子化対策に全力で取り組む必要があるが、同時に外国人の受け入れやその生活・教育環境の整備等の議論をより深めるべきタイミングにもあると考える。

少子化対策には、当事者である若者世代が真に必要としている施策を行うことが何よりも重要である。弊所では本年4～5月、都内に勤務する18～34歳の男女2,198名に結婚・出産・働き方についての意識や実態を尋ねた（「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査」）。その結果、独身者の78.7%が「いずれ結婚するつもり」であり、若者全体の76.4%が「理想的な子どもの数」は2人以上という非常に前向きな回答が得られた。一方で、「現実的に持てると思う子どもの数」を2人以上とした若者は44.3%に留まり、全体の55.7%が0人もしくは持てるとしても1人のみという回答であった。

本調査により、東京在勤の若者世代の多くは結婚・出産に前向きであるものの、現実的にはその希望を叶えることが難しいこと、各種ハードルを解消できれば出生数を増加に転じさせる展望が開けることが明らかになった。少子化の背景は、婚姻率の低下、経済的な不安、共働き世帯における子育て負担の重さ等多岐にわたり、これらは複雑に絡み合っている。社会の在り方に加え、結婚・出産・働き方の各フェーズにおいて、個人の自由な意思を尊重しつつ、都・国・企業が一体となってこの課題に対して真摯に取り組む必要がある。東京に集まる若者の結婚希望・出産希望を叶え、若者がプライベートとキャリアの双方で存分に自己実現できる環境を構築することにより、東京は将来にわたって若者世代に選ばれる都市であり続け、日本の成長を牽引していく役割を担うべきである。

1. 都市の基礎力強化に向けた「社会」変容

（1）若者が真に必要とする施策を実行できる社会を

少子化対策には、当事者である若者世代が真に必要としている施策を行うことが何よりも重要である。現行の社会システムが、果たして若者の声を吸い上げ積極的に施策に反映するものとなっているか、再考する必要がある。人口動態上、どうしても若者世代よりも年齢が上の世代の声が強くなりがちな状況にあるが、いわゆる「シルバー民主主義」に陥ることが無いよう、例えば若者世代の投票率を高める工夫としてのオンライン投票の実施や、生活動線上で投票ができる仕組みの導入のほか、若者の要望を汲み上げる機会の積極的提供等、日本で最も若者が集まる東京都から現状に一石を投じていくことも検討されたい。

上述の調査は、東京在勤の若者世代の生の声を聞くために弊所として初めて実施した。若者世代からは、社会保険料等を念頭においた現役世代の負担感に対する不安や不満、政治家や企業経営層の女性比率の低さへの嘆き、（選択的）夫婦別姓制度が導入されない限り結婚はしたくないとの声等、旧来の価値観や社会制度、社会に根づくアンコンシャスバイアスに対する切実な思いが多く寄せられた。これらはいずれも東京都だけでは解決が難しい課題ではあるが、国への働きかけや社会機運の醸成を含め、東京都がリーダーシップを発揮することに期待したい。

日本においては統計上、結婚と出産は強く結びついたものであり、出生数を考えた場合、まずは婚姻数の増加を目指すべきである。そのための要望は後述するが、あわせて、子どもを持たない人への十分な配慮や、事実婚・ひとり親家庭への支援も重要である。また、旧来の価値観に縛られた結婚・子育てに対する不安の解消や、肯定的な結婚・子育て価値観の機運醸成を図り、後述する結婚・出産・働き方に関連した若者世代の障壁を解消することで出生数増加への展望が開ける。

【具体的要望内容】

- ① 若者世代の視点に立ち、社会全体で支える施策の促進（若者の声を吸い上げる社会システムの実装、旧来の価値観・社会制度の変革促進）
- ② 社会に根付くアンコンシャスバイアスの解消に向けた啓発
- ③ あらゆる家族の形を想定した施策実施（選択的夫婦別姓制度の議論喚起等）
- ④ 結婚・出産・子育てを地域コミュニティ含め社会全体で支える機運の醸成
- ⑤ 旧来の価値観に縛られた結婚・子育てに対する不安の解消と肯定的な結婚・子育て価値観の機運醸成（「こどもスマイルムーブメント」の拡充等）

（2）東京と地方の共存共栄に向けた少子化の真実の啓発

少子化の議論において、しばしば東京にその原因を見出す主張がなされる。これは東京都の合計特殊出生率の低さが課題だとする文脈で語られるが、そもそも自治体単位の少子化を議論する際に合計特殊出生率を使用するのは不適切であり、誤った対応や政策提言に結び付く危険がある。合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、年齢別出生率とは、ある年齢の女性の数を分母として、その年齢の女性が生んだ子どもの数を分子にした場合の割合である。未婚の若年女性の流入が日本で最も多い東京都においては分母における未婚女性の拡大が他道府県と比べて大きく、数式の構造上、年齢別出生率および合計特殊出生率は低くなる傾向にある。反対に、就職期を主として若年未婚女性が流出する自治体の合計特殊出生率は高くなる傾向にある。合計特殊出生率は移民比率が少ない国家単位ではその推移の高低位に意味があるが、人の流入が激しい自治体間の比較にはまったく適さない。自治体間の少子化動向を正しく認識するには、出生数の変化率を指標とすべきである。出生数の推移をみると、東京の出生数の減少度合いは、他の自治体に比べてかなり小さい。すなわち、おおよそ過去30年（1995年～2022年）の間、東京以外の道府県の大半では軒並み3割以上の出生減となっているのに対し、東京の減少率は5.9%と全都道府県で最も小幅に留まっている。（厚生労働省「人口動態調査」）。わが国の出生数増加に向け、東京も一層少子化対策に力を入れることが肝要であるが、社会に広がる合計特殊出生率の誤解・誤用は、「東京を若者が集まりづらい場所にすれば出生数が増加するのでは」といった、若者の自由な意思による移動を否定するような人口動態の因果関係を逆読みした議論・政策に繋がりがねない。弊所でもその誤解・誤用に対しては正しい認識に基づいた発信を行っていくが、東京都としてもこのような事実と異なる恣意的な主張に毅然と反論し、都民・国民に対し、積極的に真実を啓発いただきたい。

また、いわゆる「東京一極集中」についても少子化と関連して語られ、少子化打破のためには一極集中の是正が必要だとの指摘がなされることもある。確かに東京は日本で最も若者に選ばれている都市であるが、若者が東京を選ぶ理由は、自分の夢ややりたい仕事の実現機会が多くあるからである（公益財団法人東北活性化研究センター「人口の社会減と女性の定着に関する意識調査」2021年）。東京に人が集まることを制限するのであれば、それなりの根拠が必要であり、憲法上保障された居住移転の自由のもと、それぞれの人生の可能性を追求し上京してくる若者の主体的な意思と行動は最大限尊重されなければならない。もし地方創生の名のもと、東京の魅力や価値を削ぐようなことをすれば、有為の若者が機会を求めて海外に出ていくことにもなりかねず、結果的に日本の国力低下に繋がってしまうことが懸念される。若者の自由な移動の制限や大学の定員制限等、東京の都市力や魅力を削ぐのではなく、経済成長と雇用創出により若者に選ばれる地方をいかに実現するかが、東京と地方の共存共栄による日本の成長を目指すうえで真に重要な論点である。実際に、「結婚や子育てを考えた場合に住みたい場所」として、東京在勤の若者のうち首都圏外の出身者の17.1%は「出身の道府県（首都圏外）に戻りたい」との声がある。課題は地元に戻りたい若者が地元の雇用問題で戻れないと感じている点にあり、その点では後述する「ゲートウェイ東京」の実現により東京の成長を全国に波及させることとあわせ、希望者に対する他自治体と連携したUターンや二拠点雇用・二拠点就業の支援等の対応も検討されたい。また、一般財団法人GovTech東京が「子どもDXプロジェクト」として子育て分野の行政DXに取組み、子育て支援制度レジストリがオープンデータ化されているが、このような成果物やノウハウを地方の自治体と共有し、横展開を促進することも、東京と地方が共存共栄し、若者から選ばれる地方を実現することに寄与するものである。

【具体的要望内容】

- ① 世間に広がる合計特殊出生率の誤解・誤用の解消
- ② 若者の自由な移動を制限するのではなく、経済成長と雇用創出により若者に選ばれる地方の実現支援（他自治体と連携したUターンや二拠点雇用・二拠点就業等の支援、「子どもDXプロジェクト」等の行政DXの横展開）

（3）外国人の受け入れに係る議論の深化

潜在成長率の構成要素である労働投入に影響を及ぼす生産年齢人口の現状と今後を考えると、少子化対策と並行して外国人の受け入れやその生活・教育環境の整備について、目を逸らさずに正面から議論すべきタイミングにきている。経済活動において人手不足が深刻化している状況下、わが国においては人権保護を大前提に外国人材を受け入れる制度の整備が進んでいるが、数年で帰国し入れ替わる人材としてではなく、帯同家族を含め日本社会で長く共生し続ける生活者としての外国人の受け入れについて議論を深めていく必要がある。

既に日本社会には外国人が多く暮らしており、地域を含めた人口動態に変化を及ぼしている。2023年には国外から日本への転入超過が35.3万人あるが、28の都道府県が外国人の転入を含め社会増となっている。この

うち21の道府県では国内への転出超過を国外からの転入超過が上回っており、日本人が減少するなか、外国人の増加が人口減少を緩和している実態がある（総務省「住民基本台帳人口移動報告」）。東京都においても、自然増減も踏まえれば、昨年増加した人口の9割以上を外国人が占めている（東京都総務局統計部「人口の動き（令和5年中）」）。このように、東京はもちろん地方を含めた外国人の定着と日本の国際化が急速に進んでいる現状を強く認識し、中長期の都市戦略のなかで外国人の受け入れをどのように考えるかを本格的に検討する必要がある。海外諸都市の例を鑑みても、外国人の受け入れに際しては多様な民族性が同居することによる都市のモザイク化や地域のコミュニティ維持への懸念が挙げられる。また、近年は在留外国人の健康・厚生年金保険の未加入問題や国民健康保険の不適正加入・不正受給の問題も指摘されるなか、社会保障制度への適切な外国人の包摂が求められる。言語・教育・住環境を含めて生活者としての外国人へのサポートを行うとともに、日本人住民の懸念払拭を含め、丁寧な議論のうえで東京都としての将来的な方向性を検討していくべきである。

【具体的要望内容】

- ① 外国人材に選ばれる都市となるための共生社会実現への検討（中長期の都市戦略における外国人受け入れの位置づけの検討、言語・教育・住環境を含めた生活者としての外国人支援）

2. 出会いの創出とライフデザインを通じた「結婚」支援

少子化の背景は多岐にわたるが、なかでも初婚同士の婚姻数の減少は出生数の減少と強い相関関係にあり、東京都においては直近の約50年間でともに約5～6割減少している。就職期に重なる20代を中心とした若者世代の転入超過が多いという東京の特性を踏まえると、東京の少子化対策においては若者世代の未婚化への対応が大きなテーマとなる。

弊所の調査によれば、「結婚についてハードル・障壁に感じるもの」として最も多いのは「良い出会いが無い（42.7%）」である。東京は日本一若者が流入する都市であるにもかかわらず、出会いの無さが最大のハードルになっている現状がある。特に独身者の年齢別でみると18～22歳および29～31歳でその割合が高く、地方から単身で上京する等周囲との人間関係が薄くなるタイミング、また、初婚のピークである27歳を過ぎたタイミングで大きなハードルになっている。また、独身者の交際相手の有無別でみると、「良い出会いが無い（67.3%）」「婚活が面倒（37.1%）」「職場に異性が少ない（21.3%）」「異性とのコミュニケーションに不安・接し方がわからない（20.9%）」の4点について、交際相手がいない人は交際相手がいる人よりそれらをハードルとして感じる割合がそれぞれ2～3倍多く、交際相手の有無によってハードルの中身に大きな違いがみられる。若者が交際を考えるにあたって特に「出会いの面であつたらよいと思うもの」としては「友人・知人からの紹介（53.5%）」に次いで「信頼性が高くリーズナブルなマッチングアプリ（42.5%）」が多い。昔と比べて仲人の役割を果たすような、いわゆる世話好きな人が減っていると言われるなか、デジタルを活用したマッチングアプリサービスには出会いの創出が期待されるが、独身証明の提出やプライバシー保護等に配慮した信頼性担保の観点も重要である。なお、弊所では民間サービスと連携し、本年4月よりAIを利用した婚活アプリを会員企業へ提供、従業員の婚活支援を行っており好評を得ているところである。また、リアルな交流の場として「他社との合同研修や懇親会（28.0%）」を求める回答も多く、特に大企業（本調査においては従業員数1,000人超の企業）勤務の独身者（39.0%）では高い割合となり、中小・中堅企業（同じく従業員数1,000人以下の企業）勤務の独身者（22.3%）を大きく上回った。大企業勤務の独身者からは「友人・知人からの紹介（66.6%）」「学校の同窓会（19.9%）」「社内の飲み会やイベント（19.1%）」との回答も中小・中堅企業勤務の独身者より高い割合であることから、比較的同属性と繋がりやすいようなリアルな関係を起点とした出会いを期待できる環境にあることが推察される。一方で、大企業と比較すると社内の同年代が少ないと考えられる中小・中堅企業こそ社外の若者と交流する機会を提供することが肝要と思われ、マッチングアプリと並行してリアルな交流の場の設定も望まれる。

結婚へのハードルとしては、出会いの面の課題に次いで「経済的な不安（36.7%）」も多く挙げられた。年収別でみると、年収300万円台以下の独身者では45.1%、400～600万円台の独身者では37.2%である一方、700万円台以上の独身者では20.0%と大きく減少する。つまり都内の20～34歳の平均年収（約436万円、厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より算出）程度では経済的な不安はぬぐえないが、700万円台以上の収入があると結婚に至る大きなハードルの一つは解消される傾向にあるものと考えられる。一方で、700万円台以上の年収者は「自分の時間がとれない（38.1%）」「長時間の労働や通勤（27.7%）」「転勤や単身赴任の可能性（27.1%）」「キャリアに支障が出る不安（18.1%）」等、仕事面から生じるとされる懸念が600万円台以下の年収者よりも明らかに多い。共働きを希望する男女が多い現代においては、まずは700万円台の収入を一人で得なければならないという思い込みを排除し、夫婦二人の世帯収入として同程度あれば十分に経済的な不安は解消されうることを啓発することも重要である。

また、「交際を考えるにあたって経済的な不安の面であつたらよいと思うもの」としては全体では「会社の賃上げ（66.5%）」「社会保険料の低減（46.8%）」が多く挙げられたが、300万円台以下の年収者に限ると目の前の交際や婚活に際する「出会いのための活動費の低減（28.2%）」の回答が400万円台以上の年収者よりも多い等、年収によって結婚へのハードルや課題に違いが生じている。「経済的な不安」は後述する出産へのハードルとしても最も多く、官民一体となった対策が求められる。

そのほか、結婚へのハードルは独身の男女間でも差異があり、独身女性は「家事や育児の負担増（29.5%）」

「キャリアに支障が出る不安（１７．４％）」が独身男性より多い一方、独身男性は「転勤や単身赴任の可能性（２０．０％）」「職場に異性が少ない（１９．４％）」が独身女性より多く、性別役割分担意識等が垣間見える。また、夫婦の姓や同性婚等の「法的なハードル」は全体で４．４％と他の項目と比べて数は多くないが、一部からは「（選択的）夫婦別姓制度が導入されない限り結婚もしたくない」等、現行の社会制度や旧来の価値観への強い抵抗感が寄せられている。

このように若者といっても性別・年代・年収・交際相手の有無（交際経験の有無とも関連があると推測される）等によってハードルや障壁は様々であり、それぞれの課題に即した施策が必要となる。加えて、前述のとおり日本においては結婚と出産が強く結びついていること、および年齢別自然妊娠確率を踏まえれば男女ともに子を授かりやすい年齢にはある程度の制限が存在することを考えると、出会い・結婚・出産・子育て・働き方等を含む自身のライフデザインについて若いうちから検討する機会や情報を提供することも重要である。子どもを望む若者が時宜を逃し苦しむことのないよう、自身が希望するライフプランを実現するための考えや見通しを早くからイメージするための支援が必要である。

【具体的要望内容】

- ① 信頼性がありリーズナブルなマッチングアプリを活用した出会い創出
- ② リアルな交流の場の創出（業界横断型の他社との合同新入社員研修・懇親会実施の後押し、各道府県と連携した地方出身者の東京における出会い支援、地域活動や社会貢献活動等への若者の参画促進）
- ③ 交際経験の無い若者等を中心とした希望者に対する会話や身だしなみに関するレクチャー機会の提供
- ④ 賃上げや社会保険料等の低減による手取り収入増加の後押し（詳細後述）
- ⑤ 家庭で生じる負担軽減のための家事代行サービス等の利用補助の推進
- ⑥ 選択的夫婦別姓制度の議論喚起（再掲）
- ⑦ 若いうちからのライフデザインに関する情報提供と検討機会の提供（ライフプランを人事考課に組み込む等の企業における従業員教育の支援等）

3. 経済的な不安の解消による「出産」希望の実現

結婚と同様、出産においても子どもを持ちたいと思う若者がその希望を叶えられる環境を整備する必要がある。前述のとおり、東京在勤の若者の７６．４％が「理想的な子どもの数」は２人以上とする一方、「現実的に持てると思う子どもの数」が２人以上の割合は４４．３％で、全体の５５．７％が０人もしくは１人と回答している。これには収入や勤務先企業規模が影響していると思われる。独身者の年収別でみると、「理想的な子どもの数」が２人以上の割合は年収３００万円台以下で６４．５％、年収７００万円台以上では７６．３％と１０ポイント以上の開きがある。さらに「現実的に持てると思う子どもの数」を２人以上とした割合では３００万円台以下が２６．４％に留まる一方、年収７００万円台以上では４８．１％とその差は２０ポイント以上と拡大する。実に年収３００万円台以下の若者の３人に１人以上、３６．５％が現実的に持てる数は０人との回答で、７００万円台以上の若者の１７．３％とは２倍以上の開きがある。この傾向は勤務先企業規模でも同様にみられ、「理想的な子どもの数」「現実的に持てると思う子どもの数」ともに勤務先の企業規模が大きいほど多くなる傾向がある。子どもを持つハードルとして最も多く、かつ他に大きく差をつけて挙げられたのは「経済的な不安（７４．１％）」であり、都内の若者が収入を理由に出産希望を叶えられていない現状が改めて浮き彫りになった。さらに言えば、収入が少ないと子どもを持つという希望そのものも断念せざるを得ず、理想すら持ちづらい状況も伺え、経済的な不安の解消は出生数の向上において非常に大きなファクターであると言える。それでも全国と比べると東京在勤の独身男女の「理想的な子どもの数」は多く、効果的な対策次第では出生数増加が期待できる（国立社会保障・人口問題研究所「第１６回出生動向基本調査」より、全国の１８～３４歳の平均希望子ども数が未婚男性１．８２人、未婚女性１．７９人のところ、弊所の調査では独身男性２．０１人、独身女性１．８７人。母集団の差異には留意が必要）。子どもを持たない人に十分に留意しながらも、子どもを持ちたい人が子どもを産み増やすことで苦しい状況になることのないよう、社会全体でそれを応援し支える雰囲気を醸成すべきである。

「経済的な不安」の解消のためには、手取り収入の増加と費用負担の軽減の二面での対策が考えられる。まず、手取り収入の増加のためには、企業による持続的な賃上げの実現のほか、若者世代の社会保険料等の低減が効果的と考えられる。本調査では実際に社会保険料負担への言及が多くみられ、東京在勤の若者の強い声として国への働きかけを期待したい。具体的には、応能負担の原則に基づいた高齢者負担の見直しや、オンライン診療等の医療ＤＸやリフィル処方箋の推進による医療の効率化、セルフメディケーションの促進に向けた環境整備等、社会保障費の削減に寄与する取組みを後押ししていきたい。次に費用負担の軽減については、奨学金返済費用や、子どもの教育費、高騰する住居費等に関する負担の軽減を検討されたい。「結婚・子育てを考えた場合に住みたい場所」について東京在勤者に尋ねたところ、都内に住みたいと答えた割合は５３．３％と半数に留まっている。「職場に通える距離の子育て可能な広さの家は借りられない、買えない」との声もあり、若年夫婦・子育て世帯の住宅確保策のさらなる推進も求められる。具体的には、都市再生特別地区における再開発事業や用途地域の適時適切な見直し、空き家活用等によるアフォードブル住宅の供給増加、若年夫婦・子育て世帯の都営住宅・都民住宅優先入居等を検討されたい。

また、「経済的な不安」に次いで子どもを持つハードルとして挙げたのは「家事や育児の負担増（３９．２％）」「自分の仕事へのパートナーの理解と家事育児の協力姿勢（３３．７％）」「長時間の労働（３０．５％）」等で、

7. 事業 (3)意見活動

仕事との両立や共働き世帯における家庭内の負担への対応に関わるものが多い。男女ともに働きながらも家庭の時間をより長くとることができるような施策の実施や、若者が家事代行やベビーシッターを頼むという選択肢を取りやすくする環境整備も有効である。また、これらハードルは男女間で差があり、「家事や育児の負担増（男性33.2%、女性45.9%）」「キャリアに支障がでる不安（男性14.3%、女性34.5%）」が女性の方が10ポイント以上多い一方、「長時間の労働（男性36.4%、女性24.7%）」「転勤や単身赴任の可能性（男性26.9%、女性11.5%）」は男性が10ポイント以上多い。未だにアンコンシャスバイアスとして、彼らの上司や職場に性別役割分担意識があり、その影響が若者の考えにも及んでいることが推察される。さらに「高齢での出産（男性3.2%、女性10.7%）」「欲しくても授からない（男性5.8%、女性9.9%）」も女性の方が多い傾向がみられるが、子どもを望む若者がそれを実現できるよう不妊治療のサポートは継続しながらも、若い世代が授かり年齢を軽視することに繋がりがかねない、母体への影響を鑑みない過度な不妊治療や卵子凍結等への助成等の施策は控え、プレコンセプションケアの推進等、男女ともに統計的授かり年齢の実態を啓発するべきである。若者が子どもを持ちたいと思うのは「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから（53.2%）」であり、純粋に心から子どもを願う若者を全力でサポートし、若者が希望する人生を叶えることは、出生数の増加、ひいては社会全体の活力向上にも繋がるものである。

【具体的要望内容】

- ① 賃上げや社会保険料等の低減による手取り収入増加の後押し（持続的な賃上げの実現（詳細後述）、応能負担の原則に基づいた高齢者負担の見直し、医療DXやリフィル処方箋の推進による医療の効率化、セルフメディケーションの促進に向けた環境整備や周知啓発等）
- ② 奨学金返済負担・教育費負担・住居費負担の軽減、アフォーダブル住宅の供給や都営住宅・都民住宅優先入居等の若年夫婦・子育て世帯の住宅確保策のさらなる推進
- ③ ベビーシッターや家事代行の利用補助拡充および企業向け導入支援、テレワークや職住近接の推進による家庭内可処分時間の増加
- ④ 性別役割分担意識の解消に向けた周知啓発
- ⑤ プレコンセプションケアの拡充（年齢別自然妊娠確率や男女別初婚年齢割合等のファクトデータの情報発信・企業での従業員教育の支援等）
- ⑥ 不妊治療に係るサポートの継続
- ⑦ 結婚・子育てにやさしい社会づくりの推進（結婚・出産・子育てを地域コミュニティ含め社会全体で支える機運の醸成、キッズデザイン推進の後押し、結婚・子育てが楽しいことであるという機運の醸成（再掲））

4. 共働きを前提とした採用育成および「働き方」改革の推進

東京在勤の若者の特徴は、仕事と子育ての両立を志向し、夫婦共働きを希望する人が多いことである。弊所の調査によると、若者自身が希望するライフコースは「両立コース（結婚し、子どもを持ち、仕事も続ける）」が男女ともに過半数を超え最多（男性77.9%、女性55.3%）であり、結婚相手やパートナーに選んでほしいライフコースも同じく「両立コース」が男女ともに過半数を超え最多（男性51.9%、女性70.6%）である。独身者を対象とした前出の国立社会保障・人口問題研究所の全国調査と比較しても、独身女性が希望するライフコース、独身男性がパートナーに選んでほしいライフコースともに東京在勤の若者の方が「両立コース」を選択した割合が10ポイント前後高い。つまり東京に所在する企業は、働きたいという意思を持つ女性の活躍推進を含め、共働きを前提とした採用・育成・働き方改革の推進が不可欠である。

東京在勤の若者が「結婚・子育てを想定した場合に望ましいと思う制度」は、「テレワーク（61.2%）」が最も多く「フレックスタイム制（58.5%）」が続く。一方で実際の利用率はそれぞれ38.8%、29.2%と理想との大きな乖離がみられる。特に中小企業（本調査においては従業員数100人以下の企業）勤務者に限るとその利用率はそれぞれ25.2%、19.9%とさらに低い数字となり、時間単位休暇や時差出勤等他の選択肢を含めていずれの制度も「利用していない」中小企業勤務者は57.0%にのぼる（全体では42.7%）。最も望ましい制度に挙げられたテレワークについても実施頻度は勤務先企業規模が小さいほど少なくなる傾向が見られる等、特に中小企業において若者のニーズの高い働き方と実際の利用率との間にギャップが大きい状況がある。なお、中小企業勤務者が「テレワークを実施するうえでの課題」と感じているものとしては「現場作業が必須な職種でありテレワークできる業務がない（32.0%）」、次いで「社内業務がデジタル化されていない（15.9%）」が挙がる一方、「特に課題はない（28.8%）」とする回答者も多く、職種や企業によって課題感に差がみられる。

また、子どもを持った際の育休取得については男女で大きな差がみられる。「半年以上」の育休取得経験がある女性が80.5%いる一方、男性は3.8%であり、男性の半数以上は「取得経験なし」もしくは「1週間未満」に留まっている。育休を取得するハードルは男女で差があり、女性が「収入へのネガティブな影響（50.2%）」「キャリアへのネガティブな影響（32.7%）」を気にする一方、男性は「上司や同僚に迷惑がかかる（55.3%）」「顧客に迷惑がかかる（16.8%）」が女性よりも明確に多い。現状は男女間で育休取得経験に差があるが、子どもを持たない人を除いて男性の76.1%は育休を今後取得する意向があると回答しており、実際に男性の育休取得率は2019年度まで10%未満だったところ年々上昇し2023年度には30.1%に至っている（厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」）。引き続き男性の事情に合わせた取得の後押しを行うとともに、

性別役割分担意識是正への取組みが急がれる。

個人や企業、社会全体に根を張る性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスは、女性のL字カーブ問題にも繋がっている。東京は全国よりもキャリアを大事にする女性が多いことが伺え、男性もパートナーに働いてほしいと思っている人が多い。それに呼応するように東京は「えるぼし認定」や「プラチナえるぼし認定」を受けている企業が日本で最も多く、若い女性に最も選ばれているエリアである。一方で、現実には「正社員ではない働き方をしなければ働き先が見つからないのは悲しい。女性で生まれたことに心底絶望している」との声もあり、出産や育児を理由に女性がキャリアを諦めることのないよう、アンコンシャスバイアスの解消や女性の採用・キャリアアップ促進、非正規雇用者の正規雇用化の推進について社会・企業への啓発が必要である。また、企業において能力と意欲のある若者の管理職への早期登用により、出産・育児時期とキャリアアップを目指す時期が重ならないようにすることで、家庭と仕事の両立面の課題を解消しているケースも見られ、このような動きも参考にされたい。採用・雇用制度・育成制度・働き方を若者が望む形へと改革し、L字カーブを是正して若者の世帯年収・可処分所得・可処分時間を増やしていくことが、結婚や出産の大きなハードルである「経済的な不安」を解消することにも繋がる。東京は世界をリードするメガロポリスとして、世界で最も結婚・出産・育児に配慮する企業が集積し、多様性を尊重しながら多くの教育の場が提供される、誰もがその可能性を発揮できる出会いと機会に満ち溢れた都市を目指すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 共働きを前提とした企業の採用・育成・働き方改革の支援と啓発
- ② 中小企業のテレワーク環境整備への支援
- ③ フレックスタイム制や変形労働時間制等の柔軟な運用に向けた国への働きかけ
- ④ 家事・育児時間の確保に資する働き方改革・希望に沿わない長時間労働是正の推進
- ⑤ ベビーシッターや家事代行の利用補助拡充および企業向け導入支援、職住近接の推進による家庭内可処分時間の増加（再掲）
- ⑥ 男性の育休取得率向上への支援
- ⑦ アンコンシャスバイアスの解消や性別役割分担意識の是正に向けた啓発
- ⑧ 女性のキャリアアップ支援・正規社員化の推進
- ⑨ 助成制度を含めたえるぼし認定・くるみん認定等の取得促進

Ⅱ. 経済成長に向けた「産業」の構造転換

1. 産業・知・データの集積性と多様性を活かして「皆で稼げる東京」へ

わが国のさらなる経済成長のためには、その中心である東京の生産性向上が必要不可欠である。東京の人・知・企業・産業・データの集積性と多様性を最大限に活用し、多種多様な中小企業・大学等の互いの強みの掛け合わせにより新たなイノベーションを創出することで、モノ・サービスの付加価値を高め、適正価格での取引を確実に浸透させることが重要である。この点においては、企業の大多数を占める中小事業者が自ら変革していく必要があることを強く認識し、自社の強みを磨くことに経営資源を集中すべく、ノンコア業務に係る企業間での共用・標準化等による経営の効率化を図ることが、賃金の引き上げと合わせた経済の好循環に繋がっていく。また、東京の集積性と多様性を持続させるため、多様な中小事業者の事業承継に向けた支援も必要である。東京は、民主主義・法治主義と良好な治安のもとで多くの人々が安全・安心に生活し、ハイレベルな都市マネジメントがなされている世界最大規模のメガロポリスである。世界をリードする次世代の産業創出を東京から生み出す土台整備は、知的な人材をさらに国内外から呼び寄せる。東京に集積される多様なデータや知の重要性は、デジタル化のもとで一段と高まっている。地域の産業クラスター等において有用な受発注情報や顧客ニーズ等のデータを集約してプラットフォーム化し共用を進め、新たな付加価値を創造し、区市町村に所在する産業集積や地域単位でのブランド化に繋げることが肝要である。

【具体的要望内容】

- ① 多種多様な中小企業・大学等の集積を活かしたオープンイノベーションの促進
- ② 脱・自前主義による企業・産業の垣根を越えた協業・取引の促進
- ③ 自前でしか提供しえない価値の再認識と高付加価値化を通じた中小企業等の価格向上への取組みを含む自己変革への支援
- ④ ものづくり等の技術力やノウハウを次世代に受け継ぐ事業承継の支援
- ⑤ 地域の協業強化による産業集積のブランド化
- ⑥ 協業時のデータ共有・活用およびデータプラットフォーム標準化・相互運用促進
- ⑦ パートナリシップ構築宣言の実効性向上による取引適正化の推進
- ⑧ 適正価格設定に対する最終消費者の理解促進（デフレマインドの払拭）に向けた啓発活動の実施

2. DX・GXを根子にした需要創出・産業構造転換の促進

企業のDX推進は生産性向上に寄与する要素のひとつであり、中小企業においてもデジタルツールの導入は進んでいるものの、十分な活用に至っていないケースが散見される。中小企業の競争力を強化するためには、グロ

ーバル市場へのアクセスを容易にする自動翻訳技術や生成A I等の新しい技術の活用支援を継続的に行う必要がある。また、世界的な潮流として企業のグリーン化対応が強く求められるなか、中小企業の温室効果ガス排出量の把握や開示を支援し、環境先進都市東京のブランドイメージを確立させることで、新たな需要創出が期待できる。グリーン化への対応は東京の企業が世界のサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていくうえでも必要不可欠な要素であり、さらに東京に住む人々が自らの生活環境の維持・改善というメリットを享受できる点からも、強く推進すべきである。

【具体的要望内容】

- ① デジタル・脱炭素分野から広がる新たな需要創出と中小企業・産業の競争力強化
- ② 自動翻訳技術・生成A I等の活用による中小企業等の世界市場への挑戦支援
- ③ 企業のグリーン化推進による環境先進都市東京のブランドイメージ確立
- ④ 地球温暖化対策報告書制度等による温室効果ガス排出量の算出・開示への支援および規制・支援一体型の政策の推進

3. 世界の技術革新をリードする知財戦略と投資促進

新しい技術やイノベーションの創出には知的財産の創造・保護・活用が欠かせない。さらに知的財産は経済安全保障の観点からも重要な位置づけを担っている。しかし日本の特許出願件数は減少しており（特許庁「特許行政年次報告書2024年版」）、他の論文から引用される注目度の高い論文数は韓国やイランの後塵を拝し世界13位に後退している（文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」）。データの集積が大きな意味を持つ生成A IやG X等の分野で技術革新が起こるなか、大学等の研究機関が集積する東京における積極的な知財戦略の創出と、東京で生まれた知財の国際標準化に向けた取組みが必要である。あわせて、企業の研究開発投資の促進、大学の競争力向上のほか、企業と大学等研究機関のマッチング支援や、初出願代理費用の助成等の足元の施策を充実させることが求められる。大企業に比べれば知財の活用に意識が向きづらい中小企業による無形資産投資を通じた付加価値創出の意識醸成を含め、世界の技術革新のスピードに後れをとることなく研究開発が活発に行われる都市を目指すべきである。なお、生成A I等におけるデータの活用に際しては、プライバシーの保護とデータの積極利用についてのバランスを図る方策が求められる。あわせて、知財戦略を進めるにあたっては、次世代の知財人材の育成も不可欠である。教育水準や研究内容が海外から引けを取らないよう、大学における教育投資を増やし、時代にマッチした学部・学科やコースの弾力的な設置等を進めるとともに、家庭の収入によらず先端教育を受けられる環境を充実させる必要がある。

【具体的要望内容】

- ① 生成A I・G X等の来たる時代に適合した知財戦略の創出（新時代を牽引する東京発知財の国際標準取得に向けた支援等）
- ② 企業の短期利益重視の風潮の変容支援による研究開発投資の促進
- ③ 中小企業による無形資産投資を通じた付加価値創出の意識醸成
- ④ 技術・知財を保有する大学・研究機関・企業・金融機関間のマッチング支援拡充
- ⑤ 初出願代理費用の助成による実質無料化の実現
- ⑥ 東京都における知的財産専門部署の設置
- ⑦ 学校教育からリカレント教育までの知財教育の推進および人材育成
- ⑧ 東京23区の大学における定員抑制の撤廃（時代にマッチした大学の学部・学科やコースの弾力的な設置）

4. 産業の創出・活性化を加速させる東京金融市場の国際化

世界有数の経済規模と集積性を持つ東京金融市場の国際化は、日本経済の起爆剤として、金融業のみならず産業界全体に裨益しうる取組みである。金融・資産運用特区への指定を追い風に、特区制度の着実な実施を含めたさらなる推進が求められる。取組みにおいては、金融市場の国際化がいかに中小企業を含む東京および日本全体の産業強化に結びつくかを示し理解を広げることが肝要である。また、東京の実体経済を構成する企業集積、特に中小企業およびスタートアップと金融の関係性を踏まえつつ、デジタル化やグリーン化の世界的潮流を掴んだ施策が求められる。具体的には、新しいデジタル技術を活用した中小企業金融や、資金需要の旺盛なスタートアップの創出・育成のほか、特に中小企業の脱炭素化支援も重要である。グリーンファイナンスの推進による中小企業のグリーン化支援や、排出量の見える化、経営戦略上のロードマップの策定、非財務情報の開示、次世代型ソーラーセル等先端再エネ技術の実装に係る支援が望ましい。「貯蓄から投資へ」を推し進める政策とあわせ、東京の金融機能の発揮を通じて豊富な個人金融資産を気候変動対応のための投資に振り向けることで、企業のG Xを資金面から支え、グリーン化を東京や日本の成長機会として活用すべきである。東京金融市場の国際化は、決して金融業界に閉じた施策とせず、東京の産業界全体を巻き込んで推進し、地方を含む日本全体に裨益する取組みとする必要がある。そのうえで、D XとG Xを東京金融市場発展のさらなる起爆剤にするとともに、東京金融市場の発展で日本経済や企業のD X・G Xを支えるという、正のフィードバックを促すことが重要である。

【具体的要望内容】

- ① 金融市場の国際化が東京の産業強化に結びつくまでのロードマップ明確化
- ② 金融・資産運用特区の着実なプランニングと施策展開（サステナブルファイナンスの活性化）
- ③ 新しいデジタル技術を活用した中小企業金融の推進（F i n t e c h の活用による中小企業の正確な財務情報の記録、電子商取引情報等のオルタナティブデータの融資審査への活用等）
- ④ 中小企業のグリーン化支援（グリーンファイナンスの推進、排出量の見える化、経営戦略上のロードマップの策定、非財務情報の開示、次世代型ソーラーセル等先端再エネ技術の実装に係る支援）
- ⑤ スタートアップを支援する環境（スタートアップエコシステム）の強化（創業者・経営者ネットワーク構築の場の提供、公認会計士・弁護士等の専門家とのマッチング支援、エンジェル投資家・ファンドとのマッチング支援等）
- ⑥ 資金需要に世界中の資金を結びつけるインベストメント・チェーンの構築
- ⑦ アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成
- ⑧ ビジネスを行ううえで障壁となる規制改革に係る国への積極的な提案（資産運用特区等）

Ⅲ. 多様な「人材」に選ばれ続ける東京

1. 多様な人材が活躍するための選択肢と舞台の提供

都市の魅力と競争力の向上のためには、多様な人材が活躍する環境の整備が欠かせない。特に人手不足が深刻化するなかにおいては、企業は人材確保・育成に向けた自己変革へ果敢に挑戦することが求められる。女性・外国人材・シニア・障害者等の多様な人材が活躍する場を創出することは、労働力としての活用のみならず、企業経営における多様な視点の取り込みにも期待できる。特に採用難に直面する中小企業とそれら人材とのマッチング強化等を図られたい。また、観光に加え、教育や就労、定住を目的として外国から日本に来る人々が近年増加するなか、外国人材の活躍については、「より広く、より多く、より長く」受け入れられる制度の整備への後押しとあわせ、労働者であり生活者でもある外国人の言語・教育・住環境を含めたサポートを行うとともに、都市のモザイク化や地域のコミュニティ維持等の懸念払拭を含め、丁寧な議論のうえで共生社会の実現に向けた将来的な方向性を検討していくべきである。加えて、一定の年収を超えると社会保険料が発生するいわゆる「年収の壁」がパートタイム労働者の就労調整に繋がっていることから、これを見直すとともに、制度の正しい理解に向けた周知徹底により、働く意欲や能力を持つ人が就業を制約されない環境を実現されたい。建設業・運送業では「2024年問題」が課題となっているが、DX活用による働き方改革を進めながらも、積極的に働きたいという意欲を持つ働き手への対応を含め、規制の結果生じる事象をフォローアップしていく必要がある。

【具体的要望内容】

- ① シニア・女性・障害者の活躍推進に向けた企業とのマッチング機能強化・拡充（大企業等のOB人材と中小企業とのマッチング促進、女性求職者と女性活躍推進に取り組む中小企業とのマッチング促進、企業の業務特性や障害特性を踏まえた丁寧なマッチング支援等）
- ② ミドル・シニア世代が活躍しやすいキャリアモデル構築（ミドル・シニア人材の起業・開業支援の充実等）
- ③ 外国人材との共生社会の実現に向けた支援（外国人材の生活環境整備、外国人児童生徒向けの初中等教育施設の整備、不法就労対策等）
- ④ 高度外国人材に就労先として選ばれるための環境整備
- ⑤ 年齢・性別・障害の有無・国籍によるアンコンシャスバイアスの解消（教職員向け研修の拡充等）
- ⑥ 働く環境の改善に資するDXによる効率化推進・設備投資に対する助成金や税制措置
- ⑦ パートタイム労働者の就労調整に繋がる社会保障制度見直しへの後押し（「年収の壁」への当面の対応策の効果検証を踏まえた第3号被保険者制度の見直し等）

2. トランポリン社会の実現「何度でも挑戦できる東京に」

イノベーションを創出するためには、失敗を恐れずに挑戦し続けることが何よりも重要である。一方で、諸外国と比較して、日本は一度の失敗が社会的信用を揺るがしかねないがために失敗した際の再チャレンジが難しく、挑戦に対して前向きな人が少ないという課題がある。今後、人口減少や成長産業の変化により社会全体の新陳代謝が活発となることを見据え、一度困難に直面しても再起を遂げようとする経営者の再スタートを強力に後押しするとともに、再起を遂げられるモデルケースを輩出していく必要がある。もちろん、仕事を失った人でも早期に労働市場に復帰できる社会を目指し、特に成長産業分野で求められるスキル習得を目指したリスキリング・リカレント教育等の人材投資を大胆に行うとともに、セーフティネットを整備することも不可欠である。また、職場復帰を望まない労働者の無効な解雇への対策の一つとして、金銭救済制度は労働者の救済制度の多様化を図ることができ、労働者にとって新たなステージへの後押しとなり得ることから、解雇規制の見直しへの後押しをされたい。こうした取り組みを通じて、夢を持ち続け何度でも挑戦できる社会風土を東京から根付かせ、トランポリン社会を実現すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 何度でも起業にチャレンジできる支援策の拡充
- ② フリーランスや自営業者のキャリアチェンジにおける支援拡充

7. 事業 (3)意見活動

- ③ キャリア中断からの復帰を支援する施策の拡充
- ④ 東京の成長産業分野のスキル習得・キャリアアップを後押しする支援施策の強化（都立職業能力開発センターの機能強化等）
- ⑤ 大学・地域・企業連携によるリスキリング・リカレント教育の後押し
- ⑥ 失敗からの再起をリスペクトする機運の醸成
- ⑦ 社会人のための学びの場・プログラムの一元的情報提供プラットフォームの整備
- ⑧ 解雇規制見直しへの後押し（金銭救済制度の具体化）

3. 持続的な賃上げの実現

成長と分配の好循環を実現し、東京がさらなる成長を遂げるためには、持続的な賃上げが重要である。労働分配率が約8割と高い中小企業が自発的かつ持続的な賃上げに取り組むためには、企業の生産性向上と取引価格適正化による賃上げ原資の確保が不可欠である。取引価格の適正化に向けては、労務費を含めた価格転嫁の商習慣化を目指し、パートナーシップ構築宣言の推進や実効性を高める取組みのほか、知財や技術の適正価値に基づいた既存の長期契約の見直しを働きかけていくことも重要である。また、企業の生産性向上にはD Xの推進が鍵となるが、事業者からは社内におけるD Xを推進する人材の不足を挙げる声が多い。個々の企業が抱える課題や取組みレベルに即したD X人材の育成が課題であり、行政や公立学校が主導する形で、そうした人材育成に取り組むことも有益であろう。そのほか、能力開発により失業の固定化・長期化を回避すると同時に、成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動を促進して活力ある労働市場を実現することも求められる。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業の自発的かつ持続的な賃上げの実現に向けた環境整備
- ② 労務費を含めた価格転嫁の商習慣化（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」および「価格交渉促進月間」の周知による定期的な協議の場の創出や協議内容記録の習慣化促進等）
- ③ パートナーシップ構築宣言の実効性向上による取引適正化の推進（再掲）
- ④ 知財や技術の適正価値に基づいた既存の長期契約の見直し推進
- ⑤ 大学等との連携による行政データやファシリティを活用した生産性向上・D Xを担う人材育成の後押し
- ⑥ 成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動促進

IV. 魅力的かつレジリエントな「都市」東京の構築

1. 国内外から人を引き付ける「国際文化都市東京」の実現

東京のまちに新たな付加価値を生み出し、世界に誇る「国際文化都市東京」を実現すべく、都内各所に根差した多種多様な「文化の力」を最大限活用すべきである。特に、経済波及効果の大きいナイトタイムエコノミー活性化のためには、都市としてのビジョン・戦略の策定や、地域の実態を踏まえたうえで多様なプレーヤーの参入を促進する法制度の整備のほか、東京都が力を入れているプロジェクションマッピングの周辺地域への経済波及効果向上と面的な展開が欠かせない。また、東京が持つ強みである漫画・アニメ等のサブカルチャーをまちづくりに活用すべく、コンテンツと関連した地域おこしや制作関連物の保護・保存も重要となる。加えて、江戸・東京の歴史文化の価値を再認識し、都内に数ある歴史資産を中心に世界遺産登録を目指すとともに、景観の整備・保存をしつつ歴史文化を活かしたまちづくりを推進すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 地域の多様性を活かした東京の魅力向上とツーリズム産業活性化の促進
- ② ナイトタイムエコノミーの活性化（ビジョン・戦略の策定、地域の実態を踏まえた多様なプレーヤーの参入を促進する法制度の整備、プロジェクションマッピングの周辺地域への経済波及効果向上と面的な展開、人手不足対策の支援等）
- ③ 漫画・アニメを活用したまちづくりの推進（漫画・アニメと関連したまちおこし、今後歴史的・経済的価値を生み出している漫画・アニメの制作関連物の保護・保存等）
- ④ 歴史文化を活かしたまちづくりの支援拡充（税制や防災面の検討を含めた歴史的街並み保存のための強力な支援、都内に点在する歴史的建造物を活用した文化区域の形成等）
- ⑤ シビックプライド（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充
- ⑥ 高品質な製品・伝統工芸品等のブランド化・銘品化
- ⑦ 芸術文化で躍動する都市の実現（芸術文化と親しむ機会の提供、オンラインコンテンツの発信、国内外観光客の誘致、アーティストの自立環境の整備、デジタル技術の活用等）
- ⑧ 模倣品や海賊版コンテンツの対策指導と取締り強化
- ⑨ メタバースやN F T等の新市場におけるコンテンツ・伝統工芸品の販路開拓支援

2. 都市の生産性・持続性を向上させるインフラ整備・老朽化対策の推進

世界から人・モノ・カネ・情報を引き寄せるマグネット東京を実現するためには、都市のレジリエンス向上はもとより、都市の魅力や生産性を高めるインフラの整備や、未来に向けたビジョンを示すインフラ構築が求められる。

都市の基盤となるインフラ整備とあわせ、東京の活動度・稼働率を向上させていく観点からも、自動運転化の実装を踏まえた道路・モビリティインフラの整備等デジタルテクノロジーを実装したスマートシティ実現等の取組みを加速すべきである。また、1964年の東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて整備した道路やトンネル等をはじめ、多くのインフラに老朽化の波が押し寄せている。長きにわたり利用された負担が積み重なり、限界を迎えつつあるインフラも数多く、中長期的な老朽化対策を講じる必要がある。さらに、交通インフラやデジタルインフラの整備とあわせ、東京の強みである安全性や清潔さをベースとしながら、日々の生活のなかで潤いや憩いを感じられる空間も都市には不可欠である。「東京グリーンビズ」の強力な推進により、緑を活かした憩いの場所を整備し、世界から訪れるだけでなく、定住し暮らすうえでも魅力溢れる都市を実現されたい。

【具体的要望内容】

- ① 自動運転化に向けた道路・モビリティインフラの整備
- ② 都心と首都圏空港、臨海部等とのアクセス改善（鉄道・道路・舟運）
- ③ 首都圏空港の処理能力強化および就航都市数の増加
- ④ 東京港の処理能力強化（Y3の早期完成と既存ふ頭の大規模リニューアルの実施等）
- ⑤ 最先端のデジタルテクノロジーを実装した都市空間の実現
- ⑥ デジタルインフラの整備促進（5Gネットワーク、サイバーリスクへの備え等）
- ⑦ 生活の利便性向上に資する自動運転技術やドローン活用の検討
- ⑧ 道路・橋梁・トンネル・港湾等のインフラ老朽化対策推進
- ⑨ 都市における緑の創出（グリーンインフラ整備、Tokyo-ONSや緑地確保に取組む事業者への支援等）

3. あらゆる災害・リスクへの対策強化

東京都は2022年12月、「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定し、昨年12月にはその道筋を確かなものとすべくアップグレード版を公表した。2040年代に目指す強靱化された東京の姿や5つの危機と複合災害に対して取組むべき事業をとりまとめ、総事業規模は17兆円を見込んでいる。事業者は、こうした東京都の取組みを念頭に置きつつ、地震や風水害等の自然災害をはじめ、感染症やサイバー攻撃、紛争等、あらゆる危機事象に対応し、発災時には従業員を守り、事業を継続させることが重要である。一方で、多様化・複合化するリスクをすべて想定することには限界がある。人員や資力に余裕のない中小企業・小規模事業者こそ、多様なリスクへの備えに繋がるオールハザードアプローチの視点を盛り込んだ取組み促進が必要である。あわせて、安全・安心で持続可能な都市の実現に向けた対策として、災害・リスクへの備えを日常やビジネスのなかに取り入れるフェーズフリーの考え方を社会インフラや公共サービスにも浸透させるべく、積極的な取組みを実施されたい。また、企業の従業員はもとより、地域住民が一体となって防災力を高めることも重要である。

【具体的要望内容】

- ① 平時・有事を連携させるフェーズフリーなまちづくりの推進
- ② 情報セキュリティ対策支援の強化・意識醸成
- ③ 中小企業のBCP策定率向上による東京のレジリエンス向上
- ④ あらゆる災害・リスクに対応するオールハザード型BCPの策定推進
- ⑤ 防災・避難情報におけるデジタル技術活用・ユニバーサルデザイン化の推進
- ⑥ 誰もが安心して快適に過ごせる避難所等の生活環境の向上
- ⑦ マンションの防災力強化等の地域における自助・共助の取組み推進
- ⑧ 身近な地域コミュニティの形成（常日頃からの顔の見える関係構築、定期的なイベント等を活用した行政と住民・事業者が直接コミュニケーションを図る機会の創出等）

4. 多様な居住者に心地よいグリーンでバリアフリーな東京へ

東京は老若男女、外国人を含め様々な居住者にやさしく住み心地の良い都市であるべきである。昨今の気候変動や、酷暑により都民の活動に制限が生じている現状を踏まえ、脱炭素に向けた実効性ある取組みを加速させる必要がある。グリーンエネルギーの推進やデジタル、サステナブルファイナンスの大胆な活用は、東京が投資・企業・人材を惹きつける魅力ある都市であり続けることにも寄与する。また、住み心地の面では、地域のフレーバーを作っているような地元の中小企業・小規模事業者や専門店の事業継続支援、外国人居住者との共生支援のほか、物理的・制度的・心理的な様々なバリアを取り除くことも重要である。交通機関や施設等のハード面の整備は、平時のみならず、災害時・緊急時にも有用な取組みであり、あらゆる人に必要な情報を行き届ける情報のバリアフリー化や心のバリアフリーの理解促進等、ソフト面での対策も重要である。誰もが個性を活かし、力を発揮できる「段差のない社会」の実現を目指し、当事者に寄り添った対策を講じられたい。

【具体的要望内容】

- ① 太陽光・水素エネルギーの活用やZEB・ZEH・ZEV普及等による脱炭素化の推進（既存エネルギーインフラを活用した安定供給・防災レジリエンス性確保と両輪での推進）
- ② デジタルやサステナブルファイナンスの大胆な活用（デジタル技術を基盤とした脱炭素技術のイノベーション）

ン・社会実装の後押し、国内外からESG投資を呼び込む施策推進、グリーンボンド・トランジションボンドの発行等によるグリーンファイナンス市場育成、中小企業も利用可能なサステナブルローン市場の育成等)

- ③ 脱炭素化に向けた世界諸都市との国際連携強化(東京の経験・ノウハウを踏まえた国際連携、外交チャネルを使った効果的な発信と知見の収集等)
- ④ 酷暑のなかで都民の活動が制限されることへの対策の検討
- ⑤ 地域の中小企業・小規模事業者や専門店の事業継続支援
- ⑥ 言語・教育・住環境を含めた生活者としての外国人支援(再掲)
- ⑦ 交通機関・道路・施設等における面的なバリアフリー化の拡大
- ⑧ 心のバリアフリーが浸透した社会の実現
- ⑨ 情報の入手が困難な人に対応した情報提供の推進
- ⑩ バリアフリーの普及・促進に向けた認定証交付等の取組み強化

V.「ゲートウェイ東京」の成長を全国各地に波及

1. 東京を世界とのゲートウェイに

日本の首都かつ最大都市である東京は、国内で最も世界の人・モノ・カネ・情報が流入する都市である。世界の成長と需要を取り込んで東京の産業活性化に繋げるとともに、世界各地から流入する資源を東京の巨大な集積と有機的に結び付け、新たな価値を創出することが必要である。あわせて、日本各地の優れた産品や魅力を東京のネットワークを通じて発信することで、世界規模での情報拡散力の高まりや新たな機会の獲得が期待される。また、東京都が「東京ベイeSGプロジェクト」で掲げているように、東京ベイエリアを未来の水準点となる都市として発展させ、世界のモデルとして発信していくことは、東京および日本の魅力や産業の発展に繋がるものであり、大胆かつ強力な取組みを実施されたい。

【具体的要望内容】

- ① 東京の情報集積を活用した日本各地のモノ・サービス・魅力の世界への発信力強化
- ② 世界に開かれ、国際競争力を有する東京港・羽田空港を活用した海外展開の促進
- ③ 東京ベイエリアを東京が目指す未来のまちのショーケースとして世界に発信
- ④ 東京の産業活性化に資する世界の人・モノ・カネ・情報の取り込みと活用の促進
- ⑤ 世界から選ばれるMICE開催都市としてのプレゼンス向上
- ⑥ インバウンドを起点にした海外需要の創出とアウトバウンドへの波及・循環
- ⑦ イン・アウトの循環を向上させる国際都市間ネットワークの強化

2. 東京の成長の全国各地への波及促進

東京の成長は日本経済に貢献するものであり、決して狭く東京に閉じた成長としないことが肝要である。世界の成長を取り込んで東京の産業を発展させると同時に、東京の成長による経済的・社会的なインパクトを全国各地へ波及させる必要がある。人口減少に伴い、今後は地方における需要の減退と働き手不足が進行することが予想される。そのなかで、デジタル技術の進化やDXの進展により、都市の在り方や東京と地方の関係性にも新たな変化がみられる。東京に集積する人・知を、デジタル技術やバーチャル空間を活用して地方の産業発展に繋げる施策が求められる。例えば、地方の産品のEC販売等を通して地方が東京の需要を取り込み、あわせてオンラインにより東京の専門人材・知見等を地方の中小企業やスタートアップ等に提供することで人手不足を補って事業を発展させる環境構築等の後押しが必要である。また、共通する価値を持つ産業クラスター間での東京と地方の連携により、さらなる価値創出を行い、海外市場やインバウンドの獲得を目指す取組みの促進も検討されたい。多様な人材に選ばれている東京の企業におけるDEIBの推進事例を発信し、地方の企業と共有することも重要である。さらに、各地方の集積を担い成長をリードする中枢・中核都市に対して東京の集積活用に関するベストプラクティスを共有し、わが国における多極集中による各地方の生産性向上を強力に後押しすべきである。

【具体的要望内容】

- ① デジタル技術を活用した東京の需要・供給の地方への波及促進(地方産品のEC販売による東京の需要取り込み、オンラインによる東京の専門人材・知見の提供等)
- ② 東京に集積する多様な人材や企業が、地方の産品に対して常識に捉われない未来志向の発想を提供し、各地方の産品を生産者と共に磨き上げる機会の創出
- ③ 共通する価値を持つ産業分野における東京と地方間の連携促進
- ④ 中枢・中核都市への東京の集積活用に関するベストプラクティスの共有を通じた多極集中による生産性向上
- ⑤ 東京の企業におけるDEIB(Diversity, Equity, Inclusion, Belonging)の推進事例の発信・共有
- ⑥ 成長と雇用創出により若者に選ばれる地方の実現支援(他道府県と連携したUターンや二拠点雇用・二拠点就業等の支援、「子どもDXプロジェクト」等の行政DXの横展開)(再掲)

以上

2024年度第16号
2024年11月12日
第774回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都幹部

＜実現状況＞

○東京都令和7年度予算案において、主に以下事業に新規予算措置がなされた（2025年2月）

- ・「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業
- ・保育料等第一子無料化
- ・金融スキームを活用したアフォーダブル住宅の供給促進
- ・テレワークトータルサポート事業
- ・女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業
- ・都市空間における新たな緑の創出事業

○「2050東京戦略」において、戦略策定に向けて若者の意見をきめ細かく取り入れることが明記された（2025年3月）

17. 年金制度改革に関する提言

I. 基本認識

【中小企業の経営環境を踏まえた政策の実施を】

中小企業は全国の雇用の約7割、生み出す付加価値の約5割（3大都市圏を除く地方部ではそれぞれ約9割、約7～8割）を占める、わが国経済の基盤であり、社会保障制度の担い手としても極めて重要な存在である。そうした中小企業について、そこで働く従業員の暮らしの将来設計を含めて、しっかり支えていくのが政府の大きな役割である。

近年、深刻さを増す人手不足・人材不足¹が中小企業や地域経済の成長の足かせになっている。特に、労働集約的な中小企業においては、これが死活問題にもなっている。このため、事業環境をめぐる諸制度において、労働者の就労抑制・時間調整の誘因を極力排除することが必要である。

この時間調整要因の一つである社会保険料負担は、労働者だけでなく中小企業にとっても大きな問題である。人手を確保するために賃上げ努力をすることで社会保険料負担も増える。中小企業の負担力強化に向け、労務費を含む適正な価格転嫁はもとより、政府が一丸となって中小企業の持続的発展に向けた成長戦略・施策を進めることを強く期待する。

本提言では、公的年金制度に焦点を当て、いかに、こうした中小企業の経営実態に留意しつつ、社会の要請に応え得る形に再構築できるかという視点で、課題提起するとともに提言を行う。

また、老後の必要な生活資金について、公的年金を補完する私的年金（企業年金、個人年金）の役割は一層高まっている。就労者の福利厚生を拡充を図ることは就労意欲の向上、人材の確保にも大きくつながることであり、そうした私的年金の普及拡大に着目した政策の実行が望まれる。

【国民の負託に応えられる年金制度にできるかがカギ】

わが国の公的年金制度は国民皆年金として整備され、老後の暮らしの収入基盤を支える極めて重要な役割を担っている。他方、同制度は個々人の積立てでなく、現役世代や企業が負担する保険料と公費を財源として給付を行う賦課方式であることから、少子高齢化が急速に進む中で、制度を特に将来世代の負託に応えられる形で、いかに安定的に運営していけるかが課題である。

政府は、公的年金について「財政検証」を5年に一度実施し、長期的な収支見通しの点検を行っている。今夏に行われた検証の結果においては、被用者保険の適用拡大や年金積立金の運用益増加などから、仮に低成長²が続く場合であっても、所得代替率³は政府の目標下限である5割を維持できると推計され⁴、足元では年金給付について過度に悲観的な見方をする必要はないことが示された。

一方、社会保障全体をめぐる課題として、社会保険料負担の増加が消費や企業経営に少なからぬ影響を与えてい

¹ 日本・東京商工会議所「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」（2024年9月）

² 過去30年間の経済状況を投影したケース（実質経済成長率▲0.1%）

³ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。（夫：40年間就労、妻：専業主婦の世帯をモデルとする）

⁴ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し一令和6（2024）年財政検証結果」（2024年7月）3頁

る実態がある。国として適切と考える社会保障水準の見極めと、それに対する保険料のあり方について、腰を据えた検討が求められる。もとより、徹底した歳出改革、社会環境の変化に合わせた制度改革を弛まず進めることが必要である。

なお、この先には、生産年齢人口のボリュームゾーンである団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040年問題」も控えている。現在の受給者と支え手、将来の受給者と支え手、どの世代でも不公平感がないようにすることが重要である。

【将来像の提示と制度再構築に向けた改革の推進が不可欠】

いま重要なことは、現役層・若者世代に、年金制度の正しい認識と理解を広げるとともに、自分たちも相応の給付を受けられるという安心感を醸成することである。物価と賃金の好循環が図られれば、年金についても給付額は適切に上昇していく仕組みであることを含め、政府が責任をもって年金の将来の絵姿を明確に示し、国民の中にある漠然とした不安心理を和らげていくことが何より必要である。

もとより、現行制度における不具合・非効率、不公平（感）も少なくないが、その多くは、国民の暮らし方が大きく変化した今も、旧来の暮らし方を前提とした制度設計を基本としていることから生じている。現在の、そして将来の国民生活のあり方を見据えた抜本的な見直しが求められる。

ただし、これまで、制度の枠組みに合わせて進めてきた企業運営や人々の働き方等に対する配慮が欠かせない。理想的な制度への再構築に向け、企業や国民が混乱しないような時間軸、医療保険や雇用法制など諸施策との整合性等を踏まえつつ、何よりシンプルかつ分かりやすい制度への改革を進めなければならない。

Ⅱ. 年金制度をめぐる社会環境・構造の変化と課題

まず、年金制度改革についての検討にあたり、時代の流れにともなう社会環境・構造の変化や年金制度をめぐる主な課題を整理する。

《社会環境・構造の変化》

生産年齢人口の減少

- 2040年代には現在より2割減となり、現役世代1.5人で1人の高齢者を支えることに
- その後も生産年齢人口の減少は続き、2070年になると現在より4割減、現役世代1.3人で1人の高齢者を支えることに

（内閣府「高齢社会白書（令和6年版）」）

家族・世帯構造の変化（共働き世帯、単身世帯の増加）

- 専業主婦世帯は共働き世帯の1／3に減少。単身世帯は増加が続き、2020年には約4割が単身世帯に

（内閣府「男女共同参画白書（令和6年版）」）

働き方の変化・多様化

- 1984年に604万人（15％）だった非正規雇用者は2023年に2100万人を超え、労働者の1／3超へと増加

（厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」2024年）

《年金制度をめぐる主な課題》

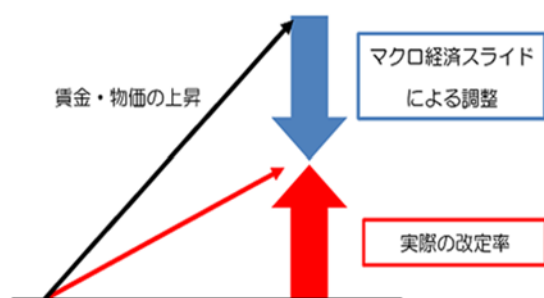
「マクロ経済スライド」の不完全発動による機会損失

- 「マクロ経済スライド」が完全発動されていれば、2017年時点で3.3兆円の国費節減効果があったとの指摘あり

（2018年会計検査院報告）

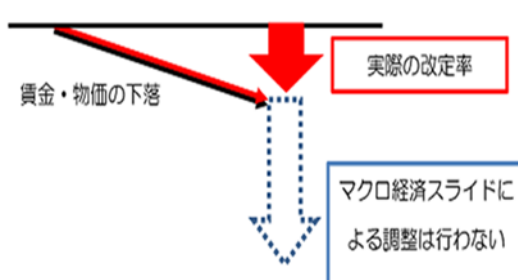
【図：マクロ経済スライド(原則)】

賃金や物価による改定率から、現役の被保険者の減少等に応じて算出した「スライド調整率」を差し引く



【図：名目下限措置(賃金・物価下落の場合)】

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われず、年金額は賃金・物価の下落分のみ引下げ



出典：日本年金機構HP

被用者保険の完全適用までにはクリアすべき課題が多い

- 企業規模、個人事業所の業種等、勤務先・労働時間数により適用が異なる被用者保険（厚生年金）の適用範囲拡大は、追加適用となる事業者の負担増が懸念
- フリーランス（209万人）やギグワーカー等の複数就業者（推計170万人）は、「労働者性」の位置付けや就労時間管理等に大きな課題

（総務省「令和4年就業構造基本調査」）

【厚生年金のさらなる適用拡大による追加加入対象者数の概要】

	週30時間以上	20～30時間	10～20時間	10時間未満
適用事業所	フルタイム 4590万人	パート 110万人 ※月収8.8万円以上 従業員51人以上の企業に勤務 ③110万人 月収8.8万円未満 ①70万人 従業員50人以下 学生、雇用期間が2か月未満の労働者 20万人	860万人	180万人 (対象外)
非適用事業所	②20万人 5人以上個人事業所	④70万人 5人未満個人事業所		

(1) : ①（企業規模要件撤廃）＋②（業種枠撤廃）＝90万人

(2) : ①～③（賃金要件撤廃）＝200万人

(3) : ①～④（全個人事業所）＝270万人

(4) : 水色部分全て＝860万人

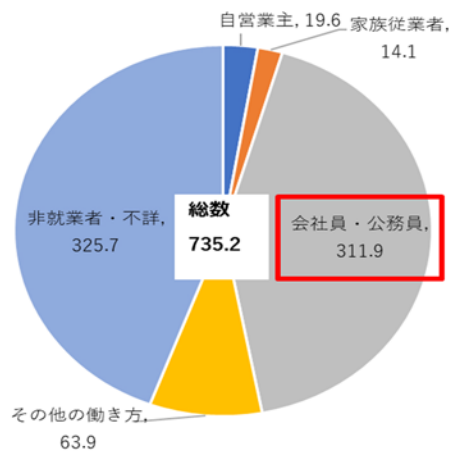
2024年財政検証 オプション試算結果資料を再編加工

第3号被保険者は、「年収の壁」を意識して働く人が多い

- 第3号被保険者（735万人）のうち、パート主婦などの短時間労働者は312万人
- 手取り収入の減少を避けるため「年収の壁」を意識して働いていると想定される人（月収7.8～10.8万円）は約147万人

（厚生労働省「令和4年公的年金加入状況等調査」）

就業形態別第3号被保険者数（単位：万人）



被用者として働く第3号被保険者の状況（単位：万人）

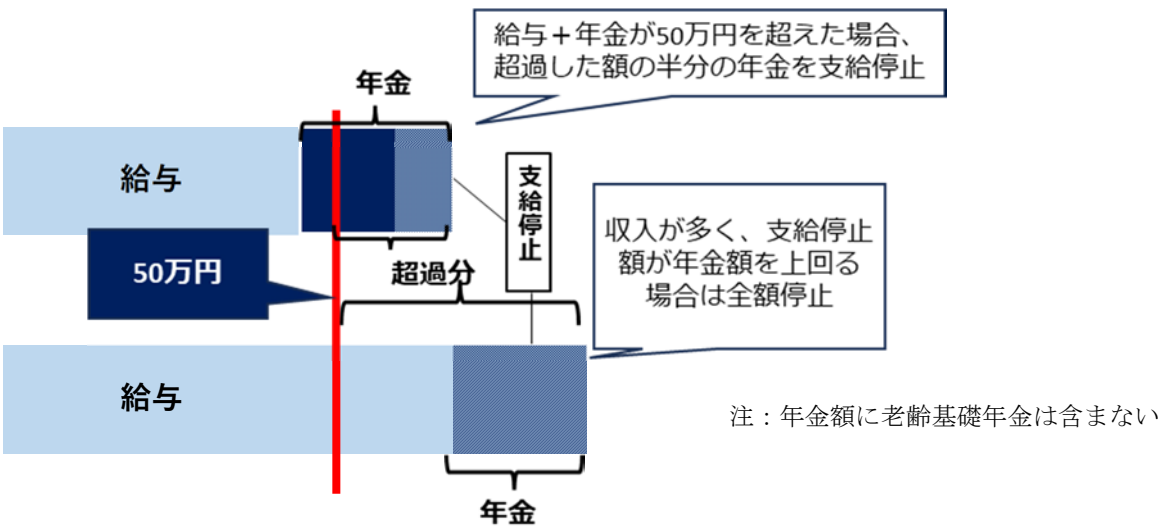
基本給（月額）	第3号被保険者数
会社員・公務員 計	311.9
5万8千円未満	51.1
5万8千円～6万8千円	30.2
6万8千円～7万8千円	48.3
7万8千円～8万8千円	87.9
8万8千円～9万8千円	36.9
9万8千円～10万8千円	22.3
10万8千円～12万5千円	8.0
12万5千円～25万円	5.1
25万円～40万円	1.9
40万円以上	1.2
不詳	19.0

出典：令和4年公的年金 加入状況等調査より事務局作成

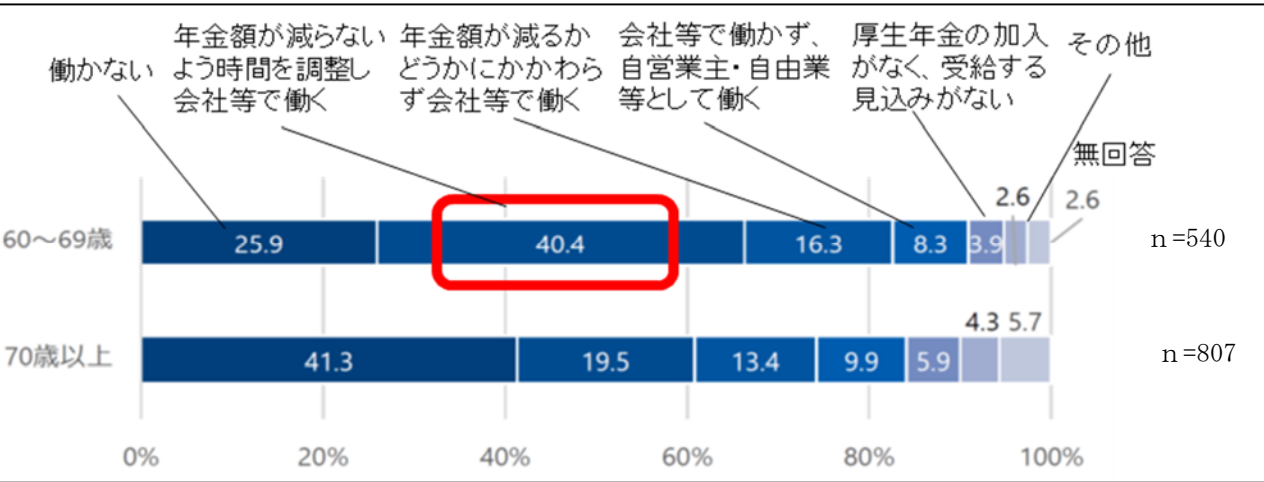
就業時間調整を誘発している在職老齢年金制度

- 60歳代では、年金額が減らないよう就業時間を調整して企業等で働くと呼びかけた人が約4割
(内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」(2023年))

【在職老齢年金制度の仕組み】



【厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方】



出典：内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」(2023年)を基に厚生労働省作成

減速感が見られる企業年金の普及促進

- 企業年金を実施している割合は特に中小企業で低下し、2008年と比較して半分近くの割合に
(厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

Ⅲ. 提言

以上に見てきたような社会環境・構造の変化や年金制度の課題認識を踏まえ、制度の再構築に向けて、次のとおり提言する。

1. 社会の変化に対応した年金制度への再構築に向けて

人手不足が深刻化する中、「年収の壁」等による就業調整問題が中小企業に、一層重くのしかかっている。働ける環境にある人には、性別・年齢に関わらず、その能力に応じて働いてもらえるような環境を整えることが重要である。公的年金制度において、それを阻害する制度的要因があるなら、それを是正することが求められる。

その際、現に施行されている制度に則って企業や人々は動いていることに鑑み、企業や国民が混乱しないような時間軸を設定しつつ、バランスの取れた多面的な検討を進めるべきである。

(1) 被用者保険の適用拡大は、事業者の実情に配慮を

現在、政府は、以下の各項目による被用者保険の適用拡大策を検討している。その趣旨は理解するが、中小企業・小規模事業者には事務処理や金銭的な負担(増)を課すことになるため、事業者の置かれた状況に十分配慮すべきである。

特に、地域の暮らしに貢献している意味合いが濃い中小事業者等の経営環境の悪化や地域経済に与えるデメリットの大きさを考えれば、適用拡大を一気に進めることには慎重でなければならない。

- ① 時間要件(週20時間以上)と賃金要件(月額8.8万円以上)のあり方の見直しが検討課題とされているが、特に賃金要件については国民年金加入者との不公平を招くとともに、見直しの方向によっては却って就業調整の拡大やさらなる人手不足の誘因となることが懸念される。また、短時間労働者の出入りが多い事業者等にとり、保険加入や保険料納付に係る事務負担の増加が、経営にどのような影響を与えるかなどについて検討を深めるべき
- ② 従業員51人以上(2024年10月に範囲拡大)の企業(法人)を適用対象とする企業規模要件の撤廃(全法人が対象となる)は、十分な準備期間が必要であるため、段階的に進めるとともに、負担軽減のための支援策を講じるべき
- ③ 個人事業所(5人以上)の非適用業種の解消に当たっては、現在の非適用業種について、業種ごとの特性や事業環境を見極め、その影響を十分に勘案すべき
- ④ 個人事業所(5人未満)への適用拡大は、小規模の事業者に生じる事務負担・コスト増による経営への影響が甚大と考えられることから、慎重に検討すべき

(2) 在職老齢年金制度は縮小ないし廃止を

2000年代に入り、65歳以上の高齢者の就業率は、上昇基調が続いている。その一方で、内閣府の調査⁵によれば、60歳代では、「年金額が減らないよう就業時間を調整して企業等で働く」との回答が約4割に達している。

経営の現場からも、働く意欲はあるものの、在職老齢年金制度による年金受給額の減少を避けるために従業員が就労継続を希望しないケースがあるとの声も寄せられている。

このように、在職老齢年金制度が従業員の就労意欲と中小企業の人手不足の双方に負の影響を与えている現状が今後も継続するのは、働き手不足の長期化が懸念されているわが国にとって望ましいことではない。

働く意欲を持つ高齢者の就労促進を図るため、その就業調整要因となっている在職老齢年金制度は、将来の所得代替率を低下させない形で縮小ないし廃止すべきである。

(3) 「年収の壁」問題の解消を

パート主婦等短時間労働者への依存度が高く、かつ賃金水準が相対的に低い中小企業は、人手不足が深刻化している。そのような中、最低賃金の上昇等もあり必死の賃上げ努力をすると、いわゆる「年収の壁」を理由とする就業調整が行われ、人手不足に拍車がかかっているのが実態である。そのため、壁の引上げを求める声も少なくない。

他方、「年収の壁」とされる問題は幾つも存在し、そのため、労使双方の認識不足から事態が複雑化しているとの指摘もある。社会保険料負担の有無をめぐる不公平問題も加わり、壁の上げ下げでは本質的な解決とならない難しさがある。

⁵ 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」(2023年)

そうした中、政府においては、当面の対策として、「支援強化パッケージ」を来年度まで時限的に実施している。これに対する評価と効果検証を絶えず行い、必要な改善・拡充を図るとともに、実際に起きている就業調整問題に対し、さらに有効な対策を検討すべきである。

(4) 第3号被保険者制度の解消に向けた検討を

専業主婦の年金（基礎年金）受給権を確立させるため1986年に導入された第3号被保険者制度は、導入から約40年が経過した。性別や婚姻の有無にかかわらず、男女ともに働いて収入を得ることが一般化したという環境変化を受けて、同制度が果たしてきた役割は、終焉が見通せる状況になりつつある。

むしろ本制度は、主婦等被扶養者を非就業・低収入就業に固定化させる誘因との見方がある。また、賃金水準（一人当たり）が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの年金額は同じになるにもかかわらず⁶、本人の保険料負担がない制度であることをもって、ひとり親世帯や第1号被保険者の配偶者などとの間で不公平感があるとの指摘も根強い。

このため、女性のL字カーブの改善、生涯キャリアが継続できる環境整備を進めるとともに、上記「年収の壁」問題の根底にある第3号被保険者制度の将来的（10～20年後など）な解消について、早急に国民の合意を得る努力をすべきである。将来的な解消とする理由は、40年続いてきた現行制度を前提に暮らしや働き方等を選択してきた（している）人たちの理解と準備時間が必要と考えるためである。併せて、働ける環境にない人の実情には別の配慮が必要である。

また、本制度解消後は、年金保険料納付者が増えることから、その時点で将来の年金財政の安定が見込めることを前提に、保険料の引下げも検討すべきである。

(5) 多様な働き方にかかる保険適用には多面的な検討を

国民の価値観やライフスタイル、暮らし方の多様化が進み、固定的な会社勤めという就業形態に拘らない働き方が増えている。そうした中で公的年金の適用をどうするかについては、実態を踏まえた慎重かつ多面的な検討が必要である。

例えば、組織に属さない働き方を志向するフリーランスや、単発・短期間の仕事を請け負うギグワーカーについては、未だ「被用者（労働者）性」の定義が曖昧であり、まずその整理が必要である。

仮に、そうした労働者に被用者保険（厚生年金）が適用されることになれば、被用者保険の支え手が増え保険財政にプラスの効果はあるものの、一方で、就労時間の合算や保険料納付などの事務負担を誰がどう担うのかが大きな課題となる。現在でも合算事務は複雑・煩雑であり、その負担増を事業者が担うのは極めて難しいことから、これを進める際は、事務処理の極小化が同時に行われることが大前提となる。

2. 将来の公的年金の受給水準確保に向けて

(1) マクロ経済スライドの完全実施を

現役世代の可処分所得を減少させず、将来の受給水準の確保を図ることが公的年金制度の改革のあり方として重要である。

そのためには、現在の年金受給者に対する給付の伸びを抑制する仕組みである「マクロ経済スライド」の着実な実施が不可欠である。しかしながら、長いデフレ経済を背景に、現在の受給権者に配慮し年金実額が前年度を下回らないようにする「名目下限措置」が導入されたことから、マクロ経済スライド施策がほとんど発動されず、年金財政の早期安定化に禍根を残すこととなった。

マクロ経済スライドを適切に実施して確実に機能させるとともに、その本来の目的が達成できるよう、名目下限措置は撤廃すべきである。

(2) マクロ経済スライドの調整期間一致については多角的な検討を

基礎年金の水準の低下は、特に、国民年金しか受給しない被保険者にとっては老後の貧困化の要因となりかねないことから、調整期間の一致を図る意義は認めるものの、国費の追加負担（1～2兆円程度⁷）の問題とプラス効果を見極めつつ検討を進めるべきである。その際、現役世代の厚生年金保険料負担者にしわ寄せがないよう措置すべきである。

(3) 基礎年金の保険料拠出期間の延長の検討を

現在、20歳から60歳までの40年間となっている基礎年金の拠出期間を65歳までの45年間に延長する案は、2020年の年金改正法の国会附帯決議にも盛り込まれており、若い世代の保険料負担減と将来の年金給付最大化の観点から、検討を進めるべきである。

ただし、①国民年金保険料のあり方、②第3号被保険者制度のあり方、③国費の追加負担といった諸課題に解決の道筋が立つことを前提とすべきである。

⁶ 厚生労働省「令和6（2024）年財政検証関連資料①」（2024年7月）8頁

⁷ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－令和6年オプション試算結果－」（2024年7月）

3. 私的年金（企業年金・個人年金）の普及に向けて

老後への不安を和らげ、消費意欲を高めていくために、公的年金を補完する私的年金の役割は一層高まっている。その一方で、企業年金を実施している割合は特に中小企業で低下し、2008年と比較して半分近くの割合となっている。その要因として、例えば「私的年金の普及可能性に関する企業アンケート調査⁸」によれば、中小企業における導入の障害として、財政的負担、加入者への投資教育の負担、手続上の負担等を挙げる声が多い。

このため、福利厚生を充実させる余力が低い中小企業に対し、例えば、企業年金の掛け金や事務の負担に対する支援、iDeCo+（イデコプラス。中小事業主掛金納付制度）の拡充（加入促進のための最低拠出額の引下げとそれを可能にする環境整備、拠出限度額の企業年金と同水準への引上げ、税制インセンティブ拡充）、PR・教育の充実、導入手続きの簡素化と短縮化等、普及支援の強化を図るべきである。また、企業年金等の積立金にかかる特別法人税の撤廃を図られたい。

4. その他の検討課題について

(1) 標準報酬月額制度の見直し等の検討を

標準報酬月額制度は、大正時代に健康保険の保険料算定のために導入され、その後公的年金制度でも使われてきた方式であり、アナログ計算時代における事務効率化策として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、デジタルの活用が進んできていることから、今後、マイナンバーの利用等により、保険料算定や各種届出方法を実際の給与に基づいて行う合理的な仕組みへ見直す方向で検討すべきである。

なお、年金制度に限らず、企業における事務の簡素化の観点から、労働保険の保険料等についても同様な見直しの検討を求めたい。

(2) 標準報酬月額の上限引上げについては影響の見極めを

本年の財政検証のオプション試算の一つに、「標準報酬月額の上限引上げ」が盛り込まれたが、事業者における保険料の増加をとまなうものであり、その影響を見極める必要がある。仮に引き上げる場合には、事業者の予見可能性を高めるため、段階的な引上げが必要である。

その際、現在法定の判断基準（上限を追加できる法律上の条件である「既存の上限額が平均標準報酬額の2倍を上回った状態が継続するとき」）の適否も併せて検討すべきである。

(3) 個人事業主等の厚生年金加入の検討を

働いて収入のある人の公的年金は、（1号、2号の区別なく）本来、同じ制度であるべきである。

しかしながら、現状、法人については役員も厚生年金の被保険者となっているが、個人事業者の場合は、事業主本人やその家族（従業員とみなされない者）は、厚生年金に加入できない。これは、強制適用または任意適用により、従業員が厚生年金に加入している場合でも同様である。

個人事業主等の厚生年金への加入は、同年金への理解と任意加入促進の観点からも有効と考えられることから、例えば、労働者災害補償保険における、一定要件の下で中小事業主が特別に加入できる制度と同様の仕組みを創設し、個人事業主等が加入できるよう検討すべきである。

以上

2024年度第17号
2024年11月12日
第774回常議員会決議

<提出先>厚生労働省など政府関係機関、全世代型社会保障構築会議メンバー、社会保障審議会委員ほか関係各所
<実現状況>2024年12月に公表された社会保障審議会年金部会、企業年金・個人年金部会の議論の取りまとめでは、現役世代・事業主の負担軽減や、就労抑制の要因となっている在職老齢年金の見直し、個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額引き上げなどの商工会議所意見が盛り込まれた。現在、政府・与党において、年金改革法案の取りまとめに向けた調整が進められている。

18. 流通・サービス業の発展に向けた要望

基本的な考え方

経営資源の適切な配分に向けた必要な事業ドメインの再定義

わが国における流通・サービス業（情報通信業、卸売業、小売業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、その他のサービス業等）は、労働人口全体の約半数を占める就業者によって支えられている

⁸ 年金シニアプラン総合研究機構（2018年）

¹。流通業は製品を生産者から消費者へと効率的に届ける役割を担い、サービス業は社会的なニーズの変容に対応し、社会全体の持続可能な発展に向けて重要な役割を果たしている。そして、流通・サービス事業者はこれまで、時代の変化へ柔軟に対応しながら、生活に欠かすことのできない商品や高品質なサービスを提供することに尽力してきた。

しかしながら、国際情勢の悪化や円安、物価高など、流通・サービス業を取り巻く事業環境が急激に変化したことで、デジタル化の遅れや人材不足、悪しき商慣行等、様々な課題が浮き彫りとなった。現場の対応力に依存せざるをえない状況が、さらなる現場へのしわ寄せと負担感を生じさせる悪循環となっている。

このような厳しい状況の中、流通・サービス事業者が事業を継続しながら更なる発展を目指すためには、経営資源を適切に配分することが重要であり、事業ドメインを再定義することが求められる。事業ドメインの再定義により、事業領域や市場等が明確化され、経営資源の集中投下が可能となり、より戦略的な商品・サービスの展開を通じた事業継続・発展が期待できる。

事業の多角化を経営戦略としている事業者においても、個々の事業ドメインの再定義により、商品・サービス単位ではなく事業全体を俯瞰し、限りある経営資源の有効活用、経営効率の最適化が可能となる。

本格的な経済好循環の実現に向けた転換点～「コストカット型経済」から「高付加価値創出型経済」へ～

流通・サービス事業者を取り巻く環境について、東京商工会議所が本年9月に実施した「流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題に関するアンケート」²（以下、弊所アンケート）では、コスト上昇分の適切な価格転嫁や業績の改善に伴う前向きな賃上げに取り組む企業も一部でみられ、本格的な経済好循環の実現に向けた転換点となっている。

一方で、少子化の進行も相まって、わが国における生産年齢人口は今後も減少傾向が続き、増加に転じる見込みは極めて低い。慢性的な人材不足の中、とりわけ生産性が低いといわれてきた流通・サービス業においては、生産性向上に一段と取り組むことが不可欠である。加えて、為替変動・物価高騰による燃料費や労務費等のコスト上昇、消費マインドの低迷や消費者サイドに根強く残る低価格志向により、価格競争が激化していることも課題である。

これらの課題を克服するためには、商品・サービスの付加価値向上や価格転嫁に積極的に取り組む必要がある。とりわけ規模の小さい事業者は、強みである機動力と柔軟性を活かして、環境変化に適応しながら自己変革を実現していくことが肝要である。

物流業界においては、従前からのトラックドライバー不足の問題に「物流2024年問題」が拍車をかけ、物流事業者・荷主企業双方の事業活動に影響を及ぼしている。具体的な対応を行わなければ、輸送能力不足による物流の停滞が懸念される³。物流効率化の取り組みをはじめとした物流改善に対して、物流事業者・荷主企業が一体となって取り組むことで、経済をまわす血液である物流業の収益性・持続性の確保を目指すことができる。

こうした人材不足や消費マインドの低迷、物流問題といった課題への対応として、今こそ、流通・サービス業における生産性向上と付加価値向上に向けた取り組みを官民一体となって推進し、わが国のGDPの5割超を占める個人消費を回復させることが求められる。そして、消費と投資を最大化する成長型経済を実現しながら、従来の「コストカット経済」から「高付加価値創出型経済」への転換を目指すべきである。

以上の観点から、流通・サービス業においては「慢性的な人手不足／人材不足」や「物価高による消費マインドの低迷」といったマクロ経済環境の変化が主な課題となっており、社会全体および各事業者における積極的な生産性向上、付加価値向上の取り組みの後押しが必要とされている。さらに、「物流2024年問題」に対応するべく、持続可能な物流の実現を目指す取り組みも併せて求められる。（図0-1参照）

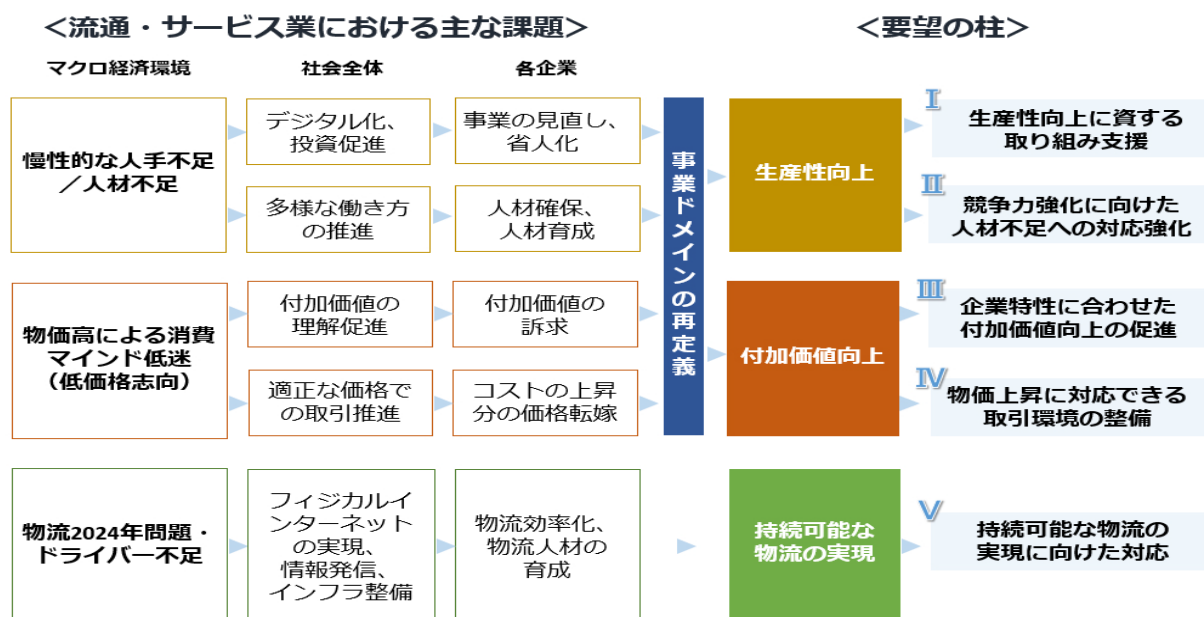
本要望書は流通・サービス業全体の発展に向けて、弊所会員企業の声を集約するべくとりまとめた。弊所は主に中小・小規模事業者向けの支援事業を推進していくが、国におかれても以下に掲げる具体的な各施策の実行に取り組まれない。

¹ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）2024年（令和6年）9月分結果」の「主な産業別就業者数」のうち、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の合計

² 東京商工会議所「流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題に関するアンケート」（2024年9月）調査対象：流通・サービス業関連事業者 回答数：1,941社

³ 経済産業省「持続可能な物流の実現に向けた検討会 最終取りまとめ」より

(図0-1)本要望書の概要

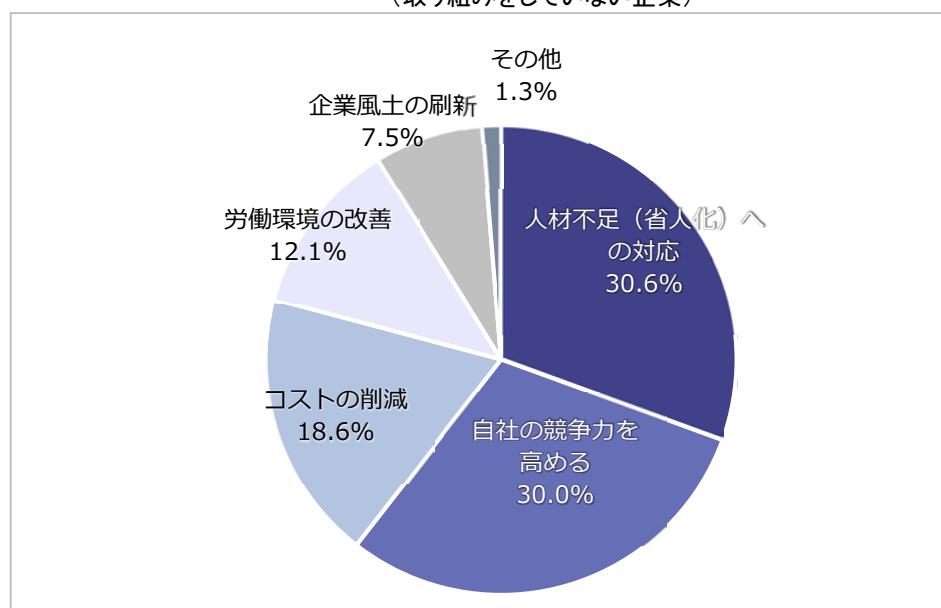


I. 生産性向上に資する取り組み支援

わが国の流通・サービス業における労働生産性は、従前より他業種や諸外国と比較して低水準にとどまっており、生産性向上に向けた取り組みも十分には進んでいない⁴。

弊所アンケート結果によると、「生産性向上への取り組みの必要性を感じる理由」として、取り組みができていない企業のうち約3割が「人材不足への対応」と回答している。一方で、同様に約3割が「自社の競争力を高める」ためと回答しており、生産性向上へ向け取り組みることにより大きな成果を産出することへの期待も高い（図1-1参照）。生産性向上へ向け取り組みについて「必要性を感じている」と回答した割合は、従業員規模100名以下の企業で約8割、100名超の事業者で約9割と規模の大小にかかわらず関心は高いが、取り組みができていない企業は従業員規模100名以下の企業で約4割、100名超の企業では約6割となっており、比較的規模の小さい企業の取り組みは遅れている（図1-2参照）ため、より手厚い支援が必要とされる。

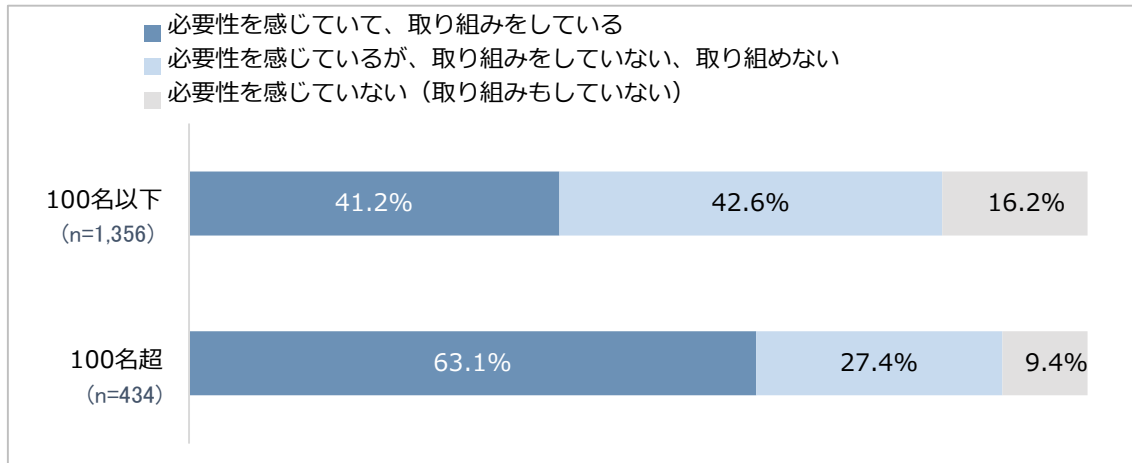
(図1-1)生産性向上への取り組みの必要性を感じる理由
(取り組みをしていない企業)



出典：東京商工会議所「流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題に関するアンケート」（2024年9月）
※以降、明記がない場合は同アンケートより

⁴ 経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、日本生産性本部「業種別労働生産性指数（2023年平均）」、日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」

(図1-2)生産性向上への取り組み状況(従業員規模別)



1. 既存事業の見直し、新事業展開等へ向けた支援

生産性向上に資する投入資源の最小化と成果の最大化に向けて、まず自社にとって主力となる事業を見極め、リソースを集中させるための経営戦略を立案する必要がある。

具体的には、既存事業の見直しや新事業への挑戦を通じて、自己変革やイノベーションを起こすことである。そのため、地域社会や消費者の抱える課題の解決に向け、多様化するニーズを掘り起こし、自社が取り組むべき事業を明確化することが重要である。

弊所では、中小企業が取り組む新事業活動の課題や目標を明確にする「経営革新計画策定支援⁵」や、経営課題解決を図るための専門家による伴走型支援等を実施する「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス⁶」の他、「中小企業相談センター・ビジネスサポートデスク⁷」では専門家による経営支援を実施している。また、流通・サービス業の事例紹介サイト「経営のミカタ⁸」では、事業環境の変化に対応するための自己変革等の具体的な取り組み事例を発信している。

特に規模の小さい事業者は、自社内のノウハウ不足等により積極的な取り組みができておらず支援が必要なため、以下の施策に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ・生産性向上を後押しする専門家への相談、補助金・助成金情報の発信強化
- ・事業領域や主業務等の明確化、経営戦略の見直し、新商品・新サービスの開発等の事業成長へ取り組む企業への専門家による伴走支援、フォローアップ支援の強化（ハンズオン支援の拡充等）
- ・アウトソーシングやシステムの共通化等、業種の垣根を超えた連携や協調の促進
- ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」の定期的な見直し（事業ドメインの再構築、新事業展開の視点や業績改善の好事例追加等）

2. 設備投資や標準化・共通化の促進

弊所アンケート結果によると、「生産性向上への取り組みの具体的な内容」としては「投資を伴う業務プロセスの改善／効率化」が約4割で最も多く、デジタル化や設備導入に係る投資を積極的に行っている企業も多い（図1-3参照）。また、「生産性向上への取り組みができていない」理由として、従業員規模100名以下の企業においては「経済的余裕がない」と回答した割合が約4割で最も多かった（図1-4参照）。しかしながら、業務プロセスの改善・効率化に資する設備投資は生産性向上に向けた重要な取り組みであることから、設備投資等を強力に後押しする施策を実施されたい。

さらに、経済的に余裕がない規模の小さい事業者においては特に、非競争領域で他社と協調することで競争領域に限られたリソースを投下することが可能となる。

例えば、小売と卸売の企業間取引では、標準化の好事例として、受発注や物流に関する電子データ取引（EDI: Electronic Data Interchange）の統一的な仕様を定めた流通 BMS（Bu

⁵ 経営革新支援：<https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/kac/>

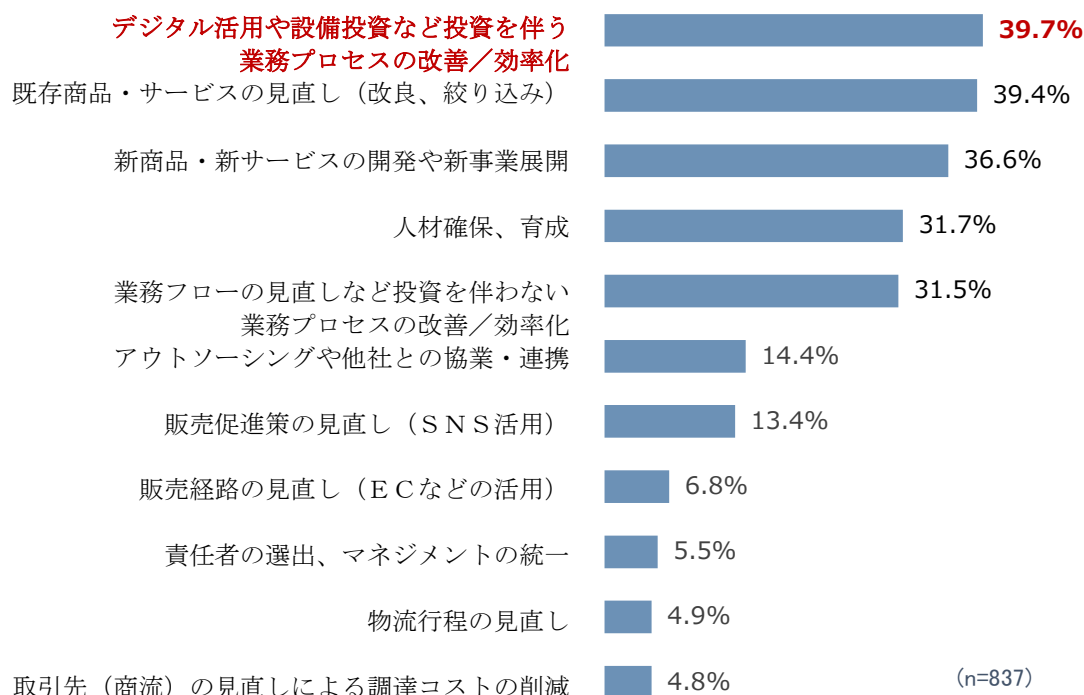
⁶ 中手企業活力向上プロジェクトアドバンス：<https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/katsuryoku/>

中小企業相談センター・ビジネスサポートデスクにおける経営相談：<https://www.tokyo-cci.or.jp/keiei/service/>

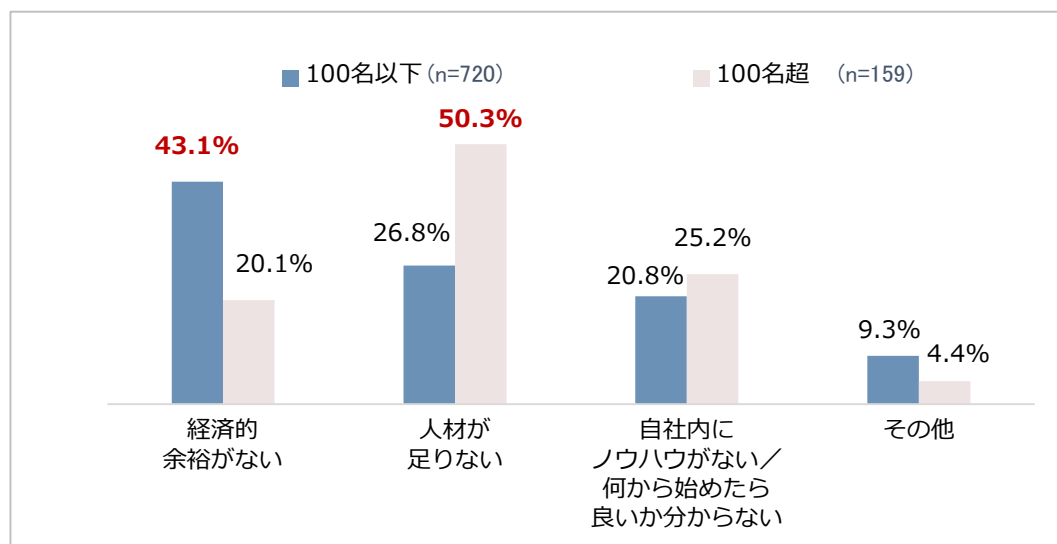
⁸ 流通・サービス事業者のための事例紹介サイト「経営のミカタ」：<https://www.tokyo-cci.or.jp/keiei-mikata/>

Business Message Standards) が挙げられる。これにより、標準のデータフォーマット等が定められたことで、各事業者の受発注コストが大幅に削減された。小売業の業界団体においても、流通 BMS に準拠したクラウドサービスの整備等、積極的に浸透を図っており、こうした標準化や共通プラットフォーム構築等の環境整備が協調領域におけるより広い連携を可能とするため、国が主体となって先進的な実証等取り組みの促進、横展開を求めたい。

(図1-3)生産性向上へ向けた取り組みの具体的な内容



(図1-4)生産性向上へ向けて取り組めない理由 ※1位



【具体的要望内容】

- ・「中小企業生産性革命推進事業」の活用促進（補助金の継続、申請等における手続きの簡素化等）
- ・人材不足を補完する即効性のある設備投資に対する支援拡充（中小企業省力化投資補助事業の活用促進、カタログ掲載製品の充実化）
- ・中小・小規模事業者の設備投資の事例や効果の発信強化
- ・中小・小規模事業者の設備投資を後押しする税制の延長・拡充（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、償却資産に係る固定資産税の特例措置）

- ・商品マスタ等の標準化推進（商流・物流におけるコード体系の標準化等）
- ・標準化や共通プラットフォームの構築等、環境整備に資する先進的な実証モデル等を通じた取組成果の共有・横展開の促進

3. 業務プロセスの改善／効率化に資するデジタル活用促進

近年、業務プロセスを改善・効率化することを目的としたデジタル活用やDXに対する意識が高まっている。一方で中小・小規模事業者においては、アナログ業務のデジタル化に向けたIT導入は一定程度進んでいるものの、業務効率化や差別化・競争力強化に活用できている事業者はおよそ半数に留まっている⁹。「従業員を雇う余裕がないため、全ての業務を一人で対応している。デジタル活用やデジタルに関する助成金に関しては情報が少なく、一人では対応しきれないため支援が必要」（機械器具卸売、小売業／個人事業主）との声もあった。

また、デジタル活用に対する経営者層の意識が低く「効果が出るまでに時間がかかる」、「投資に対する効果が少ない」、といった認識も根強いいため、以下の施策を要望する。

なお弊所では、中小企業のデジタルシフトを支援する「ぴったりDX¹⁰」において、デジタル活用に関する相談から具体的なツール・サービスの紹介まで、企業の取り組み度合いに応じた豊富なメニューを用意している他、各種講座によりDX推進に向けた具体的な方法やデジタルツールの活用方法、小規模事業者向けの実践セミナー等を提供している¹¹。

【具体的要望内容】

- ・生産性向上、デジタル活用の相談から導入まで一気通貫でフォローする専門家による支援体制の強化（定期的な事業者向けデジタル導入相談会の開催、アドバイザーによる実地訪問支援、DX戦略の策定支援等）
- ・IT導入補助金の活用促進に資する周知強化
- ・バックオフィスDX等デジタル活用の意識啓発（政府広報の実施等）
- ・「DX認定制度」認定企業数のさらなる増加

Ⅱ. 競争力強化に向けた人材不足への対応強化

「2024年版 中小企業白書」によると、流通・サービス業のいずれの業種においても、「業務人材」¹²に比べ「中核人材」¹³の不足感が強く、流通・サービス業全体でみると約10ポイントの差がある（図2-1参照）。

また、日本商工会議所・東京商工会議所が2023年9月に公表した「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」によると、規模が小さい企業ほど人手不足感が強く、従業員5人以下の小規模事業者においては、約8割が人手不足により事業運営に支障が生じている、あるいは今後の事業継続に不安を感じている（図2-2参照）。

これらの調査結果より、流通・サービス事業者における人材不足の問題は、単に労働人口の減少による労働力不足の問題だけではなく、企業が求める能力や専門性などを持つ人材が不足しているという問題が大きい。

流通・サービス事業者においては、従業員が提供する多くのサービスはAIやロボットに代えることが難しく、様々な価値を提供してきたが、事業活動の主要部分を労働力に頼り、売上高に対する人件費の占める割合が高くなっている¹⁴。そのため、主力事業に必要な人材の確保が急務となっている。加えて、事業の継続と発展に向けた「人への投資」すなわち人材の価値を最大限引き出すことが重要であるため、今ある人材の能力を高める環境整備も重要である。

⁹ 東京商工会議所「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」（2023年9月）

¹⁰ ぴったりDX：<https://www.tokyo-cci.or.jp/digital-support/>

¹¹ 東商「イベント・セミナー」ページ：<https://myevent.tokyo-cci.or.jp/index.php>

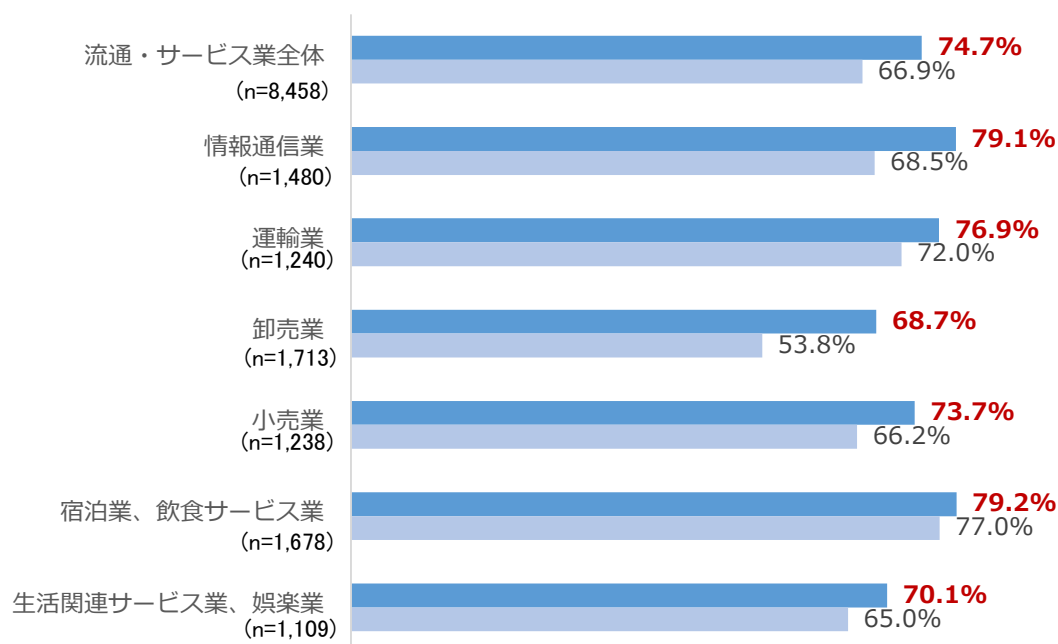
¹² 「事業運営において、各部門／業務の遂行を担う人材」「専門性や技術レベルは高くないが、事業の運営に不可欠な労働力を提供する人材」

¹³ 「事業上の様々な業務において中核を担う人材」「高度な専門性を有する人材」

¹⁴ 中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査」

(図2-1) 人材の不足状況(業種別)

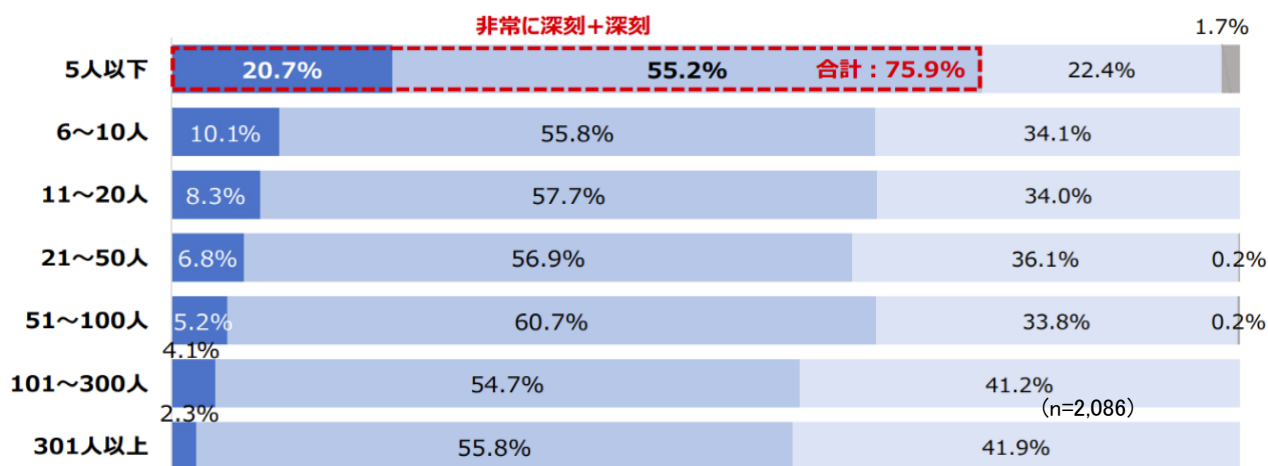
■ 中核人材 ■ 業務人材



出典：帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11月)

(図2-2) 人手不足状況(従業員規模別)

■ 非常に深刻(人手不足を理由とした廃業等、今後の事業継続に不安がある)
 ■ 深刻(事業運営に支障が生じている) ■ 深刻でない(事業運営に特段支障ない) ■ 無回答



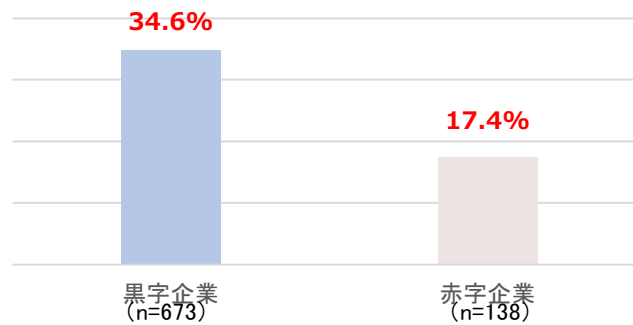
出典：日本商工会議所・東京商工会議所「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」(2023年9月)

1. 企業が求める人材の確保に資する支援

弊所アンケート結果によると、生産性向上に向けた取り組みができている黒字企業の約3割が「人材確保、育成」に取り組んでおり、赤字企業におけるその割合は約2割であった(図2-3参照)。積極的に取り組む企業がある一方で、企業が求める能力や専門性等を有する人材の確保ができない企業も多く、「応募をかけてもなかなか良い人材が集まらない」(道路貨物運送業/従業員数50名以下)との声もある。

また、事業成長にあたっては、企業間の人材マッチングも有効な手段といえる。個別の事業やプロジェクト単位の協業だけでなく、他社との人材交流を通して、従業員がもつ専門性やノウハウなどを企業の垣根を越えて共有することで、双方の人材の質を高めることができるため、以下の施策を政府主導で実施されたい。

(図2-3参照)生産性向上へ向けて「人材確保、育成」の取り組みをしている企業(業績別)
※直近の業績



【具体的要望内容】

- ・企業が求める人材の確保、企業と人材のミスマッチ防止や適材適所の人材配置に資する支援拡充（学生等のインターンシップ機会の拡充、専門家による相談体制の強化等）
- ・複数企業間で就業できる仕組みの強化（人材の交流に資する在籍型出向の活用拡大、大企業人材と中小企業のマッチング強化、高度人材の副業等の支援等）
- ・地域内事業者間等の人材確保に資する連携促進（「地域の人事部」等、地域の企業と自治体、金融機関、教育機関等が連携した人材の確保や人材戦略の実行支援等）

2. 中長期的な企業価値の向上につなげる人材育成の拡充

労働市場における人材の流動化が活発になりつつある今こそ、人材育成を拡充していくことが重要である。例えば各企業は、社内外での研修充実化や従業員の資格取得推進等「人的資本経営」が求められている。また、慢性的な人材不足が現場の負荷増大、離職につながるという悪循環を断ち切る必要がある。「人材育成は、従業員満足度の向上にもつながり、将来的にサービス品質の向上を通じた顧客満足度の向上につながる」（飲食料点小売業／従業員数20名以下）という企業の声もあった。さらには、前章で挙げた「業務プロセスの改善／効率化に資するデジタル活用促進」にあたっては、「デジタル技術を活用し、ビジネスの課題解決ができるような人材を育成することが大前提となる」（飲食料品卸売業／従業員数100名以下）との企業の声もあるため、以下のような施策を図られたい。

【具体的要望内容】

- ・人的投資の重要性に対する理解促進（経営戦略における人材育成の重要性への周知強化等）
- ・人材育成計画の策定、効果的な人材育成の促進（デジタル等、従業員の能力開発に資する研修講座等に対する専門家によるフォローアップ体制の強化等）

3. 多様な人材(女性、外国人材、シニア、障がい者等)の活躍推進

女性、外国人材、シニア、障がい者等働く意欲を持つ人がその希望に沿った形で活躍できる環境整備を進め、多様な人材が働き手の役割を担うことが求められている。

多様な人材が働く上での課題や配慮すべき点（仕事と育児などとの両立、言語や生活習慣の違い、障がいの特性等）を十分考慮しながら、柔軟な働き方を実現することにより、各人が活躍できる職場環境を整備することができる。しかし、情報不足により積極的に取り組めない事業者もあり、一層の支援を求めたい。

【具体的要望内容】

- ・103万円、106万円、130万円等の「年収の壁」問題への対応による就業調整の解消、第3号被保険者制度の将来的な解消に向けた早急な合意形成
- ・女性や障がい者、シニアのキャリア育成・継続を支援する「ダイバーシティ経営」の推進、「ダイバーシティ経営推進研修」等働きやすい職場環境づくりに資する研修会の定期的な実施
- ・外国人材の活躍推進に向けた環境整備（企業、自治体、教育機関、医療機関等の連携による「地域に開かれた受入れ」、共生社会の実現、受け入れ企業の手続きの簡素化、外国語での無料法律相談や外国人在留支援センターの拡大、特定技能の活用促進につながる制度改善や技能実習の強化等）

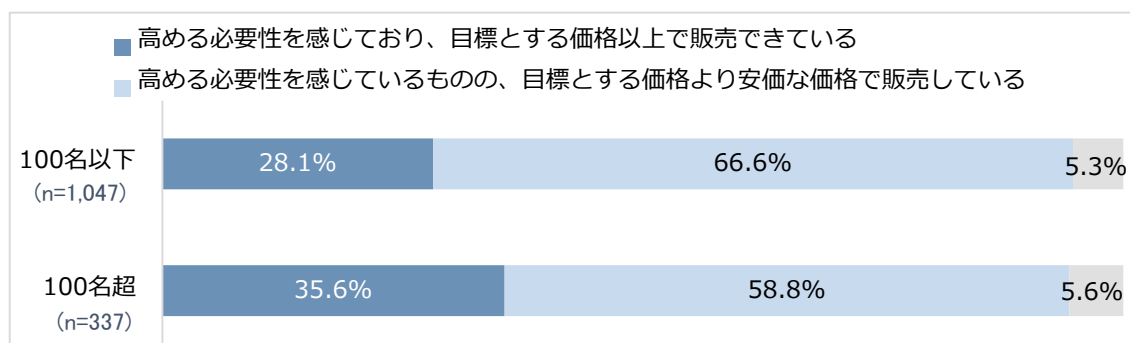
Ⅲ. 企業特性に合わせた付加価値向上の促進

新しい取り組みによる付加価値向上を目指すには、自社の業界内のポジションや市場環境を正確に把握していることが重要である。そのうえで、綿密な事業計画を立て、従業員と経営者が一丸となって取り組むことで、商品・サービスの付加価値向上の効果が最大化される。

また、企業特性に合わせた取り組みの推進も必要である。自社が取り組むべき課題を絞り込み、課題解決に向けて付加価値を向上させるための価格戦略を策定することも有効な手段となる。

弊所アンケートにおいて、「商品・サービスの付加価値を高める必要性を感じている」と回答した企業の割合は規模に関わらず9割超であったが、「目標とする価格以上で販売できている」割合は従業員規模100名以下の企業では3割にも満たない(図3-1参照)ことから、とりわけ規模の小さい事業者における高付加価値化に向けた取り組みを促進する必要がある。

(図3-1)商品・サービスの付加価値の向上について(従業員規模別)



1. 企業特性に合わせた商品・サービスの高付加価値化支援

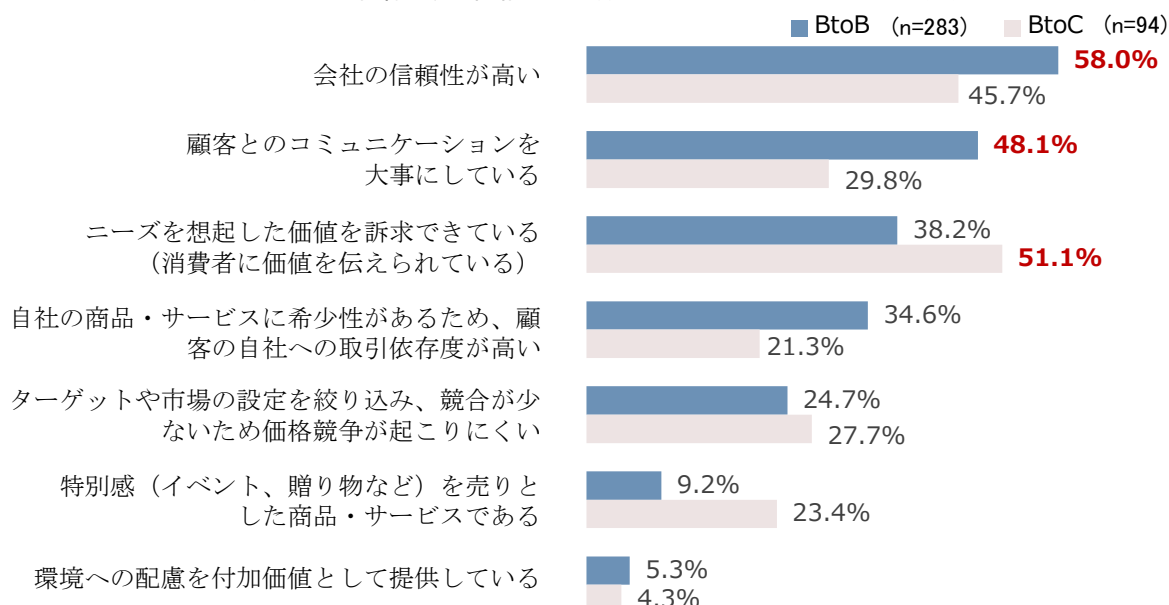
取引形態別に「目標とする価格以上で販売できている理由」をみると、「会社の信頼性が高い」を選択した企業は、BtoB企業において約6割、BtoC企業において約5割、と10ポイント以上の差があった。また、「顧客とのコミュニケーションを大事にしている」がBtoB企業において約5割、BtoC企業において約3割、と20ポイント近くの差があった(図3-2参照)。提供される商品やサービスの品質や価値、企業のブランドイメージ(コーポレートブランド)等の無形資産によって信頼は構築され、これらの独自性は顧客が企業を選ぶ基準ともなる。

顧客と企業の信頼関係構築にあたっては、「顧客とのコミュニケーション」が重視されるが、顧客ニーズを的確に把握するためにも必要な手段である。さらに、JISなどによる標準化を行うことや、商標権を活用して商品・サービスが優れていることを顧客に訴求する取り組みを実施している企業もある。

BtoC企業においては「ニーズを想起した価値を訴求できている」と回答した企業が最も多く、約5割で最も多く、BtoB企業においては約4割と10ポイント以上の差があった。(図3-2参照)。BtoC企業においては、消費者のニーズを想起し、価値を伝えることが必要とされている。消費者の商品・サービスに対する要求、期待は社会の変化に伴い常に変容している。

消費することで得られる「体験価値」も重視されつつあり、低価格志向が強まっている環境においても、「QOLの向上」や「情緒的価値の創出」等、満足感や感情的な価値が注目されている。いち早く消費者ニーズを察知し、有効なマーケティングを通じた価格戦略を策定することが求められるが、こうした販売促進、販路開拓等に特化した支援策や周知は十分とはいえない。また、規模の小さい企業からは「何から取り組んでよいのか分からない」という声も多く挙げられた他、価格戦略の策定ができていない企業もあり、積極的な施策を展開されたい。

(図3-2)目標とする価格以上で販売できている理由(取引形態別)



【具体的要望内容】

- ・高付加価値な商品やサービスの提供に向けたブランディング研修の実施やマーケティング支援事業の周知、拡充
- ・多様化するニーズの汲み取り、目標とする売価で販売するための戦略、企業特性の理解、市場・ターゲットの明確化、差別化等のマーケティングから実現に至るための専門家相談、振り返りも含めた伴走支援の推進（よろず支援拠点における相談メニューの拡充、ブランディングを専門としたコーディネーターの採用増等）
- ・知的財産権等の無形資産の戦略的活用に向けた支援の拡充（「知財経営支援ネットワーク」を核とした「知財経営」の更なる普及促進、成功モデルの横展開等）

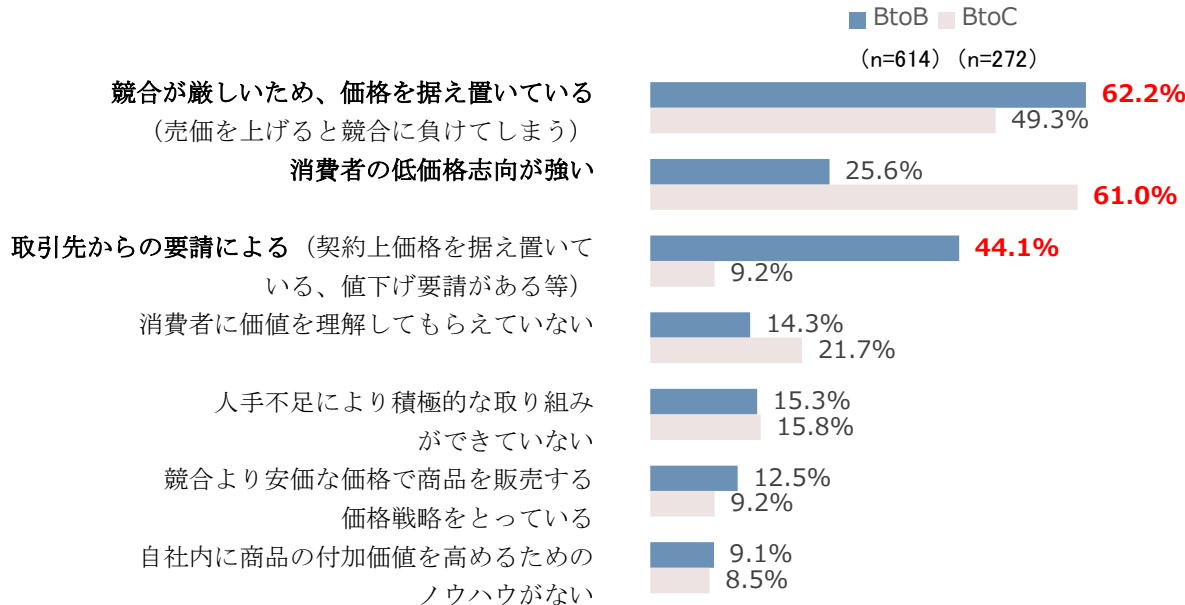
2. 良い商品・サービスには相応の価格がつく社会の実現への後押し

弊所アンケートにおいて、「目標とする価格より安価な価格で販売している」企業のうち、約4割がその理由として「消費者の低価格志向が強い」と回答した（図3-3参照）。

エネルギー価格の高騰や生活必需品の価格上昇を受けて、消費マインドが低迷しており、各事業者においては価格を上げると売上が落ちるとの懸念から、良い商品・サービスを提供しているにもかかわらず、適正な価格に設定できず、結果として価格競争が激化するという悪循環が生じている。

「良い商品・サービスには相応の価格がつく」、そして適正価格から得られる利益を原資に賃上げできる環境を整えることで、個人消費の増加につながるという好循環について消費者理解が進むよう働きかけを推進されたい。

（図3-3）目標とする価格より安価な価格で販売している理由（取引形態別）



【具体的要望内容】

- ・適正な利益の確保により従業員の賃上げを実現し、さらなる消費喚起の好循環につながることを伝える政府広報の強化（良い商品・サービスには相応の価格がつくことへの消費者理解の促進、付加価値をサプライチェーン全体で適正に分配することへの事業者の理解促進）

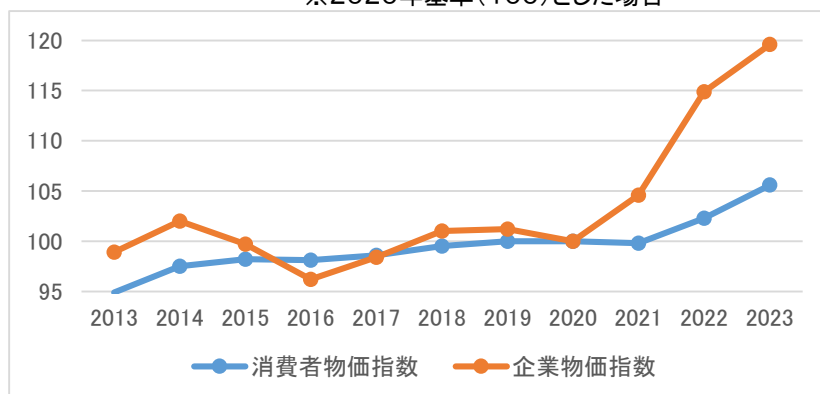
IV. 物価上昇に対応できる環境の整備

2021年以降、国際情勢の悪化や原材料・エネルギー価格の高騰、円安の進行等により、消費者物価指数と企業物価指数の上昇が見られる。しかし、企業物価指数と消費者物価指数の上昇幅には乖離がある（図4-1参照）。これは物価高騰によるコストの上昇分を、商品・サービスの売価に転嫁できていないためであり、事業者自身がその負担を背負っていることが浮き彫りとなっている。

弊所アンケート結果によると、「価格転嫁の実施」割合について、従業員規模が100名以下の企業では、4割以上価格転嫁ができていない割合が約6割である一方、1割強は全く価格転嫁できていない（図4-2参照）。

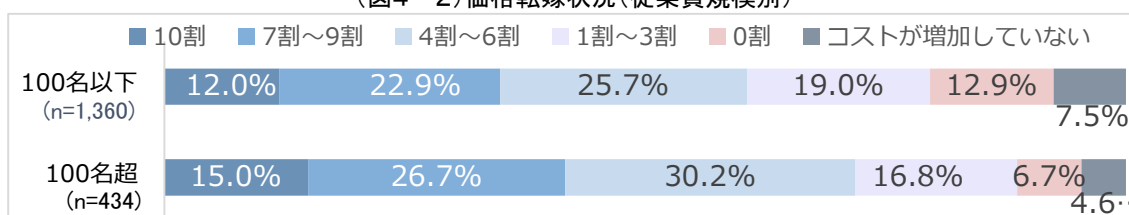
また、賃上げ状況については、「賃上げを見送る」と回答した企業が3割強であり、流通・サービス業以外の業種も含めた日本商工会議所「商工会議所LBO調査結果」（2024年9月）（全国調査）と比較すると約10ポイント高く、規模の小さい流通・サービス事業者においては「防衛的賃上げ」すら実施できていない厳しい実態がうかがえる（図4-3参照）。

(図4-1)企業物価指数と消費者物価指数の比較(日本)
※2020年基準(100)とした場合



出典: 日本銀行「企業物価指数」、総務省統計局「消費者物価指数」より作成

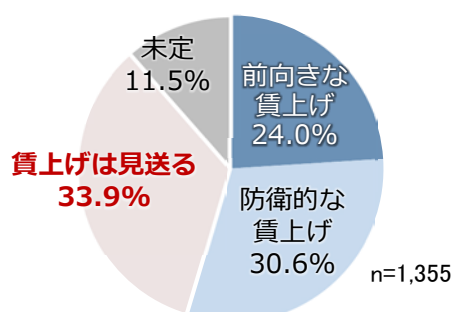
(図4-2)価格転嫁状況(従業員規模別)



(図4-3)賃上げ実施状況

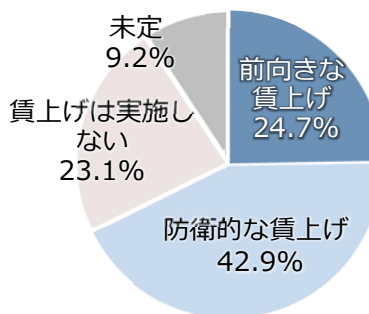
【流通・サービス業】

※従業員規模 100 名以下



「流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題に関するアンケート」調査結果(2024年9月)より

【全業種】



日本商工会議所「商工会議所LOBO調査」結果(2024年9月)より

1. 労務費を含めたコスト上昇分の適切な価格転嫁促進

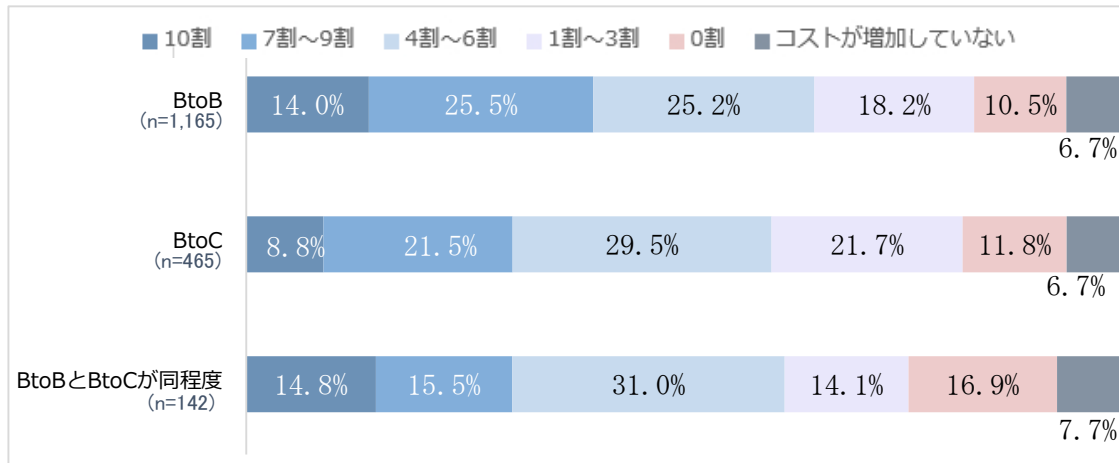
流通・サービス業における価格転嫁状況について、B to B企業よりもB to C企業における価格転嫁が困難となっている(図4-4参照)。

物価が急激に高騰していることや、賃上げ状況が物価上昇スピードに追いついていないことから、商品・サービス価格の値上げにより消費者の買い控え等が懸念されており「生地が輸入品のため為替の影響もあり原材料費はかなり上がっているが、高級スーツを商品としているため需要も落ちて業績は下がっている。顧客離れを避けようとする」と労務費や原材料費の上昇分の価格転嫁も難しい状況だが、賃上げはしていないと職人の生活もままならない(衣服製造・小売/従業員数20名以下)との声もあった。持続的な賃上げ原資の確保に向けて労務費等の価格転嫁をさらに進めていかなければならない。

弊所では2024年7月に価格転嫁に課題を抱える中小・小規模事業者に向けて、ウェブサイト「価格転嫁ナビ」をオープンした。当サイトでは、事業者が抱える悩みに沿って弊所が提供するサービスや国等の施策情報について一覧でまとめている。さらに、価格交渉をする際のファーストステップである「原材料価格の動向」を把握するため、原材料・エネルギー・人件費などの推移を一目で把握できる「原材料価格ウォッチャー」を用意している。価格の根拠となる客観的なデータを閲覧できるため、原材料等の変動を素早くキャッチして交渉材料とすることができ、価格交渉力向上の後押しとなっている。

国におかれても、以下に挙げる支援策に取り組まれない。

(図4-4) 価格転嫁状況(取引形態別)

**【具体的要望内容】**

- ・価格転嫁に踏み出せない中小・小規模事業者に対する専門家相談の強化（価格転嫁サポート窓口の拡充、企業の価格交渉の実務経験を有するアドバイザーによる価格交渉に向けた準備や進め方の個別支援、原価管理体制の構築に向けた継続的な訪問支援等）
- ・コスト上昇分の価格転嫁に対する理解の促進（消費者を含めた価格転嫁の重要性や原材料費等の高騰に対する理解を促す政府広報の強化等）

2. パートナーシップ構築宣言の推進による適正な価格での取引促進、商慣行の是正

政府の価格交渉促進月間や2020年6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」¹⁵の推進により、現在では57,306社（2024年12月3日時点）が同宣言に登録しており、企業同士の価格協議を含めて、コスト上昇分の価格転嫁については以前より進展している。

一方、弊所アンケートにおける「価格戦略の取り組み」について、「目標とする価格より安価な価格で販売している」企業のうち約3割がその理由として、「取引先からの要請による（契約上価格を据え置いている、値下げ要請がある等）」と回答した他、「取引先から要請があるわけではないが、値上げを言い出しづらい」（その他卸売業／従業員数50名以下）といった声や「適正な価格での取引をするためには、よりパートナーシップ構築宣言の推進が必要」（広告業／従業員数10名以下）との声もあり、適正な価格での取引促進が求められている。

パートナーシップ構築宣言については、宣言拡大に向けた参画企業の拡大に加えて、実効性の向上も求められ、さらなる働きかけの強化を求めたい。

【具体的要望内容】

- ・「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に資する現場への周知、指導の強化や取り組み事例発信を通じた宣言企業拡大に向けた働きかけの強化
- ・不公正な取引や商慣行（不当な返品、契約外の役務の要求、買いたたき等）に対する規制強化（下請Gメンによる働きかけの強化、書面による交渉等、取引の双方向の確認ができる体制整備への支援強化、取引価格の決定に際して十分な協議の場を設けることへの理解促進等）

V. 持続可能な物流の実現に向けた対応

物流は経済や社会生活を支える重要な社会インフラであり、国内貨物輸送におけるトラック輸送の分担率はトン（貨物の重量）ベースで9割超、トンキロ（貨物の重量に、貨物の輸送距離を掛け合わせて算出した貨物の輸送量）ベースで5割超、物流業界における就業者数は約223万人（全就業者の約3%）、売上高29兆円（全産業の約2%）¹⁶の一大産業である。

しかし、1990年の規制緩和以降、運送事業者数の増加¹⁷により競争が激化したことで、運賃を大きく上げることが困難な状況となった。また、ECサイトの急増による消費者の頻繁なネット注文等を受けて、物流の小口・多頻度化が急速に進行¹⁸した。

トラックドライバーは、全産業平均と比較して労働時間が約2割長く、年間賃金は約1割低い¹⁹。このため新た

¹⁵ パートナーシップ構築宣言ポータルサイト：<https://www.biz-partnership.jp/>

¹⁶ 財務総合政策研究所「年次別法人企業統計調査」（2021年度）、総務省「労働力調査」（2021年）

¹⁷ 全日本トラック協会「日本のトラック輸送産業 現状と課題2023」

¹⁸ 全日本トラック協会「日本のトラック輸送産業 現状と課題2023」

¹⁹ 全日本トラック協会「日本のトラック輸送産業 現状と課題2023」

な担い手が減少し、高齢化も進んでいる²⁰。

2024年4月から始まったトラックドライバーの時間外労働の上限規制（「物流2024年問題」）は、ドライバーの就労環境の改善につながるものの、従前からのトラックドライバー不足の課題に拍車をかけている。

持続可能な物流の実現に向けて、物流事業者と荷主企業が一体となり、物流改善に向けた取り組みを推進する必要があるが、政府による後押しも不可欠である。

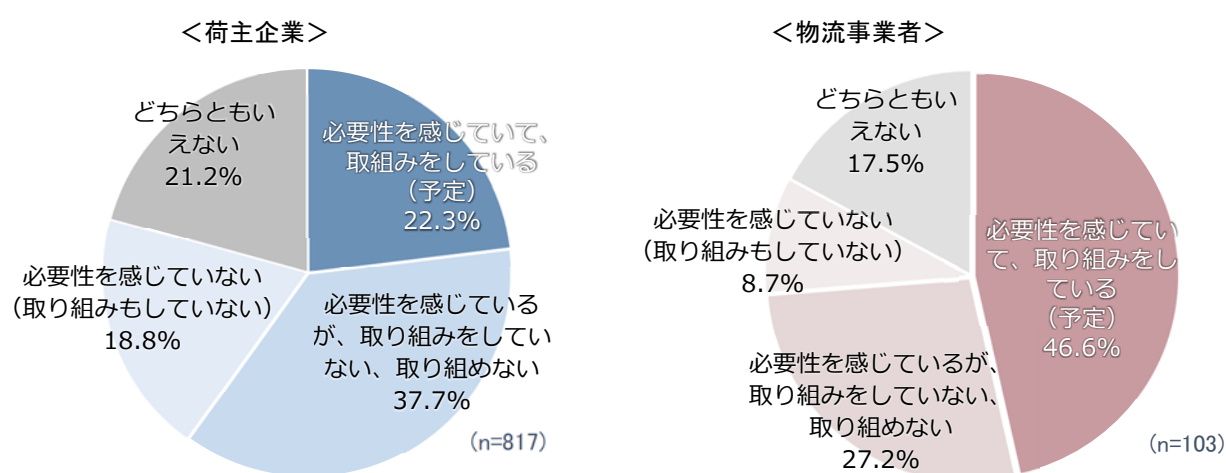
1. 荷主企業・物流事業者における物流効率化の加速

弊所アンケート結果では、物流改善に対する取り組みの必要性を感じている企業は荷主企業で約6割、物流事業者で7割強となり、関連する多くの事業者がその必要性を認識している。しかし、実際に取り組みを行っている（又は取り組む予定の）事業者は荷主企業で約2割、物流が本業である物流事業者においても5割弱と半数に届いておらず、対策が遅れている（図5-1参照）。

また、2010年度以降、トラックの積載率は4割以下の低水準で推移して²¹おり、ドライバー不足の影響を低減させるために積載率向上に向けた取り組みが必要である。

対策を講じなければ輸送力が不足し、物流の停滞によって社会全体に悪影響を及ぼすことから、物流効率化を促進する施策の強化を図られたい。

（図5-1）物流2024年問題に向けた取り組み状況



【具体的要望内容】

- ・長時間の荷待ち・荷役時間や契約外の荷役・付帯作業など、物流効率化を阻害する商慣行の是正
- ・物流効率化に取り組む中小・小規模事業者に対する設備投資支援の継続（輸送機器・機材、システム導入、パレットの導入、物流リソースの共用等に対する予算・税制支援）
- ・発荷主・物流事業者・着荷主の協調・協力や設備投資等による物流効率化・積載率向上に向けた好事例の発信（共同配送、システムやデータの標準化・共通化等）
- ・物流効率化推進のための環境整備（ダブル連結トラックの導入促進に向けた走行可能道路の拡大、モーダルシフト（鉄道や船舶、航空貨物輸送等）の利用増加に必要な環境整備等）

2. ドライバーの待遇改善に向けた物流コストの適切な価格転嫁促進

1990年代以降、輸送能力（供給）が物流需要を上回る形で推移してきた²²結果、荷主（荷主企業や一般消費者）の立場が強くなり、物流事業者は安価又は無償で運送以外の荷役や様々な付帯作業を行うことが常態化した。また、トラック運送業における多重下請け構造により、実運送事業者に支払われる運賃が安価となる課題もある。

弊所アンケート結果によると、政府の取り組みに対して特に期待することとして、運輸業における約6割が「価格転嫁の促進」を求めている（図5-2参照）。

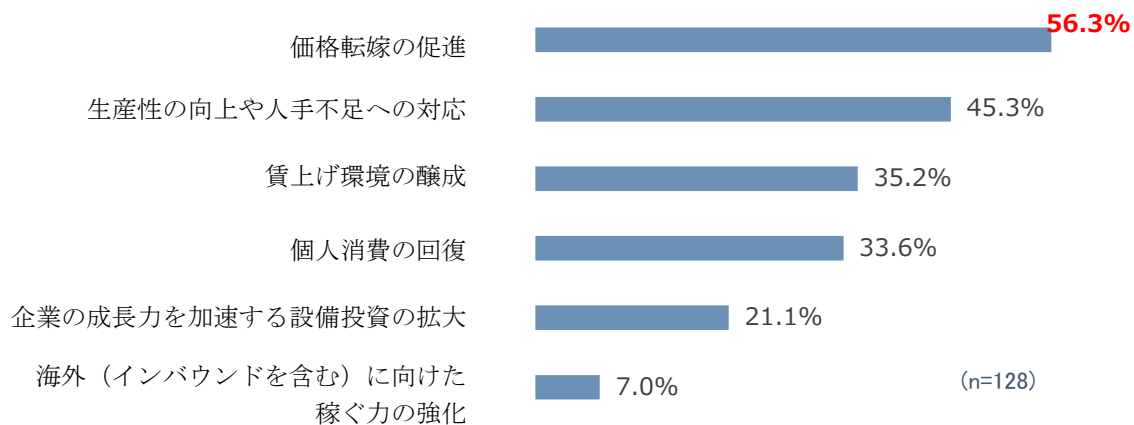
物流コストの価格転嫁を促進しドライバーの待遇改善の原資とすることで、担い手の確保に繋がる。物流需給ひっ迫解消のため、以下の施策を要望する。

²⁰ 全日本トラック協会「日本のトラック輸送産業 現状と課題2023」

²¹ 国土交通省（総合政策局情報政策本部）「自動車輸送統計年報」

²² 国土交通省「全国貨物純流動調査（物流センサス）」

(図5-2)政府の取り組みに対して特に期待すること
※運輸業



【具体的要望内容】

- ・「メニュープライシング」や「ダイナミックプライシング」の取り組み等、商取引における物流コストの見える化促進
- ・燃料等の価格上昇分を反映した適正な運賃・料金収受の促進
- ・「標準的な運賃」制度の継続とトラックGメンの監視による実効性の確保（「標準的な運賃」に基づいた運賃交渉の促進等）

3. 物流改善に向けた意識醸成に資する情報発信強化と物流人材の育成支援

弊所アンケート結果によると、荷主企業の約4割が物流改善の取り組みについて「必要性を感じていない」「どちらともいえない」と回答した。また、必要性を感じている荷主企業約6割のうち、半数以上が「取り組みをしていない」「取り組めない」と回答しており、物流改善に対する意識醸成が必要である（図5-1参照）。

「取り組みをしていない」「取り組めない」と回答した荷主企業のうち、その理由として「人手が足りない」「自社内にノウハウがない」と回答した企業の割合も高く（図5-3参照）、物流人材の不足がうかがえる。

弊所では、2024年7月に流通・サービス事業者のための事例紹介サイト「経営のミカタ」の中に新たに「物流2024年問題特集ページ²³」を開設し、事業者が物流効率化に取り組む際に参考となる好事例や、最新施策、専門家によるコラムを掲載している。

物流の停滞を未然に防止するため、発荷主・物流事業者・着荷主が連携して改善に取り組む必要があり、とりわけ物流ノウハウが不足している荷主企業に対して、積極的な支援を図られたい。

また、荷主企業において「物流のみならず社会全体の高付加価値化を実現し、これからの物流を牽引する人材（高度物流人材）」²⁴の育成が求められている。物流に特化した研修プログラムの活用、キャリアプラン形成等を支援されたい。

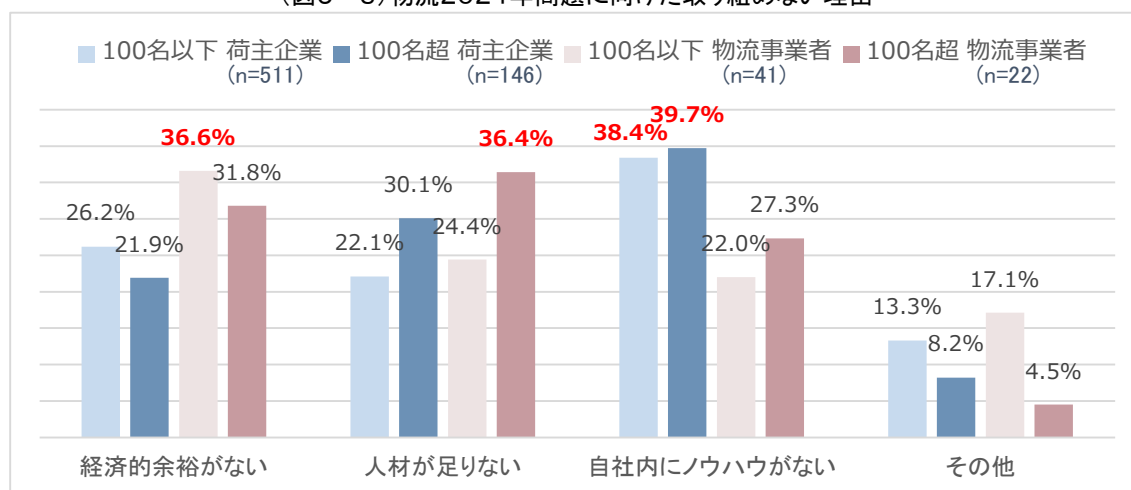
さらに、荷役の負荷軽減に資するパレット化とフォークリフト等の機器導入を促進することで、物流業務に携わる女性、シニア、障がい者等の多様な人材の活躍も推進されたい。

2024年3月、「特定技能1号」に自動車運送業が追加された。語学や生活習慣等の違いもあり、外国人の受け入れは容易とはいえないため、手厚い支援を要望する。

²³ 「物流2024年問題特集ページ」：<https://www.tokyo-cci.or.jp/keiei-mikata/logistics2024/>

²⁴ 国土交通省「高度物流人材の育成・確保に関するワークショップ」提言「物流起点の価値創造を実現する人材の育成に向けて」（2023年3月）より抜粋

(図5-3) 物流2024年問題に向けた取り組みない理由

**【具体的要望内容】**

- ・持続可能な物流の実現のために事業者や消費者が取り組むべき事項の広報活動推進
(高度物流人材の育成、中継輸送の推進、再配達削減、送料無料表示の見直し、十分なリードタイムの確保等)
- ・改正物流総合効率化法・改正貨物自動車運送事業法の周知徹底
- ・物流改善の輪を広げていくための好事例発信
- ・女性、外国人材、シニア、障がい者等の多様な人材の活躍に資する支援（フォークリフト等の設備導入等職場環境の整備促進、語学教育の強化への支援等）

4. 実態に即した規制や制度の運用推進

政府は、物流効率化や商慣行の見直しが必要との判断の下「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、議論を進めてきた。その結果、物流関連2法が改正されることとなり、物流業界全体の効率化や悪しき商慣行の是正が期待される。

「交通政策審議会交通体系分科会物流部会・産業構造審議会商務流通情報分科会流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会食料産業部会物流小委員会合同会議」において改正物流効率化法の荷主・物流事業者に対する規制的措施の施行に向けた検討が行われたが、規制的措施が物流効率化の妨げとならないよう、事業者の実態に配慮した政省令交付を実施されたい。

【具体的要望内容】

- ・改正物流効率化法における「特定事業者」に課される中長期計画や定期報告等の作成にあたり、指定外の中小・小規模事業者に事務処理等のしわ寄せが生じない制度設計
- ・貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ・利用しやすい高速道路料金体系の検討推進（時間帯、利用頻度に応じた割引の見直し等）

5. 円滑な輸配送に向けたインフラ整備推進

東京等の都市部においては、都市開発やオフィスビルの増加に伴う商業の集中化により物流施設用地の確保が困難となり、駐車場所や荷役・荷捌きスペース不足の問題が生じ、ドライバーの業務負担も含め円滑な輸配送の障壁となっている。

また、I S T技術も活用した国や東京都の対策により都内の渋滞は改善傾向にあるが、物流効率化推進のため、さらなる交通事情の改善を求める。

【具体的要望内容】

- ・物流を考慮した建築物の設計・運用の周知
- ・安全と円滑な交通の妨げにならないことに配慮したうえで、荷捌き車両の路上駐車スペースの改善、共同荷捌きスペースの整備・確保
- ・重要物流道路制度による道路機能強化と利用促進
- ・恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策推進

6. 政府主導による物流DX推進

将来的なフィジカルインターネットの実現に向けて、「フィジカルインターネット・ロードマップ」²⁵に記載された施策を着実に推進していくことが肝要である。

とりわけ物流DXに向けては、物流拠点や輸送機器の自動化・機械化への集中的な投資を期待しており、以下の施策に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ・中継輸送の普及・促進
- ・物流MaaS実現に向けた取り組みの推進
- ・自動配送ロボットによる省人化の実現に向けた環境整備
- ・自動物流道路の実現に向けた検討の推進

以上

2024年度第18号

2024年12月12日

第250回（臨時）議員総会・775回常議員会決議

＜提出先＞経済産業省、中小企業庁、国土交通省ほか関連省庁

＜実現状況＞

- 中小企業生産性革命推進事業、中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）、中小企業取引対策事業、物流標準化のための標準形式に基づくデータ連携の促進、トラックGメンによる是正指導等を的確に行うための調査等の実施など、要望事項が多数反映された

19. 雇用・労働政策に関する重点要望

I. 基本的な考え方

【中小企業による「自発的・持続的な賃上げ」、「少数精鋭成長モデル」への自己変革に力強い支援を】

深刻な人手不足と物価高騰を背景に賃上げ圧力は高まっており、政府も最低賃金引上げの加速を重点政策に掲げる。多くの中小企業が賃上げに取り組むが、「防衛的賃上げ」の割合は依然として高く、既に「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。中小企業の自発的・持続的な賃上げに向けては、強力な支援が求められる。

他方、労働力人口の減少が進む中、中小企業は「人が足りない、人が採れない」という厳しい状況にあり、政府が進める「円滑な労働移動」による人材流出への懸念も根強い。中小企業の実態を踏まえた公的な職業紹介・職業訓練の抜本強化とともに、限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革（省力化・育成・多様性）に対する支援が求められる。

あわせて、深刻な人手不足と来るべき労働供給制約社会への対応に向けた労働政策の抜本的な変革についても早急に検討を進め、各種労働規制の見直しなどに取り組むべきである。

こうした認識のもと、政府が取り組むべき雇用・労働政策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、女性、外国人材、シニア、障害者等の活躍推進に関して「多様な人材の活躍に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

II. 重点要望項目

1. 最低賃金制度の適切な運用

最低賃金は物価高騰に加え、隣県との競争加熱もあり、2年間の合計で加重平均94円の大幅な引上げが実施され、影響を受ける中小企業の割合も高まっている。こうした中、政府は最低賃金引上げを加速し、全国加重平均1500円の目標達成時期を2030年代半ばから2020年代に前倒しする意向を示している。

わが国経済がデフレから脱却するには、地方・中小企業を含む自発的・持続的な賃上げの実現が重要であり、その結果として最低賃金が引上げられるのであれば望ましい。

最低賃金は働く人の生活を守るセーフティネットであり、赤字企業も例外なく適用される。実態を踏まえない大幅な引上げとなれば、中小企業の経営や雇用、地域経済への影響が強く懸念される。特に、小規模事業者の労働分配率は相対的に高く、地方の生活や産業インフラを支える小規模事業者の支払能力を超える引き上げが続けば、地方経済の減退に繋がる懸念される。

地方を含む中小企業の賃上げは、産業振興と企業の稼ぐ力の強化、生産性向上と価格転嫁の推進等により実現さ

²⁵ フィジカルインターネット実現会議（経済産業省）「フィジカルインターネット・ロードマップ」（2022年3月）：
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304005/20220304005-1.pdf>

れるべきものであり、最低賃金を賃上げ政策の道具として用いることは適切ではない。

具体的要望項目

- 法の趣旨に則り、データに基づく納得感のある審議決定
 - ・ 中央および各都道府県の審議会における、法定三要素（生計費、賃金、支払い能力）のデータを踏まえた明確な根拠に基づく納得感のある審議決定
 - ・ 十分な準備期間を確保した改定日の決定（年初め、年度初め等）
- 地方・中小企業の実態を十分踏まえた政府目標の設定
 - ・ 中小企業団体の意見を聴取するなど、実態を十分踏まえた政府目標の設定
- 最低賃金の大幅な引上げによる影響に関する実態把握
 - ・ 最低賃金の大幅な引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響についての調査・研究の実施（都道府県別・産業別等）

2. 自発的・持続的な賃上げへの支援

日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）が本年4～5月に実施した調査では、中小企業の7割超（74.3%）が賃上げを実施し、正社員の賃上げ率は加重平均で3.62%（20人以下は3.34%）となるなど、賃上げの波は着実に広がりつつあるが、業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」が約6割（59.1%）を占めている。雇用の7割を支える中小企業の自発的・持続的な賃上げには、生産性向上の取組みとともに、労務費を含む価格転嫁の推進による賃上げ原資の確保が不可欠であるが、日本商工会議所が本年10月に実施した調査では、「労務費を4割以上転嫁できている」とする中小企業は未だ3割超（36.8%）にとどまっており、労務費を含む価格転嫁は道半ばの状況にある。

また、B to Cを含め、「良いモノやサービスには適正な値が付く」「適正価格での購入・取引が物価と賃金の好循環に繋がる」ことについて、社会全体に浸透させる取組みが求められる。

具体的要望項目

- 賃上げに向けた生産性向上の取組み等に対する支援
 - ・ 賃上げに向けたデジタル化・機械化の推進など生産性向上の取組みに対する支援拡充（業務改善助成金等）
 - ・ 賃上げの後押しとなる各種支援策の優遇措置の継続（マル経融資「賃上げ貸付利率特例制度」等）
- 労務費を含む価格転嫁の推進と実効性の確保
 - ・ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業のさらなる増加に向けた周知や働きかけ実施と宣言企業へのインセンティブ拡大
 - ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底
 - ・ 受注者の価格交渉力向上に向けた、業種特性に応じた支援体制の拡充
 - ・ 下請けGメン、トラックGメン等を活用した事業所管省庁とも連携した面的な執行
 - ・ 公共工事の物品調達コスト上昇や労務費の価格転嫁に対応する入札予定価格の設定
- B to Cを含む「適正価格での購入・取引」に対する意識の浸透
 - ・ 価格交渉促進月間に合わせた消費者に向けた啓発運動の実施、「人によるサービスの適正価格」という考え方の周知

3. 中小企業の人材確保への支援

日本商工会議所が本年5月に実施した調査によると2023年度の採用実績の動向について、募集した企業のうち、計画通りに採用ができた企業は約4割（42.5%）にとどまり、採用活動の早期化・長期化による負担感も大きい。さらには採用後の定着も大きな課題であり、政府が進める「成長分野への円滑な労働移動」による人材流出への懸念も根強い。

2024年から全業種で労働時間の上限規制が実施された中、人手不足への対応も重なり、対応に苦慮する中小企業は多い。また労働者からも働けるときにより多く働きたいとの声もある。安全衛生・健康確保は前提としながらも、柔軟な政策の検討が必要である。

採用活動に充てられる予算や人員が限られている中小企業においては、ハローワークなど公的職業紹介への期待は大きく、紹介機能の強化とともに利用促進の取組みが求められる。また、頻発する地震や風水害の被災地に寄り添った雇用維持・確保への支援も重要である。加えて、今後災害等の非常事態が生じた際の雇用維持・安定への支援のあり方については検討が不可欠である。

具体的要望項目

- 採用・転職・解雇・働き方に関する政策の見直し
 - ・ 採用・就職に関する環境、学生・大学・企業の意識の変化や早期化・長期化が進む現状を踏まえた新卒採用ルールのあり方の検討

- ・ 政府による過度な転職の後押しの是正（政府助成金等による転職推進施策の見直し）
- ・ 硬直的な解雇規制の見直し検討（解雇無効時の金銭救済制度の具体化に向けた早期検討）
- ・ 中小企業の実態と労働者のニーズに即した働き方改革のあり方の検討
- 公的職業紹介の機能強化、中小企業の採用活動に対する支援
 - ・ ハローワーク等によるマッチングの質向上（求人企業・求職者双方へのコンサルティング機能強化、研修等による支援能力の向上、職員のスキルレベルや拠点ごとの支援内容の高位平準化、「j o b t a g」の活用推進）
 - ・ ハローワークの体制強化（担当制によるきめ細やかな相談体制の整備・人員強化、D X化や民間事業者との連携による業務効率化）
 - ・ 公的職業訓練機関と公的職業紹介機関の連携・接続の強化（ハローワーク相談員へのポリテクセンター等の訓練内容の周知・研修等、非正規労働者の正規化に向けたスキルアップ支援、人手不足が深刻な介護・運輸業等エッセンシャルワーカーの確保に向けた重点的支援）
 - ・ 産業雇用安定センター（在籍型出向、キャリア人材バンク）等の関連機関との連携強化
 - ・ 基準に準拠したインターンシップの実施支援（プログラム策定、実施費用助成等）、合同会社説明会の開催、長期間のインターンシップ実施へ向けた支援（伴走型支援等）
- 令和6年能登半島地震および豪雨災害被災地域の雇用維持・確保に対する支援
 - ・ 雇用調整助成金特例の延長を含む柔軟な運用、在籍出向や教育訓練に対する支援拡充等
 - ・ 国家の非常時における雇用維持・安定への支援のあり方の検討（事業主のみが財源を負担する雇用調整助成金による支援の見直し）

4. 「少数精鋭成長モデル」への自己変革支援

（1）「省力化」への支援

当所が本年7月に実施した調査では、人手不足への対策として8割近い（78.4%）中小企業が「採用活動の強化」を挙げるが、労働力人口が減少する中、採用のみに頼ってでは限界がある。限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革に向けた「省力化・育成・多様性」の取組みが不可欠である。

このうち事業のスリム化やデジタル活用など「省力化」に取り組む企業は3～4割にとどまる。取組みを加速し、限られた従業員がコア業務に集中できる業務プロセスの再構築が求められる。とりわけ、デジタル化の取組みは急務であり、社内のデジタル化を担う人材の育成が求められる。

具体的要望項目

- 生産性向上に資する業務プロセス再構築への支援
 - ・ 「働き方改革推進支援センター」における業務効率化に関するコンサルティングなど伴走型支援の強化（出張相談会など相談対応件数の増加に向けた能動的取組み、相談対応先への個別コンサルティングの提案等）
 - ・ 民間企業・コンサルタントの支援により業務プロセスの再構築に取り組む際の経費や人件費の一部助成措置の検討
- 社内デジタル人材の育成支援
 - ・ ポリテクセンターで実施する「生産性向上支援訓練」の「D X対応コース」充実（デジタル活用度合が初期段階の中小企業も受講しやすいレベル別の訓練コース設定、適切なレベルの訓練を受講できるよう受講前後の丁寧なフォローアップ実施）
 - ・ 「デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業」の「コアモデル」充実（中小企業の参画促進、事業実施後の効果検証に基づく支援企業数の拡大および中小企業枠の創設検討）

（2）「育成」への支援

当所が本年7月に行った調査では、人手不足への対策として、「従業員の能力開発」に取り組む中小企業は約3割（34.1%）にとどまる。時間や余裕がないとの声もあるが、生産性向上を実現し、働く場所としての魅力を高めるうえで、従業員の育成、能力向上は不可欠であり、中小企業の実態を踏まえた支援の強化が求められる。

なお、事業主による雇用保険料を財源として、雇用の安定（雇用調整助成金など）と能力開発の支援（人材開発助成金など）を担う雇用保険二事業については、コロナ禍における雇用調整助成金での多額の支出により、残高は枯渇しており、財政の安定化が急務である。

具体的要望項目

- 企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援
 - ・ 企業の人材育成計画の策定・実行に対する伴走型支援の充実
 - ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）の機能強化（訓練内

容の質の向上・プログラムの拡充、オンライン・休日夜間、オーダーメイド型の生産性向上支援訓練の更なる拡充による中小企業の利便性向上、活用拡大に向けた同センター職員の提案力強化、ハローワークなど公的支援機関との連携による利用企業の能動的開拓、人員の増強や設備の維持・拡充に向けた十分な予算措置)

- ・ 人材開発支援助成金の利用促進（予算の維持・拡充、企業ニーズを踏まえた申請手続きの見直し）
- ・ 教育訓練給付制度の利用促進に向けた利便性の向上（申請手続きのオンライン化）、受講ニーズを踏まえた指定講座内容の見直し
- ・ キャリアアップ助成金（正社員化コース）の賃金等の支払基準要件の緩和（賞与・昇給要件等）
- **働く人の能力開発を支える雇用保険財政の早期健全化、あり方の検討**
 - ・ 安定資金残高が枯渇状態にある、雇用保険財政に対する適切な財政措置

（３）「多様性」への支援

当所が本年７月に行った調査では、人手不足への対策として、「多様で柔軟な働き方の導入（テレワーク、副業・兼業など）」に取り組む中小企業は２割に満たない（１６．９％）。

労働力人口が減少する中、多様な価値観を持つ若年層、育児や看護・介護、治療や障害など様々な事情を抱える働き手が活躍できる職場づくりの観点からも、多様で柔軟な働き方の導入は重要である。少人数の職場だからこそ柔軟に取り組めるテーマでもあり、人手不足への対策の一つとして中小企業における取組みも期待される。

具体的要望項目

- **時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進**
 - ・ 多様で柔軟な働き方の導入支援（テレワーク、フレックスタイム制、裁量労働制、勤務間インターバル制度の導入に係る相談・アウトリーチ型コンサルティング支援の充実、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、手続負担の軽減、業種・規模による効果的な事例の周知）
 - ・ 働き方改革推進支援センターなどによる相談、助成金などによる中小企業の取組み支援の維持・強化
 - ・ ストレスチェック制度の従業員５０人未満の企業への拡大に対する十分な支援（具体的マニュアルの作成、外部委託先の量・質の確保および低コストで実施できる環境整備、地域産業保健センターおよび産業保健総合支援センターの体制強化）
 - ・ 副業・兼業の推進（大企業人材の地方・中小企業での副業・兼業の推進）

以上

２０２４年度第１９号

２０２４年１２月１２日

第２５０回（臨時）議員総会・７７５回常議員会決議

<提出先>内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省

<実現状況>

要望内容に関連し、

- ・ 業務改善助成金の拡充
- ・ 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援の推進
- ・ ハローワークによる医療・介護分野等のエッセンシャル産業への就職支援の強化

など、人手不足対策、賃上げ支援、生産性向上に資する在職者向け公的職業訓練、働き方改革等の支援策の充実が図られた。

加えて、能登半島地震への対応として要望した雇用調整助成金の給付特例措置については、期間の１年延長が決定した。

20. 東京都の雇用就業施策に関する重点要望

I. 基本的な考え方

【中小企業による「自発的・持続的な賃上げ」、「少数精鋭成長モデル」への自己変革に力強い支援を】

深刻な人手不足と物価高騰を背景に賃上げ圧力は高まっており、政府も最低賃金引上げの加速を重点政策に掲げる。多くの中小企業が賃上げに取り組むが、「防衛的賃上げ」の割合は依然として高く、既に「賃上げ疲れ」との

声も聞かれる。中小企業の自発的・持続的な賃上げに向けては、強力な支援が求められる。

他方、労働力人口の減少が進む中、中小企業は「人が足りない、人が採れない」という厳しい状況にあり、政府が進める「円滑な労働移動」による人材流出への懸念も根強い。中小企業の実態を踏まえた公的な職業紹介・職業訓練の抜本強化とともに、限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革（省力化・育成・多様性）に対する支援が求められる。

あわせて、限られた予算で効果的に施策を展開するためには、優先すべき施策課題や支援対象となるターゲットを明確にし、実施後は、予算措置された各施策についての評価・検証を行うべきである。

こうした認識のもと、東京都が取り組むべき雇用就業施策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、女性、外国人材、シニア、障害者等の活躍推進に関して「東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

Ⅱ. 重点要望項目

1. 自発的・持続的な賃上げへの支援

日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）が本年4～5月に実施した調査では、中小企業の7割超（74.3%）が賃上げを実施し、正社員の賃上げ率は加重平均で3.62%（20人以下は3.34%）となるなど、賃上げの波は着実に広がりつつある。他方で、賃上げ実施企業のうち、業績の改善が見られない中での「防衛的な賃上げ」は約6割（59.1%）を占めている。中小企業の自発的・持続的な賃上げのためには、生産性向上の取り組みとともに、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資の確保が不可欠であるが、日本商工会議所が本年10月に実施した調査では、「労務費を4割以上転嫁できている」とする中小企業は未だ3割超（36.8%）にとどまっており、労務費を含む価格転嫁は道半ばの状況にある。

また、BtoCを含め、「良いモノやサービスには適正な値が付く」「適正価格での購入・取引が物価と賃金の好循環に繋がる」ことについて、社会全体に浸透させる取り組みが求められる。

○労務費を含む価格転嫁の推進と実効性の確保

- ・ 「下請センター東京」の「価格交渉アドバイザー」による、アウトリーチ型の相談対応や過去に相談対応した企業へのフォローアップ支援
- ・ 23区など各自治体に対する、公共調達・工事における取引適正化推進への働きかけ強化

○BtoCを含む「適正価格での購入・取引」に対する意識の浸透

- ・ 価格交渉促進月間に合わせた消費者に向けた啓発運動の実施、「人によるサービスの適正価格」という考え方の周知

2. 中小企業の人材確保への支援

日本商工会議所が本年5月に実施した調査によると2023年度の採用実績の動向について、募集した企業のうち、計画通りに採用ができた企業は約4割（42.5%）にとどまり、採用活動の早期化・長期化による負担感も大きい。さらには採用後の定着も大きな課題であり、政府が進める「成長分野への円滑な労働移動」による人材流出への懸念も根強い。

採用活動に充てられる予算や人員が限られている中小企業においては、公的な職業紹介への期待は高い。職業訓練で求職者の能力開発を図りながら、業界ニーズを踏まえた人材と仕事のマッチング機会を創出することが重要である。

具体的要望項目

○ 業界と連携した人材確保の取り組み推進

- ・ 「業界別人材確保強化事業」における対象団体数のさらなる拡充、介護業や建設業・運送業などの人手不足が深刻かつ、重要な社会インフラを担う業界への支援強化
- ・ 「業界連携再就職支援事業」における、介護コース・インテリア施工コースなど既存分野の対象講座・対象人数の拡充、団体のニーズなどを踏まえたコースの新設など、職業訓練とマッチングの一体的支援の拡充

○ 多様な担い手の活躍機会創出に向けた支援強化

- ・ 「成長産業人材雇用支援事業」（トライアル就労を活用した正社員化）や「成長産業分野キャリア形成支援事業」（職業訓練とマッチングの一体支援）における、マッチング後の定着度合や企業・利用者双方からの訓練評価の検証・改善、わかりやすい求人情報掲載の支援および、医療・介護科の定員拡大・業界ニーズを踏まえたコースの新設
- ・ 「職業能力開発センター」の求職者向け訓練における、IT関連科目の募集定員・募集時期、実施校の拡大
 - ・ 非正規労働者の正規化を進める企業に対しての支援制度の拡充、および課題把握、制度構築へ向けた専門家派遣などの伴走型支援

- ・ 「E S (社員満足度) 向上による若手人材確保・定着事業」や「D X・G X時代を担う専門・中核人材戦略センター事業」の対象数拡大
- インターンシップなどを通じた中小企業で働く魅力の発信強化と採用力向上
 - ・ 「学生就業体験支援事業 (きづく就業体験)」における、医療・介護業、建設業、運輸業など人手不足が深刻な業種への優先枠設置など重点的支援
 - ・ ミスマッチ防止効果の大きい長期間インターンシップ実施への支援 (制度設計への伴走型支援・助成金等)
 - ・ 大学や専門学校の就職相談窓口、ハローワークと連携した「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の周知強化
 - ・ 「中小企業人材確保総合サポート事業」の「人材確保コンサルティング」を活用したインターンシップの導入支援

3. 「少数精鋭成長モデル」への自己変革支援

(1) 「省力化」への支援

当所が本年7月に実施した調査では、人手不足への対策として8割近い(78.4%)中小企業が「採用活動の強化」を挙げるが、労働力人口が減少する中、採用のみに頼ってでは限界がある。限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革に向けた「省力化・育成・多様性」の取組みが不可欠である。

このうち事業のスリム化やデジタル活用など「省力化」に取り組む企業は3～4割にとどまる。取組みを加速し、限られた従業員がコア業務に集中できる業務プロセスの再構築が求められる。とりわけ、デジタル化の取組みは急務であり、社内のデジタル化を担う人材の育成が求められる。

具体的要望項目

- 生産性向上に資する業務プロセス再構築への支援
 - ・ 「D X推進支援事業 (生産性向上コース) (D X戦略策定支援コース)」の予算拡充(アドバイザー派遣の支援企業数拡大など、中小企業の取組みレベルに応じたコースの細分化、「D X推進助成金」を活用したデジタル機器等の円滑な導入に向けたフォローアップ)
- 社内デジタル人材の育成支援
 - ・ 企業ごとに学習プログラムを策定する「D X人材リスキリング支援事業」の対象事業所数拡大、サービス業や小売業など労働集約型産業の特別枠設置
 - ・ 「スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援」における支援企業数の拡大
- 介護など労働集約型産業におけるデジタル人材育成に向けた重点的支援
 - ・ 介護現場でD Xを推進する職員への手当等に対し補助金を支給する「介護D X推進人材育成支援事業」(2024年度新設)の継続

(2) 「育成」への支援

当所が本年7月に行った調査では、人手不足への対策として、「従業員の能力開発」に取り組む中小企業は約3割(34.1%)にとどまる。時間や余裕がないとの声もあるが、生産性向上を実現し、働く場所としての魅力を高めるうえで、従業員の育成や能力向上は不可欠であり、中小企業の実態を踏まえた支援の強化が求められる。

具体的要望項目

- 企業内の教育訓練・人材育成強化に資する支援
 - ・ 人材課題に対し伴走型支援を行う「中小企業人材推進事業 (人材ナビゲータハンズオン支援)」における支援企業数の拡大
 - ・ 職業能力開発センターの機能拡充(能動的な相談対応とプッシュ型の利用企業開拓によるオーダーメイド講習の利用企業数拡大、キャリアアップ講習における生産性向上に資する講習の充実)
 - ・ 設備更新など職業能力開発センターの環境整備に向けた十分な予算の確保
 - ・ 職業能力開発センターの受託生訓練と人材育成奨励金を組み合わせた「ものづくり等産業人材育成支援事業」(2024年度新設)の継続

(3) 「多様性」への支援

当所が本年7月に行った調査では、人手不足への対策として、「多様で柔軟な働き方の導入(テレワーク、副業・兼業など)」に取り組む中小企業は2割に満たない(16.9%)。

労働力人口が減少する中、多様な価値観を持つ若年層、育児や看護・介護、治療や障害など様々な事情を抱える働き手が活躍できる職場づくりの観点からも、多様で柔軟な働き方の導入は重要である。少人数の職場だからこそ柔軟に取り組めるテーマでもあり、中小企業における積極的な取組みが期待される。

具体的要望項目

○ 時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進 ・ 「<u>エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業</u>」における導入検討段階でのコンサルティング支援の充実、「<u>働き方改革パワーアップ応援緊急対策事業</u>」の専門家派遣と連携した取組み推進による、多様で柔軟な働き方の導入に係る課題の把握から導入支援までの一貫支援の実施 ・ 「<u>テレワーク定着への課題解決アドバンス事業</u>」の助成事業における中小企業への優遇措置の創設や、テレワーク実施率の低い業種に対する「<u>テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング</u>」の「<u>じっくり伴走</u>」コースによる重点的支援や労務管理において効果的なノウハウの教授 ・ 「<u>中小企業人材確保総合サポート事業</u>」の「<u>人材確保コンサルティング</u>」を通じた副業・兼業人材の公的なマッチング仲介支援強化や好事例の周知 ・ 「<u>東京の未来の働き方推進事業</u>」における「<u>東京サステナブルワーク企業</u>」の周知強化および登録増加に向けたコンサルティング企業数の増加以上 ・ <u>プラチナ・キャリアセンター</u>におけるマッチング機能の強化（副業・兼業人材の発掘、受入れ企業の開拓等） 以上 2024年度第20号 2024年12月12日 第250回（臨時）議員総会・775回常議員会決議

<提出先>東京都

<実現状況>

○業界別人材確保強化事業の予算拡充（＋2.5億円）

○テレワーク等普及推進事業（＋1.3億円）

○職業能力の開発・向上に関する予算（＋1.6億円）

をはじめとして、要望内容に記載した人材確保、働き方改革、公的職業訓練等に関する支援策の拡充が図られた。

21. 多様な人材の活躍に関する重点要望

I. 基本的な考え方

【「多様な人材の活躍推進」へ、中小企業の実態を踏まえた受入環境整備、人材マッチングの支援拡充を】

労働力人口の減少が進む中、中小企業には限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革（省力化・育成・多様性）に取り組むことが求められる。中でも、シニア、女性、外国人材、障害者など多様な人材の活躍に向けた取組みは重要である。

政府においても、70歳までの就業機会確保、男女間賃金差異の公表、外国人材受入に係る育成就労制度の創設、障害者法定雇用率引上げなどの政策を打ち出しているが、取組みを加速させるためには、中小企業の実態を踏まえた受入環境の整備や人材マッチング等の支援が不可欠である。あわせて、「年収の壁」など多様な人材の活躍の妨げとなる制度の見直しも急務である。

こうした認識のもと、政府が取り組むべき多様な人材の活躍に関する政策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、政府が取り組むべき雇用・労働政策に関して「雇用・労働政策に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

II. 重点要望項目

1. シニアの活躍推進

（1）シニア人材の活躍を支える就労環境の整備

「70歳までの就業機会確保」が企業の努力義務とされる中、本年7月に日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）が実施した調査では、65歳を超える継続雇用の措置を講じている中小企業は6割を超える。内閣府「令和6年版高齢社会白書」によれば、現在収入のある仕事をしている60歳以上の約9割が「70歳くらいまで」またはそれ以上働きたいとしており、双方のニーズは合致している。

他方、シニア人材雇用の課題として、業務負担の軽減やケガ防止など健康面や安全面への配慮、本人の意向に合わせた業務や働き方の設定を上げる声が多く、その支援が求められる。

また、現行の在職老齢年金制度は、年金受給額の減少を避けるため、働く意欲のあるシニア人材が就業調整を行う要因ともなっており、シニア人材の活躍推進の観点から見直しが求められる。

具体的要望項目

- シニア人材が健康で安心して働くことができる環境整備への支援
 - ・ 業務の切り出し、多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた伴走型支援の強化（多様で柔軟な働き方が可能な業務の切り出し、シニア人材の知見やノウハウを活かせる業務の切り出し、従業員と企業双方のニーズを踏まえた両立制度の設計）
 - ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の業種別の具体的事例を含めた周知徹底
 - ・ エイジフレンドリー補助金の予算・プラン拡充
- シニア人材の就業調整につながる在職老齢年金制度の縮小ないし廃止
 - ・ 将来の所得代替率を低下させない形で縮小ないし廃止

(2) 外部シニア人材と中小企業のマッチング支援

当所が本年7月に行った調査では、中小企業の4社に1社が外部シニア人材を既に受け入れており、「受け入れたい」と合わせると、約6割の中小企業が受入れに対して前向きな姿勢を示している。同調査では採用ルートとして、「公的職業紹介」に次いで、「従業員による紹介」（リファラル採用）の回答が多い。採用コスト抑制やミスマッチの低減も期待されることから、中小企業における有用な外部シニア採用手法として企業の活用促進に対する支援を図られたい。

また、近年拡大しつつある大企業等のシニアの人材バンクにおいて、中小企業の一層の利用促進を図ることで、従業員としての雇用や経営人材としての受入れ（副業・兼業含む）などさらなる活用が期待される。

具体的要望項目

- シニア人材と中小企業のマッチング支援の強化、利用促進
 - ・ 産業雇用安定センター「キャリア人材バンク」によるシニア人材マッチング事業の人員体制の強化・拡充
 - ・ 金融庁「REVICareer（レビキャリア／地域企業経営人材マッチング促進事業）」の求人登録件数の増加に向けて地域金融機関等と連携した周知強化
 - ・ 業界団体等が行うシニア人材のマッチング事業（A B I C／国際社会貢献センター等）の利用促進
 - ・ 中小企業の「リファラル採用」における好事例の収集・横展開への支援
 - ・ 産業雇用安定センター「副業・兼業に関する情報提供モデル事業（ビジネス人材雇用型副業情報提供事業）」における好事例の収集・横展開への支援
- 大企業等から中小企業へ、円滑なキャリアシフトへの支援
 - ・ 中小企業を知るための講座や体験就労における業種や職種等の拡大
 - ・ シニアやミドル世代の学び直しの推進に向けた公的職業訓練の機能強化・拡充（デジタル・IT等カリキュラムの拡充、中小企業の現場の実態を踏まえた内容の構築）

2. 女性の活躍推進**(1) 女性のキャリア形成支援の強化**

女性のキャリアアップ支援について、本年7月に当所が実施した調査では、中小企業の8割強が「必要性を感じている」が、半数近くが「十分取り組めていない」と回答している。その課題として約半数が、「育成のための仕組みやノウハウが不足」、「本人が現状以上の活躍を望まない」を挙げる。

また、2025年度末に期限を迎える、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」については、延長とあわせ、「男女間賃金差異の公表」義務の対象企業拡大や、「女性管理職比率の開示」義務化が議論されている。数値公表だけでなく、中小企業の実態を踏まえた「育成の仕組みづくり」への支援など、真に取組み推進に資する施策が必要である。

なお、女性労働者の半数以上が非正規雇用であることから、正社員化の取組みも重要である。

具体的要望項目

- 女性のキャリア形成支援の強化
 - ・ 公的職業訓練の抜本的な機能強化・拡充（場所や時間、開催方法等に関する利便性の向上、段階的なキャリア形成に資する訓練の設定等）
 - ・ 企業による人材育成計画策定や賃金体系見直しへの伴走型支援
 - ・ 女性社員をはじめとする従業員に対するキャリアコンサルティングの提供
 - ・ 不本意な非正規雇用者の正社員化に向けたパッケージによる育成・就職支援
 - ・ 企業側のニーズを踏まえた求職者訓練等の訓練内容の検討、女性就業者が多い分野における、業界団体との連携強化による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供
 - ・ 女性特有の健康課題に関するヘルスリテラシー向上に向けた周知
 - ・ 男女間賃金差異の公表の対象企業拡大（従業員301人以上から101人以上へ）、女性管理職比率の開示義務化に対する慎重な検討

- ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメントをはじめとする、ハラスメント防止策の徹底・強化

(2) 女性の就労拡大を阻害する税・社会保障制度の抜本的見直し

女性活躍推進に向けて政府に期待する取組み・支援としては、約半数の企業が、「税・社会保障負担（106万円、130万円の壁等）による障壁の是正」を挙げる。賃上げが進む中、いわゆる「年収の壁」を意識した就業調整が、中小企業の人手不足に拍車をかける結果となっている。働く意欲や能力を持つ女性の活躍、中小企業における労働力確保の観点から、第3号被保険者制度については、将来的な解消について、早急に国民の合意を得る努力が必要である。

具体的要望項目

- ・ 第3号被保険者制度の将来的な解消に向けた検討
- ・ 税・社会保障制度の正しい制度の理解に向けた政府による周知・広報の徹底
- ・ 年収の壁を意識しない働き方への支援施策（年収の壁・支援強化パッケージ等）の強化

3. 仕事と家庭等の両立支援

仕事と育児の両立推進について、当所が本年7月に実施した調査では、中小企業の約8割が「必要性を感じている」が、3割超が「十分取り組めていない」としている。働く場としての魅力向上の観点からも、両立しやすい社内体制整備が求められる。

課題として、「人手が足りない」「業務が専門化・属人化し、代替できない」など、代替要員の確保が挙げられる。日頃からマルチタスク化を進めるなど、業務を補完できる体制整備が求められる。

さらに、保育や介護の受け皿の量・質の継続的な整備は不可欠であり、保育・介護にかかる人材の確保・育成の強化は喫緊の課題である。

また、少子化対策を含む子ども・子育て政策は国家の最重要課題であり、その財源は社会全体で広く負担すべきである。企業のみが負担し、企業主導型保育事業等に充てられる「事業主拠出金」については、新たに開始する「子ども・子育て支援金制度」と合わせ、政府の子育て支援策全体を見渡した整理が必要である。

具体的要望項目

○ 両立支援に取り組む企業への支援の強化

- ・ 全ての従業員が育児・介護・看護・治療と仕事を両立しやすい社内体制の整備（業務の見直し、省力化、マルチタスク化）や、多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた伴走型支援
- ・ 両立支援に係る助成金の見直し（手続き・制度の簡素化）
- ・ 介護と仕事の両立支援制度の制度目的の周知強化
- ・ 治療と仕事の両立支援が必要となった中小企業を適切に指導できるよう、産業保健総合支援センター等における相談体制の強化、ワンストップでの伴走型支援

○ 保育・介護の受け皿の量・質の充実

- ・ 多様な保育ニーズへの対応（病児保育への支援の強化、開所・閉所時間の延長等）、ニーズに合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の充実
- ・ 介護人材の育成、処遇改善への支援強化

○ 子ども・子育て政策に関する財源負担の適正化

- ・ 子ども・子育て支援金との関係性も含め、事業主拠出金のあり方・使途についての抜本的な見直し、将来の料率引き上げにつながる使途拡大には反対
- ・ 企業主導型保育事業の運用規律徹底（指導・監査の強化継続による不適切保育や不正受給の防止、適切な予算執行・管理の徹底）

4. 外国人材の活躍推進

(1) 地域に開かれた外国人材の受入れ、共生社会の推進

当所が本年7月に実施した調査では、中小企業の4社に1社が外国人材を「既に受け入れている」とし、「予定」「検討中」を合わせれば、受入れに前向きな企業は半数を超え、20人以下の企業でも約4割に達する。賃金水準の相対的な低下や円安等もある中、日本が外国人材に「選ばれる国」であり続けるためには、日本人と外国人材双方が安心・安全に暮らせる共生社会の実現が求められる。

また、現行の特定技能・技能実習制度では、主として受入企業に外国人材の生活支援が求められているが、今後の受入れ拡大、永住・家族帯同の増加を見据えれば、企業、自治体、教育機関、医療機関等の連携による「地域に開かれた受入れ」が不可欠である。

具体的要望項目

- ・ 自治体等による日本語教育に関する支援の充実・周知（自学自習できる教材やオンライン開催等利便性を向上させた教育機会の提供、費用の補助等）
- ・ 政府・自治体による地域全体での医療・生活支援の充実、交流事業への支援

- ・ 業界全体として受入れのため、各業所管省庁の主導による業界団体等への支援（好事例の共有、社宅や休憩室等の新設・改修等に係る経費への助成等）
- ・ 外国人材の生活環境整備・地域との交流活動を行う団体・企業への支援
- ・ 共生社会に向けた各地域の好事例の収集・横展開

（２）中小企業の実態に即した受入制度の確立

技能実習制度の後継となる「育成就労制度」（２０２７年度に施行予定）については今後、具体的な設計の議論が行われる見通しである。外国人材を労働力として受け入れ、特定技能との連結により長期受入れが可能になるなど、「より広く（分野）、多く（数）、長く（期間）」の受入れにつながるものとして企業の関心も高い。

現行制度については、より長期の労働力となりうる特定技能２号人材の更なる増加への期待とともに、現場の実務と乖離した特定技能評価試験の見直しを求める声も多い。企業の負担感・問題意識の大きい「手続き・書類の簡素化・迅速化」、生活支援等に係る「コスト負担の軽減」、「安易な転籍の防止」等も改善が求められる。

具体的要望項目

- 中小企業の外国人材受入れ・定着に資する「育成就労制度」の早期具体化
 - ・ 受入企業・外国人材の不安払しょくのため今後のスケジュール・決定プロセスの早期公表
 - ・ 安易な転籍や引き抜きを防止する自治体・業界団体・受入企業等が連携した取組みの推進
 - ・ 現行制度での受入実態や人手不足の状況、制度の趣旨を踏まえた受入対象分野の設定
 - ・ 優良な監理支援機関・登録支援機関、受入企業の事務負担の軽減・迅速化
 - ・ 外国人技能実習機構の後継組織の体制整備（円滑な相談支援に向けた体制整備、予算・人員の確保）
- 育成就労・特定技能制度等における外国人材の育成支援の強化
 - ・ 実態に即した特定技能評価試験の実施（内容・実施スケジュール・頻度等）
 - ・ 外国人材向け公的職業訓練の拡充（業界団体と連携した訓練メニューの開発、利便性の向上）
 - ・ 国家資格試験等における配慮の実施（試験問題へのふりがな付与、ヘボン式ローマ字の併記など）
- 留学生・高度外国人材の受入れ推進
 - ・ ハローワーク等による外国人材雇用の相談体制強化、留学生と企業の接点強化（インターンシップなど）

５．障害者の活躍推進

障害者の法定雇用率は本年４月に２．５％となり、２０２６年７月には２．７％への引上げが予定されているが、達成企業割合は５０．１％（２０２３年６月１日時点）と障害者雇用は進んでいない。企業においては、法定雇用による義務ではなく、人手不足を補う戦力としての受入れを検討する視点も重要である。

中小企業が障害者の活躍推進に利用したサービス等としては、「公的機関（ハローワーク等）によるマッチング支援」、「特別支援学校等との連携（職場体験の受入れ等）」が上位に上がる。円滑な受入れと定着には、こうした専門的な知見をもつ機関との連携は不可欠である。とりわけ「０人雇用企業」や法定雇用率引上げで新たに対象となる企業への重点的かつ効果的な働きかけが求められる。

具体的要望項目

- 「０人雇用企業」等に重点をおいた、円滑な受入れと定着への支援
 - ・ 「０人雇用企業」、今後新たに法定雇用の対象となる企業への重点的かつ効果的な支援
 - ・ 障害特性等を考慮したマッチング支援、業務の切り出しや業務遂行の円滑化に資する伴走型支援の強化（障害者雇用相談援助助成金の効果的な活用方法の周知等）
 - ・ ハローワークや地域障害者職業センターによる障害者受入れ・定着への相談、訪問支援の強化
 - ・ ハローワークや特別支援学校等関係機関と企業との連携強化（好事例の横展開やマッチング・就労体験機会の創出等）

以上

２０２４年度第２１号

２０２４年１２月１２日

第２５０回（臨時）議員総会・７７５回常議員会決議

<提出先>内閣府、こども家庭庁、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、法務省、出入国在留管理庁

<実現状況>

要望内容に関連し、

- ・ 高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金）の拡充
- ・ 副業・兼業に関する情報提供モデル事業の推進

・両立支援等助成金の大幅な拡充

など、女性、シニア、外国人、障害者の活躍に資する制度・支援策の拡充が図られた。

2.2. 東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望

I. 基本的な考え方

【「多様な人材の活躍推進」へ、中小企業の実態を踏まえた受入環境整備、人材マッチングの支援拡充を】

労働力人口の減少が進む中、中小企業には限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革（省力化・育成・多様性）に取り組むことが求められる。中でも、シニア、女性、外国人材、障害者など多様な人材の活躍に向けた取組みは重要である。

政府においても、70歳までの就業機会確保、男女間賃金差異の公表、外国人材受入に係る育成就労制度の創設、障害者法定雇用率引上げなどの政策を打ち出しているが、取組みを加速させるためには、中小企業の実態を踏まえた受入環境の整備や人材マッチング等の支援が不可欠である。あわせて、「年収の壁」など多様な人材の活躍の妨げとなる制度の見直しも急務である。

こうした認識のもと、東京都が取り組むべき多様な人材の活躍に関する施策について、下記により要望する。なお、本要望と同時に、東京都が取り組むべき雇用就業施策に関して「東京都の雇用就業施策に関する重点要望」をまとめているため、あわせて確認いただきたい。

記

II. 重点要望項目

1. シニアの活躍推進

(1) シニア人材の活躍を支える就労環境の整備

「70歳までの就業機会確保」が企業の努力義務とされる中、本年7月に日本商工会議所および東京商工会議所（以下、当所）が実施した調査では、65歳を超える継続雇用の措置を講じている中小企業は6割を超える。内閣府「令和6年版高齢社会白書」によれば、現在収入のある仕事をしている60歳以上の約9割が「70歳くらいまで」またはそれ以上働きたいとしており、双方のニーズは合致している。

他方、シニア人材雇用の課題として、業務負担の軽減やケガ防止など健康面や安全面への配慮、本人の意向に合わせた業務や働き方の設定を挙げる声が多く、その支援が求められる。

具体的要望項目

- シニア人材が健康で安心して働くことができる環境整備への支援
 - ・ 「シニア雇用事例普及啓発事業」において、シニア人材の知見やノウハウを活かせる業務の切り出しに関する具体的事例の収集・横展開への支援
 - ・ 多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた「シニアプロフェッショナル人材再活躍支援事業」における個別支援企業数の拡大
 - ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に準ずるための中小企業への支援（業種別の具体的事例の把握と公表）

(2) 外部シニア人材と中小企業のマッチング支援

当所が本年7月に行った調査では、中小企業の4社に1社が外部シニア人材を既に受け入れており、「受け入れたい」と合わせると、約6割の中小企業が受入れに対して前向きな姿勢を示している。意欲あるシニア人材へのキャリアシフトの支援とともに中小企業とのきめ細やかなマッチング支援が求められる。

また、同調査では採用ルートとして、「公的職業紹介」に次いで、「従業員による紹介」（リファラル採用）の回答が多く、採用コスト抑制やミスマッチの低減も期待されることから、中小企業における有用な外部シニア採用手法として企業の活用促進に対する支援を図られたい。

具体的要望項目

- シニア人材と中小企業のマッチング支援の強化、利用促進
 - ・ 中小企業の「リファラル採用」における好事例の収集・横展開への支援
 - ・ 「シニアしごとEXPO」の開催回数およびシニア就職面接会の参加企業数の拡大
 - ・ 「プラチナ・キャリアセンター」において副業・兼業促進の実効性を担保する賛助会員企業数および人材登録の拡大に向けた周知強化（交流イベント・マッチング面談の参加数拡大への働きかけ強化等）
 - ・ 地域雇用の創出に向けた「シルバー人材センターの多様な求人開拓の強化」の連携企業数の拡大とトライ

アル利用促進に向けた周知強化

- 大企業等から中小企業へ、円滑なキャリアシフトへの支援
 - ・ 「東京セカンドキャリア塾」65歳以上対象コースの定員数の拡大、ならびに連携事業である「東京キャリア・トライアル65」（トライアル就業）の対象者数の拡大
 - ・ 「新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座（シニアの新・キャリアデザイン5days）」と「東京しごとセンター（しごとチャレンジ65）」における職場体験（見学）への接続などマッチング強化
 - ・ 都立職業能力開発センターの高年齢者の科目（無料の科目）におけるデジタル・IT等カリキュラムの拡充

2. 女性の活躍推進

女性のキャリアアップ支援について、本年7月に当所が実施した調査では、中小企業の8割強が「必要性を感じている」が、半数近くが「十分取り組めていない」と回答しており、課題として約半数が、「育成のための仕組みやノウハウが不足」、「本人が現状以上の活躍を望まない」を挙げる。

また、2025年度末に期限を迎える、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」については、延長とあわせ、「男女間賃金差異の公表」義務の対象企業拡大や、「女性管理職比率の開示」義務化が議論されている。数値公表だけでなく、中小企業の実態を踏まえた「育成の仕組みづくり」への支援など、真に取組み推進に資する施策が必要である。

なお、女性労働者の半数以上が非正規雇用であることから、正社員化の取組みも重要である。

具体的要望項目

- 女性のキャリア形成支援の強化
 - ・ 「女性デジタルカレッジ事業」、「育児等両立応援訓練」における場所や時間、開催方法等に関する利便性の向上や、段階的なキャリア形成に資する訓練の設定
 - ・ 「女性従業員のキャリアアップ応援事業」における「育成の仕組みづくり」への伴走型支援の強化（人材育成計画の策定や賃金体系の見直し）
 - ・ 現在議論中である女性活躍基本条例（仮称）において、中小企業の実態を十分に踏まえた検討
 - ・ 「はたらく女性スクエア」による、課題を抱える働く女性へのきめ細やかな支援
 - ・ 「『年収の壁』対策支援奨励金」の継続
 - ・ 女性の段階的なキャリア形成に資する教育訓練投資に対する助成措置の新設
 - ・ 女性特有の健康課題を踏まえたキャリア形成についての取組みを行う企業への伴走型支援の創設、ヘルスリテラシー向上に向けた周知
 - ・ 「女性向けキャリアチェンジ支援事業」、「女性ITエンジニア育成事業」の一層の周知を通じた求人企業の開拓の強化
 - ・ 東京しごとセンターなど公的職業紹介の機能強化（求人企業・求職者双方へのコンサルティングや公的職業訓練と公的職業紹介の連携によるマッチング機能の強化）

3. 仕事と家庭等の両立支援

仕事と育児の両立推進について、当所が本年7月に実施した調査では、中小企業の約8割が「必要性を感じている」が、3割超が「十分取り組めていない」としている。働く場としての魅力向上の観点からも、両立しやすい社内体制整備が求められる。

課題として、「人手が足りない」「業務が専門化・属人化し、代替できない」など、代替要員の確保が挙げられる。日頃からマルチタスク化を進めるなど、業務を補完できる体制整備が求められる。

さらに、保育や介護の受け皿の量・質の継続的な整備は不可欠であり、保育・介護にかかる人材の確保・育成の強化は喫緊の課題である。

具体的要望項目

- 両立支援に取り組む企業への支援の強化
 - ・ 全ての従業員が育児・介護・看護・治療と仕事を両立しやすい社内体制の整備（業務の見直し、省力化、マルチタスク化）や、多様で柔軟な働き方の導入・拡充に向けた伴走型支援の新設
 - ・ 「働きやすい職場環境づくり推進事業」における、具体的な方針が見出せていない中小企業への提案型支援の追加
 - ・ 「家庭と仕事の両立支援推進事業」における介護と仕事の両立に向けた普及啓発・情報提供の強化
 - ・ 介護と仕事の両立支援に関するきめ細かな普及啓発によるビジネスケアラールへの支援、経営者や管理職への理解促進
 - ・ 治療と仕事の両立支援が必要となった中小企業を適切に指導できるよう、相談体制の強化、ワンストップでの伴走型支援
 - ・ 育児や介護等との両立に資するテレワークの導入・運用にかかるきめ細やかな支援の充実

○ 保育・介護の受け皿の量・質の充実

- ・ 多様な保育ニーズへの対応（病児保育への支援の強化、開所・閉所時間の延長等）、ニーズに合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の充実
- ・ 職業能力開発センターにおける介護人材の育成強化
- ・ 介護人材の処遇改善に資する支援の実施

4. 外国人材の活躍推進

当所が本年7月に実施した調査では、中小企業の4社に1社が外国人材を「既に受け入れている」とし、「予定」「検討中」を合わせれば、受入れに前向きな企業は半数を超え、20人以下の企業でも約4割に達する。賃金水準の相対的な低下や円安等もある中、日本が外国人材に「選ばれる国」であり続けるためには、日本人と外国人材双方が安心・安全に暮らせる共生社会の実現が求められる。

また、現行の特定技能・技能実習制度では、主として受入企業に外国人材の生活支援が求められているが、今後の受入れ拡大、永住・家族帯同の増加を見据えれば、企業、自治体、教育機関、医療機関等の連携による「地域に開かれた受入れ」が不可欠である。

具体的要望項目

○ 地域に開かれた外国人材の受入れ、共生社会の実現

- ・ 「外国人材の育成・定着に向けた支援事業」における日本語教育に関する支援の充実（ビジネス日本語講座の受講者数および開催日数の拡大・自習教材の提供）
- ・ 外国人材への生活支援の充実、交流イベント実施等、地域の外国人材が定着するための取組みへの支援
- ・ 外国人材向け公的職業訓練の拡充（業界団体と連携した訓練メニューの開発、利便性の向上）
- ・ 「東京外国人材採用ナビセンター」における企業向け相談体制の充実、留学生と企業との接点強化（インターンシップの受入企業数の拡大、教育機関と連携した中小企業合同説明会の実施等）、高度外国人材や特定技能外国人と中小企業のマッチング強化

5. 障害者の活躍推進

障害者の法定雇用率は今年4月に2.5%となり、2026年7月には2.7%への引上げが予定されている。達成企業割合は全国で50.1%であるが、東京都は34.4%と最低水準となっている。企業においては、法定雇用による義務ではなく、人手不足を補う戦力としての受入れを検討する視点も重要である。

中小企業が障害者の活躍推進に利用したサービス等としては、「公的機関（ハローワーク等）によるマッチング支援」、「特別支援学校等との連携（職場体験の受け入れ等）」が上位に上がる。円滑な受入れと定着には、こうした専門的な知見をもつ機関との連携は不可欠である。とりわけ「0人雇用企業」や法定雇用率引上げで新たに対象となる企業への重点的かつ効果的な働きかけが求められる。

具体的要望項目

○ 「0人雇用企業」等に重点をおいた、円滑な受入れと定着への支援

- ・ 「0人雇用企業」、今後新たに法定雇用の対象となる企業への重点的かつ効果的な支援
- ・ 「障害者雇用ナビゲート事業」における業務の切り出しや業務遂行の円滑化に資する支援の拡充（障害特性や個社の事情を踏まえた、業務の切り出しやデジタル化・機械化等による業務遂行支援等）、サポート対象企業数の拡大や訪問支援の拡充
- ・ 「東京ジョブコーチ利用相談窓口」におけるオンライン相談の対応等、事業主への相談窓口の周知強化や相談体制の充実
- ・ 「中小企業障害者雇用応援連携事業」における関係機関との連携を通じた企業の業務特性や障害特性を踏まえた丁寧なマッチング支援の強化
- ・ 職業能力開発センター等や都立特別支援学校等と中小企業のマッチング支援体制の強化

以上

2024年度第22号

2024年12月12日

第250回（臨時）議員総会・775回常議員会決議

<提出先>東京都

<実現状況>

要望内容に関連し、

- ・ 障害者の雇用就業支援拡充
- ・ 女性の雇用就業支援拡充

・外国人社員とのコミュニケーション力向上支援事業（新設）
 など、女性、シニア、外国人、障害者の活躍に資する東京都の支援策の拡充が図られた。

23. 「価格転嫁推進東京大会」共同宣言 ～中小企業・小規模事業者が価格転嫁で未来を切り拓く～

わが国は、停滞から新たなステージへの移行に向かう成長への転換局面にある。成長と分配の好循環に向けては生産性向上に裏付けされた物価上昇と、それを上回る所得向上を構造的、持続的なものとして実現していかなければならない。

一方で長引く円安や原材料・エネルギー価格の高騰に加え、人件費などのコスト増により、依然として中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しい状況にある。

経済の持続的な成長に向けては、企業数の99.7%を占める中小企業（小規模事業者は84.5%）の稼ぐ力の強化が不可欠であり、そのためには中小企業・小規模事業者の価格転嫁の促進が重要であるが、未だ道半ばの状況である。とりわけ、遅れている労務費やエネルギー費の価格転嫁が急務となっている。

構造的な人手不足を受け、多くの中小企業・小規模事業者は業績の改善が見られない中での防衛的な賃上げを強いられている。価格転嫁を含む適正な取引の商習慣の定着に向けて、官民の連携を強化しさらなる環境整備を図るとともに、中小企業・小規模事業者自らも価格転嫁と生産性向上に積極的に取り組んでいかなければならない。

いま、我々、東京の企業・団体がこの課題に率先して取り組むことで、経済好循環に向けた動きを加速させ、日本全体の経済成長を牽引すべく、以下のとおり宣言する。

中小企業・小規模事業者の取り組み

1. コスト上昇分の価格転嫁に向けて、発注者との価格交渉を積極的に実施します。
2. 価格交渉にあたり、コストの変動をデータ、資料を通じて取引先へ明示するなど発注者の理解醸成を図ります。
3. 価格転嫁が円滑に進むよう、付加価値向上に取り組み、競争力強化に努めるとともに、生産性向上に取り組みます。

主催中小企業6団体の取り組み

1. 「パートナーシップ構築宣言」の理念・意義の理解促進を図り、未宣言企業への取り組みを推進します。
2. 価格転嫁に関する情報を共有し、相互に発信します。
3. 価格転嫁に対する最終消費者への理解促進に向けて、官民で連携して取り組みます。
4. 価格転嫁、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者をサポートします。

以上

2024年度第23号
 2025年1月9日
 第776回常議員会決議

<提出先> 都内中小企業6団体*で実施の「価格転嫁推進東京大会」において同内容を決議。

*東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都商店街振興組合連合会、東京都商店街連合会

② パブリックコメント

日 程	タイトル	担当部署
1月24日	「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見	産業政策第二部

「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見

[意見及び理由]

(意見の該当箇所)

「第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標」について

(意見)

7. 事業 (3)意見活動

我が国の温室効果ガス削減目標に関し、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」と記載されている。しかしながら、現在、多くの地方・中小企業はエネルギーのみならず、人件費等を含めたコスト負担の増加等により厳しい経済状況にある。また、わが国全体を見ても残念ながら、人口減少やイノベーションが進まない中で潜在成長力が他国に劣後する状況において、環境と経済の両立を図るうえで、他国よりも高いコストを掛けて取り組むことは困難である。こうした現状を踏まえると、別添の関連資料（これまでの合同会合でのご意見のまとめ）で示されている「経路3：経路1（直線）よりも緩やかな削減経路」が妥当であると考えているが、一方で、温暖化対策の重要性が高まっていることを勘案し、「官民が、予見可能性をもって、排出削減と経済成長の同時実現に向けて取組を進めるため、より野心的な目標として設定された」目標（2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す）が妥当、と考える。

（意見の概要）

「2035年度および2040年度のわが国の温室効果ガス削減目標は、2013年度からそれぞれ60%、73%削減」とすべき。

以上

2025年1月24日

<提出先>環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室

<実現状況>2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画におけるNDC（国による温室効果ガスの削減目標）の水準については、当所の主張どおり「対2013年度比で、2035年度目標は60%削減、2040年度目標では73%削減を目指す」とされた。

(4) 調査研究

① 定期調査

1) 東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

回数	実施時期	調査対象	担当部署
第1回	5月20日～5月31日	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 1, 115社	中小企業部
第2回	8月15日～8月29日	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 1, 083社	中小企業部
第3回	10月30日～11月18日	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 1, 052社	中小企業部
第4回	2月12日～3月3日	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 1, 088社	中小企業部

② 不定期調査

調査名	実施時期	調査対象	担当部署
中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査	3月20日～4月26日	東京および各地の商工会議所会員企業、回答企業数 2, 139社	産業政策第二部
中小企業の賃金改定に関する調査	4月19日～5月17日	東京および各地商工会議所の会員 1, 979社	産業政策第二部
東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査	4月9日～5月31日	東商会員事業者を中心とした都内事業所に勤務する18～34歳の男女（回答者数：2, 198名）	地域振興部
2025年新卒者の採用、インターンシップに関する調査	4月25日～5月9日	2024年度第1回「会員企業と学校法人との就職情報交換会」（4月25日開催）274社	人材・能力開発部
2024年度新入社員意識調査	4月2日～4月5日	「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した企業の新入社員 1, 021名	人材・能力開発部

調 査 名	実 施 時 期	調 査 対 象	担当部署
会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート	6月 3日～ 6月19日	東商会員 17,472件	地域振興部
人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査	7月 8日～ 7月31日	東京および各地商工会議所の会員 2,392社	産業政策第二部
国際展開に関する実態アンケート	7月22日～ 8月30日	東京23区内中小企業・小規模事業者 12,000件	中小企業部
流通・サービス業における価格戦略および物流2024年問題に関するアンケート	9月 2日～ 9月13日	流通・サービス業関連事業者 13,277社(回答者:1,941社)	地域振興部
2024年度 東商新聞読者アンケート	9月20日～10月31日	東京商工会議所の会員および都内事業者	広報部
新卒者の採用・選考活動動向に関する調査	9月24日～10月 4日	2024年度 第2回「会員企業と学校法人との就職情報交換会」(9月24日開催) 368社	人材・能力開発部
中小企業の経営課題に関するアンケート	9月20日～10月11日	東京23区内中小企業・小規模企業 10,000社	中小企業部
中小企業のデジタルシフト・DX実態調査	10月15日～11月15日	都内中小企業 10,000社	中小企業部
2025年新卒者の採用・選考活動動向に関する調査	1月24日～ 1月31日	2024年度 第3回「会員企業と学校法人との就職情報交換会」(1月24日開催)の参加企業 303社	人材・能力開発部
中小企業における最低賃金の影響に関する調査	1月20日～ 2月14日	東京および各地商工会議所の会員 3,958社	産業政策第二部
2024年度 東商の事業・情報発信等に関するアンケート	2月 5日～ 3月 4日	東京商工会議所の会員および都内事業者	広報部
企業の人材育成担当者による新入社員・若手社員・中堅社員に対する意識調査	3月 3日～ 3月21日	2020年4月以降に研修センター主催の研修講座を利用した企業 5,777社	人材・能力開発部

③ 景況調査に関する情報分析・情報提供

1) 産業懇談会（調査部門担当者による調査分析）

経済産業省や日本銀行と経済団体等の6機関の調査部門担当者を対象に、各機関が実施する調査の質向上を目的に、各機関の調査結果について情報交換を行う懇談会を毎月末に実施。2024年度は幹事持ち回りにて全12回実施し、うち4回で東商けいきょうの情報提供を行った。

4月30日	意見交換	※主催：(一社)全国銀行協会
5月31日	意見交換	※主催：日本銀行
6月28日	意見交換	※主催：(株)商工組合中央金庫
7月31日	意見交換	※主催：東京商工会議所
8月30日	意見交換	※主催：(公財)経済同友会
9月30日	意見交換	※主催：日本商工会議所
10月31日	意見交換	※主催：(一社)全国銀行協会
11月29日	意見交換	※主催：日本銀行
12月27日	意見交換	※主催：(株)商工組合中央金庫
1月31日	意見交換	※主催：東京商工会議所
2月28日	意見交換	※主催：(公財)経済同友会

7. 事業 (4) 調査研究

3月31日 意見交換 ※主催：日本商工会議所

2) 五機関調査部門担当者的会議（調査部門担当者による意見交換）

商工会議所と産業団体の6機関の調査担当者を対象に、調査分析・調査業務の能力向上を目的に、各機関の調査結果の情報交換を実施。2024年度は幹事持ち回りにて全2回実施し、東商けいきょうの情報提供を行ったほか、調査業務の効率化、メディア対応などについて意見交換を実施。

5月14日 意見交換 ※主催：㈱日本政策金融公庫

11月 7日 意見交換 ※主催：信金中央金庫

3) セミナー

a. YouTube動画配信

7月25日～ 8月31日（申込者数：41名）

「データ・好事例から見る 中小企業の設備・デジタル投資」

株式会社GIMS 代表取締役・中小企業診断士 寶 積 昌 彦 氏

10月 4日～11月29日（申込者数：45名）

「データ・事例から見る 中小企業の賃上げのポイント」

中小企業診断士、社会保険労務士 小 島 慎 一 氏

(5) 広 報

① 広報紙（東商新聞）

創 刊	1955年7月（2025年3月末紙齢2219号）
判 型	タブロイド判：1993年6月5日号より ※2024年4月20日号より、Biz Extra と東商新聞号外チラシ（t o s h o HEADLINE）を本紙へ統合（16頁）
発 行	月1回（20日号）、発行回数13回（2024年4月20日号～2025年3月20日号まで）
発行数	通常号84, 500部
内 容	1～3面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報 4面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報、特集記事、経営者インタビュー等 5面：経済データ、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等 6面：特集記事、東商事業PR等 7面：東商主催のイベント・セミナーPR 8面：国・都などの各種施策一覧情報 9面：国・都などの各種施策一覧情報 10面：研修・セミナー 11面：特集記事、企業・経済解説記事等 12面：全面広告、特集記事、東商事業PR等 13面：会員の新品・新サービス・新店舗紹介 14面：特集記事、法改正情報等 15面：特集記事、東商事業PR等 16面：特集記事、東商事業PR等

② 広告チラシ同封サービス（DMサービス）

東商新聞と併せて、本・支部の会員サービス事業の案内などを同封し、原則毎月1回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めているほか、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、会員の事業広告を同封するサービスも行っている。

配 送 頻 度 原則月1回・東商新聞発行日に準ずる

内 容 東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など。

総 同 封 数 279点（会員・団体81点、東商事業等184点、東商新聞13点、東商新聞号外1点）

③ ウェブサイト

開 設 1996年7月26日

U R L <https://www.tokyo-cci.or.jp/>

内 容 東商の組織概要や経営支援事業、政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、国や都の都内
中小企業・小規模事業者向け施策情報を掲載している。

2024年度にオープン、リニューアルしたページは次の通り。

5月オープン：板橋支部 設立50周年記念特設サイト

6月リニューアル：国・東京都の主な補助金・助成金

6月オープン：東商の工業系ビジネス マッチングメニュー

6月オープン：株価試算から始める事業承継対策

6月オープン：港支部50周年記念特設ページ

7月オープン：価格転嫁ナビ

7月リニューアル：流通・サービス事業者のための事例紹介サイト「経営のミカタ」

9月オープン：「稼ぐ力」で利益を生む！（12月公開終了）

9月オープン：社長60歳「企業健康診断」（事業承継の課題を整理した「診断書」無料作成サービス）

7. 事業 (5) 広報

10月リニューアル：健康経営エキスパートアドバイザー

10月オープン：物流2024年問題特集

11月オープン：「馬淵磨理子に聞く！日本経済とお金のミライ」講演会（1月公開終了）

11月リニューアル：約150に及ぶ新入社員や管理職の人材育成研修講座～東商ビジネススクール～

12月リニューアル：海外ビジネス相談

2月オープン：東京23区フード&スイーツマルシェ～選りすぐりの銘品・逸品が丸の内に大集合

2月オープン：Flag～北区次世代に繋ぐプロジェクト事業～

2月オープン：日本とニュージーランドの主な歴史：経済人会議50回記念

アクセス数 東商ウェブ全体：4,423,720PV

④ 東商マイページ

開設 2022年1月6日

URL <https://mypage.tokyo-cci.or.jp/>

内容 企業と東商をつなぐWEB窓口となるオンラインサービス。経営やビジネスに役立つ情報や、各種施策・法制度変更のポイントなどを会員限定コンテンツとして提供するほか、東商主催のイベント・セミナーの申込受付、窓口専門相談のオンライン予約サービス（本部開催分のみ）、東商からの重要なお知らせ等を提供する。また、特定商工業者による法定台帳の提出を東商マイページで受け付けるほか、会員限定コンテンツではユーザーの業種・役職や興味・関心に合わせて記事をセグメント化しメールでPRする等、情報発信サービスの拡充を展開した。

登録者数 117,955名

総会員限定コンテンツ数 547件

⑤ マイイベント（イベント掲載ページ）

開設 2022年2月21日

URL <https://myevent.tokyo-cci.or.jp/>

内容 東商が開催するイベントをウェブ上で閲覧・検索できるサービス。東商マイページにユーザー登録することでイベントへの参加申込も可能になる。今年度は、ユーザーの属性や興味・関心のあたるテーマに該当するイベントをメールでPRした。

掲載イベント数 1,582件、申込数49,206名

⑥ メールマガジン【経営力upマガジン】の発行

創刊 2007年7月26日

発行 毎週水曜日（2014年8月より週1回発行）

内容 東京商工会議所の活動を会員企業のほか、広く一般にも周知することを目的に発行。経営支援に関する事業・イベントや、政策要望活動、地域振興活動などを紹介する。今年度は、さらなる事業やサービスの利用につなげるべく、東商が参加を推奨するイベント・セミナー等を「注目トピックス」として記載したほか、各種の情報を経営課題別に分類して記載した。

配信登録者数 124,271件

⑦ SNS（Facebook、X（旧Twitter）、Instagram）を活用したPR

東商の活動や事業・サービスを広く一般に周知するため、Facebook、X、Instagramで情報を発信。2024年度末のフォロワー数は、Facebook 9,141件、X 2,868件、Instagram 1,227件。

セミナーや物産展などのイベント情報やプレスリリース情報、メディアに掲載された情報などを即時に発信したほか、記者会見での小林会頭の発言や会頭コメントなど政策情報の発信を強化。Instagramでは

ショート動画投稿機能「リール投稿」を活用し、非フォロワーにも事業・サービスや会頭の発言などを周知した。

⑧ Web・SNS広告

東商の事業・サービスの認知度や関心度の向上を目的に、事業ごとにGoogle広告やFacebook広告などを実施した。

広告配信した事業・サービス 東商・創業ゼミナール
「稼ぐ力」向上ゼミナール
経営まるっと相談会
マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス
中小企業とITベンダーの“ぴったり”マッチング
東商アイディアピッチ
～From Tokyo to the future～
馬淵磨理子に聞く！日本経済とお金のミライ
東商ビジネススクール 約150 に及ぶ「多彩なテーマ」の研修講座
人材支援プレミアムサービス
Hall & Conference Room 貸ホール・貸会議室のご案内
勇気ある経営大賞
ビジネスチャンスEXPO in Tokyo
石川県伝統工芸展&能登復興応援特産市
シンポジウム 人手不足の「壁」を乗り越える

⑨ 動画を活用したPR

東京商工会議所の活動や、事業・サービスの内容を分かりやすく周知するための動画を作成。東京商工会議所のYouTubeチャンネル「Tosh Channel!」やメールマガジン、SNSなどの媒体で配信した。記者会見における小林会頭の発言のダイジェスト版動画を制作・会見当日にYouTubeやSNSへ掲載し、タイムリー性のある情報発信に取り組んだ。また、2022年度の東商全体の取り組みをまとめた「2023年度事業報告動画」を作成したほか、支部の50周年を記念した動画を作成し、本支部の活動をPRした。

各部署で実施した各種セミナーのオンライン配信も継続。YouTubeの2024年度動画投稿本数は254本。再生回は119,906回。

今年度から、動画編集サービスのアカウントを各部署に貸与し、動画を活用したPRを推進。イベントや制作物などをPRする動画を各情報媒体に掲載した。

⑩ デジタルサイネージ

本部ビル1階に設置し、東商の活動や事業・サービス、また今年度より東商新聞のダイジェスト等を静止画や動画でPR。情報の鮮度を意識し、タイムリーな情報発信に取り組んだ。また、本部ビル1階の多目的スペースで開催する関連団体や渉外関連事業の物産展をPRしたほか、記者会見での小林会頭の発言のダイジェスト版や事業・サービスの紹介動画、大阪・関西万博のPR動画なども掲出した。

⑪ ブランディング活動

創立140周年の際に作成した「挑みつづける、変わらぬ意志で。」のスローガンが入ったロゴマークを、東商の制作物に掲載。また、チラシ、冊子、封筒などのデザインをテンプレート化し統一的にすることで、ブランドの浸透・定着を図った。

7. 事業 (5) 広報

⑫ パブリシティ活動

1) 記者会見

a. 定例会頭記者会見

- 4月 4日 (16名) 春季労使交渉/小林製菓の紅麹問題/能登半島地震
- 4月17日 (18名) 岸田首相の訪米/為替動向(円安)/中東情勢/ガソリン価格上昇
- 5月 9日 (19名) 為替動向(円安)/実質賃金/政治資金規正法
- 6月 7日 (15名) 賃上げ/自動車型式指定認証の不正問題/定額減税/石田専務理事退任挨拶
- 6月21日 (11名) 賃上げ/東北地方の人口減少と課題/最低賃金/選択的夫婦別姓制度/骨太の方針
- 7月 1日 (15名) 伊藤専務理事就任挨拶/為替動向(円安)/最低賃金
- 7月17日 (14名) 日商夏季政策懇談会/価格転嫁/米国大統領選挙
- 8月28日 (14名) 地域別最低賃金/自由民主党総裁選挙
- 9月18日 (12名) 大阪・名古屋・横浜3商工会議所の包括連携協定/自由民主党総裁選挙(解雇規制の見直し)/最低賃金/日本製鉄によるUSスチール買収
- 10月 3日 (13名) 石破新内閣への期待/最低賃金/総理発言の市場への影響/中東情勢
- 10月17日 (15名) 衆議院選挙(経済政策、最低賃金)/補正予算/次年度春季労使交渉
- 11月 6日 (15名) 衆議院選挙結果/年収103万円の壁/米国大統領選挙/年収130万円の壁
- 11月18日 (16名) 最低賃金/米国大統領選挙/年収の壁(103万円、106万円、130万円)
- 12月 5日 (16名) 韓国政局/第3号被保険者制度/政治資金規正法/伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録
- 12月19日 (15名) 経団連会長人事/ホンダ・日産の経営統合協議/日銀の金融政策決定会合/第3号被保険者制度/今年の漢字
- 1月16日 (15名) 経済三団体連名による要請/訪タイ・インドネシア経済ミッション/金融政策/春季労使交渉・賃上げ/中小企業の初任給/阪神・淡路大震災から30年
- 2月 3日 (15名) 訪タイ・インドネシア経済ミッション/春季労使交渉・賃上げ/フジテレビ問題/価格転嫁/トランプ関税/中国生成AI「DeepSeek」
- 2月21日 (16名) 日中経済協会合同訪中代表团/トランプ関税/エネルギー基本計画/選択的夫婦別姓制度/長期金利上昇
- 3月 6日 (15名) トランプ関税/春季労使交渉・賃上げ
- 3月24日 (16名) 春季労使交渉・賃上げ/トランプ関税/読売333/物価高対策/全銀協の手形・小切手の廃止

b. その他記者会見

- 1月 7日 経済三団体長共同記者会見
- 1月24日 インドネシアにおける記者会見(訪タイ・インドネシア経済ミッション)
- 2月18日 中国における記者会見(2024年度日中経済協会合同訪中代表团)

2) 会頭コメント・談話の発表

- 6月20日 2024東京都知事選挙告示について
- 6月21日 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(骨太の方針2024)の閣議決定について
- 7月 3日 新しい日本銀行券の発行について
- 7月 7日 2024東京都知事選挙の結果について
- 7月24日 地域別最低賃金額改定の目安について
- 9月12日 自民党総裁選挙の告示について
- 9月27日 自民党総裁選挙の結果について
- 10月 1日 石破内閣の発足について
- 10月15日 衆議院議員選挙の公示について
- 10月28日 第50回衆議院議員選挙の結果について

- 10月29日 東北電力女川原子力発電所2号機原子炉起動について
- 11月 6日 米国大統領選挙結果について
- 11月11日 首班指名選挙結果について
- 11月18日 最低賃金の政府目標検討について
- 11月22日 高レベル放射性廃棄物最終処分に係る文献調査報告書の縦覧・公告開始について
- 12月 7日 中国電力島根原子力発電所2号機原子炉起動について
- 12月12日 令和6年度補正予算案の衆議院可決について
- 1月21日 トランプ米国新大統領就任について
- 2月 9日 日米首脳会談について
- 2月18日 「GX2040ビジョン」、「第7次エネルギー基本計画」ならびに「地球温暖化対策計画」の閣議決定について
- 3月12日 2025年春季労使交渉・集中回答日について
- 3月31日 令和7年度予算成立について

3) 会頭インタビュー・テレビ出演・講演・寄稿等

- 4月 9日 日本経済新聞 「経済好循環へ 中小企業の役割は」
大手の意識改革促す 地域や多様性けん引
- 4月12日 NHK おはよう日本・おはBiz 「中小企業の賃上げのカギは」
- 5月10日 ブルームバーグ 「円安で中小は苦境、1ドル120～130円へ政策対応をー」
- 5月25日 BS-TBS Bizスクエア
「日商小林会頭に聞く
中小企業賃上げの評価と課題政府の経済政策、日本経済が目指す道筋とは？」
- 6月21日 散歩の達人2024年7月号 特集「一万円札の新しい顔 渋沢栄一を歩く」
- 6月27日 読売新聞 創刊150周年プロジェクト 目覚めよJAPAN
経済フォーラム「日本経済の潜在力を探る」オープニングインタビュー
- 7月 8日 日経ビジネス7月8日発売号 広告特集「渋沢栄一の企業DNA」
東京商工会議所初代会頭・渋沢翁の精神を受け継ぎ先行き不透明な時代、
企業の変革を後押しする
- 7月25日 国際経済交流財団「Japan SPOTLIGHT」2024. 7, 8月号
今後の日本の中小企業の成長を考える
- 8月 8日 中央公論9月号 読売新聞創刊150周年プロジェクト
目覚めよJAPAN経済フォーラム「日本経済の潜在力を探る」
- 8月18日 日本経済新聞「直言」
中小、為替ヘッジに使うな 大企業は価格転嫁認めよ「中小＝低生産性」は誤り
- 10月18日 NHK ニュースウォッチ9「THE争点・中小企業の『賃上げ』・現状は何か必要か」
- 12月11日 雑誌「財界」 「今、企業には社会的使命が問われている。官民一体で中小企業の底上げを」
- 12月11日 雑誌「財界」 令和6年度財界賞・経営者賞受賞の“喜びの声”
- 12月25日 雑誌「財界」 2025年新春特別号「【新春恒例】ワイド座談会」
- 1月 1日 新春グループインタビュー ※経済団体記者会加盟社対象、1月1日解禁
- 1月 4日 読売新聞 目覚めよJAPAN「経済3団体トップ座談会」安定成長 起点の年に

4) 会頭共同インタビュー（囲み取材等）

- 4月16日 加藤共生社会担当大臣との意見交換会後
- 4月19日 ハツ場ダム視察後
- 7月 5日 東商夏期セミナー後
- 9月27日 自民党総裁選後
- 10月 4日 石破・新総理への経済三団体長表敬後

7. 事業 (5) 広報

- 10月30日 新しい資本主義実現会議後
- 11月26日 政労使の意見交換後
- 3月 7日 芳野連合会長との懇談会後
- 3月12日 政労使の意見交換後

5) 報道機関との懇談

- 11月19日 (25名) 経済団体記者会加盟社記者と小林会頭・副会頭等との懇談会

6) 記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
4月 8日	資料配布	事業/周知	新事業「人材支援プレミアムサービス」を4月8日(月)より開始
4月12日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議所・国土交通省の官民連携により「ハッ場ダム」及び周辺地域を視察します
4月15日	資料配布	事業/取材案内	4月25日 第1回学校法人との就職情報交換会 取材案内
4月18日	資料配布	政策/周知	知的財産政策に関する意見
4月18日	資料配布	政策/周知	中小企業4団体連名による「最低賃金に関する要望」について～中央・地方最低賃金審議会においてデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定を～
4月22日	記者レク	政策/周知	「2024年度 新入社員意識調査」の集計結果
4月22日	記者レク	政策/周知	「企業の人材育成担当者による新入社員・若手社員に対する意識調査」の集計結果
5月 9日	資料配布	その他	専務理事の交代について
5月10日	資料配布	事業/取材案内	起業・創業の促進とスタートアップの成長促進に向けた意見
5月13日	資料配布	事業/取材案内	新札発行記念シンポジウム「渋沢栄一に学ぶ」の開催について
5月16日	資料配布	事業/周知	「東京都事業承継・引継ぎ支援センター」2023年度相談実績
5月20日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の新札発行(7/3)に向けたPR強化大作戦【第二弾】～東商オリジナルLINEスタンプ販売開始&東商ビル1階の渋沢絵馬かけ・巨大パネルを新緑の装いに～
6月 3日	資料配布	事業/周知	(公財)産業雇用安定センターと東京商工会議所との連携による新事業「キャリア人材採用推進事業」の開始について
6月 4日	資料配布	政策/周知	2025年新卒者の採用、インターンシップに関する調査
6月 5日	記者レク	政策/周知	中小企業の賃金改定に関する調査の集計結果について
6月 5日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所品川支部は東京都立産業技術高等専門学校と産学連携協力に関する協定書を締結しました
6月11日	資料配布	事業/取材案内	首都圏バイヤーマッチング商談会
6月13日	資料配布	その他	専務理事の選任について
6月13日	資料配布	政策/周知	国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
6月14日	資料配布	政策/周知	ツーリズムの基幹産業化に向けた産業振興に関する重点要望

発表日	形態	種別	内容・標題
6月14日	資料配布	事業/周知	『全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング』本日から参加企業の募集開始【10/9開催】
6月17日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所北支部設立50周年記念事業・新1万円札発行カウントダウンプロジェクト 渋沢栄一に係る地域振興イベント「Shibusawa Festa」初開催(7/20)
6月17日	資料配布	政策/周知	2024年度 東商「夏期セミナー」の開催について
6月18日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の新札発行(7/3)に向けたPR強化大作戦【第三弾】東京タワーライトアップ、タリーズ販売
6月18日	資料配布	事業/周知	事業承継対策の第一歩「東商版 すぐできる! 株価試算」
6月19日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の新札発行(7/3)に向けたPR強化大作戦【第四弾】ユニクロTシャツ、渋沢絵馬デザイン変更
6月24日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう(2024年4～6月期)集計結果 付帯調査: 「設備投資の動向について」(「生成AIの活用状況」含む)、「価格転嫁の動向について」
6月25日	資料配布	政策/周知	「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」の集計結果について
6月26日	資料配布	事業/取材案内	祝・新札発行記念式典 ～東京商工会議所初代会頭 渋沢栄一翁の精神と功績を受け継ぐ～
6月26日	資料配布	事業案内	職場で始める! 感染症対応力向上プロジェクト 加速するインバウンド・アウトバウンドに対応する感染症対策を強化
6月27日	資料配布	事業/周知	会員企業と学校法人との就職情報交換会[9/24(火)]開催 参加企業の募集を7/1(月)より開始
7月3日	資料配布	事業/取材案内	新一万円札の若い記番号券の受領およびお披露目式(新札発行記念式典内)ならびに一般公開の実施について(7月9日開催/第二報)
7月10日	資料配布	事業/周知	ビジネスチャンスEXPO in TOKYO 12/4・5開催 出展企業の募集を開始
7月11日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
7月11日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望
7月11日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望
7月12日	資料配布	事業/取材案内	渋沢栄一に係る地域振興イベント「Shibusawa Festa」を開催(7/20)～新1万円札発行で盛り上がる北区の様子を取材いただけます～
7月16日	資料配布	事業/周知	～祝・7月3日新札発行記念～ 渋沢栄一ゆかりの地 地域特産物産展(7月25日・26日)
7月19日	資料配布	事業/周知	価格転嫁を後押しする受注者向けウェブサイト「価格転嫁ナビ」をオープン
7月24日	資料配布	政策/取材案内	斉藤国土交通大臣との懇談ならびに要望書手交について～東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望～
7月30日	資料配布	政策/取材案内	斉藤国土交通大臣への観光に関する要望書手交および懇談について
8月1日	資料配布	事業/周知	～大手人材サービス提供事業者7社との連携により、企業の人手不足解消を強力に支援～「タイミー(スキマバイト募集)」及び「Gepo(人事業務の支援ツール)」を人材支援プレミアムサービスに追加!
8月1日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業“板橋Finder Worker”募集開始!
8月5日	資料配布	事業/周知	グリーンテックマッチング会2024を開催します～カーボンニュートラル実現に資するイノベーションを!～

7. 事業 (5) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
8月9日	記者レク	事業/取材案内	～能登半島地震復興支援～「北陸グルメ大集合！石川・福井・富山×東京商談会」を開催（8月29日・30日）
8月21日	記者レク	事業/周知	「東京在勤若者世代の結婚・出産意識調査」結果
8月27日	資料配布	政策/周知	会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート 調査結果
9月4日	資料配布	事業/周知	Z o o mライブ配信 最新の情勢と支援策、先駆者の体験を聞く！「ウクライナビジネス最前線」を9月30日に開催
9月5日	記者レク	政策/周知	人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査
9月9日	記者レク	政策/周知	中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査
9月17日	資料配布	事業/取材案内	9月24日 第2回学校法人との就職情報交換会 取材案内
9月19日	記者レク	政策/周知	「令和7年度税制改正に関する意見」について
9月25日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（2024年7～9月期）集計結果 付帯調査：「賃金の動向について」
10月10日	資料配布	政策/周知	国の災害・リスク対策に関する要望について
10月10日	資料配布	政策/周知	東京都の災害・リスク対策に関する要望について
10月11日	資料配布	事業/周知	杉並支部設立50周年記念事業 ぶらり杉並スタンプラリー開催
10月11日	資料配布	事業/取材案内	61年目のスタートを飾る大会を名古屋で開催「日豪経済会議」（10月23～25日）
10月15日	資料配布	事業/取材案内	中央支部設立50周年記念事業「スタートアップ×中央区内企業100社交会」（10/21）開催
10月15日	資料配布	事業/周知	第18回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品が決定、葛飾区産業フェア（10/19）にて認定証授与式を開催
10月18日	資料配布	政策/周知	「中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組推進に関する要望」の公表および村瀬資源エネルギー庁長官、鏈水環境省事務次官への手交・懇談について
10月18日	資料配布	政策/周知	「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見公表および村瀬資源エネルギー庁長官への手交・懇談について
10月25日	資料配布	事業/周知	ビジネスチャンスEXPO in TOKYO 12/4・5開催 来場者募集開始
10月28日	資料配布	事業/取材案内	第50回日本ニュージーランド経済人会議を倉敷で開催（11/17～19）
10月30日	資料配布	事業/周知	東京タワーを渋沢カラーの藍色にライトアップ！
10月31日	資料配布	事業/周知	物流2024年問題への対応 荷主企業・物流事業者向けの特集ページをオープン
11月5日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事と東京商工会議所会頭・副会頭との懇談について
11月11日	資料配布	事業/取材案内	「e c o 検定アワード2024」受賞者決定のお知らせ／11月22日（金）に表彰式・特別講演会を開催
11月11日	資料配布	事業/取材案内	第13回日韓商工会議所首脳会議（於：大阪）開催のお知らせ
11月12日	資料配布	事業/周知	第21回「勇気ある経営大賞」 受賞企業決定のお知らせ
11月13日	資料配布	政策/周知	「東京の将来に向けた要望」について ～少子化対策による東京の基礎力強化と生産性・持続性向上を目指して～

発表日	形態	種別	内容・標題
1 1 月 1 4 日	資料配布	政策/周知	新卒者の採用・選考活動動向に関する調査
1 1 月 2 0 日	資料配布	事業/取材案内	『ビジネスチャンスEXPO in TOKYO』1 2 月 4・5 日東京ビッグサイト東1ホールにて開催
1 1 月 2 1 日	記者レク	政策/周知	「年金制度改革に関する提言」について
1 1 月 2 6 日	資料配布	事業/取材案内	第 2 1 回「勇気ある経営大賞」顕彰式典（1 2 / 3）を開催
1 2 月 2 日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業“板橋 F i n e W o r k e r”受賞者決定
1 2 月 6 日	記者レク	政策/周知	「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果
1 2 月 9 日	資料配布	事業/周知	スマホで簡単参加 品川支部設立 5 0 周年記念事業「しながわデジタルスタンプラリー」を開催
1 2 月 1 0 日	資料配布	事業/取材案内	会頭経済ミッション「訪タイ・インドネシア経済ミッション」派遣について
1 2 月 1 1 日	資料配布	政策/取材案内	鰐淵厚生労働副大臣への年金制度改革に関する提言手交および懇談について
1 2 月 1 1 日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（2 0 2 4 年 1 0 ～ 1 2 月期）集計結果 付帯調査：①「事業活動における連携について」、②「フリーランスとの取引について」
1 2 月 1 2 日	資料配布	政策/周知	東京都への要望書「東京都の多様な人材の活躍施策に関する重点要望」を公表
1 2 月 1 2 日	資料配布	政策/周知	東京都への要望書「東京都の雇用就業施策に関する重点要望」を公表
1 2 月 1 3 日	資料配布	政策/周知	「流通・サービス業の発展に向けた要望」について
1 2 月 1 7 日	資料配布	事業/周知	「求められる『少数精鋭の成長モデル』への自己変革 3 つのチャレンジ事例集」を作成
1 2 月 1 9 日	資料配布	政策/周知	国への要望書「多様な人材活躍に関する重点要望」を公表
1 2 月 1 9 日	資料配布	政策/周知	国への要望書「雇用・労働政策に関する重点要望」を公表
1 2 月 2 5 日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所「2 0 2 5 年 新年賀詞交歓会」取材のご案内
1 月 8 日	資料配布	事業/取材案内	東京都知事と東京都内商工会議所会頭との懇談
1 月 1 0 日	資料配布	政策/周知	「中小企業のデジタルシフト・D X 実態調査」集計結果
1 月 1 4 日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」（1 / 2 4）を開催
1 月 1 5 日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所板橋支部設立 5 0 周年事業 記念オリジナルクラフトビール事業を展開
1 月 2 1 日	資料配布	事業/周知	大手人材サービス提供事業者 8 社との連携により、企業の人手不足解消を強力に支援 「エンゲージ」及び「ミイダス」を人材支援プレミアムサービスに追加！
1 月 2 2 日	資料配布	事業/周知	～東京商工会議所品川支部設立 5 0 周年記念事業～ 「品川の歩き方」を発行
1 月 2 2 日	資料配布	事業/取材案内	「価格転嫁推進東京大会」（2 / 4）を開催 ～価格転嫁の機運醸成に向けて都内中小企業 6 団体で初めて実施～
1 月 2 3 日	資料配布	事業/周知	伝統を守りながら果敢に挑戦し続ける老舗企業の事例紹介冊子「文京老舗企業事例集」を発行

7. 事業 (5) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
1月27日	資料配布	事業/取材案内	第18回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」 ストーリーマンガを1/29(水)に公開
2月4日	資料配布	事業/周知	「価格転嫁推進東京大会」を本日開催しました
2月13日	資料配布	事業/周知	「渋沢栄一募金 ―渋沢の精神を受け継ぐ―」へ寄付金を贈呈しました ～渋沢グッズ収益金等を寄付、能登半島復興の一助に～
2月17日	資料配布	事業/取材案内	シンポジウム「人手不足の『壁』を乗り越える～少数精鋭成長モデルへの自己変革～」を開催
2月25日	資料配布	事業/周知	「中小企業 国際展開のリアル 実態調査報告書」発行
2月27日	資料配布	事業/周知	e c o 検定導入企業のインタビュー動画を2月28日に公開～環境経営の一環としてe c o 検定を活用する3社にインタビュー～
3月5日	記者レク	政策/周知	「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」集計結果
3月13日	資料配布	その他	理事・事務局長の交代について
3月17日	資料配布	政策/周知	2025年新卒者の採用・選考活動動向に関する調査
3月25日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう(2025年1～3月期)集計結果 付帯調査：採用の動向について
3月31日	資料配布	その他	2025年度 日商・東商の事務局人事について(4月1日付)
3月31日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所 柏崎刈羽原子力発電所の視察および記者会見について

⑬ 放送番組

「中小企業の底デカラ」(TOKYO MX)

放 送 2024年4月～2025年1月

四半期に1回第3土曜日 8時30分～8時45分(全4回)

内 容 高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

CM放映 商工会議所CM、渋沢栄一新札幌PR編、ブランドムービー

⑭ 刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
サービス活用ガイド 2024年度版	4月	無料	広報部
2024年度上半期(4月～9月)ビジネス交流事業総合パンフレット	4月	無料	ビジネス交流部
東京三昧カレンダー※2024夏号	5月	無料	地域振興部
東京三昧カレンダー※2024秋号	8月	無料	地域振興部
開業ガイドブック 2024年度版	8月	無料	中小企業相談部
練馬支部設立50周年記念誌	9月	無料	練馬支部
サービス活用ガイド 2024年度下期版	10月	無料	広報部
2024年度下半期(10月～3月)ビジネス交流事業総合パンフレット	10月	無料	ビジネス交流部
文京支部設立50周年記念誌	10月	無料	文京支部
東京三昧カレンダー2024※冬号	11月	無料	地域振興部

タイトル	発行月	価格	部署名
これからの労働政策に関する懇談会 求められる「少数精鋭の成長モデル」への自己変革 3つのチャレンジ事例集	1 2 月	無料	産業政策第二部
目黒支部設立 5 0 周年記念冊子	1 月	無料	目黒支部
千代田支部設立 5 0 周年記念誌	1 月	無料	千代田支部
北支部設立 5 0 周年記念誌	1 月	無料	北支部
品川支部設立 5 0 周年記念誌	1 月	無料	品川支部
杉並支部設立 5 0 周年記念誌	1 月	無料	杉並支部
墨田支部設立 5 0 周年記念誌	1 月	無料	墨田支部
品川の歩き方	1 月	無料	品川支部
文京老舗企業事例集	1 月	無料	文京支部
採用・面接力強化ガイドブック	2 月	無料	江戸川支部
長寿企業事例集「F l a g (フラッグ)」	2 月	無料	北支部
東京三昧カレンダー 2 0 2 5 春号	2 月	無料	地域振興部
「中小企業 国際展開のリアル 実態調査報告書」	2 月	無料	中小企業部
「企業と地域を守る あらかわ B C P ガイドブック」	2 月	無料	荒川支部
せたがや巡り	3 月	無料	世田谷支部

(6) 証 明

① 国内関係証明

(単位：件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
営 業 証 明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
所 在 地 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同 一 法 人 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 標 使 用 証 明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
会員証明 (和文)	0	2	1	1	1	1	1	1	2	0	0	1	11
計	1	2	2	1	1	1	1	1	2	0	0	1	13

② 特定(恵)原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定(恵)原産地証明書を、日・シンガポール E P A については当所において、その他の E P A については当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

(単位：件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
日シンガポール	7	5	10	6	11	9	9	7	8	8	5	4	89
日メキシコ	203	212	190	246	212	213	232	185	216	223	194	230	2, 556
日マレーシア	669	641	540	732	604	675	693	589	688	530	585	623	7, 569
日チリ	149	164	154	182	173	206	147	142	150	140	164	203	1, 974
日タイ	3, 582	3, 415	3, 373	3, 665	3, 189	3, 563	3, 926	3, 798	3, 151	3, 921	3, 747	3, 988	43, 318
日インドネシア	2, 173	1, 959	2, 021	2, 297	2, 298	2, 274	2, 579	2, 094	2, 008	1, 893	2, 023	1, 779	25, 398
日ブルネイ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	4
日アセアン	997	1, 029	1, 050	1, 128	961	1, 123	1, 140	1, 006	1, 037	863	1, 075	1, 126	12, 535
日フィリピン	391	355	352	353	329	373	402	318	292	321	358	349	4, 193

7. 事業 (6)証明

日スイス	93	109	87	137	93	88	93	89	112	68	74	84	1,127
日ベトナム	1,152	1,227	1,138	1,277	1,100	1,186	1,260	1,071	1,288	807	1,110	1,244	13,860
日インド	2,971	2,709	2,793	3,294	2,926	3,015	3,305	2,780	2,941	2,769	2,883	3,263	35,649
日ペルー	11	4	6	10	5	11	8	5	10	8	7	9	94
日オーストラリア	209	170	181	208	184	190	252	248	237	181	186	207	2,453
日モンゴル	46	27	31	40	43	38	37	31	32	26	23	38	412
R C E P	8,096	7,633	7,828	8,408	7,080	8,017	8,705	8,148	8,799	6,059	8,841	8,912	96,526
計	20,749	19,659	19,754	21,983	19,208	20,983	22,788	20,511	20,969	17,819	21,275	22,059	247,757

③ 貿易関係証明（非特惠原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。2022年9月1日より電子発給システムによる証明書のオンライン発給を開始した。

（単位：件）

	日 本 産 原 産 地 証 明	外 国 産 原産地証明	インボイス 証明	サイン証明	その他の証明	合計	内オンライン 発給件数
4月	12,506	958	1,102	4,153	27	18,746	3,649
5月	12,186	904	1,121	4,225	46	18,482	3,674
6月	11,521	888	1,036	3,939	47	17,431	3,449
7月	12,216	1,030	1,161	4,225	37	18,669	3,790
8月	11,573	857	1,039	3,792	33	17,294	3,551
9月	11,695	959	1,190	3,711	35	17,590	3,558
10月	12,867	1,051	1,318	4,280	23	19,539	3,995
11月	11,456	1,001	1,085	4,070	33	17,645	3,675
12月	12,421	1,057	1,191	3,904	27	18,600	3,884
1月	9,856	838	1,064	3,850	18	15,626	3,353
2月	11,679	908	983	3,822	23	17,415	3,719
3月	13,026	1,033	1,129	4,062	34	19,284	4,309
計	143,002	11,484	13,419	48,033	383	216,321	44,606

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）

※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、23,581件の利用実績であった。

※オンライン発給件数は、合計の内数を記載。

④ 非特惠原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

国 名		機 械 機 器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
ア ジ ア	バングラデシュ	287	36	1,792	130	570	275	359	39	9	236	3,733
	ブルネイ	2	0	12	0	1	8	0	1	0	3	27
	中 国	4,278	708	3,991	1,059	8,247	13,952	468	937	226	4,682	38,548
	香 港	82	34	189	51	746	1,734	45	1,212	24	350	4,467
	インド	879	180	849	288	1,413	3,404	27	201	49	1,247	8,537
	インドネシア	336	40	63	174	427	543	4	523	3	393	2,506

国 名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
中 近 東	韓 国	133	101	132	121	1,230	834	13	366	15	424	3,369
	マレーシア	429	28	322	124	352	831	2	488	5	398	2,979
	モンゴル	18	5	64	19	3	100	0	126	5	47	387
	ミャンマー	26	0	4	6	16	16	3	12	6	34	123
	パキスタン	37	21	284	44	274	249	128	12	14	346	1,409
	フィリピン	102	6	64	35	324	109	18	128	2	30	818
	シンガポール	128	39	105	12	860	391	3	481	5	149	2,173
	スリランカ	46	34	21	7	2	144	0	18	2	44	318
	台 湾	401	81	61	35	3,044	1,932	52	11,633	15	604	17,858
	タ イ	313	24	16	48	455	797	26	2,221	18	717	4,635
	ベトナム	1,381	136	455	1,001	2,049	1,669	212	1,172	36	979	9,090
	アジアその他	58	61	134	92	16	102	55	67	4	313	902
	小 計	8,936	1,534	8,558	3,246	20,029	27,090	1,415	19,637	438	10,996	101,879
アフリカ	アフガニスタン	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	4
	バーレーン	11	3	142	22	16	29	0	38	10	75	346
	イラン	8	2	17	78	5	4	108	1	1	8	232
	イラク	33	2	4	91	8	16	5	3	3	156	321
	イスラエル	5	1	18	8	1	57	0	113	1	4	208
	ヨルダン	21	1	34	53	1	96	36	7	4	73	326
	クウェイト	207	112	179	154	89	66	37	57	20	234	1,155
	レバノン	41	0	58	25	5	17	0	27	5	17	195
	オマーン	86	21	264	53	183	68	0	6	10	174	865
	カタール	220	49	249	81	89	78	5	140	13	269	1,193
	サウジアラビア	783	136	445	165	370	486	30	191	30	588	3,224
	シリア	1	0	0	4	0	3	0	0	0	6	14
	トルコ	468	53	499	117	562	710	259	31	28	460	3,187
	アラブ首長国連邦	578	189	1,188	240	423	884	100	437	61	871	4,971
	イエメン	0	0	8	15	10	8	0	0	1	3	45
	中近東その他	44	12	19	22	27	17	16	4	3	70	234
	小 計	2,507	581	3,124	1,129	1,790	2,540	596	1,055	190	3,008	16,520
アフリカ	アルジェリア	34	9	0	50	19	42	9	1	0	11	175
	アンゴラ	4	0	33	3	10	3	0	1	0	11	65
	エジプト	124	22	56	79	47	168	8	2	4	78	588
	ケニア	9	3	12	1	79	18	1	12	1	32	168
	リベリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
	リビア	5	0	0	5	3	1	0	0	0	65	79
	モロッコ	10	2	36	16	4	41	0	13	1	10	133
	ナイジェリア	12	15	4	10	3	23	0	21	0	29	117
	南アフリカ	47	1	25	19	69	85	0	28	0	101	375

7. 事業 (6)証明

国 名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
	スーダン	0	0	1	0	0	4	0	1	0	1	7
	チュニジア	5	3	16	23	3	19	0	5	0	5	79
	アフリカその他	47	6	242	54	95	59	48	68	4	385	1,008
	小 計	297	61	425	260	332	463	66	152	10	734	2,800
欧州	オーストリア	8	0	0	3	5	26	1	4	2	7	56
	ベルギー	44	119	396	19	104	188	0	35	0	155	1,060
	キプロス	6	0	31	0	3	2	0	3	0	10	55
	チェコ	13	0	0	0	35	4	0	1	2	40	95
	デンマーク	1	0	0	0	2	13	0	1	0	0	17
	フィンランド	12	17	0	0	7	32	0	2	1	2	73
	フランス	22	1	55	2	73	540	16	81	1	31	822
	ドイツ	296	9	34	862	334	898	37	322	61	545	3,398
	ギリシャ	9	5	56	1	20	17	0	0	2	47	157
	オランダ	34	33	36	55	335	638	15	152	3	110	1,411
	ハンガリー	11	0	0	0	0	89	0	1	0	1	102
	アイルランド	7	0	66	0	3	14	0	2	0	3	95
	イタリア	21	109	707	0	544	294	50	111	23	109	1,968
	ノルウェー	0	1	0	0	385	6	0	26	0	3	421
	ポーランド	5	35	44	11	191	55	316	45	4	8	714
	ポルトガル	0	21	47	0	48	23	0	3	0	5	147
	ロシア	6	1	155	5	217	137	9	94	16	72	712
	スペイン	58	6	302	20	263	75	8	104	4	39	879
	スウェーデン	2	0	0	0	125	15	1	5	11	2	161
	スイス	5	2	0	4	13	24	2	26	0	14	90
	英 国	39	2	13	4	184	93	45	20	8	65	473
	欧州その他	127	48	485	128	306	120	15	69	37	231	1,566
	小 計	726	409	2,427	1,114	3,197	3,303	515	1,107	175	1,499	14,472
北・中南米	アルゼンチン	34	4	11	0	5	21	0	0	0	38	113
	バハマ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	ボリビア	0	7	11	5	3	0	0	0	0	3	29
	ブラジル	156	9	5	6	271	304	13	62	2	70	898
	カナダ	50	0	12	1	139	121	0	91	3	41	458
	チ リ	14	1	6	3	8	24	0	0	2	22	80
	コロンビア	17	3	71	4	169	59	0	13	0	82	418
	コスタリカ	3	0	52	7	94	14	0	1	0	2	173
	エクアドル	1	0	23	1	1	9	0	2	0	13	50
	メキシコ	34	2	147	17	294	297	0	28	23	153	995
	パナマ	15	0	9	3	1	27	0	15	0	7	77
	パラグアイ	9	5	61	2	0	24	0	12	0	10	123

国 名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
	ペルー	4	0	15	2	196	10	0	2	1	47	277
	米 国	172	57	3	101	370	551	6	293	100	698	2,351
	ベネズエラ	0	1	3	0	0	0	0	4	0	0	8
	北・中南米その他	42	2	219	15	69	77	0	39	0	46	509
	小 計	551	91	648	167	1,620	1,538	19	563	131	1,232	6,560
太平洋	オーストラリア	44	3	2	7	107	58	0	59	4	59	343
	ニュージーランド	2	1	1	0	11	49	0	44	0	31	139
	マーシャル諸島	1	0	1	4	0	1	0	0	0	1	8
	大洋州その他	9	10	78	6	2	4	0	124	0	8	241
	小 計	56	14	82	17	120	112	0	227	4	99	731
	国名不明										40	40
	合 計	13,073	2,690	15,264	5,933	27,088	35,046	2,611	22,741	948	17,608	143,002

⑤ 証明事故（原産国誤り）

3社4件

⑥ 貿易関係証明申請サポート

【オンライン】非特惠原産地証明書作り方説明会 20回（35名）

個別相談会 17回

(7) 企業信用調査

① 種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	178 件	95.2%
海外調査	9 件	4.8%
合計	187 件	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	14 件	7.5%
既存調査	173 件	92.5%
合計	187 件	100.0%

② 利用件数の推移

年度	利用件数	内 訳	
		国内調査	海外調査
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17
2019	242	220	22
2020	223	206	17

7. 事業 (8)使節団派遣

2021	220	203	17
2022	203	196	7
2023	197	190	7
2024	187	178	9

(8) 使節団派遣

① 訪タイ・インドネシア経済ミッション

1) 訪タイ・インドネシア経済ミッション 連絡担当者事前打合せ会

12月17日(20名)

a. ミッションの準備状況について

(a)参加申込状況および団費について

(b)日程表(案)(訪問先・懇談テーマ等)について

(c)渡航手続き(宿泊ホテル、フライト、行事別参加伺い等)について

b. ミッション当日までのスケジュールとお願い事項について

2) 訪タイ・インドネシア経済ミッション結団式

1月8日(39名)

a. 来賓ブリーフィング

「日本の東南アジア外交」

外務省 南部アジア部 参事官 宮本新吾氏

「タイ・インドネシアの政治経済情勢について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 羽田由美子氏

b. 訪タイ・インドネシア経済ミッションについて

(a)団長、副団長、顧問、事務総長の選任について

(b)日程等について

(c)団費について

(d)その他

3) 訪タイ・インドネシア経済ミッション

a. 日程 1月19日～28日

b. メンバー 小林健日商・東商会頭(団長)、上野孝日商副会頭・横商会頭(副団長)
谷川博也日商副会頭・福商会頭(同)、大島博日商特別顧問・東商副会頭(同)、
倉石誠司日商特別顧問・東商副会頭(同)、坂井辰史東商特別顧問(顧問)、
渡部肇史東商特別顧問(同)、伊勢勝巳東商特別顧問(同)、
伊藤仁日商・東商専務理事(事務総長)他、総勢55名

c. 訪問先 タイ(バンコク)、インドネシア(ジャカルタ)

d. 内容

タイ(バンコク)

1月19日～22日

(a) エーカナット工業大臣表敬

(b) サナンJSCCIB会長・サミットタイ投資委員会(BOI)上級エグゼクティブ投資顧問との
懇談

(c) エーカシャット商務省次官補表敬

(d) ジャッカボン観光・スポーツ副大臣表敬

(e) 現地事情ブリーフィング

駐タイ日本国大使館公使 秋山麻里氏

バンコク日本人商工会議所 会頭 藤浩蔵氏

ジェトロ・バンコク事務所 所長 黒田 淳一郎 氏

(f) 日本商工会議所・タイ商業・工業・金融合同常任委員会 経済対話
開会挨拶

日本・東京商工会議所 会頭 小林 健

歓迎挨拶

タイ商業・工業・金融合同常任委員会 会長 サナン・アンウボンクン 氏

基調講演①

タイ投資委員会(BOI)上級エグゼクティブ投資顧問 スターシニー・サミット 氏
記念品贈呈、写真撮影

基調講演②

クルンタイ銀行 取締役副頭取兼チーフエコノミスト パチャラフォット・ヌントラマス 氏
パネルディスカッション

モデレーター

東京商工会議所 特別顧問/株みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
坂井 辰史 氏

パネリスト

日本商工会議所 特別顧問/東京商工会議所 副会頭/本田技研工業(株) 特別顧問
倉石 誠 氏

東京商工会議所 議員・青年部相談役/愛知産業(株) 代表取締役社長
井上 博貴 氏

タイ工業連盟 執行委員会 ウィクロム・ヴァジュラグプタ 氏
タイ貿易委員会 副事務局長 タネート・ヴォラサラン 氏

ネットワーキング

(g) 大鷹 正人 駐タイ日本国大使主催夕食懇談会

(h) 産業視察(True Digital park、WHA工業団地(イースタンシーボード)、
EECオートメーション・パーク)

インドネシア(ジャカルタ)

1月22日～25日

- (a) アグス工業大臣表敬
- (b) カディール移動労働者保護大臣表敬
- (c) フィフィ国家開発企画庁次官表敬
- (d) ヤシエル労働大臣表敬
- (e) ティルタ投資・下流産業省次官とシンタKADIN副会長との懇談
- (f) トーマス財務副大臣表敬
- (g) 現地事情ブリーフィング

駐インドネシア日本国大使 正木 靖 氏

ジェトロ・ジャカルタ事務所 所長 高橋 正和 氏

ジャカルタ・ジャパン・クラブ 理事長 菊地原 伸一 氏

(h) 日本商工会議所・インドネシア商工会議所 経済対話
歓迎挨拶

インドネシア商工会議所 調整副会頭 シンタ・W・カムダニ 氏

挨拶

日本・東京商工会議所 会頭 小林 健

基調講演

投資省/インドネシア投資調整庁(BKPM) 投資協力担当次官
ティルタ・ヌグラハ・ムルシタマ 氏

7. 事業 (9)見本市・展示会

記念品贈呈、写真撮影

パネルディスカッション

モデレーター

(独)日本貿易振興機構 副理事長 片岡 進 氏

パネリスト

東京商工会議所 議員/ 総合警備保障(株) 特別顧問 青山 幸恭 氏

東京商工会議所 議員/ いであ(株) 代表取締役社長 田畑 彰久 氏

インドネシア商工会議所 副会頭 エカ・サトリア 氏

ネットワーキング

(i) 正木靖 駐インドネシア日本国大使主催夕食懇談会

(j) 産業視察 (東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)、SMK Mitra Industri、GIIC 工業団地)

(k) 市内視察 (モナス、国立博物館)

(l) 記者会見

(m) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 新年会

(9) 見本市・展示会

① 展示会出展支援

1) 産業交流展2024

原則として、首都圏に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

27回目となった今回もオンライン展示会・リアル展示会のハイブリットでの開催となった。

東商として出展・ブースを設け、「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のPR等を実施。

主 催 産業交流展2024実行委員会 (東京都、東京商工会議所他)

会 期 11月 6日～11月29日 (オンライン展示会)

11月20日～11月22日 (リアル展示会)

出 展 679社・団体、855小間

来場者数 17,454人

2) ビジネスチャンスEXPO in TOKYO

原材料価格の高騰や部材調達難、人手不足など厳しい経営環境に直面する中、独自の技術や新商品・サービスの開発に前向きに取り組んでいる都内企業に加え、首都圏に販路拡大を目指す東京都外企業が一堂に会し、その製品やサービスを来場者にPRすることで、新たな販路の開拓につなげることを目的としたBtoBの総合展示会。

会 期 12月4日 (水)～5日 (木) 10:00～17:00 (リアル展示会)

11月27日 (水)～12月11日 (水) (オンライン展示会)

会 場 東京ビッグサイト東1ホール (リアル展示会)

主 催 東京商工会議所

共 催 (株)東京ビッグサイト

出展者数 307社・団体

小 間 数 350小間

来場者数 12,293名 ※延べ来場者数

a. 開会式

開催日時 : 12月4日 (水) 9:30～10:00

場 所 : 東京ビッグサイト東展示棟

主催者挨拶: 東京商工会議所 副会頭 上 條 努

来賓挨拶 : 東京都 副知事 松 本 明 子 氏

テーブルカット：東京信用保証協会	理事長	山 本 隆 氏
(一社)東京都信用金庫協会	会長理事	八 木 敏 郎 氏
(一社)東京都信用組合協会	会長	柳 沢 祥 二 氏
(公財)東京都中小企業振興公社	専務理事	矢田部 裕 文 氏
(一社)東京都中小企業診断士協会	会長	森 川 雅 章 氏
日本小売業協会	会長	野 本 弘 文 氏
(公財)東京観光財団	専務理事	鈴 木 勝 氏
東京都商工会連合会	専務理事	渡 辺 由 佳 氏
(株)日本政策金融公庫	常務取締役	姪 原 保 志 氏
(一社)全国スーパーマーケット協会	事業部長	城 山 将 臣 氏
東京商工会議所	副会頭	上 條 努
東京商工会議所	専務理事	伊 藤 仁
東京商工会議所	常務理事	小 林 治 彦
東京商工会議所	理事・事務局長	湊 元 良 明
(株)東京ビッグサイト	代表取締役社長	前 田 信 弘

b. 主催者企画

(a) 最先端技術体験コーナー

「空飛ぶクルマ」

「空飛ぶクルマ」の実機展示の他、VRゴーグルをつけて疑似飛行体験が楽しめるフライトシュミレーターを設置。来場された方にオープンイノベーションが生み出すモビリティ革命を体験して頂いた。

(一社)MA S K／倉敷商工会議所

「生成A I」

撮影した動画をもとに生成A Iがアニメを生成する最新テクノロジーを実演。日々進化を遂げる生成A Iの最前線を体験頂いた。革新的な生成A I活用事例から、マーケティング領域での新たな可能性を提供した。

(株)K&Kデザイン

「3Dフードプリンター」

食の未来を変える「3Dフードプリンター」による寿司ネタなどの印刷実演をはじめ、低温凍結粉碎した粉から食品を生成する技術や食感解析A Iなど、食を取り巻く環境にイノベーションを起こす新しい技術を体験頂いた。

国立大学法人山形大学／(株)F－E A T

(b) S D G s 企画／クイズラリー

東京商工会議所が主催する環境に関する検定試験『e c o 検定（環境社会検定試験）®』と『東商脱炭素“塾”』に関連するクイズラリーを実施。会場内に設置するクイズポイント全て回答した来場者には、商品が当たる抽選会を実施した

(c) 東京商工会議所「勇気ある経営大賞」ブース

過去に拘泥することなく高い障壁に挑戦し、理想の追求を行うなど、“勇気ある挑戦”をしている中小企業またはグループを顕彰する制度「勇気ある経営大賞」を紹介した。受賞企業の製品を展示したほか、受賞企業に関するクイズも実施した。

(d) 首都圏バイヤーマッチング商談会

サプライヤーから事前に提出いただいた提案書類をもとに大手流通バイヤーとの事前マッチングを実施。当日はマッチングした企業同士が会場内で直接商談を行った。首都圏のバイヤーに、自社商品を直

7. 事業 (9)見本市・展示会

接アピールできる機会を創出した。

サプライヤー（受注）企業	89社
バイヤー（発注）企業	25社
総商談件数	150件

(e) 全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング

製造業のサプライチェーン維持や販路拡大ニーズに応える事前マッチング形式の大規模商談会を実施。
全国の工業系ものづくり企業が一堂に会し、具体的な案件に基づく広域な商談の場を提供した。

発注企業	33社
受注企業	144社
総商談件数	336件

(f) 全国各地の商工会議所による展示

全国21地域の商工会議所が出展し、各地の多彩な魅力を発信し、地域の垣根を超えた商談や交流の場を提供した。

出展商工会議所ならびに商工会議所連合会

ご当地グルメゾーン：札幌、京都、青森、観音寺、岡山、米子、境港、松山、長崎、福井、和歌山の各
商工会議所ならびに島根県商工会議所連合会

ものづくりゾーン：東大阪、尼崎、神戸、西宮、長岡、下諏訪、高岡の各会議所

ライフスタイルゾーン：小松商工会議所

c. 出展者説明会・出展者交流会

開催日時 10月24日（木） 14：00～15：10

会場 東京ビッグサイト レセプションホールA

d. 出展効果向上セミナー

開催日時 10月24日（木） 15：20～16：10

会場 東京ビッグサイト レセプションホールA

「展示会をフル活用して自社を成長させよう！～マーケティングから紐解く展示会成功術～」

講師 アイアンドアイ(株) 社長 早坂裕史氏

3) テクニカルショウヨコハマ2025 東京商工会議所ブース

首都圏最大級の工業技術・製品の総合見本市。

主催 （公財）神奈川産業振興センター、（一社）横浜市工業会連合会、神奈川県、横浜市

会期 2025年2月5日～7日

会場 パシフィコ横浜展示ホールA・B・C

出展社数 810社・団体

来場者数 17,602名

a. 東京商工会議所ブース概要

出展社数：製造業ゾーン20社、DX・AI・IoTゾーン20社

小間数 28小間

b. 会期前事前説明会等

・12月10日（火）出展者説明会

・12月16日（月）＜製造業＞出展者セミナー

・1月14日（火）＜DX・AI・IoT＞出展者セミナー

(10) 研修講座

企業のさらなる成長・発展に向け「人への投資」が重視される中、各企業においては労働生産性の向上や事業変革への取組が大きな経営課題となっている。こうした状況を背景に、会員の人材育成ニーズに最大限応えるべく、2024年度は通学176講座（うち、合宿講座3講座）、オンライン77講座、ハイブリッド49講座をそれぞれ実施した。

加えて、連続型講座として、「第2期 次世代経営者・経営幹部育成スクール（全10回）」、「第2期 現役経営者・経営幹部リスクリテラシースクール（全8回）」、「第1期 女性リーダー育成スクール（全3回）」、「第1期 “最強の管理職” 育成スクール（全8回）」を実施した。

東京商工会議所主催検定試験対策のオンデマンド講座については、『e c o 検定（環境社会検定試験）®公式オンデマンド講座』、『ビジネスマネジャー検定試験®公式オンデマンド講座』に加え、『ビジネス実務法務検定試験®3級公式オンデマンド講座』を新設した。

こうした取組などにより、2024年度の受講者数（通学・合宿、オンライン、ハイブリッドの各講座の受講者）は9,111名となった（各地商工会議所等連携先からの受講438名を含む）。

< 2024年度 講座開催内訳 >

・通学・合宿講座	176回開催（5,608名）
・オンライン講座	77回開催（1,886名）
・ハイブリッド講座	49回開催（通学：1,011名、オンライン：606名）
・オーダーメイド研修（インハウス）	13回開催（520名）※文京区委託事業・その他セミナーを含む
・検定試験公式オンデマンド講座	6回開催（2,108名）

① 通学・合宿講座

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
a. 新入社員	
【A1-1】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース・通学〕 （株）マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 2日 98名
【A1-2】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース・通学〕 （株）マネジメントサポート 講師 吉野 有紀 氏	4月 2日 99名
【A1-3】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース・通学〕 （株）マネジメントサポート 講師 吉野 有紀 氏	4月 3日 77名
【A1-4】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース・通学〕 （株）マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 4日 94名
【A2-1】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 （株）ノビテック 講師 土井 里美 氏	4月 2日 100名
【A2-2】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 （株）ノビテック 講師 溝口 孝史 氏	4月 2日 99名
【A2-3】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 （株）ノビテック 講師 土井 里美 氏	4月 4日 98名
【A2-4】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 （株）ノビテック 講師 石川 陽子 氏	4月 4日 86名
【A3-1】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏 他	4月 2日 92名（計2クラス）
【A3-2】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏 他	4月 4日 96名（計2クラス）
【A3-3】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏 他	5月14日 38名
【A4-1】新入社員ビジネス基礎&フォローアップ講座〔超少人数・実践中心2日+フォローアップ1日〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 原田 由美子 氏	4月 3日 23名

7. 事業 (10) 研修講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【A7-1】新入社員実践スキル・マナー基礎講座 (株)キャラウィット 代表取締役 上 岡 実弥子 氏	4月 1日 22名
【A7-2】新入社員実践スキル・マナー基礎講座 (株)キャラウィット 代表取締役 上 岡 実弥子 氏	5月 9日 66名
【A8-1】中途・第二新卒のための社会人基礎講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	4月12日 34名
b. 合宿	
【B1-1】戦略的管理者育成コース〔通学編〕 (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂 之 氏	6月19日 7名
【B1-2】戦略的管理者育成コース〔通学編〕 (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂 之 氏	10月 9日 17名
【B1-3】戦略的管理者育成コース〔通学編〕 (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂 之 氏	11月20日 14名
【B2-1】新任管理者育成コース〔合宿編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	7月24日 9名
【B2-2】新任管理者育成コース〔合宿編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	9月11日 8名
【B2-3】新任管理者育成コース〔合宿編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	11月13日 14名
【B3-1】新任管理者育成コース〔通学編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	6月 6日 22名
【B3-2】新任管理者育成コース〔通学編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	8月 6日 28名
【B3-3】新任管理者育成コース〔通学編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	10月23日 27名
【B3-4】新任管理者育成コース〔通学編〕 (株)ノビテク 取締役 永 野 宏 樹 氏	1月22日 29名
c. 階層別	
【C1-1】管理職候補・係長のための管理職養成講座 (株)ノビテク 講師 溝 口 孝 史 氏	6月13日 47名
【C1-2】管理職候補・係長のための管理職養成講座 (株)ノビテク 講師 溝 口 孝 史 氏	9月12日 48名
【C1-3】管理職候補・係長のための管理職養成講座 (株)ノビテク 講師 溝 口 孝 史 氏	12月 4日 49名
【C2-1】女性リーダー行動革新講座 (株)マネジメントサポートグループ 代表取締役 古 谷 治 子 氏	11月19日 54名
【C3-1】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏 他	4月25日 16名
【C3-2】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	6月25日 29名
【C3-3】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	9月25日 35名
【C3-4】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	11月 6日 35名
【C3-5】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	1月28日 33名
【C4-1】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 (株)ブライムタイム 代表取締役 坂 本 敦 子 氏	6月19日 28名
【C4-2】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 (株)ブライムタイム 代表取締役 坂 本 敦 子 氏	9月 5日 35名
【C4-3】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 (株)ブライムタイム 代表取締役 坂 本 敦 子 氏	11月20日 44名

セミナー名 担当講師	開催日 (開始) 参加者数
【C4-4】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 (株)ブライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	2月13日 18名
【C5-1】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 (株)ノビテク 講師 内山 厳 氏	4月25日 42名
【C5-2】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 (株)ノビテク 講師 内山 厳 氏	6月12日 40名
【C5-3】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 (株)ノビテク 講師 内山 厳 氏	8月21日 43名
【C5-4】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 (株)ノビテク 講師 内山 厳 氏	11月28日 42名
【C5-5】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 (株)ノビテク 講師 内山 厳 氏	2月 4日 38名
【C6-1】新入社員フォローアップ講座〔2024年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏	7月 9日 26名
【C6-2】新入社員フォローアップ講座〔2024年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏	9月11日 45名
【C6-3】新入社員フォローアップ講座〔2024年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏	11月13日 45名
【C6-4】新入社員フォローアップ講座〔2024年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 柄澤 百代 氏	1月16日 26名
【C8-1】新入社員のための社会人基礎講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	6月27日 58名
【C8-2】新入社員のための社会人基礎講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	10月 2日 57名
【C8-3】新入社員のための社会人基礎講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	11月 8日 47名
【C9-1】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	4月11日 49名
【C9-2】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	4月18日 33名
【C11-1】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座 (株)インプレッション・ラーニング 代表取締役 藤山 晴久 氏	4月 9日 18名
【C11-2】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座 (株)インプレッション・ラーニング 代表取締役 藤山 晴久 氏	4月17日 12名
【C13-2】管理職・職場リーダーのための時間術講座 (有)ビズアーク 代表取締役 水口 和彦 氏	11月21日 28名
【C14-1】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座 (株)アルゴオ 齊藤 俊洋 氏	4月10日 40名
【C14-2】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座 (株)アルゴオ 齊藤 俊洋 氏	4月15日 44名
【C16-1】女性管理職養成講座 (株)マネジメントサポートグループ 代表取締役 古谷 治子 氏	10月22日 31名
【C18-1】外国人新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース・通学〕 (株)アルプスビジネスクリエーション 甲斐 和子 氏 他	4月 5日 19名
【C20-1】ブレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽 俊史 氏	5月28日 65名
【C20-3】ブレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽 俊史 氏	9月18日 62名
【C20-4】ブレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽 俊史 氏	12月12日 52名
【C20-4】ブレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽 俊史 氏	2月18日 56名

7. 事業 (10) 研修講座

セミナー名 担当講師	開催日 (開始) 参加者数
【C21-1】新入社員のためのロジカルシンキング講座 ㈱キャラウィット 代表取締役 上岡 実弥子 氏	4月12日 21名
【C21-2】新入社員のためのロジカルシンキング講座 ㈱キャラウィット 代表取締役 上岡 実弥子 氏	4月16日 23名
【C24-1】新入社員・若手社員のための「数字力」強化講座 ㈱アイ・イーシー 講師 田上 和徳 氏	4月18日 13名
【C29-1】課長の「意識・行動変革」講座 ヒューマンブレインアソシエーツ 取締役会長 稲垣 正己 氏	4月29日 32名
【C29-2】課長の「意識・行動変革」講座 ヒューマンブレインアソシエーツ 取締役会長 稲垣 正己 氏	10月 3日 37名
【C30-1】内定者向け研修 新社会人に向けた基礎力醸成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ コンサルタント 原田 由美子 氏	1月29日 11名
【C31-1】若手社員・中堅社員のための“コミュニケーションと行動力”講座 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井 勇貴 氏	7月10日 44名
【C32-1】ベテラン社員 あなたの役割と仕事はこれだ！ ㈱アイ・イーシー 講師 水内 浩秀 氏	5月29日 27名
【C33-1】周囲から期待される若手社員になるための『仕事力』講座 ㈱ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章 氏	9月30日 24名
d. 経営・マネジメント	
【D2-1】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中 光夫 氏	7月30日 27名
【D2-2】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中 光夫 氏	1月30日 24名
【D13-1】会社経営を強くするビジネスデータ活用戦略講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中 光夫 氏	8月21日 11名
【D26-1】自社の成長・発展に向けた“経営戦略”策定講座 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井 勇貴 氏	7月30日 27名
e. 指導・育成	
【E1-1】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 細谷 知司 氏	6月27日 53名
【E1-2】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本 伸夫 氏	8月22日 64名
【E1-4】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本 伸夫 氏	2月 7日 65名
【E2-1】後輩指導力（OJTリーダー）養成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ コンサルタント 柄澤 百代 氏	6月28日 54名
【E2-2】後輩指導力（OJTリーダー）養成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ コンサルタント 柄澤 百代 氏	10月29日 47名
【E2-3】後輩指導力（OJTリーダー）養成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ コンサルタント 柄澤 百代 氏	3月 7日 45名
【E6-1】部下との面談スキルアップ講座 ㈱キャラウィット 代表取締役 上岡 実弥子 氏	10月24日 58名
【E13-1】アンガーマネジメント×部下とのコミュニケーション・マネジメント ㈱アイ・イーシー 講師 岡崎 茂和 氏	6月 4日 18名
【E15-1】Z世代若手社員とのコミュニケーションと活かし方・育て方講座 ㈱キャラウィット 代表取締役 上岡 実弥子 氏	8月 1日 9名
【E16-1】若手・中堅社員向けメンター養成講座 ㈱インソース 講師 青木 理子 氏	2月27日 26名
f. 法務	
【F16-1】役員のためのリスクマネジメント講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 代表取締役 主席研究員 平本 正則 氏	9月20日 11名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
g. 人事・総務	
【G25-1】育成体制・育成計画の立て方と運用のしかた (株)アイ・イーシー 講師 福本 伸夫 氏	10月16日 14名
【G29-1】困った社員の効果的な指導育成法講座 アチーブ人財育成(株) 代表取締役社長 諫山 敏明 氏	8月9日 12名
【G33-1】戦力人材を見極める「採用面接ノウハウ」習得講座 アチーブ人財育成(株) 代表取締役社長 諫山 敏明 氏	12月10日 30名
【G34-1】外国人材の採用・マネジメントのポイントと実践的ノウハウ解説講座 (一社) キャリアマネジメント研究所 代表理事 千葉 祐大 氏	8月27日 20名
h. 財務・経理	
【H5-1】新任経理担当者の基礎実務講座 (株)神田 代表取締役 税理士・MBA 田中 義晴 氏	5月24日 28名
【H5-3】新任経理担当者の基礎実務講座 (株)神田 代表取締役 税理士・MBA 田中 義晴 氏	1月17日 50名
【H6-1】経理担当者レベルアップ講座 (株)神田 代表取締役 税理士・MBA 田中 義晴 氏	7月12日 39名
【H13-1】一日で経理・簿記の基本から学ぶ! 新任経理担当者のための超入門講座 税理士法人田尻会計 税理士 田尻 重暁 氏	4月23日 42名
i. 営業・販売	
【I4-1】“売れる”営業チームづくり講座 (株)V字経営研究所 代表取締役 酒井 英之 氏	7月11日 20名
【I13-2】営業“交渉力”養成講座 (特)日本交渉協会 講師 黒川 晃 氏	10月30日 39名
【I14-1】顧客の心をつかむ営業スキルアップ講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本田 賢広 氏	6月26日 28名
【I14-2】顧客の心をつかむ営業スキルアップ講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本田 賢広 氏	11月15日 39名
【I17-1】営業“提案力”養成講座 (株)日小田コンサルティング 代表取締役 日小田 正人 氏	6月5日 30名
【I19-1】営業“思考力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽 俊史 氏	9月19日 31名
【I22-1】1日で学ぶ新任営業社員研修講座 (株)アルゴオ 齊藤 俊洋 氏	6月25日 35名
【I22-2】1日で学ぶ新任営業社員研修講座 (株)アルゴオ 齊藤 俊洋 氏	9月13日 20名
【I23-1】マーケティングを活用した戦略営業研修 (株)シナプス 取締役 西原 良介 氏	2月5日 28名
【I24-1】新任営業“仕事力”徹底習得講座 クロス・コンサルティング(株) 代表取締役 島津 愛 氏	4月16日 41名
【I24-2】新任営業“仕事力”徹底習得講座 クロス・コンサルティング(株) 代表取締役 島津 愛 氏	10月17日 25名
j. ビジネススキル	
【J1-1】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	5月24日 34名
【J1-3】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	11月12日 36名
【J1-4】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	1月23日 48名
【J3-1】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	6月11日 14名

7. 事業 (10) 研修講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【J 3-3】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	11月29日 39名
【J 4-1】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車 塚 元 章 氏	6月 7日 20名
【J 5-1】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 マーキュリッチ(株) 代表取締役 西 野 浩 輝 氏	7月 3日 7名
【J 7-1】気がきく社員のコミュニケーション&仕事術講座 (株)アルゴオ 伊 藤 久美子 氏	9月 3日 53名
【J 7-2】気がきく社員のコミュニケーション&仕事術講座 (株)アルゴオ 伊 藤 久美子 氏	2月 5日 49名
【J 10-1】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本 田 賢 広 氏	7月19日 40名
【J 10-2】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本 田 賢 広 氏	10月 2日 27名
【J 11-1】お客様も社員も守る クレーム対応講座 (株)アイ・イーシー 講師 細 谷 知 司 氏	12月 4日 22名
【J 16-1】リーダーのための職場活性化講座 シックス・スターズコンサルティング(株) 代表取締役 原 田 由美子 氏	6月20日 38名
【J 16-2】リーダーのための職場活性化講座 シックス・スターズコンサルティング(株) 代表取締役 原 田 由美子 氏	10月23日 33名
【J 20-1】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔応用編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	12月 5日 22名
【J 21-1】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	4月19日 46名
【J 21-3】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	11月12日 59名
【J 21-4】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	2月20日 57名
【J 22-2】事務担当者のための業務改善具体策講座 (株)ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 川 勝 愛 氏	3月13日 30名
【J 26-1】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	10月25日 13名
【J 26-2】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	2月18日 24名
【J 29-1】生産性向上のための時短ワザ 整理整頓仕事術 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	7月23日 29名
【J 32-1】うっかりミス防止講座 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	12月12日 52名
【J 40-1】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座〔管理職編〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	9月27日 26名
k. 貿易	
【K 21-1】はじめてでじっくり学びたい方向けの貿易実務講座〔超入門編〕 (株)アースリンク 貿易アドバイザー 川 村 久美子 氏	4月24日 56名
p. パソコン・IT	
【PA 1-1】アクセス基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 野 崎 信 介 氏	7月23日 10名
【PA 1-2】アクセス基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 野 崎 信 介 氏	10月16日 13名
【PA 2-1】アクセス応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 野 崎 信 介 氏	12月10日 10名
【PB-1】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 金 澤 晃 男 氏	6月 6日 7名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【PB-2】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	7月 4日 7名
【PB-3】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	10月 4日 11名
【PB-4】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	2月13日 17名
【PE1-1】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	5月15日 14名
【PE1-2】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	6月 4日 13名
【PE1-3】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	7月25日 6名
【PE1-4】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	8月27日 15名
【PE1-5】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	10月10日 4名
【PE1-6】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	12月12日 14名
【PE1-8】エクセル基礎 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	2月 4日 15名
【PE2-1】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	5月23日 15名
【PE2-2】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	6月19日 8名
【PE2-3】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	7月10日 11名
【PE2-4】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	9月12日 9名
【PE2-5】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	11月14日 15名
【PE2-6】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	1月23日 6名
【PE2-7】エクセル応用 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	3月 4日 11名
【PE3-1】エクセル関数応用活用編 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	6月13日 12名
【PE3-2】エクセル関数応用活用編 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	9月25日 15名
【PE3-3】エクセル関数応用活用編 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	10月 8日 9名
【PE3-4】エクセル関数応用活用編 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	12月 4日 11名
【PE3-5】エクセル関数応用活用編 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	2月19日 15名
【PE4-1】エクセルマクロVBA入門 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 金 澤 晃 男 氏	8月22日 18名
【PE4-2】エクセルマクロVBA入門 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 金 澤 晃 男 氏	12月18日 18名
【PE4-3】エクセルマクロVBA入門 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 阿久津 一 裕 氏	3月18日 7名
【PG-1】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志 賀 洋 美 氏 他	4月 8日 35名 (2クラス)

7. 事業 (10) 研修講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【PG-2】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志賀 洋美 氏 他	4月10日 33名 (2クラス)
【PG-3】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志賀 洋美 氏 他	4月16日 19名 (2クラス)
【PG-4】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志賀 洋美 氏	4月18日 11名
【PG-5】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志賀 洋美 氏 他	4月23日 31名 (2クラス)
【PG-6】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	4月25日 16名
【PG-7】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	10月30日 14名
【PH-1】ホームページ作成 [HTML5/CSS3] 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 関 恵理香 氏	7月18日 4名
【PJ1-1】WordPressによるビジネスサイト構築 [導入&初期設定編] (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原 篤史 氏	6月27日 10名
【PJ2-1】WordPressによるビジネスサイト構築 [コンテンツ作成&保守運用編] (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原 篤史 氏	8月 6日 10名
【PJ4-1】Googleアナリティクスによる解析実務 [初級編] (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 新井 祐介 氏	8月21日 14名
【PP-1】パワーポイント 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 志賀 洋美 氏	8月 8日 14名
q. 連続型講座	
現役経営者・経営幹部リスクリテラシースクール [全8回] ビジネス・コア・コンサルティング、人間力経営(株) 代表 坂本 篤彦 氏 他	7月12日 10名
次世代経営者・経営幹部育成スクール [全10回] ビジネス・コア・コンサルティング、人間力経営(株) 代表 坂本 篤彦 氏 他	8月28日 22名
女性リーダー育成スクール [全3回] (株)マネジメントサポートグループ 代表取締役 古谷 治子 氏	7月24日 18名
“最強の管理職” 育成スクール [全8回] (合) クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井 勇貴 氏 他	7月26日 11名

② オンライン (Zoomライブ配信) 講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
a. 新入社員	
【A6-1W】新入社員ビジネス基礎講座 [1日コース・オンライン] (株)ノビテック 講師 喜多村 明子 氏	4月 5日 17名
c. 階層別	
【C9-3W】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	4月25日 14名
【C11-3W】事例で学ぶ! 新入社員のためのコンプライアンス講座 (株)インプレッション・ラーニング 代表取締役 藤山 晴久 氏	4月19日 9名
【C13-1W】管理職・職場リーダーのための時間術講座 (有) ビズアーク 代表取締役 水口 和彦 氏	6月25日 14名
【C14-1W】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座 (株)アルゴオ 齊藤 俊洋 氏	4月23日 6名
【C20-2W】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽 俊史 氏	8月 8日 15名
【C25-1W】中堅社員 あなたの役割と仕事はこれだ! (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章 氏	5月14日 30名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【C25-2W】中堅社員 あなたの役割と仕事はこれだ！ (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車 塚 元 章 氏	7月 3日 35名
【C25-3W】中堅社員 あなたの役割と仕事はこれだ！ (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車 塚 元 章 氏	10月22日 54名
【C25-4W】中堅社員 あなたの役割と仕事はこれだ！ (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車 塚 元 章 氏	1月16日 45名
d. 経営・マネジメント	
【D14-1W】経営者・新規事業責任者なら知っておきたい『デザイン思考実践』講座 (合)e-Beth 代表取締役 河 上 泰 之 氏	12月10日 5名
【D15-1W】マーケティング発想力・思考力養成講座 (株)シャイニング 認定プロフェッショナル 久保田 一 美 氏	11月28日 8名
【D16-1W】経営者・新規事業責任者なら知っておきたい”新規事業成功の秘訣”習得講座 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	8月29日 9名
【D19-1W】マーケティング戦略の立案と実践 (株)シナプス 取締役 西 原 良 介 氏	6月18日 10名
【D24-1W】経営幹部・管理職のための情報整理術 シックス・スターズコンサルティング(株) パートナーコンサルタント 飯 田 利 男 氏	11月26日 16名
e. 指導・育成	
【E1-3W】部下の育成・指導法講座 (株)アイ・イーシー 講師 細 谷 知 司 氏	11月12日 20名
【E3-1W】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ビジネスコーチ(株) パートナーエグゼクティブコーチ 安 室 元 博 氏	7月23日 21名
【E11-1W】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	6月12日 17名
【E11-2W】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	12月13日 37名
【E12-1W】「自ら考え動く」チームづくり講座 (株)ジェイオーダー 組織風土改革サポーター 高 野 有 麻 氏	6月 4日 18名
【E12-1W】「自ら考え動く」チームづくり講座 (株)ジェイオーダー 組織風土改革サポーター 高 野 有 麻 氏	10月25日 43名
【E12-3W】「自ら考え動く」チームづくり講座 (株)ジェイオーダー 組織風土改革サポーター 高 野 有 麻 氏	1月24日 37名
【E13-2W】アンガーマネジメント×部下とのコミュニケーション・マネジメント (株)アイ・イーシー 講師 岡 崎 茂 和 氏	10月 8日 23名
【E14-1W】リーダーのための心理的安全性の高いチームのつくり方 (株)ザ・アカデミージャパン エグゼクティブ・トレーナー 窪 田 晃 和 氏	5月15日 7名
【E14-2W】リーダーのための心理的安全性の高いチームのつくり方 (株)ザ・アカデミージャパン プロフェッショナルトレーナー 林 朋 子 氏	11月19日 22名
【E18-1W】新入社員講座はどれがいい？2025年東商新入社員ビジネス基礎講座説明セミナー シックス・スターズコンサルティング(株) コンサルタント 原 田 由 美 子 氏	2月 5日 37名
f. 法務	
【F14-1W】システム開発・ソフトウェア契約のトラブル対処法講座 牛島総合法律事務所 弁護士 影 島 広 泰 氏	9月10日 15名
【F15-1W】中小企業のための情報セキュリティの法的責任と実務対応 牛島総合法律事務所 弁護士 影 島 広 泰 氏	11月29日 23名
【F17-1W】ChatGPT等生成AIの導入・活用と法的リスク解説講座 牛島総合法律事務所 弁護士 影 島 広 泰 氏	5月17日 15名
g. 人事・総務	
【G35-1W】「従業員を守る」ための企業のカスハラ対策講座 (株)ワールド・ヒューマン・リゾシス 常務取締役法務本部長・主席研究員 林 光 男 氏	11月17日 5名

7. 事業 (10) 研修講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
h. 財務・経理	
【H5-2W】新任経理担当者の基礎実務講座 (株)神田 代表取締役 税理士・MBA 田 中 義 晴 氏	9月20日 23名
【H6-2W】経理担当者レベルアップ講座 (株)神田 代表取締役 税理士・MBA 田 中 義 晴 氏	2月 7日 29名
【H12-1W】経理・総務部門のためのRPAの活かし方講座 (有)ナレッジネットワーク 代表取締役社長 公認会計士 中 田 清 穂 氏	9月19日 31名
【H12-2W】経理・総務部門のためのRPAの活かし方講座 (有)ナレッジネットワーク 代表取締役社長 公認会計士 中 田 清 穂 氏	2月14日 26名
【H14-1W】中小法人のための消費税の基礎知識と申告実務講座 (有)ナレッジネットワーク 代表取締役社長 公認会計士 中 田 清 穂 氏	5月17日 25名
i. 営業・販売	
【I9-1W】営業アシスタント養成講座 ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 尼 崎 真 美 氏	6月11日 29名
【I9-2W】営業アシスタント養成講座 ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 尼 崎 真 美 氏	9月17日 13名
【I13-1W】営業“交渉力”養成講座 (特)日本交渉協会 幹事 加 藤 有 祐 氏	6月14日 17名
【I20-1W】”勝てる”提案ができる提案書作成力養成講座 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	9月17日 10名
【I25-1W】ChatGPTを活用した営業提案力向上講座 ビジネスコーチ(株) 板 越 正 彦 氏	2月 6日 27名
j. ビジネススキル	
【J1-2W】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴 木 真理子 氏	8月29日 21名
【J3-2W】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴 木 真理子 氏	8月23日 18名
【J15-1W】アサーティブ・コミュニケーション講座 (株)グローバリンク 代表取締役 大 串 亜由美 氏	7月 4日 23名
【J15-2W】アサーティブ・コミュニケーション講座 (株)グローバリンク 代表取締役 大 串 亜由美 氏	12月20日 24名
【J17-1W】仕事に活かす ロジカルシンキング講座 (株)キャラウィット 代表取締役 上 岡 実弥子 氏	5月28日 37名
【J17-2W】仕事に活かす ロジカルシンキング講座 (株)キャラウィット 代表取締役 上 岡 実弥子 氏	8月20日 25名
【J17-3W】仕事に活かす ロジカルシンキング講座 (株)キャラウィット 代表取締役 上 岡 実弥子 氏	1月15日 46名
【J21-2W】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴 木 泰 詩 氏	6月21日 20名
【J22-1W】事務担当者のための業務改善具体策講座 (株)ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 川 勝 愛 氏	8月20日 31名
【J27-1W】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座 ThreeX Design(株) 代表取締役 櫻 井 俊 輔 氏	8月 2日 44名
【J27-2W】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座 オフィス・ジガー 代表 金 子 雄太郎 氏	11月28日 42名
【J27-3W】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座 オフィス・ジガー 代表 金 子 雄太郎 氏	2月 7日 23名
【J30-1W】ビジネスモラル&コンプライアンス基礎講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴 木 泰 詩 氏	10月 1日 27名
【J39-1W】リーダーのための「問題発見・問題解決力」向上講座 オフィス・ジガー 代表 金 子 雄太郎 氏	8月30日 11名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【J39-2W】リーダーのための「問題発見・問題解決力」向上講座 オフィス・ジガー 代表 金子 雄太郎 氏	10月11日 26名
【J43-1W】業務削減・改善につなげる事務効率化実践講座 ThreeX Design(株) 代表取締役 櫻井 俊輔 氏	9月 6日 21名
【J44-1W】生成AIを利用した”生産性向上・業務効率化”実践講座 ThreeX Design(株) 代表取締役 櫻井 俊輔 氏	7月 2日 49名
k. 貿易	
【K1-1W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	5月21日 34名
【K1-2W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	7月17日 35名
【K1-3W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	9月 3日 34名
【K1-4W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	10月16日 35名
【K1-5W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	12月 5日 35名
【K1-6W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	1月21日 35名
【K1-7W】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	3月 6日 35名
【K3-1W】貿易実務講座〔輸入編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	2月12日 29名
【K4-1W】貿易実務講座〔輸出編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	2月13日 35名
【K11-1W】三国間貿易における書類作成の実務と貿易関係証明 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	9月 4日 24名
【K18-1W】貿易実務で使える英文ビジネスEメール講座 みね事務所 代表 峯 愛 氏	10月 9日 29名
【K20-1W】貿易実務講座〔基礎レベルアップ編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	7月18日 20名
【K20-2W】貿易実務講座〔基礎レベルアップ編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏	1月22日 20名
l. 国際ビジネス	
【L2-1W】英文売買契約の実務〔基礎編〕 フリーマン国際法律事務所 弁護士 都 留 綾 子 氏	8月 6日 21名
【L5-1W】海外の与信管理と債権回収講座 ナレッジマネジメントジャパン(株) 代表取締役 牧野 和彦 氏	11月27日 19名
【L20-1W】ビジネス英語スキルアップ講座 (株)オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	11月22日 16名
p. パソコン・IT	
【PJ9-1W】Webサイト構築・運用の基礎知識 (特)ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原 篤史 氏	5月29日 11名
【PJ10-1W】Web集客・SNSマーケティングの基礎知識 (特)ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 笠岡 はじめ 氏	7月10日 31名
【PJ10-2W】Web集客・SNSマーケティングの基礎知識 (特)ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 笠岡 はじめ 氏	10月 4日 23名
【PJ11-1W】Webサイト効果測定・改善の基礎知識 (特)ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 並木 博 氏	8月27日 20名

7. 事業 (10) 研修講座

③ ハイブリッド講座（通学・オンライン同時開催）

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
c. 階層別	
【C23-1】管理職・職場リーダーのためのハラスメント予防対策講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 常務取締役法務本部長・主席研究員 林 光 男 氏	6月28日 31名／27名
【C23-2】管理職・職場リーダーのためのハラスメント予防対策講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 常務取締役法務本部長・主席研究員 林 光 男 氏	12月19日 27名／21名
【C27-1】経営者・経営幹部に不可欠な「職場のメンタルヘルス・ハラスメント」対策講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 常務取締役法務本部長・主席研究員 林 光 男 氏	11月15日 21名／ 2名
d. 経営・マネジメント	
【D1-1】財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 代表取締役 諸 橋 清 貴 氏	5月 9日 19名／10名
【D1-2】財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 代表取締役 諸 橋 清 貴 氏	9月12日 25名／13名
【D1-3】財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 代表取締役 諸 橋 清 貴 氏	2月21日 26名／20名
【D4-1】経営幹部が身につけるべき数的知識講座 南公認会計士事務所 公認会計士 南 俊 基 氏	8月 2日 15名／11名
【D4-2】経営幹部が身につけるべき数的知識講座 南公認会計士事務所 公認会計士 南 俊 基 氏	10月 4日 16名／ 9名
【D8-1】売上予算必達のマネジメント講座 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大 塚 直 義 氏	10月23日 18名／ 2名
【D12-1】取締役・執行役員の役割と仕事 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大 塚 直 義 氏	7月12日 27名／13名
【D12-2】取締役・執行役員の役割と仕事 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大 塚 直 義 氏	9月19日 20名／ 4名
【D27-1】経営ビジョンや目標の実現に向けた『組織活性化のマネジメント』講座 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大 塚 直 義 氏	10月 2日 21名／ 8名
【D28-1】事業環境の激変に対応し勝ち残るための『企業変革』の進め方講座 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大 塚 直 義 氏	6月 6日 7名／ 3名
f. 法務	
【F1-1】ビジネス法務入門講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 主任研究員・弁護士 住 吉 健 一 氏	6月11日 13名／17名
【F1-2】ビジネス法務入門講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 主任研究員・弁護士 住 吉 健 一 氏	10月29日 30名／24名
【F2-1】契約実務講座〔基礎編〕 江口・海谷・池田法律事務所 弁護士 江 口 正 夫 氏	7月 9日 32名／23名
【F2-2】契約実務講座〔基礎編〕 江口・海谷・池田法律事務所 弁護士 江 口 正 夫 氏	11月20日 21名／ 9名
【F3-1】契約実務講座〔実践編〕 江口・海谷・池田法律事務所 弁護士 江 口 正 夫 氏	8月30日 20名／ 8名
【F3-2】契約実務講座〔実践編〕 江口・海谷・池田法律事務所 弁護士 江 口 正 夫 氏	1月28日 19名／ 9名
【F4-1】労働法実務講座〔入門編〕 石寄・山中総合法律事務所 代表弁護士 山 中 健 児 氏	6月21日 11名／16名
【F4-2】労働法実務講座〔入門編〕 石寄・山中総合法律事務所 代表弁護士 山 中 健 児 氏	9月 3日 24名／10名
【F8-1】役員に必要な会社経営の法務知識講座 江口・海谷・池田法律事務所 弁護士 江 口 正 夫 氏	12月 3日 37名／13名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数 (通学／オンライン)
g. 人事・総務	
【G1-1】社会保険実務講座〔入門編〕	5月 8日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子氏	20名／10名
【G1-2】社会保険実務講座〔入門編〕	9月26日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子氏	29名／18名
【G1-3】社会保険実務講座〔入門編〕	1月18日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子氏	20名／15名
【G2-1】社会保険実務講座〔実践編〕	6月13日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	17名／ 7名
【G2-2】社会保険実務講座〔実践編〕	10月24日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	23名／ 9名
【G2-3】社会保険実務講座〔実践編〕	2月26日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	14名／10名
【G4-1】給与計算の実務講座	5月28日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	25名／22名
【G4-2】給与計算の実務講座	10月 8日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	26名／10名
【G4-3】給与計算の実務講座	2月 6日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	12名／17名
【G8-1】年末調整の実務講座	10月18日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント 役員 中山 祐介氏	32名／26名
【G8-2】年末調整の実務講座	10月22日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント 役員 中山 祐介氏	37名／15名
【G12-1】問題社員の解雇・指導・対処法講座	11月27日
TOMA社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士 渡邊 哲史氏	14名／ 8名
【G22-1】総務担当者向け基礎実務講座	5月22日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント 代表社員 小宮 弘子氏	24名／12名
【G22-2】総務担当者向け基礎実務講座	10月 3日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント 代表社員 小宮 弘子氏	16名／ 6名
【G22-3】総務担当者向け基礎実務講座	2月19日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント 代表社員 小宮 弘子氏	22名／11名
【G26-1】「多様な働き方」のポイント完全解説講座	11月 8日
石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 橋 大樹氏	4名／ 5名
【G27-1】ローパフォーマー社員対応の実務講座	7月18日
TOMA社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士 渡邊 哲史氏	8名／ 8名
【G28-1】経営者・経営幹部に必要な労働法・労務トラブル対策講座	8月27日
石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 橋 大樹氏	19名／ 9名
【G30-1】「定年退職・再雇用・賃金処遇」対応実務講座	1月15日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント 代表社員 小宮 弘子氏	15名／14名
【G32-1】会社の成長・発展を支える『幹部社員育成』のポイント解説講座	9月 5日
(株)セントエイブル経営 代表取締役 大塚 直義氏	29名／ 6名
h. 財務・経理	
【H1-1】財務分析講座〔入門編〕	6月18日
城所会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士 城所 弘明氏	15名／12名
【H1-2】財務分析講座〔入門編〕	10月17日
城所会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士 城所 弘明氏	25名／18名
【H2-1】財務分析講座〔実践編〕	11月26日
城所会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士 城所 弘明氏	14名／15名

7. 事業 (10) 研修講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数 (通学／オンライン)
【H4-1】資金繰り実務講座〔入門編〕 TOMAコンサルティンググループ(株) 執行役員 井 関 臣一朗 氏	8月28日 23名／16名
【H10-1】中小企業のための法人税申告書の基礎講座 渡邊一成税理士事務所 税理士 渡 邊 一 成 氏	11月 1日 11名／11名
【H11-1】経営の本質を探究する原価計算と管理会計の基本講座 南公認会計士事務所 公認会計士 南 俊 基 氏	11月 6日 24名／11名
i. 営業・販売	
【I21-1】与信・債権管理・回収の基本講座 TOMAコンサルティンググループ(株) 執行役員 井 関 臣一朗 氏	6月12日 13名／13名

④ オーダーメイド研修 (インハウス)

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
a. 新入社員	
新入社員向け電話応対徹底訓練講座〔通学〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴 木 真理子 氏	5月14日 11名
新入職員研修会 (全4回)〔オンライン・通学〕 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	11月25日 72名
c. 階層別	
課題解決とチームビルディング研修〔通学〕 (有)コンサルネット 代表取締役 小 林 茂 之 氏	9月 6日 90名
ビジネスマネジャー検定試験対策講座〔オンライン〕 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 常務取締役法務本部長・主席研究員 林 光 男 氏	10月 5日 18名
管理職・職場リーダーのための時間術講座〔オンライン〕 (有)ビズアーク 代表取締役 水 口 和 彦 氏	10月19日 28名
中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕〔通学〕 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴 木 泰 詩 氏	2月17日 35名
d. 経営・マネジメント	
社内起業研修 (全3回)〔通学・オンライン〕 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	5月16日 16名
社内起業研修 (全4回)〔通学〕 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒 井 勇 貴 氏	9月20日 2名
k. 貿易	
貿易実務概論研修 (全2回)〔オンライン〕 中矢一虎法務事務所 代表 中 矢 一 虎 氏	5月 8日 171名
p. パソコン・IT	
新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座+エクセル基礎 (全3回)〔通学〕 東京デクニカルカレッジ デラハウスICA 志 賀 洋 美 氏	4月30日 6名

⑤ オンデマンド動画セミナー

【オンラインセミナー (オンデマンド動画)】

e c o 検定 (環境社会検定試験) ⑥公式オンデマンド講座

開 催 日 4月26日～ 8月 1日, 9月 6日～12月 5日

講 師 (株)パデセア 代表取締役 黒 柳 要 次 氏

参 加 者 数 382名, 650名

【オンラインセミナー（オンデマンド動画）】

ビジネスマネジャー検定試験®公式オンデマンド講座

開催日 4月26日～ 7月 8日, 9月 6日～11月11日

講師 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 常務取締役法務本部長・主席研究員 林 光 男 氏

参加者数 353名, 330名

【オンラインセミナー（オンデマンド動画）】

ビジネス実務法務検定試験®3級公式オンデマンド講座

開催日 4月22日～ 7月 8日, 9月 6日～11月11日

講師 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 法務部長・主席研究員 東 本 建 太 氏

参加者数 173名, 220名

⑥ 文京区受託事業（中小企業支援オンラインセミナー）

【オンラインセミナー（Zoomライブ配信）】

“中小企業のための” 値上げ・値決めの上手なやり方

開催日 3月3日

講師 (株)西田経営技術士事務所 代表取締役 西 田 雄 平 氏

参加者数 26名

【オンラインセミナー（Zoomライブ配信）】

中小企業の生成AI実践活用術

開催日 3月11日

講師 (株)スプラム 代表取締役 竹 内 幸 次 氏

参加者数 26名

⑦ 各地商工会議所・(株)きらぼしコンサルティングとの連携事業

東京商工会議所の研修講座を連携する商工会議所・企業の会員向けに提供する事業。

連 携 先：札幌商工会議所，帯広商工会議所，仙台商工会議所，長岡商工会議所，石岡商工会議所，
宇都宮商工会議所，佐野商工会議所，高崎商工会議所，前橋商工会議所，川越商工会議所，
川口商工会議所，さいたま商工会議所，狭山商工会議所，千葉商工会議所，
船橋商工会議所，柏商工会議所，流山商工会議所，青梅商工会議所，立川商工会議所，
むさし府中商工会議所，町田商工会議所，多摩商工会議所，横浜商工会議所，
横須賀商工会議所，川崎商工会議所，小田原箱根商工会議所，相模原商工会議所，
甲府商工会議所，静岡商工会議所，焼津商工会議所，名古屋商工会議所，岡崎商工会議所，
犬山商工会議所，福井商工会議所，大阪商工会議所，高砂商工会議所，岡山商工会議所，
井原商工会議所，広島商工会議所，福山商工会議所，高松商工会議所，福岡商工会議所，
北九州商工会議所，那覇商工会議所
(株)きらぼしコンサルティング

受講者数：438名

⑧ その他セミナー

6月28日 通学開催

2023年度 第1期 次世代経営者・経営幹部育成スクール フォロー講座（19名）

ビジネス・コア・コンサルティング、人間力経営(株) 代表 中小企業診断士 坂 本 篤 彦 氏

7. 事業 (11)交流事業

(11) 交流事業

① 新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るために開催。

1月 9日(850名) 於:東京會館「ローズ」

② ビジネス交流会

会員企業の経営者同士の情報交換や人脈形成等により、ビジネスチャンス拡大の機会を提供する「異業種ビジネス交流会(計11回)」ならびに、共通の経営課題を有する企業との情報交換ニーズに応える「テーマ別交流会(5回)」を開催。異業種交流会については、今年度より、地域の事業者が参加しやすいように、23支部および本部で開催。テーマ別交流会については、中堅・中小企業からの「共通の経営課題を有する企業との情報交換ニーズ」に応えるべく、企業を取り巻く経営課題等をテーマとして交流会を開催した。

1) 異業種ビジネス交流会

4月19日(43名)	申込数101社
5月28日(57名)	申込数133社
6月20日(54名)	申込数151社
7月18日(52名)	申込数130社
8月 2日(40名)	申込数 78社
9月19日(36名)	申込数 94社
10月 2日(40名)	申込数121社
11月20日(47名)	申込数 92社
12月 2日(37名)	申込数121社
2月19日(50名)	申込数112社
3月 5日(39名)	申込数 89社

2) テーマ別交流会

4月24日(36名)	申込数53社	「2024年問題に向けた「人手不足」への対応策」	サイショウ・エクスプレス(株) 代表取締役 齊藤 敦士氏
			(株)竹徳 取締役 総務部長 今井 靖氏
8月21日(53名)	申込数138社	「販路開拓チャネル紹介ピッチ&交流会」	(株)そごう・西武 CBS推進担当 坂根 優氏
			(株)JTB 47storeyチーフディレクター 末永 努氏
			b8ta Japan(株)
			Senior Sales&Business Development Manager
			山田 俊樹氏
9月30日(48名)	申込数 65社	「スペシャリスト交流会」	
11月11日(44名)	申込数 64社	「アパレル・美容交流会」	
			(株)大丸松坂屋百貨店 明日見世スタッフ 前田 善光氏
			トライカラーズ 代表 鈴木 香加氏
1月24日(48名)	申込数 79社	「広報・PR担当者交流会」	(株)TBSテレビ 記者 梅田 翔太郎氏

③ 交流事業

会員交流事業

5月15日(252名)	東商園遊会	於:明治記念館
10月 4日(34名)	役員・議員・支部会長等懇親ゴルフ会	於:カメラアヒルズカントリークラブ

④ 海外との交流事業

1) 訪日外国要人の接遇等

- 4月16日 ガブリエル・リム シンガポール貿易産業省次官の小林会頭表敬
- 4月24日 伊藤直樹 駐ベトナム日本国大使の小林会頭表敬
- 6月27日 松永一義 駐ナイジェリア日本国大使の西谷日商理事・国際部長との面談
- 7月 8日 ウー・エー・ウィン ミャンマー商工会議所連合会会頭の小林会頭表敬
- 7月10日 イボ・ボリエ・デジレ・ウルフラン 次期駐日コートジボワール大使の西谷日商理事・国際部長表敬
- 7月24日 羅曉梅 駐日中国大使館公使による小林会頭表敬
- 7月25日 本間哲朗 中国日本商会会長の小林会頭表敬
- 8月29日 川上泰弘 駐スロバキア日本国大使の小林会頭表敬
- 8月29日 タン・シーレン シンガポール第二貿易産業大臣兼人材開発大臣の小林会頭表敬
- 10月 1日 金杉憲治 駐中国日本国大使の小林会頭表敬
- 10月 8日 パク・チョルヒ 駐日大韓民国大使の小林会頭表敬
- 10月21日 シハブ・アフメド・モハメド・アルファヒーム 駐日UAE大使の小林会頭表敬
- 10月23日 松田邦紀 前駐ウクライナ日本国大使の小林会頭表敬
- 11月21日 レスティノ・ドミニク パリ・イルドフランス商工会議所会頭の小林会頭表敬
- 11月26日 デイビッド・ブリュッセル オードフランス商工会議所常務理事の西谷日商理事・国際部長表敬
- 12月18日 サナン・アンウボンクン タイ商業・工業・金融合同常任委員会会長の小林会頭表敬
- 12月20日 本間哲朗 中国日本商会会長の小林会頭表敬
- 2月 4日 ヤクブ・ハーイェク チェコビジネス投資開発庁駐日代表の西谷日商理事・国際部長表敬
- 3月17日 川上泰弘 駐スロバキア日本国大使の小林会頭表敬
- 3月24日 志野光子 駐ドイツ日本国大使の小林会頭表敬

2) セミナー・交流会 ドイツ・日本の事例から学ぶ！ダイバーシティ推進による競争力強化の極意

- 5月16日 参加者：25名
- 開催地：在日ドイツ商工会議所
- 共 催：東京商工会議所、日本商工会議所、在日ドイツ商工会議所

3) ウクライナウェビナー「HOW TO DO BUSINESS WITH JAPAN」

- 5月20日 参加者：102名
- 形 式：オンライン
- 共 催：東京商工会議所、日本商工会議所、ウクライナ商工会議所

4) セミナー「太平洋ビジネス展望～島嶼国の今を知る～」

- 6月24日 参加者：178名
- 形 式：オンライン
- 共 催：日本商工会議所、東京商工会議所、経済産業省、日豪経済委員会、日本ニュージーランド経済委員会
- 後 援：(独)日本貿易振興機構

5) ウクライナビジネス最前線

- 9月30日 参加者：155名
- 開催地：オンライン
- 主 催：東京商工会議所、日本商工会議所
- 共 催：(独)日本貿易振興機構

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

6) 合同訪中団の派遣

日程： 2月16日～19日

派遣先：中国・北京

参加者：小林会頭、國分特別顧問、安永特別顧問、中村議員（山九）ら約230名

訪問先：何立峰副総理、国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部

概要：日本商工会議所、日中経済協会、経団連が合同で訪中団を派遣。何立峰副総理や王文濤商務部長など主要経済官庁幹部などと会談し、新たな日中経済協力やビジネス環境改善に向けた意見交換を行った。

6) チョ・テヨル韓国外交部長官と経済団体との懇談会

日程： 3月21日

場所：帝国ホテル4階「桃の間」

参加者：（日本側）小林会頭、十倉経団連会長、新浪経済同友会代表幹事、小路日韓経済協会次期会長
（韓国側）チョ・テヨル外交部長官、パク・チョルヒ駐日韓国大使ほか

概要：韓国のチョ・テヨル外交部長官の訪日を機に開催し、本年国交正常化60周年を迎える日韓関係の現状と今後の展望について意見交換を行った

(12) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1) 日商簿記検定試験

回 次	施 行 日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 1 6 7 回	6 月 9 日	1 級	2, 152	1, 604	192	12. 0%
第 1 6 8 回	1 1 月 1 7 日	1 級	2, 248	1, 587	234	14. 7%
ネ ッ ト 試 験	通 年	2 級	33, 748	33, 748	10, 824	32. 1%
		3 級	61, 954	61, 954	22, 010	35. 5%
		合 計	95, 702	95, 702	32, 834	—
合 計		1 級	4, 400	3, 191	426	13. 4%
		2 級	33, 748	33, 748	10, 824	32. 1%
		3 級	61, 954	61, 954	22, 010	35. 5%
年 度 合 計			100, 102	98, 893	33, 260	—

備考：第169回（2025年2月23日）は実施なし

2) 珠算能力検定試験

回次	施行日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第231回	6月23日	1級	326	318	63	19.8%
		2級	428	413	151	36.6%
		3級	598	582	244	41.9%
		合計	1,352	1,313	458	—
第232回	10月27日	1級	338	328	88	26.8%
		2級	385	371	145	39.1%
		3級	552	522	214	41.0%
		合計	1,275	1,221	447	—
第233回	2月16日	1級	349	330	87	26.4%
		2級	371	351	128	36.5%
		3級	538	523	227	43.4%
		合計	1,258	1,204	442	—

合 計	1 級	1,013	976	238	24.4%
	2 級	1,184	1,135	424	37.4%
	3 級	1,688	1,623	685	42.2%
年 度 合 計		3,885	3,734	1,347	—

3) リテールマーケティング（販売士）検定ネット試験 ※通年実施

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
1 級	203	203	39	19.2%
2 級	763	763	450	59.0%
3 級	840	840	569	67.7%
合 計	1,806	1,806	1,058	—

備考：集計の都合上、2024年3月～2025年2月施行分

4) 日商ネット試験 ※通年実施

試験種類	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
日商簿記初級	324	324	207	63.9%
日商原価計算	111	111	105	94.6%
日商プログラミング検定 エントリー	14	14	8	57.1%
日商プログラミング検定 ベーシック	27	27	17	63.0%
日商プログラミング検定 スタンダード（C言語）	2	2	1	50.0%
日商プログラミング検定 スタンダード（VBA）	9	9	4	44.4%
日商プログラミング検定 スタンダード（J a v a）	1	1	0	0%
日商プログラミング検定 スタンダード（P y t h o n）	6	6	2	33.3%
日商プログラミング検定 エキスパート（C言語）	0	0	0	0%
日商プログラミング検定 エキスパート（VBA）	0	0	0	0%
日商プログラミング検定 エキスパート（J a v a）	1	1	1	100%
日商プログラミング検定 エキスパート（P y t h o n）	0	0	0	0%
日商PC（文書作成）1級	4	4	3	75.0%
日商PC（文書作成）2級	164	164	105	64.0%
日商PC（文書作成）3級	161	161	129	80.1%
日商PC（文書作成）BASIC	59	59	51	86.4%
日商PC（データ活用）1級	0	0	0	0%
日商PC（データ活用）2級	284	284	180	63.4%
日商PC（データ活用）3級	255	255	208	81.6%
日商PC（データ活用）BASIC	60	60	39	65.0%

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

日商 P C (プレゼン資料作成) 1 級	1	1	1	100%
日商 P C (プレゼン資料作成) 2 級	122	122	91	74.6%
日商 P C (プレゼン資料作成) 3 級	88	88	74	84.1%
電子会計実務 1 級	0	0	0	0%
電子会計実務 2 級	18	18	14	77.8%
電子会計実務 3 級	70	70	57	81.4%
日商ビジネス英語	42	42	—	—
キータッチ 2 0 0 0	23	23	—	—
ビジネスキーボード	42	42	—	—
合 計	1,888	1,888	1,297	—

5) カラーコーディネーター検定試験

回 次	試験期間	クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 5 6 回	6 月 2 1 日～ 7 月 8 日	アドバンス クラス	1,350	1,222	558	45.7%
		スタンダード クラス	2,336	2,129	1,596	75.0%
		合 計	3,686	3,351	2,154	—
第 5 7 回	1 0 月 2 5 日～ 1 1 月 1 1 日	アドバンス クラス	1,461	1,325	600	45.3%
		スタンダード クラス	2,295	2,130	1,512	71.0%
		合 計	3,756	3,455	2,112	—
合 計		アドバンス クラス	2,811	2,547	1,158	45.5%
		スタンダード クラス	4,631	4,259	3,108	73.0%
年 度 合 計			7,442	6,806	4,266	—

備考：共催商工会議所数 2 3 3

6) ビジネス実務法務検定試験

回 次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 5 5 回	6 月 2 1 日～ 7 月 8 日	2 級	6,383	5,454	1,828	33.5%
		3 級	9,227	8,285	3,348	40.4%
		合 計	15,610	13,739	5,176	—
第 5 6 回	1 0 月 2 5 日～ 1 1 月 1 1 日	2 級	7,695	6,586	2,759	41.9%
		3 級	10,358	9,338	4,321	46.3%
	(CBT) 1 2 月 8 日	1 級	587	445	74	16.6%
		合 計	18,640	16,369	7,154	—

合 計	1 級	587	445	74	16.6%
	2 級	14,078	12,040	4,587	38.1%
	3 級	19,585	17,623	7,669	43.5%
年 度 合 計		34,250	30,108	12,330	—

備考：共催商工会議所数 233

7) 福祉住環境コーディネーター検定試験

回 次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 5 2 回	7 月 1 2 日～ 8 月 1 日	2 級	7, 170	6, 593	2, 759	41. 8%
		3 級	2, 222	2, 010	821	40. 8%
		合 計	9, 392	8, 603	3, 580	—
第 5 3 回	1 1 月 1 5 日～ 1 2 月 5 日	2 級	7, 539	6, 859	3, 122	45. 5%
		3 級	2, 847	2, 638	1, 018	38. 6%
	(CBT) 1 2 月 1 5 日	1 級	229	185	14	7. 6%
		合 計	10, 615	9, 682	4, 154	—
合 計		1 級	229	185	14	7. 6%
		2 級	14, 709	13, 452	5, 881	43. 7%
		3 級	5, 069	4, 648	1, 839	38. 6%
年 度 合 計			20, 007	18, 285	7, 734	—

備考：共催商工会議所数 233

8) 環境社会検定試験（eco検定）

回 次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第36回	7月12日～ 8月1日	—	18,059	16,487	9,611	58.3%
第37回	11月15日～ 12月5日	—	19,167	17,553	10,268	58.5%
年 度 合 計			37,226	34,040	19,879	—

備考：共催商工会議所数 233

9) ビジネスマネジャー検定試験

a. ビジネスマネジャー検定試験

回 次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第19回	6月21日～ 7月8日	—	6,120	5,723	2,384	41.7%
第20回	10月25日～ 11月11日	—	6,429	5,991	1,395	23.3%
年 度 合 計			12,549	11,714	3,779	—

備考：共催商工会議所数 233

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

b. ビジネスマネジャーBasicTest (WEBテスト)

2, 945名

試験期間：通年

10) 和裁検定試験

回 次	施 行 日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 6 7 回	9 月 1 4 日 9 月 1 5 日	1 級	7	7	1	14.3%
		2 級	19	19	6	31.6%
		3 級	23	21	14	66.7%
		4 級	63	60	47	78.3%
年 度 合 計			112	107	68	—

備考：(一社) 全国和裁着装団体連合会共催

11) メンタルヘルス・マネジメント検定試験 (東商施行分)

回 次	施 行 日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 3 7 回	1 1 月 3 日	I 種	753	578	130	22.5%
		Ⅱ 種	3,505	3,091	2,003	64.8%
		Ⅲ 種	1,508	1,394	1,084	77.8%
		合 計	5,766	5,063	3,217	—
第 3 8 回	3 月 1 6 日	Ⅱ 種	3,939	3,403	1,978	58.1%
		Ⅲ 種	1,653	1,436	1,152	80.2%
		合 計	5,592	4,839	3,130	—
合 計		I 種	753	578	130	22.5%
		Ⅱ 種	7,444	6,494	3,981	61.3%
		Ⅲ 種	3,161	2,830	2,236	79.0%
年 度 合 計			11,358	9,902	6,347	—

備考：大阪商工会議所主催

12) ビジネス会計検定試験 (東商施行分)

回 次	施 行 日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第 3 5 回	1 0 月 2 0 日	2 級	807	598	258	43.1%
		3 級	1,458	1,198	686	57.3%
		合 計	2,265	1,796	944	—
第 3 6 回	3 月 9 日	1 級	107	80	16	20.0%
		2 級	915	687	249	36.2%
		3 級	1,492	1,208	628	52.0%
		合 計	2,514	1,975	893	—
合 計		1 級	107	80	16	20.0%
		2 級	1,722	1,285	507	39.5%
		3 級	2,950	2,406	1,314	54.6%
年 度 合 計			4,779	3,771	1,837	—

備考：大阪商工会議所主催

② 講習会・講座

1) ビジネス実務法務検定試験®公式通信講座

講座名	受講者数
1 級コース	103
2 級コース	184
3 級コース	210

2) ビジネスマネジャー検定試験®公式通信講座

講座名	受講者数
B a s i c T e s t あり	224
B a s i c T e s t なし	167

③ 出版 物

1) カラーコーディネーター検定試験

書 籍 名	本体価格 (税込)	備 考
改訂版 スタンダードクラス公式テキスト	3, 3 0 0	2 0 2 5 年 3 月発行
改訂版 アドバンスクラス公式テキスト	5, 8 3 0	2 0 2 5 年 3 月発行

2) ビジネス実務法務検定試験

書 籍 名	本体価格 (税込)	備 考
1 級公式テキスト (2 0 2 5 年度版)	4, 7 3 0	2 0 2 5 年 3 月発行
2 級公式テキスト (2 0 2 5 年度版)	3, 9 6 0	2 0 2 5 年 1 月発行
3 級公式テキスト (2 0 2 5 年度版)	2, 9 7 0	2 0 2 5 年 1 月発行
1 級公式問題集 (2 0 2 5 年度版)	4, 0 7 0	2 0 2 5 年 3 月発行
2 級公式問題集 (2 0 2 5 年度版)	3, 6 3 0	2 0 2 5 年 2 月発行
3 級公式問題集 (2 0 2 5 年度版)	2, 7 5 0	2 0 2 5 年 2 月発行

3) 福祉住環境コーディネーター検定試験

書 籍 名	本体価格 (税込)	備 考
1 級公式テキスト改訂 6 版	5, 9 4 0	2 0 2 2 年 2 月発行
2 級公式テキスト改訂 7 版	4, 9 5 0	2 0 2 5 年 2 月発行
3 級公式テキスト改訂 7 版	3, 3 0 0	2 0 2 5 年 2 月発行

4) 環境社会検定試験 (e c o 検定)

書 籍 名	本体価格 (税込)	備 考
改訂 1 0 版環境社会検定試験® (e c o 検定) 公式テキスト	2, 8 6 0	2 0 2 5 年 2 月発行
2 0 2 4 年度版環境社会検定試験® (e c o 検定) 公式問題集	2, 4 2 0	2 0 2 4 年 4 月発行

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

5) ビジネスマネジャー検定試験

書 籍 名	本体価格 (税込)	備 考
ビジネスマネジャー検定試験®公式テキスト 5 t h e d i t i o n	3, 2 4 5	2 0 2 5 年 3 月発行
ビジネスマネジャー検定試験®公式問題集 2 0 2 5 年版	2, 7 5 0	2 0 2 5 年 3 月発行

④ e c o ピープル支援事業

1) e c o 検定アワード

e c o 検定アワード2024表彰式・特別講演会 (ハイブリッド) 11月22日 (48名)
「SDG s を経営に実装するとは? ~勝負の2030年に向けて企業、団体、私たちにできること~」
講師: 経営コンサルタント 笹谷 秀光氏

⑤ プロモーション活動

1) ビジネスマネジャー検定試験展示会出展

第14回HR EXPO [春] 人事労務・教育・採用
会期: 5月8日 (水) ~ 10日 (金) 10:00~18:00 (最終日のみ17:00まで)
会場: 東京ビッグサイト 東5ホール

2) e c o 検定 (環境社会検定試験) 展示会出展

ビジネスチャンスEXPO in TOKYO (主催者企画協力)
会期: 12月4日 (水) ~ 5日 (木) 10:00~17:00
会場: 東京ビッグサイト 東1ホール

3) e c o 検定 (環境社会検定試験) 導入企業インタビュー動画作成

「導入企業に聞く! e c o 検定導入の理由と活用方法」
公開日: 2月28日 (金) 14:00~
公開場所: 東京商工会議所公式Y o u t u b e チャンネル
インタビュー企業: 住友林業(株)、国分グループ本社(株)、東急建設(株)

4) 教育機関向け普及啓発セミナー

- a. 5月21日 (136名) 「話題のSDG s が学べる! ~e c o 検定のススメ~」
場所: 北九州市立高等学校
講師: (一社)実学実践探究舎 代表理事 岩 崎 美友紀 氏
- b. 6月24日 (16名) 「話題のSDG s が学べる! ~e c o 検定のススメ~」
場所: 宮城県農業高等学校
講師: (一社)実学実践探究舎 代表理事 岩 崎 美友紀 氏
三 宅 範 行 氏
- c. 11月6日 (36名) 「話題のSDG s が学べる! ~e c o 検定のススメ~」
場所: 奈良県立五條高等学校
講師: (一社)実学実践探究舎 代表理事 岩 崎 美友紀 氏
三 宅 範 行 氏

⑥ セミナー

1) ビジネス会計検定PRセミナー (大阪商工会議所、資格の学校TACと連携)

会社の数字に強くなろう! ~財務諸表の読み方・活かし方~ 7月17日 (119名)
会社の数字に強くなろう! ~財務諸表の読み方・活かし方~ 8月21日 (129名)

- 会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～ 1月15日 (113名)
 会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～ 1月23日 (80名)
- 2) 日商簿記検定PRセミナー(資格の大原と連携)
 知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー 4月17日 (9名)
 知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー 1月15日 (13名)
- 3) カラーコーディネーター検定試験PRセミナー
 「ブランディング」と「色彩」を掛け合わせるとビジネスが変わる！ 4月23日 (62名)
 ～色の知識を味方に！～
 ビジネスで使える分かりやすい資料作成のポイント 8月27日 (137名)
- 4) ビジネスマネジャー検定試験PRセミナー(合同会社クレイジーコンサルティングと連携)
 経営者・人事担当者なら知っておくべき！
 不確実性の高い時代を勝ち抜くためのマネジャー育成術とは？ 4月25日 (48名)
- 5) ビジネス実務法務検定試験PRセミナー(株ワールド・ヒューマン・リソースと連携)
 新年度へ備える！
 緊急課題！企業におけるコンプライアンス人材育成セミナー 3月13日 (88名)

⑦ 各種検定試験に関する会議等

- 1) ビジネス実務法務検定試験
 第1回1級作問・採点委員会 5月27日 (16名) 第56回1級問題作成について
 第2回1級作問・採点委員会 8月23日 (16名) 第56回1級問題作成について
 第3回1級作問・採点委員会 10月1日 (16名) 第56回1級問題作成について
 1級最終採点委員会 2月18日 (5名) 第56回1級最終採点審査
- 2) 福祉住環境コーディネーター検定試験
 第1回1級作問委員会 4月22日 (9名) 第53回1級問題作成について
 第2回1級作問委員会 8月8日 (9名) 第53回1級問題作成について
 第3回1級作問委員会 9月5日 (9名) 第53回1級問題作成について
 1級最終採点委員会 2月19日 (5名) 第53回1級最終採点審査
- 3) 環境社会検定試験(e c o検定)
 第2回作問委員会 4月19日 (5名) 第36回問題作成について
 第1回作問委員会 7月29日 (5名) 第37回問題作成について
 第2回作問委員会 9月13日 (3名) 第37回問題作成について
 「e c o検定アワード2024」審査委員会
 10月7日 (7名) e c o検定アワード2024最終審査
 第1回作問委員会 3月5日 (5名) 第38回問題作成について
 第20回環境社会検定委員会
 3月31日 (10名) a. 報告 (a)2024年度までの環境社会検定試験実施状況について
 (b)e c o検定関連事業報告およびプロモーション活動について
 b. 意見交換
- 4) カラーコーディネーター検定試験
 第1回作問委員会 12月2日 (5名) スタンダードクラス問題作成について

7. 事業 (13)貿易取引斡旋

第2回作問委員会	12月27日(10名)	アドバンスクラス問題作成について
第1回校正会議	3月17日(5名)	スタンダードクラス問題校正について
第2回校正会議	3月21日(5名)	アドバンスクラス問題校正について

5) その他

東京商工会議所企画検定試験「共催商工会議所担当者説明会」※オンライン形式

4月11日(182名) 東京商工会議所企画検定試験について

東京商工会議所企画検定試験「第2回共催商工会議所担当者説明会」※オンライン形式

7月18日(120名) 東京商工会議所企画検定試験について

東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」 会場：神戸商工会議所

2月14日(15名) a. 2024年度東京商工会議所企画検定試験結果等について

b. 2025年度東京商工会議所企画検定試験について

c. 意見交換

d. 次回の開催地について

東京商工会議所企画検定試験「共催商工会議所担当者会議」※オンライン形式

3月5日(178名) a. 2024年度東京商工会議所企画検定試験について

b. 2025年度東京商工会議所企画検定試験について

(13) 貿易取引斡旋

① 相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	3	3	5	2	2	5	3	3	2	3	2	3	36

(専門相談員) 国際弁護士

(14) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡 回 指 導										
	経営革新	経営一般	情報化	金 融	税 務	労 働	取 引	環境対策	創 業	その他	計
千代田	0	247	88	797	13	82	6	9	4	966	2,212
中 央	0	349	11	814	2	5	15	0	1	1,283	2,480
港	0	354	84	751	258	259	16	0	1	565	2,288
新 宿	2	338	43	750	24	31	44	0	3	724	1,959
文 京	13	271	109	641	116	89	55	4	0	837	2,135
台 東	3	478	23	640	0	9	23	0	0	1,207	2,383
北	0	302	106	688	12	23	23	2	2	1,250	2,408
荒 川	2	112	59	720	1	7	39	1	0	1,009	1,950
品 川	0	203	203	533	9	64	51	0	7	672	1,742
目 黒	8	335	14	682	5	8	4	1	1	1,025	2,083
大 田	0	243	52	524	9	19	8	1	1	1,207	2,064
世田谷	0	151	164	500	177	69	57	6	0	670	1,794
渋谷	1	323	106	768	11	147	80	1	3	984	2,424
中 野	0	468	119	559	12	17	46	0	10	671	1,902
杉 並	0	300	64	494	1	13	2	0	8	842	1,724
豊 島	2	390	184	726	2	73	2	0	4	766	2,149
板 橋	1	528	39	787	14	8	5	0	9	821	2,212
練 馬	1	128	91	488	17	42	45	0	5	894	1,711
江 東	2	351	103	639	51	27	7	0	2	818	2,000
墨 田	6	387	73	910	8	28	23	0	5	1,058	2,498
足 立	0	211	35	609	5	97	216	3	4	873	2,053
葛 飾	0	241	69	826	25	22	4	1	2	650	1,840
江戸川	1	171	49	504	143	66	37	9	0	802	1,782
本 部	3	152	13	41	1	23	56	0	3	158	450
分 室	0	221	0	159	63	5	0	1	0	157	606
計	45	7,254	1,901	15,550	979	1,233	864	39	75	20,909	48,849

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

2) 本支部別窓口指導実績

支部名	窓 口 指 導 (文書・電話等によるものを含む)										
	経営革新	経営一般	情報化	金 融	税 務	労 働	取 引	環境対策	創 業	その他	計
千代田	2	320	50	1,741	7	29	7	12	217	883	3,268
中 央	2	462	29	1,503	5	23	25	4	25	797	2,875
港	2	761	65	2,603	130	78	93	1	85	1,245	5,063
新 宿	15	347	2	1,743	7	7	20	1	257	676	3,075
文 京	11	430	22	1,326	42	20	22	1	49	1,118	3,041
台 東	5	336	7	1,150	11	7	13	0	45	889	2,463
北	4	225	18	1,094	4	3	12	0	43	786	2,189
荒 川	0	213	17	956	15	11	17	1	40	589	1,859
品 川	7	467	139	911	41	33	55	33	105	550	2,341
目 黒	0	656	5	923	24	2	10	2	21	851	2,494
大 田	0	423	16	1,107	13	21	6	0	53	803	2,442
世田谷	1	419	84	2,224	91	26	48	2	159	1,253	4,307
渋谷	3	480	31	1,516	19	17	33	0	92	896	3,087
中 野	4	613	75	1,170	28	13	31	1	143	364	2,442
杉 並	1	306	8	1,113	4	6	1	0	106	637	2,182
豊 島	3	436	74	1,367	2	15	2	0	63	966	2,928
板 橋	1	539	10	1,385	7	5	8	2	90	681	2,728
練 馬	2	344	32	1,390	58	43	56	1	116	572	2,614
江 東	3	313	48	1,201	44	8	11	0	73	658	2,359
墨 田	13	219	5	1,282	13	15	10	0	36	797	2,390
足 立	22	84	5	1,294	2	15	34	0	35	814	2,305
葛 飾	0	258	27	964	34	10	8	1	34	478	1,814
江戸川	5	247	8	1,144	72	15	1	3	56	643	2,194
本 部	45	1,486	28	467	21	19	78	5	546	370	3,065
分 室	0	164	0	175	148	3	0	0	0	184	674
計	151	10,548	805	31,749	842	444	601	70	2,489	18,500	66,199

② 講習会・講演会等の開催による指導

1) 講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金 融		税 務		労 働		取 引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	0	0	0	0	2	54
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台 東	0	0	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	44
北	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
荒 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品 川	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
目 黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋谷	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
中 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	0	0	1	16
杉 並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板 橋	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
練 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江 東	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12
墨 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛 飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川	0	0	1	38	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	51
本 部	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
計	0	0	4	98	5	90	1	24	0	0	0	0	3	70	0	0	0	0	13	282

※連続講習会を主な種目で1回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	4	98	5	90	1	24	0	0	0	0	3	70	0	0	0	0	13	282

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

2) 講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金 融		税 務		労 働		取 引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	17	380	0	0	1	43	1	30	4	122	1	34	0	0	0	0	24	609
中 央	0	0	13	554	2	110	1	62	1	75	6	221	0	0	0	0	1	39	24	1,061
港	0	0	10	292	9	216	0	0	1	31	3	81	2	58	0	0	0	0	25	678
新 宿	0	0	11	339	1	40	0	0	0	0	4	108	0	0	0	0	9	189	25	676
文 京	0	0	13	378	2	49	2	36	1	24	5	81	0	0	0	0	0	0	23	568
台 東	0	0	12	346	1	80	1	56	1	54	4	120	1	22	0	0	0	0	20	678
北	0	0	14	257	5	152	0	0	0	0	1	21	0	0	0	0	1	23	21	453
荒 川	0	0	18	589	3	139	1	49	0	0	5	208	3	139	0	0	0	0	30	1,124
品 川	0	0	24	454	2	63	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	540
目 黒	0	0	24	635	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	67	25	702
大 田	1	28	12	281	3	69	0	0	1	32	3	61	0	0	1	11	1	11	22	493
世田谷	0	0	17	372	2	86	1	26	0	0	4	68	0	0	0	0	0	0	24	552
渋谷	0	0	12	205	2	53	2	23	1	56	2	18	2	44	1	17	0	0	22	416
中 野	0	0	3	60	5	314	1	26	1	19	3	53	1	12	0	0	9	136	23	620
杉 並	0	0	21	734	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	22	746
豊 島	0	0	11	229	4	150	4	101	0	0	2	68	1	38	0	0	5	230	27	816
板 橋	0	0	15	267	3	192	1	18	1	34	3	126	1	26	2	56	0	0	26	719
練 馬	0	0	6	143	3	108	2	60	1	24	6	140	2	39	0	0	0	0	20	514
江 東	0	0	19	376	2	65	0	0	3	51	2	32	0	0	0	0	0	0	26	524
墨 田	0	0	17	452	2	49	1	14	0	0	3	50	0	0	0	0	1	12	24	577
足 立	0	0	14	257	1	27	1	34	0	0	2	26	1	8	1	10	5	82	25	444
葛 飾	0	0	18	308	1	25	1	101	2	27	1	18	0	0	0	0	2	62	25	541
江戸川	0	0	14	260	3	74	0	0	1	6	3	105	0	0	0	0	0	0	21	445
本 部	0	0	6	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	340
計	1	28	341	8,508	56	2,061	21	672	17	475	66	1,727	15	420	5	94	35	851	557	14,836

※連続講習会を主な種目で1回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	1	28	336	8,508	56	2,061	21	672	17	475	66	1,727	15	420	5	94	35	851	552	14,836

3) 講習会 (本部実施分)

No.	開催日	講演講習会の内容 (テーマ)	講 師 名		参加者数	対象者等
			職 業	氏 名		
1	6 月 19 日	「経営者のための会計入門セミナー」	公認会計士 公認会計士	田口 剛平 氏 吉原 弘二 氏	14 名	小規模事業者
2	9 月 24 日	与信管理の新たな視点と活用 法 ～守りと攻めのデータ戦略～	(株)帝国データバンク 営業部 シニアアドバイザー	加藤 勉 氏	38 名	小規模事業者
3	11 月 28 日	お客様にずっと愛される！ 小さな企業の「ブランド」の 作り方	中小企業診断士	田中 聡子 氏	30 名	小規模事業者
4	12 月 23 日	「営業初心者のための顧客管理入門 ～成果を上げるための基礎と実践法～」	中小企業診断士	今野 翔太 氏	37 名	小規模事業者
5	2 月 12 日	【集客力 UP】24 時間 365 日のウェブ集客術！	中小企業診断士	松本 昌史 氏	85 名	小規模事業者
6	2 月 28 日	販路拡大のカギ！Instagram 活用セミナー	中小企業診断士	安藤 昌明 氏	103 名	小規模事業者
7	3 月 12 日	税理士兼中小企業診断士が解説する！ 売上向上につながる 経理・財務データの分析術	税理士・中小企業診断士	尾上雄一郎 氏	47 名	小規模事業者

4) 特別講演会

支 部	開校日	テーマ	講 師 名	参加者数
千代田	11月26日	スタートアップ企業と描く成長戦略	(株)本郷スタートアップス 代表取締役 田中譲二郎 氏	36名
	1月14日	経済の最新動向と今後の展望に迫る！ 世界経済の潮流と日本経済の行方	多摩大学特別招聘教授 真壁 昭夫 氏	43名
中 央	1月21日	2025年の国際情勢と為替動向のゆくえ	みずほ証券(株) リサーチ & コンサルティングユニット 金融市場調査部 チーフ為替ストラテジスト 山本 雅文 氏	41名
	2月 3日	「人を大切にする」吉野家の人材育成	(株)吉野家ホールディングス 名誉会長 安部 修仁 氏	71名
港	9月25日	人手不足を解決するビル等施設管理業務の救世主となるか！？ 次世代ロボットソリューション	(株)ZMP 代表取締役社長 谷口 恒 氏	17名
	2月 6日	ChatGPT等の生成AIが与える経営インパクト	(株)Exa Enterprise AI 「AI新聞」編集長 湯川 鶴章 氏	37名
新 宿	1月15日	日本経済の最新動向と2025年の展望	日本経済新聞社 論説フェロー 原田 亮介 氏	98名
文 京	6月21日	どうなる？中国経済～これからの日本経済への影響を考える～	日本国際問題研究所客員研究員 現代中国研究家 津上 俊哉 氏	33名
	2月19日	経済特別講演会「どうなる？2025日本経済・世界経済」	(株)ストラテジック・アソシエイツ・ジャパン 代表取締役 市川 眞一 氏	75名
台 東	10月23日	日本経済の現状と今後の課題	(株)マネネCEO／経済アナリスト 森永 康平 氏	57名
	3月11日	台東区の目指すサステナブルツーリズム	帝京大学 観光経営学科 教授 篠崎 宏 氏	23名
北	3月12日	なぜあの会社には人が集まり、辞めないのか？	働き方改革総合研究所(株) 代表取締役 新田 龍 氏	57名

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

支 部	開校日	テーマ	講 師 名	参加者数
荒 川	7月10日	～ラジオパーソナリティが伝授！ ～あなたの思いがまっすぐ伝わる 周りを動かすコミュニケーション術	フリーアナウンサー 土井 里美 氏	71名
	2月20日	～10年連続赤字、平均年齢60歳弱 ～倒産危機だった小さな町工場の 経営改革	(株)佐藤製作所 常務取締役 佐藤 修哉 氏 役	86名
品 川	3月7日	人手不足時代の中小企業経営～労働力の需給バランス崩壊に企業はどう対応すべきか～	リクルートワークス研究所 坂本 貴志 氏 所 研究員／アナリスト	20名
	3月17日	逆境に映える「21世紀に生きる」中小企業～地域で歩む全国の中小企業の事例から～	慶応義塾大学経済学部 植田 浩史 氏 教授	18名
目 黒	2月18日	2025年の内外経済展望	東京財団政策研究所 早川 英男 氏 主席研究員	67名
大 田	9月26日	なぜあの会社には人が集まり、辞めないのか？	働き方改革総合研究所(株) 新田 龍 氏 代表取締役	32名
	3月5日	激動の国際情勢と日本の安全保障ー地政学リスクへの対応ー	防衛研究所 研究幹事 兵頭 慎治 氏	47名
世田谷	2月6日	良品計画が挑戦する公益人本主義経営	(株)良品計画 顧問 金井 政明 氏	40名
渋谷	3月24日	『五方良し経営』を実現するために	人を大切にする経営学会 坂本 光司 氏 会長(元法政大学大学院政策創造研究科教授)	36名
杉 並	9月19日	日本と世界2024 内政・外交・経済の課題と展望	共同通信編集委員 太田 昌克 氏	135名
	2月14日	「ディズニー流感動を生む企画の秘密」の著者が語る～今だからこそ知りたい夢と魔法のマーケティング術とは～	元ウォルトディズニーシニアプロデューサー 大畠 崇央 氏	52名
豊 島	2月13日	政治と経済 経済政策から読み解く日本の行方	(株)第一生命経済研究所 熊野 英生 氏 経済調査部 首席エコノミスト	145名
練 馬	7月23日	中小企業におけるAIがもたらすビジネス変革の現状	(株)第一生命経済研究所 柏村 祐 氏 ライフデザイン研究部 主席研究員 テクノロジーリサーチャー	64名
	3月4日	元プロ野球選手に学ぶチームビルディングの手法	元プロ野球選手、ルシアノ・フェ LF AGENCY代表 ルナンド 氏	25名
江 東	11月25日	ネットショップ運営の最前線 ～生成AIと最新トレンドを活かした売上向上術～	(株)ソフィアブレイン 代表 小宮山真吾 氏	22名
	1月21日	2025年 日本経済の注目点	(株)第一生命経済研究所 永濱 利廣 氏 経済調査部 首席エコノミスト	38名
墨 田	5月22日	実体験から伝えたい企業の倒産・破産の現実	経営コンサルタント 齋藤 靖之 氏	27名
	10月1日	あなたの街に観光客を呼び込む方法について	(株)JTB総合研究所 山下 真輝 氏 主席研究員	16名
足 立	2月14日	2025年世界経済情勢と日本	慶応義塾大学総合政策学部 教授 白井さゆり 氏	75名
葛 飾	1月22日	世界経済の行方と金融市場動向	多摩大学特別招聘教授 真壁 昭夫 氏	101名
江戸川	7月17日	「原田メソッド」目的・目標設定セミナー	(株)原田教育研究所 原田 隆史 氏 代表取締役社長	43名
	11月7日	小さな会社のブランディング戦略	(有)笠原製菓 代表取締役 笠原 健徳 氏	74名

③ 窓口専門相談

(本支部別窓口専門相談)

本部・支部	税 務		法 律		金 融・その他		計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
千 代 田	0	0	9	25	(52) 0	(106) 0	(52) 9	(106) 25
中 央	16	34	23	69	(9) 0	(37) 0	(9) 39	(37) 103
港	15	33	12	26	(11) 0	(13) 0	(11) 27	(13) 59
新 宿	17	36	32	70	(17) 0	(32) 0	(17) 49	(32) 106
文 京	12	19	12	25	(18) 0	(24) 0	(18) 24	(24) 44
台 東	15	37	11	18	(4) 9	(9) 11	(4) 35	(9) 66
北	22	20	22	36	(9) 0	(18) 0	(9) 44	(18) 56
荒 川	8	2	12	13	(4) 1	(8) 0	(4) 21	(8) 15
品 川	18	42	22	59	(12) 0	(11) 0	(12) 40	(11) 101
目 黒	23	66	11	26	(8) 0	(22) 0	(8) 34	(22) 92
大 田	33	73	36	65	(24) 0	(39) 0	(24) 69	(39) 138
世 田 谷	27	82	17	45	(15) 12	(20) 18	(15) 56	(20) 145
渋 谷	48	149	48	177	0	0	96	326
中 野	18	34	23	35	(13) 0	(26) 0	(13) 41	(26) 69
杉 並	19	43	47	105	(3) 0	(11) 0	(3) 66	(11) 148
豊 島	7	5	30	46	(7) 0	(23) 0	(7) 37	(23) 51
板 橋	24	32	20	34	12	15	56	81
練 馬	17	41	11	18	(4) 21	(21) 20	(4) 49	(21) 79
江 東	12	21	12	18	12	17	36	56
墨 田	19	29	11	14	(4) 17	(4) 21	(4) 47	(4) 64
足 立	19	62	12	29	(14) 0	(10) 0	(14) 31	(10) 91
葛 飾	20	28	11	14	(4) 11	(12) 7	(4) 42	(12) 49
江 戸 川	17	22	11	24	(24) 8	(28) 4	(24) 36	(28) 50
本 部	22	67	0	0	(12) 58	(14) 172	(12) 80	(14) 239
計	448	977	455	991	(268) 161	(488) 285	(268) 1,064	(488) 2,253

() は専門相談員謝金無料分

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

④ 金融指導

(支部別金融斡旋・貸付決定状況)

制度名 支部名	金 融 の									
	日 本 政 策 金 融 公 庫 A				A の うち マ ル 経				そ の 他	
	幹 延 べ 件 数 旋 数	貸 延 付 決 定 件 数	幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額	幹 延 べ 件 数 旋 数	貸 延 付 決 定 件 数	幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額	幹 延 べ 件 数 旋 数	貸 延 付 決 定 件 数
本 部	24	16	220,500	90,100	0	0	0	0	2	1
千代田	230	229	1,706,300	1,702,800	229	228	1,703,800	1,700,300	0	0
中 央	235	233	1,855,000	1,844,500	235	233	1,855,000	1,844,500	0	0
港	364	356	2,990,200	2,903,200	359	355	2,958,500	2,898,200	0	0
新 宿	226	223	1,717,200	1,673,200	216	216	1,646,500	1,646,500	0	0
文 京	163	162	1,177,100	1,164,100	163	162	1,177,100	1,164,100	0	0
台 東	207	205	1,548,000	1,538,000	204	203	1,498,000	1,493,000	0	0
北	193	190	1,173,700	1,154,700	189	189	1,147,700	1,147,700	1	0
荒 川	132	130	812,200	792,200	129	129	780,200	780,200	0	0
品 川	147	143	920,100	892,100	139	139	869,100	869,100	0	0
目 黒	124	119	901,100	850,600	120	119	865,600	850,600	0	0
大 田	180	172	1,179,200	1,127,300	175	172	1,141,200	1,127,300	0	0
世田谷	193	192	988,900	986,400	193	192	988,900	986,400	0	0
渋谷	288	286	2,140,900	2,136,200	288	286	2,140,900	2,136,200	0	0
中 野	127	123	1,019,200	974,200	122	122	964,200	964,200	0	0
杉 並	159	152	926,450	897,300	145	143	830,600	823,300	0	0
豊 島	159	158	1,177,400	1,160,900	155	154	1,112,400	1,110,900	0	0
板 橋	213	212	1,542,500	1,532,500	213	212	1,542,500	1,532,500	0	0
練 馬	170	166	1,030,500	1,001,500	164	162	1,015,300	992,300	0	0
江 東	153	148	1,156,800	1,105,800	151	147	1,131,800	1,100,800	0	0
墨 田	196	191	1,548,170	1,508,100	189	186	1,504,100	1,477,600	0	0
足 立	262	262	1,960,600	1,960,600	262	262	1,960,600	1,960,600	0	0
葛 飾	180	175	1,271,400	1,218,400	180	175	1,271,400	1,218,400	0	0
江戸川	170	168	1,156,200	1,151,200	170	168	1,156,200	1,151,200	0	0
浅草分 室	2	2	6,300	6,300	2	2	6,300	6,300	0	0
合 計	4,497	4,413	32,125,920	31,372,200	4,392	4,356	31,267,900	30,982,200	3	1

7. 事業 (14)経営改善普及事業

(単位：件、千円)

金 融 機 関 B		幹 旋				合 計			
幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額	B の うち 都 の 中 小 企 業 制 度 融 資				幹 延 旋 べ 件 数	貸 延 付 決 定 額	幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額
		幹 延 旋 べ 件 数	貸 延 付 決 定 額	幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額				
20,000	10,000	2	1	20,000	10,000	26	17	240,500	100,100
0	0	0	0	0	0	230	229	1,706,300	1,702,800
0	0	0	0	0	0	235	233	1,855,000	1,844,500
0	0	0	0	0	0	364	356	2,990,200	2,903,200
0	0	0	0	0	0	226	223	1,717,200	1,673,200
0	0	0	0	0	0	163	162	1,177,100	1,164,100
0	0	0	0	0	0	207	205	1,548,000	1,538,000
3,000	0	1	0	3,000	0	194	190	1,176,700	1,154,700
0	0	0	0	0	0	132	130	812,200	792,200
0	0	0	0	0	0	147	143	920,100	892,100
0	0	0	0	0	0	124	119	901,100	850,600
0	0	0	0	0	0	180	172	1,179,200	1,127,300
0	0	0	0	0	0	193	192	988,900	986,400
0	0	0	0	0	0	288	286	2,140,900	2,136,200
0	0	0	0	0	0	127	123	1,019,200	974,200
0	0	0	0	0	0	159	152	926,450	897,300
0	0	0	0	0	0	159	158	1,177,400	1,160,900
0	0	0	0	0	0	213	212	1,542,500	1,532,500
0	0	0	0	0	0	170	166	1,030,500	1,001,500
0	0	0	0	0	0	153	148	1,156,800	1,105,800
0	0	0	0	0	0	196	191	1,548,170	1,508,100
0	0	0	0	0	0	262	262	1,960,600	1,960,600
0	0	0	0	0	0	180	175	1,271,400	1,218,400
0	0	0	0	0	0	170	168	1,156,200	1,151,200
0	0	0	0	0	0	2	2	6,300	6,300
23,000	10,000	3	1	23,000	10,000	4,500	4,414	32,148,920	31,382,200

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

⑤ 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額を限度に「無担保・無保証人」「無利子」で借入ができる制度。

また、一時金の貸付（無担保・無保証人）にも対応しており、取引先事業者の倒産時のみならず、必要な事業資金を解約手当金の95%を上限に利用することが出来る。

2024年度の実績は、新規契約者数が419件、貸付請求が1件／600万円であった。本共済申込受付の機能を持たないネット銀行を振替口座とする事業者が増えていることを背景に加入受付が増加した。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支 部 名	加 入	貸 付	
	件 数	件 数	金 額
千 代 田	13	0	0
中 央	24	0	0
港	39	0	0
新 宿	19	0	0
文 京	12	0	0
台 東	9	0	0
北	6	0	0
荒 川	7	0	0
品 川	18	0	0
目 黒	11	0	0
大 田	15	0	0
世 田 谷	8	0	0
澁 谷	48	0	0
中 野	13	0	0
杉 並	7	0	0
豊 島	9	0	0
板 橋	10	1	600
練 馬	10	0	0
江 東	19	0	0
墨 田	10	0	0
足 立	6	0	0
葛 飾	8	0	0
江 戸 川	9	0	0
分 室	0	0	0
本 部	89	0	0
合 計	419	1	600

⑥ 小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または法人等の役員が、事業の廃止あるいは役員退任など第一線を退いた際に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退

職金制度である。

また、掛金の納付月数により掛金の7～9割で2,000万円を上限に借入することが可能な一般貸付制度がある。

2024年度の実績は、新規契約件数が80件であった。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
中央	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新宿	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
文京	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
台東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	7
荒川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品川	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
目黒	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
大田	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
世田谷	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
渋谷	2	0	1	2	0	1	0	2	0	2	2	0	12
中野	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	4
杉並	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
豊島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
板橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練馬	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	1	7
江東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
足立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛飾	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4
江戸川	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
分室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本部	2	1	1	0	0	3	0	1	4	3	0	1	16
月別合計	18	8	10	6	0	6	3	7	7	6	4	5	80

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

⑦ 記帳指導（本支部別実績表）

支部名	記帳相談員数 (名)	指導対象者数 (対象)	記帳指導件数（件）		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	—
港	—	—	—	—	—
新宿	—	—	—	—	—
文京	—	—	—	—	—
台東	—	—	—	—	—
北	—	—	—	—	—
荒川	—	—	—	—	—
品川	—	—	—	—	—
目黒	—	—	—	—	—
大田	—	—	—	—	—
世田谷	—	—	—	—	—
渋谷	—	—	—	—	—
中野	—	—	—	—	—
杉並	—	—	—	—	—
豊島	—	—	—	—	—
板橋	—	—	—	—	—
練馬	—	—	—	—	—
江東	—	—	—	—	—
墨田	—	—	—	—	—
足立	—	—	—	—	—
葛飾	—	—	—	—	—
江戸川	—	—	—	—	—
本部	5	880	2,011	3	2,014
計	5	880	2,011	3	2,014
一支部平均		880.0	2011.0	3.0	2014.0

⑧ 専門経営指導

2024年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1) 専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							
	専門分野	業種別	中心 市街地 活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	0	1	0	0	0	0	0	1
建設業	2	0	0	0	0	0	0	2
小売業	3	0	0	0	0	0	0	3
卸売業	3	4	0	0	0	0	1	8
サービス業	10	6	0	0	0	0	4	20
その他	3	2	0	1	0	0	0	6
計	21	13	0	1	0	0	5	40

業 種 別	窓 口 指 導							
	専門分野	業 種 別	中心 市街地 活性化	地域振興	環境対策	創業	そ の 他	計
製 造 業	43	33	0	0	0	15	0	91
建 設 業	7	2	0	0	0	4	0	13
小 売 業	87	43	0	0	0	31	54	215
卸 売 業	66	66	0	0	0	8	0	140
サービス業	373	126	0	1	0	279	90	869
そ の 他	110	82	0	1	0	87	511	791
計	686	352	0	2	0	424	655	2,119

⑨ 経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1) 目 的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大3回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2) 事業の内容及び結果

a. エキスパートの登録

2025年3月31日現在の登録エキスパートは276名

b. 小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、IT活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	2024年度
指 導 企 業	269企業
指 導 日 数	619日

⑩ 施策普及広報活動

1) 金融PR活動

a. 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（52,760部）を作成し、支部窓口、DM、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しPRを行った。

b. マル経融資のPRハガキ（138,140部）を作成し、23支部から区内小規模事業者にDMを送付して、同融資制度の普及に努めた。

2) パンフレット・チラシ類の作成

a. 経営改善普及事業総合ガイドブック（23,400部）、窓口専門相談リーフレット（16,950部）、支部独自の経営改善普及事業PRチラシ、ハガキ（334,000部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3) 新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a. マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に3回掲載し、制度の普及を図った。

b. 各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、23区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4) 大都市対策特別普及振興事業

a. 「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を9月～11月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数254社、相談件数390件）。また、PR用のハガキ（39,750部）を作成し、20支部から区内小規模事業者にDMを送付した。

b. 東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成する都内8会議所で実施している経営改善普及事業（内容：マル経融資・

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

経営相談)について日本経済新聞(全5段広告×1回)に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くPRを行った。

c. テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン(MX-TV)で、経営改善普及事業の30秒CM(内容:マル経融資・窓口専門相談のPR)を計7回放送し施策普及を展開した。

d. オンライン広告配信による啓発・普及

地区内小規模事業者に対して、経営改善普及事業の利用拡大を目的として掲出しているウェブページを、広く認知させるためリスティング広告、ファインド広告を主とするインターネットを利用した広告配信を行った(9月~11月)。

⑪ 地域持続化支援事業(活性化事業) 実施状況一覧

部 署	事業名
文 京	文京老舗企業研究事業
台 東	ジュエリー関連産業 人材不足課題解決支援事業
北	北区 次世代に繋ぐプロジェクト事業
荒 川	中小・小規模事業者向けBCP策定支援事業
世田谷	区内外民の環流を促すためのイベントマップを通じた小売・飲食店等支援事業
江戸川	江戸川 採用力強化事業
中小企業相談部	海外展開支援事業
中小企業相談部	創業支援プログラム
中小企業相談部	稼ぐ力向上支援
中小企業部	スタートアップ企業表彰事業
中小企業部	ものづくり人材育成を目的としたゼミナール事業
中小企業部	中小企業の国際展開に関する実態調査

1) 【文京支部】「文京老舗企業研究事業」

a. 目的

区内に老舗と言われる70年~100年以上続く企業が存在するが、それらの企業には何らかのノウハウがあると思われるため、取材し、長寿の要因となっている要素を解明し、その事例を冊子で紹介する。その事例集を配布することにより、区内中小・小規模事業者の参考としていただき、経営上の改善を目指すもの。

b. 事業概要

文京区内の印刷や医療関連をはじめ、各種の中小事業者で上記のような取り組みをしている企業を6社取材し、その事例集を作成・区内中小・小規模事業者へ配布を行った。事例集作成にあたり、幅広い業種で区内経営者と小規模事業者と関わりのある都・区の担当者を交え3回ワーキンググループで議論を行い、事例集を取りまとめた。また、事例集の周知を図るために、事例集で取り上げた企業の経営者を招きシンポジウムを開催した。

c. 事業

(a) ワーキングの実施

文京区内経営者や東京都職業能力開発センター、文京区に委員として参画いただき、ワーキンググループを組織し、事例選定や構成について検討した。

4月19日(9名)第1回ワーキング

- (a) 本事業の概要について
- (b) 選定方法および事例の説明について

8月20日(8名)第2回ワーキング

- (a) 本事業の進捗について
- (b) 今後のスケジュールについて

10月18日(9名)第3回ワーキング

- (a) 本事業の進捗について
- (b) 今後のスケジュールについて

(b) 事業成果

i. 作成物 「文京老舗企業事例集」

発行日 2024年12月

作成部数 3,000部

配布先 区内中小事業者、文京区および関連団体、東商文京支部役員・評議員 等

(c) シンポジウム

2月17日(71名) 「伝統を守りながら果敢に挑戦する～老舗企業の”生きる力”シンポジウム」

永島医科器械㈱ 代表取締役会長兼社長 平尾泰朗氏

山口建設㈱ 代表取締役 山口巖氏

㈱日本金属工芸研究所 代表取締役 山田敏晶氏

2) 【台東支部】「ジュエリー関連産業 人材不足課題解決支援事業」

a. 目的

台東区はジュエリー(宝石・ネックレス等)産業が集積している。近年、ジュエリー業界の職人・起業を目指す人が減っており、業界として人材の育成が課題となっている。台東区の地場産業であるジュエリー産業の小規模企業各社の事業継続・発展を支援するため、ジュエリー業界に興味をもってもらい、将来の職人や起業者を発掘・育成することが求められている。

以下の各種事業を実施することで、台東区の地場産業であるジュエリー業界の各企業の人材不足の課題への対策が図られ、先々の就職希望者や創業希望者の増加が見込まれ、業界としての事業継続や区内産業の活性化が期待できる。

b. 事業概要

①地元の小中学校の生徒に対してジュエリーの制作体験の講習を行い、業界に興味を持ってもらい、将来のジュエリー業界を目指す人材を発掘する。

②区内・近隣の高校の生徒またはジュエリー関係の専門学校の学生向けに、ジュエリー制作およびジュエリー産業に関する講演会およびジュエリー業界の技能を磨いてもらうための講習を実施し、ジュエリー業界を目指す人材を発掘し、将来の職人・技術者の育成を図る。

c. 事業

7月23日(32名) ジュエリー制作教室(於 台東区立上野中学校)

(協力: 東京貴金属技能士会、(一社)日本ジュエリー協会)

7月29日(23名) ジュエリー制作教室(於 台東区立駒形中学校)

(協力: 東京貴金属技能士会、(一社)日本ジュエリー協会)

8月8日(16名) ジュエリー制作教室(於 台東区立浅草中学校)

(協力: 東京貴金属技能士会、(一社)日本ジュエリー協会)

9月25日(23名) ジュエリー制作教室(於 台東区立平成小学校)

(協力: 東京貴金属技能士会、(一社)日本ジュエリー協会)

12月23日(12名) 高校生向け 高度技能実習(彫り留め実習)(於 東京都立工芸高校)

(協力: (一社)日本ジュエリー協会)

7. 事業 (14)経営改善普及事業

3) 【北支部】「北区 次世代に繋ぐプロジェクト事業」

a. 目的

東京都北区は、明治期から日本の近代工業発祥の地として、時代の変化に対応しながらこれまで発展してきた。その北区の発展と共に区内の企業も変化・成長を続けてきた。近年では、人口減少や高齢化といった社会構造の変化、仕入れ費用の高騰、人手不足など事業者を取り巻く経営環境は目まぐるしく変化している。今後の地域経済の更なる発展のためにも、区内で長年事業を営んできた企業のノウハウ・技術を次世代の若手経営者・創業予定者らに繋いでいくことが必要だと考え、業歴50年以上の区内長寿企業16社を取材、冊子に取りまとめた。これらの取り組みにより、区内若手経営者・創業予定者らの経営上の改善・地域経済の発展を図る狙い。

b. 事業概要

業歴50年以上の区内長寿企業16社を取材し、その事例集を作成・区内若手経営者・創業予定者らへ配布を行った。事例集作成にあたり、幅広い業種の区内経営者と小規模事業者と関わりのある区の担当者や中小企業診断士を交え3回ワーキンググループで議論を行い、事例集を取りまとめた。また、事例集の周知を図るために、東京商工会議所北支部ホームページ内に特設ページを新設。デジタルブックやWEB限定記事を公開し周知を行った。

c. 事業

(a) ワーキングの実施

北区内経営者や中小企業診断士、北区職員に委員として参画いただき、ワーキンググループを組織し、取材企業選定や掲載内容について検討した。

7月10日(10名)第1回ワーキング

- (a) 本事業の概要について
- (b) 取材企業の選考方法について
- (c) 取材・デザイン・印刷委託会社の選定について
- (d) 事業PRについて

10月8日(9名)第2回ワーキング

- (a) 本事業の進捗について
- (b) 取材企業の選考について
- (c) 今後のスケジュールについて

12月17日(9名)第3回ワーキング

- (a) 本事業の進捗について
- (b) 冊子・記事の内容について

(b) 企業募集

9月24日～10月7日

東京商工会議所北支部のニュースリリースで掲載企業を募集

(c) 事業成果

作成物 「F l a g (フラッグ)」

発行日 2025年2月28日

作成部数 8,000部

配布先 区内小規模事業者、若手経営者、創業予定者、
北区および関連団体、金融機関、東商北支部役員・評議員等

北区次世代に繋ぐプロジェクト事業 特設ページ公開

公開日 2025年2月28日

内容 「F l a g」デジタルブック、WEB限定記事

4) 【荒川支部】「中小・小規模事業者向けBCP策定支援事業」

a. 目的

近年、地震や集中豪雨等の自然災害が頻発しており、災害時においても持続的な事業活動を行うためには、事

業継続計画・BCPの策定が求められている。荒川区は、大部分を墨田川に囲まれた低地帯に位置しており、水害リスクが高く、また、木造住宅密集地も多いことから、BCP策定により各種災害に備えておくことがより求められている。

そこで、今までBCPについて馴染みがなかった事業所も含め、BCPの必要性に対する理解を深めるため、荒川区の特性や各種支援施策、好事例先の紹介するセミナーの開催、啓発冊子の作成・配布をする。これにより、区内中小・小規模事業者の参考としていただき、経営上の改善を目指すもの。

b. 事業概要

- ・ワーキンググループでのガイドブック（小冊子）の構成や配布計画等に関する協議
- ・ガイドブック（小冊子）の作成
- ・BCP策定解説セミナーの実施

c. 事業

(a) ワーキングの実施

荒川区内経営者や専門家（中小企業診断士）、荒川区に委員として参画いただき、ワーキンググループを組織し、事例選定や構成について検討した。

6月26日（6名）第1回ワーキング

- (a) 本事業の概要について
- (b) 啓発冊子における事例紹介について
- (c) 啓発冊子のページ割、内容について
- (d) 今後のスケジュールについて

11月28日（4名）第2回ワーキング

- (a) 11月21日開催「BCPを学ぶわかりやすい事業継続の第一歩」
開催報告について
- (b) 啓発冊子の内容について
- (c) 意見交換
- (b) 今後のスケジュールについて

(b) 小冊子の作成

作成物 「企業と地域を守る あらかわBCPガイドブック」

発行日 2025年2月

作成部数 3,500部

配布先 区内中小事業者、荒川区および関連団体、東商荒川支部役員・評議員・会員等

(c) セミナーの開催

11月21日（13名）～あなたの会社の備えは十分ですか？～

BCPを学ぶ「分かりやすい事業継続の第一歩」

中小企業診断士 正木一弘氏

5) 【世田谷支部】「区内外民の環流を促すためのイベントマップを通じた小売・飲食店等支援事業」

a. 目的

世田谷区内のイベントマップ制作を通じて、イベントを起点とした小売・飲食店等、区内の地域資源を掘り起こし、街の新しい魅力を引き出すとともに、区内外からの来街者の回遊性を高めることを目的とする。

b. 事業概要

ワーキンググループを組織し、世田谷区産業振興公社や世田谷区商店街連合会等に委員として参画してもらい、イベントマップの内容や制作計画について検討を行うとともに、街の回遊性を高め小売・飲食店等への訪問を増やし、地域活性化に資する内容にしていく。

ワーキンググループで決定した制作方針をもとにイベントマップを作成。支部窓口をはじめ区役所等行政関連施設、観光案内所・観光情報コーナー、区内沿線駅等で配布を行う。区内外の来街者に対して、携帯サイズで歩きながら閲覧できるイベントマップを提供して実際に区内を回遊してもらうことで、区内の小売・飲食店等への来店客の増加を図り、地域経済の活性化につなげる。

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

c. 事業

(a) ワーキンググループ

本事業にて扱うテーマに造詣の深い、世田谷区産業振興公社、せたがや中小企業経営支援センター、世田谷区商店街振興組合連合会に委員として参画いただき、ワーキンググループを組織し、取材企業選定や掲載内容について検討した。

5月27日 (4名) 第1回ワーキンググループ

- (a) 本事業趣旨、スケジュールについて
- (b) 「イベントマップ」の制作について
- (c) その他

6月11日 (4名) 第2回ワーキンググループ

- (a) マップに掲載するイベントの選定について
- (b) マップに掲載する店舗の選定基準について
- (c) その他

12月13日 (3名) 第3回ワーキンググループ

- (a) マップのデザインについて
- (b) マップの掲載内容について
- (c) その他

(b) 事業成果

作成物 「せたがや巡り」

発行日 2025年3月

作成部数 10,000部

配布先 区内小規模事業者、区役所等行政関連施設、観光案内所・観光情報コーナー、区内沿線駅、商店街連合会等団体関連施設等

6) 【江戸川支部】「江戸川 採用力強化事業」

a. 目的

江戸川支部ではこれまで、高齢者や外国人の雇用、ハローワークを活用した人材採用、業務のIT化等について冊子を作成・配付し、区内中小企業の組織強化を促進してきた。

今年度は定着率向上のために、応募・面接のシチュエーションに焦点を絞り、やるべきことや気を付けるべきことについて紹介する小冊子を作成する。区内のあらゆる業界で人手不足に悩まされているなか、本冊子を広く配布して有効なノウハウを提供することにより、区内産業全般の振興につなげる。

b. 事業概要

- ・ワーキンググループでの小冊子の構成や配布計画等に関する協議
- ・採用関連セミナーの実施と受講者の興味関心の確認
- ・上記を踏まえた小冊子の作成

c. 事業

a. 江戸川 採用力強化事業ワーキンググループ

6月12日 (12名) ①江戸川 採用力強化事業の目的・スケジュール案について

②人材採用・面接に関する意見交換

③小冊子の骨子について

会場：タワーホール船堀

9月30日 (11名) ①採用・面接力強化ガイドブック草案について

会場：タワーホール船堀

11月20日 (10名) ①採用・面接力強化ガイドブック最終案について

会場：タワーホール船堀

b. セミナー

人材獲得・定着のため採用&面接力強化セミナー（全4回）

- 7月 4日 (17名) 第1回 採用手法の検討と求人票の作り方
- 7月11日 (19名) 第2回 面接の基礎知識
- 7月25日 (22名) 第3回 面接での対話力強化
- 8月 1日 (18名) 第4回 辞退を防ぐための会社の魅力の磨き方

c. 小冊子「採用・面接力強化ガイドブック」の作成

<体裁>

A4版 全24ページ

<作成部数>

2,500部

<配布先>

区内の中小・小規模事業者、および区役所等行政関連団体、社会保険労務士会

<その他>

ホームページでデジタルブック版も公開

7) 【中小企業相談部】海外展開支援事業

a. 目的

海外ビジネスの経験が浅い小規模事業者等を対象に、課題の整理やこの解決に向けた支援を行い、海外ビジネス立ち上げの道筋をつけることを目的とする。海外ビジネス相談サイトによる情報提供、講習会の開催、専門家派遣等を通じ、小規模事業者等による海外市場や海外顧客の開拓に資する。

b. 事業概要

都内の小規模事業者等を中心とする国際展開に関して、259社/336件の経営相談に対応した。

東商の海外ビジネス相談サイトを刷新し、視認性の向上、相談類型ごとに情報を分かりやすく纏めたほか、新たなコンテンツを掲載して内容の充実化を図った。

また、東商を含む6つの海外展開支援機関による支援制度説明会を開催し、各機関の概要や支援内容について、一度に情報収集できる機会を設けた。加えて、越境ECとインバウンド消費をテーマとする各セミナーを開催し、海外需要を取り込むにあたり役立つ内容の発信を行った。

各国の法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談については、専門家派遣にて課題解決を図った。

c. 事業

(a) 支援制度説明会

6月19日 (66名) 海外展開支援機関の支援制度説明会

(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構

(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

(b) 海外ビジネスセミナー

10月24日 (57名) 越境EC・海外Webマーケティング

世界へボカン(株) 代表取締役 徳田祐希氏

3月 4日 (27名) インバウンド消費をどのように取り込むか

(株)LIFE PEPPER 代表取締役 富永重人氏

インバウンド責任者 華原博文氏

(c) 専門家派遣

10社 延べ20回派遣

8) 【中小企業相談部】創業支援プログラム

a. 目的

独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b. 事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して、セミナーや連続講習会、媒体作成による情報提供など、

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c. 事業

(a) <東商・創業ゼミナール 7 1 期> (全 8 回)

6 月 2 1 日、2 8 日、7 月 5 日、1 1 日、1 9 日、2 6 日、8 月 2 日、8 月 9 日 (2 0 名)

講 師 四ツ柳 茂 樹 氏

<東商・創業ゼミナール 7 2 期> (全 8 回)

1 0 月 2 1 日、2 5 日、1 1 月 1 日、6 日、1 5 日、2 2 日、2 9 日、1 2 月 6 日 (1 6 名)

講 師 坂 本 篤 彦 氏

(b) <東商アイデアピッチ>

1 2 月 1 8 日 参加者 (3 3 名) 登壇者 (6 名)

創業 5 年未満の方を対象に、地域課題の解決に資するビジネスアイデアピッチを開催。

併せて、支援機関と事業者を結ぶ交流会を実施した。

コメンテーター

(株)本郷スタートアップス 代表取締役 田 中 穰二郎 氏

(株)INQ 代表取締役 若 林 哲 平 氏

G A N & C o m p a n y 合同会社 代表社員 野 村 元 治 氏

(c) <創業セミナー>

8 月 2 7 日 (2 2 名)

起業ご検討者の「何から始めればいいのか？」を解決！自分の趣味を仕事に！プチ起業のすすめ

鈴 木 美穂子 氏

2 月 2 0 日 (2 7 名) 創業者必見！「ココからおさえる！販促活動の第一歩」

池田中小企業診断士事務所 代表 池 田 明 広 氏

(d) <小冊子発行>

創業に必要な基礎知識や公的支援の最新情報の他、既に創業している事例を掲載した冊子を作成。

「開業ガイドブック (2 0 2 4 年度版)」 作成部数 5, 0 0 0 部

9) 【中小企業相談部】稼ぐ力向上支援

a. 目的

都内中小企業はエネルギーや原材料価格の高騰等依然として厳しい経営環境に置かれている。

また大企業を中心に大幅な賃上げの動きもあるが、十分な収益を確保できず賃上げの実施が難しい企業も多くある。

このような状況の中、都内小規模事業者の収益確保、人材への投資、賃上げの好循環を生み出すため、稼ぐ力=収益力向上を図り、持続的な発展を支援する。

b. 事業概要

新規事業及び既存事業の収益力向上を目的とした 2 コースのゼミナールを実施。

c. 事業

(a) <稼ぐ力向上ゼミナール・新規事業コース>

新規事業計画策定のためのノウハウについて講義形式で体系的に学ぶとともに、自社の課題や強みを洗い出すためのワークや受講者同士のプレゼンテーションを取り入れたゼミナールを実施した。

第 1 回 7 月 1 0 日 (1 3 名) (1) なぜ新規事業が必要か

(2) 経営環境の分析

第 2 回 7 月 2 4 日 (1 3 名) (3) 自社の可能性・方向性を考える

(4) マーケティング戦略を考える

第 3 回 9 月 4 日 (1 1 名) (5) 自社の課題と実行計画を検討する

(6) 事業計画を完成させる

第 4 回 9 月 2 5 日 (1 1 名) (7) 事業計画書の最終仕上げ

(8) 計画発表

講 師 (有)トップマーク 代表取締役 佐 藤 正 樹 氏
池田中小企業診断士事務所 代表 池 田 明 広 氏

(b) <稼ぐ力向上ゼミナール・既存事業コース>

既存事業の収益力向上のため、稼ぐ力向上に資する様々な分野について講義形式で体系的に学び、自社が抱える課題事項への気付きを与えると同時に、参加者にはその対応策について検討土台の作成を行ってもらなど実践的な対応力向上を目的としたゼミナールを実施した。

第1回 10月 1日 (15名) 顧客・商品・販路の見直し

講 師 (有)トップマーク 代表取締役 佐 藤 正 樹 氏

第2回 10月 8日 (14名) “営業力”強化

講 師 (株)エッグスコンサルティング 代表取締役 東 條 裕 一 氏

第3回 10月15日 (14名) 継続的な売上げ確保に向けたIT活用

講 師 (株)あたぼう 代表取締役 佐 川 博 樹 氏

第4回 10月22日 (14名) 新規販路開拓

講 師 田中デザイン&コンサルタンツ 代表 田 中 研 二 氏

第5回 10月29日 (15名) 人材採用と人材定着

講 師 笠井中小企業診断士・社会保険労務士事務所 代表 笠 井 郁 央 氏

第6回 11月 5日 (13名) 各回の振り返りとまとめ

講 師 (有)トップマーク 代表取締役 佐 藤 正 樹 氏

10) 【中小企業部】スタートアップ企業表彰事業

① 目的

当所が2022年に公表した「創業・スタートアップ実態調査」によると、創業後の課題として最も回答が多かったのは「販路開拓」であった。また、事業拡大に向け必要とする支援策においては「投資家とのマッチング」に対し一定のニーズがあった。「販路開拓」や「投資家とのマッチング」あたっては、会社の信用や知名度向上が課題である。

優れたアイデア・技術をもち、社会課題の解決をはじめ日本経済の発展に取り組むスタートアップを表彰するため、当所でこれまで20回の開催実績を持ち、約200社の顕彰実績がある「勇気ある経営大賞」の一部門として、新たに「スタートアップ部門」を創設し、表彰企業の信用・知名度向上につなげる。

② 事業概要

応募があったスタートアップ44社に対して、3段階にわたる厳正な選考を実施し、スタートアップ部門大賞1社、スタートアップ部門奨励賞4社を決定。また、スタートアップ受賞企業によるセミナーを開催することで、スタートアップの好事例を紹介するとともに、後に続くスタートアップに勇気を与える。

③ 事業

1) 選考基準

「大きなリスク」「高い障壁」「常識の打破」に挑戦し、「高い理想を追求」することを“勇気ある経営”として評価する。また、起業に至った背景や動機、起業してからの実績・成果に加えて、事業計画の実現可能性、新規性、成長性、社会貢献性に鑑み選考する。

2) 応募資格

次の①～③のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。

①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。

②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、1都8県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

③2024年3月31日時点で創業10年以内であること

3) 応募総数

44社

4) 選考過程

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

5月30日・6月3日 第一次選考会（書面審査）
 7月19日～30日 企業実地調査
 8月22日 第二次選考会（実地調査審査）
 10月28日 最終選考会（プレゼンテーション審査）

5) 選考結果

スタートアップ部門大賞（1社） ヒューマンライフコード㈱
 スタートアップ部門奨励賞（4社） ㈱A B A B A、神楽坂乳業㈱、㈱T a i l o r A p p、
 ㈱ドゥイブス・サーチ

6) <報告書発行>

本事業の応募要領・選考結果をまとめた報告書を制作・発行

発行日 12月3日

制作部数 2,000部

7) 受賞企業 事例セミナー

3月19日（34名） 「創業10年以内のスタートアップに学ぶ！ “勇気ある挑戦” 企業事例」

ヒューマンライフコード㈱ 社長 原 田 雅 充 氏

㈱A B A B A 社長 久 保 駿 貴 氏

11) 【中小企業部】ものづくり人材育成を目的としたゼミナール事業

a. 目的

弊所が2023年に実施した「ものづくり企業の現状・課題に関する調査結果」によると、中小製造業で「人材が不足している」と回答した企業は40.7%となっている。また、「東商けいきょう 2023年1～3月期 集計結果」によると、東京23区内中小企業の製造業における正規従業員の過不足状況について、43.1%が不足と回答。前年同期（2022年1～3月）は31.9%であり、11.2ポイント増加している。

そこで、都内製造業のものづくり人材育成支援を目的としたゼミナールを開催することで、個別企業の経営改善や競争力強化に資することが期待される。また、ゼミナールでの取り組みをウェブサイトで広く周知することで、都内製造業のものづくり人材育成を後押しし、競争力強化に貢献する。

b. 事業概要

ものづくり人材の育成に意欲のある経営者等を対象とした少人数制の実践型講座「東商ものづくり人材育成ゼミナール」を、キックオフセミナー含め全7回実施した。ゼミナール終了後、参加企業のうち2社に対し、参加のきっかけや自社が抱えている課題、ゼミナール参加の感想、今後の展望などを取材し、弊所サイトにて紹介した。

c. 事業

(a) 東商ものづくり人材育成ゼミナール

9月 2日（33名） キックオフセミナー「技術継承・イノベーションの鍵！

自律した現場ものづくり人材育成セミナー」（オンライン）

ウイングアーク1st㈱ データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
 ㈱浜野製作所 社長 浜 野 慶 一 氏

10月 8日（6名） 第1回「東商ものづくり人材育成ゼミナール」

ウイングアーク1st㈱ データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
 ㈱石井精工 取締役・㈱N e x t - I 社長 石 井 洋 平 氏

10月29日（7名） 第2回「東商ものづくり人材育成ゼミナール」

ウイングアーク1st㈱ データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
 ㈱フジタ 社長 梶 川 貴 子 氏

11月29日（5名） 第3回「東商ものづくり人材育成ゼミナール」

ウイングアーク1st㈱ データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
 ㈱今野製作所 社長 今 野 浩 好 氏

12月17日（4名） 第4回「東商ものづくり人材育成ゼミナール」

- ウイングアーク 1 s t (株) データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
(株)樋口製作所 社長 樋 口 徳 室 氏
- 1 月 1 4 日 (5 名) 第 5 回「東商ものづくり人材育成ゼミナール」
ウイングアーク 1 s t (株) データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
- 2 月 5 日 (6 名) 第 6 回「東商ものづくり人材育成ゼミナール」
ウイングアーク 1 s t (株) データのじかん 主筆 大 川 真 史 氏
- (b) 「中小ものづくり企業必見！ものづくり人材育成のすすめ」ページの開設（2025年3月26日）
ものづくり人材育成に挑戦する中小ものづくり企業を支援することを目的に、「東商ものづくり人材育成ゼミナール」に参加した企業のうち、(株)品川測器製作所、(株)夏目製作所の2社の事例を紹介した。

12) 【中小企業部】中小企業の国際展開に関する実態調査

a. 目的

中小企業の国際展開の実施状況や抱える課題および国際展開に取り組めない企業が抱える課題等の実態把握と、今後の支援施策の検討を目的に、「国際展開に関する実態アンケート」を実施。また、調査結果を踏まえて、ワーキンググループで検討を重ね、報告書を取りまとめた。

b. 事業概要

- ・ワーキンググループにて、実態調査の構成・内容や配布計画等について協議
- ・実態調査報告書の作成・配布

c. 事業

(a) ワーキンググループの実施

- 5 月 2 0 日 (3 2 名) 「中小企業の国際展開に関する実態アンケート」 実施概要 (案) について
「中小企業の国際展開に関する実態アンケート」 調査票 (案) について
- 1 1 月 2 5 日 (2 8 名) 「中小企業の国際展開に関する実態アンケート」 集計結果について
「中小企業の国際展開に関する実態アンケート」 報告書の作成について
- 2 月 1 9 日 (2 9 名) 「中小企業の国際展開に関する実態アンケート」 報告書について
「中小企業の国際展開に関する実態アンケート」 報告書の配布先について (案)

(b) 調査実施期間

期 間 2024年7月22日 (月) ～ 8月30日 (金)
調査対象 東京23区内事業者12,000件
回 答 数 1,618件 (回答率13.5%)
調査項目 国際展開の実施状況について、国際展開の実施企業について、
国際展開の未実施企業について、今後の展望について

(c) 報告書の作成・配付

作 成 物 「中小企業 国際展開のリアル 実態調査報告書」
発 行 月 2月
作成部数 2,000部
配 布 先 調査協力企業、東京23区内事業者、支援機関等
編 集 中小企業部

⑫ 地域持続化支援事業 (拠点事業)

1) 概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の4支
部内に「ビジネスサポートデスク」を2015年4月より設置している。また、2023年6月には、東京セ
ントラルを設置。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業 (拠点事業)」を実施し、

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

支部経営指導員と連携しながら、既存の4拠点では、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援、新たに設置した東京セントラルでは事業再生や事業転換の支援を推進した。今年度も事業者に寄り添った相談体制を維持するため、Z o o mを活用したオンラインでの相談を継続して実施した。

2) 相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	207 社	514 回	247 社	696 回	80 社	117 回	117 社	564 回
東京西	322 社	621 回	250 社	615 回	125 社	172 回	122 社	662 回
東京南	623 社	1,129 回	158 社	300 回	98 社	105 回	128 社	711 回
東京北	191 社	328 回	298 社	826 回	128 社	228 回	122 社	645 回
東京セントラル	160 社	188 回	289 社	466 回	121 社	195 回	202 社	916 回
合 計	1,503 社	2,780 回	1,242 社	2,903 回	552 社	817 回	691 社	3,498 回

3) ビジネスサポートデスク (東京東)

主に、城東エリアの墨田、江東、台東、江戸川、葛飾の5区に事業所を有する小規模事業者や中小企業を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けて、事業所訪問を基軸としたコーディネーターのヒアリングによる経営課題の整理をスタートとして、事業継続に資する支援を行っている。

収益力確保に向けた経営改善、人材確保・賃金上昇へ備えるべく社内体制整備・強化、IT活用による集客・業務効率化に向けた相談など、各事業所の顕在化した経営課題への取り組みに対して、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士ほか各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。

物価高騰の影響、深刻さを増す人手不足、資金繰り悪化など、依然として厳しい経営環境下で収益力の改善に取り組む事業者の相談が多く、売上増加に向けては新たな販路開拓や新事業の構築、人材確保・維持に向けた組織体制の見直しなど、事業立て直しに取り組む事業者の経営改善や経営革新に向けた事業計画策定支援ならびに実行支援を行った。あわせて、当拠点の支援テーマとして据えている事業承継については「社長60歳『企業健康診断』」を実施し、金融機関からの協力も得ながら、事業承継への「気づき」の醸成、自社の経営状態の見える化を行ったほか、後継者育成事業を展開し、小規模事業者・中小企業の事業承継を後押しした。

a. 事業承継診断事業

2016年度に開始し、2018年度からエリア全域で展開した「社長60歳『企業健康診断』」を継続的に実施、早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートした。

＜診断実施件数＞9社

b. セミナー (後継者育成事業)

7月 3日 (9名) 「これだけは知っておきたい マーケティング基礎セミナー」
中小企業診断士 福井 遥子氏

7月10日 (8名) 「集客し受注へ繋げる オンラインツール活用講座」
中小企業診断士 村上 知也氏

7月18日 (11名) 「決算書の読み方と資金繰りの考え方を学ぶ 財務基本セミナー」
公認会計士 吉岡 博樹氏

7月25日 (11名) 「初めての事業計画策定」
中小企業診断士 川橋 隆則氏

10月 3日 (14名) 「新事業を成功させる! マーケティングの基礎講座」
中小企業診断士 石川 知穂氏

10月17日 (10名) 「会社を成長させる 予実管理の進め方」

中小企業診断士 木村 洋一 氏

2月 3日 (10名) 「親族・従業員への事業承継～安心して未来を託すための基礎知識～」

(ビジネスサポートデスク拠点共催)

中小企業診断士 増子 慶久 氏

c. 事業承継相談会

9月 2日～ 6日 (延べ1社)

2月10日～14日 (延べ1社)

d. 出張相談会

7月 2日 (2社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫千住支店)

7月12日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫上野支店)

2月 7日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫千住支店)

3月 7日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫上野支店)

4) ビジネスサポートデスク (東京西)

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口、Web会議ツール「Zoom」を活用したオンラインでの相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行った。城西ブロックの各支部、地域金融機関、行政などと連携・協力し、認知度向上・相談ニーズの掘り起こしを図った。コロナ禍の影響が未だ残る中で、物価高に伴う仕入れ価格の高騰や販売価格への転嫁に苦戦する小規模事業者等からの相談が多く寄せられ、収益性の改善を中心とした支援が増加した。

メインテーマである事業承継支援に関しては、コロナ禍で経営状況が悪化しており、事業承継の前に収支改善の必要がある企業や事業承継後の後継者からの相談が増加傾向した。また事業承継税制の特例制度の活用をはじめとする「資産」に関する承継、経営ノウハウ等の無形の資産に関する承継、次代の経営基盤づくりなどステージに応じた個別相談・支援を行った。

a. 事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長60歳『企業健康診断』」を実施した。

<診断実施件数> 18件

b. セミナー (後継者育成事業)

事業承継の取組促進、後継者へ引継ぎ後の事業運営の方法等の情報提供を行うため、セミナーを開催した。

11月10日 (11名) 「既存事業の強みを活かして新たな市場へ！

～成功・失敗事例から学ぶ実践ガイド～」 中小企業診断士 山下 哲博 氏

12月10日 (37名) 「セルフブランディング講座～自己・自社の強みを改めて考える～」

セルフブランディング・アドバイザー 松井 みさき 氏

2月 3日 (10名) 「親族・従業員への事業承継～安心して未来を託すための基礎知識～」

(ビジネスサポートデスク拠点共催)

中小企業診断士 増子 慶久 氏

c. 出張相談会

1月 28日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫池袋支店)

d. その他相談会

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

9月2日～9月 6日 (1社) 事業承継個別相談会
2月5日～2月10日 (2社) 事業承継個別相談会

5) ビジネスサポートデスク (東京南)

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者や中小企業を対象として、8名の専門家コーディネーターが丁寧なヒアリングにより多様化・専門化する経営課題を整理。個社の課題に応じて専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談による指導を実施した。

特に事業承継については、城南ブロック各支部、地域金融機関と連携して潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、円滑な事業承継を促進するため、次世代を担う後継者育成を目的としたセミナーを開催。

また、事業承継税制改正や特例承継計画といった事業承継における重要事項についての情報提供を推進するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、コロナ禍の影響が未だ残る中で依然として厳しい経営環境のもと、事業維持・継続が厳しい状態での相談が増加したことに鑑み、支部・金融機関、BSDセントラル、中小企業活性化協議会と連携し収益力改善等の支援を展開した。

a. 事業承継支援

城南ブロック各支部、地域金融機関との連携・協力の下、事業承継に向けた対策が必要であることの「気付き」の提供、事業承継に向けた事業の磨き上げ、事業承継計画策定等、個別企業の具体的な事業承継支援を推進。「社長60歳『企業健康診断』」を実施した。また、企業が新事業活動に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書である「経営革新計画」の策定支援についても、後継者育成の一環として、積極的に行った。

＜診断実施件数＞ 4件

＜経営革新計画承認件数＞ 21件

b. 後継者育成事業

後継者のための事業承継セミナー

(共催：千代田支部・中央支部・港支部・品川支部・目黒支部・大田支部)

8月 2日 (24名) 従業員のモチベーションアップセミナー

中小企業診断士 原 昭彦氏

11月 7日 (15名) 成功事例、失敗事例から学ぶ事業承継対策

中小企業診断士 大島京子氏

12月 4日 (15名) VCの心を掴む！資金調達の実践ガイド

中小企業診断士 稲垣泰仁氏

2月 3日 (10名) 親族・従業員への事業承継～安心して未来を託すための基礎知識～

(ビジネスサポートデスク拠点共催)

中小企業診断士 増子慶久氏

c. 中堅・中小企業への支援

規模超企業 (77社)

d. 支部との連携相談会

6月 6日 (7社) 中央支部 融資・経営なんでも相談会

10月10日 (8社) 中央支部 融資・経営なんでも相談会

11月21日 (9社) 品川支部 よろず経営相談会

e. 出張相談会

- 5月29日 (8社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催: 日本政策金融公庫 東京支店)
10月21日 (8社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催: 日本政策金融公庫 五反田支店)

f. 事業承継相談会

- 9月 2日～6日 (延べ1社)
2月10日～14日 (延べ1社)

6) ビジネスサポートデスク (東京北)

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けた支援を行った。コロナ禍のダメージも未だ残る中で、物価高騰により収益性が悪化していることや人手不足により人材確保が困難になっていることといった厳しい課題に直面しており、事業承継の前に事業の立て直しが必要となる事業所が増加している。

こういった中で早期の改善へ向けた事業計画策定や収益改善、販売促進、組織強化など、厳しい状況を乗り越えるために必要な取り組みに対し、8名の専門家コーディネーターが課題の把握・整理を行い、内容に応じて専門家派遣や窓口専門相談などに繋ぐことで最適な支援を行った。加えてWebを活用したオンライン相談による支援も展開した。

またセミナーの回数を大幅に増やして実施した。これにより幅広いテーマで事業者の抱える様々な課題の解決に資するセミナーとなり、相談ニーズの掘り起こしにもつながった。重点テーマである事業承継支援については、城北ブロックの各支部、地域金融機関、行政等と連携して対応を行い、「社長60歳・企業健康診断」を実施することで、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。

a. 事業承継支援

中小企業経営者の高齢化が進む中、早期に円滑な事業承継を実現するために、城北ブロックの地域金融機関や中小企業支援機関などと連携を図りながら、「社長60歳『企業健康診断』」を実施した。

<診断実施件数> 3社

b. 後継者育成事業

6月20日	(15名)	小さな事業の売上・利益を最大化するビジネスモデル思考	中小企業診断士	酒井 勇 貴 氏
7月16日	(22名)	事業成長を加速させる補助金活用の知識とコツ	中小企業診断士	山 岸 智 也 氏
8月23日	(34名)	ビジネスを急加速させるAIちょっと活用術	中小企業診断士	西 川 智 哉 氏
9月11日	(18名)	堅実経営の経営者が知っている会社/事業の数字の読み方活かし方	公認会計士・税理士	高 松 真 人 氏
10月24日	(31名)	今日から実践できる小さな事業のためのYouTube活用術	中小企業診断士	酒井 勇 貴 氏
11月12日	(12名)	顧客を効率的に獲得するマーケティング設計図の書き方	中小企業診断士	山 岸 智 也 氏
12月11日	(16名)	超・人手不足時代の人材採用/定着戦略	中小企業診断士	宮 野 公 輔 氏
1月23日	(21名)	見込み客を即行動させる集客チラシの作り方	中小企業診断士	酒井 勇 貴 氏
2月 3日	(10名)	親族・従業員への事業承継～安心して未来を託すための基礎知識～		(ビジネスサポートデスク拠点共催)
			中小企業診断士	増 子 慶 久 氏

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

2月 5日 (16名) モチベーションアップのための評価制度の作り方

中小企業診断士 宮野公輔氏

2月19日 (26名) 経営戦略立案にかかせない財務分析攻略セミナー

中小企業診断士 新木啓弘氏

c. 出張相談会

7月 2日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫千住支店)

7月12日 (2社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫上野支店)

9月26日 (5社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫東京支店)

11月19日 (5社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫板橋支店)

1月28日 (2社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫池袋支店)

2月 7日 (2社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫千住支店)

3月 7日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫上野支店)

d. 事業承継相談会

9月 2日～6日 (延べ1社)

2月10日～14日 (延べ1社)

7) ビジネスサポートデスク (東京セントラル)

長引く構造不況に追い打ちをかけるように、2019年から新型コロナウイルスによるパンデミックが発生。これにより多くの中小・小規模事業者を取り巻く環境はなお一層の厳しい状況に置かれることとなった。これを受け、政府は緊急対策として実質無利子・無担保融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」を開始。2023年より当該融資の返済が本格化するため、中小・小規模事業者の財務体質のさらなる弱体化が想定されたことから、「事業再生」や「事業転換」といった深く傷ついた事業のリバイバル支援を行うため、2023年6月にビジネスサポートデスク (東京セントラル) が発足した。

既存のビジネスサポートデスクでは、事業承継を中心に多様化・専門化する経営課題への対処を行っているが、当拠点では、将来的な事業承継を踏まえながらも、コロナ禍などにより脆弱化した事業体質を改善するための「事業再生」や市場性に疑問がありながらも高い技術力を持つ事業所の「事業転換」に特化した支援を行った。

a. 事業再生支援

東京23区、多摩・島しょ地域の中小・小規模事業者を対象に、主に経営改善計画の策定支援等を通じた、事業再生のサポートを行った。コーディネーターが、決算書等に基づき、中小・小規模事業者の資金繰りや売上・利益の見通しを確認した上で、当該事業所の課題を把握・整理して、公正・中立な立場で事業再生に向けた助言を行った。また、コーディネーターが同計画書策定を必要と判断した場合には、専門家を適切に選定の上、当該事業者に派遣し、資金繰りの改善や売上・利益の安定化を図った。

支援事業者の多くは自助努力により経費見直しが進んでおり、計画策定に当たっては、経費圧縮や余剰資産の売却などで資金繰りを改善できる企業は少なく、販売促進による売上向上および物価高や労務費の上昇の価格転嫁による売価の適正化等により返済原資の捻出を図るべく計画を策定し、実行支援を伴う支援を実施した。

また、東京都のポストコロナ支援策であるフェニックス支援パッケージ (保証協会の制度融資、既存金融債務の超長期化が可能) を利用するための経営改善計画書策定支援も行い、返済負担の軽減等を通じた支援事業者の資金繰り安定化を図った。

< 専門家派遣件数 > 197社899回

b. 事業転換支援

東京23区の中小・小規模事業者を対象に、コーディネーターが、社内ある技術・ノウハウや市場動向、事業転換のアイデアの事業化への取り組み等を丁寧に聞き取り、公的支援施策の活用を含め、事業化に向けた

サポートを行った。

また、東京都主導のもと、東京都商工会連合会等と連携し「事業転換による中小企業再生プロジェクト」を推進。優れた技術を活用し、新たな成長分野への事業転換等に取り組む中小・小規模事業者の支援の円滑化を目的に、支援の方向性を探る調整会議を運営。コーディネーターおよび派遣専門家が事業者の取り組みを調査し、その内容を同会議にてレビュー。技術的裏付けや支援の在り方などを議論し、その結果をもとに実行支援を行った。また、同会議の運営を東京都商工会連合会と輪番で実施した。

さらに、調整会議では、実行支援の一環として、東京都中小企業振興公社の「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業助成金」の利用の可否についても議論した。

なお、実施に当たっては中小企業支援機関などと連携を図りながら事業転換のサポートを行った。

＜事業転換による中小企業再生プロジェクト構成団体（調整会議メンバー）＞

東京都（産業労働局商工部地域産業振興課・経営支援課・創業支援課）

東京都中小企業振興公社

東京都立産業技術研究センター

東京都商工会連合会

東京商工会議所

＜調整会議開催＞ 5月15日（東京都商工会連合会主催）

10月25日（東京商工会議所主催）

＜調整会議上程数＞ 9件

＜専門家派遣件数＞ 5社17回

c. セミナー

5月30日（21名） 新製品・サービスの開発や販売で活用できる主な補助金・助成金

～その特徴と申請のポイント～ ※オンライン開催

中小企業診断士 松井貴憲氏

2月18日（31名） 金融機関を味方につける事業計画の作り方 ※オンライン開催

中小企業診断士 葉騰健太氏

d. 出張相談会

ビジネスサポートデスク（東京東・東京南・東京北）や日本政策金融公庫等と連携を行い、出張相談会を企画して、主に事業再生に関する相談に応じた。

7月2日（0社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）※

7月12日（0社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）※

9月26日（2社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

11月19日（3社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫板橋支店）

1月28日（2社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）

2月7日（1社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）

3月7日（1社） 経営&創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

※相談申込はあったものの、当日キャンセルが発生して、結果的に相談社数が0社となった。

e. 勉強会・会議

5月14日 東京都信用組合協会主催 都内しんくみ事業支援連絡会

7月12日 東京都中小企業活性化協議会による再チャレンジ支援に係る勉強会

8月19日 日本政策金融公庫東京債権管理室との勉強会

3月19日 東日本銀行経営サポート担当者との勉強会

7. 事業 (15) 奨励・後援等

⑬ 倒産防止特別相談事業

- 1) 経営安定特別相談室では、商工調停士をはじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

119社、120回の指導を実施した。

- a. 事業の整理、破産、廃業となったもの 62.5%
b. 倒産を回避して経営改善等を行ったもの 37.5%

- 2) 今年度は、円安によるエネルギー価格や原材料価格、生活必需品の高騰もあり物価上昇が続き、人手不足や最低賃金の引上げによる人件費などの経費負担も増加した。また、コロナ禍に受けた融資の返済や公租公課の滞納などに伴う資金繰り圧迫など過剰債務の解消が進まず、企業収益回復への負担が重くなったことで、経営安定特別相談室への相談件数が、対前年度比130%と急増し、過去10年間で最多となり、その62.5%強近くが破産・廃業相談となっている。経営者の高齢化による病気等により事業継続が難しくなり、これに伴う廃業・破産相談が増加するなど、依然として深刻な状況である。

- 3) 経営安定のための講習会を1回開催し、専門家による情報提供を行った。

4) 相談社数

① 相談受付件数	120社
② 指導処理終結	120社

6) 指導内容

① 事業の整理・縮小	4件
② 金融・資金に関する指導	8件
③ 経営・再建計画等の作成・指導	5件
④ 売上・経費面の指導・助言	14件
⑤ 遊術資産の処分	6件
⑥ その他の指導	12件

5) 処理の内容

内訳	1. 倒産回避	45社
	2. 整理	74社
	3. 調停不能	1社

7) 開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講師		参加者数
		種 類	テ ー マ	職 業	氏 名	
1	12月3日	講習会	「あなたの会社は大丈夫？自社の危機を見逃さない！」 【事例で学ぶ】税理士と弁護士が解説する自社の危機回避術	税理士・中小企業診断士 弁護士・中小企業診断士	賀須井章人 氏 清水 健介 氏	18名

(15) 奨励・後援等

① 奨 励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件 名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	11 事業所	12 名
優良従業員表彰	28 事業所 (29 事業所)	69 名 (81 名)

() 内は支部申請数

② 会頭賞（後援・協賛含む）

開催日	終了日	件名	主催者名
2月1日	11月30日	令和6年度 関東地方発明表彰	(公社)発明協会
5月29日		優良従業員表彰	東京硝子製品協同組合
6月6日	7月4日	第63回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
10月5日	11月8日	2024全日本洋装技能コンクール	(公社)全日本洋裁技能協会、 (一社)日本洋装協会
12月4日	12月7日	第67回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
3月18日		2024年度しんきん優良企業表彰	(一社)東京都信用金庫協会、しんきん協 議会連合会、東京事業経営者会

③ 共催・後援・協賛

開催日	終了日	件名	主催者名
3月11日	5月30日	アースデイ東京2024	アースデイ東京2024実行委員会
4月12日		ベトナム中部ビンディン省投資環境セミナー	ベトナム・ビンディン省人民委員会
4月1日	3月31日	2024年度珠算能力検定試験・暗算検 定試験	(一社)東京珠算教育連盟
4月1日	3月31日	未来X mirai cross	(株)三井住友銀行、SMB C日興証券(株)、S MBCベンチャーキャピタル(株)
4月1日	3月31日	西武100年企業の会	西武信用金庫
4月1日	2月28日	令和6年度法人赤十字活動資金募集	日本赤十字社東京都支部
4月1日	3月31日	2024年度珠算能力検定試験・暗算検 定試験	(一社)東京珠算教育連盟
4月5日		これからの経営と女性の健康について 健康経営セミナー	アクサ生命保険(株)
4月18日		2024問題対策セミナー(運送&建設) と労務管理セミナー	アクサ生命保険(株)
4月24日	6月26日	第12回企業の品質経営度調査	(一財)日本科学技術連盟
4月26日		第25回きらぼしピッチin kic s p a c e HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグルー プ、(株)きらぼし銀行
5月3日	5月5日	ラ・フォル・ジュルネ TOKYO 2 024	ラ・フォル・ジュルネTOKYO 202 4運営委員会
5月10日		きらぼしピッチin kic s p a c e HANEDA 特別編	(株)東京きらぼしフィナンシャルグルー プ、(株)きらぼし銀行、(株)きらぼしコンサル ティング
5月11日	6月15日	流通・小売業CIOアカデミー	日本小売業協会
5月13日	5月17日	ドイツ鉄道ミッション セミナーと商談 会	ドイツ連邦経済・気候保護省
5月14日	5月15日	全日本物流改善事例大会2024(第3 8回)	(公社)日本ロジスティクスシステム協会
5月14日		退職金・健康経営実践セミナー	アクサ生命保険(株)
5月15日	3月31日	第24回(2024年度)エネルギー・タ ウン事業	東京販売士協会
5月15日		スプリングWEBカンファレンス202 4	(特)ITコーディネータ協会
5月15日	5月17日	自治体総合フェア2024	(一社)日本経営協会
5月15日	5月17日	企業立地フェア2024	(一社)日本経営協会
5月15日	3月31日	第24回(2024年度)エネルギー・タ ウン事業	東京販売士協会

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
5月18日	5月19日	東北3県(岩手・宮城・福島)ふるさと市 ～あなたの“うまい”が力になる!～	東京都
5月19日	9月29日	第9回 芝浦ビジネスモデル・コンペティション	芝浦工業大学
5月20日		ウクライナウェビナー「HOW TO DO BUSINESS WITH JAPAN」	ウクライナ商工会議所
5月28日	5月29日	2024NEW環境展	日報ビジネス(株)
5月29日		アフリカ向けビジネスハブとしてモリシヤスを活用するためのウェビナー	モリシヤス共和国経済開発総局(EDB)日本事務所
5月31日		第26回きらぼしピッチ in kic space HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
6月1日	9月13日	令和6年度東京都産業教育振興会「作文コンクール」	東京都産業教育振興会
6月1日	6月30日	令和6年度就職差別解消促進月間	東京都
6月5日	6月6日	第117回TSK展2024、25 Autumn&Winter	東京装身具工業協同組合
6月5日・6日、 7月5日・18日		社会人のための歌舞伎鑑賞教室	(独)日本芸術文化振興会
6月6日		企業のメンタルヘルス対策と労務管理セミナー	アクサ生命保険(株)
6月13日		ルクセンブルク・ビジネスフォーラム	ルクセンブルク外務・対外通商省 貿易投資局、ルクセンブルク商業会議所
6月28日	1月8日	第27回グッド・ペインティング・カラー(環境色彩コンペティション)	グッド・ペインティング・カラー委員会((一社)日本塗料工業会、日本塗料商業組合、(一社)日本塗装工業会)
6月28日		令和6年度第1回外国人留学生大卒等合同就職面接会	東京労働局 東京外国人雇用サービスセンター
6月28日		第27回きらぼしピッチ in kic space HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
7月1日		洪沢栄一「論語と算盤」の聖地で原点を学ぶ～100年先にも残したい、その教えの神髄とは～	(公社)洪沢栄一記念財団、(株)毎日新聞社
7月1日	9月28日	第29回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
7月1日	7月31日	令和6年度 ヒートポンプ・蓄熱月間	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
7月1日	3月31日	第50回発明大賞表彰事業	(公財)日本発明振興協会、(株)日刊工業新聞社
7月4日		日本・スペイン経済交流フォーラム	スペイン大使館経済商務部・スペイン貿易投資庁(ICEX)
7月10日	7月12日	国際モダンホスピタルショウ2024	(一社)日本経営協会
7月19日・ 2月14日		人材移動推進情報交換会	(公財)産業雇用安定センター
7月26日		第28回きらぼしピッチ in kic space HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
7月29日		退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険(株)
7月29日	9月6日	令和6年夏期外国人留学生インターンシップ	東京労働局 東京外国人雇用サービスセンター
8月1日	3月31日	目指せ!建設現場 土曜日斉閉所 東京キャンペーン	(一社)東京建設業協会
8月2日	8月4日	ものづくり・匠の技の祭典2024	東京都

開催日	終了日	件名	主催者名
8月9日		復興まちづくりシンポジウム「第17回 専門家と共に考える災害への備え～首都 直下地震の復興まちづくり支援を考える ～」	災害復興まちづくり支援機構
8月23日		第29回きらぼしピッチ in k i c s p a c e HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグルー プ、(株)きらぼし銀行
8月27日		令和6年度福島県企業立地セミナー	福島県、福島県企業誘致推進協議会
8月28日		これからの認知症社会について 健康経 営セミナー	アクサ生命保険(株)
8月28日		健康経営会議2024	健康経営会議実行委員会
9月1日	11月30日	令和6年度職場のメンタルヘルス対策推 進キャンペーン	東京都
9月2日	10月31日	「声かけ・サポート」運動 強化キャン ペーン	東日本旅客鉄道(株)
9月2日	9月7日	R a k u t e n F a s h i o n W e e k T O K Y O	(一社)日本ファッション・ウィーク推進 機構
9月4日	9月6日	「第98回東京インターナショナル・ギ フト・ショー秋2024」「東京インター ナショナル・ギフト・ショー秋2024 第16回L I F E × D E S I G N」	(株)ビジネスガイド社
9月5日		エコアクション21フォローアップセミ ナー	(特)東京城南環境カウンセラー協議会
9月11日		とうきょうJ O B フェスタ	(公財)東京しごと財団
9月13日		女性応援ジョブフェア	(公財)東京しごと財団
9月15日		トラックフェスタT O K Y O 2 0 2 4	(一社)東京都トラック協会
9月18日	9月20日	I F P E X 2 0 2 4 第27回油圧・空 気圧・水圧国際見本市	(一社)日本フルードパワー工業会、 (株)産業経済新聞社
9月19日		健康経営優良法人2025中小企業法人 部門	アクサ生命(株)
9月26日	9月29日	ツーリズムE X P O ジャパン2024	ツーリズムE X P O ジャパン推進室
9月27日		第30回きらぼしピッチ in k i c s p a c e HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグルー プ、(株)きらぼし銀行
10月1日	11月30日	第28回いたばし産業見本市	板橋区、いたばし産業見本市実行委員会
10月1日	11月29日	「2024しんくみ食のビジネスマッ チング展」ならびに「2024しんくみ物 産展」	全国信用協同組合連合会、(一社)全国信 用組合中央協会、(一社)東京都信用組合 協会
10月3日		オンラインセミナー「中国経済の動向と、 日中の貿易・ビジネスの新たな展開」	関西学院大学、(公財)日本関税協会、東京 商工会議所
10月9日		産業保健フォーラム I N T O K Y O 2 0 2 4	東京労働局
10月11日		企業のメンタルヘルス対策と労務管理セ ミナー	アクサ生命保険(株)
10月11日	10月12日	E & J フェス！未来のアタリマエ～ダイ バーシティで次にいこう	大丸有S D G s A C T 5 実行委員会
10月15日	10月18日	C E A T E C 2 0 2 4	(一社)電子情報技術産業協会
10月16日	11月8日	組合まつり i n T O K Y O ～技と 食の祭典！～	東京都中小企業団体中央会
10月18日		第13回さわやか信用金庫物産展	さわやか信用金庫
10月19日	10月20日	D I V E R S I T Y C A R E E R F O R U M 2 0 2 4	認定(特)R e B i t

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
10月21日		Welcome to Japan Networking Event	在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所
10月22日	10月24日	外国人材向けオンライン合同企業説明会	東京都
10月23日		第24回日本・スペイン・シンポジウム	外務省、香川県、高松市
10月23日	10月25日	第56回管工機材・設備総合展	東京都管工事工業協同組合
10月25日		第31回きらぼしピッチ in kickspace HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
10月27日		第63回全国和裁技能コンクール	(一社)全国和裁着装団体連合会
10月28日		健康経営フォーラム2024	(特)健康経営研究会
10月28日	11月6日	第37回東京国際映画祭	(公財)ユニジャパン
10月29日		女性応援ジョブフェア	(公財)東京しごと財団
11月1日	12月1日	連続立体交差事業	東京都
11月2日	11月3日	令和6年度 復興応援ふるさと市	東京都
11月2日	11月3日	第23回ドリーム夜さ来い祭り	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
11月5日		オープンバッジ大賞	(一財)オープンバッジ・ネットワーク
11月5日		快適通勤セミナー ～もっと快適通勤へ～	東京都
11月5日	11月6日	令和6年度介護と仕事の両立推進シンポジウム	東京都
11月5日		オープンバッジ大賞	(一財)オープンバッジ・ネットワーク
11月6日	11月7日	第118回TSK展 2025 Spring & Summer	東京装身具工業協同組合
11月7日		想いがつながる100年企業を目指して～今必要な自社株対策と健康経営～セミナー	アクサ生命保険(株)
11月7日	11月8日	東京くらしのフェスティバル	(公財)東京都中小企業振興公社
11月11日		渋沢栄一ひとづくりフォーラム2024	埼玉県深谷市(渋沢栄一ひとづくりカレッジ事務局)
11月12日	11月18日	第32回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
11月13日		退職金・健康経営実践セミナー	アクサ生命保険(株)
11月15日	12月15日	アカウンティングコンペティション第9回(2024年)	アカウンティングコンペティション準備委員会
11月19日	11月20日	第六回職場体験実習面談会	(公財)東京しごと財団
11月20日	11月22日	ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO2024	(公社)全国ビルメンテナンス協会、(一社)日本能率協会
11月20日		大規模地震に対応した日本海側港湾への外貿コンテナ代替輸送訓練・ワークショップ	国土交通省 北陸地方整備局
11月20日		ASPICクラウドアワード2024	(一社)日本クラウド産業協会
11月21日		大規模災害・物流2024年問題等に対応した内航フェリー・RORO船を活用した日本海側港湾への代替輸送訓練・ワークショップ	国土交通省 北陸地方整備局
11月22日		第32回きらぼしピッチ in kickspace HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
11月26日		知的財産セミナー2024	日本弁理士会関東会

開催日	終了日	件名	主催者名
11月27日		バスク州自動車産業ウェビナー 次世代モビリティを見据えたバスク自動車部品メーカーの電動化への対応	バスク州政府貿易投資事務所
11月27日		部落解放・人権文化フォーラム2024	部落解放・人権文化フォーラム実行委員会
11月28日		経済安全保障セミナー in Tokyo	財務省関東財務局（共催：東京商工会議所）
11月28日		令和6年度中小企業のための障害者雇用支援フェア	東京都
11月29日		JASIPA協業フェア2024	(特) JASIPA
11月29日	11月30日	ITC Conference 2024	(特) ITコーディネータ協会
12月3日		ドイツ・日本 産業におけるエネルギー効率向上に関するシンポジウム	ドイツ連邦経済・気候保護省
12月3日		令和6年度第2回外国人留学生大卒等合同就職面接会	東京労働局 東京外国人雇用サービスセンター
12月3日		西武100年企業の会 納会	西武信用金庫
12月3日	12月4日	2024 “よい仕事おこし” フェア～地域を応援！信用金庫がつなぐ大商談会～	「よい仕事おこし」フェア」実行委員会
12月4日	12月6日	エコプロ2024	日本経済新聞社
12月5日		著作権セミナー「DX時代に必要な著作権コンプライアンスの新常識～デジタル文献・ビッグデータ活用時に潜む著作権侵害リスクの落とし穴～」	(一社)学術著作権協会、Rights Direct Japan(株)
12月6日		令和6年度東京都中小企業知的財産シンポジウム	東京都、(公財)東京都中小企業振興公社（東京都知的財産総合センター）
12月6日		女性応援ジョブフェア	(公財)東京しごと財団
12月9日	12月10日	令和6年JTAアニュアルカンファレンス	(一社)日本テレワーク協会
12月10日		講演会「イノベーションの継続的実現を目指す」	(公社)日本発明振興協会
12月12日		「銀の認定」申請対策セミナー	アクサ生命保険(株)
12月13日	12月14日	オートカラーアワード2024	(一社)日本流行色協会
12月15日		第77回全東京珠算選手権大会	(一社)東京珠算教育連盟
12月17日・2月10日		令和6年度「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」	東京都
12月20日		第33回きらぼしピッチ in kickspace HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
1月11日	1月12日	『未来への挑戦～渋沢栄一物語～』東京上映会	九州大学附属図書館芸術工学図書館
1月15日		とうきょうJOBフェスタ	(公財)東京しごと財団
1月17日	2月20日	第22回東京シティガイド検定	(公財)東京観光財団
1月24日		美食の国スペイン：「日本食との親和性」と「ビジネス機会」	港区立産業振興センター、スペイン政府：貿易投資庁、駐日スペイン大使館
1月24日	1月25日	令和6年度第3回「デジタル人材確保・就職促進事業（TOKYOデジタルキャリアフェア ITデジタル就職展）」	東京都
1月28日		ウェブセミナー「コンパッションあふれる企業での外国人材の活躍～サステナブル経営におけるセルフ・コンパッションの大切さ」	ジェトロ、グロービス経営大学院

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
1月28日		女性応援ジョブフェア	(公財)東京しごと財団
1月29日	1月31日	ENEX2025「第49回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター
1月29日		TOKYOイイシナ展示商談会	東京都
1月31日		第34回きらぼしピッチ in k i c s p a c e HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
2月1日	3月11日	東日本大震災風化防止イベント ～復興・その先へ2025～ (オンラインイベント)	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
2月5日		退職金・健康経営実践セミナー	アクサ生命保険(株)
2月6日	2月7日	流通大会2025	(公財)流通経済研究所
2月8日	2月12日	J-CULTURE FEST/舞台公演詩楽劇「めいぼくげんじ物語夢浮橋」	(株)東京国際フォーラム
2月11日		橿原神宮紀元祭	橿原神宮
2月12日		チェコ・日本 ビジネス投資フォーラム2025	(独)日本貿易振興機構、駐日チェコ大使館、チェコ商工会議所、チェコインベスト
2月12日		第24回JIPA知財シンポジウム	(一社)日本知的財産協会
2月12日	2月14日	第58回 スーパーマーケット・トレードショー2024	(一社)全国スーパーマーケット協会
2月12日	2月14日	「第99回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2024」「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2024第17回LIFE×DESIGN」	(株)ビジネスガイド社
2月14日	3月7日	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2025	東京都
2月17日	3月17日	令和6年度春期外国人留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム	東京労働局 東京外国人雇用サービスセンター
2月17日	2月22日	第54回ロサンゼルス最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
2月20日	3月17日	第14回東京屋外広告コンクール	(公社)東京屋外広告協会
2月25日		これからの経営と女性の健康について健康経営セミナー	アクサ生命保険(株)
2月28日		第35回きらぼしピッチ in k i c s p a c e HANEDA	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
3月2日		東京マラソン2025	(一社)東京マラソン財団
3月4日		第35回流通交流フォーラム	日本小売業協会
3月4日	3月7日	リテールテックJAPAN2025 (第41回流通情報システム総合展)	(株)日本経済新聞社
3月5日		クールジャパン・プラットフォームアワード2025	クールジャパン官民連携プラットフォーム
3月6日		令和6年度「女性応援ジョブフェア」	(公財)東京しごと財団
3月7日		全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング (春開催)	(公社)大田区産業振興協会
3月7日	3月11日	東日本大震災風化防止イベント ～復興・その先へ2025～ (リアルイベント)	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
3月8日	3月9日	第8回創作きもの・リメイクコンクール	(一社)全国和裁着装団体連合会
3月11日	5月30日	アースデイ東京2025	アースデイ東京2025実行委員会
3月13日	3月14日	令和6年度 起業家甲子園・起業家万博	総務省、国立研究開発法人情報通信研究機構

開催日	終了日	件名	主催者名
3月14日		仕事と介護の両立支援対策セミナー	アクサ生命保険㈱
3月17日	3月22日	Rakuten Fashion Week TOKYO	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
3月19日		健康経営フェスタ2025	東京都社会保険労務士会
3月21日		日本クリエイション大賞2024	(一財)日本ファッション協会
3月25日		企業のメンタルヘルス対策と労務管理セミナー	アクサ生命保険㈱
3月26日		DocoDemo Festival Osaka	大阪商工会議所
3月27日		航空政策研究会シンポジウム 国内線の課題と展望	航空政策研究会
3月28日		第29回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	(公社)日本吹奏楽指導者協会
3月28日		第36回きらぼしピッチ in kic space HANEDA	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
3月29日		All Japan Soroban Championship 2025	(一社)日本計算技能連盟

(16) 資料収集・閲覧

①ー1) 東商の蔵書資料(2025年3月31日現在)

受入件数	646件
除籍件数	673件
蔵書総数	19,357件

蔵書内訳分類別資料数

I. 書籍の部				計	19,237
	1	和書	11,498		
	2	社史・団体史	3,258		
	3	洋書	222		
	4	製本雑誌・新聞	290		
	5	和雑誌	272		
	6	新聞	455		
	7	洋雑誌	4		
	8	書籍(未遡及分)	3,238		
II. 書籍以外の部				計	120
	1	ビデオ	2		
	2	CD-ROM、DVD	118		

(I. 書籍1～8の内訳)

分類	年度末数	分類	年度末数
経済一般	3,735	社会問題	985
企業・経営	3,152	一般書	1,634
金融・銀行・保険	483	統計・年鑑類	923
財政	295	会社録	517
商業	1,567	新聞・雑誌	1,243
交通・運輸	484	書籍(未遡及分)	3,238
生産業	981	合計	19,237

①-2) マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	780リール(10,037冊/28,418件)

② 全国商工会議所関連資料DVD・オンライン版頒布実績累計(2024年1月~12月)

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂(株)が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料(1877(明治10)年~1965(昭和40)年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料(1903(明治36)年~1945(昭和20)年)」並びにシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料(1887(明治20)年~1945(昭和20)年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

- 1) 第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料 (累積) DVD版718枚 35図書館・大学等
オンライン版 11大学等
- 2) 第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料 (累積) DVD版452枚 27図書館・大学等
オンライン版 14大学等
- 3) 第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料 オンライン版 31図書館・大学等

③ 他団体資料提供

従来無償提供していた東商所蔵の画像貸出を2022年度より有償とした。貸出対象は従来通り会員企業、各地商工会議所、地方公共団体のみ。

※例外として以下について無償提供可能としている。

- ・東京商工会議所プレスリリースに付随する写真
- ・渋沢関連企業で渋沢翁に関する資料(2024年度末まで)

	提供資料	提供先	印刷・展示名
1	記念写真帖 (渡米実業団の渋沢写真)	清水建設(株)	清水コーポレートレポート2024、社内報『しみずマンスリー9月号』、日本経済新聞「新紙幣発行記念特集」、冊子『学鑑』、2024 ホームカミングデー・稲門祭 パンフレット、月刊経営情報誌『商工ジャーナル』、BS朝日百年名家特別編の番組内のインフォマーシャル、月刊『土木施工2024年10月号』、北國新聞創刊131年記念特集、西鉄電車鉄道内広告、地盤技術フォーラム2024「土壌・地下水浄化技術展」、Youtube清水建設公式チャンネル
2	東京商業会議所統計年報	セイコーミュージアム銀座	企画展「服部金太郎と渋沢栄一」

④ Chamber's Gallery (チェンバーズ・ギャラリー)

経緯：1926(大正15)年4月に設立された商工図書館は、1995(平成7)年6月に経済資料センターに名称変更した。2018(平成29)年12月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Chamber's Gallery (チェンバーズ・ギャラリー)」をオープンした。蔵書(東京商工会議所関連資料に特化)は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

(17) 各種支援事業

① 第21回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている” 中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第21回は、創業10年以内の企業を対象としたスタートアップ部門を新設。2023年10月20日から2024年3月6日まで募集を行い、総合部門56件/56社、スタートアップ部門44件/44社の応募があった。総合部門では、会員が投票で選ぶ会員企業賞を新設。また、奨励賞を見直し、業種別で選ぶ部門賞とした。

1) 顕彰制度の概要

a. 選考基準

総合部門

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し、“勇気ある挑戦” をしている企業を評価する。“勇気ある挑戦” の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

スタートアップ部門

「大きなリスク」「高い障壁」「常識の打破」に挑戦し、「高い理想を追求」することを“勇気ある経営” として評価する。また、起業に至った背景や動機、起業してからの実績・成果に加えて、事業計画の実現可能性、新規性、成長性、社会貢献性に鑑み選考する。

b. 賞金

総合部門

「大賞」 200万円、「優秀賞」 50万円、「特別賞」 50万円

スタートアップ部門

「スタートアップ部門大賞」 100万円

c. 募集期間

2023年10月20日～2024年3月6日

d. 応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。

①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。

②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、1都8県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

スタートアップ部門は、上記に加え2024年3月31日時点で創業10年以内であること

e. 選考経過

総合部門

第一次選考会（書類審査）	5月13日・16日
実地調査	6月10日～7月16日
会員ウェブ投票（投票期間）	7月 1日～8月19日
	（対象：第一次選考会通過企業）

第二次選考会（実地調査審査）	8月 2日

最終選考会（プレゼンテーション審査）	10月 7日

スタートアップ部門

第一次選考会（書類審査）	5月30日・6月 3日

実地調査	7月16日～7月31日

第二次選考会（実地調査審査）	8月22日

最終選考会（プレゼンテーション審査）	10月28日

f. 後援

日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会

7. 事業 (17) 各種支援事業

2) 運営組織

実行委員会（委員長＝東京商工会議所 副会頭 倉 石 誠 司）

総合部門

選考委員会（委員長＝早稲田大学 教授・東京大学 名誉教授 藤 本 隆 宏 氏）

選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学 名誉教授 鵜 飼 信 一 氏）

審査専門委員（中小企業診断士10名で構成）

スタートアップ部門

選考委員会（委員長＝東京商工会議所 副会頭 倉 石 誠 司）

審査専門委員（中小企業診断士10名で構成）

3) 応募総数

総合部門 56件/56社 スタートアップ部門 44件/44社

4) 選考結果

総合部門	大 賞（ 1 社）	(株)日本メディック
	優秀賞（ 2 社）	オカダ医材(株)、(株)極東精機製作所
	特別賞（ 2 社）	(株)二宮、(株)ワークスタジオ
	奨励賞（12社）	
	小売・卸売業部門	テクタイト(株)
	製造業部門	ミズホ金属(株)、(株)森下、(株)ユニテックス、 (株)Legal On Technologies
	建設業部門	(株)ユニパック
	サービス業部門	イナバ商事(株)、(株)オンザウェイ、 (株)地盤試験所、(株)ドゥファイン、(株)南葛SC
	情報通信業部門	カイテック(株)
	会員企業賞（ 1 社）	(株)ユニパック
スタートアップ部門	大 賞（ 1 社）	ヒューマンライフコード(株)
	奨励賞（ 4 社）	(株)ABABA、神楽坂乳業(株)、(株)Tailor App、 (株)ドゥイブス・サーチ

5) 顕彰式典

12月3日／於：ホテルニューオータニ ザ・メイン「芙蓉」

6) スタートアップ部門 受賞企業事例紹介セミナー

3月19日（34名） 「創業10年以内のスタートアップに学ぶ！“勇気ある挑戦”企業事例」

ヒューマンライフコード(株) 社長 原 田 雅 充 氏

(株)ABABA 社長 久 保 駿 貴 氏

7) 受賞企業PR

a. 受賞企業の各種メディアへの紹介

2月 3日 月刊コロンブス (株)日本メディック

2月11日 日刊工業新聞 ヒューマンライフコード(株)

b. 東京メトロポリタンテレビジョン「中小企業の底デカラ」

1月18日放送回にて、第21回勇気ある経営大賞顕彰式典の様子を放映し、勇気ある経営大賞の認知度向上及び受賞企業のPRを図った。

c. 東商新聞

- 1 2月20日号 (株)日本メディック
1月20日号 ヒューマンライフコード(株)

d. イベント・展示会

- 1 1月20日～22日 産業交流展 於：東京ビッグサイト
第21回総合部門受賞企業 (株)日本メディック、オカダ医材(株)、(株)極東精機製作所、(株)二宮、(株)ワークスタジオ) の製品展示、受賞企業のPRパネルを展示)
- 1 2月 4日・ 5日 東京ビジネスチャンスEXPO 於：東京ビッグサイト
第21回スタートアップ部門受賞企業 (ヒューマンライフコード(株)、(株)ABABA、神楽坂乳業(株)、(株)Tailor App、(株)ドゥイブス・サーチ) の製品展示、受賞企業のPRパネルを展示
- 1月29日～31日 第11回町工場見本市 於：東京ビッグサイト
第21回受賞企業のうち葛飾区に本社のある企業 (ミズホ金属(株)、(株)南葛SC) の製品展示

e. 本部・支部賀詞交歓会への受賞企業招待

- 1月 8日 渋谷支部 於：セルリアンタワー東急ホテル
(株)二宮、(株)Legal On Technologies、(株)ABABA
- 1月 9日 本部 於：東京會館 ヒューマンライフコード(株)
- 1月10日 葛飾支部 於：テクノプラザかつしか ミズホ金属(株)、(株)南葛SC
- 1月16日 墨田支部 於：東武ホテルレバント東京 (株)地盤試験所
- 1月20日 文京支部 於：東京ドームホテル オカダ医材(株)
- 港支部 於：ホテルオークラ東京 (株)日本メディック
- 1月28日 千代田支部 於：帝国ホテル (株)ユニパック、(株)ドゥファイン
- 1月31日 世田谷支部 於：ハイアットリージェンシー東京 (株)ドゥイブス・サーチ

f. 講師派遣協力

- 7月 4日 東大阪商工会議所「中小企業 成長へのカギは人づくり」
(株)メトロール 社長 松橋卓司氏
- 1月27日 渋谷支部経営サービス分科会
「事例から学ぶ企業活性化セミナー&交流会
～多様な人材が活躍する企業、働きやすい企業を目指して～」
(株)ワキュウトレーディング 社長 高橋和久氏
(株)横引シャッター 社長 市川慎次郎氏

g. 他団体表彰事業への推薦

- 1 1月 令和6年度東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞 日本珪瑯釉薬(株) 奨励賞受賞
- 1 2月 第58回(2024年度)グッドカンパニー大賞 (株)太新 特別賞受賞

② 中小企業国際展開支援事業

「中小企業海外展開エキスパート制度」の運営を通じて、海外ビジネスに課題を抱えている中小企業の実務的な問題解決を図るとともに、公的機関との連携を深めつつ、相談あっせんや支援施策を紹介等することにより、中小企業の国際展開を支援した。

1) 中小企業海外展開エキスパート制度

中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業海外展開エキスパート」と

7. 事業 (17)各種支援事業

して登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開の過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。

登録エキスパート数・支援件数

- ・登録エキスパート企業数 30社
- ・エキスパートによる支援件数 5件

③ 人材確保支援事業

1) 会員企業と学校法人との就職情報交換会

会員企業の人事担当者、大学や専門学校等の学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、主に2025年新卒者の採用に関する情報や、インターンシップ・職場体験等に関する情報交換を行った。

- a. 4月25日 第1回(企業314社 / 学校法人96校 / 面談数3,238件)

於：東京都産業貿易センター浜松町館

- b. 9月24日 第2回(企業368社 / 学校法人95校 / 面談数3,572件)

於：東京都産業貿易センター浜松町館

- c. 1月24日 第3回(企業303社 / 学校法人87校 / 面談数3,085件)

於：東京都産業貿易センター浜松町館

- d. 採用数 264名

※2022年度、2023年度に開催の「会員企業と学校法人との就職情報交換会」を契機とした、2024年度の採用実績

2) 採用力UPプログラム

講演やグループワーク、交流・情報交換を通じて会員企業の「採用力向上」を図るプログラム。

- a. 第1回

4月19日(企業28社) 於：リファレンス国際ビル 貸会議室

- (a) 第一部 講演

(株)リクルート 就職みらい研究所 中村洋和氏

(株)リクルート 就職みらい研究所 清水山隆洋氏

- (b) 第二部 グループワーク

- b. 第2回

9月19日(企業36社) 於：東京商工会議所 RoomB1・B2

- (a) 第一部 講演

(株)求人 社長 石塚毅氏

- (b) 第二部 人材支援プレミアムサービス 人材サービス提供事業者による優待サービス説明

- (c) 第三部 情報交換会

- c. 第3回

3月13日(企業52社) 於：東京商工会議所 RoomB1・B2

- (a) 第一部 講演

(一社)求人広告ライター協会 代表理事 関根コウ氏

- (b) 第二部 人材支援プレミアムサービス 人材サービス提供事業者による優待サービス説明

- (c) 第三部 情報交換会

3) 東商リレーションプログラム

「会員企業の魅力発信」と「大学・専門学校などの下級年次からの職業観の醸成」を目的に、主に大学・専門学校の1・2年生が会員企業を訪問。経営者や従業員との交流、社内見学、グループワーク等を通じて、「仕事」に対する視野を広げ、卒業後の進路を考えるうえで参考にしてもらうプログラム。企業訪問の前には、学生が訪問先について知識や理解を深めるために事前研修会を開催した。

- a. 第15回
 - (a) 事前研修会 : 8月6日(企業19社/学校法人 学生22名)
於: 東京商工会議所 渋谷ホール
 - (b) 企業訪問期間: 8月22日~9月20日(企業20社)
 - b. 学校就職支援担当者交流会
大学や専門学校等の就職支援担当者を対象に、学生に対する就職支援力向上、中小企業に対する理解促進、学校同士の連携強化促進を目的に開催した。
日程: 12月18日(学校22校)
於: TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
 - (a) 第一部 講演

(株)求人 社長 石塚 毅 氏
 - (b) 第二部 懇親会
- 4) 都立専門学科高校の進路指導教員との交流会
工業・商業高校等の卒業生採用や、生徒を対象としたインターンシップ・職場体験に関心のある会員企業の人事担当者が、各校の進路指導教員等と個別に情報交換を行う機会として開催した。
- a. 第1回
5月16日(学校18校(工業10校、商業6校、農業1校、産業1校)/企業119社)
於: リファレンス国際ビル 貸会議室
協力: 東京都産業教育振興会
 - b. 第2回
11月26日(学校15校(工業8校、商業5校、農業1校、産業1校)/企業103社)
於: TKPガーデンシティPREMIUM東京駅日本橋
協力: 東京都産業教育振興会
- 5) 職業訓練校の企業見学会・求人相談会
行政等が運営する職業訓練校を訪問し、実際の訓練風景等を視察するとともに、求人票の提出方法などに関する相談会を開催した。
- a. 東京都立城東職業能力開発センター 江戸川校
6月21日(35社)
 - b. 東京都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校
9月12日(36社)
 - c. (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 関東職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター関東)
10月29日(29社)
 - d. 東京都立中央・城北職業能力開発センター しごとセンター校
12月10日(20社)
- 6) 東商×ハローワーク 人材情報交換会
厚生労働省東京労働局と連携し、求人意欲のある企業を対象にハローワークによる人材確保支援施策の利用促進を目的に初めて開催した。ハローワークから求職者が求める就労条件等について説明を行い、その後、参加企業がハローワーク担当者と人材確保に向けた個別面談を行った。
2月26日(企業22社) 於: TKPガーデンシティPREMIUM東京駅丸の内中央
- 7) 多様な人材の採用支援に向けた関係機関との連携事業
- a. とうきょうJOBフェスタ<(公財)東京しごと財団と連携>
2025年3月卒業の新卒者および34歳以下の求職者を対象とした合同企業説明会を開催した。

7. 事業 (17)各種支援事業

- (a) 9月11日(企業10社 / 求職者27名 / 内定 1名)
於:東京しごとセンター
 - (b) 1月15日(企業 9社 / 求職者23名 / 内定 0名)
於:東京しごとセンター
 - b. 外国人留学生大卒等合同就職面接会<東京労働局 東京外国人雇用サービスセンターと連携>
2025年3月卒業の外国人留学生を対象とした合同就職面接会を開催した。
 - (a) 第 1回 6月28日
(企業99社(東商募集22社) / 求職者917名 / 内定80名(東商募集9名))
於:新宿NSビル イベントホール
 - (b) 第 2回 12月 3日
(企業50社(東商募集14社) / 求職者414名 / 内定45名(東商募集8名))
於:新宿エルタワー サンスカイルーム
 - c. 令和6年度第3回「デジタル人材確保・就職促進事業(TOKYOデジタルキャリアフェア・ITデジタル就職展)」<東京都と連携>
デジタル産業に特化した、企業と求職者のマッチングイベントを開催した。
1月24日・25日(企業110社(東商募集15社)) 於:東京ドームシティ プリズムホール
 - d. 日本語初級者の外国人材採用に向けた面談会
<東京労働局、(一財)日本国際協力センターと連携>
(一財)日本国際協力センターの外国人就労・定着支援研修を受講した身分・地位に基づく在留資格を持つ求職者を対象とした面談会を開催した。
3月14日(企業 12社) 於:(一財)日本国際協力センター
 - e. 女性応援ジョブフェア<(公財)東京しごと財団と連携>
子育てや介護等、家庭と仕事を両立しながら働きたい女性求職者を対象とした面談会を開催した。
 - (a) 9月13日(企業10社(東商募集2社))
於:二子玉川ライズスタジオ&ホール
 - (b) 1月28日(企業10社(東商募集2社))
於:アートホテル日暮里ラングウッド
 - (c) 3月 6日(企業10社(東商募集4社))
於:ベルサール秋葉原
 - f. 障害者職場体験実習面談会<(公財)東京しごと財団と連携>
障害者雇用を検討する企業を対象に職場体験実習に向けた面談会を開催した。
 - (a) 第 6回 11月19日~11月20日(企業48社(東商募集1社))
於:北沢タウンホール
 - (b) 第 7回 12月17日(企業40社(東商募集7社))
於:東京ビッグサイト南展示棟 南2ホール
 - (c) 第 8回 2月10日(企業19社(東商募集1社))
於:東京たま未来メッセ
- 8) 自衛隊東京地方協力本部と会員企業との交流会
求人情報の取次を行っている自衛隊東京地方協力本部の担当者と会員企業の人事担当者が面談し、退職を予定している自衛官の採用に関する情報交換を行う機会として開催した。
 - a. 第 1回 6月26日(企業 33社)
於:自衛隊朝霞駐屯地
 - b. 第 2回 7月16日(企業 21社)
於:自衛隊東京地方協力本部
 - c. 第 3回 2月17日(企業 45社)
於:自衛隊東京地方協力本部

9) 新現役交流会

経済産業省 関東経済産業局と連携し、経営課題を抱える中小企業が、豊富な実務経験・専門知識・人的ネットワークを持つ企業OB・OG人材と面談を行う事業。企業とマネジメントメンター（企業OB・OG人材）とのマッチングを行い、具体的な支援の契機とするために開催した。

- a. 第 1 回 8月22日（企業 9社／マネジメントメンター41名／面談数51件）
於：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
- b. 第 2 回 2月21日（企業 7社／マネジメントメンター30名／面談数38件）
於：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

10) 東商キャリア人材サポート

会員企業間における中高年の人材移動を目的に、人材を送り出す企業（人材送出企業）の人事担当者に対し、会員企業（求人企業）の求人情報を提供。その他、「東商ワークショップ」や交流会などの事業を実施した。

a. 求人情報の提供

(a) 人材送出企業：20社

味の素㈱、沖電気工業㈱、コニカミノルタ㈱、㈱小松製作所、JFEスチール㈱、住友化学㈱、住友商事㈱、ソニー㈱、帝人㈱、㈱東芝、東レ㈱、㈱ニコン、㈱日立製作所、富士通㈱、丸紅㈱、三井物産㈱、三菱ケミカル㈱、三菱商事㈱、㈱レゾナック、YKK㈱

(b) 求人状況

- i. 求人企業数 : 330社
- ii. 求人件数 : 584件（3月31日時点）

(c) 人材移動決定件数：9件

b. 大手企業との求人情報面談会

求人企業の採用担当者と人材送出企業の人事担当者が一堂に会し、人材の志向や転籍による受入れに向けた情報交換を行う面談会。事前に双方から提出される面談希望に基づいて作成したスケジュールに沿って、各社15分間の情報交換を実施した。

- (a) 第 1 回 6月6日（求人企業23社／求人件数54件／人材送出企業17社／面談数118件）
於：東京商工会議所 RoomA3・4・5、RoomB1・B2
- (b) 第 2 回 9月6日（求人企業24社／求人件数52件／人材送出企業14社／面談数80件）
於：東京商工会議所 RoomA3・4・5、RoomB1・B2
- (c) 第 3 回 12月6日（求人企業25社／求人件数51件／人材送出企業16社／面談数103件）
於：東京商工会議所 RoomA3・4・5、RoomB1・B2
- (d) 第 4 回 3月11日（求人企業32社／求人件数61件／人材送出企業14社／面談数88件）
於：東京商工会議所 RoomA3・4・5、RoomB1・B2

c. 東商ワークショップ

人材送出企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化を目的に、人材移動実務を中心とした共通の問題や課題について事例等を持ち寄り研究。全社が参集し情報交換を行う全体会合を2回開催したほか、2班に分かれ、各班がそれぞれテーマを設定し、研究を行う班別会合を毎月1回程度実施した。

(a) 全体会合

7. 事業 (17)各種支援事業

- i. 第 1回全体会合
日 程： 4月18日 (12名)
於：東京商工会議所 RoomB1・2、RoomB3
内 容：2023年度の活動実績および2024年度活動計画の報告
代表幹事・副代表幹事の選出
班の編成および班別会合キックオフ
 - ii. 第 2回全体会合
日 程： 3月 7日 (12名)
於：東京商工会議所 RoomB3
内 容：全体討議
(i)1年間のワークショップ活動の振り返り
(ii)次年度のワークショップ活動・運営に関する意見・要望
- (b) 班別会合
- i. 第 1班活動
(i) 会員
味の素(株)、(株)小松製作所、東レ(株)、(株)ニコン、富士通(株)、(株)レゾナック
(ii) 活動
第 1回 4月18日 於：東京商工会議所 RoomB1
第 2回 5月23日 於：(株)小松製作所
第 3回 6月20日 於：味の素(株)
第 4回 7月18日 於：東レ(株)
第 5回 8月22日 於：(株)ニコン
第 6回 9月19日 於：富士通(株)
第 7回 10月22日 於：(株)レゾナック
第 8回 11月21日 於：(株)小松製作所
第 9回 12月19日 於：味の素(株)
第10回 1月15日 於：東レ(株)
第11回 2月20日 於：(株)ニコン
 - ii. 第 2班活動
(i) 会員
沖電気工業(株)、住友商事(株)、ソニー(株)、帝人(株)、三菱ケミカル(株)、YKK(株)
(ii) 会合
第 1回 4月17日 於：東京商工会議所 RoomB3
第 2回 5月19日 於：住友商事(株)
第 3回 6月28日 於：沖電気工業(株)
第 4回 7月26日 於：帝人(株)
第 5回 8月23日 於：YKK(株)
第 6回 9月25日 於：三菱ケミカル(株)
第 7回 10月25日 於：ソニー(株)
第 8回 11月15日 於：東京商工会議所 RoomA2
第 9回 12月11日 於：沖電気工業(株)
第10回 1月17日 於：帝人(株)
第11回 2月17日 於：YKK(株)
- (c) リーダー会議
- ワークショップの代表幹事、副代表幹事、各班リーダーおよびサブリーダーが、全体会合の内容やワークショップの運営・企画について議論したほか、東商キャリア人材サポートのマッチング促進に向けた意見交換を行った。

日 程：11月7日（6名）

於：オンライン会議システム Zoom

内 容：議件 第2回全体会合の運営について

2025年度の運営の方向性について

d. 大手企業人事担当者の交流会

中高年ベテラン人材に対する外部転進を含むキャリア支援を行う大手企業の人事業務担当者を対象に、情報交換と親睦を深めることを目的として開催した。

日 程：12月5日（29名）

於：東京商工会議所 Room B3

内 容：講演（1）“自分のキャリアは自分で築く” 社員のキャリア自律を支援する諸施策

ソニーピープルソリューションズ(株) 坂口 武 氏

講演（2）富士通キャリアオーナーシップに関する取り組みについて

富士通(株) 藪 裕美子 様

11) キャリア人材採用推進事業

（公財）産業雇用安定センター 東京事務所と連携し本年度新規で開始した事業。キャリア人材の円滑な労働移動と企業の採用活動の支援、人手不足の解消を目的に、同センター 東京事務所、10月からは神奈川事務所、千葉事務所に登録された求職者（豊富な経験・ノウハウ・人脈を持つ企業OB・OG人材）情報を会員企業に提供し、求人意欲のある企業と求職者とのマッチングを推進している。

a. 事業概要

(a) 会員企業に提供する求職者情報は、東京事務所、神奈川事務所、千葉事務所に新規で登録された情報であり、求人企業側から求職者に面接のオファーが出せる。

(b) 会員企業に提供する求職者情報は、最終学歴・職歴等の情報のみならず、具体的な職務内容（経験）、希望賃金、専門知識、自己PRなど詳細な情報であり、東商の会員企業にとっては「人材採用で求人企業が知りたいこと」が閲覧できる。

(c) 東京事務所が求人企業と求職者との面談のセットなど双方を丁寧にフォローし、採用に至っても手数料はかからないことから、採用活動に人手と時間とコストが掛けられない中小企業にとって非常に利用しやすい仕組みである。

b. 提供期間：7月10日～

c. 実績（3月31日時点）

(a) 掲載人数（延べ数）：2,818件

(b) 面接設定申込件数：83件

(c) 面接実施件数：22件

(d) 採用数：11件

12) 人材支援プレミアムサービス

会員企業における人材の採用・確保の支援を目的に本年度新規で開始した事業。民間の人材サービス提供事業者のサービスを会員限定の「特別価格」で利用できる。企業の多岐に亘る採用ニーズに対応し、就職情報サイトや人材紹介サービス、求人広告、合同会社説明会など多様なサービスをラインナップ。新卒、若手、キャリア人材など対象となる人材を幅広くカバーしている。

a. 提供期間：4月8日～

b. 提供サービス数：19サービス（うち3サービス提供終了）

c. 連携企業：9社

エン・ジャパン(株)、(株)学情、(株)キャリタス、(株)タイミー、ディップ(株)、パーソナルキャリアコンサルティング(株)（1月31日連携終了）、(株)マイナビ、ミイダス(株)、(株)リクルート

7. 事業 (17)各種支援事業

d. 実績 (3月31日時点)

- (a) 申込件数：142件
- (b) 利用件数：88件
- (c) 採用数：30件

④ ICT推進支援事業

1) ザ・ビジネスモール

全国578の商工会議所・商工会が共同して運営（事務局：大阪商工会議所）する日本最大級の商取引支援サイト「ザ・ビジネスモール」(<http://www.b-mall.ne.jp/>)。会員企業に向けてインターネットを活用した企業PR、商品・サービスのPR、全国の企業との商談機会などを提供している。

登録社数（2025年3月31日現在）

登録社数	6,925社
総商談件数	1,026件
成約数	152件

⑤ 健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う「健康経営アドバイザー」を認定する研修を全国で実施した。

1) 健康経営アドバイザー研修（Eラーニング）の実施

2020年度より健康経営アドバイザー研修を自宅・勤務先のPCやスマートフォン・タブレットで受講するEラーニングを導入し、全国どこからでも受講できる体制としている。

健康経営アドバイザー認定者数：20,047名（内、今年度認定者数：11,193名）

⑥ 健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

健康経営アドバイザーの上級認定として中小企業に対し健康経営の実践方法を指導するための人材を育成する「健康経営エキスパートアドバイザー」研修を実施。第5回より導入しているZoomによるオンライン形式のワークショップを引き続き開催し、オンライン形式とすることで受講者の利便性が向上したことにより、北海道から沖縄まで今までの集合形式では参加することが困難な地域からも多数の申し込みがあった。

健康経営エキスパートアドバイザー認定者数：2,976名（内、今年度認定者数：706名）

1) 対象者：健康経営アドバイザー研修実施者及び所定の有資格者または実務経験者

有資格者は社会保険労務士、中小企業診断士、医師、保健師、看護師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士、管理栄養士、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士、理学療法士、精神保健福祉士、薬剤師、作業療法士、歯科衛生士、産業カウンセラー、衛生管理者、（安全）衛生推進者の19資格

2) 実施方法

- a) 知識確認テストの実施（50問：四肢択一、試験時間90分）概ね80点以上合格
- b) ワークショップの実施（終了後に効果測定課題のレポート提出）

第12回

7月29日～ 8月 9日 知識確認テスト実施

於：全国約300ヶ所のテストセンター

9月 7日

ワークショップ実施（Zoom オンライン形式）

於：リファレンス国際ビル 会議室

	講師	中小企業診断士	山岡洋秋氏
	講師	中小企業診断士	中保達夫氏
	講師	中小企業診断士	山口享氏
9月10日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	中小企業診断士	檜山敦子氏
	講師	中小企業診断士	山口享氏
	講師	社会保険労務士	山岡洋秋氏
9月11日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
	講師	中小企業診断士	河崎展夫氏
	講師	中小企業診断士	中保達夫氏
9月13日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	中小企業診断士	大口憲一氏
	講師	社会保険労務士	山岡洋秋氏
9月14日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	中小企業診断士	山口享氏
	講師	社会保険労務士	齋藤康子氏
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
9月17日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	中小企業診断士	河崎展夫氏
	講師	中小企業診断士	檜山敦子氏
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
9月20日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	中小企業診断士	大口憲一氏
	講師	中小企業診断士	檜山敦子氏
	講師	社会保険労務士	齋藤康子氏
9月21日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：リファレンス国際ビル 会議室		
	講師	中小企業診断士	中保達夫氏
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
	講師	中小企業診断士	河崎展夫氏
第13回			
12月21日～1月13日	知識確認テスト実施 於：全国約300ヶ所のテストセンター		
1月29日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式) 於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
	講師	社会保険労務士	齋藤康子氏
	講師	中小企業診断士	小川亮一氏
1月30日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		

7. 事業 (17)各種支援事業

	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 中小企業診断士	中 保 達 夫 氏	
	講師 中小企業診断士	大 口 憲 一 氏	
	講師 社会保険労務士	吉 野 美奈子 氏	
2月 4日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		
	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 社会保険労務士	山 岡 洋 秋 氏	
	講師 中小企業診断士	山 口 享 氏	
	講師 中小企業診断士	檜 山 敦 子 氏	
2月 8日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		
	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 中小企業診断士	山 口 享 氏	
	講師 社会保険労務士	吉 野 美奈子 氏	
	講師 社会保険労務士	山 岡 洋 秋 氏	
2月10日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		
	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 中小企業診断士	大 口 憲 一 氏	
2月12日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		
	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 社会保険労務士	山 岡 洋 秋 氏	
	講師 中小企業診断士	中 保 達 夫 氏	
	講師 社会保険労務士	齋 藤 康 子 氏	
2月14日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		
	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 社会保険労務士	齋 藤 康 子 氏	
	講師 中小企業診断士	檜 山 敦 子 氏	
	講師 中小企業診断士	山 口 享 氏	
2月15日	ワークショップ実施 (Zoom オンライン形式)		
	於：TKP新橋カンファレンスセンター 会議室		
	講師 中小企業診断士	檜 山 敦 子 氏	
	講師 中小企業診断士	小 川 亮 一 氏	
	講師 中小企業診断士	中 保 達 夫 氏	

【健康経営エキスパートアドバイザー更新研修】

更新後の認定期間は2年間で、2024年度の更新対象者は第8回・第9回の資格取得者。対象者は各自の健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー研修用の「マイページ」にて実施。更新手続きは下記の通り。

1. 認定期間中にWEB上の研修講座を3講座以上視聴
2. 上記視聴完了者のみ更新研修の申込手続きに進む
3. WEB上で更新用のテスト（50問択一式）を受験し80点以上で合格

⑦ メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業者が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、2004年9月15日に本事業をスタートした。会員事業者が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員（特別会員を含む）であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。

2024年度末時点での提携金融機関数は7である。2024年度の会員確認書の発行件数は290件、提携金融機関による融資実行は221件／1億80百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では609億78百万円にのぼっている。

表1 提携金融機関（2025年3月31日現在）

地方銀行（1行）	きらぼし銀行
信用金庫（6金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

⑧ 創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ2,500万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

2024年度の提携金融機関による融資実行は0件であった（2025年3月31日現在の融資実行ベースの実績）。

表1 提携金融機関

地方銀行（2行）	きらぼし銀行、山梨中央銀行
信用金庫（7金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（4組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勸業信用組合

⑨ 創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、2015年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第2条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後5年未満の者が、通常より0.4%低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近1年以内に4回以上、1ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。2024年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は1件であった。

⑩ 小規模事業融資（小口支援特例）

2007年度より東京都中小企業制度融資の一つとして創設されたメニューである。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から直近1年以内に6ヶ月以上の経営指導を複数回受けた小規模事業者が対象となり、通常の小口零細企業保証制度の融資利率より0.4%低い優遇金利が適用されるもの。

2018年度には、融資限度額が1,250万円から2,000万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を6ヶ月以上受け、経営指導内容証明書が発行された後に、民間金融機関、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。2024年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は2件であった。

⑪ 中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として23区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から課題解決までを切れ目なく支援することを目的に3種類の専門家派遣を実施した。

なお、当該事業の実施により、東京都中小企業振興公社の「展示会出展助成事業」や、東京都の中小企業向け

7. 事業 (17)各種支援事業

融資制度「産業力強化融資（チャレンジ）」の申込要件の一部を満たすことができる。

1) 経営分析チェック（専門家派遣回数：1回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者自らが自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	50 回（社）
中央支部	37 回（社）
港支部	47 回（社）
新宿支部	29 回（社）
文京支部	33 回（社）
台東支部	29 回（社）
北支部	26 回（社）
荒川支部	23 回（社）
品川支部	28 回（社）
目黒支部	28 回（社）
大田支部	31 回（社）
世田谷支部	32 回（社）
渋谷支部	76 回（社）
中野支部	27 回（社）
杉並支部	20 回（社）
豊島支部	25 回（社）
板橋支部	25 回（社）
練馬支部	23 回（社）
江東支部	27 回（社）
墨田支部	29 回（社）
足立支部	17 回（社）
葛飾支部	22 回（社）
江戸川支部	21 回（社）
本部	173 回（社）
合計	878 回（社）

2) アシストコース（事業計画書策定支援／専門家派遣回数：最大9回）

経営分析後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。分析で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数 149社 延派遣回数 841回

3) アドバンスコース（計画実行支援／専門家派遣回数：最大9回）

「アシストコース」の支援を受けて策定した「事業計画」や自社で策定した「事業計画」の計画実行支援を行い、継続的にサポートした。

支援企業数 108社 延派遣回数 502回

4) コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため14名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数 483社 延支援回数 1,496回

⑫ 販路拡大助成事業

東京都の「販路拡大助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京

都からの委託・補助を受けて開催した。

「2024年秋開催全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング」

開催日 10月9日

会場 東京流通センター 第1展示場CDホール

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他
関連工事

参加企業数 発注企業・・・52社

受注希望企業・・・153社

技術連携ニーズ保有企業・13社

技術連携を提案する企業・15社

総商談件数 424件

「2024年冬開催全国ものづくり受発注商談会」

開催日 12月4日・5日

会場 東京ビッグサイト 東1ホール(ビジネスチャンスEXPO in TOKYO内)

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他
関連工事

参加企業数 発注企業・・・33社

受注希望企業・・・144社

総商談件数 336件

「2025年春開催全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング」

開催日 3月7日

会場 大田区産業プラザPiO 大展示ホール

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他
関連工事

参加企業数 発注企業・・・41社

受注希望企業・・・154社

技術連携ニーズ保有企業・6社

技術連携を提案する企業・4社

総商談件数 320件

⑬ 販路拡大支援事業

1) 首都圏バイヤーマッチング商談会

百貨店・ホテル・スーパー・カタログギフト・空港免税店など様々な業態のバイヤー企業と事前マッチング
形式で複数商談を提供。当年度においては全2回開催。

開催日 6月20日

会場 丸の内二重橋ビル5階会議室

商談テーマ 食品・雑貨

企業数 参加企業数・・・121社

エントリー・・・359社

商談件数 202件

開催日 12月4日、5日

会場 東京ビッグサイト 東1ホール(ビジネスチャンスEXPO in TOKYO内)

7. 事業 (17)各種支援事業

商談テーマ 食品・雑貨

企 業 数 参加企業数・・・１１４社

エントリー・・・２４８社

商談件数 １５０件

2) 東商バイヤーズミーティング

流通系企業との個別商談会。多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全５回開催。

「リンベルとの個別商談会」

開 催 日 ４月１６日

会 場 丸の内二重橋ビル５階会議室

商談テーマ 食品全般（特にスイーツ、惣菜、季節商品など）

企 業 数 サプライヤー企業・・・１６社

エントリー・・・５９社

商談件数 １６件

「ロフトとの個別商談会」

開 催 日 ７月１７日

会 場 丸の内二重橋ビル５階会議室

商談テーマ ギフトにおすすめできるもの

企 業 数 サプライヤー企業・・・１７社

エントリー・・・１０６社

商談件数 １７件

「丸井との個別商談会」

開 催 日 ９月２４日

会 場 丸の内二重橋ビル５階会議室

商談テーマ 食品・雑貨

企 業 数 サプライヤー企業・・・４７社

エントリー・・・６５社

商談件数 ４７件

「成城石井との個別商談会」

開 催 日 １０月２３日

会 場 丸の内二重橋ビル５階会議室

商談テーマ 食品全般（加工食品、乳製品、日配、練物、佃煮、菓子、惣菜、デザート等）

企 業 数 サプライヤー企業・・・１６社

エントリー・・・１５２社

商談件数 １６件

「スーパーマーケットオオゼキとの個別商談会」

開 催 日 ３月１４日

会 場 丸の内二重橋ビル５階会議室

商談テーマ 食品

企 業 数 サプライヤー企業・・・３６社

エントリー・・・１１９社

商談件数 ３６件

3) ビジネスチャンス向上セミナー

食品商談会の成約率向上を目的として、東商マイページ上で販路開拓に役立つ動画セミナーの配信をおこなった。

【商談会活用術】「商談会」有効活用 基礎編（工業）

講師 ジャイロ総合コンサルティング㈱ コンサルタント 片 桐 由紀子 氏

【商談会活用術】「商談会」有効活用 実践編（工業）

講師 ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役 渋谷 雄大氏

【展示会出展の基本】「展示会」有効活用まるわかり（工業）

講師 製造業マーケティングコンサルタント 日本工業大学大学院教授 弓 削 徹氏

【展示会出展の基本】「展示会」有効活用まるわかり（雑貨）

講師 中小企業診断士 ブランドビジネスコンサルタント 吉田 由佳氏

【販路開拓+α】”愛されブランド”の作り方

講師 中小企業診断士 増田 浩一氏

【販路開拓+α】ひと月で”いいね” 倍増 SNS活用

講師 中小企業診断士 増田 浩一氏

【販路開拓+α】食品バイヤーに聞く商品開発

講師 (株)信濃屋食品 商品部部長 岩崎 忠之氏

【流通の基礎】流通の基礎

講師 中小企業診断士 行政書士 1級販売士 水口 健氏

⑭ 東商 社長ネット

○開設 2014年12月1日

○URL <https://www.tokyo-cci.or.jp/shachonet/>

○内容 会員企業の社長の魅力を紹介する掲載料無料のウェブサイト。経営理念や座右の銘などのほか、自社のウェブサイトへのリンクを掲載している。さらなる登録者増のため、チラシを増刷しサービスの周知を図った。

○アクセス数 278,943PV

○登録企業数 1,594社

⑮ プレスリリース支援

共同通信PRワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。

プレスリリース配信

新規入会（登録）15社 配信数 114本

※「初回配信料割引キャンペーン」を7月1日～8月30日及び1月15日～3月14日に実施

⑯ 会員企業向けセミナー・交流会など

1) 《再放映》【オンデマンド配信】

a. Webサイト改善セミナー ～Webライティングで叶えるアクセスアップと引き合い増加～

講師 ホームページコンサルタント永友事務所 代表 永友 一朗氏

b. SNSでの効果的な動画活用術セミナー ～動画の作り方から再生されるためのポイント～

講師 (株)にぎわい研究所 代表取締役 村上 知也氏

開催日 4月15日～5月31日配信

参加者数 101社 105名

2) 【オンデマンド配信】国内向けプレスリリース作成セミナー初級編

講師 (株)共同通信PRワイヤー 営業部 営業企画課 次長 西林 祐美氏

開催日 6月25日～7月25日配信

参加者数 63社 63名

3) 【オンデマンド配信】

ー基本から実践までー海外メディアへのアプローチ方法を学ぶ！情報発信力向上セミナー

（第1部）在日特派員の声から学ぶ！外国メディアへのアプローチ方法

7. 事業 (17)各種支援事業

ーインバウンドプロモーションのヒントと事例ー

講師 (公財)フォーリン・プレスセンター 広報企画課 主任 佐藤 彩子氏
(第2部) グローバルに情報発信力アップ！ーワイヤーサービス活用と英文プレスリリースの基本ー

講師 (株)共同通信PRワイヤー 営業部 営業企画課 次長 西林 祐美氏
開催日 8月27日～9月27日配信
参加者数 38社 39名

4) 【オンデマンド配信】生成AIを使った「Webサイトの改善」発想法

講師 ホームページコンサルタント永友事務所 代表 永友 一朗氏
開催日 11月25日～12月6日配信
参加者数 182社 186名

5) テーマ別交流会～広報・PR担当者交流会～ (ビジネス交流部と共催)

講師 (株)TBSテレビ 報道局経済部 記者 梅田 翔太郎氏
開催日 1月24日
参加者数 48社 48名

6) 《再放映》【オンデマンド配信】国内向けプレスリリース作成セミナー初級編

講師 (株)共同通信PRワイヤー 営業部 営業企画課 次長 西林 祐美氏
開催日 1月10日～2月10日配信
参加者数 74社 76名

7) 【オンデマンド配信】

スマホでショート動画とYouTube・インスタ・TikTok活用 with AI
講師 合同会社モバイルエール 代表 橘 明日香氏
開催日 2月19日～3月6日配信
参加者数 204社 216名

8) 《再放映》【オンデマンド配信】 (※上記3のセミナー)

ー基本から実践までー海外メディアへのアプローチ方法を学ぶ！情報発信力向上セミナー
(第1部) 在日特派員の声から学ぶ！外国メディアへのアプローチ方法

ーインバウンドプロモーションのヒントと事例ー

講師 (公財)フォーリン・プレスセンター 広報企画課 主任 佐藤 彩子氏
(第2部) グローバルに情報発信力アップ！ーワイヤーサービス活用と英文プレスリリースの基本ー

講師 (株)共同通信PRワイヤー 営業部 営業企画課 次長 西林 祐美氏
開催日 2月21日～3月21日配信
参加者数 52社 54名

⑪ 東商トク割便 ※2024年度でサービス終了

郵便局のゆうメール (旧：冊子小包郵便) を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。
契約数 7社 利用通数 19,053通

⑫ 中堅・中小企業のためのISO認証取得／規格改訂対応支援サービス事業

1) 概要

コンサルティングによるISO9001 (品質)・ISO14001 (環境) の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2) 実施利用企業数

・ I S O 9 0 0 1 (品質)	取得支援サービス	0 社 (支援進行中 0 社)
・ I S O 1 4 0 0 1 (環境)	取得支援サービス	0 社 (支援進行中 0 社)

⑱ 海外展開イニシアティブ

1) 目的及び内容

中小企業の海外展開・国際ビジネス活動の一層の強化を目的に、各地商工会議所ならびに海外展開支援機関との連携・協働のもと、情報提供・普及啓発活動を実施した。

2) 「全国商工会議所輸出促進セミナーメニュー」の提供

「新規輸出1万者支援プログラム」の活用促進に向けて、輸出に関心のある潜在企業を掘り起こして本プログラムへの登録に繋げることを目的に、各地商工会議所に対してカリキュラムと講師をワンパッケージにしたセミナーメニューを提供。2024年度は、7商工会議所でセミナーを開催し、延べ約125名が参加。併せて参加者へ本プログラムへの登録を促した。

3) 「商工会議所における海外展開・国際ビジネス支援活動に関する調査」の実施

中小企業の海外展開・国際ビジネスのさらなる促進に向け、各地商工会議所の支援活動の状況と課題、会員企業の取組み、JETROとの連携状況等を把握し、海外展開イニシアティブでの今後の事業展開、政府への意見・要望活動に活かすことを目的に実施。

4) JETROとの連携強化

JETRO「日本製品サンプルショールーム(非食品)」事業への会議所会員企業の出展によるマッチング機会を創出。また、各地商工会議所へ経営指導員向けの説明会、会員企業からの相談対応、セミナー実施、必要な情報収集など、海外展開に際してのJETROとの連携・協力および各種サービスの積極的な活用を促した。

5) 「商工会議所海外展開支援担当者研修会」の開催

各地商工会議所に設置いただいた海外展開支援担当者等を対象に、会員事業者から海外展開に関する相談を受けた際に必要となる知識・実務を体系的に修得するカリキュラムに加え、活用可能な海外展開支援施策や海外展開に取り組む企業の事例を紹介するほか、グループワークを通じて海外進出事業プランの策定等について学ぶ研修会を開催。

6) 海外展開オンラインセミナー(貿易部会との共催)

JETRO・ロサンゼルス事務所、北カリフォルニア日本商工会議所からの現地の生の情報、米国での食品販路展開を経験した新井商工会議所による取組事例など、食品市場の最新情報から具体的な出展方法まで幅広く情報発信することで、各地商工会議所の海外展開支援、会員事業所の米国市場進出を後押しすることを目的に実施。

7) 「海外展開支援動画」の制作

海外展開における商工会議所の支援策や会員事業者の展開事例を紹介した「海外展開支援動画」を3本制作。テーマはそれぞれ、①高崎商工会議所による支援と伝統工芸品「高崎だるま」の海外輸出、②甲府商工会議所による支援とKOJ「山梨ワイン海外展開プロジェクト」、③福岡商工会議所による支援と「ワンストップ海外展開窓口」。各動画では、海外展開における苦労や成功体験、海外展開時のポイントなど、より現場の声を届けられる内容とした。海外展開を目指す全国の中小企業の経営者・販売担当者や、東商をはじめとする各地商工会議所の経営指導員、金融機関の方等幅広い方々に視聴いただくことで、中小企業等の海外展開を促進する。

8) その他関係機関との連携による情報提供(中小機構、NEXI等)

中小機構が実施する商談会等の情報提供のほか、NEXIが保有する海外商社(バイヤー)情報を海外展開

7. 事業 (18) 会員優待サービス

支援担当へ提供した。

⑳ 景品表示法周知事業

1) セミナー

12月11日 (14名) 事例から学ぶ ステマ規制対応セミナー

薬事法広告研究所 代表 稲留 万希子 氏

※Youtube 配信版 配信期間 1月10日～28日 (3名)

㉑ 少子化対策推進事業

(株)Ai11と事業連携し、同社が提供するAIを活用した婚活アプリ「Ai11 goen」を、2024年4月1日から会員企業にプレミアムサービス(3口以上法人会員を対象とした優待サービス)として提供。会員事業者の若手社員の婚活や共働きを支援した。

㉒ 23区フード&スイーツマルシェ

23区各地域の魅力を「食」を通じて発信することを目的に開催。23支部と協力し、販売商品を選定すると共に、ブースに各区の見どころなどを掲載し、地域の魅力をPRした。

「23区フード&スイーツマルシェ」

会 期 3月11日(火)～14日(金)

(※) 3月11日(火) 城西ブロック (新宿/世田谷/渋谷/中野/杉並/練馬支部)

12日(水) 城北ブロック (文京/北/荒川/豊島/板橋/足立支部)

13日(木) 城南ブロック (中央/千代田/港/品川/目黒/大田支部)

14日(金) 城東ブロック (江東/台東/墨田/葛飾/江戸川支部)

会 場 丸の内二重橋ビル 1階

出 品 数 115社より239品目

来 場 者 数 4日間合計3,117人

(18) 会員優待サービス

① チェンバーズカード

1) カード会員

	事業所カード		個人カード		合 計
	一 般	ゴールド	一 般	ゴールド	
口 座	554	526	49	11	1,140
枚	792	773	57	18	1,640

2) 優待協力店(当所にて直接開拓した分)

47社(件)

(19) 福利厚生支援事業

① 共 済

1) 各共済制度実績

a. 生命共済制度

・ 加入事業所 2,686事業所

・ 加入人員 17,364人

・ 加入口数 112,078口

・ 配当金還元率 38.30%(2023年12月 1日～2024年11月30日)

b. 特定退職金共済制度

・ 加入事業所	2, 236事業所		
・ 加入人員	40, 580人		
・ 加入口数	405, 717口		
c. 経営者年金共済制度			
・ 加入事業所	278事業所		
・ 加入人員	450人		
・ 加入口数	2, 657口		
d. 大型保障プラン等共済制度			
・ 加入事業所	1, 251事業所	アクサ生命保険 大樹生命保険	1, 039事業所
・ 加入人員	2, 465人		1, 977人
			212事業所
			488人
e. がん保険制度			
・ 加入事業所	149事業所		
・ 加入人員	360人		
f. マイライフ年金共済制度			
・ 加入人員	987人		
・ 加入口数	14, 243口		
g. 労災上乗せ共済制度			
・ 加入事業所	724事業所		
h. PL保険制度			
・ 加入事業所	968事業所		
i. 所得補償共済制度			
・ 加入事業所	308事業所		
・ 加入者数	2, 067人		
j. 東商 確定拠出年金			
・ 成約件数	0件		
k. 業務災害補償共済制度			
・ 加入事業所	4, 697事業所		
l. ビジネス総合共済制度			
・ 加入事業所	4, 652事業所		
m. 団体長期所得補償共済制度			
・ 加入事業所	106事業所		
n. サイバー保険制度			
・ 加入事業所	618事業所		
o. 海外PL保険制度			
・ 加入事業所	181事業所		
p. 医療共済			
・ 加入者数	1, 738人		
q. 介護保険制度			
・ 加入事業所	1事業所		
・ 加入人員	20人		

2) キャンペーンの実施

a. 損保共済制度 期間限定キャンペーン（代理店表彰制度）

損保共済制度の販売促進を目的とするキャンペーンを実施。保険代理店を対象に、2024年4月1日～7月31日の期間で損保共済の新規契約件数が多かった上位10代理店を表彰した。

b. ビジネス総合共済・業務災害補償共済 見積もりキャンペーン

共済新規加入を促進するキャンペーンとして実施。2024年9月17日～11月29日にビジネス総

7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

合共済と業務災害補償共済の見積もりを取得された会員・非会員を対象に、抽選で100社(者)に「東商オリジナル 渋沢栄一グッズ (Wリングノート・お札メモ帳)」を進呈した。

3) 生保推進会議の開催

a. 第1回事務担当者会議

○開催日 2024年 6月26日 (18人)

○会場 オンラインによる開催

○内容 事務取扱について

各社事例報告

質疑応答

その他(連絡事項等)

b. 第1回推進会議

○開催日 2024年 4月 3日 (4人) 日本生命保険相互会社
2024年 4月18日 (4人) 明治安田生命保険相互会社
2024年 4月22日 (6人) 住友生命保険相互会社
2024年 4月22日 (5人) 第一生命保険㈱
2024年 4月23日 (5人) 大樹生命保険㈱
2024年 4月25日 (4人) 大同生命保険㈱
2024年 4月25日 (4人) ジブラルタ生命保険㈱
2024年 4月26日 (7人) アクサ生命保険㈱

○会場 東京商工会議所6階 来客応接室

○内容 2024共済年度共済制度実績上期振り返りについて

2024共済年度共済制度下期推進計画について

第2回推進会議

○開催日 2024年 7月22日 (5人) 住友生命保険相互会社
2024年 7月24日 (7人) アクサ生命保険㈱
2024年 7月26日 (6人) 第一生命保険㈱
2024年 7月31日 (4人) 日本生命保険相互会社

○会場 東京商工会議所6階 来客応接室

○内容 2024共済年度生命共済制度募集実績見込について

第3回推進会議

○開催日 2024年11月28日 (4人) 日本生命保険相互会社
2024年12月 2日 (5人) 住友生命保険相互会社
2024年12月 3日 (4人) 大同生命保険㈱
2024年12月10日 (7人) アクサ生命保険㈱
2024年12月11日 (4人) 明治安田生命保険相互会社
2024年12月11日 (5人) 大樹生命保険㈱
2024年12月12日 (6人) 第一生命保険㈱

○会場 東京商工会議所6階 来客応接室

○内容 2024共済年度共済制度実績について

2025共済年度共済制度推進計画について

4) 損保会議の開催

a. 第1回事務担当者会議

○開催日 2024年 4月26日 (17人)

○会場 オンラインによる開催

○内容 「団体PL保険制度」事務手続きについて

質問・意見交換

その他（連絡事項等）

b. 第1回営業担当者会議

- 開催日 2024年 5月28日 (17人)
- 会場 東京商工会議所5階 Hall & Conference Room
会議室「Room B2」
- 内容 2023年度実績について
2024年度共済制度推進について
営業推進計画について
代理店の稼働推進・拡大について
共済センターからの報告・連絡等

c. 第1回推進会議

- 開催日 2024年12月 9日 (6人) 三井住友海上火災保険㈱
2024年12月17日 (5人) 損害保険ジャパン㈱
2024年12月18日 (7人) 東京海上日動火災保険㈱
2024年12月20日 (5人) あいおいニッセイ同和損害保険㈱
- 会場 東京商工会議所6階 来客応接室
- 内容 損保4共済の今年度シェア基準日(9月末)実績について
次年度シェア分担割合及び次年度運営等について
損害保険共済制度運営内規の改正について
代理店表彰について

5) 医療共済会議の開催

a. 第三者委員会

- 開催日 2024年 6月18日 (3人)
- 会場 東京商工会議所6階 来客応接室
- 内容 医療共済の現況について
意見交換
その他（連絡事項等）

6) 表彰の実施

a. 共済制度年間功労者表彰

生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰

- 開催日 2025年 3月 4日 (69人)
- 会場 如水会館
- 表彰対象数

個人表彰	61名	生命共済制度	31人	
		特定退職金共済制度	17人	
		純新規事業所開拓	9人	
		会員獲得	4人	
会社表彰	4社	生命共済制度	1社	アクサ生命保険㈱
		特定退職金共済制度	4社	第一生命保険㈱ アクサ生命保険㈱ 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社

b. 損保共済制度年間表彰

損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。

- 受賞代理店数 94代理店（内、件数部門、保険料部門重複受賞 35代理店）

7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

件数部門 : 54 代理店

保険料部門 : 75 代理店

○年間功労者表彰式

於 : 如水会館

開催日 2025年 3月13日 (84人)

② CLUB CCI

CLUB CCIというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生支援サービスを提供している。

1) 2ブランド4プランを提供

(株)リロクラブの提供する「福利厚生倶楽部」と(株)ベネフィット・ワンの提供する「ベネフィット・ステーション」の2ブランドにCLUB CCIのオリジナル特典を付した4プランを提供。

2) 加入状況

		加入事業者数	登録メンバー数
福利厚生倶楽部 ・プラチナプラン	東京商工会議所	597 事業者	15,449 人
	連携商工会議所	139 事業者	1,628 人
福利厚生倶楽部 ・ゴールドプラン	東京商工会議所	188 事業者	7,440 人
	連携商工会議所	28 事業者	757 人
ベネフィット・ステーション・通常プラン	東京商工会議所	41 事業者	535 人
	連携商工会議所	6 事業者	30 人
ベネフィット・ステーション・ライトプラン	東京商工会議所	53 事業者	527 人
	連携商工会議所	1 事業者	3 人
ベネフィット・ステーション・その他	東京商工会議所	11 事業者	531 人
合計		1,064 事業者	26,900 人

(2025年3月)

3) 連携商工会議所 (25カ所)

千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、北大阪、北九州、青梅、和泉、八千代、海老名、草加、安城、深谷、函館、浦安、柏、桐生、狭山、焼津、銚子、石岡、所沢、札幌

4) 新規入会キャンペーンの実施

○実施期間 2024年10月～2025年2月

期間中の新規入会者 (52事業者・2,775人)

③ 健康管理サービス

1) 郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	48
前立腺がん検査	25
胃がんリスク層別化検査	16
ピロリ菌抗体検査	4
ペプシノゲン検査	2
高リスクHPV検査	5
かんたん健診	6
合計	106

2) 雇入時・定期健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	52
定期健診	312
胃がん予防健診	60
前立腺がん予防健診	34
肝炎ウイルス検査	25
卵巣がん検査	34
心機能検査	43
合計	560

b. 健診会場

丸の内二重橋ビル

3) 生活習慣病健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病＋定期健康診断	367
定期健康診断	129
胃がん予防健診	119
前立腺がん予防健診	69
肝炎ウイルス検査	61
卵巣がん検査	58
心機能検査	95
合計	898

b. 健診会場 (5ヶ所)

台東区民会館、高齢者保健福祉支援センター、屋外広告ディスプレイ健保会館、すみだ産業会館、丸の内二重橋ビル

4) 腹部超音波・胃部X線健診	受信者数	24名
5) 一般健診	受診者数	736名
6) 婦人科健診	受診者数	31名
7) 人間ドック	受診者数	157名
8) 脳ドック	受診者数	0名
9) 生活習慣病健診	受診者数	4名
10) PET-CT	受診者数	2名
11) ストレスチェック制度	受診者数	378名

7. 事業 (20) 受託・協力事業

(20) 受託・協力事業

① 東京都中小企業活性化協議会事業

2022年3月に経済産業省・金融庁・財務省が策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」に基づき同年4月、東京都中小企業再生支援協議会と東京都経営改善支援センターが統合し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「東京都中小企業活性化協議会」が発足した。同協議会では、旧組織の事業を引き継ぎ、再生支援業務と経営改善支援業務を実施した。(根拠法：産業競争力強化法)

1) 再生支援業務

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行った。

a. 会議

全体会議 7月9日

- 議 題
- 1) 再生支援業務部門における2023年度活動実績及び2024年度活動方針(案)について
 - 2) 事業承継・引継ぎ支援センターにおける2023年度活動実績及び2024年度活動方針(案)について

b. 相談実績

	2024年度	設立時からの累計(2003.3～)
相談件数(事前相談対応含む)	1,212件	8,334件
再生計画策定支援完了件数	120件	1,377件

c. 相談会

個別相談会「経営まると相談会」

2月13日・14日

相談会参加社数 23社

2) 経営改善支援業務

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画策定支援事業と早期経営改善計画策定支援事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行った。

a. 申請実績

	2024年度	2024年度(早期)	設立時からの累計(2013.2～)
利用申請受付(新GL含む)	86件	77件	3,292件
支払申請受付	55件	74件	2,196件
伴走支援(モニタリング)実施回数	221回	205回	4,491回

② 東京都事業承継・引継ぎ支援センター

本事業は関東経済産業局より受託。後継者未定又は不在の中小企業者に対し、相談業務を通じて、事業承継等に関する全般的な説明、仲介会社等との連携、あるいは当センターに登録されている譲受希望企業とのマッチング等による円滑な事業承継・引継ぎを支援する。今年度は、サプライチェーン事業承継の普及・啓発、「サポート！事業承継」を実施し、東京都、東京都中小企業振興公社、金融機関、東京信用保証協会、支援機関等や専門家等と連携して、多様化する中小企業の課題解決に努めた。

1) 相談実績

	2024年度	設立時からの累計 (2011.10～)
新規相談企業数	1,065社	10,601社
第三者承継等成約件数	101件	761件

③ 容器包装リサイクル申請関係事業

1) 概要

東京商工会議所では、1999年11月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

2024年度は、リサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会を、リアル形式1回とオンライン形式1回の計2回開催し、リアル形式説明会開催後に無料個別相談会を実施した。

2) 東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数 2,830件

3) 「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

12月11日(オンライン形式)

会場：丸の内二重橋ビル5階 Room A5

説明会参加人数：252名

講師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・企画広報部長 長塚真行氏

総務部 部付部長 松島一高氏

12月16日(リアル形式)

会場：丸の内二重橋ビル5階 東商渋谷ホール、Room B2

説明会参加人数：159名

講師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

代表理事・常務理事 栗原博氏

理事・事務局長 高松和夫氏

個別相談件数：9件

④ 制度改正等の課題解決環境整備事業

1) 概要

働き方改革関連法などの労働法制や税制度等の各種制度改正、デジタル化やグリーン化、生産性向上に向けた取組や、複雑化・高度化する多様な経営課題等に対応するため、講習会等の開催、専門家や相談員による個別相談、パンフレットや施策普及員等による周知・広報等を行うことにより、制度改正等に伴い様々な対応が必要となる全国の中小・小規模事業者が円滑かつ適正に諸課題に対応・解決できる環境を整備することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、制度改正等の課題解決環境整備事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2) 実施内容

労働法制や税制度等の各種制度改正、デジタル化やグリーン化、生産性向上に向けた取組や複雑化・高度化する多様な経営課題等に対し、経営指導員等による巡回等において制度改正内容等の周知や指導、本質的な経営力強化に資する支援を行った。

併せて、専門家派遣による個別指導や施策普及員による各種制度改正周知活動を行い、中小・小規模事業者への諸制度改正の周知や支援を行った。

a. 啓発用ツール

・啓発用ボールペン

4,910本

7. 事業 (20) 受託・協力事業

- ・啓発用クリアファイル 800部
- ・啓発用チラシ 2,800部

b. 広報

(a) バナー広告 (実施期間 9月1日～11月30日)

- ・Facebook、Instagram 表示回数 6,684,065回
- ・Universe Ads 表示回数 8,143,511回
- ・Google Display Network (GDN) 表示回数 8,089,074回
- ・Yahoo Display Ads (YDA) 表示回数 77,917,860回

(b) リスティング広告 (実施期間 9月1日～11月30日)

- ・Google レスポンシブ検索広告 表示回数 67,191回

(c) 雑誌掲載 (掲載期間 6月～8月)

- ・帝国ニュース (日刊版) 発行部数 75,500部

3) 指導など件数の実施件数

- 中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催 8回／261人
- 巡回・窓口指導 2,914件
- 専門家派遣 (制度改正エキスパート) 58回
- 施策普及員による巡回指導 600件

⑤ 事業環境変化対応型支援事業

1) 概要

新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家や相談員・施策普及員 (商工会議所職員OBや派遣スタッフ・アルバイト等) の配置による支援体制の強化や講習会の開催等による制度の周知・広報事業を行うことにより、あまねく全国の中小・小規模事業者に対して滞りなく必要な支援を届けると共に、伴走支援による課題解決を通じた雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、事業環境変化対応型支援事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2) 実施内容

インボイス制度への対応、エネルギーその他の物価高騰への対策、新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者に対して、窓口専門相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談等による指導の体制を整えた。専門家による相談会や窓口相談を実施し、経営計画策定の支援や各種申請のサポートを行った。

a. 広報

(a) テレビCM

- ・堀潤モーニングFLAG 第二部 (MX TV)
(実施期間 8月1日～9月26日 30秒×9回)
- ・堀潤モーニングFLAG 第二部 (再放送) (MX TV)
(実施期間 8月1日～9月26日 30秒×9回)
- ・田村淳の訊きたい放題 (MX TV)
(実施期間 8月3日～9月28日 30秒×9回)
- ・TOKYO MARKET WIDE 第一部 (MX TV)
(実施期間 8月5日～9月30日 30秒×9回)

3) 指導など件数の実施件数

- 窓口専門相談 5,334件

4) 経営まるっと相談会

事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者に対して、売上拡大・販路開拓や各種経営課題解決を強

力にサポートするため「経営まるっと相談会」を開催した。当日は各種経営課題に対応した相談ブースを用意したほか、最新の補助金情報などを解説するセミナーも同時開催した。

<第1回>

日 時：8月22日・23日

場 所：東京商工会議所Hall&Conference Room

内 容：・各種個別経営相談（79社110件）

・セミナー

8月22日 11時00分～12時00分（30名）

「政府支援策（各種補助金）解説セミナー」

中小企業診断士 田 邊 心 技 氏

8月23日 11時00分～12時00分（22名）

「コロナ禍からの再起に向けた販路拡大・マーケティング戦略」

中小企業診断士 二本松 貴 之 氏

8月23日 14時00分～15時00分（7名）

「人手不足を踏まえた人材活用・社内体制整備術」

中小企業診断士 吉 田 秀 貴 氏

<第2回>

日 時：1月23日・24日

場 所：東京商工会議所Hall&Conference Room

内 容：・各種個別経営相談（81社110件）

・セミナー

1月23日 11時00分～12時00分（37名）

「政府支援策（各種補助金）解説セミナー」

中小企業診断士 田 邊 心 技 氏

1月23日 14時00分～15時00分（21名）

「コロナ禍からの再起に向けた販路拡大・マーケティング戦略」

中小企業診断士 巽 秀 夫 氏

1月24日 11時00分～12時00分（15名）

「すぐ実践できる!!売上向上・業務効率化に向けたデジタルツール活用術」

中小企業診断士 柳 部 太一朗 氏

1月24日 14時00分～15時00分（17名）

「今日から始められる!資金繰り基礎講座」

アフターコロナに対応するためのキャッシュフロー管理の第一歩」

中小企業診断士 丸 田 佐和子 氏

⑥ 電子認証サービス

1) 概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、(株)帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ(株)が発行する3タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2) サービス件数（2024年4月～2025年3月）

サービス名	(株)帝国データバンク	セコムトラストシステムズ(株)	
	TDB Type A	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士
申 込 件 数	261件	47件	52件

7. 事業 (20) 受託・協力事業

⑦ 経営革新計画点検業務委託事業

1) 目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、2008年11月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2) 相談実績(2024年4月～2025年3月)

経営革新計画承認件数	139社
窓口における相談・指導	185回
メール・電話による相談・指導	631回

⑧ 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」(2019年度～2021年度)の後継事業として2022年度より開始した。東京都産業労働局、(公財)東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、(一社)東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内6機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1) 会議等の開催

a. 実行委員会

【第1回】(11名)

- 日 時 9月2日
- 場 所 東京都庁第一本庁舎33階「特別会議室N3」
- 議 事 各種規程の改定について
- 報 告 ①2024年度事業の進捗状況について
②活力向上大会の実施について

【第2回】(10名)

- 日 時 2月10日
- 場 所 東京都庁第一本庁舎33階「特別会議室N2」
- 議 事 ①各種規程の改定について
②2024年度協定書、事務局委託契約書の変更について
③中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスについて
④2025年度協定の締結について
⑤2025年度事業計画と収支予算について
⑥2025年度契約案件について
- 報 告 2024年度事業の進捗状況について

【第3回】(8名)

- 日 時 3月4日
- 場 所 オンライン
- 報 告 2024年度第2回実行委員会からの修正事項について
- 議 題 ①2025年度競争入札契約案件について
②2025年度特命随意契約案件について

b. 幹事会

【第1回】(9名)

- 日 時 8月7日
- 場 所 東京都庁第一本庁舎25階「105会議室」
- 説 明 ①中小企業活力向上プロジェクトアドバンスについて
②幹事会について
③事業計画・収支予算について
- 報 告 ①事業の進捗状況について
②支援事例の紹介について
③その他

【第2回】(8名)

- 日 時 1月29日
- 場 所 東京都庁第一本庁舎33階「特別会議室N3」
- 議 事 ①各種規程の改定について
②2024年度協定書、事務局委託契約書の変更について
③中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスについて
④2025年度協定の締結について
⑤2025年度事業計画と収支予算について
⑥2025年度契約案件について
- 報 告 2024年度事業の進捗状況について

c. 担当者連絡会

【第1回】(25名)

- 日 時 7月7日
- 説 明 ①2024年度事業計画・年間スケジュールについて
②2024年度中小企業活力向上事業の進捗状況について(6月末時点)
③中小企業活力向上プロジェクトアドバンス PRツールのご紹介
④事業PR経費・PR広告・セミナー開催経費の補助請求について
⑤活力向上モデルの作成について

2) 分析・支援ツール

a. オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の活力向上を目的に、PC・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全3回完結のセミナーを5本公開した。

b. 公式ホームページの改修・セキュリティ対策

公式ホームページ利用者の利便性向上などの適切な改修を行うとともに、最新情報の自動収集技術を検証しながら、利用者にとってより使いやすいサイトにすべく、WEBサイトの改修を行った。主な変更点は、①施策検索API改修作業、②メルマガシステムの切り替えにともなう検証作業、③モーションAIチャットの技術を応用したキャラクタ動画作成機能の開発等。

また、外部機関によるネットワーク脆弱性診断、Webアプリケーション脆弱性診断を行い、適切に対処した。

c. 専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専

7. 事業 (20) 受託・協力事業

門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計24本のコラムを配信した。

3) 企業経営者向けセミナー

計5回のセミナーを下記のとおり開催した。より多くの方に参加いただくべく、すべてオンライン形式に実施。

6月21日(25名)「人材不足の今だからこそ、押さえるべき『採用力アップのポイント』」

ビーンコンサルティング 代表 盛澤 陽一郎 氏

8月26日(38名)「～DXで業務効率化！人手不足対策！～デジタル活用の第一歩を踏みだそう」

(株)IdealWorks 代表取締役 井手 美由樹 氏

9月25日(37名)「まずはこれだけ押さえよう！中小企業の障害者雇用 はじめの一步」

ラグランジュサポート(株) 代表取締役 木下 文彦 氏

11月25日(85名)「『最強のプレスリリース』の作り方

～無料で新聞・テレビ・ネットメディアの取材を呼ぶ～」

広報ジャーナリスト協会 代表 福満 ヒロユキ 氏

12月20日(79名)「【フリーランスとフリーランスに依頼する事業者の方、必見！】

『フリーランス法』の必須ポイント」

渡邊綜合法律事務所 渡邊 敦子 氏

4) 支援者向け説明会

リアルでの開催に加え、参加者の利便性向上の観点から、事前に収録した動画をオンラインにて配信した。本事業の内容や事業実施にあたっての注意点などを説明した。

a. 都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明を行った。

4月10日 東京商工会議所経営指導員向け説明会

5月より公開 多摩地域経営指導員

b. 登録中小企業診断士を対象に、事業概要、事務手続き、診断報告書の記載方法の説明等を行った。

6月より公開 登録中小企業診断士

5) 広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、PRチラシ(A4/A3)の作成・配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をPRする支援イメージ動画「戦う経営者たち」を制作し、公式ホームページでの配信を実施した。今年度の新たな取り組みとして、中小企業者等の経営者にも視聴されている国内最大級のTV番組見逃し無料配信動画サービス(Tver)の経済番組内にCM動画を配信(64,169回再生)し、従来とは異なる事業者層への認知度向上を図った。

6) 中小企業活力向上モデル・支援事例集の作成

今後の都内中小企業支援に役立てることを目的とし、2022～2024年度の3年間にわたって実施してきた経営分析・専門家派遣支援の集大成として、都内中小企業の経営課題と高利益率企業に関する分析、利用企業のアンケート結果、顕著な成果に繋がった好事例を取りまとめ、各団体へ配布した。好事例掲載にあたっては、今年度、経営分析及びアシストコース、アドバンスコースを利用した企業の中から、特色ある9社をピックアップして訪問取材を実施した。

【実施概要】

<経営分析(アシストコース含む)>

■実施方法：郵送調査法

■調査対象：「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」の経営分析を受けた企業1,465社

(2023年10月1日～2024年9月30日)

■設問概要:「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」の経営分析の利用理由、利用による効果、分析を通じて提案された経営課題解決策(中小企業支援施策)の利用状況 等

■実施時期:2024年12月4日～2025年1月10日

■回収数:375社(回収率 25.6%)

<アドバンスコース>

■実施方法:郵送もしくは訪問調査法

■調査対象:「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」のアドバンスコースを実施中の企業204社(2024年4月1日～2024年12月31日)

■設問概要:「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」のアドバンスコースの利用による効果、中小企業支援施策の利用状況、業績変化 等

■実施時期:2024年12月1日～2025年1月17日

■回収数:123社(回収率 60.3%)

7) 活力向上大会の開催

a. 内容

本プロジェクトに携わる中小企業診断士や経営指導員を対象に、本事業の3年間の支援成果の発表を行う場として活力向上大会を開催し、161名が参加した。

当日は、①有識者による基調講演、②現場で支援にあたる中小企業診断士・経営指導員等による、効果的な事例や特徴的な事例の発表とそれに対する意見交換、③利用企業の経営分析結果に関する分析や利用者アンケートの結果や3年間実施した事業から見えてきた中小企業の課題解決に向けた方向性の発表を通じて、都内中小企業者へのPRと支援者におけるノウハウの共有を行った。

また、東京都産業労働局より2025年度から開始される「中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス」について案内を行った。

b. 実施概要

日 時:3月10日(161名)

場 所:東商Hall&Conference Room「渋谷ホール」

内 容:・基調講演「持続的に業績を向上させる『中小企業のブランド戦略』

一橋大学大学院 経営管理研究科 教授 阿久津 聡 氏

・事例発表

総括／コーディネーター:

(一社)東京都中小企業診断士協会 専務理事 山 本 祐一郎 氏

事例1 発表者:

中小企業診断士 古 山 文 義 氏

あきる野商工会 齊 藤 政 幸 氏

事例2 発表者:

中小企業診断士 金 順 玉 氏

八王子商工会議所 崎 井 寛 仁 氏

事例3 発表者:

中小企業診断士 幡 野 康 夫 氏

東京商工会議所 コーディネーター 森 尾 浩 司 氏

・『中小企業活力向上モデル』のご報告

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局

・2025年度事業『中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス』のご案内

東京都産業労働局

7. 事業 (20) 受託・協力事業

⑨ 小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

1) 目的及び内容

中小企業庁は、2013年度補正予算分(2014年実施)から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、50～250万円を上限に補助金(補助率3分の2)を交付している。

東京商工会議所では、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している(株)日本経営データ・センターより、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、23支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が60歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

2) 「事業支援計画書」発行実績

a. 令和5年度補正予算

第16回(公募期間:2024年5月8日～2024年5月27日) 825件

⑩ 認定経営革新等支援機関業務

1) 目的及び内容

東京商工会議所は、経済産業大臣から2016年7月25日付で中小企業等経営強化法に基づく支援機関として認定を受け、認定経営革新等支援機関の関与を要する中小企業施策を会員企業等の小規模事業者・中小企業が利用しやすくするため、認定支援機関業務を行っている。

認定支援機関業務のうち、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要な申請書・事業計画の作成支援は、会員・非会員を問わず対応している。2019年7月1日から、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要な書面等は、申請書・事業計画等を確認のうえで会員に対し発行している。

2) 発行実績

①「先端設備等導入計画に関する確認書」	31件(昨年15件)
②「事業承継・引継ぎ補助金に関する確認書」	1件(昨年8件)
③「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に関する確認書」	2件(昨年2件)
④「中小企業経営強化税制のデジタル化設備(C類型)に関する確認書」	0件(昨年0件)
⑤「事業再構築補助金に関する確認書」	33件(昨年87件)

⑪ 職域における感染症対策普及促進事業

1) 目的及び内容

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。また、2012年から2013年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。

本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、3コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。また、コースⅠとコースⅡについて、新型コロナウイルスに対応した改訂を行った。

昨年度より既存の3コースに加え、「プレコース(環境整備)」を新設し、これまで関心の低かった層に対しても、事業者が実践すべき感染症対策への取り組みを手軽に確認でき、サポートする内容となった。

	コース名	サポート内容	達成基準
プレコース	感染症対策に関する環境整備	申込み不要で誰でも自由にダウンロードできる「感染症対策チェックシート」を用いて、自社の対策状況を手軽に確認し、見出された課題の改善を図る。	課題に対する取組みの実施
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の8割以上が教材受講
コースⅡ	感染症BCP（業務継続計画）の作成	BCPのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのBCP作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の9割以上

2) 活動実績

a. 事業説明会Y o u T u b e 動画配信)

職場の感染症対策講演（申込者数合計334名）

第1回 「インバウンド・アウトバウンドに関する感染症対策セミナー 次の輸入感染症に備えるために！」

防衛医科大学 防衛医学研究センター長 広域感染症疫学・制御研究部門 教授 加 来 浩 器 氏
第2回 「企業における 女性の健康支援の進め方」

東京都立豊島病院 産婦人科 稲 葉 慶 氏
第3回 「職場におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染対策」

国立病院機構 東京病院 感染症科 永 井 英 明 氏
第4回 「ワクチンで防げる感染症について」

神奈川県衛生研究所所長 多 屋 馨 子 氏
第5回 「職域における感染症対策と最新情報について」

東京医科大学病院 客員教授 濱 田 篤 郎 氏

b. 新聞広告への事業告知の掲載

日刊工業新聞 朝刊（全5段）にて「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業告知・PRのための新聞広告掲載を実施。

日刊工業新聞 朝刊（全5段）

発行日：第1回 8月5日

第2回 10月30日

c. 雑誌広告への事業告知の掲載

週刊東洋経済にて「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業告知・PRのための雑誌広告掲載を実施

発行日：2月3日

d. 展示会への出展

展示会「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2025」

会期：リアル開催 2025年2月6日 新宿住友ビル三角広場

オンライン開催 2025年2月14日～3月7日

東京商工会議所のブースを出展し、「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業案内のチラシを200部配布。また、並行してオンライン展では事業告知のチラシを掲載し、リアル展・オンライン展、両者から感染症対策への普及啓発に取り組んだ。

7. 事業 (20) 受託・協力事業

e. 申し込み及び達成企業・事業所数

	プレコース	コースⅠ	コースⅡ	コースⅢ	合 計 (※)	
	環境整備	従業員研修	B C P 作成	風しん対策	延べ数	実数
申込事業所数	1	3 7	1 2	1 0	5 9	3 5
達成事業所数	1	1 1	0	0	1 2	1 1

※ 延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑫ 東京都職域健康促進サポート事業

1) 目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

2) 活動実績

a. 情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、(株)東京きらぼしフィナンシャルグループおよび(株)きらぼし銀行、明治安田生命保険相互会社、大塚製薬㈱、三井住友海上保険㈱、日本生命保険相互会社、(株)かんぽ生命保険、住友生命保険相互会社と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約一万事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b. 専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、9 3 社延べ4 6 5 回の支援を行なった。

c. 健康経営セミナー

5 月 1 4 日, 7 月 2 9 日, 1 1 月 1 3 日, 2 月 5 日

「事業継続のための退職金・健康経営セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師 沖倉社会保険労務士・F P 事務所 代表 沖 倉 功 能 氏

6 月 6 日, 1 0 月 1 1 日

「企業のメンタルヘルス対策と労務管理セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師 稲田社労士事務所 所長 稲 田 耕 平 氏

8 月 2 8 日

「これからの認知症社会について」

共催：アクサ生命保険㈱

医療法人すずらん会たろうクリニック院長 精神科医 医学博士 内 田 直 樹 氏

9 月 1 9 日

「健康経営優良法人 2 0 2 4 < 中小規模法人部門 > 申請のための直前対策セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師 稲田社労士事務所 所長 稲 田 耕 平 氏

11月 7日

「想いがつながる100年企業を目指して～ 今必要な自社株対策と健康経営～」

共催：アクサ生命保険㈱

講師 たかやまあゆみ税理士事務所 代表税理士 高山 亜由美 氏

12月12日

「～健康企業宣言・健康優良企業～ －STEP1「銀の認定」申請対策セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師 稲田社労士事務所 所長 稲田 耕平 氏

2月25日

「これからの経営と女性の健康について」

共催：アクサ生命保険㈱

講師 (一社)日本ホスピタルクリエーション協会講師 中嶋 みどり 氏

⑬ 地域連携型商談機会創出事業

1) 概要

地域連携型商談機会創出事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関して、福島県において「2024福島広域商談会&東京・福島ものづくり企業視察会」を実施し、都内ものづくり企業と福島県内ものづくり企業との商談会と、最先端の地域企業などの視察を実施した。

次に、能登半島地震復興支援の一環として、都内食品流通企業の購買担当者が石川県・福井県・富山県内および東京都内食品製造業者と商談を行う「能登半島地震復興支援『石川・福井・富山×東京商談会』」を開催。①石川県・福井県・富山県内および都内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤー・都内食品製造業者と、石川県・福井県・富山県内食品製造業者との商談会を実施した。

最後に、福岡県において「モノづくりフェア2024 東京都ブース出展」を実施。東京都のものづくり企業と、自動車や半導体産業などが集積する九州地域ものづくり企業との商談・交流の場を創出する販路拡大支援事業を実施した。

加えて、最近のものづくり分野や食品分野の業界動向などを勘案し、2025年度以降の事業実施を見据え、展示商談会の準備を進めた。

2) 地域連携商談・展示会事業

a. 福島県における商談機会創出の取り組み

福島県は世界に誇れる企業力・ものづくり力を有しており、製造品出荷額、粗付加価値額ともに東北第一位で、とくに「化学工業」「電子部品・デバイス・電子回路製造業」「情報通信機械・器具製造業」の割合が高くなっています。また、大手医療機器製造企業や生産を支える中小企業が集積し全国屈指の「医療機器」生産県となっている他、「航空分野のエンジン部品」「ロケット関連部品」「宇宙衛星通信関連部品・機器」など航空宇宙関連産業に実績のある企業も多く立地しています。さらに、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を掲げ、関連産業の集積に向けた取り組みも進められています。

東京都と東京商工会議所は、福島県及び(公財)福島県産業振興センターと連携し、双方の中小企業のビジネスチャンスの拡大と産業の活性化につなげていくため、以下のとおり都内ものづくり企業と福島県内ものづくり企業との商談会・視察会を開催した。

<2024福島広域商談会&東京・福島ものづくり企業視察会 概要>

主 催：(公財)福島県産業振興センター

共 催：福島県、東京都、東京商工会議所

会 期：7月24日～25日

7. 事業 (20) 受託・協力事業

(a) 2024 福島広域商談会

会 期：7月24日

会 場：ビッグパレットふくしま（福島県郡山市南二丁目52番地）

参加企業数：都内参加企業（発注）：19社（35名）、その他発注企業：89社

地域受注企業：183社

都内参加企業商談件数：147商談

商談方式：事前の発注案件の提示による、受発注双方の指名に基づく事前マッチング方式

(b) 東京・福島ものづくり企業視察会

会 期：7月25日

視 察 先：㈱菊池製作所 福島工場、福島ロボットテストフィールド

参加企業数：18社（33名）

b. 石川県・福井県・富山県における商談機会創出の取り組み

能登半島地震復興支援の一環として、都内食品バイヤーと被災地の食品製造事業者等との大規模商談会を開催した。被災地の食品製造事業者に、東京をはじめとする首都圏への販路拡大の契機としていただくと共に、食品を通じて石川県・福井県・富山県の魅力が首都圏の消費者に伝えることを目的として実施した。

具体的には、①石川・福井・富山県内および都内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤー・都内食品製造業者と、石川・福井・富山県内食品製造業者との商談会を開催した。

＜能登半島地震復興支援「石川・福井・富山×東京商談会」＞

➤北陸グルメ大集合！石川・福井×東京商談会 概要

主 催：東京商工会議所、東京都、石川県商工会議所連合会、福井県商工会議所連合会

会 期：8月29日

会 場：金沢流通会館（石川県金沢市問屋町2丁目61番地）

(a) 展示試食会概要

会 場：金沢流通会館

小間仕様：3.6㎡（間口1.8m 奥行1.5m）

出展者数：69社

制 作 物：商品ガイドブック配布

○出展者説明会（ハイブリッド開催）：7月17日 於：金沢商工会議所 会議室

(b) 個別商談会概要

会 場：金沢流通会館

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・・・51社（78名）

都内食品製造業者・・・・・・11社（14名）

石川・福井県内食品製造業者・・・・69社

商談件数：397件

商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

➤北陸グルメ大集合！富山×東京商談会 概要

主 催：東京商工会議所、東京都、富山県商工会議所連合会

会 期：8月30日

会 場：富山産業展示館テクノホール（富山県富山市友杉1682番地）

(a) 展示試食会概要

会 場：富山産業展示館テクノホール

小間仕様：3.6㎡（間口1.8m 奥行1.5m）

出展者数：51社

制 作 物：商品ガイドブック配布

○出展者説明会：7月18日 於：富山商工会議所 会議室

(b) 個別商談会概要

会 場：富山産業展示館テクノホール

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・51社（78名）

都内食品製造業者・・・11社（14名）

富山県内食品製造業者・・・40社

商談件数：200件

商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

c. 九州地域における商談機会創出の取り組み

九州地域は、自動車や半導体などのサプライチェーンをはじめ、素材、部品、設備、システム、そして人材やサービスといった、多様性あふれるものづくり関連企業が深く広く層を成しており、都内ものづくり企業との多様な技術連携など、双方にメリットのある活発な交流が期待できる。

このことから、東京都と東京商工会議所は、九州と都内の中小企業のビジネスチャンスの拡大と産業の活性化につなげていくため、以下のとおり「モノづくりフェア2024」へ東京都コーナーとして都内中小企業の出展を実施した。

<モノづくりフェア2024 東京都ブース出展 概要>

主 催：日刊工業新聞社

会 期：10月16日～18日 10:00～17:00（最終日のみ16:00まで）

会 場：マリンメッセ福岡A館・B館（福岡県福岡市博多区沖浜町2-1）

入場者数：24,789人

出展企業：19社

商談件数：1,092件

⑭ 中小企業等アウトリーチ事業

1) 概 要

経済産業省は、中小企業の輸出管理体制構築等を支援するため、2019年度より「中小企業等アウトリーチ事業」を実施している。同事業は、中小企業向けの説明会の開催、輸出管理の専門家による助言・指導等を通じて、安全保障貿易管理体制の構築を支援し、中小企業の保有する機微技術の流出を防ぐことを目的としており、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2) 実施内容

安全保障貿易管理の内容を盛り込んだ説明会を3回開催したほか、中小・小規模企業向けの相談窓口として、輸出管理に係る実務経験が豊富な専門家による個別相談会を実施し35社が参加した。

a. 中小企業向け説明会

(a) 9月 9日（212名） 講演 「安全保障貿易管理セミナー 初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和6年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 濱 宏 氏

(b) 10月 9日（241名） 講演 「安全保障貿易管理セミナー 中級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和6年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 藤 島 喜一郎 氏

(c) 11月 8日（195名） 講演 「安全保障貿易管理セミナー 初級編～技術流出の防止に向け、輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和6年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 藤 島 喜一郎 氏

b. 専門家派遣（個別相談） 35社

7. 事業 (20) 受託・協力事業

c. 東商新聞へ事業告知の広告掲載

東京商工会議所主催の説明会および個別相談について告知・P Rのため、東商新聞に広告掲載を2回実施。

8. 登 録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作 成 4月13日 (2024年度新規該当者)
定期訂正 9月30日 (継続該当者)

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率 (%)
会 員	36,160	17,346	47.9%
非 会 員	24,963	7,119	28.5%
計	61,123	24,465	40.0%

③ 法定台帳の管理運用

- 1) 五十音順整備 (地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制)
- 2) 地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料
- 3) 23区別「特定商工業者統計表」の作成
- 4) 登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

会員・非会員	登録業者数
会 員	5,003
非会員 (含地区外)	2,396
計	7,399

※貿易登録の有効期間は2年間

(3) 会員之章 (貸与)

2023年度末現在	新規貸与	退 会 ・ 返 却	2024年度末現在
4,191	0	622	3,569

9. 事務所・建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本	部	千代田区丸の内3-2-2
2	証 明 セ ン タ	ー	台東区東上野4-8-1 T I X T O W E R U E N O 3階
3	千 代 田 支	部	千代田区神田神保町3-19 ダイナミックアート九段下ビル2階
4	中 央 支	部	中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ分庁舎3階
5	港 支	部	港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング南館5階
6	新 宿 支	部	新宿区西新宿6-8-2 B I Z 新宿4階
7	文 京 支	部	文京区春日1-16-21 文京シビックセンターB 2階
8	台 東 支	部	台東区花川戸2-6-5 台東区民会館1階
9	北 支	部	北区王子1-11-1 北とぴあ12階
10	荒 川 支	部	荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階
11	品 川 支	部	品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター4階
12	目 黒 支	部	目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター4階
13	大 田 支	部	大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階
14	世 田 谷 支	部	世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階
15	渋谷 支	部	渋谷区渋谷1-12-5 渋谷区立商工会館7階
16	中 野 支	部	中野区中野2-13-14 中野区産業振興センター2階
17	杉 並 支	部	杉並区上荻1-2-1 D a i w a 荻窪タワー2階
18	豊 島 支	部	豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ (I K E ・ B i z) 4階
19	板 橋 支	部	板橋区板橋3-9-7 板橋センタービル8階
20	練 馬 支	部	練馬区練馬1-17-1 C o c o n e r i 4階
21	江 東 支	部	江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2階
22	墨 田 支	部	墨田区江東橋3-9-10 すみだ産業会館9階
23	足 立 支	部	足立区千住1-5-7 あだち産業センター4階
24	葛 飾 支	部	葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階
25	江 戸 川 支	部	江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階
26	浅 草 分 室		台東区花川戸2-17-8 ハン六ビル8階
27	B S D 東京セントラル		千代田区一番町4-4 T H E C R O S S 一番町2階

(2) 自己所有土地・建物の概要

① 概 要

1) 丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會館ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番2号 (番地: 千代田区丸の内三丁目14番1)
敷地面積	9,935.02 m ² (3,005.344 坪) (うち東商専有部 1,150.75 m ²)
建築面積	8,355.06 m ² (2,527.406 坪)
延床面積	174,054.18 m ² (52,651.389 坪) (容積率 1752%) (うち東商専有部 22,424 m ²)
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下4階・地上30階建、塔屋2階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	2015年11月16日

竣工	2018 年 10 月 15 日
事業者	三菱地所(株)、東京商工会議所、(株)東京會館
設計監理	(株)三菱地所設計
施工	大成建設(株)、(株)関電工、高砂熱学工業(株)、(株)西原衛生工業所、三菱電機(株) (東商専有部は、東芝エレベータ(株))

2) 新宿三丁目イーストビル (旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル)

所在地	東京都新宿区新宿三丁目 1 番 26 号 (地番：新宿区新宿三丁目 130 番～141 番)
敷地面積	2,578.69 m ² うち、東商所有分：176.65 m ² (地番：141 番)
建築面積	1,804.70 m ²
延床面積	26,360.56 m ² うち、東商所有分 (共有持分) 建物専有部分 577.55 m ² 建物共用部分 124.10 m ² 駐車場部分 50.19 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下 3 階、地上 14 階、P H2 階
高さ	80.70m
用途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着工	2004 年 10 月 1 日
竣工	2007 年 1 月 31 日

(3) 建物の運用

① 定期貸室使用者 (五十音順)

【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命(株)	(公社)東京屋外広告協会
税理士法人かえで税理士法人	東京販売士協会
医療法人社団公颯会 (東商ビル診療所)	(株)東商サポート&サービス
(一社)国際商業会議所日本委員会	(株)東商ビル薬局
サブコープジャパン(株)	日本商工会議所
(株)セブン - イレブン・ジャパン	(一財)日本民族工芸技術保存協会
タリーズコーヒージャパン(株)	

② 貸会議室概要

名 称	規模 (m ²)	収容人数 (人)			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東京商工会議所 渋谷ホール	580	500	240		電動式移動観覧席 (ロールバックチェア)、昇降式ステージ (1 台) を設置
Room A1	195	180	60	36	
Room A2 / Room A3 / Room A4 / Room A5	85	72	24	20	
Room A1 + Room A2	280	252	108	52	
Room A3 + Room A4 / Room A4 + Room A5	170	144	60	32	
Room A3 + Room A4 + Room A5	255	252	96	52	
Room B1 / Room B2	120	126	40	28	

9. 事務所・建物等運用 (3) 建物の運用

Room B1 + Room B2	240	234	80	48	
Room B3	80	80	30	24	
動画撮影室（渋谷スタジオ）	約 10	-	-	-	

③ 1階多目的スペースにおける展示・催事

（開催期間）2024年 4月1日～4月26日

（概要）「新札発行記念展示」

・渋谷絵馬かけ、新札巨大パネル(桜)、新札発行カウントダウンボードの設置。

（主催）東京商工会議所

（開催期間）2024年 5月8日～5月17日

（概要）「SusHi Tech Tokyo 2024」PR展示

・パネル展示を実施。

（主催）東京都

（開催期間）2024年 5月21日～7月2日

（概要）「新札発行記念展示」

・渋谷絵馬かけ、新札巨大パネル(新緑・紫陽花)、新札発行カウントダウンボードの設置。

（主催）東京商工会議所

（開催期間）2024年 7月3日～7月23日

（概要）「新札発行記念展示」

・渋谷絵馬かけ、渋谷絵馬モザイクアート、新札巨大パネル（新札発行祝）、東京商工会議所×ユニクロTOKYO コラボTシャツを展示。

（主催）東京商工会議所

（開催期間）2024年 7月25日～7月26日

（概要）「～祝・7月3日新札発行記念～ 渋谷栄一ゆかりの地 地域特産物産展」

・新札発行を契機に渋谷翁の功績をPRすることを目的に、渋谷翁として新札にゆかりある各地域が出展し、物産展を開催。

（主催）東京商工会議所

（出展）北海道十勝清水町/茨城県水戸商工会議所/埼玉県深谷市/東京都北区/東京都江東区/沖縄県那覇商工会議所/東京商工会議所

（開催期間）2024年 11月1日～12月25日

（概要）「クリスマスツリー展示・渋谷立像ライトアップ」

・渋谷翁の命日（11月11日）にあわせ、新札発行に向けたPR大展開の一環として実施。ツリーと渋谷の立像は渋谷翁カラーの藍色にライトアップした。

（主催）東京商工会議所

（開催期間）2024年 12月12日～12月13日

（概要）「石川県伝統工芸展×能登復興応援特産市」

・大都市圏の消費者に石川県内の伝統工芸品を紹介し、工芸品の良さを実感していただき、販路拡大に繋げることを目的に、販売・展示・ワークショップを開催。

（主催）石川県伝統産業振興協議会、金沢商工会議所

(開催期間) 2025年 1月18日～1月19日

(概要) 「第6回やまなみ・しまなみ観光物産展」

・やまなみ・しまなみエリアへの観光動機の顕在化と、観光ルートの認知向上ならびに首都圏からの地域誘引を目的に、物産展と展示を開催。

(主催) 松江商工会議所、尾道商工会議所、今治商工会議所、松山商工会議所

(開催期間) 2025年 3月11日～3月14日

(概要) 「23区フード&スイーツマルシェ」

・23区を4つのブロックに分けて、ブロックごとに日替わりで出店し、各区選りすぐりのグルメやスイーツを販売。

(主催) 東京商工会議所

(4) オフィスの運用

① オフィス町内会

オフィス環境の整備を通じて事務局員一人ひとりの生産性を高めることを目的とし、次世代を担う若手職員を中心とした「オフィス町内会」を開催した。

- 1) 本部・第1回 2024年 4月26日 (ハイブリッド開催)
- 2) 本部・第2回 2024年 7月29日 (ハイブリッド開催)
- 3) 本部・第3回 2024年12月 2日 (ハイブリッド開催)
- 4) 本部・第4回 2025年 3月10日 (ハイブリッド開催)

② 支部オフィスレイアウト変更

支部においても本部と同様に働き方改革を推進するため、2019年度より順次23支部のオフィスレイアウト変更を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で中断していたが、2022年度より再開した。

- 1) 新宿支部 8月 2日～8月 4日
- 2) 足立支部 8月23日～8月25日
- 3) 杉並支部 2月28日～3月 2日

2024年度迄のレイアウト変更実施済み支部：北支部・江東支部・品川支部・中野支部・港支部(移転)・葛飾支部・荒川支部・板橋支部・新宿支部・足立支部・杉並支部

③ 職員向け弁当・パン販売の実施

目的：職員の福利厚生を目的として、職員向け弁当・パン等の販売を実施した。なお、パン販売については障がい者雇用室として業務委託をしているパソナハートフルによるもの。

日程：(弁当) 7月26日

(パン) 4月12日／4月23日／5月15日／5月21日／6月5日／
6月25日／7月4日／7月30日／9月11日／9月26日／
10月8日／10月23日／11月6日／11月28日／
12月10日／12月25日／1月22日／2月5日／2月26日／
3月5日／3月21日

販売実績：弁当28食、パン647セット

④ オフィス見学の実施

目的：全国の商工会議所等より、ビル建替えに伴う職員の働き方の変化や施設、渋谷ミュージアムの見学希望があり、随時受け入れを実施。

- 1) 木更津商工会議所 2024年 4月19日 (19名)
- 2) 東京観光財団 2024年 5月24日 (10名)

9. 事務所・建物等運用 (4) オフィスの運用

3)	草加商工会議所	2024年 7月12日 (15名)
4)	富山商工会議所	2024年 9月20日 (13名)
5)	水戸商工会議所	2024年10月29日 (16名)
6)	阿久根商工会議所	2024年11月 6日 (14名)
7)	宇部商工会議所	2024年11月 8日 (11名)
8)	広島県府中商工会議所	2024年11月19日 (2名)
9)	小浜商工会議所	2024年11月22日 (14名)
10)	厚木商工会議所	2024年11月25日 (27名)
11)	高知商工会議所	2024年11月26日 (5名)
12)	山梨県商工会連合会職員研修 (甲府商工会議所、富士吉田商工会議所)	2024年11月29日 (27名)
13)	米沢商工会議所	2024年12月 4日 (6名)
14)	徳島商工会議所	2024年12月11日 (9名)
15)	深谷商工会議所	2024年12月17日 (11名)
16)	サッポロビール㈱	2025年 1月20日 (5名)
17)	関東商工会議所連合会 新入職員研修会	2025年 2月 6日 (30名)
18)	明治安田生命保険	2025年 3月 6日 (10名)
		合計244名

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

(2025年3月31日現在)

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 頭	小 林 健	会 頭 ・ 議 員
専 務 理 事	伊 藤 仁	専 務 理 事
総 合 政 策 委 員 長	斎 藤 保	副会頭・議員・総合政策委員長
税 制 委 員 長	阿 部 貴 明	副会頭・議員・税制委員長
労 働 委 員 長	小 山 田 隆	議 員 ・ 労 働 委 員 長
表 彰 特 別 委 員 長	伊 藤 仁	専 務 理 事

(共同委員長就任委員会)

総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、観光委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会

(委員就任委員会)

表彰特別委員会

(事務局職務協力)

(2025年3月31日現在)

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広 報 部	5人	広 報 部
国 際 部	10人	国 際 部
企 画 調 査 部	5人	企 画 調 査 部
産 業 政 策 第 一 部	6人	産 業 政 策 第 一 部
産 業 政 策 第 二 部	11人	産 業 政 策 第 二 部

(2) 関東商工会議所連合会

(2025年3月31日現在)

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	小 林 健	会 頭 ・ 議 員
代 表 幹 事	小 林 治 彦	常 務 理 事

(事務局)

総務統括部組織連携課

(3) 東京都商工会議所連合会

(2025年3月31日現在)

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	小 林 健	会 頭 ・ 議 員

(事務局)

総務統括部組織連携課

10. 関係団体への加入および連繋等 (4) 全国商工会議所女性会連合会

(4) 全国商工会議所女性会連合会

(2025年3月31日現在)

全国商工会議所女性会連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	畠山笑美子	女性会会長
常任理事	田口絢子	女性会副会長
常任理事	志賀律子	女性会副会長

(事務局)

日本商工会議所 総務部(組織・運営)

(5) 関東商工会議所女性会連合会

(2025年3月31日現在)

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	畠山笑美子	女性会会長

(事務局)

総務統括部組織連携課

(6) 専門図書館協議会

(2025年3月31日現在)

専門図書館協議会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	伊藤 仁	専務理事
理事	小林 治彦	常務理事
表彰審査委員会委員長	小林 治彦	常務理事

(事務局)

専門図書館協議会 (日本図書館協会会館内)

(7) その他加入団体 (五十音順)

the Tokyo U-club

(一社) 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会

(一社) 海外環境協力センター

(一財) 機械システム振興協会

企業史料協議会

(公社) 麹町法人会

(独) 国際観光振興機構

国際商業会議所日本委員会

(公財) 国際人材協力機構

(公財) 産業雇用安定センター

(公財) 渋沢栄一記念財団

(一社) 情報科学技術協会

(一社) 情報サービス産業協会

(公財) 新日本フィルハーモニー交響楽団

(一社) 全国スーパーマーケット協会

(一社) 全国福祉用具専門相談員協会

(一財) 知的財産研究教育財団

中央労働災害防止協会

(一社) 中高年齢者雇用福祉協会

千代田年金委員会

DMO東京丸の内

(一財) デジタルコンテンツ協会

テロ対策東京パートナーシップ推進会議

(一財) 伝統的工芸品産業振興協会

(公社) 東京屋外広告協会

(一社) 東京ビルディング協会

(一社) 内外情勢調査会

(一財) 日中経済協会

(一社) 日中経済貿易センター

(特) 日本NPOセンター

(公社) 日本観光振興協会

(公財) 日本関税協会

(一社) 日本経営協会

(公社) 日本監査役協会

(一社) 日本経済調査協議会

(一社) 日本原子力産業協会

(公財) 日本交通公社

日本小売業協会

(一社) 日本在外企業協会

(公社) 日本産業衛生学会

(一財) 日本産業協会

(一社) 日本色彩学会

(一財) 日本色彩研究所

(一社) 日本商事仲裁協会

(一財) 日本情報経済社会推進協会

(一社) 日本テレワーク協会

(特) 日本都市計画家協会

(公社) 日本図書館協会

(一社) 日本能率協会

(一社) 日本販売士協会

(株)東京會館 ユニオンクラブ	(特)日本PFI・PPP協会
(公財)東京観光財団	(一財)日本ファッション協会
(特)東京シティガイドクラブ	(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一財)東京社会保険協会	(一社)日本貿易会
(一社)東京珠算教育連盟	(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公社)東京青年会議所	(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)東京駐車協会	(一社)日本流行色協会
東京都応急手当普及推進協議会	(公社)発明協会
(一社)東京都港湾振興協会	丸の内懇話会
東京都産業教育振興会	丸の内災害予防普及会
(特)東京都就労支援事業者機構	丸の内美化協会
東京都職業能力開発協会	丸の内ビル防犯協会
(公社)東京のあすを創る協会	丸の内防火防災協会
東京販売士協会	丸の内防犯協会
民間外交推進協会	専門図書館協議会
東京都商工会議所連合会	関東商工会議所連合会
(一社)日本サステナブルツーリズムイニシアティブ	(公財)日本ナショナルトラスト
(一社)日本メンズファッション協会	

(8) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

(2024年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省 中央環境審議会 総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	委員	小屋かをり（エネルギー・環境委員会委員）
関東財務局 国有財産関東地方審議会	委員	湊元 良明（理事・事務局長）
関東森林管理局 国有林野管理審議会	委員	小林 治彦（常務理事）
関東地方整備局 首都圏広域地方計画協議会 幹事会	担当部長	小林 治彦（常務理事）
経済産業省 日本産業標準調査会基本政策部会	臨時委員	阿部 純（大崎電気工業㈱ 執行役員 ソリューション事業部長）
公正取引委員会 独占禁止懇話会	会員	細田安兵衛（特別顧問・商事取引法規委員長・中央支部会長）
厚生労働省 労働政策審議会 雇用環境・均等分科会	臨時委員	川岸 千穂（多様な人材活躍委員会委員）
厚生労働省 雇用保険二事業懇談会	臨時委員	坂田 甲一（労働委員会委員）
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 雇用対策基本問題部会	臨時委員	志賀 律子（女性会副会長）
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会	臨時委員	田尻久美子（労働委員会委員）
厚生労働省 労働政策審議会 人材開発分科会 監理団体審査部会	臨時委員	志賀 律子（女性会副会長）
厚生労働省 中央最低賃金審議会	臨時委員	志賀 律子（女性会副会長）
厚生労働省 目安制度の在り方に関する全員協議会	委員	志賀 律子（女性会副会長）
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 高齢者有期雇用特別部会	臨時委員	志賀 律子（女性会副会長）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会	臨時委員	鳥越 千裕（参与）
厚生労働省 労働政策審議会	委員	矢口 敏和（議員・多様な人材活躍委員長）
厚生労働省 労働政策審議会	委員	小松万希子（労働委員会委員）
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会	臨時	須永 明美（税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング 代表社員）
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会	臨時	須永 明美（税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング 代表社員）
厚生労働省 労働政策審議会 労働施策基本方針部会	臨時委員	小松万希子（労働委員会委員）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	臨時委員	志賀 律子（女性会副会長）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 有期雇用特別部会	臨時委員	志賀 律子（女性会副会長）
財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会	臨時委員	広瀬 道明（副会頭）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
財務省 納税環境整備に関する研究会	メンバー	小山 民夫（税制委員会委員）
東京労働局 東京地方労働審議会	委員	小松万希子（労働委員会委員）
内閣官房 新型インフルエンザ等対策推進会議	委員	幸本 智彦（常議員・健康づくり・文化推進共同委員長）
内閣府 税制調査会	特別委員	阿部 貴明（副会頭・議員・税制委員長）
法務省 法制審議会 担保法制部会	臨時委員	山崎洋一郎（議員・商業取引・法規共同委員長）
東京都中小企業再生支援協議会	会長	大島 博（副会頭・議員・中小企業委員長）
特許庁 産業構造審議会知的財産分科会	臨時委員	高木 一昌（議員・知的財産戦略委員会委員）
特許庁 産業構造審議会知的財産分科会 特許制度小委員会	臨時委員	木元 哲也（知的財産戦略委員会委員）
関東地方整備局 首都圏広域地方計画協議会 有識者懇談会	担当部長	小林 治彦（常務理事）
経済産業省 産業構造審議会（プラスチック資源循環戦略WG、容器包装リサイクルWG、産業環境対策小委員会）	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 過労死等防止対策推進協議会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 外国人雇用対策の在り方に関する検討会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 産業保健のあり方に関する検討会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 全国在籍型出向等支援協議会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 地域雇用対策懇談会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 目安制度の在り方に関する全員協議会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 労働施策基本方針部会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 安全衛生分科会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 雇用環境・均等分科会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	臨時委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省 2028年技能五輪国際大会招致に向けた有識者検討会	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省・出入国在留管理庁 特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省・出入国在留管理庁 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
厚生労働省・内閣府 東京圏雇用労働相談センター運営協議会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
国土交通省 トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
子ども家庭庁 事業主団体との協議の場	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
出入国在留管理庁 出入国在留管理政策懇談会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
東京労働局 東京地方労働審議会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
内閣府 障害を理由とする差別の解消に向けた相談対応マニュアルの作成に関する検討会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
内閣府 就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
内閣府 障害者政策委員会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
内閣府 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ	構成員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
文部科学省 中央教育審議会 生涯学習分科会 日本語教育部会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
環境省 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）企画委員会	委員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
経済産業省 産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX 製品市場に関する研究会	オブザーバー	大下 英和（理事・産業政策第二部長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

2) 東京都関係

(2024年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
H T T・ゼロエミッション推進協議会	委 員	小林 健（会頭）
関東地方整備局 風景街道関東地方協議会	委 員	小林 治彦（常務理事）
グローバルイベント2024 実行委員会	委 員	小林 治彦（常務理事）
産業交流展2024実行委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
産業教育コンソーシアム東京	理 事	小林 治彦（常務理事）
女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会	副 委 員 長	小林 治彦（常務理事）
スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム	理 事	上田 裕子（理事・中小企業部長）
第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会	委 員	三宅 泉（練馬支部副会長）
第46期東京都労働委員会	使用 者 委 員	和田 慶宏（旭化成㈱ 社友）
第46期東京都労働委員会	使用 者 委 員	高田 淳彦（鹿島建設㈱ 社友）
第46期東京都労働委員会	使用 者 委 員	朝香 博（㈱東商サポート&サービス 顧問）
第46期東京都労働委員会	使用 者 委 員	石川 直（㈱資生堂 人財本部 兼 資生堂ジャパン㈱ 人事部）
東京都環境審議会 総会・企画政策部会・カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会	委 員	小屋かをり（エネルギー・環境委員会委員）
東京都景観審議会	委 員	海堀 安喜（三井不動産㈱専務執行役員）
東京都景観審議会	委 員	服部津貴子（常議員・健康づくり・文化推進委員長）
東京都広告物審議会	委 員	財津 澄子（女性会理事）
東京都国土利用審議会	委 員	市瀬 優子（女性会名誉会長）
東京都国民保護協議会	委 員	市瀬 優子（女性会名誉会長）
東京都社会福祉審議会	委 員	小林富佐子（目黒支部副会長）
東京都消費生活対策審議会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
東京都信用保証補助審査会	委 員	服部津貴子（常議員・健康づくり・文化推進委員長）
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構 成 員	小林 健（会頭）
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会 大丸有地区整備計画作成部会	構 成 員	小林 治彦（常務理事）
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議	構 成 員	伊藤 仁（専務理事）
東京都水道事業運営戦略検討会議	委 員	小林 治彦（常務理事）
東京都水防協議会	臨 時 委 員	市瀬 優子（女性会名誉会長）
東京都スポーツ振興審議会	委 員	幸本 智彦（常議員・健康づくり・文化推進共同委員長）
(一財)東京都中小企業振興公社 中小企業受注拡大プロジェクト推進協議会	委 員	上田 裕子（理事・中小企業部長）
東京都介護保険審査会	委 員	小林 治彦（常務理事）
東京都都市計画審議会	委 員	中村 節雄（常議員・中小企業のデジタルシフト・DX推進副委員長）
東京都ボランティア活動推進協議会	副 会 長	佐々木 隆（顧問）
東京都防災会議	委 員	市瀬 優子（女性会名誉会長）
東京の観光振興を考える有識者会議	委 員	田川 博己（副会頭・議員・トラベル&ツーリズム委員長）
東京の観光振興を考える有識者会議 江戸の歴史・文化部会	委 員	田川 博己（副会頭・議員・トラベル&ツーリズム委員長）
東京の雇用就業を考える有識者会議	委 員	小山田 隆（議員・労働委員長）
東京の中小企業振興を考える有識者会議	委 員	大島 博（副会頭・議員・中小企業委員長）
東京万引き防止官民合同会議	構 成 員	小林 治彦（常務理事）
民生委員審査専門分科会	委 員	小林富佐子（目黒支部副会長）
E C O-T O Pプログラム認定検討会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討部会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
「こどもスマイルムーブメント」官民推進チーム	戦略的パートナー	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
女性の活躍を促進するための検討部会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
ティーンズ・アイデアコンテスト	最 終 審 査 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
T o k y oスイソ推進チーム 水素エネルギー見える化実行委員会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
T o k y oスイソ推進チーム運営会議	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
東京都エイズ専門家会議	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
東京都消費者被害救済委員会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）

3) その他

(2024年度在任)

就任団体名	役 職	氏名（東商での役職）
(株)世界貿易センタービルディング	監 査 役	小林 治彦（常務理事）
(株)東京ビッグサイト	取 締 役	小林 治彦（常務理事）
(株)東京流通センター	社 外 取 締 役	伊藤 仁（専務理事）
(独)環境再生保全機構 地球環境基金運営委員会	運 営 委 員	広瀬 道明（副会頭・議員・エネルギー・環境委員長）
(一社)関東広域観光機構	代 表 理 事	田川 博己（副会頭・議員・トラベル&ツーリズム委員長）
経済団体健康保険組合	理事長、理事、選定議員	伊藤 仁（専務理事）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京職業訓練支援センター運営協議会	委 員	小林 治彦（常務理事）
国際商業会議所日本委員会	名 誉 会 長	岡村 正（名誉会頭）
国際商業会議所日本委員会	顧 問	小林 健（会頭）
国際商業会議所日本委員会	常 任 参 与	石田 徹（顧問）
国際商業会議所日本委員会	常 任 参 与	中村 利雄（顧問）
(公財)産業教育振興中央会	理 事	小林 治彦（常務理事）
首都圏エネルギー懇談会	運 営 委 員	伊藤 仁（専務理事）
専門図書館協議会	会 長	伊藤 仁（専務理事）
専門図書館協議会	理事長、表参道委員会委員長	小林 治彦（常務理事）
全国健康保険協会運営委員会	委 員	馬場 章夫（社会保障委員会委員・新宿支部副会長）
(一財)全国商工会議所共済会	理 事	小林 治彦（常務理事）
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
(公財)全国中小企業振興機関協会	理 事	小林 治彦（常務理事）
第22回アジア太平洋小売業者大会（東京大会）	名 誉 会 長	小林 健（会頭）
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 実行委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
(公社)鉄道貨物協会	評 議 員	湊元 良明（理事・事務局長）
(公社)東京屋外広告協会	顧 問	伊藤 仁（専務理事）
(公社)東京屋外広告協会	理 事	小林 治彦（常務理事）
(公財)東京観光財団	監 事	小林 治彦（常務理事）
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
(公財)東京しごと財団	評 議 員	小林 治彦（常務理事）
(一社)東京珠算教育連盟	会 長	大島 博（副会頭）
(一社)東京珠算教育連盟	理 事 長	小林 治彦（常務理事）
東京信用保証協会	理 事	小林 治彦（常務理事）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役 職	氏名（東商での役職）
東京信用保証協会 理事候補者選定に係る外部有識者委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
東京中小企業投資育成㈱	監 査 役	石田 徹（顧問）
(公財)東京都教育支援機構	理 事	小林 治彦（常務理事）
社会福祉法人東京都共同募金会	会長・運営協議会委員	小林 健（会頭）
社会福祉法人東京都共同募金会	理 事 長	小林 治彦（常務理事）
社会福祉法人東京都共同募金会	理 事	湊元 良明（理事・事務局長）
社会福祉法人東京都共同募金会	配 分 委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
社会福祉法人東京都共同募金会 奉仕者事故見舞審査委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
(公財)東京都公園協会	理 事	小林 治彦（常務理事）
東京都産業教育振興会	副 会 長	小林 治彦（常務理事）
(一社)東京都産業資源循環協会	監 事	湊元 良明（理事・事務局長）
(公財)東京都私学財団	評 議 員	小林 治彦（常務理事）
(公財)東京都私学財団 育英資金奨学生選考委員会	委 員	小林 治彦（常務理事）
社会福祉法人東京都社会福祉協議会	評 議 員	湊元 良明（理事・事務局長）
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京善意銀行運営委員会	委 員 長	湊元 良明（理事・事務局長）
(一社)東京都信用金庫協会 2024年度しんきん優良企業表彰制度	選 考 委 員	小林 治彦（常務理事）
(公財)東京都スポーツ文化事業団	理 事	小林 治彦（常務理事）
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委 員	小林 治彦（常務理事）
(公財)東京都中小企業振興公社	理 事	上田 裕子（理事・中小企業部長）
(一財)東京都つながり創成財団	評 議 員	湊元 良明（理事・事務局長）
東京販売士協会	会 長	大島 博（副会頭）
東京販売士協会	副 会 長	小林 治彦（常務理事）
東京フットボールクラブ㈱	監 査 役	小林 治彦（常務理事）
東京ベイエSGプロジェクト国際発信実行委員会	委 員	井上 博貴（議員・イノベーション・スタートアップ共同委員長、カーボニユートラル推進特別共同委員長）
東京弁護士会 市民会議	委 員	大島 博（副会頭）
東京弁護士会 任官候補者審査部会	委 員	小林 治彦（常務理事）
東京ボウリング場協会	外 部 理 事	小林 治彦（常務理事）
(公財)東京2025世界陸上財団	顧 問	小林 健（会頭）
(株)東商サポート&サービス	取 締 役	小林 治彦（常務理事）
㈱日刊工業新聞社 キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 東京実行委員会	委 員	伊藤 仁（専務理事）
㈱日刊工業新聞社 キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 東京実行委員会	委 員 長	小林 健（会頭）
㈱日刊工業新聞社 第21回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 全国大会審査委員会	委 員	上田 裕子（理事・中小企業部長）
㈱日刊工業新聞社 第21回キャンパスベンチャーグランプリ東京審査委員会	委 員	上田 裕子（理事・中小企業部長）
日本銀行 金融広報中央委員会	委 員	小林 健（会頭）
(一社)日本経営協会	評 議 員	小林 治彦（常務理事）
日本小売業協会	顧 問	小林 健（会頭）
(一社)日本サステナブルツーリズムイニシアティブ	代表理事・会長	田川 博己（副会頭・議員・トラベル&ツーリズム委員長）
(一社)日本珠算連盟	特 別 顧 問	小林 治彦（常務理事）
日本商工会議所（第32期）貿易関係証明専門委員会	委 員	小林 治彦（常務理事）
日本商工会議所 表彰特別委員会	委 員	小林 治彦（常務理事）
日本商工会議所 貿易関係証明規律委員会	委 員	湊元 良明（理事・事務局長）
(一社)日本商事仲裁協会	理 事	小林 治彦（常務理事）
日本赤十字社 東京都支部	副 支 部 長	倉石 誠司（副会頭）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役 職	氏名（東商での役職）
日本赤十字社 東京都支部	評 議 員	小林 治彦（常務理事）
(公財)日本チャリティ協会	理 事	小林 治彦（常務理事）
(一財)日本ファッション協会	理 事	伊藤 仁（専務理事）
(一財)日本ファッション協会	参 与	小林 治彦（常務理事）
(一社)日本貿易会	審 議 員	石田 徹（顧問）
(一財)日本民族工芸技術保存協会	理 事 長	小林 治彦（常務理事）
(一財)日本民族工芸技術保存協会	監 事	湊元 良明（理事・事務局長）
(公財)日本容器包装リサイクル協会	評 議 員	小林 治彦（常務理事）
防衛懇話会	副 会 長	小林 健（会頭）
防衛懇話会	理事・常務理事	石田 徹（顧問）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	評 議 員	小林 治彦（常務理事）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	相 談 役	小林 健（会頭）
明治神宮	責任役員・総代	小林 健（会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	会 長	小林 健（会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	顧 問	三村 明夫（名誉会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	監 事	伊藤 仁（専務理事）
(一財)明治神宮崇敬会	理 事	石田 徹（顧問）
明治神宮武道場至誠館運営委員会	運 営 委 員	小林 健（会頭）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常 任 理 事	小林 治彦（常務理事）
外国人技能実習機構 評議員会	評 議 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業	参 与	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 外部評価委員会職業能力開発専門部会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 運営委員会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(公財)国際人材協力機構 評議員会	評 議 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(一社)専門職高等教育質保証機構	理 事	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
中央職業能力開発協会	参 与	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(公財)東京都環境公社	評 議 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
東京都職業能力開発協会	理 事	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
東京ホームレス就業支援事業推進協議会	構 成 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(公財)日本容器包装リサイクル協会 総務企画委員会	委 員 長	大下 英和（理事・産業政策第二部長）
(独)労働政策研究・研修機構 調査研究に関する懇談会	委 員	大下 英和（理事・産業政策第二部長）

② 支部役員等

(2024年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委 員	栃木 一夫（千代田支部会長）
(一社)千代田区観光協会	副 会 長	大津 洋子（千代田支部副会長）
千代田区子ども・子育て会議	委 員	舟橋千鶴子（千代田支部情報産業分科会副分科会長）
千代田区産業振興連絡調整会議	委 員	栃木 一夫（千代田支部会長）
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委 員	久保 和人（千代田支部建設・不動産分科会副分科会長）
千代田区道路通称名選定委員会	委 員	栃木 一夫（千代田支部会長）
千代田区特別職報酬等審議会	委 員	岩崎 俊治（千代田支部副会長）
千代田区図書館評議会	委 員	木原 一雄（千代田支部商業分科会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財) まちみらい千代田	理 事	栃木 一夫（千代田支部会長）
(公財) まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委 員	栃木 一夫（千代田支部会長）
(一社) 中央区観光協会	理事・副会長	細田安兵衛（特別顧問・中央支部会長）
(公財) 中央区勤労者サービス公社	理 事 長	宮入 正英（特別顧問常議員・中央支部副会長）
中央区男女共同参画推進委員会	委 員	細野 佳代（中央支部食・宿泊分科会評議員）
中央区文化・国際交流振興協会	理 事	秋元 一孝（中央支部副会長）
(一財) ドリーム夜さ来いまつりグローバル財団	顧 問	池田 朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）
港区環境審議会	委 員	坂田 生子（港支部副会長）
港区中小企業振興審議会	委 員	新保 雅敏（港支部会長）
港区マラソン実行委員会	委 員 長	池田 朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）
港区マラソン実行委員会	副 委 員 長	新保 雅敏（港支部会長）
港区マラソン実行委員会	副 委 員 長	笠井 寛（港支部相談役）
みなと区民まつり実行委員会	副 委 員 長	新保 雅敏（港支部会長）
(一社) 新宿観光振興協会	副 理 事 長	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
新宿区景観まちづくり審議会	委 員	平 光良（新宿支部観光分科会副分科会長）
新宿区産業振興会議	委 員	豊岡 良至（新宿支部青年部幹事長）
新宿区次世代育成協議会	委 員	太田昌一郎（新宿支部観光分科会副分科会長）
(社福) 新宿区社会福祉協議会	理 事	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
新宿区情報公開・個人情報保護審議会	委 員	高野芳由樹（新宿支部青年部副幹事長）
新宿区男女共同参画推進会議	委 員	藤沢 薫（新宿支部副会長）
新宿区男女共同参画推進会議	委 員	前田 恵子（新宿支部建設分科会副分科会長）
新宿区町会・自治会活性化推薦条例検討委員会	委 員	馬場 章夫（新宿支部副会長）
新宿区都市計画審議会	委 員	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
新宿区内万引き防止対策協議会	委 員	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
(公財) 新宿区未来創造財団	理 事	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
大新宿区まつり実行委員会	副 会 長	高野吉太郎（特別顧問新宿支部会長）
(公財) 文京アカデミー	理 事	井田智佐子（文京支部副会長）
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委 員	出井 正彦（文京支部商業・卸売評議員）
文京区アカデミー推進協議会	委 員	関 誠（文京支部印刷メディア情報副分科会長）
文京区基本構想推進区民協議会	委 員	出井 久之（文京支部相談役）
文京区献血推進協議会	委 員	高村 清（文京支部医療産業副分科会長）
文京区公契約審議会	委 員	二木 玲子（文京支部交通運輸評議員）
文京区子ども・子育て会議	委 員	秋葉 園江（文京支部副分科会長企業課長）
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委 員	犬塚 俊裕（文京支部副会長）
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委 員	藤懸 慎一（文京支部副会長）
文京区青少年問題協議会	委 員	岩井 良夫（文京支部建設・不動産分科会長）
文京区生物多様性地域戦略協議会	委 員	松下 和正（文京支部建設・不動産副分科会長）
文京区地域福祉推進協議会子ども部会	部 会 員	秋葉 園江（文京支部副分科会長企業課長）
文京区地域包括ケア推進委員会	委 員	青山 智（文京支部印刷メディア情報評議員）
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委 員	関 誠（文京支部印刷メディア情報副分科会長）
文京区特別職報酬等審議会	委 員	吉岡 新（文京支部会長）
文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	委 員	吉岡 新（文京支部会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
文京区リサイクル清掃審議会	委 員	二木 玲子（文京支部交通運輸評議員）
浅草地区まちづくりビジョン策定委員会	委 員	桑山 征洋（台東支部会長）
浅草地区まちづくりビジョン策定委員会まちづくり部会	会 員	染谷 孝雄（台東支部観光・サービス副分科会長）
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委 員	桑山 征洋（台東支部会長）
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委 員	桑山 征洋（台東支部会長）
台東区環境審議会	委 員	栗田 幸一（台東支部建設・不動産副分科会長）
台東区観光振興計画推進会議	委 員	長沼 雄三（台東支部青年部幹事長）
台東区次世代育成支援地域協議会	委 員	長沼 雄三（台東支部青年部幹事長）
（仮称）台東区産業振興計画策定委員会	委 員	田村 和義（台東支部副会長）
（公財）台東区産業振興事業団	評 議 員	桑山 征洋（台東支部会長）
台東区産業フェア実行委員会	委 員	中川 雅雄（台東支部副会長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副 会 長	梶原 徳二（常議員・台東支部相談役）
台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会	会 長	桑山 征洋（台東支部会長）
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委 員	桑山 征洋（台東支部会長）
台東区都市計画審議会	委 員	佐藤 学（台東支部建設・不動産分科会長）
台東区廃棄物減量等推進審議会	委 員	星野 温（台東支部商業副分科会長）
台東区廃棄物減量等推進審議会	委 員	上野 洋（台東支部商業副分科会長）
台東区花とみどりの審議会	委 員	土肥 好美（商業副分科会長）
東京都台東区景観審議会	委 員	橋本 典子（建設・不動産分科会評議員）
ときめき たいとうフェスタ推進委員会	委 員	桑山 征洋（台東支部会長）
花の心プロジェクト推進協議会	委 員	桑山 征洋（台東支部会長）
赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画策定検討会委員	委 員	葉山 相也（北支部副会長）
飛鳥山公園マネジメント協議会	副 会 長	越野 充博（北支部会長）
飛鳥山公園マネジメント協議会	委 員	織戸 龍也（北支部シニアプロモーション・まちづくり副分科会長）
王子共創会議	委 員	越野 充博（北支部会長）
北区いのち支えるセーフティネット協議会	委 員	小池 和弘（北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員）
北区公契約審議会	委 員	山本 哲哉（北支部副会長）
北区産業活性化ビジョン検討委員会	委 員	溝口 遼太（北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員）
北区産業振興会議	委 員	越野 充博（北支部会長）
（社福）北区社会福祉協議会	理 事	越野 充博（北支部会長）
（社福）北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金運営委員会	委 員	濱川 俊（北支部副会長）
（社福）北区社会福祉協議会 地域福祉活動計画等推進委員会	委 員	越野 充博（北支部会長）
北区小・中学生アイデア工夫展実行委員会	審 査 員	齊藤 正美（北支部工業分科会長）
北区女性活躍推進協議会・北区男女共同参画審議会	委 員	早瀬可依子（北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員）
北区新一万円札カウントダウンプロジェクト推進協議会	会 長	越野 充博（北支部会長）
北区ビジネスプランコンテスト審査会	審 査 委 員	越野 充博（北支部会長）
中央工学校 教育課程編成委員会	委 員	越野 充博（北支部会長）
（一社）東京北区観光協会	副 会 長	越野 充博（北支部会長）
（一社）東京北区観光協会	理 事	田邊恵一郎（北支部副会長）
（一社）東京北区観光協会	理 事	杉山 徳卓（北支部副会長・シニアプロモーション・まちづくり分科会長）
（一財）東京広域勤労者サービスセンター	監 事	田口 絢子（北支部小売・サービス・情報産業副分科会長）
「あらかわの心」推進運動区民委員会	副 会 長	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会	幹 事	富永新三郎（議員・荒川支部会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度（GAIH）推進リーダー	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
荒川区介護保険運営協議会	委 員	増野 繁（荒川支部副会長）
荒川区環境審議会	委 員	石川 幸男（荒川支部工業分科会長）
荒川区観光振興懇談会	委 員	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評 議 員	山下 登（荒川支部副会長）
荒川区国際交流協会	理 事	井上 浩（荒川支部副会長）
(公社)荒川区自治総合研究所 評議員選定委員会	外 部 委 員	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
(社福)荒川区社会福祉協議会	理 事	湯田 啓一（荒川支部副会長）
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委 員	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
荒川区清掃審議会	委 員	石川 幸男（荒川支部工業分科会長）
荒川区都市計画審議会	委 員	熊井昌一郎（荒川支部交通運輸分科会長）
荒川区ブランディング推進委員会	副 委 員 長	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
荒川区ブランディング推進委員会	委 員	津滝 義仁（荒川支部印刷関連・情報副分科会長）
川の手荒川まつり実行委員会	委 員	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
隅田川花火大会実行委員会	副 会 長	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理 事	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
東京都立産業技術高等専門学校	運 営 協 力 者	井上 浩（荒川支部副会長）
令和6年度荒川マイスター表彰選考審査会	委 員	富永新三郎（議員・荒川支部会長）
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧 問	武田 健三（品川支部会長）
しながわ観光協会	副 会 長	武田 健三（品川支部会長）
しながわSDG s 共創推進プラットフォーム専門部会	委 員	矢後真由美（品川支部商業評議員）
品川区観光振興協議会	委 員	武田 健三（品川支部会長）
品川区子ども・子育て会議	委 員	山下智栄子（品川支部交通運輸副分科会長）
品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会	委 員	橋本久美子（品川支部副会長）
品川区政策評価委員会	委 員	橋本久美子（品川支部副会長）
品川区庁舎跡地等活用検討委員会	委 員	武田 健三（品川支部会長）
品川区都市計画審議会	委 員	松本 亨（品川支部副会長）
しながわシティランイベント部会	委 員	松尾 勇貴（品川支部青年部委員長）
しながわシティラン実行委員会	委 員	武田 健三（品川支部会長）
(一財)品川ビジネスクラブ	副 理 事 長	武田 健三（品川支部会長）
しながわ健康プラン21	委 員	太田 貴之（品川支部情報産業副分科会長）
東京都立産業技術高等専門学校	運 営 協 力 者	高須 俊行（品川支部工業副分科会長）
エコライフめぐろ推進協会	理 事 長	相馬 熊郎（目黒支部顧問）
観光フェア実行委員会	部 会 員	富田 純明（目黒支部商業分科会評議員）
自由が丘のまち運営会議	運 営 委 員	小林富佐子（目黒支部副会長）
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委 員	竹内 良信（目黒支部副会長）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副 会 長	相馬 熊郎（目黒支部顧問）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧 問	佐藤 與治（目黒支部顧問）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	監 事	菅野達之介（目黒支部会長）
目黒区環境審議会	委 員	藤原 和広（目黒支部工業副分科会長）
(公財)目黒区国際交流協会	評 議 員	富田 純正（目黒支部副会長）
(社福)目黒区社会福祉事業団	評 議 員	小林富佐子（目黒支部副会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委 員	百瀬まなみ（目黒支部情報・卸分科会長）
目黒区地域保健協議会	委 員	百瀬まなみ（目黒支部情報・卸分科会長）
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会 員	堀切 克俊（目黒支部情報・卸副分科会長）
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委 員	小林富佐子（目黒支部副会長）
(一社)大田観光協会	会 長	田中 常雅（特別顧問・大田支部顧問）
(一社)大田観光協会	副 会 長	浅野 健（大田支部顧問）
大田区「優工場」認定・表彰事業	審 査 委 員	小松 節子（大田支部副会長）
おおたクールアクション推進連絡会	会 長	浅野 健（大田支部顧問）
大田区SDGs推進会議	委 員	磯 収二（大田支部情報・サービス分科会長）
大田区環境審議会	委 員	千葉 茂（大田支部副会長）
大田区基本計画懇談会	委 員	深尾 定男（大田支部会長）
大田区交通政策基本計画推進協議会	委 員	深尾 定男（大田支部会長）
大田区子ども・子育て会議	委 員	田尻久美子（大田支部情報・サービス分科会評議員）
(公財)大田区産業振興協会	評 議 員	深尾 定男（大田支部会長）
(公財)大田区産業振興協会 勤労者共済事業運営協議会	委 員	磯 収二（大田支部情報・サービス分科会長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副 会 長	深尾 定男（大田支部会長）
大田区男女共同参画推進区民会議	委 員	原田由季子（大田支部建設不動産分科会評議員）
大田区特別職報酬等審議会	委 員	深尾 定男（大田支部会長）
おおた少年少女発明クラブ	会 長	深尾 定男（大田支部会長）
(株)大田まちづくり公社	取 締 役	浅野 健（大田支部顧問）
OTAふれあいフェスタ実行委員会	委 員	深尾 定男（大田支部会長）
蒲田再開発推進委員会	副 委 員 長	深尾 定男（大田支部会長）
国際都市おおたフェスティバルin「空の日」羽田実行委員会	委 員	深尾 定男（大田支部会長）
世田谷246ハーフマラソン実行委員会	副 会 長	飯野 光彦（世田谷支部会長）
世田谷区環境審議会	委 員	早坂 裕幸（いであ(株) 執行役員）
世田谷区健康づくり推進委員会	委 員	加藤 研（世田谷支部工業副分科会長）
(公財)世田谷区産業振興公社	理 事	飯野 光彦（世田谷支部会長）
(公財)世田谷区産業振興公社	評 議 員	渡瀬 丈史（世田谷支部副会長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	会 長	石田 彌（世田谷支部相談役）
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委 員	渡瀬 丈史（世田谷支部副会長）
世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議	委 員	古谷真一郎（世田谷区地域振興副分科会長）
世田谷区産業活性化拠点事業評価委員会	委 員	島田 成年（世田谷支部副会長）
世田谷区民まつり実行委員会	委 員	飯野 光彦（世田谷支部会長）
(公財)せたがや文化財団	評 議 員	島田 成年（世田谷支部副会長）
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委 員	佐藤 仁（渋谷支部会長）
(特非)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理 事	佐藤 仁（渋谷支部会長）
(一財)渋谷区観光協会	顧 問	佐藤 仁（渋谷支部会長）
渋谷区国民保護協議会	委 員	佐藤 仁（渋谷支部会長）
渋谷区防災会議	委 員	佐藤 仁（渋谷支部会長）
(一社)渋谷再開発協会	副 会 長	佐藤 仁（渋谷支部会長）
(特非)渋谷さくら育樹の会	顧 問	佐藤 仁（渋谷支部会長）
(一社)渋谷未来デザイン	理 事	佐藤 仁（渋谷支部会長）
忠犬ハチ公銅像維持会	副 会 長	佐藤 仁（渋谷支部会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
原宿表参道元氣祭実行委員会	会長	佐藤 仁（渋谷支部会長）
第25期中野区都市計画審議会	委員	西村 剛敏（中野支部建設・不動産分科会長）
第7期中野区環境審議会	委員	寺崎 務（中野支部建設・不動産副分科会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	正村 宏人（中野支部会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	宮島 茂明（中野支部副会長）
中野区帰宅困難者対策協議会	副会長	新井 建喜（中野支部建設・不動産副分科会長）
(財)中野区国際交流協会	理事	正村 宏人（中野支部会長）
中野区地域スポーツクラブ	理事	花堂 浩一（中野支部サービス副分科会長）
中野区特別職報酬等審議会	委員	星野 新一（中野支部商業分科会評議員）
第10期中野区区民公益活動推進協議会	委員	高須 英知（中野支部建設・不動産分科会評議員）
(一社)杉並産業振興運営協会	社員	渡辺 功一（杉並支部建設分科会評議員）
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	宇田川通宏（杉並支部商業分科会長）
杉並区環境清掃審議会	委員	大場 淳一（杉並支部建設副分科会長）
杉並区健康づくり推進協議会	委員	氏橋 治信（杉並支部副会長）
杉並区公契約審議会	委員	水島 隆明（杉並支部建設分科会長）
杉並区交通安全協議会	委員	和田 新也（杉並支部会長）
(一財)杉並区交流協会	理事	大藪 邦嗣（杉並支部副会長）
杉並区産業振興審議会	委員	小竹 信哉（杉並支部商業副分科会長）
杉並区産業振興審議会	委員	高田菜見子（杉並支部サービス・情報産業分科会評議員）
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田 豊幸（杉並支部副会長）
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	評議員	神谷 次彦（杉並支部副会長・工業分科会長）
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	氏橋 治信（杉並支部副会長）
杉並区男女共同参画推進区民懇談会	委員	森川 純一（杉並支部商業副分科会長）
杉並区特別職報酬等審議会	委員	和田 新也（杉並支部会長）
杉並区都市計画審議会	委員	渡辺 健司（杉並支部副会長）
(一社)杉並産業振興運営協会	理事	井口 一与（杉並支部相談役）
(一社)杉並産業振興運営協会	理事	坂井 潤（杉並支部副会長）
(一社)杉並産業振興運営協会	社員	牧野 光洋（杉並支部副会長）
すぎなみ産業フェスタ実行委員会	委員	坂井 潤（杉並支部副会長）
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	坂井 潤（杉並支部副会長）
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上 良之（杉並支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	坂井 潤（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	渡辺 健司（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	氏橋 治信（杉並支部副会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	大場 二郎（杉並支部建設副分科会長 企業社長）
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	志村 正之（杉並支部副会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	和田 新也（杉並支部会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	菅原 敬介（杉並支部建設評議員）
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
池袋エリアプラットフォーム	副理事長	渡邊 裕之（豊島支部会長）
池袋オータムカルチャーフェスティバル2024実行委員会	委員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	里見 雅行（豊島支部副会長兼観光分科会長）
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永 鈴江（豊島支部サービス副分科会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
第18回としまMONOづくりメッセ実行委員会	副 委 員 長	渡邊 裕之（豊島支部会長）
第18回としまMONOづくりメッセ企画部会	副 委 員 長	丸山 靖雄（豊島支部工業副分科会長）
第74回社会を明るくする運動	常 任 委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
東京芸術祭実行委員会	委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理 事	鳥越 雅人（豊島支部建設分科会長）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評 議 員	寺澤 司（豊島支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評 議 員	吉井 直樹（豊島支部一般会員）
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
東京都共同募金会豊島地区協力会	協 力 委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
豊島区環境審議会	委 員	生田 茂（豊島支部サービス副分科会長）
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委 員	國松 省三（豊島支部情報分科会長）
豊島区商工政策審議会	委 員	千野 富久（豊島支部副会長兼商業分科会長）
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
豊島区地域公共交通会議	委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
豊島区伝統工芸士認定審査会	審 査 委 員	渡邊 裕之（豊島支部会長）
豊島区都市計画審議会	委 員	上門 周二（豊島支部建設副分科会長）
豊島区表彰審査会	委 員	千野 富久（豊島支部副会長兼商業分科会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副 委 員 長	渡邊 裕之（豊島支部会長）
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委 員	千野 富久（豊島支部副会長兼商業分科会長）
板橋区観光協会	副 会 長	岩月 宏昌（板橋支部会長）
板橋区産業活性化推進会議	委 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
(公財)板橋区産業振興公社	理 事	佐藤 勝也（板橋支部交通運輸分科会長）
(公財)板橋区産業振興公社	評 議 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
板橋区資源環境審議会	委 員	中尾美佐男（板橋支部建設分科会長）
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監 事	吉村 健正（板橋支部顧問）
板橋区民まつり実行委員会	委 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
いたばし産業見本市実行委員会	委 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
板橋製品技術大賞審査会	委 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
いたばし花火大会運営委員会	委 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
いたばし未来の発明王コンテスト事業	審 査 委 員	岩月 宏昌（板橋支部会長）
エコポリス板橋環境行動会議	委 員	永友 正志（板橋支部副会長）
全国都市農業フェスティバル実行委員会	委 員	石塚 康夫（練馬支部会長）
練馬区安全・安心協議会	委 員	石塚 康夫（練馬支部会長）
練馬区環境審議会	委 員	藪本 史郎（練馬支部飲食副分科会長）
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評 議 員	石塚 康夫（練馬支部会長）
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評 議 員	猪飼 昭彦（練馬支部建設分科会長）
練馬区子ども・子育て会議	委 員	小池 道子（練馬支部不動産副分科会長）
(一社)練馬区産業振興公社	理 事	高橋 利充（練馬支部副会長）
(社福)練馬区社会福祉協議会	理 事	木内 幹雄（練馬支部元相談役）
練馬区循環型社会推進会議	委 員	佐藤 公明（練馬支部商業副分科会長）
練馬区地球温暖化対策地域協議会	副 会 長	細田 正樹（練馬支部商業分科会長）
(公財)練馬区文化振興協会	評 議 員	三宅 泉（練馬支部副会長）
練馬こぼしハーフマラソン実行委員会	委 員	石塚 康夫（練馬支部会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会	委 員	三宅 泉（練馬支部副会長）
江東エコライフ協議会	委 員	市川 英治（江東支部副会長）
江東区環境審議会	委 員	市川 英治（江東支部副会長）
江東区産業表彰審査会	委 員 長	鈴木 健之（江東支部会長）
（社福）江東区社会福祉協議会	理 事	鈴木 健之（江東支部会長）
江東区商店街振興事業検討会	委 員	鈴木 健之（江東支部会長）
江東区地域福祉活動計画推進・評価委員会	委 員	鈴木 健之（江東支部会長）
江東区特別職報酬等審議会	委 員	鈴木 健之（江東支部会長）
江東区保健所運営協議会	委 員	鈴木 健之（江東支部会長）
江東区民まつり中央実行委員会	委員・会計監事	鈴木 健之（江東支部会長）
江東地域雇用問題連絡会	委 員	鈴木 健之（江東支部会長）
江東花火大会実行委員会	委 員	鈴木 健之（江東支部会長）
江東ブランド推進協議会	委 員 長	鈴木 健之（江東支部会長）
隅田川花火大会実行委員会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
（一社）墨田区観光協会	理 事	久米 信行（墨田支部副会長）
墨田区がん対策推進会議	委 員	風間 利昭（墨田支部副会長）
墨田区がん対策推進計画策定部会	委 員	風間 利昭（墨田支部副会長）
墨田区基本構想審議会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	委 員	久米 信行（墨田支部副会長）
墨田区景観審議会	委 員	岡本 恵子（墨田支部副会長）
墨田区生活安全推進協議会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
墨田区地域公共交通活性化協議会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	委 員	山田 昇（墨田支部副会長）
墨田区都市計画審議会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
墨田区廃棄物減量等推進審議会	委 員	廣田 健史（墨田支部副会長）
墨田区名誉区民選定委員会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
墨田区優秀技能者表彰選考委員会	選 考 委 員	森 八一（墨田支部副会長）
墨田区老朽建物等審議会	委 員	小川 正允（墨田支部副会長）
（一財）墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部 貴明（墨田支部顧問）
（一財）墨田まちづくり公社	評 議 員	廣田 健史（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	実 行 委 員 長	老田 勝（墨田支部会長）
すみだまつり実行委員会	副実行委員長	風間 利昭（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副実行委員長	廣田 健史（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副実行委員長	岡本 恵子（墨田支部副会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委 員	老田 勝（墨田支部会長）
足立区環境審議会	委 員	小泉 俊夫（足立支部工業副分科会長）
（一財）足立区観光交流協会	評 議 員	近藤 勝（足立支部会長）
（公財）足立区勤労福祉サービスセンター	副 理 事 長	近藤 勝（足立支部会長）
（公財）足立区勤労福祉サービスセンター	理 事	遠藤 章（足立支部副会長）
（公財）足立区勤労福祉サービスセンター	評 議 員	山崎 臣男（足立支部サービス産業分科会長）
（公財）足立区勤労福祉サービスセンター	評 議 員	島 隆行（足立支部情報副分科会長）
足立区景観審議会	委 員	海老沼孝二（足立支部副会長）
足立区社会福祉協議会	評 議 員	近藤 勝（足立支部会長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)足立区生涯学習振興公社	監 事	遠藤 章 (足立支部副会長)
足立区特別職議員報酬等審議会	委 員	堀口 宗弘 (足立支部副会長)
葛飾区環境審議会	委 員	関根 重信 (葛飾支部副会長)
葛飾区観光文化センター等指定管理者選定委員会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区行政評価委員会	委 員	折登 紀昭 (葛飾支部常任相談役)
葛飾区健康医療推進協議会	委 員	榎野 雄平 (葛飾支部工業分科会副分科会長)
葛飾区工業振興会議	会 長	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区工業振興会議	副 会 長	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区工業振興会議	委 員	岩城 大輔 (葛飾支部工業分科会評議員)
葛飾区子ども・子育て会議	委 員	遠藤 隆浩 (葛飾支部建設・不動産分科会副分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委 員	杉野 行雄 (葛飾支部工業分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委 員	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委 員	羅山 能弘 (葛飾支部一般会員)
葛飾区産業フェア運営委員会	委 員 長	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委 員	平井 秀明 (葛飾支部工業分科会評議員)
葛飾区産業フェア実行委員会	委 員	石原 祐治 (情報サービス分科会長)
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評 議 員	大塚 喜司 (葛飾支部副会長)
(社福)葛飾区社会福祉協議会	理 事	染谷 光雄 (葛飾支部副会長)
葛飾区商業振興会議	委 員	石原 祐治 (葛飾支部情報・サービス分科会長)
葛飾区男女平等推進審議会	委 員	鈴木総一郎 (葛飾支部商業分科会長)
葛飾区地域安全活動連絡会	委 員	大塚 喜司 (葛飾支部副会長)
葛飾区地域産業振興会館指定管理者選定委員会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委 員	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区特別職議員報酬等審議会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会	委 員	矢部 文雄 (議員・葛飾支部副会長)
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委 員	遠藤 隆浩 (葛飾支部建設・不動産分科会副分科会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委 員	秋元 成夫 (葛飾支部情報・サービス副分科会長)
葛飾区優良工場及び優良技能士選定審査委員会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾ブランド推進協議会	委 員 長	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	委 員	鈴木三津雄 (葛飾支部交通運輸副分科会長)
新小岩創業支援施設入居審査会	委 員	西村 宜明 (葛飾支部商業卸売・副分科会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委 員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
寅さんサミット実行委員会	委 員	山口 正和 (葛飾支部商業分科会評議員)
エコタウンえどがわ推進本部	本 部 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区子ども・子育て応援会議	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区自殺防止連絡協議会	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区水害ハザードマップ改定に関する意見聴取会	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	委 員	守 伸之 (江戸川支部副会長)
江戸川区特別職報酬等審議会	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
江戸川区民まつり実行委員会	委 員	森本 勝也（江戸川支部会長）
江戸川区労働報酬等審議会	委 員	森本 勝也（江戸川支部会長）
小岩消防懇話会	会 長	平田 善信（顧問・名誉会長）
小岩消防署災害防止会	顧 問	平田 善信（顧問・名誉会長）
公共施設のあり方懇話会	委 員	平田 善信（顧問・名誉会長）
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委 員	平田 善信（顧問・名誉会長）

③ 事務局員

1) 政府・官庁関係

（2024年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名（東商での役職）
環境省 令和6年度 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会	委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
環境省 グリーンファイナンスに関する検討会	委 員	高橋 真史（産業政策第二部 主任調査役）
環境省 エコアクション21の運営に関する検討委員会	委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議	構 成 員	清水 繁（地域振興部長）
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議 観光資源魅力向上WG	構 成 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議 観光地域づくりWG	構 成 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議 二次交通対策WG	構 成 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）
関東運輸局 国際海上コンテナの陸上輸送の安全確保のための関東地方連絡会議	委 員	西田 優樹（地域振興部 都市政策担当課長）
関東運輸局 東京運輸支局 トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委 員	清水 繁（地域振興部長）
関東地方整備局 首都圏広域地方計画協議会 担当課長等会議	担 当 課 長	西田 優樹（地域振興部 都市政策担当課長）
経済産業省 エネルギー供給構造高度化対策調査等委託事業（エネルギー政策動向分析・調査支援事業）に係る企画競争審査委員	委 員	堀内 聖巨（産業政策第二部 主任調査役）
経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会	専 門 委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
経済産業省 アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業 審査委員会	委 員	八田城之介（国際部副部長）
厚生労働省 外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
厚生労働省 技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議	構 成 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
厚生労働省 公正採用選考人権啓発協力員	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 高等学校就職問題検討会議	構 成 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会	参 集 者	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 生涯現役促進地域連携事業に係る企画書等評価委員会	評 価 委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
厚生労働省 次世代育成支援対策推進委員会	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業統括委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
厚生労働省 地域活性化雇用創出プロジェクト評価・選定委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
厚生労働省 地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会	評 価 委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 中央職業能力開発促進協議会	構 成 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 治療と職業生活の両立支援広報委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会	臨 時 委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 労働政策審議会 雇用環境均等分科会 家内労働部会	臨 時 委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 労働政策審議会 障害者雇用分科会	臨 時 委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 雇用保険部会	臨 時 委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
国土交通省 関東地方整備局事業評価監視委員会	委 員	清水 繁（地域振興部長）
電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合	オブザーバー	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
東京労働局 東京新卒者等人材確保推進本部・作業部会	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会	委 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会 専門部会	委 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
東京労働局 東京都地域訓練協議会	委 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
東京労働局 東京都地域職業能力開発促進協議会	委 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
東京労働局 東京地方労働審議会 家内労働部会	委 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
東京労働局 東京地方労働審議会 労働災害防止部会	委 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
東京労働局 労働者派遣事業適正運営協力員	協 力 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
特許庁 令和7年度知財経営支援モデル地域創出事業に係る知財支援重点地域選定委員会	委 員	小島 和明 (産業政策第一部 副部長)
内閣感染症危機管理統括庁 事業者等における感染症対策等に関する意見交換会	委 員	小島 和明 (産業政策第一部 副部長)
内閣感染症危機管理統括庁 事業者におけるまん延防止対策の振り返りに関する意見交換会	委 員	小島 和明 (産業政策第一部 副部長)
内閣府 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議	委 員	清水 繁 (地域振興部長)
内閣府 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 帰宅困難者等対策の実行性向上に関するワーキンググループ	構 成 員	西田 優樹 (地域振興部 都市政策担当課長)
日本アゼルバイジャン経済委員会	監 事	西谷 和雄 (国際部長)
日本ウズベキスタン経済委員会	監 事	西谷 和雄 (国際部長)
日本カザフスタン経済委員会	監 事	西谷 和雄 (国際部長)
日本トルクメニスタン経済委員会	監 事	西谷 和雄 (国際部長)
日本モンゴル経済委員会	監 事	西谷 和雄 (国際部長)
日本・ブルガリア経済委員会	監 事	西谷 和雄 (国際部長)
東アジアビジネスカウンスル	共 同 議 長	西谷 和雄 (国際部長)
令和5年度産正グローバルパス未来志向型共創事業 (IPA新規交渉・見直しに向けた所産地規則・証明手続きの比較分析調査) における有識者検討会	委 員	山崎 幹人 (共済・証明事業部副部長/証明センター所長)
経済産業省 J-クレジット制度運営委員会	委 員	高橋 真史 (産業政策第二部 主任調査役)

2) 東京都関係

(2024年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
「ECサイト特設ページの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」企画・運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委 員	長嶋 収一 (中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長)
医療関連機器等の海外展示会出展支援等運営業務委託の受託者を選定するための技術審査会	委 員	大山 智章 (ビジネス交流部副部長)
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委 員	大井川智明 (広報部長)
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹 事	青木 陽典 (広報部 見える化推進担当課長)
「海外高度人材獲得支援事業」技術審査委員会	委 員	吉野 陽 (人材能力開発部 人材支援センター所長)
「外国人材受入総合サポート事業」技術審査委員会	委 員	吉野 陽 (人材能力開発部 人材支援センター所長)
「学生就業体験支援事業」運営業務委託に係る技術審査委員会	委 員	吉野 陽 (人材能力開発部 人材支援センター所長)
「環境・エネルギー分野の海外展示会出展支援等運営業務委託」技術審査委員会	委 員	大山 智章 (ビジネス交流部副部長)
「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託技術審査会	委 員	吉野 陽 (人材能力開発部 人材支援センター所長)
危機管理対策促進事業審査会に係る審査委員	委 員	張替 健吾 (中小企業部 中小企業振興担当課長)
「企業における女性活躍推進に係る気運醸成イベント等の企画実施業務委託」技術審査委員会	委 員	岩崎 智史 (産業政策第二部 主任調査役)
北展望室軽飲食及び物販店出店者選定委員会	委 員	西田 優樹 (地域振興部 都市政策担当課長)
GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 臨海専門部会	委 員	大山 智章 (ビジネス交流部副部長)
XR・メタバース等産業展(仮称)実行委員会	委 員	長嶋 収一 (中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長)
自殺総合対策東京会議	委 員	平澤 哲哉 (総務統括部長)
首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会	委 員	清水 繁 (地域振興部長)
首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会 広域避難先開設・運営検討 WG/情報発信・伝達検討 WG	委 員	西田 優樹 (地域振興部 都市政策担当課長)
情報公開・個人情報保護審査会	委 員	平澤 哲哉 (総務統括部長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
「女性ITエンジニア育成事業」企画運営業務委託技術審査委員会	委 員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）
専門図書館協議会	理事、運営委員長、表彰審査委員	大井川智明（広報部長）
専門図書館協議会	事務局 長	青木 陽典（広報部 見える化推進担当課長）
総合評価方式入札における事業者選定に係る審査会	審査会 委員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
総合評価方式入札における事業者選定に係る審査会	審査会 委員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）
第67回東京都児童生徒発明くふう展に係る審査会	審査 員	水村 裕一（中小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当課長）
男性育業取得促進に向けた普及啓発事業技術審査会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
「男性育業推進に向けた普及啓発事業」業務委託技術審査委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
地域における青少年健全育成推進会議	委 員	佐藤 弘太（総務課長）
「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」実施運営等業務委託技術審査委員会	委 員	吉野 陽（人材能力開発部 人材支援センター所長）
「中小企業人材課題ハッケン支援事業」連絡調整会議	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
中小企業デジタルコンシェルジュ運営業務委託の事業者選定に係る技術審査委員会	委 員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）
「DX実践人材リスキリング支援事業」運営業務委託技術審査委員会	委 員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）
「デジタル人材育成支援事業（短期集中コース）」企画運営業務委託技術審査委員会	委 員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）
「デジタル人材育成支援事業（ハイエンドコース）」企画運営業務委託技術審査委員会	委 員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）
東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
東京商店街グランプリ審査会	委 員	清水 繁（地域振興部長）
東京都 新型インフルエンザ等対策有識者会議	委 員	小島 和明（産業政策第一部 副部長）
東京都 新型インフルエンザ等対策有識者会議 社会機能部会	委 員	小島 和明（産業政策第一部 副部長）
東京都スポーツ推進モデル企業選定委員会	委 員	進藤 創（ビジネス交流部長）
「東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度」モデル企業選定委員会	委 員	西田 優樹（地域振興部 都市政策担当課長）
東京都観光事業審議会	委 員	清水 繁（地域振興部長）
東京都がん対策推進協議会	専門 委員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
「TOKYO特定技能」Jobマッチング支援事業」実施運営業務委託技術審査委員会	委 員	吉野 陽（人材能力開発部 人材支援センター所長）
令和6年度東京都経営革新優秀賞第二次審査会	審査 委員	佐藤幸太郎（中小企業相談部長）
東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議	委 員	進藤 創（ビジネス交流部長）
東京都健康推進プラン21推進会議・策定第三部会	委 員	大山 智章（ビジネス交流部副部長）
東京都子供・子育て会議	委 員	小林美樹子（企画調査部 副部長）
東京都若年者就業推進ネットワーク会議	委 員	吉野 陽（人材能力開発部 人材支援センター所長）
東京都障害者差別解消支援地域協議会	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
東京都障害者就労支援協議会	委 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
東京都職業能力開発協会 東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委 員	杉崎 友則（人材・能力開発部長）
東京都女性活躍推進大賞審査会	審査 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
東京都退職管理委員会	委 員	平澤 哲哉（総務統括部長）
東京都伝統工芸品産業振興協議会	委 員	水村 裕一（中小企業相談部中小企業相談センター業務推進担当課長）
東京都特別職報酬等審議会	委 員	平澤 哲哉（総務統括部長）
東京都廃棄物審議会	委 員	高橋 真史（産業政策第二部 主任調査役）
東京都ベンチャー技術大賞審査会	審査 委員	張替 健吾（中小企業部・中小企業振興担当課長）
東京都麻しん・風しん対策会議	委 員	進藤 創（ビジネス交流部長）
東京ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
都営交通の経営に関する有識者会議	委 員	西田 優樹（地域振興部 都市政策担当課長）
「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲータ事業」運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委 員	長嶋 収一（中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
「Buy TOKYO推進活動支援事業」実施運営等業務委託（新規採択分）事業者選定に係る審査委員会	委 員	大山 智章（ビジネス交流部副部長）
「ハラスメント防止対策推進事業」業務委託技術審査委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
物流関係者連絡会	委 員	西田 優樹（地域振興部 都市政策担当課長）
南展望室軽飲食物販売及び物品販売店出店者選定委員会	委 員	西田 優樹（地域振興部 都市政策担当課長）
ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2025開催企画運営等業務委託 技術審査委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
令和6年度イノベーションマップ策定会議	外 部 委 員	張替 健吾（中小企業部 中小企業振興担当課長）
令和7年度カスタマーハラスメント防止対策推進事業業務委託 技術審査委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
令和7年度女性活躍推進企業等ネットワーク（東京女性リーダー応援ネットワーク）事務局運営業務委託 技術審査委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）

3) その他

（2024年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
（一社）ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」審査委員会	委 員	鈴木 康修（オフィス環境部 情報システム担当課長）
（公社）ACジャパン東京執行委員会	委 員	平澤 哲哉（総務統括部長）
大阪商工会議所 ザ・ビジネスモール プロジェクト会議	委 員	大山 智章（ビジネス交流部副部長）
（一社）関東広域観光機構	理 事	清水 繁（地域振興部長）
関東地区電気使用合理化委員会	委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
（学）中央情報学園「AIプロジェクトを企画推進するビジネス創発型DX人材養成プログラムの開発」実施委員会・分科会	実施委員会・分科会委員	吉野 陽（人材・能力開発部人材支援センター所長）
（公財）教育資金融資保証基金	評 議 員	佐藤幸太郎（中小企業相談部長）
グローバルコミュニケーション開発推進協議会	会 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）
慶応義塾大学 教育課程連携協議会	委 員	城戸口隆俊（検定事業部長）
経済団体健康保険組合	選 定 議 員	平澤 哲哉（総務統括部長）
公立大学法人東京都立大学オープンユニバーシティ企画運営委員会	委 員	杉崎 友則（人材・能力開発部長）
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 評議員会	評 議 員	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
（一社）サステナブル経営推進機構 エコリブ環境ラベルプログラム アドバイザリーボード	委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
（一社）サステナブル経営推進機構 SuMPO環境ラベルプログラム アドバイザリーボード	委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
（一社）産業環境管理協会 リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委 員	皆藤 寛（産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長）
商工会議所データ利活用に関する検討会	委 員	平澤 哲哉（総務統括部長）
新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会	副 会 長	貫井 晴宣（オフィス環境部長）
（公財）児童育成協会 企業主導型保育事業審査委員会	委 員	岩崎 智史（産業政策第二部 主任調査役）
世界商工会議所連合（WCF）	理 事	西谷 和雄（国際部長）
「専修学校の国際化推進事業」事業実施委員会	委 員	吉野 陽（人材・能力開発部人材支援センター所長）
（一社）全国福祉用具専門相談員協会	理 事	城戸口隆俊（検定事業部長）
（公社）全日本洋裁技能協会・（一社）日本洋裁協会 2024全日本洋裁技能コンクール	審 査 員	水村 裕一（中小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当課長）
中央労働災害防止協会	参 与	清田 素弘（産業政策第二部 副部長）
（独）中小企業基盤整備機構 ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委 員	佐藤幸太郎（中小企業相談部長）
（独）中小企業基盤整備機構 「令和6年度 中小企業活性化セミナー開催業務」請負先選定に係る企画評価委員会	委 員	佐藤幸太郎（中小企業相談部長）
（公社）中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	佐藤幸太郎（中小企業相談部長）
ツーリズムEXPOジャパン推進室 ツーリズムEXPOジャパン2024 実行委員会	委 員	清水 繁（地域振興部長）
ツーリズムEXPOジャパン推進室 ツーリズムEXPOジャパン2025 愛知・中部・北陸実行委員会	委 員	清水 繁（地域振興部長）
ツーリズムEXPOジャパン推進室 ツーリズムEXPOジャパン2024 国内・訪日展示営業商談部会	部 会 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）
ツーリズムEXPOジャパン推進室 ツーリズムEXPOジャパン2024 ブランド広報部会	部 会 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）
ツーリズムEXPOジャパン推進室 ツーリズムEXPOジャパン2025愛知・中部北陸 国内・訪日展示営業・商談部会	部 会 員	原田 芳明（地域振興部 観光・流通サービス担当課長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(公社)鉄道貨物協会	評 議 員	清水 繁 (地域振興部長)
(公社)東京屋外広告協会「第14回東京屋外広告コンクール」	審 査 委 員	平澤 哲哉 (総務統括部長)
東京唐木仏壇工業協同組合 第63回東京仏壇展示コンクール	審 査 委 員	水村 裕一 (中小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当課長)
(公財)東京観光財団	理 事	清水 繁 (地域振興部長)
(公財)東京観光財団 国際イベント開催支援プログラム(誘致支援事業) 審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団 国際会議誘致・開催資金助成事業審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団 次世代型MICE開催資金助成事業審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団 東京都MICE連携推進協議会	委 員	清水 繁 (地域振興部長)
(公財)東京観光財団 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団 ハイブリッド型会議等開催資金助成事業審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団 MICE施設の受入環境整備支援事業審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
(公財)東京観光財団 ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業審査会	審 査 委 員	原田 芳明 (地域振興部 観光・流通サービス担当課長)
東京国税局土地評価審議会	委 員	平澤 哲哉 (総務統括部長)
(一社)東京珠算教育連盟	理 事	寺田 直子 (検定事業部主任調査役)
(一財)東京都営交通協力会	理 事	清水 繁 (地域振興部長)
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委 員	貫井 晴宣 (オフィス環境部長)
東京都介護保険審査会	委 員	平澤 哲哉 (総務統括部長)
(公財)東京都環境公社 優良性基準適合認定制度における評価委員会	委 員	皆藤 寛 (産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長)
東京都職業能力開発協会	参 与	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
(公財)東京都人権啓発センター	理 事	平澤 哲哉 (総務統括部長)
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理 事	佐藤幸太郎 (中小企業相談部長)
(一社)東京都中小企業診断士協会	理 事	佐藤幸太郎 (中小企業相談部長)
(独)東京都立産業技術研究センター	委 員	堀内 聖巨 (産業政策第二部 主任調査役)
東京都立産業技術大学院大学 PBL検討部会	委 員	長嶋 収一 (中小企業部担当部長)
東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議 実務担当者会議	委 員	長嶋 収一 (中小企業部担当部長)
(公社)東京のあすを創る協会	理 事	城戸口隆俊 (検定事業部長)
東京販売士協会	専 務 理 事	城戸口隆俊 (検定事業部長)
(一財)東京マラソン財団	理 事	清水 繁 (地域振興部長)
東京みなと祭協議会	委 員	清水 繁 (地域振興部長)
(株)東商サポート&サービス	監 査 役	山口 健 (財務部長)
日越大学	理 事	松岡 鉄也 (国際部副部長)
(特)日本NPOセンター	理 事	清水 繁 (地域振興部長)
(公財)日本環境協会 エコマーク運営委員会	運 営 委 員	皆藤 寛 (産業政策第二部 環境・エネルギー担当課長)
(公財)日本関税協会 東京支部	幹 事	西谷 和雄 (国際部長)
(一財)日本規格協会 環境管理規格審議委員会	委 員	皆藤 寛 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)日本経営協会	参 与	進藤 創 (ビジネス交流部長)
日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会	委員(座長)	山崎 幹人 (共済・証明事業部副部長/証明センター所長)
日本商工会議所 非特惠原産地証明に関する研究会	委 員	寺居 明香 (共済・証明事業部証明センター調査役)
日本商工会議所 貿易関係証明発給システム評価会合	委 員	山崎 幹人 (共済・証明事業部副部長/証明センター所長)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審 査 員	水村 裕一 (中小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審 査 員	清水 力 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当 主席調査役)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審 査 員	黒田 直幹 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当 主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審 査 員	馬場 建一 (中小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当 調査役)

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審 査 員	浅田 伸一 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当 副主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審 査 員	岡田 憲明 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審 査 員	水村 裕一 (小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審 査 員	岡田 憲明 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審 査 員	馬場 建一 (中小企業相談部 中小企業相談センター 業務推進担当 調査役)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審 査 員	栴澤 悠斗 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当 主任)
(一社)日本ショッピングセンター協会 第30回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審 査 員	新井 捺紀 (中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当)
社会福祉法人日本心身障害児協会	評 議 員	平澤 哲哉 (総務統括部長)
日本女子大学リカレント教育課程 外部評価委員会	委 員	杉崎 友則 (人材・能力開発部長)
日本女子大学リカレント教育課程 DX推進事業実施委員会	委員(構成員)	杉崎 友則 (人材・能力開発部長)
(一財)日本品質保証機構 ISO諮問委員会	委 員	高橋 真史 (産業政策第二部 主任調査役)
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会	評 議 員	西谷 和雄 (国際部長)
(一社)日本流行色協会	監 事	城戸口隆俊 (検定事業部長)
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金審査委員会	審 査 委 員	佐藤幸太郎 (中小企業相談部長)
「働きがい・働きやすさ増進への取り組みアンケート調査」委員会	委 員	長嶋 収一 (中小企業部担当部長・IT活用推進担当課長)
丸の内二重橋ビル 防火・防災管理者協議会	副 会 長	貫井 晴宣 (オフィス環境部長)
丸の内美化協会	常 務 理 事	貫井 晴宣 (オフィス環境部長)
有限責任監査法人トーマツ 業務部門における再エネ・省エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委 員	堀内 聖巨 (産業政策第二部 主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ 脱フロン・脱炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業に係る検証評価委員会	委 員	堀内 聖巨 (産業政策第二部 主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ 地域内での再エネ・省エネ・蓄エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委 員	堀内 聖巨 (産業政策第二部 主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ 二酸化炭素の総量削減を目的とした効率的脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委 員	堀内 聖巨 (産業政策第二部 主任調査役)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹 事	兼崎 志郎 (総務統括部副部長)
(一社)留学生支援ネットワーク アドバイザリーボード	メ ン バ ー	吉野 陽 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
(独)労働者健康安全機構 産業保健関係機関等連絡会議	構 成 員	清田 素弘 (産業政策第二部 副部長)
早稲田文理専門学校 学校関係者評価委員会	委 員	吉野 陽 (人材・能力開発部人材支援センター所長)

④ 支部事務局員

(2024年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理 事	碓井 秀直 (千代田支部事務局長)
(一社)中央区観光協会	幹 事	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区観光写真コンクール本選	審 査 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区協働推進会議	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
(公財)中央区勤労者サービス公社	評 議 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
第22回中央区産業文化展実行委員会	委 員	原 憲昭 (中央支部事務局次長)
中央区自殺対策協議会	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区大江戸まつり実行委員会	運 営 委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区立介護老人保健施設リハポート明石指定管理者候補事業者選定委員会	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ等指定管理者候補事業者選定委員会	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
月島三丁目北地区知的障害者グループホーム運営事業者選定委員会	委 員	和泉 純治 (中央支部事務局長)
東京駅八重洲口再開発協議会	理 事	和泉 純治 (中央支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」運営事業者選定委員会	委 員	和泉 純治（中央支部事務局長）
港区環境美化推進協議会	委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区観光振興連携会議	委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区観光ビジョン検討委員会	委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区観光フォトコンテスト	審 査 委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区商店グランプリ	審 査 委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区3R推進行動会議	委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区地域雇用問題連絡会	委 員	小野田賀人（港支部事務局長）
港区防衛親交会	常 任 理 事	小野田賀人（港支部事務局長）
港区マラソン実行委員会	事 務 局 次 長	小野田賀人（港支部事務局長）
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委 員、会 計	小野田賀人（港支部事務局長）
学校関係者評価委員会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区エコ事業者連絡会	理 事	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区環境審議会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評 議 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区産業振興会議 区民委員及び事業者委員 候補者選考委員会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区耐震補強推進協議会	理 事	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区リサイクル清掃審議会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿区労働報酬等審議会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
大新宿区まつり実行委員会	副委員長・財務部会長	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
東京国際工科専門職大学 教育課程連携協議会	構 成 員	西郷 直紀（新宿支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委 員	山本 順一（文京支部事務局長）
東京都立工芸高等学校学校運営連絡協議会	委 員	山本 順一（文京支部事務局長）
文京区技能名匠者認定事業審査会	審 査 員	山本 順一（文京支部事務局長）
文京区男女平等参画推進会議	委 員	山本 順一（文京支部事務局長）
文京ソゴカラ商店街エリアプロデュース事業委託事業者選定委員会	委 員	山本 順一（文京支部事務局長）
(公財)台東区産業振興事業団	理 事	小山 康司（台東支部事務局長）
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委 員	小山 康司（台東支部事務局長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委 員	小山 康司（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（アトリエ・店舗出店）支援事業審査会	委 員	小山 康司（台東支部事務局長）
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委 員	小山 康司（台東支部事務局長）
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協 議 委 員	小山 康司（台東支部事務局長）
北区コミュニティビジネス意見交換会	委 員	石井 洋介（北支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委 員	石井 洋介（北支部事務局長）
荒川区観光振興功労者選考委員会	委 員	近藤 仁（荒川支部事務局長）
荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業業務委託業者選定に伴う評価委員会	委 員	近藤 仁（荒川支部事務局長）
荒川区自然科学フォーラム	事 務 局 長	近藤 仁（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委 員	近藤 仁（荒川支部事務局長）
荒川区地球温暖化対策協議会	委 員	近藤 仁（荒川支部事務局長）
荒川区モノづくり見学・体験スポット整備支援事業認定審査会	審 査 委 員	近藤 仁（荒川支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
「第30回機械要素技術展」荒川区ブースのデザイン及び設営等業務委託者選定に伴う評価委員会	委 員	近藤 仁（荒川支部事務局長）
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会 計 監 事	近藤 仁（荒川支部事務局長）
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委 員	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
しながわ観光協会	理 事	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
品川区観光振興協議会専門部会	委 員	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
しながわC S R 協議会	委 員	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
しながわシティランイベント部会	委 員	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
城南職業能力開発連絡協議会	委 員	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委 員	荒井隆一郎（品川支部事務局長）
中目黒をさらに良くする連絡会	幹 事	佐塚 太一（目黒支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委 員	佐塚 太一（目黒支部事務局長）
目黒区技能功労者選考委員会	委 員	佐塚 太一（目黒支部事務局長）
目黒区自殺対策推進会議	委 員	佐塚 太一（目黒支部事務局長）
目黒区商工まつり運営委員会	委 員	飯塚 源太（目黒支部経営指導員）
(一社)大田観光協会	監 事	中井 宏好（大田支部事務局長）
(公財)大田区産業振興協会	理 事	中井 宏好（大田支部事務局長）
大田区シティプロモーション推進会議	委 員	中井 宏好（大田支部事務局長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	理 事	中井 宏好（大田支部事務局長）
大田区地域労働関係協議会	委 員	中井 宏好（大田支部事務局長）
大田区M I C E 誘致準備会	委 員	中井 宏好（大田支部事務局長）
おおた健康プラン推進会議	委 員	中井 宏好（大田支部事務局長）
おおたの未来づくり推進協議会	委 員	中井 宏好（大田支部事務局長）
世田谷区雇用問題連絡会議	構 成 委 員	近野 孝行（世田谷支部事務局長）
世田谷区自殺対策協議会	委 員	近野 孝行（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	事 務 局 長	近野 孝行（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	常 任 幹 事	多田 一裕（世田谷支部経営指導員）
世田谷区自立支援協議会	委 員	近野 孝行（世田谷支部事務局長）
世田谷区民まつり企画委員会	委 員	多田 一裕（世田谷支部経営指導員）
世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会	委 員	近野 孝行（世田谷支部事務局長）
渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会	委 員	小松 伸一（渋谷支部事務局長）
渋谷・鹿児島おはら祭実行委員会	監 事	小松 伸一（渋谷支部事務局長）
渋谷区くみの広場実行委員会	委 員	小松 伸一（渋谷支部事務局長）
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審 議 委 員	小松 伸一（渋谷支部事務局長）
(一社)渋谷再開発協会	理 事	小松 伸一（渋谷支部事務局長）
中野区国民保護協議会	委 員	安部 泰起（中野支部事務局長）
中野区人権施策推進審議会	委 員	安部 泰起（中野支部事務局長）
文科省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」企画推進委員会	委 員	安部 泰起（中野支部事務局長）
杉並区中学校対抗駅伝大会2024実行委員会	委 員	清水 優（杉並支部調査役）
第12回すぎなみ産業フェア実行委員会	委 員	酒井 崇好（杉並支部事務局長）
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委 員	酒井 崇好（杉並支部事務局長）
池袋駅周辺混乱防止対策協議会	委 員	蔵方康太郎（豊島支部事務局長）
池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委 員	蔵方康太郎（豊島支部事務局長）
池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委 員	杉浦龍太郎（豊島支部経営指導員）

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）	
大原ビジネス公務員専門学校池袋校「学校関係評価委員会」	委 員	蔵方康太郎	(豊島支部事務局長)
大原ビジネス公務員専門学校池袋校「教育課程編成委員会」	委 員	蔵方康太郎	(豊島支部事務局長)
第18回としまMONOづくりメッセ企画部会	委 員	蔵方康太郎	(豊島支部事務局長)
第18回としまMONOづくりメッセ企画部会	委 員	杉浦龍太郎	(豊島支部経営指導員)
第6期豊島区リサイクル・清掃審議会	委 員	蔵方康太郎	(豊島支部事務局長)
豊島区観光推進委員会	委 員	蔵方康太郎	(豊島支部事務局長)
板橋区勤労者福利共済事業運営協議会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
板橋区人材確保支援事業業務委託事業者選定委員会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
板橋区スマートシティ推進協議会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
板橋区地域自立支援協議会「就労支援部会」	部 会 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
板橋区民まつり実行委員会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
板橋区立企業活性化センター指定管理者選定委員会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
いたばし未来の発明王コンテスト事業運営実行委員会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
東京都立北豊島工科高等学校学校運営連絡協議会	協 議 委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
東京都立北豊島工科高等学校学校運営連絡協議会	評 価 委 員	伊東 海	(板橋支部事務局長)
全国都市農業フェスティバル実行委員会実務検討部会	部 会 員	長濱 正史	(練馬支部事務局長)
東京都立練馬工科高等学校学校運営連絡協議会	協 議 委 員	長濱 正史	(練馬支部事務局長)
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委 員	長濱 正史	(練馬支部事務局長)
練馬区障害者地域自立支援協議会	委 員	長濱 正史	(練馬支部事務局長)
江東区環境フェア実行委員会	委 員	西菌 健史	(江東支部事務局長)
(一社)江東区観光協会	監 事	西菌 健史	(江東支部事務局長)
江東区産学公連携連絡会	委 員	西菌 健史	(江東支部事務局長)
江東区産業展実行委員会	委 員	西菌 健史	(江東支部事務局長)
江東区中小企業活性化協議会	委 員	西菌 健史	(江東支部事務局長)
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委 員・監 事	西菌 健史	(江東支部事務局長)
情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会	構 成 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
墨田区産業振興会議	委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
墨田区自殺対策ネットワーク会議	委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
墨田区男女共同参画推進委員会	委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
すみだ次世代経営研究協議会	委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
すみだまつり実行委員会	財 政 委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
学校法人電子学園 文部科学省委託 専修学校の国際化事業推進委員会	委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
東京都立橘高等学校全日制過程パートナーシップ協議会	協 議 委 員	清水 竜	(墨田支部事務局長)
(特)あだち菜うどん学会	委 員	馬目 学	(足立支部事務局長)
葛飾エフエム放送(株)	監 査 役	渋谷 貴司	(葛飾支部事務局長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委 員	渋谷 貴司	(葛飾支部事務局長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委 員	渋谷 貴司	(葛飾支部事務局長)
葛飾区障害者就労支援協議会	委 員	渋谷 貴司	(葛飾支部事務局長)
葛飾区生物多様性推進協議会	会 員	渋谷 貴司	(葛飾支部事務局長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委 員	渋谷 貴司	(葛飾支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (8) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委 員	渋谷 貴司（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部 会 員	松尾 康宏（葛飾支部経営指導員）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部 会 員	渋谷 貴司（葛飾支部事務局長）
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	委 員	渋谷 貴司（葛飾支部事務局長）
城東職業能力開発連絡協議会	委 員	渋谷 貴司（葛飾支部事務局長）
(一社)東京社会保険協会葛飾支部	代 議 員	渋谷 貴司（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委 員	渋谷 貴司（葛飾支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委 員	石井 豪（江戸川支部事務局長）
城東職業能力開発連絡協議会	委 員	石井 豪（江戸川支部事務局長）
東京情報デザイン専門職大学教育課程連携協議会	構 成 員	石井 豪（江戸川支部事務局長）